

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	1	タウン移動サービス（自動運転の配車エンジンとサービス連携）	デマンド運行サービス（コネクシル（※））を基盤に、高齢者や子育て支援の機能を付加した任意の地点間でのデマンド乗り合い運行を可能とし、村民ボランティアによるデマンド交通や自動運転車両の利用に付加価値を付与し取支バランスのとれた「タウン移動サービス」を提供します。 ※ コネクシルは62の自治体で導入されている株式会社順風路のデマンド交通の配車エンジンです。	村民が不便に感じている交通に対して、新たな価値を付加した交通サービスを提供することで、生活の利便性が向上します。経済効果として、生産誘発額は14,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	村民ボランティアが送迎する場合、道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）の「一般旅客自動車運送事業を営むようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない」また、送迎の対価を授受する場合、法第78条（有償運送）に該当し、「家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない」となっており、これらの規制に抵触します。	道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）、法第78条（有償運送）	現在、NPO法人が村民ボランティアに地域通貨を支払い、村民に移動サービスを提供しています。更別村にはタクシー会社が無く、今後の高齢者の増加や自動車の維持管理費等を賄うことが困難です。したがって、村民が有償でのサービス提供を可能とする規制改革を提案します。送迎の対価を正統に授受することで事業性を確保するのみならず、サービスの質の向上を図ります。	国土交通省	道路運送法78条2号に定める自家用有償旅客運送では、市町村やNPO法人等が運送主体となり、住民ドライバーが自家用車を持ち込んで運送するサービス形態が可能であり、当該運送に際して実費の範囲内において運送の対価を収受することが可能である。よって、御提案については、現行制度の枠組みの中で対応可能である。			
北海道更別村	2	安全・安心・防災を担う地域統括センター（地域見守り巡回）	安全・安心・防災における情報管理とオペレーションを一体管理する「地域統括センター」を構築、各種画像や情報連携を通じた視覚・オーディオ・情報提供や報告を行い、日常から村民を守る先導的な体制作りを進める。地域全体の安全安心と人の繋がりを深める（地域見守り巡回、移動支援） バス上部の360度カメラにより異常発見時には速やかな対応が可能です。	農村エリアの小さな拠点としての地域統括センターで、地域見守り巡回、移動支援を行うことで、地域全体の安全安心と人の繋がりを深めます。経済効果として、生産誘発額は11,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	地域統括センターに配置された職員によるコミュニティの移動支援を行う場合、道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）の「一般旅客自動車運送事業を営むようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない」また、送迎の対価を授受する場合、法第78条（有償運送）に該当し、「家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない」となっており、これらの規制に抵触します。	道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）、法第78条（有償運送）	現在、NPO法人が村民ボランティアに地域通貨を支払い、村民に移動サービスを提供しています。更別村にはタクシー会社が無く、今後の高齢者の増加や自動車の維持管理費等を賄うことが困難です。したがって、村民が有償でのサービス提供を可能とする規制改革を提案します。送迎の対価を正統に授受することで事業性を確保するのみならず、サービスの質の向上を図ります。	国土交通省	道路運送法78条2号に定める自家用有償旅客運送では、市町村やNPO法人等が運送主体となり、市町村職員や住民ドライバーが自家用車を持ち込んで運送するサービス形態が可能であり、当該運送に際して実費の範囲内において運送の対価を収受することが可能である。よって、御提案については、現行制度の枠組みの中で対応可能である。			
北海道更別村	3	自動運転技術を活用した移動の円滑化を通じた住民QOLの向上	高齢者を含め、住民が生きがいを持って生き生きと活動・活躍するために、様々な人が自由に移動し、人と交流し、好きな活動を行うことができる環境を整備します。そのために、デマンド型の交通手段として、自動運転車両の導入を提案します。	高齢者を含め、住民が生きがいを持って生き生きと活動・活躍するために、様々な人が自由に移動し、人と交流し、好きな活動を行うことができる環境を整備します。経済効果として、生産誘発額は99,000千円/年、11人の雇用増と試算しています。	道路運送法及び道路運送車両法の保安基準を含むレベル4への対応に向けて自動運転車両の実装に伴う安全性の確保や、無人による事故発生時の対応等ができていない現状が課題です。	道路運送法及び道路運送車両法（レベル4への対応）	道路運送法（レベル4への対応等）、道路運送車両法の保安基準を含むレベル4への対応に向けて、スマート信号を整備し、自動運転車両が通行する際は、自動で歩行者信号、交差車両の信号をすべし赤信号にする信号制御を村内で行います。	警察庁	警察では、路側インフラを活用した公共車両優先システム(PTPS)によって、バス等の公共交通機関を対象とした優先信号制御を行っています。デマンド交通の形態にもよりますが、上記のような優先信号制御であれば、本件御提案の信号制御についても、必要となる路側インフラの整備等を行えば技術的には実現可能と考えられます。ただし、自動運転車両が通行する際に、通常時と異なる信号制御を行う場合は、交通の安全と円滑に影響がなく、また道路利用者が混乱しないような措置が必要です。 なお、現在、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の枠組みにおいてGNSS（位置情報）等を活用した信号制御等に係る研究開発を実施しており、当該研究開発では、自動運転バス等への活用も見据え、路側インフラに依存しない形でのPTPSを実現することを目指しています。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実施要領等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
北海道更別村	4	地域通貨などのフレットアプリを活用した持続的な公共交通の実現	北海道共通ポイントカードのEZOCAポイントのフレットアプリと、北海道旅Maas展開事業の成果をもとにEZOCAなどの地域通貨、地域ポイントの活用、「交通チケット」の概念を組み込むことで持続的な公共交通網の維持を目指す。公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上を目指す。現状、広尾線は長距離を運行する路線にもかかわらず一般道を運行する影響もあり運行時間が長時間となり、利便性が損なわれているが、バスの運行ルートを高規格道路に拡充させ速達性を確保するとともに、サツドラ店舗近辺にデマンド交通などの交通結節点となる「バス停」を設置して、ラストマイルの輸送を確保する。	持続的な公共交通網の維持、公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上を目指す。経済効果として、生産誘発額は2,000千円/年と試算しています。	広域路線/バス（地域間幹線系統補助）の補助制度により高規格道路走行に障壁が存在している。（地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱・実施要領・通達等）	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱・実施要領・通達等	バスの運行ルートを高規格道路に拡充させ速達性を確保した場合に補助制度が活用できるよう提案します。	国土交通省	補助対象の判断については、詳細な内容を伺った上で個別判断とはなりますが、一般的に生活ネットワークを確保・維持するため形成される地域間幹線系統に高規格道路が含まれる場合であっても、一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であるならば補助制度の活用は可能であります。			
北海道更別村	5	「空飛ぶクルマ」により実現される、新しい「SARABETSU」	空飛ぶクルマの活用による地域住民のQOL向上を目的とする。 ① 移動時間短縮による生活インフラの充実 「空飛ぶクルマ」を使用する事により、更別村の中心部から100キロ圏内の生活利便施設が生活圏となる。 ② 更別村の副都心化 新千歳空港と、更別村の中心地とを「空飛ぶクルマ」で結ぶ事により、札幌市と同程度の移動時間を実現させる。 ③ 札幌、旭川のベッドタウン構想 札幌及び旭川、根室、苫小牧等との間に「空飛ぶクルマ」の定期便を新設し、更別村をベッドタウンとして機能させる。 ④ 帯広市内大病院への緊急搬送 急病人の場合は、「空飛ぶクルマ」を使用し、緊急連絡から15分以内を目標に帯広市内の総合病院に緊急搬送を行う。	空飛ぶクルマの活用により地域住民のQOL向上を実現します。経済効果として、生産誘発額は82,000千円/年、7人の雇用増と試算しています。	「空の移動革命に向けた官民連携協議会（※）」と連携し、「空飛ぶクルマ」実装に向けた制度・規制の新設及び、「空飛ぶクルマ」の耐空証明やパイロット免許や離発着場等の基準の早期制定を目指します。 ※ エアモビリティ株式会社は空飛ぶ移動革命に向けた官民連携協議会のメンバーです。	航空法	空の移動革命ロードマップに示されている、下記a)～f)の制度・体制整備及びパイロット免許や離発着場等の基準の早期制定、教育訓練を充実できるフィールドを更別村に設置します。 a)新たなビジネスモデルに応じた空飛ぶクルマの運送・使用事業の制度整備、b)自動飛行のための制度整備、c)技術開発に応じた機体の安全性基準・審査方法の整備、d)事業の発展を見越した空域・電波利用環境の整備	国土交通省	【航空法について】 空飛ぶクルマの実現に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」の下に「実務者会」を設置するとともに、「機体の安全基準」、「操縦者の技能証明」、「運航安全基準」の3つのワーキンググループを立ち上げ、制度の方向性について更なる議論を進めていること、引き続き検討を進めてまいります。	空の移動革命に向けた官民協議会等への更別村の参画についてご検討ください。	国土交通省 経済産業省	官民協議会の構成員については、国土交通省と経済産業省で共同でヒアリングを行い判断することとしております。 ・空飛ぶクルマに関して検討されている具体的なビジネスや計画について、構成員向けに内容のご説明をいただけること ・技術開発・制度整備についての情報提供やご提言をいただき議論に貢献いただけることを必須要件としており、上記2点についてヒアリングの上判断をさせていただきます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	6	安全を確保したドローンによる軒先配送サービス（レベル4相当飛行の先行実現）	ドローンにより食品、日用品、医薬品等を軒先に配送する。配送システムの定着を踏まえ、他の社会サービスへの利用拡充についても検討する。省人化等のコストダウン、夜間、悪天候時のサービス実現、平常時に物資輸送を行っているドローン配送インフラ及びネットワークを活用し災害時などの交通途絶の際に緊急物資輸送を行うことを目指します。	現在国会にて審議中の航空法等改正案により解禁が見込まれるレベル4相当の飛行を先行的に実現することで、運航データ蓄積、安全性・利便性の検証を実施するとともに、レベル4飛行を活用したビジネスモデルを全国に先駆けて実施します。経済効果として、生産誘発額は8,000千円/年と試算しています。	① 第三者上空を操縦者等の自視の範囲外でドローンを飛行させることは、原則として認められません。 ② 第三者保有の物件から30m以内に近接した飛行を行う際は、国土交通大臣の承認が求められます。	① 航空法第132条の2第2項第2号（国土交通大臣の承認） ② 航空局長通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」5-5(物件に近接した飛行禁止)	① 住民への十分な説明を前提に、スーパーシティ区域計画決定の際の住民合意を通じて村全体をドローン運航の当事者とみなし、自視外による村民居住地域等の上空飛行を可能とする。なお、個別の運航の周知や注意喚起を徹底し、安全確保に万全を期すことで、第三者上空を操縦者等の自視の範囲外でドローンの飛行安全性を確保し先行実施します。 村民は第三者とみなされないことから、審査要領の求める第三者立入対策としては非村民のものでも足りることとする。具体的には標識等により村外からの車両等への周知を行い、カメラなどにより監視を行う。なお、上記①に掲げる周知等により、実態として村民の安全は確保される。 ② 上記①の住民同意により、ドローンによる軒先配送を実現するため、所有する住宅等の物件に近接したドローンの飛行や離着陸について同意を得たとみなし、個別の飛行について承認手続きを不要とする。なお、個別の運航の周知や注意喚起を徹底し、安全確保に万全を期すことで、第三者保有の物件から30m以内に近接した飛行を先行実施します。	国土交通省 内閣官房	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行される。 また、一定の空域でかつ一定の飛行方法で技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることとしている。 なお、本来、運航当事者（操縦者、補助者）には、ドローンの運航管理など、高度な安全対策の責任が求められるところであるが、ドローンの安全性が十分に確保されない段階で、一般住民一律に運航当事者とみなし、その上空を飛行させることは、安全確保の観点から望ましくありませんが、レベル4施行後の運用方法等については、随時、御相談に応じます。 また、第三者保有の物件に近接した飛行を行う際は、当該第三者の同意の有無に関わらず、安全確保の観点から承認を求めているところ。			
北海道更別村	7	買い物の利便性向上と最適な物流の仕組み及びポイントを活用した地域のサポート消費活性化の仕組み	ドローン、自動配送ロボット、ポランテアドライバーなどを活用し、買い物に行けない・行くのが難しい住民に対して、便利な商品注文と配送ソリューションを提供 ① 便利な商品注文インターフェース：スマホやタブレット、またスマートスピーカーなどから、必要な時に、必要なものを注文でき、おすめの商品も教えてくれる。様々な店舗に注文できる。 ② 最適な商品配送ソリューション：配達してくれるのは、ドローン、自動配送ロボットや近くのポランテアドライバー。必要な時間や交通状況に合わせて、最適な配達手法・ルートを選択。 ③ 5Gを活用し、高精度低遅延映像によりドローンや自動配送ロボットの自動運行の安全性を向上 ④ 購入時にはポイント払いができ、ポイントも付与される。付与されたポイントは、地域のお店どこでも使うことができる。どんな商品が買われているか、住民の傾向を統計分析し、店舗がデータを活用できる。	ドローン、自動配送ロボット、ポランテアドライバーなどを活用し、買い物に行けない・行くのが難しい住民に対して、便利な商品注文と配送ソリューションを提供します。経済効果として、生産誘発額は21,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	① 第三者上空を操縦者等の自視の範囲外でドローンを飛行させることは、原則として認められません。 ② 村民が自家用車（白ナンバー）で一般貨物を運送することは、認められていません。	① 6の①に同じ② 貨物自動車運送事業法3条及び35条	① エリア内の交通・通行量や配送ニーズなど、リスクとメリットに応じた柔軟な第三者上空飛行許可を提案します。 ② 貨物自動車運送事業法を改正し、村民の自家用車（白ナンバー）で一般貨物を運送することを可能とすることで、配達手段の一つに自家用車を含め、配達効率を高めます。	国土交通省	①【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。 ②貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。			
北海道更別村	8	次世代スマートストア	店舗の人手不足を解消する接客の無人化、コロナ禍における非接触ニーズへの対応とともに、高齢者にも優しいサービス品質の維持・向上、加えて、データを活用した効果的なマーケティングにより店舗がサステナブルに事業を続けられる安定的な収益を実現するスマートストアを提案します。スマートフォンのアプリを活用した入退店管理やセルフ決済に加え、接客ロボット、AIカメラ、IoT温度管理サービスなどを活用、スマートストア専用のスマートフォンアプリを活用し、入退店ゲートの自動検知や、商品スキャン、セルフ決済を実現します。エンタランスのAIカメラ/サーマルカメラにより防犯対策や安全対策を行います。店舗運営人員の最小化、既存店舗の夜間無人化により24時間営業のスマートストアを実現します。	データを活用した効果的なマーケティングにより店舗がサステナブルに事業を続けられる安定的な収益を実現します。経済効果として、生産誘発額は7,500千円/年、1人の雇用増と試算しています。	食品衛生法において、スマートストアとして無人店舗を設置する際、食品衛生責任者を配置する必要があります。	食品衛生法第48条	ICTを活用した衛生管理を講じたスマートストアについては、カメラやセンサー等による遠隔での運営や異常監視により食品衛生責任者が常駐せずとも問題ないとする規制緩和を提案します。	厚生労働省	食品衛生法施行規則別表第17において、法第51条第1項に規定する営業を行う者に食品衛生責任者を定める（選任する）よう求めています。食品衛生責任者を施設に常駐させることまでは求めていません。 ただし、常駐しない場合であっても、食品衛生責任者が遵守しなければならない衛生管理に係る事項については、実行可能でなければなりません。 なお、公衆衛生に与える影響が少ない営業を営む場合には、そもそも食品衛生責任者を定める必要はありません。 (根拠法令として御提示いただいた食品衛生法第48条は、食品衛生管理者の根拠規定であり、食品衛生責任者の根拠規定ではありませんので、御留意ください。)			
北海道更別村	9	医学と健康によるまちづくり	住居医学とMBEを結びつけた新産業創生、少子高齢社会のまちづくりを行う。ウェアラブル端末などを使用し、一人ひとりのバイタルデータや生活環境データを活用して、生活アドバイスを提供する「パーソナル健康サービス」や、家族等に異常を伝える「異常値通知サービス」を提供。さらに、生活アドバイスに即してネットスーパーにもリンクする「レコメンデーションサービス」を実施する。 また、アプリを活用した「電子地域通貨健康マイレージサービス」をブロックチェーンシステムを用いて発行し、高齢化による「消費行動の減退」や「コミュニティ機能の低下」の解決につなげていく。将来にオンラインでの診療をサービスに組み込むことも検討しています。	少子高齢化社会における、コミュニティの希薄化を防止、村民の健康活動を促進により社会保険費の削減効果が期待できます。経済効果として、生産誘発額は6,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	① 健康マイレージの付与はサービス利用者が対価を支払ってポイントを受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当させ、限度額を算定することが困難です。 ② 遠隔診療は原則として直接対面で行うこととされているため、ウェアラブル端末やデバイスを通じた医師との遠隔診療が制限される。	① 不当景品類及び不当表示防止法 第2条 ② 医師法第20条、オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂）	① 健康マイレージは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、健康に寄与する活動を行った村民に健康マイレージを地域通貨として付与することを提案します。 ② 本サービスでは、ウェアラブル端末やデバイスを通じて、事前に健康診断を受けた上でバイタルデータや環境データを取得している村民に対して、いつでも医師と対面診療を受けることを前提としています。したがって、当該サービスを利用する村民に限定し遠隔診療を可能とすることを提案します。	消費省庁 厚生労働省	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかなるかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して健康マイレージを提供しないのであれば、景品類には該当しません。」 オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
北海道更別村	10	遠隔指導による生活習慣病予防（セキュリティを重視した新生活様式における遠隔指導による生活習慣病予防）	①スマートフォンのウェアラブル機器で取得した生活情報、医療情報に電子署名を付け、閲覧・活用者を指定。医師、薬剤師などの専門家がアクセスして遠隔モニターによる支援を行うサービスプラットフォームを構築。取得した情報のAIによる分析・解釈を行う。 ②健康指導、アドバイス等を遠隔で実施することで指導やアドバイスを伴う、雇用効果が期待できる。 ③遠隔での実施や移動交通手段、医療機関との連携により、感染リスク低減。	少子高齢化社会における、コミュニティの希薄化を防止、村民の健康活動を促進により社会保険費の削減効果が期待できます。	① 健康マイレージの付与はサービス利用者が対価を支払ってポイントを受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当させ、限度額を算定することが困難です。 ② 遠隔診療は原則として直接対面で行うこととされているため、ウェアラブル端末やデバイスを通じた医師との遠隔診療が制限される。	① 不当景品類及び不当表示防止法 第2条 ② 医師法第20条、オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂） V-1-(2)-②-ii	① 健康マイレージは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、健康に寄与する活動を行った村民に健康マイレージを地域通貨として付与することを提案します。 ② 本サービスでは、ウェアラブル端末やデバイスを通じて、事前に健康診断を受けた上でバイタルデータや環境データを取得している村民に対して、いつでも医師と対面診療を受けることを前提としています。したがって、当該サービスを利用する村民に限定し遠隔診療を可能とすることを提案します。	消費省庁 厚生労働省	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかなるかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して健康マイレージを提供しないのであれば、景品類には該当しません。」 オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	11	心肺突然死を自動・共助・公助で守る	全国で1年間に約8万人に心原性心臓停止が起きている状況を鑑み、心原性心臓停止者の命を、自動・共助・公助で救う仕組みを構築します。広大な農地や牧草地での作業においては、心臓停止により突然死に陥る住民が存在する可能性があります。救急隊到着前の一般人による心肺蘇生により、心臓停止となった傷病者の社会復帰率は大きく向上することから、日常的な健康管理とともに医療センサによるスクリーニング、SOSボタン整備等の支援システムを構築することで農家の抱い手の健康を守ります。	当該規制改革により、血中酸素飽和度を測定する「パルスオキシメーター」のアプリケーションも医療機器として承認されることで、新型コロナウイルスの感染拡大を収束させるために役立つことが期待されます。加えて、このような規制改革により、日本の医療機器研究や技術開発が促進されるものと考えます。経済効果として、生産誘発額は5,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	令和3年1月27日の厚生労働省医業・生活衛生局通知（厚生労働省告示第267号）により、Apple Watchは「家庭用心電計プログラム」及び「家庭用心拍数モニタプログラム」として承認されたが、従来にはないものが新設されることとなりました。一方で、令和3年1月27日の「薬生機審発0127第7号・薬生安発0127第4号」の留意点として「本品は、心房細動の兆候（心房細動を示唆する波形）の検出を補助的に行うものであり、従来の医師による診断に代わるものではない。通知結果は1つの参考指標であり、実際の病態と異なる可能性がある。とある。このようなApple Watchやfitbitのように米国で製造されている既に心電計の機能を備えたウェアラブルウォッチの機能が医療診断に利用可能となれば、更に救える命が増えると考えます。	令和3年1月27日の厚生労働省医業・生活衛生局通知（厚生労働省告示第267号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第24条4項	医師がウェアラブル端末からアプリケーションを介して得た情報を根拠として利用できる機器（Apple Watchやfitbit）を医療機器として認めていただくことを提案します。	厚生労働省	家庭用として承認される医療機器は、医業向けとして承認された心電計や心拍数モニタと同様の、医師の診断に必要な性能を必ずしも十分に有しているわけではありません。ただし、医師が自らの患者の診断・治療のために、家庭用として承認された医療機器や未承認のパルスオキシメータを使用することは可能です。			
北海道更別村	12	行政サービスワンストップの実現	各種証明書の交付を顔認証による「デジタル申請」で受け付け。自治体側は情報を電子データを保管し、証明書を発行する仕組みを目指す。将来的には、顔認証による本人確認だけで手続き可能なデジタル窓口の開設を目指す。	行政手続きのオンライン化（書面・押印の廃止、来庁不要）による住民コスト・職員コストの削減を実現します。経済効果として、生産誘発額は16,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	① 市町長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならないが、その方法（顔認証）が認められていない。 ② 申請等のうち当該申請に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。	① 住民基本台帳法第12条3項 ② 情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律第6条4項	① 当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする手段として「顔認証」の追加を提案します。 ② 個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置に「顔認証」の追加を提案します。	総務省	<①について> 住民票の写し等の交付制度については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報漏えいすることを防ぐため、住民基本台帳法第12条第3項等の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 オンラインによる住民票の写し等の交付請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により認められており、この場合の本人確認措置としては、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 オンラインの手続きにおいては、このような電子証明書を活用する方法が、現時点では最も適切な本人確認の方法とされているところであり、ご提案の「顔認証」には画像の改ざんやなりすましの防止といったセキュリティの観点や本人により真正に成立したものと推定できる法的根拠が認められていない等の法律上の観点から問題があるものと考えています。	電子証明書の活用は、マイナンバーカードが必須ですが、顔認証を活用することで、申請のハンズフリー化を実現できます。また、高齢者にとって書類記載、パスワード暗記は負担となりますが、顔認証を活用することで、負担解消が可能です。電子証明書とも合わせ、さらなるオンライン手続きの推進に資すると考え、高齢者にとっての不便さを解消するためにも規制改革を求めます。 本提案においては、オンライン通話で職員と高齢者を繋ぎ住民票等の交付申請を行う運用を想定しており、顔認証及び職員による口頭及び画面を通しての目視での確認を組み合わせて本人確認を行うことにより、なりすましを防止する。また、顔認証として、写真や動画等によるなりすましをチェックする機能に対する対策も講じることとしています。	総務省	マイナンバーカードに係る電子証明書は、当該電子証明書に係る電子署名が行われた情報が法律上、真正に成立したことが推定される扱いとなることあり、その発行の際には、厳格な本人確認として、対面での手続きを必須としています。ご提案の顔認証が、どの情報との照合を意味する仕組みが定かではありませんが、当該電子証明書の利用に当たって、顔認証を含む生体認証を活用する場合には、ご指摘のとおり暗証番号を記憶する必要がないという利便性がある反面、一定の確率で本人を拒否したり、他人を本人と誤認してしまうこと、指紋や虹彩などの通常視認できない身体・行動情報は、本来他人が知り得ない機密な個人情報であること、暗証番号とは異なる、取り替えることや流出時に消去することが困難であること、といったセキュリティ上や利用面での課題もあります。 以上のような課題を考慮しつつ、マイナンバーカードに係る電子証明書の利用にあたっては、一定の性能や機能を満たした端末等の設備・体制の整備と主務大臣認可を要件とした上で、顔認証を利用する方式を令和元年に制度化し、マイナンバーカードの健康保険証利用でも活用することとしています。 なお、各種手続きにおける本人確認について顔認証技術を活用することは、各種手続きに必要とされる本人確認のレベルや、他の認証方法との併用等によって整理されるべきであり、例えば署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続について、顔認証技術を活用したアプリの開発に取り組みとともにスマートフォンに搭載される電子証明書の利用における顔認証技術の活用についても、課題を整理しつつ、検討を進めているところです。
北海道更別村	14	ビレッジオペレーションセンターの整備及びセンタープレイスの建設	ビレッジオペレーションセンターにセンタープレイス（図書館・カフェ・小ホール等）を併設し、村民が集まり、意見交換を行い、村の情報を手に入れる場所として、村の情報を日本、世界に発信する場所とします。また、企業誘致、定住促進の足掛かりとなる複合施設整備とし、コンパクトシティをビル型で行う、ビル型コンパクトシティを実現します。	更別村では、現状でも企業の移転先となる事務所や引越先先の住居が多く要望されており、今後にも更に要望は増えると予測されます。その中で、企業誘致や定住促進が期待できます。建設費200億円。経済効果として、生産誘発額は75,000千円/年、6人の雇用増と試算しています。	都市計画区域外の1ha以上の開発行為を行う場合には許可が必要になり、北海道庁の開発許可が必要になります。（都市計画法第29条）また、更別村の総面積のうち7割が農地であり更別村では「農業振興地域整備計画」に基づき農地の保全に努めています。	農地法第4条	農村で、高層建物を利用したコンパクトシティの実現に向けて、従来の農業委員会等での意見聴取による農地保全の観点、農業振興地域に対しては総合的な開発前提とした柔軟なまちづくり計画が行えるよう転換し、村と道庁とが連携した独自のまちづくり計画を地区計画として（用途地域制限、高さ制限、高度利用促進等の付与）策定します。提案の施設については、農地転用許可不要を求めます。	農林水産省	農地は、農業生産にとって基礎的資源であることから、農業公共投資を行った農地や生産性の高い集約的な農地を良好な状態で確保することが重要です。このため、農業振興地域制度の適切な運用を通じて優良農地を確保する観点から、農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等としているものです。 ご提案の施設の設置については、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の作成による特別措置、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が調った土地については、農用地区域からの除外及び農地転用許可が可能となり、これらの仕組みにより設置が可能となるものと考えられます。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			
北海道更別村	15	農業を軸としたSociety5.0を推進する未来の教室の構築	全ての学習の基盤となる情報活用能力の育成から、アクティブラーニングや新たな価値創出の基盤となるデータ科学に関するe-教育プログラムを充実させることにより、スマート農業の普及・発展に資するSTEAM教育の場を構築。 ・小中高等学校向けプログラミング教育の提供 ・農学・農業におけるデータサイエンス教育の提供 ・遠隔教育システムの構築	全ての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。持続可能な農業を推進し、技術革新の拡大が期待できます。経済効果として、生産誘発額は13,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	授業目的の公衆送信著作権制度適用先(教育機関以外への)拡大（著作権法 第35条第1項（学校その他の教育機関における複製等）「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む、以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物があつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝送することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝送の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。）	著作権法 第35条第1項（学校その他の教育機関における複製等）	IT/AI活用人材を育成・強化するためには、運用制御技術（OT）人材のIT技術習得、IT人材の運用制御技術（OT）ノウハウ取得を加速する両分野での人材育成、人材交流等が必要です。農学・農業におけるデータサイエンス教育の提供のため規制を緩和し、授業目的公衆送信著作権制度適用先を教育機関以外へ拡大いただきたい。	文部科学省	著作権法上、他人の著作物を利用するには原則著作権者の許諾を得る必要がありますが、著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性及び著作物利用の実態を踏まえた必要性に鑑み、特別に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。上記の理由より、教育機関以外で行う場合に同条の適用を認めることはできません。また、同条が適用される場合においても著作権者の利益を不当に害しないよう著作物の送信先を限定する等、著作物の市場への影響に配慮する必要があります。 同条が適用されない場合であっても、著作権者の許諾を得ることにより、他人の著作物を利用できます。なお、許諾が必要な場合でも、著作物の分野毎の著作権管理事業者が著作権の集中管理を進め、包括ライセンスの準備をし、できる限り円滑に著作物の利用ができるような取組が行われています。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	16	官民連携事業主体（ソーシャルベンチャー）による行政サービスの実施	行政サービスを村と民間のジョイントベンチャーであるソーシャルベンチャーで実施する。一部の行政サービスをソーシャルベンチャーとして実施することで更別村の歳入を削減し、高齢者のQOL向上に更別村の歳入を充てることができる。また、退職職員をSVで再雇用することでいつでも活躍できる更別村を実現します。 ① 公共施設の整備・維持管理 ② 観光振興（観光案内やHP作成、SNS等）、救命救急 ③ 図書館管理、公共交通サービスの提供 等	公共施設（建物・上下水道等）の維持管理等をソーシャルベンチャーで受託することで行政の費用負担を軽減することが可能となり、持続可能な村経営が可能となります。 経済効果として、生産誘発額は20,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	① 村内の273戸の平屋の公営住宅を官民連携企業であるソーシャルベンチャーで民有施設を併設した複合高層建物とすることで、コンパクト化を図ります。公営住宅と民有施設を一体的に整備する場合、PFI方式を採用することで施設所有者をBTO方式により村とし整備にかかる補助を受けられることがとなります。しかしながら、PFI法では第5条第6条実施方針の策定、第7条特定事業の選定、第8条民間事業者の選定、第10条技術提案、第11条客観的な評価、第12条地方公共団体の議会の議決の手続きをとる必要があります。施設整備までの事務手間と費用が必要となります。	① PFI法 第5条第6条実施方針の策定、第7条特定事業の選定、第8条民間事業者の選定、第10条技術提案、第11条客観的な評価、第12条地方公共団体の議会の議決の手続きをとることを提案します。	① 速やかに合理的にソーシャルベンチャーが公営住宅の整備・維持を図るために、PFI手法をとらず、不動産特定共同事業法を活用した官民共同事業とすることを提案します。この場合、不特法に基づき公営住宅整備にかかる補助金が支払われるような新たな枠組みを設けることを提案します。	内閣府	【内閣府】 ・PFI事業は、公共施設等の整備等に関する事業について効率性、公平性、透明性を確保することを原則としており、実施方針の策定や特定事業の選定といった公平性・透明性の確保を担保する手続や、PFI事業として行うことによる効率性・経済性の確保のための手続がPFI法上規定されていることから、法定の各種支援の対象となっているほか、各種国庫補助事業の対象となっているところ。 ・一方、PFI法によらない官民連携を活用する場合は、補助金等を活用できない補助金の補助率が低い施設等において活用する等、PFI手法以外のPPP手法のメリット・デメリットを踏まえ検討されたい。			
北海道更別村	17	ヘルスイнком（健康マイレージ・ポイント）の創出	「ビレッジオペレーションセンターの整備」による事務手続きのコスト削減や「公共施設全体の再構築」による財政支出の削減、医学に基づいた健康寿命の延伸により医療費及び介護給付費を削減し、75歳以上の高齢者がスーパーシティによりサービスを利用することで削減できる歳入を当該高齢者に対するヘルスイнкомとして付与します。高齢者はヘルスイнкомとして付与される毎月1万円～1万5千円の地域通貨で、サービスを受受するため必要なウェアラブル端末の使用料や通信料の支払いに利用します。	100歳になって元気な高齢者社会を実現できます。経済効果として、生産誘発額は77,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	ヘルスイнкомの付与はサービス利用者が対価を支払って受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当させ、限度額を設定することが困難です。	不当景品類及び不当表示防止法第2条	ヘルスイнкомは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、更別村「SUPER VILLAGE」の先端的サービスを利用する75歳以上の高齢者に地域通貨として付与することを提案します。	消費庁	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のゆいを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して」ヘルスイнкомを提供しないのであれば、景品類には該当しません。			
北海道更別村	18	再エネ大量導入に向けた次世代電力ネットワークに対応した分散型エネルギーの地産地消	① 小売電気事業者になり、P2Pプラットフォームとして域内のドローン充電ポートやEV、エコキュート等から電力を供給し、再生エネルギーの直接取引を行うプラットフォームを運営し、P2P電力取引を実現する。 ② 更別村の資源（木材、家畜糞尿等）を活用したバイオマス発電を行う。 ③ ソルガムを活用したバイオマス発電の開発支援。さらに発電による排熱を利活用する。 ④ 廃棄資源や研究開発中の農作物をバイオマス発電に利活用する。また、デジタル地域通貨により電力融通することで決済手段にも対応する。 ⑤ 電気自動車、ドローンの充電場所と連携して電力エネルギーを供給し、自動運転のサービスを向上させる。	需要家間の取引を可能にすることでユーザーに価値提供となるほか、社会コスト削減や需要家の選択的拡大、取引参加者の経済的メリット、再生エネルギーの地産地消の推進ツールなどの効果が期待できる。 経済効果として、生産誘発額は20,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	・次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会第7回経産省資料の「配電分野の高度化に資する新たな事業類型について」の12頁でP2P電力取引が整理されています。 ・「P2Pプラットフォームを小売電気事業者等と位置付けることすれば、類型④～⑥については現行制度上も実現可能と考えられますが、類型④⑤⑥については現行の制度運用では実現できないビジネスモデルとなる。」と記載があります。 ・これは、エネ庁「部分供給に関する指針」において「低圧における部分供給は、競争政策的観点からは意義は希薄と考えられることから、旧一般電気事業者は新電力や需要家からの部分供給の依頼に対し、必ずしも応じることを求めないものとする。」という記載に起因しています。P2Pプラットフォームが小売電気事業者として低圧の供給を行う場合には、低圧における部分供給が発生します。	電気事業法、資源エネルギー庁「部分供給に関する指針」	SVが小売電気事業者になり、域内のドローン充電ポートやEV、エコキュート等から電力を供給することを想定しているため当該指針の変更を提案します。	経済産業省	・令和2年6月に電気事業法を改正し、配電事業を新たに位置づけました（令和4年4月1日施行）。配電事業制度は、配電事業者が柔軟に託送供給等約款を設定することができます。 （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ P22以降） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf			
北海道更別村	19	有価証券を原資としたデジタル地域通貨とペイメントプラットフォーム	更別村の日常生活のあらゆる場面でデジタル地域通貨を利用可能とすることで普及拡大と地域経済の活性化を図る。デジタル地域通貨の原資は有価証券とし村民が有価証券を購入することで地域通貨を利用できる。これまでにないデジタル地域通貨スキームを構築することで、地域通貨のメリットを最大化する。	村民が有価証券を購入することでデジタル地域通貨を利用できるこれまでにない地域通貨スキームを構築することで、地域通貨のメリットを最大化します。ソーシャルベンチャーが実施する事業にふるさと納税を活用したSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の仕組みを取り入れ、村民が株主となる官民連携企業による村経営が可能となり、過疎地域の歳入・歳入の健全化を促す。 経済効果として、生産誘発額は53,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	STOにおいて50名以上の者に対して電子記録移転権利の取得を勧誘すると「募集」に該当するため、発行者は、発行価額の総額が1億円未満である場合（少額免除）などを除き、有価証券届出書を提出し（金商法4条1項、5条1項・5項）、目論見書を作成することが義務付けられます（金商法13条1項）。また、仲介業者には一種金融商品取引業者の登録が必要であり（金商法29条、28条1項1号）、ソーシャルベンチャーでサービスを実現することが困難であるため、上記関連法の規制改革が必要とされます。	金融商品取引法4条1項、5条1項・5項 金融商品取引法13条1項 金融商品取引法29条、28条1項1号	ソーシャルベンチャーでサービスを実現することが困難であるため、左記関連法の規制改革が必要とされます。	金融庁	セキュリティトークン（ST）は、広く流通する蓋然性が高いことから、投資者保護に鑑み、金融商品取引法上の有価証券として同法に基づく各種規制を課すこととしています。 想定されているスキームの具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、仮に当該STが電子記録移転権利に該当するものであって、50名以上の者に対する取得勧誘が行われ、かつ、発行価額の総額が1億円以上であれば、発行者は有価証券届出書の提出、目論見書の作成を行う必要があります。また、電子記録移転権利の取得勧誘等を業として行う場合は、原則として第一種金融商品取引業の登録が必要となります。 そもそもSTは、既存の有価証券の権利としての性質を変更したり、特別の扱いを定めたりするのではなく、農村がスキーム上想定している社債等の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券（第一項有価証券）に關しても、上記対応が求められています。さらに、匿名組合出資持分の金融商品取引法第2条第2項各号に規定される権利を裏付けとするSTについては、ブロックチェーン技術等の活用により、事実上多くの投資家間で流通する可能性が生じることから、第一項有価証券として位置付けています。 開示に伴う負担については、上記金額要件で考慮されており、また電子記録移転権利の売買等の仲介に当たっては当該業務を適確に遂行する人的構成や必要な体制整備が必要であることから、投資者保護に鑑み、想定されているスキームに限ってこれらの義務を免除することは適当でないと考えております。 なお、地方公共団体が行う有価証券の取得勧誘等の行為は「金融商品取引業」から除外されており、貴村が自ら電子記録移転権利の取得勧誘を行う場合は、第一種金融商品取引業の登録を得る必要はありません。また、「ソーシャルベンチャー」が自ら電子記録移転権利の発行・取得勧誘（自己募集）を行う場合は、第二種金融商品取引業に該当し、第一種金融商品取引業の登録を得る必要はありません。			
北海道更別村	20	地域通貨などのウォレットアプリを活用した持続的な公共交通の実現	北海道共通ポイントカードのEZOCAポイントのウォレットアプリと、北海道版MaaS展開事業の成果をもとに、更別村の地域通貨「サラ紙幣」、EZOCAなどの地域通貨、地域ポイントの活用、「交通チケット」の概念を組み込むことで持続的な公共交通網の維持を目指す。公共交通の乗車を高めることで、収益性、利便性の向上も目指す。現状、広尾線は長距離を運行する路線にもかかわらず一般道を運行する影響もあり運行時間が長時間となり、利便性が損なわれているが、バスの運行ルートを高規格道路に拡充させ速達性を確保するとともに、サドラ店舗周辺にデマンド交通などの交通結節点となるバス停を設置して、ラストワンマイルの輸送を確保する。	持続的な公共交通網の維持、公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上を目指す。	北海道全体で展開しているEZOCAi、ブロックチェーン技術を活用した決済システムを備え、EZOCAを暗号資産として流通させる場合には、法定通貨との交換性や管理権不在のブロックチェーンであること等課題が存在することから、資金決済法等に則した制度設計が必要となります。	資金決済に関する法律第三章の二	暗号資産となる地域通貨を流通させるために、法定通貨との交換性を担保させることを求めます。	金融庁	ご提案頂いた「暗号資産となる地域通貨」について、その事業内容が必ずしも明らかではありませんが、資金決済に関する法律における「暗号資産」は、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値」であることが要件の一つとされており、法定通貨による暗号資産の売買は可能です。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	21	オリジナルデジタル地域通貨を発行・運用	電子マネーギフト、地域限定のオリジナルデジタル通貨を発行・運用代行できる仕組みを提供する。村内の店舗、公共施設での利用に加え、ボランティアや観光客への付与により域内消費の活性化を目指す。	デジタル地域通貨を商品券として発行し、地域住民による域内消費を活性化させます。	ポイントの付与はサービス利用者が対価を支払ってポイントを受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当させ、限度額を算定することが困難です。	不当景品類及び不当表示防止法第2条	ポイントは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、ボランティアを行った村民や観光客にポイントを地域通貨として付与することを提案します。	消費者庁	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されており、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して」ポイントを提供しないのであれば、景品類には該当しません。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	22	フィールドサーバ(FS)+キューブ型発電システム(キューブ)を用いた自動農業システムの構築	ロボット農機が自律的に周辺監視して非常停止できる仕組みを開発し、社会インフラ化する。 ①FS+キューブを用いた自動走行トラクタのオーバーラン防止システムの構築FS+キューブに長距離レーザー変位センサを搭載し、自動走行トラクタが作業区域外へ出たことを検出できるようにする。 ②FS+ドローンによる自動走行トラクタ及び圃場監視システムの構築ドローン空撮より自動走行トラクタの監視を行う。ドローンは、非GPS環境下でも自律飛行できる機体の採用を検討する。また、ドローンを5分で充電できる超高速充電技術の採用も検討する。ドローンからは栽培管理用の画像を取得することも目的とし、長時間連続でトラクタ及び圃場を監視する仕組みとその評価手法である栽培管理システムを構築し、自動農業システムを実現する。	ロボット農機を遠隔監視する環境を整備することで、農作業はドローンやロボット農機が担うようになり、人手不足や高齢者の負担が解消される。また、キューブ型発電システム(太陽光発電+蓄電池)を圃場だけでなく、村の防災拠点や避難場所へ導入することにより、災害時の非常用電源(ライブライン)として活躍できる。	① FCCマーク、CEマークを取得済みの海外製品についても電波法に基づく技術または認証が必要であり、2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯、5.6GHz帯では200mW以下の送信電力でなければ技術を受けることができます。(電波法第38条の6、第38条の24) ② 道路交通法、道路車両運送法を改正し、自動走行ロボットの公道走行の実施が2021年を目途に検討されています。しかしながら、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」では道路ではロボット農機を自動走行させないこととされています。(道路交通法第2条、道路運送車両法、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン) ③ 農機の公道走行については、道路運送車両の保安基準の緩和により可能となりましたが、ハーベスターやビーンレッシャー等の一部の農機の公道走行については緩和対象かどうか不明瞭です。 ②の規制改革にあわせて定義が必要となります。	①電波法第38条の6、第38条の24 ②③道路交通法第2条、道路運送車両法、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン	①世界と競争する農業技術を迅速に高めるために海外製品の利用できる環境を整える必要があります。具体的にはWiFiが15km圏く製品(LigoSU 5-23)を使って、北米、インド、中国向けのフィールドサーバを製造したいと考えております。FCCマーク、CEマークを取得済みの海外製品については、更別村の農村エリアに電波干渉が生じない区域を設け、そのエリア内では海外製品の出力を抑制することなく高出力で利用可能とする規制改革を提案します。 ②公道における作業機付きトラクタの自動走行についても可能とすることで、ロボット農機の公道自動走行による農業生産の合理化及び農作物の生産性向上を図ります。ロボット農機の公道自動走行時には、ロボット農機の安全走行をIoTによりセンシングし確保します。 ③上記②の規制改革にあわせて定義が必要となります。	警察庁 総務省	道路交通法に規定する「道路」において、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン(平成28年5月)」に従って自動運転車の実証実験を実施する場合は、同法に規定する道路使用許可の手続きを経ることなく自動運転車による自動走行が可能です。 また、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させる場合は、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準(令和2年9月)」に基づいて道路使用許可を受けることにより実施可能です。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたない部分もあるため、具体的な走行形態を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 ・我が国においては無線LANは免許不要局として、小電力の無線設備を用いて、混信など他の無線局への影響を及ぼさないことを条件に制度化を行っている。 ・今回ご提案のWiFiが15km圏く製品として例示頂いた、LigoSU 5-23についての技術仕様を確認したところ、現在の無線LANの技術基準に適合せず免許不要局として扱うことが困難である。 ・本件が科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専ら用いる無線局であつて、実用に供しないもの(放送をすることを除く)であれば、実験等無線局として扱うことは可能であるが、当該製品は見通し範囲において、無線設備にも影響を与える可能性があるため、当該範囲内において他の無線機へ干渉を与えない確認等が必要となります。 ・なお、更別村の農村エリアに電波干渉が生じない区域を設け、そのエリア内では海外製品の出力を抑制することなく高出力で利用可能とする規制改革のご提案は、特殊事情を考慮した特区扱いすることの是非についても検討の余地があるものと見受けられます。	・更別村では5Gの運用が始まっているが、サーバーによるボトルネックにより、トラクターからの映像を安定的に送信することは難しい。また、データ使用量が大きく、帯域制限に引かかるといった現象を確認していることや、5Gのエリアが狭いことから農村地域による運用は普及が難しいと考えられるため、WiFiによるトラクターの監視および制御は必要不可欠と考えられるため、ぜひとも特区として運用していただきたいと思います。 ・上記のような問題は更別村だけでなく、大規模農業を行っているエリア(十勝、本州の一部、欧米諸国)でも同様であり、米国では15km程度の通信可能なハイパワーWiFiを利用でき、TVホワイトバンドを活用した農村用通信サービスのルーラルコネクト(例えば、 https://carlsonwireless.com/ruralconnect/)も利用できます。スマート農業では5G、ハイパワー-Wi-Fi、ルーラルコネクト、LPWA等を組み合わせた地域環境に合った通信手段を柔軟に構築できることが重要ですが、わが国では5GとLPWAしか利用できないため、スマート農業の技術開発及びビジネスにおいて大きなハンディキャップがあります。更別村において、ハイパワー-Wi-Fiが利用できるようにすることで、農業ビッグデータ収集・解析サービス、農業機械の自動運行サービスなどを国内で開発できるようになり、我が国の先進的なスマート農業技術を海外へ輸出できるようになることが期待されます。	総務省	・無線LANについては、「5.2GHz帯高出力データ通信システム」の基地局(アクセスポイント)又は陸上移動中継局(中継器)として、EIRP 1W相当の出力で屋外利用が可能となるよう制度化がなされているところ。ただし、本システムは免許不要局ではなく、登録局の扱いとなっているが、当該無線システム等の利用も検討いただきたいと思います。 ・また、特定の周波数、空中線電力や使用地域等を対象として、電波の混信が生じないことを条件に、実験試験局の免許取得に係る時間短縮を図ることを目的とした特定実験試験局制度を設けていることから、今回のご要望に関して同制度の活用も含めて検討をいただきたいと思います。
北海道更別村	23	様々なドローン及びトラクターの連携によるスマート農業ソリューション	作物の生育状況のリアルタイム把握とそれに基づく自動施肥・防除を行うスマート農業の実装を目指します。 ① 作物の状態をいつでも素早く把握当社カメラを搭載するドローンを飛行させ、作物の状態を観測して写真撮影を行う。完全自動で行う際は、ドローンステーションを利用した充電、飛行、データ送信などを実施する。 ② 解像度作物の状態に適した最適な施肥、防除計画を策定写真を解析し作物状態地図を作成する。また、最適な施肥、防除計画を策定する。 ③ ドローン、トラクターの連携による完全スマート農業 得られた状態地図と施肥・防除計画を散布ドローンまたはトラクターに転送し、自動施肥・防除などを自動で行う。	本スマート農業ソリューションは、ドローンやトラクター状態に加えて観測された作物の状態をネットワーク介してリアルタイムに遠隔地に転送することができ、問題解析、施肥、防除などの操作は自宅やリゾート地におけるテレワークあるいはワーケーションとして行うことができる。これまで人力に頼っていた農作業を機械で代替するため、高齢化が進む農業従事者の負担が大幅に軽減され、QOLの向上にも繋がる。	機体に携帯simカードを搭載してリアルタイムに機体から外部へ情報送信テストを実施するために、機体から外部へ情報送信テストを実施するためには、電波法により、無線従事者である必要があります。	電波法 第三十九条「第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者	機体に携帯simカードを搭載してリアルタイムに機体から外部へ情報送信テストを実施するものが無線従事者であることが前提になると、作物の生育状況のリアルタイム把握とそれに基づく自動施肥・防除を行うスマート農業の実装する農業従事者が各々資格を取得する必要があり、サービスを利用することが困難となるため、更別村の人口密度が低い農村エリアにおいて許可していただくことを提案します。	総務省	・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。 ・なお、技術基準適合証明を有する携帯電話等の端末を使用する場合には、無線従事者資格は不要である。	公道を自動走行できるロボットトラクターが販売されていないことは承知の上で、実証実験として検討している。スーパーシティとして考えた際に、一般車両の通行の禁止または制限の措置による実証では、実際の運用と大きくかけ離れていることから今後の普及は見込めない。農林水産省には、SIPでの研究を現場で実証することも含めたような環境であれば地域として運用できるのか回答を求めます。	農林水産省	自動運転の公道実証実験については、緊急時等に必要な操作を行う者が運転席に乗ること等の条件を満たせば、道路使用許可を受けずに実施可能なことが警察庁Webサイトに示されており、付記します。 (以下、参考URL:警察庁「自動運転の公道実証実験について」) https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/roadtesting/index.html なお、現在SIP等で研究段階にあるロボットトラクターの無人自動走行については、「一般車両の通行の禁止又は制限の措置」をした農道上のほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを前提としているものです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	24	小規模UTMを活用した複数ドローンによる能動的で総合的な見守りシステム	本システムは複数台のドローンを常時活用した総合的な地域見守りを実現する事業の提案。ドローンの自動管制システム採用により24時間365日複数台のドローンが指定エリアの巡回パトロールを行う運用体制を技術的に確立する。見守りや鳥獣被害対策にも利用可能で、防災、有事には様々なアラート機能を実現する。本システム最大のポイントはUTMによる複数ドローンの自動運行管理制御ソフトウェアである。専門会社と地域共同の“農業ロボティクス”の積極活用による応用で、広範囲な利用が可能である。各農家へのドローンレンタルや有料の事業支援なども実現可能で、会員組織化を含んで地域に根差すことを目標化させることが可能である。	住民人口との比率を考慮し、目届かぬ時間帯や広域な農地有する特性住民人口との比率を考慮し、目届かぬ時間帯や広域な農地有する特性を考慮し、複数台のドローンを常時活用した総合的な地域見守りを実現する。経済効果として、生産誘発額は265,000千円/年、15人の雇用増と試算しています。	第三者上空を操縦者等の目視の範囲外でドローンを飛行させることは、原則として認められていません。（航空法第132条の2第2項第2号に規定する国土交通大臣の承認）	航空法第132条の2第2項第2号に規定する国土交通大臣の承認	住民への十分な説明を前提に、スーパーシティ区域計画決定の際の住民合意を通じて村全体をドローン運航の当事者とみなし、目視外による村民居住地域等の上空飛行を可能とします。本提案では複数ドローンを利用する背景として更別村の広大な行政区域に関して住民の目が届かぬ地域割合（農地）がほぼ全域となっており、地域内の見守りには複数ドローンによる見守りが欠かせないと判断している。	国土交通省 内閣官房	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行される。 なお、本来、運航当事者(操縦者、補助者)には、ドローンの運航管理など、高度な安全対策の責任が求められるところであるが、ドローンの安全性が十分に確保されない段階で、一般住民を一律に運航当事者とみなし、その上空を飛行させることは、安全確保の観点から望ましくありませんが、レベル4施行後の運用方法等については、随時、御相談に応じます。	国土交通省 内閣官房	一定の安全上のリスクのある無人航空機の飛行を行う場合に、操縦者に対し飛行計画の通報を義務付けることとし、当該無人航空機が飛行する日時、経路、高度等の情報を、航空機や他の無人航空機の操縦者等と共有することとしております。 150m以上の高度におけるエアリスクを踏まえた運航管理の在り方を含め、レベル4飛行において必要となる運航管理の在り方については、国土交通省航空局において、官民の関係者で検討しているところ。個別具体の提案については、随時、御相談に応じます。	
北海道更別村	25	ビル型及びドーム型インドア・ファームの概念設計	ビル型及びドーム型のインドア・ファームの概念設計を行うことを目的とする。ビルおよび米国のバイオスフィア2のようなドーム型のデータ駆動型ステイナブル農業複合施設を活用することで、デジタルおよびロボティクス技術などを駆使した次世代型の社会、健康および生活の質的向上も可能となる。	植物工場は、食料・環境・エネルギー・資源問題への同時並行的解決、人々の生活の質的向上を可能とする技術特性を有する。また、太陽光発電による電力エネルギーや排熱・排出されたCO2なども植物工場にて利用することも可能となる。経済効果として、生産誘発額は75,000千円/年、6人の雇用増と試算しています。	農地法により農地を農地以外にするものは許可を受ける必要があるとされています。ビル型及びドーム型インドア・ファームについては、農業用施設とみなされず農地以外に転用するとみなされます。	農地法第4条	ビル型及びドーム型インドア・ファームで農地で農作物を育てるよりも高い収穫量を生産することが可能となり、天候に左右されずに生産可能であることから、食料自給率の低い日本において必要な施設であり、農地転用の許可を不要としていただきたい。	農林水産省	ご提案にあるインドアファームについて、当該施設が農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設に該当する場合には、施設の底面をコンクリート敷きにした場合であっても当該施設において行われる農作物の栽培は耕作に該当するものとみなされることから、農地転用の許可は不要となります。 このほか、耕作者自らが使用収益する農地に、自らの農業生産活動のために必要不可欠な2a未満の農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可は不要ですが、当該施設に該当しない場合には、現行では、農業用施設であっても農地転用の許可は必要となります。 なお、農林水産省においては、6月18日に閣議決定された成長戦略に基づき、市町村が定める農山漁村の活性化を図るべき区域において、事業者が市町村の認定を受けた施設整備計画に従って、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合には、農用地区域からの除外手続を迅速化するとともに、農地転用許可を取得しなくてもよいものとする方向で検討することとしております。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	1	町民総合ポータル構築	行政サービス手続オンライン完結（＝バーチャル役場の実現）	紙業務にかかるコストを抑えることができる。	A：不動産取引における重要事項説明書面等 B：定期借地契約、定期建物賃貸借契約書面 C：マンション管理業務委託契約書面 D：特定継続役務提供等における契約前後の契約当書面 E：金融商品のクーリングオフ書面	A：宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2、第35条、第37条 B：借地借家法（平成3年法律第90号）第22条、第38条、第39条 C：マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第73条 D：特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第4条、第42条ほか E：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の6	A～Dの法令の書面化義務を撤廃し、電子契約手続が利用できるようになる措置。	法務省	(Bについて) 現行の借地借家法上、一般定期借地権の設定契約や定期建物賃貸借契約等は書面によって締結することが必要とされ、また、定期建物賃貸借契約については、更新がない旨の書面を交付しなければならないものとされています。 令和3年の通常国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（整備法）によって借地借家法が改正され、これらの契約を電磁的記録によって締結することや、定期建物賃貸借の事前説明事項を電磁的方法で提供することが可能となりました。 なお、整備法のうち借地借家法の改正に係る部分の施行日は、「公布の日（令和3年5月19日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。			
岩手県矢巾町	2	オンライン服薬指導と非対面薬剤交付	町内共通のデータ連携基盤を活用することにより、一連の流れ（オンライン診療、オンライン服薬指導、町内交通系ITと連携し保険薬局からデマンド交通利用による患者宅への薬剤配布、決済）の全てを自宅に居ながらシームレスに完結できる未来型医療の構築を提案する。 また、薬剤交付方法は町内の公民館等に設置したリモート管理型の宅配ロッカーを利用し、非対面で本人確認（町民IDを利用）のう受け渡せる仕組みを提案する。	オンライン診療、オンライン服薬指導により遠隔医療の実現及び、パンデミック時において限られた医療資源による医療体制を確保できる。また、オンライン服薬指導後、MaaSで構築されたモビリティサービスを活用し、中山間地区への医薬品配送ができる。 同様に、市販薬、介護用品などの配送も容易となる。	○オンライン服薬指導の要件 ・あらかじめ対面で服薬指導を行っていること ・服薬計画書が定められていること ・これまで処方されていた薬剤またはこれに準じる薬剤であること ・調剤済みの薬剤等の郵送または配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与等がなされることを確保すること ※要旨抜粋 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日薬生発0331第36号）（各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医薬・生活衛生局長通知） ○処方箋原本がない場合での調剤行為の禁止 「薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せん(原本)によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」 「保険医などの交付した処方せん(原本)に基づき調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。」	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第9条の3第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の13第2項 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第8条	オンライン服薬指導の実施要件を撤廃し、容易にオンライン服薬指導を可能にする。 品質管理を厳重に行っている医薬品宅配ロッカーでの宅配を可能にする。 処方箋原本を所持していない状況下での調剤行為は、限定的にしか認められておらず、オンライン服薬指導の浸透が遅延する要因の一つとなっているため、規制緩和により撤廃し、よりシームレスな環境を推進できるようにする。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づいた見直しの検討を行うこととしております。 御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、服薬指導を実施した後、調剤された薬剤の患者への授与に当たり薬剤師による患者への授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる範囲で実施可能です。	「当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる」とを手順書化し、薬局の責任の下行うことを説明しても、各自治体の裁量の範囲で許可が下りず大半は実施できていない。各許可者の個人の裁量等で判断されないよう担当省庁から業交付ロッカー設置条件の通知を出す等して頂かないと、御書の回答と現場の許可判断に大きな乖離がある。今一度現状を考慮頂き規制改革を求めると共に、可能という理解であれば、実際の市場はそうようになっていないため、その旨を通知頂きたい。所管保健所より、ロッカー設置について一度問題ないとの見解が示されたが、所有権や配送方法について詳細を確認することから、最終判断が保留されている。	厚生労働省	御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、適切に薬剤の品質の保持や患者本人への授与がなされるかどうかについては、個別に判断する必要がありますが、一概には判断できません。
岩手県矢巾町	3	薬剤師の業務をモカドヒトへシフトするための業務支援	町内の医療機関・保険薬局が地域連携基盤を通じて情報連携し、薬剤師によって特に負担の多い一包括調剤業務（対物業務）をほかの大型薬局がサポートすることにより、患者の生活スタイルに合わせた調剤受取サービスの実施を可能とする。	非効率調剤を効率化することにより、薬局、医療機関における薬剤師の業務を病棟業務やかかりつけ、在宅業務などの対人業務にシフトすることにより、より医療安全を高めると、残業減などによる医療費の抑制につながる。	病院又は診療所においては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所においては、その所在地が保健所を設置する場合には、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例に定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 病院は、厚生労働省令(第一号に掲げる従事者(医師及び歯科医師を除く。))及び第二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えておかなければならない。 一 当該病院の有する病床の種類に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業員(略) 七 調剤所(略)	医療法（昭和23年法律第205号）第18条 医療法第21条	法定従事者数の充足義務があることから、当該従事者に対する管理権限の及ばない委託形態は充足義務に反するものとして認められていないため、規制改革が必要。	厚生労働省	医療法上、医療は医療機関の管理者の管理監督の下、一定以上の衛生水準や安全が確保された上で適切に提供される。医療行為の最終責任者を管理者としており、個々の医療従事者についても当該管理者の管理下にあることが不可欠です。 この点、病院薬剤師の業務は、医師や他職種、患者等と適宜相談しながら、診療から処方、服薬指導等といった医療提供の一連の流れの中で行われるものであり、業務の一部を切り離すことは困難であり、こうしたことから、適切な医療を提供するために最低限有すべき人員として専属薬剤師等の基準を求めているため、管理権限の及ばない者への委託は認められません。 薬局における調剤等にあつては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確となることから、認めることは困難です。なお、薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う」（「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定））こととしております。	(病院)「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付厚生省健康政策局指導課長通知)において、病院、診療所等から委託できる業務に調剤業務は明記されておらず、平成11年7月27日 第145回国会 参議院・国医福祉委員会では「院内において行う調剤業務についても、外部委託することは認めていません。」と当時の厚生省健康政策局長が発言されています。診療から処方、服薬指導等といった一連の流れにおいて、病院薬剤師による処方監査が十分に行われれば、調剤業務は必ずしも医療機関内で行う必要性はないと考えます。(薬局) 患者様への薬剤の適切な交付については、トレーサビリティを担保し、委託元へ一包括した薬剤を戻す際はその情報も含めて提供することで担保されると考えます。また、その責任の所在については、十分な議論が必要ですが、切り分けることが可能と考えます。	厚生労働省	(病院) 医療法上、医療は医療機関の管理者の管理監督の下、一定以上の衛生水準や安全が確保された上で適切に提供される。医療行為の最終責任者を管理者としており、個々の医療従事者についても当該管理者の管理下にあることが不可欠です。 この点、病院薬剤師の業務は、医師や他職種、患者等と適宜相談しながら、診療から処方、服薬指導等といった医療提供の一連の流れの中で行われるものであり、業務の一部を切り離すことは困難であり、こうしたことから、適切な医療を提供するために最低限有すべき人員として専属薬剤師等の基準を求めているため、管理権限の及ばない者への委託は認められません。 薬局における調剤等にあつては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確となることから、認めることは困難です。なお、薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う」（「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定））こととしております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	4	健康ステーションとITサポートによる市民の行動変容促進	薬局併設型検体測定室による健康チェックや、薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導、栄養指導により生活習慣病等や介護予防意識を高める。	精密な健康方法の収集、活用、健康セミナーイベントへの参加、薬剤師・管理栄養士等調剤薬局での対面事業を加えることで市民の健康維持意識の増進、介護予防への行動変容が可能。ひいては市民健康寿命の延長につながる。	薬局併設型検体測定室において、測定項目が限られてしまっている。 「測定項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目の範囲内とする」	検体測定室に係るガイドライン 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号 1. 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む） 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重及び腹囲の検査 4. BMIの測定 5. 血圧の測定 6. 肝機能検査：GOT,GPT,Y-GTP 7. 血中脂質検査：中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール 8. 血糖検査：HbA1c、血糖値 9. 尿検査 10. 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの	左記検体測定室のガイドラインの中の規制 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に測定項目の範囲内限定を規制緩和し、項目を拡充する。 例1）骨密度測定 規制緩和で測定可能となると、骨粗しょう症予備軍に受診勧奨が可能。 骨折リスク軽減につながる。 例2）総コレステロール値 総コレステロールの測定は、現在、被検査者の伝達を控えるよう規制されている。自己管理意識向上のため、こちらも測定・伝達可能とする。	厚生労働省	御提案の事業において、受検者が自ら採取した血液を検体とし、総コレステロール値の測定を行うことについて、当該検査を行う施設は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号ホに掲げる施設に該当するため、衛生検査所登録は不要です。 ・ただし、厚生労働省は、検体測定室が感染防止や健康被害防止等の安全性を確保しつつ適切に運営されるよう、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知別紙）を发出し、内容の遵守を求めているところです。検体測定室は、国民の健康意識の醸成や、健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から、利用者が検体を採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるような簡易な検査を行う施設のため、ガイドラインにおいて、検査可能な項目を、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目（同条第4項の規定により同条第1項第7号の規定による検査を行ったものとみなされる場合の項目を含む。）としており、総コレステロール値については、測定項目とはしていません。 ・なお、「検体測定室に関するガイドライン」は検体測定室における検体検査に係る基準を示すものであるため、骨密度の自己測定については、当該ガイドラインの対象としておりません。			
岩手県矢巾町	5	特定条件下での地方公務員の一般民間企業への派遣	インフラ維持管理を長期契約にて受託する一般民間企業への地方公務員の数年単位での派遣による当該インフラに関する知見の蓄得。	当該インフラ及び当該インフラ維持管理への知見が得られることにより、 ・維持管理業務委託の適切なモニタリングの実施 ・実態に即した適切なアセットマネジメントによる効果的な更新投資の実現 ・インフラ利用住民に対する適切な情報公開・説明責任の遂行 などが可能となる。 また、合わせて、官民連携活用の幅が広がり、人的リソースに課題のある自治体の課題解決につながる。	公務員の派遣に際して、 ・派遣（出向）は公益法人等に限定されている。 ・派遣（転籍）も当該地方公共団体の出資団体に限定されている。 「その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要である」場合でも、上記要件により地方公共団体の独自判断（条例）では実施出来ない。	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項第1～4号 第10条第1項 平成12年7月12日付け自治省行政局公務員部長通知「公益法人等への職員派遣制度等の運用について」	下記に以外形的要因を除外し、地方公共団体が要件に鑑み、条例で定めることで派遣可能とする。 ・法第2条第1項に「省令で定める団体」を追加し、社会変化に応じて、省令にて該当する企業を追加・削除するよう改正。さらに、現在の官民連携推進の状況に鑑み、省令にて、インフラ維持管理を長期契約受託する団体を該当するよう定める。 ・法第10条第1項から「当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、」を削除する。	総務省	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、公益的法人等において、地方公務員の専門的知識・能力を活用して円滑に事業を推進するための人材派遣を規律するものとして設けられています。 一方で、職員の質の向上を図るための民間企業への職員派遣については、現行制度においても、職務命令に基づく研修派遣として実施が可能であり、これにより、派遣先での業務体験を通じた職員の育成を図ることができると考えています。			
岩手県矢巾町	6	リスクとメリットに応じた柔軟な第三者上空飛行許可	ドローン配送	安全で効率的な飛行ルートの設定が可能となり、1フライトにかかるコストの削減が可能。また、効率的な空域利用を促進。	航空法（昭和27年法律第231号）	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	リスクとメリットに応じた柔軟な審査基準	国土交通省	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。			
岩手県矢巾町	7	長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保	ドローン配送	通信の確保が難しいエリアにおいても長距離飛行が可能。ドローンによる空の利活用が促進。	電波法（昭和25年法律第131号）	無人移動体画像伝送システムに関する基準（電波法関係審査基準） （5Gの上空利用についてはルールは存在しない）	無人移動体画像伝送システムに関して、リスクとメリットに応じた柔軟な規制緩和 5Gの上空利用については、新規のルール作り	総務省	・ドローンで使用可能な無線システム（通信手段）については、無人移動体画像伝送システムを始め複数の方法があり、それぞれに特徴を有している。想定されている長距離伝送の具体的な条件等が不明であるため、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、まずは詳細をお伺いさせていただきます。 ・5Gは地上で使用する端末での利用を前提として基地局を配置しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、上空からの電波が広範囲の5G基地局に到達し、5Gネットワークに想定外の影響を与える可能性がある。また、5Gが使用する周波数は、衛星通信システムとも共用しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、衛星通信システムへ干渉を与える可能性がある。このため、5Gの上空利用を可能とするためには、情報通信審議会において、携帯電話事業者及び衛星通信システム事業者等の関係者の参画を得て、これらの技術的課題に対する検討、検証を行い、利用可能な条件について結論を得る必要がある。	ドローンで使用可能な無線システム（通信手段）について、LTEの確保が難しい地域にて、920MHz、2.4GHz、5.7GHz等の周波数帯の無線システムを利用しています。各無線通信システムには送信出力に制限があるため、通信が可能な距離にも限界があります。そのため、①使用エリアを限定した上で、既存の帯域の送信出力を必要とする又は②他の帯域に影響を与えないことを担保した上で、高出力可能な新しい帯域を上空利用に割り当てるなどの対応をご検討いただきました。存じます。	多くの利用者が強信無く共用できるように送信出力等の条件が定められており、出力増加は他の遠方の利用者へ影響が及ぶとともに、反対に遠方の出力増の利用者からの影響が自身に及ぶこととなる。 なお、通信可能距離の延長を目的とする場合、例えば、使用する周波数や受信アンテナの選択等によって目的が達成出来る可能性もあると考える。 今般、通信可能距離の延長のため、出力の増加や帯域の割り当てを必要とされているが、想定されている通信距離等の具体的な条件が不明なことから、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、実験や研究開発等も視野に入れ、まずは詳細をお伺いさせていただきます。	
岩手県矢巾町	8	遠隔地の管理センターから複数の自動走行ロボットを監視しサービスを提供	自動走行ロボットによる配送	自動配送ロボットによる物流サービスの実現が可能になる。（複数のロボットの同時監視はサービス実現上必須）	1人の遠隔監視者による複数台ロボット運用に関してルールが存在しない		新規のルール作り	国土交通省 警察庁	内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。 「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトにて公表しており、手順に沿って道路使用許可を受ければ、1人の遠隔監視者が複数台の自動配送ロボットを走行させることは可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。 自動走行するロボットを運用する計画等がありましたら、具体的な内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
岩手県矢巾町	9	薬の自動配送に向けたオンライン服薬指導の対象拡大	オンライン服薬指導後の薬の宅配	オンラインでの服薬指導と薬の宅配の拡大	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	オンライン診療の適切な実施に関する指針	コロナ対応時緩和措置の継続	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年要を自速に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。 御要望の内容が不明確ですが、薬局におけるオンライン服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持に係る考え方の明確化に取り組みることとしております。			
岩手県矢巾町	10	介護老人保健施設における医師常勤のオンライン化	ウェアラブル機器等を活用し、介護施設と医療機関の間で24時間365日のデータ連携を行うことで、必ずしも常勤・対面での医師の配置を要しない仕組みを構築する。	医師不足、医師偏在が課題となっている地域における医師確保及び配置の最適化（効率化）による経営改善、及び、医師等の働き方改革等に寄与する。	「介護老人保健施設においては、常勤の医師が1人以上配置されていなければならないこと。（基準省令第2条）」	平成12年3月17日老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知	24時間365日のバイタル把握及びビデオ通話によるオンライン診療の体制整備を条件に、常勤医師の設置を要しない旨の基準とする。	厚生労働省	介護老人保健施設は、他の常勤医師の配置が求められていない施設と比較し、医師や看護師等を手厚く配置し、医療ニーズを有する要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設であり、急変時を含めて必要な医療を施設内で提供する必要があることから、提案の基準緩和は困難と考えます。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	11	オンライン診療を一定条件を満たした形で実施した場合に、対面診療と同等の扱いとする診療報酬点数の改正	①ウェアラブル機器等を用いた24時間365日のバイタルデータを継続的に測定し診療時に医師が参照できること、②患者との会話をビデオ通話により行うこと、を満たす形でオンライン診療を実施した場合に、対面診療と同等の診療行為の実施とみなす。	バイタルデータを活用した高精度のオンライン診療の普及、通院に係る患者負担の軽減、通院による感染症等の感染リスクの低減、医療過疎地域における医療インフラの維持確保等に寄与する。	「情報通信機器を用いた診療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。」	令和2年厚生労働省告示第57号（診療報酬点数表）	①ウェアラブル機器等を用いた24時間365日のバイタルデータを継続的に測定し診療時に医師が参照できること、②患者との会話をビデオ通話により行うこと、を満たす形でオンライン診療を実施した場合に、対面診療と同等の基準で診療報酬点数を付与する。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。			
岩手県矢巾町	12	データを活用した「健康～未病～発症前」に係る健康指導に係る診療報酬・介護報酬等の規定	バイタルデータ、活動量、生活環境（気温、湿度）等の各種取得データを活用した健康指導を医療介護事業者における主たる事業のひとつに位置づけ、公的な措置を含め制度化する。	「発症後に対処」要支援・要介護認定後に対処が主となっている医療介護制度を予防重視の制度へシフトすることで、超高齢化社会を見越した公的支出の適正化と健康寿命の延伸に資する。	規定の不存在	令和2年厚生労働省告示第57号（診療報酬点数表）	バイタルデータ、活動量、生活環境（気温、湿度）等の各種取得データを活用した健康指導に係る、診療報酬点数の規定等の公的措置を新設する。	厚生労働省	当該事業は規制を受けているものではなく、自治体で実施可能と考える。 なお、公的医療保険制度は予防を目的とした制度ではないため、保険給付の対象外としている。			
岩手県矢巾町	13	医療法第7条第2項における「遠隔病床（仮称）」の定義づけ	自宅等で療養を行う患者を、24時間365日の遠隔バイタルモニタリング下に置き、計画に基づき検査、手術、投薬その他の治療を行う環境を「遠隔病床（仮称）」として定義する。	在宅医療推進、療養環境の選択拡大による患者QOLの向上、過剰な病院施設整備（ハード面）の抑制等に寄与する。	医療法等、法令上の定義の不存在	医療法 令和2年厚生労働省告示第57号（診療報酬点数表） 総務省自治財政局官公営企業室長通知「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成27年4月10日総財準第61号）（改正 令和3年3月31日総財準第59号）	医療法第7条第2項に、「遠隔病床」等の概念を新たに定義するとともに、適切な診療報酬点数を規定する。公立病院に限り、病床再編や施設設備の整備費等に関する財政措置を新設する。	総務省	「公立病院に限り、病床再編や施設設備の整備費等に関する財政措置」は既設であり、提示されている通知においてすでに明記されている。			
								厚生労働省	（患者の自宅における医療提供について） 医療法上、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設、医療を受ける者の居宅等において、医療は提供されなければならないこととされています。そのため、患者の自宅において医療提供することは現行法上でも可能です。 （診療報酬について） ○現行の規定においても、保険医療機関が、自宅等で療養を行う患者に対して、在宅医療又はオンライン診療を実施した場合、診療報酬を算定できることとされています。			
岩手県矢巾町	14	ドローンを活用した処方箋等の自宅配送ドロップサービスに係る飛行制限の撤廃権限の付与	飛行禁止区域（人口集中地区）を含むエリアにおいて、オンライン処方+処方箋のドロップサービス等の特定の目的のためのドローン飛行を、飛行計画に基づいた形で常時実施する。	患者負担の軽減、薬局業務効率化、災害時等に寄与する。	飛行禁止区域においてドローンを飛行させる場合、国土交通大臣の許可が必要であり、許可等の期間は原則として3か月以内（継続的に飛行させることが明らかな場合には1年）を限度とする。	航空法	オンライン処方+処方箋のドロップサービス等の特定の目的のためのドローン飛行を飛行計画に基づき行う場合に、飛行禁止区域における飛行の許可期間を延長する。	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がない、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
岩手県矢巾町	15	保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払いを可能とする提案	保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払いを可能とする事業	消費者にとってポイントは一般的なものとなっており、貨幣と同様の使い方がなされている。こうした状況から保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払うことを可能とすることで金銭的負担の軽減を図る。	（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に及びて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。 2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。	「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和三十二年厚生省令第十六号）	経済上の利益の提供による誘引の禁止を見直しポイントにおける支払いを可能とする。	厚生労働省	保険調剤に係る一部負担金の支払における「ポイント」の取扱いについて、その提供又は使用が一部負担金の減額にあたる場合があれば、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第4条第1項の規定に違反することとなる旨の見解を示している。これについて、例えば、付与された「ポイント」を直接一部負担金の支払いに充てることについては、その減免に当たるとされている。	厚生労働省	御省回答における「直接」、「減額」及び「減免」の考え方を整理するため、以下の項目について御省の見解を伺いたい。 ・付与された「ポイント」を直接一部負担金の支払いに充てる場合と間接に一部負担金に充てる場合と、「減額」の該当性に違いはあるか。違いがある場合、それぞれ具体的にどのようなケースが当てはまるか。 ・ペイメントサービス提供事業者によって付与された「ポイント」を調剤報酬の一部負担金の支払いに充てることは、一部負担金の「減額」にあたるか。また、ポイント付与の事由や原資の負担者によって、見解は異なるか。 ・「減額」と「減免」の違いがあるか、ある場合はどのように違うのか。また、「減免」であれば現行制度上認められるという認識か。	付与された「ポイント」の使用が一部負担金の減額にあたる場合であれば、直接又は間接を問わず、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第4条第1項の規定に違反することとなると考える。 また、「減額」又は「減免」のいずれについても、一部負担金の支払における「ポイント」の取扱いに係る考え方に特段の違いはないものとする。なお、現行制度上、一部負担金の減額については、健康保険法第75条の2に定める災害等特別の事情がある場合以外は認められていない。
岩手県矢巾町	16	データ活用による高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための提案	路外駐車場の使用状況のデータを取得し、高齢者や障がい者が、本構想で構築する町づくりポータルサイトやアプリから予約することで優先的に使用できるシステムを構築する。	本町のスーパーシティ構想は「人生100年時代を健康に暮らせること」をあるべき姿に位置付けている。身体的には病気になるまい生活を送ることが望ましいが、仮に発症し、受診が必要な場合には、高齢者や障がい者が路外駐車場を利用して病院等にアクセスしやすくなるため、その駐車場の使用状況等のデータを取得し、優先的に使用できるシステムとすることでバリアフリーな社会の構築に寄与できる。	特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認められる場合のみ、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができることとしている。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第十一条（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）第三項	本町において今後設置が予想されるのは、小規模な路外駐車場であり、病院や健康ステーション（検体測定室）等へ移動する際の障壁を除去するため、その駐車場の使用状況等のデータを取得しバリアフリーな社会を実現するため、路外駐車場について条例で必要な事項を付加を認めたい。	国土交通省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第11条（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）第3項における「地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定によるものは、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認められる場合には、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。この規定は、駐車場の使用状況等のデータ取得を阻害する要因とはならないものと解釈します。			
岩手県矢巾町	17	行政区(市町村)から生活圏を基本として、交通情報などの動的なデータを活用した進化型のデマンド型交通システムを含めた口ルな交通ネットワークの構築	スマートフォンなどの個人用端末を活用した動的な交通関係データを取得及び利活用しながら、データ連携を進めることによって生活圏に即した地方の交通体系を形成する。 進化型のデマンド型交通、路線バス及びコミュニティバスをデータによって連携し、交通システムとして統合することで、地方の移動ニーズによりマッチした利便性の高い交通体系を情報システムによって形成する。	地方の交通事業者が衰退しており、高齢化の進行と相まって、交通分野に係る社会課題の深刻度が顕している中、既存の交通リソースと行政が提供可能な交通サービスとの最適な融合を図る。これにより、地方の住民の交通手段の継続的な確保、さまざまな社会活動水準の低下を事前に避けることが出来ると考える。 また、行政側の観点から、交通システムは非常に大きな費用の係るインフラであることから、交通体系の適正化と最適化を進じ、社会的な不経済の予防的回避が可能となる。	デマンド型交通システムにおいて、区域運行が行われており、路線定期の補完的な考えで実施されている。 また、区域運行(営業区域)は地区単位で設定され、市町村の地域公共交通会議において、大字、地区単位にて規制が緩和され運行されている。 現状として、市町村の区域を越えた生活圏が形成され、異なった交通モード(鉄道)の影響もあることから、住民の生活や社会活動範囲を基とした生活圏に沿って区域運行を行うため、地域公共交通会議において、隣接市町村の区域を含めた区域運行の実施が可能となれば、より最適な交通体系の形成が出来ると考えている。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条における旅客自動車運送事業 同第3条における一般旅客自動車運送事業 同第4条一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第3号に定める形態の区域運行など 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に定義されている計画区域	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（地域公共交通計画）の計画区域について、当該市町村における住民の日常的な生活圏へ拡大する。 また、道路運送法によって、認められている乗合運送事業の区域運行に於いて、隣接市町村内に係る一部の地区もしくは大字単位にて運行区域として設定する。 これらにより、地方に居住する住民の生活圏により即した交通サービスの提供や交通体系の形成が可能となる。	国土交通省	地域公共交通計画の区域については、住民の日常生活における移動範囲に伴い形成される生活圏と公共交通ネットワークの範囲を踏まえ、計画作成主体において適切に設定することとされており、現行制度下で対応可能。 また、道路運送法に係る提案について、現行制度でも、複数市町村で地域公共交通会議を活用して隣接する複数市町村を区域として設定することが可能。			
岩手県矢巾町	18	OTC検査薬のドラッグストア等での販売	穿刺血（低侵襲性の自己採血）を使用するOTC検査薬をドラッグストアや薬局等で販売する。	中性脂肪やコレステロールなど、住民が日常的に自身の健康状態を知る機会を増やすことで、生活習慣の改善や健康診断受診率の向上、かかりつけ医への接触頻度の増加など、住民一人ひとりに健康増進に資する行動変容を促すことで、本町における健康寿命の延伸に寄与する。	OTC検査薬に使用できる検体の採取に、採血や穿刺等を伴う行為が認められていない。	一般検査薬の導入に関する一般原則について（平成26年12月5日医療機器・体外診断薬部会）	OTC検査薬で使用できる検体に「穿刺血（低侵襲性の自己採血）」を追加する。	厚生労働省	穿刺血には採取に伴う侵襲性や感染性等の課題があることから、ご指摘の「一般用検査薬の導入に関する一般原則」において、穿刺血は一般用検査薬に使用できる検体には含まれておりません。なお、穿刺血の使用の可否も含めた同原則の見直しについて、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において検討することとしています。	厚生労働省	穿刺血の使用の可否も含めた一般原則の見直しについては、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において検討しており、関係者の意見を聴きながら議論を進めています。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	19	「検体測定室」の活用による健康寿命の延伸と新産業の創出地盤の構築（グリーン解消）	ドラッグストアや公共施設など、住民が日常的に立ち寄る場所に「検体測定室」を設置し、希望者は誰でも無料で自己採血による血液検査が行えるようにする。 併せて、測定結果、アンケート情報並びに購買情報（ドラッグストア等）を取得し、匿名化したデータを解析することでOTC医薬品、消費財、保険商品、健康相談サービスの案内につなげる。	住民が自己の健康状態を的確に把握することで、適切な予防および治療につながり、住民の健康寿命の延伸と自治体医療費の削減に寄与する。 また、住民の日常経過的な健康に関するデータ等をデータベース化することで新産業を創出する地盤が構築される。	検体測定室サービスの実施にあたり、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年4月厚生労働省医政局）において示された運営方法とは異なる方法によって実施した場合、衛生検査所の登録の必要性や医行為の該当の有無を確認する必要がある。	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三及び医師法第十七条	グリーン解消制度を活用し以下を確認する。 ①本事業の実施場所は「衛生検査所」の登録を要しないこと。 ②測定方法、測定結果の通知、商品の紹介は「医行為」に該当しないこと。	厚生労働省	①について 「検体測定室サービスの実施にあたり、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年4月厚生労働省医政局）において示された運営方法とは異なる方法によって実施」の意味が明らかではありませんが、受検者が自ら採取した血液を検体として生化学的検査を行うことについて、当該検査を行う施設は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号ホに掲げる施設に該当するため、衛生検査所登録は不要です。 なお、厚生労働省は、検体測定室が感染防止や健康被害防止等の安全性を確保しつつ適切に運営されるよう、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知別紙）を发出し、内容の遵守を求めているところです。 ②について 「健康寿命延伸産業における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省）2.（3）＜関連法令の解釈＞において、「民間事業者は、検査（測定）結果に基づく診断を行うことはできないため、検査（測定）後のサービス提供については、検査（測定）結果の事実や検査（測定）項目の一般的な基準値を通知することに留めなければならない」との法解釈をお示ししており、適法となる例として「検体採取の際に、利用者が自ら検体採取した上で、民間事業者が、検査（測定）後のサービス提供として、検査（測定）結果の事実や検査（測定）項目の一般的な基準値を通知する場合」を適法となる例として「無資格者である民間事業者が、利用者に対して、個別の検査（測定）結果を用いて、利用者の健康状態を評価する等の医学的判断を行った上で、食事や運動等の生活上の注意、健康増進に資する地域の関連施設やサービスの紹介、利用者からの医薬品に関する照会に応じたOTC医薬品の紹介、健康食品やサプリメントの紹介、より詳しい健診を受けるよう勧めることを行う場合」を例示しております。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮城県仙台市	1	廃棄物の処理に関する基準等の緩和	可燃性廃棄物を原料としたFCV向け水素生成を核とした地域内エネルギー自立化と脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき等破砕施設にとまらぬ、廃棄物発生場所での効率的処理が可能となる。 ・一般廃棄物についても特例認定が適用されると、親子会社に限定されないことで、廃棄物の自社処理の拡大が可能となる。 ・一般廃棄物回収の柔軟な運用により効率的な廃棄物処理と再商品化資源生成が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一般廃棄物処理施設許可・届出）廃棄物処理施設は移動を前提としない。施設の維持、構造等の設置に関する計画。 ・（二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定）産業廃棄物法第12条の7の「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例」はあくまで産業廃棄物のみが対象で、一般廃棄物には適用されない。 ・（一般廃棄物の分類）市町村による分別収集と再商品化事業者への分別基準適合物の引き渡しが必要。 可燃性の一般廃棄物であればそれ以上の分別。 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条(一般廃棄物処理施設の許可) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) 第3条(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請) 第8条(市町村分別収集計画) 第10条の2(市町村に対する金銭の支払) 第11条(特定容器利用事業者の再商品化義務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の車庫を以て所在地とみなす、移動回収処理を搬入とみなす等の要件緩和。 ・同法の特例規定を一般廃棄物にも適用されることと同時に、都道府県知事等が認める一定区域内であれば「親子会社」に限定されない規制緩和。 ・本事業対象地域での、一般廃棄物分別基準の緩和。 ・指定法人を経由しない再商品化資源の引渡し。 	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設設置許可及び届出に係る技術上の基準において、移動式施設を設置を必ずしも妨げるものではないと考えられるため、各地方公共団体において適切に判断されたい。 ・産業廃棄物法第12条の7の規定による「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例」については、同法第11条第1項の規定により排出事業者がその産業廃棄物を「自ら処理」する場合の取扱いを、排出実態が変わらないまま分社化等を行った場合にも適用するための特例である。一般廃棄物処理を市町村の統括的処理責任により処理されるものであるため、業として処理を行おうとする者に対しては個別に一般廃棄物処理業の許可を与える等の措置により、適切に対処されたい。 ・プラスチック資源循環法の措置により、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物をプラスチック資源として一括で回収することが可能となる。 	<p>一般廃棄物は市町村の統括的処理責任ではあるものの、判断基準に明確な指針がない中での個別判断となることから、個々の自治体・自治体の担当者によっても判断が異なり、前例や規定に明記されていないことに対しては許可を認めない傾向が見受けられる。従って、移動式施設を設置基準に関しても明確な基準を国から示していただきたい。</p>	環境省	<p>一般廃棄物処理施設の設置許可制度は、焼却施設など一定の一般廃棄物処理施設に一般的に禁止した上で、施設の設置に関する計画が周辺地域の生活環境に適正な配慮がなされたものであることなど、一定の要件を具備すると認められるときに限って許可することにより、一般廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全を図るものである。</p> <p>こうした設置許可制度の趣旨を踏まえた上で、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村がその責任において処理が可能となるよう、当該移動式施設の設置については、前例にとらわれることなく、各地方公共団体において適切に判断されたい。</p> <p>なお、一般廃棄物処理施設の設置許可権者は、都道府県知事又は政令市長である。</p>
宮城県仙台市	2	対面診療が基本とされる医師法規定（無診察治療等の禁止）の解釈・運用の緩和	ウェアラブルデバイスを用いたオンライン診療の高度化 （かかりつけ患者に対してウェアラブルデバイスを活用し、家庭での血圧、脈拍、心電図、SPO2等の計測による遠隔モニタリングを実施→来院せずにオンライン診療、薬物の送付）	<p>89%の医師が「必要な医療を提供できない」と回答している現状のオンライン診療の課題を解決する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対面診療に対してオンライン診療は保険点数が低く算定されている オンライン診療料71点 ・遠隔モニタリング加算の対象が以下の(1)～(3)のみに適用されている。 (1)心臓ペースメーカー指導管理料（遠隔モニタリング加算） 320点/月 (2)在宅酸素療法指導管理料（遠隔モニタリング加算） 150点/月 (3)在宅持続経路圧呼吸療法指導管理料（遠隔モニタリング加算） 150点/月 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師法(昭和23年法律第201号)20条 ○診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）」について 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）100点 十分なモニタリングを行うことで対面診療と同等の保険点数にする ・遠隔モニタリング加算の対象を高血圧、慢性心不全、慢性呼吸不全の患者に拡大（医療機器認定がなされたウェアラブルデバイスを用いた場合に限る。） 	厚生労働省	<p>特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）、遠隔モニタリング加算等も含めたオンライン診療の診療報酬のあり方等については、次期診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、議論してまいりたいと考えている。</p>	<p>「ウェアラブルデバイスを用いたオンライン診療高度化」提案の補正として、現行の遠隔モニタリング加算の対象疾患に加えて、高血圧症、慢性心不全、慢性呼吸不全等の慢性疾患、さらに新型コロナウイルス感染症について、医療機器として認定された血圧、SPO2等が測定可能なウェアラブルデバイスによるモニタリングを施行した場合には遠隔モニタリング加算150点/月を算定可能とすることを提案する。これにより、多くの医師が「必要な医療を提供できない」と回答して導入を躊躇しているオンライン診療を安心・安全なものにするともに、オンライン診療実施者側のインセンティブ付与により、オンライン診療の利用促進に貢献する。</p>	厚生労働省	<p>オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。 <p>個別技術の保険適用については、有効性・安全性に基づいて引き続き検討していくこととなる。</p>
宮城県仙台市	3	個人の遺伝情報の利活用等に関するルールの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関を受診する際などに、個人が自身のゲノムデータを自分の所有物として参照し、治療や予防など、ヘルスケアに活用するサービスを提供する ・同意の提供を受けたゲノムデータをもとにAI解析を行うシステムを整備し、特定の病気への罹患リスク予測や個別化医療など、ヘルスケアサービスの高度化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の病気への罹患リスク予測や個別化医療など、ヘルスケアサービスの高度化が可能となる。 ・ゲノム医療における日本の国際競争力の向上につながる。 	<p>「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（通則編）において、「個人識別符号」（個人情報保護法第2条第2項・個人情報保護法施行令第1条第1号イ）の解釈として、「ゲノムデータ」のうち、「互いに独立な40箇所以上の全ゲノム一塩基多型(SNP)から構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたものが、個人識別符号に該当することと示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）2 定義 2-2 個人識別符号(法第2条第2項関係) イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列 	<p>現在、左記ガイドラインにおいて、個人識別符号への該当性については、「互いに独立な40箇所以上の全ゲノム一塩基多型(SNP)から構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたものと示されている。この規定について、どの程度の量のSNP・STRがあれば本人認証につながるかわからないといった観点から、個人識別符号該当性を明確にする。</p>	個人情報保護委員会 厚生労働省	<p>ガイドライン（通則編）においては、ゲノムデータに関する個人識別符号の定義として、「全ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム一塩基多型(SNP)データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたものと、規定しております。個々のゲノムデータが持つ個人識別性については、科学技術の進歩、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等により変化していくものであることから、これらの状況を踏まえた上で対応していくこととなります。</p>			
宮城県仙台市	4	ロボットの走行に関する新たなルールの策定	「ロボットによるキャンパス全体の見守り」 ・自律走行を行う屋外対応ロボットにより対象数地全体を見守り ・カメラによる映像監視のほか、滞留・転倒者検知、火災・ガス漏れ検知、放置物検知等を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間運用のより警備人員の省人化が期待できるため、少子高齢化に伴う労働人口減少にも対応しつ、警備体制を維持することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボットの公共の場での走行ルールが策定されておらず、現状では歩道も車道も走行できない。 ・車両は自動車、原動機付自転車、軽車両、みだし歩行者の4つに区分されており、運転者がおらず自動走行で旅客、貨物を運送する車両や、車道だけでなく自転車道・歩道・私有地内も横断的に走行する車両が想定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(定義)第77条(道路の使用の許可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の一部をロボット優先の走行路とする等、ロボットの走行に関する新たなルールの策定 ・道路使用許可申請や道路運送車両保安基準の緩和申請を経なくても自動走行ロボット・パーソナルモビリティが歩道等を自由に走行できれば、防犯のみならず、エスコート、案内等のおもてなしを屋外でも実現できる可能性がある。将来的には、ロボット等が高齢者、障害者等の移動支援を行うところまで実現できる可能性が考えられる。 	警察庁	<p>御提案のようなロボットは、キャンパス等、道路以外の場所で使用することが典型的と考えられるところ。道路交通法上の道路に当たらない場所であれば、同法の適用を受けることはありません。</p> <p>なお、人の移動や荷物の運搬を本来の使用目的とするような自律走行型の車を含む多様な交通主体全てにとつて新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（※令和3年7月時点）</p>			
宮城県仙台市								国土交通省	<p>内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となる制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。</p> <p>パーソナルモビリティ等の新たなモビリティについては、警察庁が交通ルールを検討しており、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p>	国土交通省	<p>ご回答いただいた「本年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画」に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。については、自動配送ロボットであり、提案では「敷地全体を見守るための自動走行を行う屋外対応ロボット」も想定しているが、自動配送ロボットと同様の扱いと考えてよろしいか。</p>	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮城県仙台市	5	長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の拡充	ドローン配送	上空のLTE通信の確保が難しいエリアにおいても長距離飛行が実現可能となり、利用者の利便性が向上。ひいては、ドローンによる空の利活用が促進。	・LTE通信の確保が難しい環境下で長距離ドローン飛行を実現するには、LTE通信の代替手段として無人移動体画像伝送システムの利用が考えられるが、同システムでは、送信出力の上限が定められているため、長距離飛行を行うことができない。 ・5G通信を活用した上空飛行に係るルールが整備されていない。	○無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第4節の31 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備	・無人移動体画像伝送システムの出力上限に関して、リスクとメリットに応じた柔軟な規制緩和(例：LTE通信の確保が難しいエリアにおいて、電波干渉のリスクが低く、目下ドローン配送のメリットが十二分に考えられる場所であれば、送信出力上限を引き上げる。)・5G通信を活用した上空飛行に係る新規のルール作り	総務省	・ドローンで使用可能な無線システム(通信手段)については、無人移動体画像伝送システムを始め複数の方法があり、それぞれ特徴を有している。想定されている長距離伝送の具体的な条件等が不明であるため、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、まずは詳細をお伺いさせていただきたい。 ・5Gは地上で使用する端末での利用を前提として基地局を配置しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、上空からの電波が広範囲の5G基地局に到達し、5Gネットワークに想定外の影響を与える可能性がある。また、5Gが使用する周波数は、衛星通信システムとも共用しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、衛星通信システムへ干渉を与える可能性がある。このため、5Gの上空利用を可能とするためには、情報通信審議会等において、携帯電話事業者及び衛星通信システム事業者等の関係者の参画を得て、これらの技術的課題に対する検討、検証を行い、利用可能な条件について結論を得る必要がある。	ドローンで使用可能な無線システム(通信手段)について、以下をご検討いただきたい。 1.自視外飛行の遠隔監視における、離着陸時を除いた移動区間をテレメトリ等のデータ監視のみで成立するルール設定。 2.LTEの確保が難しい地域では、送信出力に制限があり、通信可能距離に制限がある。そのため、使用エリアを限定した上で、既存の帯域の送信出力を高くすること、他の帯域に影響を与えないことを担保した上で、高出力可能な新しい帯域を上空利用に割り当てること。	国土交通省 総務省	【国土交通省】 1.航空法においては現行においても目視外の飛行については申請していただくことで飛行が可能です。通信方法については規定していませんが、非常事態が発生した場合に監視だけでなく適切にコントロールし安全に着陸できるのであれば問題ございません。 【総務省】 2)について 多くの利用者が強信無く共用できるように送信出力等の条件が定められており、出力増加は他の遠方の利用者へ影響が及ぶとともに、反対に遠方の出力場の利用者からの影響が自身に及ぶこととなる。 なお、通信可能距離の延長を目的とする場合、例えば、使用する周波数や受信アンテナの選択等によって目的が達成出来る可能性もあると考え、今般、通信可能距離の延長のため、出力の増加や帯域の割り当てをご要望されているが、想定されている通信距離等の具体的な条件が不明であることから、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、実験や研究開発等も視野に入れ、まずは詳細をお伺いさせていただきたい。
宮城県仙台市	6	1人の遠隔監視者が複数台の自動走行ロボットを監視し運用するためのルールの策定	自動走行ロボットによる配送	自動配送ロボットによる物流サービスの実現が可能になる。	複数のロボットの同時監視は、今後自動配送サービスをビジネスとして回していくためには不可欠であるが、1人の遠隔監視者が複数台の自動走行ロボットを監視し運用するためのルールが存在しない。	-	1人の遠隔監視者が複数台の自動走行ロボットを監視し運用するためのルールの策定	国土交通省 警察庁	内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。 「自動配送ロボット(近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型)公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、1人の遠隔監視者が複数台の自動配送ロボットを走行させることは可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところである。 自動走行するロボットを運用する計画等がありましたら、具体的な内容等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
宮城県仙台市	7	公道における自動運転サービス実用化に向けた要件緩和	杜の都に映える持続性のある安全な次世代モビリティ・サービス(公道における自動運転サービス実用化)	・労働力減少によるドライバー不足や人件費高騰による地域交通の担い手確保、負担圧縮 ・運転者の人為的ミスにより発生する交通事故の削減 ・住民の回遊手段確保による街の賑わい・活性化の維持 ・高齢者の外出促進による社会福祉費低減	a)改造車両への許認可 b)遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立 c)完全キャッシュレスに対応した移動サービス車両の確立 d)実証実験での既存バス停の利用許認可	○道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条(基準の緩和) ○道路交通法(昭和35年法律第105号)第86条(第二種免許) ○道路運送法(昭和26年法律第183号)第13条(運送引受義務) ○道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条(停車及び駐車を禁止する場所)	・「車両の保安基準適合検査書」及び「遠隔型自動運転システムの概要の説明書」について、車両やセンサー、システムの諸元について実験等での実施実績のあるものと同一性が確保される限り、実証実験、事業においても審査を不要とし、又は簡易なものとする。 ・自動運転車両の直接的な運転者とならない遠隔監視者(認知・判断者)や、乗務員(車室内サービス)について、2種免許を不要とする。見守りサービスやコールセンターサービスについても同様に、2種免許を不要とする。 ・現行法制下、現金受取機を設置しない場合は(現金收受ができないため)、現金しが持たない乗客を拒否することは出来ないが、現在の社会ニーズや自動運転車両の構築に向けて、完全キャッシュレスに限定した自動運転サービスも認められる。 ・より地域社会に溶け込んだ実証実験(=社会受容性の醸成や、安全に渋滞を作らない実験運用)が必要と考えており、その観点で、実証実験期間中の自動運転車両であっても(路線バスをのぞかない前提で)、路線バスとの乗継ぎのため、既存バス停を利用できる制度を設ける。	警察庁	現在、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところである。 (規制課) 自動運転バス/公道実証実験において、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに「駐車可」の標準を設置することなく、既存バス停に駐車することが可能である。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かでない部分もあるため、実証実験の内容を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	簡素化・迅速化については承知したところ、さらなる規制改革として、スーパーシティ対象区域内の一部公道(約500m)において、スーパーシティ構想で認定した連携事業者については、ナンバープレートのない改造車両による自動運転走行を可能にする規制緩和を要望する。また、自動運転の車両の直接的な運転者とならない遠隔監視者(認知・判断者)や乗務員(車室内サービス)に対して、2種免許を求めないことについては、引き続き要望する。	警察庁	従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性を含めて、警察庁で検討を進めているところである。 なお、運転操作を行わない者については、現行制度の下でも、免許を要するものではありません。
宮城県仙台市	8	電動キックボード等、新しいマイクロモビリティに適応した区分整理	・既存の電力系統に依存しない、再生可能エネルギーのみによる完全地産地消型交通システム ・マイクロモビリティとワイヤレス給電システムを基本とし、太陽光、風力に加えて一般廃棄物を利用したバイオマス発電システムを再生可能エネルギー源として利用	・今後急速に進む交通系の電動化に対応するための既存系統からの電力供給負担を防ぐことができ、電力安定供給体制維持に貢献することができる。 ・自転車よりも狭いスペースに設置できる電動キックボードなどを活用することで、市民の短距離移動を促進し、街の賑わいに貢献する。	・電動キックボードが道路交通法で原動機付自転車と指定されており、実態の電動キックボード利用ケースにあてはまらないこと	○道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(定義) ○道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)	・キックボード等の原付指定解除、それに伴い機体に付帯するウィンカー、後写鏡、ナンバープレートなど電動キックボードの実態に即した検討 ・10km/h程度の低速制御下での自転車歩行者道の走行可能性。 ・キャンパス内など指定エリア内におけるGSM、マイクロモビリティの公道走行可能性。 ・GSM、マイクロモビリティに対する適切な保安基準設定 ・適切な保険負担、税負担の設定 ・運転免許不要化	警察庁 国土交通省 金融庁 総務省	・電動キックボードその他の新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当局が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。(※令和3年7月時点) ・上記検討会における議論を踏まえ、車体の安全性についても関係省庁で連携し検討を行います。なお、GSMについて詳細が不明ではございますが、最高速度が20km/h未満の原動機付自転車については、方向指示器や番号灯など、一部の保安装置の装備義務は適用されません。 ・自動車損害賠償保障法により、道路運送車両法上の原動機付自転車については、自動車損害賠償責任保険の加入が義務づけられております。保険料の設定については、道路運送車両法上での扱いに応じて、今後検討していく予定です。 ・電動キックボードについては、道路運送車両法上の原動機付自転車に該当することから軽自動車税種別割の課税客体とされており、その税率については定格出力等に応じて設定がなされているところです。			ご指摘の「ナンバープレートのない改造車両による自動運転走行を可能」の趣旨が、安全基準に適合しない自動車何らかの代替の安全措置をとることなく自由に走行させたいと云うことであれば、車内の乗員や周辺の歩行者等を生命の危険にさらすこととなり、容認できません。 一方で、ご認識の基準緩和認定制度により、代替の安全措置を条件に基準緩和を行うことで、公道走行は可能である。本基準緩和手続きについては、当初の回答のとおり審査の簡略化を図っており、今後とも、ご要望や実態等を踏まえて合理化を検討していく。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮城県仙台市	9	外国人創業活動促進（スタートアップビザ）の拡充	東北大学が設置を目指している「ソーシャル・インベンションラボ」では、外国人起業家や留学生を含み、多様な主体が集まることにより、仙台のイノベーションの核となることを目指しており、外国人留学生に対しても、既存の規制改革メニューである開業ワンストップセンターも活用しながら、起業支援を行っている。	外国人留学生の起業意欲が向上することにより、地域経済のイノベーションが活性化するほか、優秀な外国人の定着につながる。	仙台市では、仙台市による事業計画の審査等を条件に、外国人起業家に係る「経営・管理」の在留資格の基準を緩和する、スタートアップビザ拡充の規制改革メニューの活用が可能。 しかしながら、この規制改革メニューを活用しても、卒業後間もない留学生が「経営・管理」の在留資格を得るためには、資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上を雇用することが必要となり、これを満たすことができる外国人留学生は極めて少数に限られている。	○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） 法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項	「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」を、「資本金250万円以上又は常勤職員1名以上の雇用」と緩和する。	法務省	在留資格「経営・管理」については、在留途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確認するための重要な基準である。「経営・管理」の根幹に関わるものであるため、緩和することは困難である。 その上で、仙台市の「卒業後間もない留学生で、これ（基準）を満たすことができる外国人留学生は極めて少数に限られている。」旨の指摘については、既に平成30年から、申請人が地方公共団体を実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業に係る経費を申請人に代わり負担していると認められるときは、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費を含め、申請人に代わり負担している金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が設けている金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準を満たしているものとして取り扱っているため、活用いただきたい。 さらに、令和2年7月17日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」等において、外国人留学生の起業の円滑化を図るべく、制度の見直し等を行うことが盛り込まれたことを受けた措置の一環として、同年11月より、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用した者が、活動期間中に「経営・管理」で求められる事業所の規模等の基準を満たすことができなかつた場合であっても、一定の要件を満たせば、起業に係る活動を行う者として「特定活動」を許可し、前記外国人創業活動促進事業での在留期間と合わせて最長2年間の在留を認めることとしているため、活用いただきたい。 www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00001.html			
宮城県仙台市	10	定款認証手数料の無料化	東北大学が設置を目指している「ソーシャル・インベンションラボ」では、多様な主体が集まることにより、仙台のイノベーションの核となることを目指しており、学生等の起業や市民の第二創業を支援していく。	学生等の起業意欲が向上することにより、地域経済のイノベーションが活性化するほか、卒業後の学生の定着につながる。	現在、新規開業や既存企業の第二創業にあつては、定款認証のため、5万円の手数料を支払う必要がある。 特に、資金力の弱い学生起業家や第二創業を行う中小企業にとって、定款認証手数料の負担が起業の妨げとなっている。	○公証人手数料令（平成5年政令第224号） 第35条（定款の認証）	イノベーションが期待できる成長分野の事業や新分野創出につながる事業など、一定要件の下で定款認証手数料を免除する。	法務省	定款認証に係る手数料については、起業促進の観点からの引下げを検討し、令和3年度中に必要な措置を講ずるとしてあります。			
宮城県仙台市	11	国立大学・自治体・民間企業による共同出資	大学、地方自治体、民間企業の共同出資による公共サービスの提供（居住型ヘルスケア、学習支援サービスなど）	地方自治体による住民サービス、教育支援などに、大学の知見を活かし、併せて民間企業による運営効率を組み込むことにより少子高齢化社会の未来を拓く。	指定国立大学に指定を受けている東北大学では、技術移転機関、大学発ベンチャーを支援するVC等のほか、大学発ベンチャーのうち、コンサルティング事業等を行うものに限定して出資が可能とされているところ。 現在、通常国会に提出されている国立大学法人法の一部を改正する法律案において、施設等の利用促進に係る事業者や、大学発ベンチャーへの出資を可能とする改正案が提出されているが、法案が成立したとしても、これら以外の事業については出資が認められていない。	○国立大学法人法（平成15年法律第112号） 第22条（業務の範囲等）	国立大学による出資制限を緩和し、大学の知を活用した公共サービス等について、地方自治体及び民間企業等との共同出資を可能とする。	文部科学省	「国立大学法人法の一部を改正する法律」（令和3年法律第41号、令和4年4月1日施行）においては、指定国立大学法人法人における技術に関する研究成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対する出資を可能としており、この事業に「大学の知を活用した公共サービス等」が該当する場合は、今回の法改正で拡大した出資対象事業の範囲内で、本提案の事業に対する出資が可能である。 なお、出資を行う場合に地方自治体、民間企業との共同出資となることについては特段制限しているものではありません。			
宮城県仙台市	12	国立大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う民間企業等への出資	国立大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う民間企業等への出資を可能とする。	国立大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う民間企業等への出資を可能とすることにより、迅速な開発を促し、また着実な製品化が期待できる。また、国立大学においても、会社経営に係る人的、経済的負担の軽減が見込まれる。	指定国立大学に指定を受けている東北大学では、技術移転機関、大学発ベンチャーを支援するVC等のほか、大学発ベンチャーのうち、コンサルティング事業等を行うものに限定して出資が可能とされているところ。 現在、通常国会に提出されている国立大学法人法の一部を改正する法律案において、施設等の利用促進に係る事業者や、大学発ベンチャーへの出資を可能とする改正案が提出されているが、法案が成立したとしても、これら以外の事業については出資が認められていない。	○国立大学法人法（平成15年法律第112号） 第22条（業務の範囲等）	国立大学による出資制限を緩和し、大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う既存の民間企業等への出資を可能とする。	文部科学省	「国立大学法人法の一部を改正する法律」（令和3年法律第41号、令和4年4月1日施行）においては、指定国立大学法人法人における技術に関する研究成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対する出資を可能としており、この事業に該当する場合は、今回の法改正で拡大した出資対象事業の範囲内で、本提案の事業に対する出資が可能である。			
宮城県仙台市	13	大学発発行対象の緩和	・ブロックチェーンを使ってマイクロレディンシャルを行う事業 ・教員の知見や技術を社会実装につなげるため、市民、事業者と共同してまちづくりを行うソーシャル・インベンションラボ ・バーチャルキャンパス構築・運用、画像3D分析、ドローン所有運用等を行う事業	・国立大学が、従来の研究主体の役割を越えて、地域主体のイノベーション創出や地方創生において、中心的な役割を担えるようになる。 ・国立大学内を主なフィールドとして、事業者、自治体との共同による新たな技術の実証・実装に繋げることができる。	国立大学が長期借入金をし、又は債権を発行することができる対象費用が、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に限定されており、本構想において実施するような公益性の高いソフト事業であっても、長期借入金又は債権発行を行うことができない。	○国立大学法人法（平成15年法律第112号） 第33条第1項（長期借入金及び債権） ○国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号） 第8条（土地の取得等）	公益性の高いソフト事業に係る人件費、プログラム経費等の事業費について、長期借入金又は債権発行を行うことを可能とする。	文部科学省	国立大学法人による長期借入金の借入れ又は債券の発行の対象を、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下、「土地の取得等」という。）としている趣旨は、当該土地の取得等に必要資金規模が大きく、単年度での予算措置が困難である場合もあることから、中長期的な償還を前提とした安定的な財源として長期借入金又は債券の活用を可能とするというものです。そのため、本提案のような「公共性の高いソフト事業に係る人件費、プログラム経費等の事業費」について、長期借入金の借入れ又は債券の発行の対象とすることは想定していません。なお、長期借入金の借入れ又は債券の発行の要件緩和については、今後、今回の御提案の内容や大学からの意見等も踏まえながら、引き続き検討してまいります。	東北大学や仙台市で検討している公益性の高いソフト事業は、国立大学法人の業務（法人法第22条に定める業務）の対象には含まれておらず、現行では実施することができないが、公益性が高く社会全体としてメリットが大きいと考えられ、国家戦略特別区域における東北大学の業務として実施することを認めてほしい。	文部科学省	
宮城県仙台市	14	国際基準に基づく放射光施設の規制・制度改正	現在建設が進められている次世代放射光施設において、施設のリアル・バーチャルでの見学・体験を通じてサイエンス・リム等を実施し、市民の関心を高めるとともに、事業者による次世代放射光施設の利用・研究開発を促進する。	X線のビームラインは放射化のおそれがないため、ビームを導入していなければ被ばくのおそれはない。放射線業務従事者でなくとも実験に参加することができる。施設利用の障壁が低下し、利用促進に寄与する。また、学生実習や企業研修が容易になり人材育成につながる。放射線業務従事者にならないで利用できる国外の放射光施設に合わせることで、日本の国際競争力を維持することができる。一般の方による施設公開の際に、実験風景を見学いただくことができ、放射光施設の理解が促進される。	放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3第1項では「放射線発生装置の運転を・・・点検等のために七日以上の期間停止する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域・・・については、管理区域でないものとみなす」とあり、被ばくのおそれない区域であっても、7日間停止する場合でないと同項の規定が適用できない。	○放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号） 第22条の3第1項（放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の表示）	国際原子力機関（IAEA）において施設のリスクに基づく「Graded approach」に沿った規制が推奨されていることなどを踏まえ、放射化のおそれない区域に対しては、放射線発生装置の停止後7日間を待たずに管理区域でないものとする規定を設ける。	原子力規制委員会	同規定は工事、修理、点検等を想定しており、同規定を適用して管理区域から除外し、弾力的な運用をしたとしても、教育訓練や立入り管理が必要であることから、必ずしも一般見学や研修の便宜上にはつながらない可能性がある。 なお、ビームラインや実験装置の部屋は線量や条件次第で、放射線施設の設計及び管理方法を工夫し、その旨を明記した申請を行うことにより、本法の規定に基づき管理区域として区域管理することを要さない区域とすることが、現行規制においても成立し目的を達成出来る可能性があるため、提案の件については具体的に相談いただきたい。	同規定については、被ばくのおそれなくとも生体線量の管理が必要である。利用者には所属元でRI施設がない企業も多く、そのような企業は生体線量を管理するために所属元ではないどこかの業者に放射線業務従事者管理を依頼する必要がある。新規企業の参入や研究の活性化を妨げる障壁の一つになっている。同規定の緩和により、7日間の停止期間に関わらず直ちに管理区域から除外し、弾力的な運用ができるのであれば、次世代放射光施設一般見学や学生実習における人材育成や企業研修等への便宜向上につながることを考えており、検討いただきたい。	原子力規制委員会	今般の御意見からのみでは、「一般見学や学生実習」の対象者が具体的にどのような方々を想定されているかが分りかねるが、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものの外部被ばく及び内部被ばくについては、管理区域内において実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがないときは、法令上、被ばくによる線量の測定をすることが求められていない。今般の放射線施設がどのようなものであり、「一般見学や学生実習」の対象者としてどのような方々を想定し、それらの方々がおのれを何をするかを想定されているのか等、具体的な内容が分かればなお、面談等により御相談いただくよう御検討いただきたい。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
秋田県仙北市	1	かかりつけ医と連携を行わずに保健事業を実施する。	電子健康記録（EHR）、国保データベース（KDB）、企業健康データベース等を連携し、医療情報と保健事業情報を双方向的に可視化し、医療・服薬・保健事業を一元管理することで、効率的な医療や保健サービスの提供を行う。	医療、保健サービスはオンラインにて提供し、物理的コストを下げ、災害や感染症等にも対応可能な体制を作り、持続可能なヘルスケア産業を構築する。さらに、本事業で医療費適正化を実現し、教育や農業など他分野の投資へつなげる。	保健事業実施にあたり、厚生労働省による「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」のガイドラインでは、かかりつけ医の連携を必要としている。	厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」のガイドライン	電子健康記録（EHR）を充実することで、単独のかかりつけ医と連携を行わずに保健事業を実施する（医療と保健事業を双方向的に可視化することで、エビデンスを担保）	厚生労働省	糖尿病性腎症重症化予防プログラムは、保険者による糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、より質の高い取組となるよう、関係者との連携や取組内容等を示したものであり、効果的・効率的な事業を実施するための条件として、患者の診療を行っているかかりつけ医との連携を位置づけている。かかりつけ医との連携は電子健康記録により得られる情報の連携のみではなく、事業の企画・準備・評価等において、かかりつけ医からの意見を参考とする等、様々な時点でのきめ細やかな連携を想定しているものである。そのため、基本的に変更する必要はないが、ガイドラインの変更を求めます。	厚生労働省	糖尿病性腎症重症化予防プログラムは、保険者による糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、より質の高い取組となるよう、関係者との連携や取組内容等を示したものであり、効果的・効率的な事業を実施するための条件として、患者の診療を行っているかかりつけ医との連携を位置づけている。かかりつけ医との連携は電子健康記録により得られる情報の連携のみではなく、事業の企画・準備・評価等において、かかりつけ医からの意見を参考とする等、様々な時点でのきめ細やかな連携を想定しているものである。そのため、基本的に変更する必要はないが、ガイドラインの変更を求めます。	
秋田県仙北市	2	初診を含むオンライン診療の恒久化及び薬局外からのオンライン服薬指導	コロナウイルス収束後もオンライン診療を恒常化するとともに、薬剤師が、薬局外においてもオンラインで服薬指導を行う。	薬局（勤務先）外においても、薬剤師が服薬履歴や処方箋内容、服薬状況等を閲覧・管理し、服薬指導が行えるようになれば、薬剤師の感染拡大防止及び労働環境の改善につながる。患者にとっても薬剤師との相談・意見交換等が容易となることで、利便性や服薬アドヒアランス（患者による治療方針への積極的参加）の向上につながる事が期待される。	オンライン服薬指導が限定的措置として導入されたものの、薬剤師が服薬指導を行うことができるのは、その調剤を行った薬局内の場所とするのが義務付けられている。そのため、かかりつけ薬剤師が当該薬局に滞在していないテレワーク中や、薬局が閉まっている夜間・休日等においては、患者が指導を希望する適切なタイミングでオンライン服薬指導を行うことが困難となっている。	オンライン診療の適切な実施に関する指針 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限定的・特例的な取扱いについて 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係） （薬生発0331第36号、2020年3月31日）	初診を含むオンライン診療の恒久化。 調剤を行った薬局と同程度の通信環境及びセキュリティが確保されていることを前提として、当該薬局の薬剤師が、当該薬局外においてもオンラインで服薬指導を行うことができるよう、服薬指導場所の条件を緩和。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績を踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年内を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づいた見直しを検討を行うこととしております。なお、オンライン服薬指導を行う場所に関して、処方箋を応需した薬局で責任を持った対応を求めています。例えば服薬指導の実施にあたって当該薬局にて適切に管理した医薬品を調剤し、交付予定の薬剤を実際に確認しながら服薬指導されたいと思慮されることなどから、薬局での一連の実施が必要だと考えています。	本件は、薬剤師が薬局外にいる時間帯でも、患者の希望に沿ったオンライン服薬指導を可能にするものです。 オンライン診療を含めた恒久化について、早急な対応を求めます。	厚生労働省	（オンライン診療及びオンライン服薬指導の恒久化について） 閣議決定に基づき、速やかな検討に努めてまいります。 （薬局外からのオンライン服薬指導について） 薬剤師は服薬指導にあたって、オンラインでの実施の可否を判断しています。オンラインでの実施に支障が生じた際には服薬指導を実施している薬局で、対面による服薬指導ができるように担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。その上で、薬局外からのオンライン服薬指導を行えるようにするには、プライバシーの保護や患者情報の共有のためのセキュリティー確保に加え、物理的に離れた場所で調剤された薬剤をどう扱うかなど様々な課題が想定されるため、慎重な議論が必要とされます。
秋田県仙北市	3	ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）実現	機体周囲を遠隔監視可能なカメラ等を搭載したドローンによる第三者上空での自律飛行及び目視外飛行	【物流分野】 ドローンによる自動配送が可能となる。 【農業分野】 ほ場の空撮、生育調査等による農地管理が可能となる。	無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。	航空法第132条、第132条の2、国土交通省「無人航空機（ドローン、ラジコン等）の飛行に関するQ&A」	機体周囲を遠隔監視可能なカメラ等を搭載したドローンを用いて、第三者上空での自律飛行及び目視外飛行を可能とする。安全運行管理者を不要とする。	国土交通省	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。	今般の法改正は、機体の認証制度、操縦者の技能証明等、現行の規制を強化する内容です。中山間地において、飛行ルート内で人や構造物との接触のリスクが極めて低い条件下では、機体の認証や操縦者の技能証明等について、柔軟な対応を可能とする運用を求めます。	国土交通省	第三者上空以外での飛行については、機体認証や技能証明を取得していない場合であっても、申請をして頂くことで飛行が可能です。 【参考】無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（本文） https://www.mlit.go.jp/common/001254115.pdf 別途提案させていただく「ドローンによる携帯電話の電波利用（実用化試験局制度）により、携帯電話事業者のみに制限されている」と併せて、早急な規制緩和を求めます。
秋田県仙北市	4	旅客運送手段の多様化に向けた道路運送法の運用の見直し	オンデマンド型相乗りタクシーの予約から、同一方面へ向かう客をマッチングすることにより、同一車両で運搬する。	相乗りタクシーを利用してもらうことにより、同一車両で運搬することが可能となれば、少ない台数で効率的な運用ができるとともに、利用者運賃の軽減につながる。	現状のタクシーは、一顧客に対しての運行となっており、同一方面へ向かう客を効率的に運送することができない。「一組の契約により」旅客を運送することとされており、相乗りでの運送が認められていない。また、事前予約に基づき、顧客の指定する時間に合わせ旅客を運送する事業は認められない。	一般乗用旅客運送事業（道路運送法第3条第1項第1号ハ） 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1項第1号イ） 地方運輸局の事業許可・事業計画変更審査基準において「運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているもの」	相乗りでの運送を認め、事前予約に基づき、顧客の指定する時間に合わせ旅客を運送する事業を認める。	国土交通省	相乗りタクシーについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めているところであり、導入時期を調整中である。（※令和3年11月1日施行） よって、御提案については今後、対応可能となる予定。	国土交通省からの回答では、具体的に道路運送法をどのように改正するか回答がないため、本市の提案がどのような形で可能となるか不明です。道路運送法をどのように改正するのか、方針をお示しくたさい。	国土交通省	タクシーの相乗りについては、令和2年3月パコメ（以下URL参照）のとおり、運送開始前に特定の各旅客の同乗について互いに承諾した一団の旅客であって、費用負担、事故時の補償などについて公正な条件の下で運送に係る契約（配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約を含む。）を共同して締結する者の運送については、運送途中に不特定の旅客が乗車しないことを前提とするものであり、「乗合旅客」の運送に該当しないものとして道路運送法を運用することとしている。 https://public-comment-e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&Mode=0&Mode=1&Screen=Pcm1040&id=155200908 なお、現行においても一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法第4条の許可を受けることによって、乗合旅客の運送を行うことは可能であるほか、同法第21条第2号の許可を受けることによって、期間等を定めて試行的に乗合旅客の運送を行うことも可能であり、いずれも柔軟な運用設定が可能となる。ご提案の件について、これらの制度の活用を検討される場合には、管轄の地方運輸局又は運輸支局にご相談いただきたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	1	個人情報保護条件の明確化・緩和	患者を特定した属性情報とヘルスケア情報、診断情報の紐付け分析	【社会的効果】 複数の事業者が保有するデータを患者軸でつないで分析することで、患者の疾患・状態の経時的な把握ができ、より詳細なリスク判定等が可能となる。	患者が特定されると個人情報保護に抵触するため、情報の活用が困難となっている。現状では個人情報削除しても個人同意なしでは指数ベンチが持つデータの紐付けは不可だと考えられる。	・個人情報保護法 ・個人情報保護に関する法律についてのガイドライン第3条2項4	個人情報保護の法・ガイドラインで違反とられずにデータ収集・データ分析を行う項目を定義する。 例えば、患者IDを特定ルールにて暗号化し、他どの患者情報を保持しなければ、個人情報にはあたらないと考え、データ収集・データ分析に利用してよい、と明示。もしくは、匿名化基準の緩和、個人情報・特定個人情報の目的外利活用を緩和する。	内閣府 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 個人情報保護委員会	個人情報保護法では、個人情報原則特定された利用目的の範囲内で利用する必要があり、個人データを第三者へ提供する場合には原則本人の同意を得る必要があります。次世代医療基盤法では、異なる医療情報取扱事業者（医療機関、介護事業所、地方公共団体、学校設置者、医療保険者等）の情報を集約し、名寄せしたものを匿名加工医療情報とすることで、医療情報取扱事業者を跨ぐ分析が可能です。			
福島県会津若松市	2	頻回のオプトイン取得による市民・企業の負担を軽減し、市民の納得を得ながら特定の目的に沿って包括的なオプトインや再同意を得る方法の検討	オプトインの原則を堅持する一方で、毎回細かい変更でオプトインをとることは、市民と企業の双方に負担になるため、市民の納得を大前提として、特定の目的に沿って包括的にオプトインをとる方法の在り方を検討する 再同意が必要な場合、都市OSを活用し、同意者の負担や漏れが減る方法を整備	【社会的効果】 市民と企業の負担となる頻回、微細な変更でのオプトイン同意取得が不要となり、都市OSなどサービス利用時の煩わしさが軽減される。より広範なデータの活用が可能となり、リスク判定などの精度が向上する。	明示した利用目的の範囲において患者データを分析、活用することが許可されているが、利用目的をどの程度明示すべきが明らかでない。利用目的を拡張・変更する際には、再度同意の取得が必要だが、現状では連絡が付きにくい等取得できないケースが多い。	・個人情報保護法第16条第1項 ・個人情報保護法第15条第1項2項第3項 ・個人情報保護法第23条第1項	オプトイン同意のレベル感や範囲を検討し、ルール化して適用するため、同意取得ルールの柔軟な設定と運用を実現する。 都市OSを介した再同意目的の連絡先データ連携を実現する。	個人情報保護委員会	・個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければなりません。 ・あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができませんが、一般的な消費者等からみて合理的な関連性のある範囲内であれば、本人同意なしで利用目的を変更することが可能です。 ・本人同意なしで利用目的の変更が認められる事例については、個別具体的な事例ごとに判断されるものの、例えば、次のような場合が考えられます。 ○「当社が提供する新商品・サービスに関する情報のお知らせ」という利用目的について、「既存の関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合 ○「当社が提供する既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」という利用目的について、「新規に提供を行う関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合 ・また、当初の利用目的に「第三者提供」が含まれていない場合において、新たに、法第23条第2項の規定による個人データの第三者提供を行う場合、本人同意のない利用目的の変更は認められません。 ・個人データの第三者提供に係る同意については、必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。 ・上記は個人情報保護法に関する解釈ですが、都市OSの果たす機能や運営主体等の前提によって、適用される法令や整理等が異なるため、具体的に想定される事例についてご相談ください。	・本提案は、同意の際の利用目的の明示対象と利用目的を拡張する際の同意取得に際して、明確化を求めるものである。 ・明示した利用目的の範囲において患者データを分析、活用することが許可されているが、利用目的をどの時点でどの程度明示すべきが明らかでない。 ・そのため、利用目的や加盟事業者が一定基準を満たすことを担保したうえで、以下の運用を認めていただきたい。 ・事前に第三者提供を行う可能性のある目的と、その時点で関連事業者名を明示し、同意を取得する。 ・該当条件が生じ、第三者提供が行われた後、該当した提供目的と提供先事業者名を利用者に通知する。	個人情報保護委員会	今回のご意見は、第23条1項についての具体的な運用に関するものと理解しました。 その上で、以下のようなQ&Aをご参考に運用を具体化することが必要だと考えます。 (第三者提供の制限の原則) Q 5 - 8 本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。 A 5 - 8 必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありませんが、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。 Q 5 - 9 第三者提供の同意を得ておくことと、提供先の氏名又は名称を本人に明示する必要があるのですか。 A 5 - 9 提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もともと、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。 参考：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事業が発生した場合等の対応について」に関するQ&A https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/2009_APP1_QA/#q5-8 ただし、上記は個人情報保護法に関する一般的な解釈であり、都市OSの果たす機能や運営主体等の前提によって、適用される法令や整理等が異なるため、具体的に想定される事例について個別にご相談ください。 PPCビジネスサポートデスク 03-6457-9771
福島県会津若松市	3	オフライン検査結果のアップロードと医師への送付	オフライン検査の結果（検査報告書等）をアップロードすることが問題ない旨明示	【社会的効果】 内視鏡検査などの結果をオンライン診療、オンライン受診勧奨の場面に限らず、患者の同意のもと医療機関、医療スタッフへ情報送付可能となる。郵送などの手間やコストが削減できる。	オンライン診療、オンライン受診勧奨、以外（オンライン相談など）で、「患者個人の状態に対する悪可能性のある疾患名の列挙」ができない。このため、診断結果となる患者向けの検査報告書や検査画像は、オンライン診療、オンライン受診勧奨、以外で、オンラインでのデータ受取が難しい。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」	オフライン検査の結果（検査報告書等）をアップロードすることが問題ない旨明示する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年度を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
福島県会津若松市	4	オンライン結果説明	オフラインでの検査結果をオンラインで（別の）医師が説明することが問題ない旨明記	【社会的効果】 内視鏡検査等の結果の説明のため、別日に来院する必要がなくなる。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」にはオフライン検査結果をオンラインで説明することへの言及はない。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」	オフラインでの検査結果をオンラインで（別の）医師が説明することが問題ない旨明示する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年度を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
福島県会津若松市	6	個人データの第三者提供に該当しない場合の明示	会津若松都市OSに接続するサービスにおいては、「個人データを特定の者との間で共同して利用する」として、あらかじめ本人に通知している場合に該当するものとする。	【社会的効果】 都市OSを介した多様なサービスをスムーズに受けられることで、利用者の利便性が向上する。	個人情報保護法第23条第4項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。（個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合）	・個人情報保護法第23条第4項	会津若松都市OSに接続するサービスにおいては、「個人データを特定の者との間で共同して利用する」として、あらかじめ本人に通知等している場合に該当するものとして明示する。	個人情報保護委員会	一般的には、共同利用する旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態におくという要件を満たせば、個人情報保護法第23条第5項3号に基づく共同利用が可能です。会津若松都市OSに接続するサービス提供事業者がこれらの要件を満足している場合は、個別特定のケース毎に判断されるため、必要に応じてご相談ください。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予測し得ると客観的に認められる範囲である必要があります。 なお、自治体が保有する個人情報は、個人情報保護条例に従って取り扱うことが求められますのでご留意ください。			
福島県会津若松市	7	初診からのオンライン診療・オンライン服薬指導解禁の恒久化	初診からのオンライン診療・オンライン服薬指導解禁の恒久化	【社会的効果】 就労・育児等で通院の時間が確保しにくい人々の適切な受診行動の確保により、長期的な心血管病リスク等の低減が得られる。 遠隔健康医療相談や病院検査等からの、予約オンライン診療へのスムーズな移行により、患者の利便性が向上する。過剰な対面受診の減少により、医療機関の人的負担や感染症リスクが低減できる。	通常時は、初診からのオンライン診療は原則として不可である。診療報酬で電話等再診では定期的な医学管理は想定されており、オンライン診療の場合、初診を含む3か月間は毎月対面、以後も3か月以内に1回は対面診療が必要との算定要件あり。	通常時の根拠法令 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針 ・令和2年3月5日保医発0305第1号 特例措置の根拠法令 ・令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課 事務連絡	初診からのオンライン診療・オンライン服薬指導解禁を恒久化する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年度を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に「医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。			
福島県会津若松市	8	遠隔診療における地理的制限の撤廃	遠隔診療における地理的制限の撤廃	【社会的効果】 遠隔地の患者への診療制限を撤廃することにより、患者にとって必要な医療へのアクセスが容易となる。これは、市内在住の患者が会津若松市内外の医療機関を受診する際のみならず、近郊町村など会津若松市外在住の患者が会津若松市内の医療機関を受診する際にも有用となる。	オンライン診療料の算定について、日常的に通院又は訪問による対面診療が可能な患者を対象、つまり概ね30分以内に通院又は訪問が可能な患者が想定されている。	・令和2年3月5日保医発0305第1号 ・令和2年3月31日厚生労働省保険局医事課 事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」	遠隔診療における地理的制限を撤廃する。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	9	オンライン診療の算定要件の緩和	オンライン診療の算定要件の緩和	【社会的効果】 【経済的効果】 オンライン診療の範囲拡大による患者利便性の向上、医療機関の収益性が維持できる。	通常時のオンライン診療算定要件として、対象疾患限定、診療報酬が対面診療と比べ低いことが定められている。 特例措置として、「慢性疾患患者で既存の診療計画等に基づいた電話等再診料および医学管理料等を算定可能となる」「初診から診療報酬算定可能となる」「診療報酬の点数一部引き上げられる」ことが定められている。	通常時の根拠法令 ・令和2年3月5日 保医発0305第1号等 特例措置の根拠法令 ・令和2年4月10日、同14日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）（その11）」	保険適用とする際の疾患制限の撤廃、オンライン診療料の算定回数割合制限の撤廃、診療報酬点数を対面診療と同等に引き上げる。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとする。			
福島県会津若松市	10	クラスI一般医療機器やAIを用いた新規医療用プログラムの保険適用への道筋	クラスI一般医療機器やAIを用いた新規医療用プログラムの保険適用への道筋	【社会的効果】 有用な新規医療用プログラム開発・実用化・普及に要する時間が短縮できる。	クラスIの医療用プログラムは薬機法規制対象外であり、医療機器プログラムに該当せずとも診断補助に使えるが、保険適用が難しい。薬機法は登録した内容から外れた性能を標榜することを認めていない。例えば、体動センサは「体動を検出。通常、睡眠障害の評価に用いる」と定義され、心拍・呼吸を検知/記録できる機器でも看取り業務等に活用できる旨は説明できない。	・薬機法第66条 ・平成16年7月2日 薬食発第720022号	クラスI一般医療機器の診断行為への利用を緩和できる要件を定める。 薬機法で登録された内容から外れた性能について、メーカー側から説明する場合の要件を定義する。	厚生労働省	医療機器のクラス分類は、医療機器のリスクに応じた適切な規制を行うために定められており、適切なクラス分類に従って承認又は認証を受けていただくことが必要です。診断を意図した能動型医療機器のクラス分類は、有効性・安全性の確保及び国際整合の観点から、原則としてクラスII以上としています。心拍数及び呼吸数の測定を目的とした医療機器であれば、「体動センサ」（クラスI）ではなく、「心拍数モニタ」「呼吸数モニタ」（いずれもクラスII）等として承認又は認証を受けていただくようお願いいたします。 薬機法の規定に基づき承認若しくは認証を受けた医療機器又は届出が受理された医療機器については、企業は保険適用希望書を提出することができ、希望書が提出された医療機器等については、定められた手続に則り有効性・安全性等を踏まえ保険適用が検討されます。 なお、医療機器の承認等の制度及び広告規制は、医療機器を含む医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために規定されているものであり、御提案の「薬機法で登録された内容から外れた性能について、メーカー側から説明する場合の要件を定義する」とは、この趣旨を逸脱することから対応できません。			
福島県会津若松市	11	海外で承認済みのヘルス関連IoT機器について一定条件下での国内実証使用容認	海外で承認済みのヘルス関連IoT機器について一定条件下での国内実証使用と性能の市民への告知を容認	【社会的効果】 市民の実生活の中での新規ヘルス関連IoT機器実証が行われ易くなり、より迅速なPDCAサイクルの回転や、市民が先進機器に触れることでデジタル社会への参加意識促進が得られる。	未承認医療機器の輸入は、臨床試験に使用する目的であれば許可されている。しかし、一般市民に対し、その性能を明示した上で臨床試験への参加を募ることは、未承認医療機器の「広告規制」要件に抵触する可能性がある。	・薬食発1117第17号 ・薬機法第68条	スーパーシテの取組の中では、海外で承認済みの国内未承認ヘルス関連IoT機器について、市民の実証としての臨床試験を組むことで、海外で承認/認証されている性能等を公表しながらの利用を可能とする。	厚生労働省	「治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて」（平成11年6月30日薬監第65号監視指導課長）で「商品名を特定しない範囲で情報提供を行うことは可能」である旨を通知しており、「その性能を明示した上で臨床試験への参加を募ることは」現状可能です。	・本提案は、海外承認済みヘルス関連IoT機器の実証使用において、実証開始も商品名の特定を回避する必要があるか、明確化を求めるものである。 ・一般市民に対し、その名称を明示した上で臨床試験への参加を募ることは、未承認医療機器の「広告規制」要件に抵触する。 ・臨床試験としてのモニター募集時点や説明において、商品名の特定を避けることは可能と考える一方で、実証期間中に、アプリ・デバイスから商品名を特定できないようにすることは困難である。 ・現行法で抵触する場合、本取組における実証期間中は、商品名が特定されても差支えない運用とさせていただきます。	厚生労働省	・医薬品等の広告は、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号監視指導課長）で示しているとおり、 ①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、 ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、 ③一般人が認知できる状態であることのいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しています。 ・一般に、臨床研究の被験者に対して研究の対象であるアプリ・デバイスを含む機械器具等を商品名を特定できる形で提供する行為は、上記のうち①の要件を満たさず、薬機法における医薬品等の広告に該当しないため、現状で可能です。
福島県会津若松市	12	医療広告規制の緩和とサービス利用データに基づく医療機関への動機創出	医療広告規制の緩和とサービス利用データに基づく医療機関への動機創出	【社会的効果】 市民が医療サービスを選択する中で有用と考えられる情報については規制せず開示することで、市民がより適切な受診行動をとることができ、医療資源が有効利用できる。	「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」においては、比較優良広告が禁止されている。	・医療法施行規則等の一部を改正する省令 ・厚生労働省令第66号 ・医療広告ガイドライン	客観的に検証可能な内容（患者数、治療費、使用薬剤等）については掲載を可能とし、また全国や地域平均などと比較した表示を可能とする。	厚生労働省	御提案のあった内容は、以下のとおり現行規制下においても基本的に抵触しないものと考えます。 ・医療広告ガイドライン（平成30年5月8日付け医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知の別紙3）において、比較優良広告に關係して、「最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げるものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。」とされており、客観的に実証できる内容については、必ずしも広告が禁止されているものではありません。 ・また、医療法関係法令において広告が可能とされた事項以外には広告してはならないこととされており、他法令に抵触する広告を行わないことも前提になりますが、例えば、患者数（在宅患者、外来患者、入院患者）については、広告可能事項です（平成19年厚生労働省告示第108号（以下、「告示」という。）第3条第4号及び第5号）。また、当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項として告示第108号第2条各号に該当するものであれば、疾患名等を記載することも可能です。	厚生労働省	・本提案は、医師の診療実績等を客観的に可視化して差し支えない情報の明確化を求めるものである。 ・医療機関の広告に関連し、客観的に検証可能な内容は可とされているが、医師に対する患者評価の集計や掲載事業者が行った集計の結果など、客観的に判断されるか不明なものもあり、どのような項目について可とされるか明確化して頂きたい。	広告可能な事項については、関係法令に加え、「医療広告ガイドライン」、「医療広告ガイドラインに関するQ&A」及び「医療広告規制におけるウェブサイト上の事例解説書」により明確化をはかっています。 ご指摘いただいた例のうち、「医師に対する患者評価の集計や掲載事業者が行った集計の結果」については、その趣旨が必ずしも明らかでないですが、患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談については、個々の患者の状態等により当然にその感想が異なるものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療広告としては認められません。一方、第三者が運営するいわゆるウェブサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘因性が認められない場合は、広告に該当しません。
福島県会津若松市	13	オンライン診療における臨床試験施行の容認	オンライン診療における臨床試験施行の容認	【社会的効果】 オンライン診療による臨床試験遂行の負担（医療者側および患者側）が軽減される。	「オンライン診療は、患者がその利点及び生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的とした医師側の都合のみで行ったのではならない」との記載あり、どこまでが主目的かの判別は難しく、オンライン診療における臨床試験を行いたい。	・オンライン診療の適切な実施に関する指針VI オンライン診療の実施にあたっての基本理念vi	オンライン診療における臨床試験施行を容認する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
福島県会津若松市	14	AIや事務員による電子カルテの事前代行入力容認	AIや事務員による電子カルテの事前代行入力容認	【社会的効果】 【経済的効果】 AIやワークによる問診や所見が事前にカルテ入力され、医師がそれを確認・承認する仕組みであれば、医師の病状把握およびカルテ入力の効率化が上がり、患者対応により時間をかけることができる。ひいては、患者の待ち時間の減少、医療経済の改善にもつながる。	診療録は医師の診察を経た上で基本的に医師が記載することが想定されているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することは可能とされている。しかし、現状では医師の診察中に代行入力すると、解釈が一般的であり、診察前にAIや事務職員が整理した情報をカルテに下書きすることの可否は定まっていない。	・医師法第24条第1項 ・医政発第1228001号	AIや事務員による電子カルテの事前代行入力を可能とする。	厚生労働省	「診断書、診療録及び処方せんは、診察した医師が作成する書類であり、作成責任は医師が負うこととされているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することも可能」（平成19年12月28日医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知）としていること、医師の責任で作成される限りにおいて、医師が最終的に確認し署名することを条件に、診察前にAIや事務職員が整理した情報をカルテに代行入力することは可能です。	・本提案は、AIが代行入力したカルテを医師が承認するタイミングがどこまで許容され、AIが入力し、医師未承認のカルテをもとに検査等行われた場合の対応の明確化を求めるものである。 ・診療録は医師が最終的に確認し署名することを条件に、診察前にAIや事務職員が整理した情報をカルテに代行入力することは可能とされている。 ・AIが代行入力したカルテを医師が承認するタイミング・期間（AIが記載後24時間以内、記載が更新された都度、レセプト処理前、請求時まで）や、AI記載済み・医師未承認のカルテを基に検査や処置等が行われた場合の扱いについて明確化して頂きたい。	厚生労働省	診療録については、医師法第24条において、「医師は、診察をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」と規定されており、また、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政発第1219第1号厚生労働省医政局長通知）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ともお示ししていること、AIを用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、医師がその最終的な判断を行い、医師やその指示を受けた看護師等が検査や処置等を行うことは、現行制度上も可能です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	15	生活習慣病における（オンライン/オフライン）集団診療の解禁	生活習慣病における（オンライン/オフライン）集団診療の解禁	【経済的効果】 集団療法は、現在薬物依存症の治療において保険で認められている。一方、生活習慣病においてもピアサポートが有用との報告がある。安全性や同意の面に十分配慮すれば、集団診療が治療効果や経済効率の面において有用な可能性がある。	「プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行われなければならない」との記載がある。	・オンライン診療の適切な実施に関する指針V-2-(2) ・医療法施行規則第1条	生活習慣病における（オンライン/オフライン）集団診療の解禁する。	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月：令和元年7月一部改訂）2.（2）において、「患者の所在が医療提供施設であるか居宅等であるかにかかわらず、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることは、患者のプライバシーに十分配慮された環境でオンライン診療が行われるべき」とされていること。必ずしも患者単独での診療に限定しているものではなく、患者の同意や十分なプライバシーへの配慮を前提として、医師の判断で集団診療を行うことは可能である。ただし、オンライン診療においては、対面診療に比べ、患者に関する個人情報・医療情報が漏洩する危険性が高いことに留意が必要である。			
福島県会津若松市	16	一般医薬品の特定販売（インターネット販売）時の実店舗要件・発送要件の緩和	一般医薬品の実店舗と紐付かないインターネット販売や倉庫等からの発送	【社会的効果】【経済的効果】 医薬品の物流網を柔軟に構築でき、発送コストの削減や時間短縮につながる。	一般医薬品はネット販売が可能だが、実店舗と紐付いた販売とする必要がある。	・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年12月13日公布） ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）	一般医薬品の実店舗と紐付かないインターネット販売や倉庫等からの発送を可能とする	厚生労働省	一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があり、ご提案の方法では医薬品の適切な管理や責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。	・本提案は、一般医薬品の実店舗要件の緩和を求めたものである。 ・一般医薬品のネット販売が可能だが、実店舗と紐付いた販売とする必要がある。 ・一般医薬品のネット販売については、実店舗でなくとも、オンライン等で薬剤師による情報提供が可能な体制を整え、医薬品の管理や責任の所在を明確とすれば倉庫などからの配送を可とすべきではない。	厚生労働省	一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があり、ご提案の方法の詳細が不明であり、医薬品の適切な管理や責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。
福島県会津若松市	17	オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、薬局実店舗を持たない調剤センターの設置・活用を許容	オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、薬局実店舗と対面機能を持たない調剤センターの設置・活用を許容	【社会的効果】 電子処方箋(2022年運用開始予定)の仕組みと合わせ、受診・処方・薬の配達まで、自宅にいながら一気通貫の医療が受けられ、患者の利便性が向上する。24時間対応のオンライン服薬指導・調剤を行いやすくなり、従来救急受診していた病態の一部は、自宅からのオンライン対応で対処可能となる。	薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、対面の機能を持つ通常の薬局であることが求められている。	・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）	薬局実店舗を持たず、オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した（対面機能を持たない）調剤センターのような場所も許容する。	厚生労働省	ご提案内容について、服薬指導を行う場所と調剤業務を行う場所が一体かどうか不明ですが、処方箋に基づく調剤や薬剤交付時の服薬指導等の行為については、処方箋を応じた薬局の薬剤師が責任を持つことが困難な事態が発生しないよう、当該薬局で服薬指導と調剤等を行うこととしています。また服薬指導は、必ずしも全ての場合でオンラインで実施可能とはならず、オンラインでの実施に支障が生じた際の緊急時の対応を含め、当該薬局で対面服薬指導が行えることを担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。	厚生労働省	薬局医薬品については、医療において用いられることを前提としていることから、処方箋に基づく薬剤の交付を原則としており、一定の条件下、オンライン診療及びオンライン服薬指導を行った上で、調剤した薬剤を配送等することは可能です。なお、薬剤師は服薬指導にあたって、オンラインでの実施の可否を判断しています。オンラインでの実施に支障が生じた際緊急時には服薬指導を実施している薬局で、対面による服薬指導ができるように担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。その上で、薬局内にいる薬剤師からのオンライン服薬指導を行えるようにするには、プライバシーの保護や患者情報の共有のためのセキュリティ確保に加え、物理的に離れた場所から調剤された薬剤をどう扱うかなど様々な課題が想定されるため、慎重な議論が必要とされます。	
福島県会津若松市	18	対面診療を含む全ての診療形態での遠隔服薬指導の解禁	対面診療を含む全ての診療形態での遠隔服薬指導の解禁	【社会的効果】 通常の対面診療終了後でも、薬局への移動や待ち時間の負担なく遠隔で必要な服薬指導を受けられることができる。	現在は0410対応(2020年4月10日事務連絡)により対面診療での処方箋も遠隔服薬指導が可能とされるが、限定的な措置であり、2020年の改正薬機法で可能とされるオンライン服薬指導はオンライン診療または在宅診療で発行された処方箋に限られる。	・改正薬機法第9条の3第1項及び改正薬機法第15条の13第2項第1号から第3号(令和2年)	対面診療を含む全ての診療形態での遠隔服薬指導の解禁	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、オンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず実施可能とする予定です。			
福島県会津若松市	19	地域ポイント・地域通貨とID決済・地域ウォレットの導入での利用普及	店舗の決済手数料負担を減らし、入金サイクルの即時化を実現する地域通貨を発行する。地域通貨によって利用者の行動に応じたインセンティブ付与や、地域での買い物、行政支払い、給付受給などに利用可能。 インセンティブとなる原資は、自治体や地域企業、団体などが地域貢献ファンドとして拠出し、地産地消、健康増進、環境保全など地域課題解決につなげる。	【社会的効果】 オプトインによる市民の購買行動データを活用し、生活に便利な様々なサービスを提供可能となる。地域通貨によって利用者の行動に応じたインセンティブ付与や、地域での買い物、行政支払い、給付受給などに利用可能。 市民の状況に応じて必要な時に必要な給付が用途に限定支給できる。 【経済的効果】 店舗の決済手数料負担を減らし、入金サイクルの即時化が実現し、キャッシュレスの普及率が上がる。	地域通貨による決済行動データを市民のオプトイン前提に地域への還元利活用を目指している。金融機関の取組ではなく、公民金が一括となって発行運営していく必要がある。また、現行では定められた供給金の義務があり、発行主体者を制限してしまえば実施障壁が高い。さらに、発行金額、有効期限の制限があり、施策の自由度を低下させている。これらの規制が市民への生活支援を阻害している。	・資金決済法第7条、第10条第1項1号、第14条、第37条、第40条1項1号、第43条	デジタルを活用し地域独自の基盤で発行主体となる団体の与信が、その信用を担保する他の企業あるいは、保険会社によって消費者保護を可能とする。地域通貨で各種給付金等が支給できるようにする。給付金が目的に沿った利用がされるようにする。	金融庁	ご提案頂いた「デジタルを活用し地域独自の基盤で発行主体となる団体の与信が、その信用を担保する他の企業あるいは、保険会社によって消費者保護を可能とする。」については、資金決済に関する法律第15条（及び資金決済法に関する法律施行令第8条第2項）において、前払式支払手段発行者が保証会社等と発行保証金全額を締結した場合、保全金額につき、発行保証金の供託をしないことができる旨が規定されており、既に措置されているものと考えます。なお、「地域通貨で各種給付金等が支給できるようにする。給付金が目的に沿った利用がされるようにする。」というご提案については、資金決済に関する法律で規制しているものではありません。	・本提案は、株式会社ではなく、一般社団法人においてデジタル通貨が発行できないかというものである。 ・発行保証金の供託の例外規定については理解したが、何れ一般社団法人ではデジタル通貨の発行はできない。 ・一般社団法人で行う理由は、民間側が主体となった地域運営を公益的に行う主体として一般社団法人の活用を考えており、スーパーシティの他分野の取組と一体となった地域運営の主体として期待されている。	金融庁	資金決済法は、資金移動業者の登録要件として株式会社であることを求めています（第40条第1項第1号）。資金移動業者は、経済活動の基礎をなす社会インフラとして送金等のサービスを提供する事業者であり、事業が適正かつ確実に遂行され、利用者の保護が図られることが重要です。こうした観点から、多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営や、会社法に基づくコーポレート・ガバナンス機能の活用による効率的な業務運営を期待できる株式会社であることを要件としています。ご提案いただいたデジタル地域通貨事業については、デジタル地域通貨が地域内で幅広く利用されることが想定されることを踏まえ、事業の適正かつ確実な遂行、利用者保護が図られる必要があり、上記の理由から、株式会社である資金移動業者により実施されることが適切と考えます。
福島県会津若松市	20	金融連携サービス	「デジタルCFO事業」として、市民や地域企業向けニーズに応じた適時貸付を行う。事業の営みの中で発生する様々なデータを信用データとして評価し、企業への資金ニーズに適切に対応することで地域事業者の経営安定化を図る。	【経済的効果】 企業の活動データに基づいた信用評価の軸が加わることで、タイムリーに経営状況を捉えた金融支援が可能となり、中小企業の経営安定化（資金繰り改善）を図ることができる。	従来型の貸付手法だけでは、中小企業を取りまく外部環境変化に対応したリアルタイムな貸付ニーズに答えることは困難である。トランザクションレンジングに加えて、企業の「非財務情報＝事業活動データ」活用可能とする取組事業者の規制緩和が必要である。	・資金業法第3条第1項 ・銀行法第52条36第1項	地域事業者の営みの中で生成される様々なデータを地域独自の基盤で管理、信用保証する仕組みを構築し、地域の金融機関と連携することで、中小企業へ適時貸付を可能とする。	金融庁	現状の記載では、緩和をご提案頂いている規制等が特定できないため、ご回答は困難です。今後、ご提案の趣旨・詳細が判明したところでご回答させていただきます。			
福島県会津若松市	21	各種行政手続きにおけるマイナンバーの利用	法定利用事務に関連した行政手続きでマイナンバー利用が可能なが、オンライン/デジタルにおいて個人をユニークに識別可能なマイナンバーはオンライン行政手続きと非常に相性が良いため、マイナンバーが利用可能な事務の範囲を拡大していきたい。	【社会的効果】【経済的効果】 オンラインにおける行政手続きにおいて、マイナンバーを本人確認に利用可能となることで、市民・市役所双方にとって効率の良い行政手続きが実現可能。銀行口座紐づけを可能とするマイナンバーの利用拡大を含めたデジタル改革関連5法案が衆院を通過したところであるが、広く行政手続きにおける本人確認に利用されることが望ましい。	個人番号の利用範囲については、マイナンバー法第9条第1項から第3項及び別表第1において、個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲は、社会保障、税及び災害対策分野にホワイトリスト方式で限定されており、多様な行政手続きにおける一部しかカバーされていない。銀行口座紐づけを可能とするマイナンバーの利用拡大を含めたデジタル改革関連5法案が衆院を通過したところであるが、広く行政手続きにおける本人確認に利用されることが望ましい。	・マイナンバー法第9条（利用範囲）別表第1（第9条関係）	個人番号の利用範囲について、行政手続き全般における本人確認に利用できるようにする必要がある。	内閣府	マイナンバーの利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとの御意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあったことから、まずは社会保障・税・災害の3分野に限定して制度を開始した経緯がある。こうした経緯を踏まえ、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバナンス」実行計画に基づき、社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、デジタル政府の核心であるコンスオリ（行政機関等から同じ情報を開けられない）を実現し、国民の負担を減らす等の観点から、国民の理解の得られたものについて、検討・実施することとしている。このため、特区を設置し、一部の区域に限りマイナンバーの利用範囲を拡大することは困難である。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第1項に規定する事務のほか、同条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。」とされているところであり、当該規定の活用を検討いただきたい。	
福島県会津若松市	22	オンライン申請書の入力項目の柔軟化	デジタル手法で、オンラインでの手続き申請や押印の省略は許可されているが、申請書記載項目のオンラインと紙との差分（変更や省略）について明示的に許可されていないため、オンライン申請に合わせた入力項目の最適化ができないため、デジタル化の恩恵が十分とらないことから、デジタル手法においては独自の申請項目で手続きを可能とする。	【社会的効果】【経済的効果】 手続きが簡素化・迅速化し、住民サービスの利便性向上につながる。また、行政側の人手不足解消や、働き方改革の推進も期待される。	オンラインでの各種申請の規定について、デジタル手法第6条2項に「前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものみなし（抄）」との記載がある。そのため、各申請における法令の規定により、オンライン申請の入力項目が、紙での申請と同一であることが求められているように見受けられる。ハンコ省略等を含めたデジタル改革関連5法案が衆院を通過したところであるが、ハンコのみならず、オンラインでは徴収項目自体が異なることを明示的に許容することが望ましい。	・デジタル手法第6条（電子情報処理組織による申請等）	オンラインでの各種申請について、入力項目の最適化を明示的に許可する規定を追加する必要がある。	内閣府	デジタル手法第6条は、法令の規定により書面等により行うことが義務付けられている申請等について、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところによりオンラインによる申請を可能とする旨を規定している。すなわち、オンライン化による申請等の具体的な方法は主務省令に委ねられており、オンラインによる入力項目を制限するものではないことから、御提案については主務省令において対応可能である。なお、各申請等の行政手続の所管省庁においては、デジタル・ガバナンス実行計画（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、デジタル化の効果を最大限に発揮できるよう、行政サービスの利用者への利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に取り組むこととしている。	・以下の観点を確認させていただきたい。 ・デジタル手法第6条第1項においては、「その（申請等）の方法が規定されているものについては、（抄）主務省令で定めるところにより、（抄）行われる」と記載されているが、本項で示すことは、オンラインによる申請等が可能であることに加え、オンラインによる申請の際の入力項目、入力フォームの種類、タッチポイントの場所などの他、申請にかかる一切の方法を主務省令で定めることが可能という主旨が含まれているという認識で良いか。	デジタル庁	繰り返しになるが、デジタル手法第6条は、法令の規定により書面等により行うことが義務付けられている申請等について、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところによりオンラインによる申請を可能とする旨を規定している。主務省令で定める手続の詳細については、書面等により行う場合の法令等の規定が異なるものであるが、オンラインによる手続をいかなるものとして設計するか等により、各法令等の所管省庁において判断するものと考えます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	23	インターネット投票等の実現	現状では投票用紙への自署を原則とし、投票所における電子投票までは可能となっているが、マイナンバーカードを活用した厳密な本人確認性を担保した上で、インターネットを通じた電子投票（インターネット投票）についても可能とすることで、デジタル民主主義を実現する。	【社会的効果】開票の迅速化、集計の正確化。開票所に縛られることなく、投票が可能となり、若年層の投票率の向上が期待できる。 【経済的効果】投票所・開票所の開設・運営に係る経費の削減。	公職選挙法の第37条から第39条、第42条及び第44条から第46条において、投票管理者の管理下で、選挙管理委員会の指定する投票所において、投票立会人の立会のもと、投票用紙に候補者一名の氏名を自署して投票することとなっている。 自署に関しては、電子投票法の第3条及び第4条において、電磁的記録式投票機による投票が可能とされているが、投票所における投票が基本となっており、インターネット投票が前提となった規定には至っていない。	・公職選挙法第37条（投票管理者） 第38条（投票立会人） 第39条（投票所） 第42条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票） 第44条（投票所における投票） 第45条（投票用紙の交付及び様式） 第46条（投票の記載事項及び投函） ・電子投票法第3条（電磁的記録式投票機による投票） 第4条（電磁的記録式投票機の具備すべき条件等）	・インターネット上「投票所」の概念の設定 ・インターネット上での選挙人名簿対照手続きの設定 ・「インターネット投票所」における「投票管理者」及び「投票立会人」の概念の設定または、インターネット投票における特例措置 ・投票者がインターネット投票する手続きにおいて「投票立会人」「投票管理者」が介入することができる措置	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。	・投票という民主主義の根幹に係る事項において最も大切なものは、『有権者がそのプロセスを理解し、結果に納得することが可能な方法で実施すること』であるとされており、直ちにインターネット投票を実現することは困難との認識は持っている一方で、インターネット投票という選択肢を増やすことが、本市の掲げる『逆デジタルデバイドの解消』にもつながると考えている。 ・ついでに、まずは選挙以外の市民とのコミュニケーションをよりデジタル化し、市民にデジタルに慣れてもらいつつ、スーパーシティに選定された際には、数年後から希望する者はインターネット投票を可能とするなど、徐々にインターネット投票を実現していきたい。	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいりたい。
福島県会津若松市	24	災害から命を救うデジタル防災サービス（マイバザード）	有事の際の位置情報利用に関する事前オプトインにより、パーソナライズされた総合防災サービスを提供。家族情報・白旗の行動情報(通勤ルート等)との連携を図り、高齢者、小学生の見守り機能、避難行動要支援者の安否確認など、各市民の活動状況に即した防災・避難情報の提供を実現。（事前オプトイン範囲に基づき、複数地域間での防災・医療・介護情報の連携を図る）	【社会的効果】【経済的効果】住民以外の旅行者等が被災した場合や市民が他地域への旅行中に被災した場合にも、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、位置情報と併せて個人の事前オプトイン範囲に基づき、防災・医療・介護情報を連携することで、今いる場所からその時取るべき最適な避難行動を、全ての滞在者に対して支援可能となる。以上のことから自治体における被災者台帳の整備対応や避難行動要支援者名簿の地域間連携にかかると行政コストの増大抑制及び削減効果が見込める。	マイナンバー法以下に以下の記載がある。 第9条2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。と記載があるが、有事の際の位置情報と個人番号に紐づく防災・医療・介護情報の地域間連携まで規制緩和が必要。	・マイナンバー法第9条2項	内閣府	事前オプトインに基づき、有事の際の位置情報と個人番号、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能とする。	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。これは、「個人番号は、悪悪性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－言」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高いからとされる。 マイナンバー法第19条第16号は、こうした考え方に基づき、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」について、特定個人情報の第三者提供を認める旨が規定されており、有事の際の特定個人情報の第三者提供を、事前のオプトインに基づき認めることは困難である。	・本提案は、事前オプトインに基づき、有事の際の位置情報と個人番号（マイナンバー）、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能とできないかというものである。 ・住民以外の旅行者等が被災した場合や市民が他地域への旅行中に被災した場合に、個人の事前オプトイン範囲に基づき連携することで、市内滞在者の生命、身体保護を図りたい。 ・これらの連携において最も適したものは「マイナンバー」であるとされており、いざれ到達しなければならぬマイナンバー利用社会実現のためにも、市民のオプトインに基づくマイナンバー全面利用を特区として開始したい。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 また、同法第19条第16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」について特定個人情報の提供を認める旨が規定されている。 ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討していただきたい。
福島県会津若松市	25	許可された道路上のスペースでの乗捨・出発が可能なワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリング	許可された道路上のスペースをカーシェア車両の配置事務所として中に配備し、当該道路上のスペースを含む乗降スポット間で乗り捨て可能なカーシェアリングサービスを提供	●車を持たない市民、出張者、観光客の移動の利便性向上	・ワンウェイ型カーシェアリングでは道路外の駐車場を貸渡自動車「配置事務所」とすることができるが、道路上のスペースを「配置事務所」とすることができない。また同様に、道路上のスペースを道路運送車両法に規定される「使用の本拠の位置」とすることができない	・自動車場の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） ・レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る取り扱いについて（国自旅第205号 国自旅第609号 平成26年3月27日） ・道路運送車両法 第7条第1項第5号（新規登録の申請） ・自動車場の保管場所の確保等に関する法律施行令（車庫法施行令）第1条第1項（保管場所の要件） ○路上ステーションの設置 ・道路法 第44条（停車及び駐車を禁止する場所） ・第45条（駐車を禁止する場所） ○路上ステーションの看板設置 ・道路法 第32条第1項第7号（道路の占有許可） ・道路法 第77条第1項第2号（道路の使用の許可） ○道路占有許可の要件 ・道路法 第33条第1項（道路の占有の許可基準）	・左記通達に道路上のスペースを「配置事務所」とする措置を講ずる。また同通達に当該「配置事務所」とした道路上のスペースを「使用の本拠の位置」とすることを可能とする措置を講ずる ・道路法第33条第1項に基づく規制の適用外とする特例措置、もしくは特別設置が不要な場合でも、柔軟な運用を認める旨の通知等を発出。（当該事業が、国家戦略特区法第17条に規定される特別設置の要件に該当する場合は、当該特例措置を活用。） ・合わせて、左記の確認および許可について、手続きを一元的に受け、支援するワンストップセンターを創設するとともに、柔軟な運用を行う旨の通知等を発する	警察庁	道路上のカーシェアリングステーションについては、その設置条件、構造等を勘案し、当該場所における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせおそれなければ、自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条の規定により、保管場所とすることが認められる「道路上の場所」に該当しないと認められ、カーシェアリングステーションの構造等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	・本提案は、道路上の場所に該当しないような工作（路側帯を工事した上で仕切りを設置するような工作）によることなく、のぼりの設置やシールの貼り付けといった簡易的な目印の設置のみの措置により、あくまで道路上のスペースをステーションとすることで、乗り降りの柔軟性・利便性を向上させることができないかというものである。 ・なお、道路上のスペースをステーションにすることが規制緩和により可能となったとしても、安全性や周辺環境との調和のために道路管理者との協議・調整は必要となるものと認識している。	警察庁	道路の上のカーシェアリングステーションの設置に当たり、その設置条件、構造等を勘案し、当該場所における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせおそれないよう認められる場合には、当該場所には、道路法第11条の道路に当たる場所であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条の規定により保管場所とすることが認められる「道路上の場所」には該当しないと認められ、カーシェアリングステーションの構造等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 この点、当該駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせおそれないよう認められるかということにつきましては、周囲の道路の構造及び交通状況等を踏まえた総合的な判断が必要と考えられますので、設置場所の道路状況等を示しつつ、個別にご相談ください。
福島県会津若松市	26	貸渡登録のないモビリティのシェアリング	貸渡登録の無い家用自動車について、当該車両の利用を希望する第三者に貸し出すことができるシェアリングサービス	域内の移動手段の多様化による移動頻度向上	自家用自動車業として有償で貸渡してはならない。 一方、自家用自動車の保有者や他利用者との間で「共同使用契約」を締結し、当事者が共同で使用する形態について道路運送法を要しないとの解釈も示されているが、当事者全員が共同使用契約を締結することが前提となっていることに加え、他利用者が自家用自動車の保有者に支払う共同使用料は自家用自動車の車両の維持に必要とされる実費を基礎に按分された額とされ、それ以上の共同使用料は受け取ることができない	・道路運送法第80条	国土交通省	以下の安全性を担保する措置が講じられた場合について、当該自家用自動車、共同使用契約を締結せず、また当該自家用自動車の保有者が受領する金額の上限なく、有償で第三者に貸し出すことができるものとする ① 貸渡車両として登録された自家用自動車は、法定点検等を期日までに適切に実施したものに限りその登録を維持する ② 貸渡車両として登録された自家用自動車は、機器を搭載する等の方法で走行距離や時間毎の利用履歴を確認できる。 ③ 自家用自動車の保有者や他利用者をマッチングさせるシステムの運営事業者が他利用者の本人確認を適切に実施する	事業として有償での車両貸渡を行う場合は、一般の自家用自動車よりも多頻度で使用されることから、利用者の安全確保を図るため、適切に安全コストを負担して、車両の管理・整備等を行うことのできる事業者へ許可を与えて、事業を運営させることとしている。また、有償貸渡で使用する自動車については、無許可営業の禁止の観点から、利用者や関係機関による識別を容易にするため、通常の自家用自動車とは異なる区分の自動車登録番号標を用いることとしている。また、共同使用契約の締結により、当事者間で共同使用を行うことについては、事業許可は不要だが、使用料の設定方法等について、有償での車両貸渡と実質的に変わらない場合はレンタカー事業許可が必要となる。 提案内容については明確化を要するが、内容から推察するに、特定の車両について、複数の利用者から貸渡の対価を得て、多頻度で使用させる事業であると考えられるところ、不適切な車両管理等により、利用の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可を得て事業を実施する必要がある。	・レンタカー事業者等が車両管理者となって、車両を定期的に点検（タイヤの空気圧、ブレーキ、ライトが作動するか等の点検）し、ナンバープレートへ業者のシールを貼る等の措置を行い、通常の車両との違いを明確にするなどにより特例の措置を講じて頂きたい。（レンタカー事業者が一般市民から車両の委託を受け貸し出す形） ・共同利用では指摘の通り、車両の安全性を担保できない可能性があることから、有益な取り組みであると考えられると共に、シェアリングを行うことで車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減に繋がるものとする。	国土交通省	自家用自動車の有償貸渡の許可を与えるにあたっては、許可基準（欠格事由の非該当、事故に備えた十分な補償を行う自動車保険への加入等）を審査の上、種々の許可条件（貸渡料金、約款の揭示、レンタカー車両の適切な管理、運輸支局に対する実績報告等）を付し、また、その違反時には行政処分を行う等により、レンタカー利用者の保護を法的に担保している。 ご提案の事業は、自家用車の所有者である地方公共団体・民間事業者等が複数の利用者から貸渡の対価を得て、特定の車両を多頻度で使用させる事業と推察されること、たとえレンタカー事業者が定期点検を行う等の措置を行う場合であっても、車両所有者が許可なく上記事業を行う場合には、定期点検等の措置が適切に行われていない場合であっても行政処分等の是正措置を行うことができず、レンタカー利用者の保護を法的に担保することができないこと、したがって、上記事業を行うにあたっては車両所有者にレンタカー事業の許可を得て実施させる必要がある。 なお、車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減の観点からは、ご認識のとおり、現行制度においても共同使用の形態を活用することが可能である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	27	カーシェアを切り口とした公共資産の流動化	貸渡登録されていない域内の公用車をシェアリング対象として活用する	域内アセットの有効活用による生産性向上	道路運送法上、貸渡登録の無い車両を業として第三者に貸し出すことは不可能	・道路運送法第80条	道路運送法を一部改正し、貸渡登録されていない公用車のシェアリングサービスを可能とする	国土交通省	事業として有償での車両貸渡を行う場合は、一般の家用自動車よりも多頻度で使用されることから、利用者の安全確保を図るため、適切に安全コストを負担して、車両の管理・整備等を行うことのできる事業者に許可を与えて、事業を運営させることとする。また、有償貸渡業で使用される自動車については、無許可営業の抑止の観点から、利用者や関係機関による識別を容易にするため、通常の家用自動車とは異なる区分の自動車登録番号標を用いることとする。また、共同使用契約の締結により、当事者間で共同使用を行うことについては、事業許可は不要だが、使用料の設定方法等について、有償での車両貸渡と実質的に変わらない場合はレンタカー事業許可が必要となる。提案内容については明確化を要するが、内容から推察するに、特定の車両について、複数の利用者から貸渡の対価を得て、多頻度で使用させる事業であると考えられるところ、不適切な車両管理等により、利用の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可を得て事業を実施する必要がある。	・レンタカー事業者等が車両管理者となって、車両を定期的に点検（タイヤの空気圧、ブレーキ、ライトが作動するか等の点検）し、ナンバープレートへ業者のシールを貼る等の措置を行い、通常の車両との違いを明確にすることにより特例の措置を講じて頂きたい。（レンタカー事業者が市役所から車両の委託を受けて貸し出す形） ・共同利用では指撥の通り、車両の安全性を担保できない可能性があることから、有益な取り組みであると考えると共に、シェアリングを行うことで車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減に繋がるものとする。 ・なお、事業内容としては、補正資料のような事業展開を考えている。	国土交通省	家用自動車の有償貸渡しの許可を与えるにあたっては、許可基準（欠格事由の非該当、事故に備えた十分な補償を行う自動車保険への加入等）を審査の上、種々の許可条件（貸渡料金、約款の揭示、レンタカー車両の適切な管理、運輸支局に対する実績報告等）を付し、また、その違反時には行政処分を行う等により、レンタカー利用者の保護を法的に担保している。ご提案の事業は、家用車の所有者である地方公共団体・民間事業者等が複数の利用者から貸渡の対価を得て、特定の車両を多頻度で使用させる事業と推察されること、たとえレンタカー事業者が定期点検を行う等の措置を行う場合であっても、車両所有者が許可なく上記事業を行う場合には、定期点検等の措置が適切に行われていない場合であっても行政処分等の是正措置を行うことができず、レンタカー利用者の保護を法的に担保することができないこととなる。したがって、上記事業を行うにあたっては車両所有者にレンタカー事業の許可を得て実施させる必要がある。なお、車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減の観点からは、ご認識のとおり、現行制度においても共同使用の形態を活用することが可能である。
福島県会津若松市	28	多様なニーズに基づく有償運送・買物代行等支援	第三者の依頼を受け買物代行し、送り届ける相互扶助サービスの実現	物流担い手の増加による地域の連携の実現	道路運送法上、家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない	・道路運送法第78条	有償貸渡自動車を利用し、有償で貨物を運送することを可能とする措置を講ずる	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。このような前提から、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。	・輸送車両の安全性を担保するため、対応車両はレンタカー、カーシェア等の適正なメンテナンスを実施した車両を活用することを条件として規制の特例措置を講じていただきたい。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保のため、貨物運送に適した車両の確保のほか、 ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 等も求めている。また、適正な約款の整備や十分な損害賠償能力の確保などの荷主保護に係る取組も必要不可欠である。家用自動車は、事業用トラックと比較して1千7km走行当たり事故発生件数が2倍であるなど、輸送の安全性の確保等に懸念があるため、1次回答のとおり、貨物自動車運送事業法の許可等をもたない地域住民による有償での貨物運送を認めることは困難である。
福島県会津若松市	29	多様なパーソナル・マイクロモビリティ等の公道走行	超小型モビリティなど多様なパーソナル・モビリティの公道走行による、物流を実現	移動手段の多様化によるエンパワーメント	道路運送車両の保安基準上、超小型モビリティ（電動キックボードを除く）の公道走行は不可能	・道路運送車両の保安基準第61-64条	道路運送車両の保安基準の一部改正により、超小型モビリティの公道走行を可能とする	国土交通省	道路運送車両の保安基準において、既に超小型モビリティは認定制度や型式指定制度を整備済みで一般道での走行可能となっている。			
福島県会津若松市	30	低速自律走行ロボットによるラストマイル配送	自律走行ロボットの公道走行による、物流を実現	物流の省人化による生産性向上	道路交通法の車両定義に自律走行ロボットは含まれておらず、公道の通行方法が規定されていないため、公道走行は不可能 また道路運送車両の保安基準上、自律走行ロボットの公道走行は不可能	・道路交通法改正（自律移動ロボット定義や通行方法、免許等追加） ・道路運送車両の保安基準第61-64条	道路交通法、及び道路運送車両の保安基準の一部改正により、低速自律走行ロボットによる物資の輸送を可能とする	警察庁 国土交通省	低速・小型の自動配送ロボットについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。 なお、現行法下でも、道路使用許可を受けると等により、公道走行が可能です。 自律走行するロボットを運用する計画等がありましたら、具体的な内容等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。			
福島県会津若松市	31	自律・自動飛行機能を備えたドローンによる輸送、及び防犯、防災、警備利用	衛星データ等を活用しながら、ドローンによる物資の輸送、警備、異常検知等を可能とする	物流、警備等の省人化による生産性向上	航空法上、目視によらないドローンの操縦は不可能	・航空法第132条の2第6号	航空法の一部改正により、人の操作によらずに、ドローンによる物資の輸送、警備、異常検知等を可能とする	国土交通省	【航空法について】 現行においても、目視外飛行については、申請していただくことで飛行が可能です。 なお、目視外飛行の場合における飛行形態について制限は設けておりません。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。	
福島県会津若松市	32	特定目的に限定した期間/エリアを柔軟に変更する企画券の販売	運行期間/エリアを柔軟に変更可能な企画券の販売を可能とする	運行期間/エリアの最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、運行期間/エリアルート設定設定が不可能	・道路運送法第9条、第14条	道路運送法を一部改正し、運行期間/エリア設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、現行制度においても運行期間や区間を設定した独自の企画券（割引乗車券）を販売することは可能である。			
福島県会津若松市	33	モードを超えたサブスク運賃の事前確定	多様な公共交通機関の運賃を束ね、サブスク化	運賃の最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、モードを超えたサブスク運賃の設定が不可能	・道路運送法第9条	道路運送法を一部改正し、モードを超えたサブスク運賃の設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要する。			
福島県会津若松市	34	自由に乗降可能なバスルートの設定	バスルートの自由な設定および自由な場所での乗降を可能とする	乗降場所/ルート設定の最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、乗降場所/ルート設定	・道路運送法第14条	道路運送法を一部改正し、乗降場所/ルート設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、自由な運行ルート等の設定については、現行制度でも地域公共交通会議を活用して区域運行として実施することが可能である。			
福島県会津若松市	35	運賃のダイナミックプライシング化	時間毎の混雑状況、繁忙/閑散期に柔軟に対応可能な運賃設定を可能とする	運賃の最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、柔軟な運賃の価格設定が不可能	・道路運送法第9条	道路運送法を一部改正し、公共交通の運賃の柔軟な価格設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、混雑状況、繁忙/閑散期に柔軟に対応可能な運賃設定は、いわゆるダイナミックプライシング制度ではなくとも、現行制度でも地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。			
福島県会津若松市	36	移動手段/電源/避難所の複合確保	モビリティを指定避難所として位置づけ、分散避難を可能とする	分散避難の実現による災害時の安全な避難の実現	災害対策基本法上、車両は、指定避難所として認められていない	・災害対策基本法第49条の4 ・災害対策基本法第49条の7 ・災害対策基本法施行令第20条の6	災害対策基本法を一部改正し、モビリティによる指定避難所に位置付け、分散避難を可能とする	内閣府	○指定避難所については、住所等を公示することとしており、また市町村には、食料、水等の供与やトイレや寝床の確保など、生活環境の確保等が必要のため、モビリティを指定避難所として位置付けることは困難である。 ○なお、内閣府としては、災害時には指定避難所を含め、必要な避難所を確保するよう地方公共団体を促しているところ。トレーラーハウスやムーンペンハウス、キャンピングカー等を指定避難所として活用することは可能であり、災害救助法が適用された場合には、国庫負担の対象としている。 ○また、内閣府として、発災時には安全な観戦・知人宅等へ避難することについても検討するよう周知しており、分散避難を促しているところ。	・本提案は、災害時に限り限定し、家用自動車を指定避難所として活用できないかというものである。 ・トレーラーハウスやムーンペンハウス、キャンピングカー等の用意には限界があり、キャパシティが避難者数満たしきれない可能性が高い為、避難者の新たな受け入れ先として家用車を活用していきたい。 ・特に、コロナ禍において避難所の密閉空間のために分散避難が求められており、家用自動車の保有台数が1世界につき1.7台となっている本市においては、効果的な方法と考えられる。 ・食料提供やトイレ等の生活環境の確保については、これらの環境が整うグラウンドや駐車場とすることで確保できるものとする。	内閣府	○指定避難所は、災害前にあらかじめ避難に適する施設を指定し、公示することにより、不特定の方々が発災時に避難できるようにしておく施設である。このため、住所等の公示に加え、食料、水等の供与やトイレ、寝床等を確保することを要件としている。 ○ご指摘の提案は、家用車を活用して災害時に避難することとし、併せて車両にIDを割り振ることで、避難者の所在を見える化し、物資の配給等を行うものであり、避難の一つの方法としてあり得ると認識するが、指定避難所として指定せずとも、こうした避難方法を行うことは可能である。 ○なお、家庫時は車での移動は危険であるが、やむを得ず車中泊をする場合は、エコノミークラス症候群防止の周知などの配慮が必要と考える。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	37	特定目的に限定した移動給油車等による燃料最適配分	多様な燃料等の移動販売を可能とする	ガソリンスタンド空白地域等における燃料購入が可能となる災害時に、地域のエネルギーの最適配分に活用	消防法上、多様な燃料の移動式給油機による給油は不可能	・消防法第10条 ・危険物の規制に関する施行令第17条	消防法を一部改正し、モビリティを活用した移動式給油機による給油を可能とする	総務省	ガソリンは火災危険が非常に高く、取り扱う場合には必要な安全対策をとる必要がある。 過疎地や被災地においては、一定の安全対策を講じた上で、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続した給油ではなく、十分な安全対策を条件としたうえで、米国等で既にサービス提供がされている移動給油車両による車両ごとの巡回給油が実現できないかというものである。 ・本サービスの提供は、提案番号：36での避難所での自家用自動車用イメージしており、長期的な避難によりエアコン等を使用した場合に給油する、避難の安定性が確保できるものとする。 ・また、SS空白地域の緊急車両や消防車両にも対応することで、給油のための対応空白時間の解消に繋げることができるものとする。	総務省	ご提案の、避難所等で、移動タンク貯蔵所から可搬式等の給油設備を接続せずに行う各車両への給油についても、可搬式等の給油設備を接続して行う場合と同様、十分な安全対策（例：静電気除去対策、車両衝突防止措置、危険物流出防止対策等）を講じた上で、所轄消防に消防法第10条に基づき仮取扱いの承認を得ることで可能である。	
福島県会津若松市	38	再エネ特定卸供給の全量引き取り義務の緩和	固定価格買取制度(FIT)に基づく電源の地産地消目的での流通促進	【社会的効果】 地域内のユーザーに地産地消の電力供給という新たな価値を提供することで、地産地消の啓発と流通を促進する。 【経済的効果】 介入する小売事業者のインバランスクおよび手数料リスク(0.6円/kWh)を軽減。5万世帯(400kWh/月の使用量と想定)で年間2億4千万円と試算される。	現状、FIT契約（特定契約）に基づき一般送配電事業者が調達する再生可能エネルギー電気の用途で規定されている、小売電気事業者・スポット市場への供給または一般送配電事業者の自己使用の用途のうち、小売電気事業者へ再エネ特定卸供給を行う場合には、全量引き取りを行う義務を課している。	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項第2号 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第15条第1号・各一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款22-(1)	地産地消の目的で地域の需要家への供給をする場合に限り、部分的な引き取りを可能とする。	経済産業省	FIT制度は、発電事業者に対し、固定価格での買取を保障する制度であり、FIT制度の支援を受けた電気については、市場で適切な価格で取引され、差額を国民の負担する賦課金によって補填することで再エネの導入を促進する仕組みとなっています。 現在、あるFIT認定設備から発電される電気の一部のみを再生可能エネルギー電気特定卸供給により調達することは、供給先の複数事業者間で供給量の分割に係る公平性の観点や契約関係の複雑化といった観点から、認められておりません。ただし、あるFIT認定設備から発電される電気のすべてを再生可能エネルギー電気特定卸供給により調達した小売電気事業者が、さらに別の小売電気事業者に当該FIT電気の一部を卸供給することは認められております。	経済産業省	前回ご回答させていただいた通り、FIT特定卸供給において、複数の小売電気事業者が1つのFIT電源からFIT特定卸供給を受けることは供給先の複数事業者間での供給量の分割に係る公平性の観点や契約関係の複雑化といった観点から、認められておりません。一方で来年度から、1,000kWh以上の太陽光発電設備も対象となるFIT制度においては一つの発電設備から複数の小売電気事業者に供給することが可能となります。	
福島県会津若松市	39	Peer to Peer (P2P：個人間取引)における電気事業法上の小売電気事業者のライセンス登録の免除	個人や企業が地産地消となる電力を融通・販売	【社会的効果】 広域系統ネットワークに障害が生じた場合でも、その影響を受けにくい(レジリエンスの高い)電力取引が可能となる。【経済的効果】 スマートコミュニティでの電力の融通や販売によって、個人や企業が余剰分を収益化できる。	個人や企業が地産地消となる電力を融通・販売する場合には、現状は電気事業法で規定される、小売電気事業者のライセンス登録が必要となっており、専門性を持たない個人や企業登録要件のハードルが高い。	・電気事業法第2条第1項第1号 ・電気事業法第2条の2	一定の条件（個人間取引ネットワークの集合体で一定程度のバランスが取れる場合）において、小売事業者の登録義務を免除する。	経済産業省	今年の冬の市場価格の高騰時は、一部の需要家の電気料金の高騰するなど、電気の需要家を保護することが、極めて重要であるため、小売電気事業者を行う事業者には、需要家への説明義務等を果たすために登録制度とされているところ。その上で、最近では、オフサイトP P A等、企業などが、再生可能エネルギーを直接購入するというニーズが高まっていることを受けて、需要家と再生可能発電設備設置者で直接電気を取り取りできる制度を措置予定です。	経済産業省	小売電気事業者は国民生活及び経済活動に必要な不可欠な財である電気を直接需要家に供給する公共性の高い事業であり、需要家保護の措置を講ずる前提であっても、当該事業を営むとする者の適格性を事前に審査することができないとなると、適格性を有しない者が小売電気事業を営むことが困難であるため、登録制度としていくところである。 前回ご回答させていただいたスキームにおいて、再生可能発電設備設置者が必要でも発電事業者となる必要はありません。需要家が再生電力を直接調達する、オフサイト型PPAによる自己託送（他社融通）スキームについては、令和3年1月18日に電気事業法施行規則が改正され、組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないと認められる組合型の電気の取引であることや、FIT/FIP制度の適用を受けない新設の脱炭素電源による電気の取引であること、といった要件を満たした場合に、自己託送による供給形態が認めらるることとなりました。 （参考：電力・ガス基本政策小委員会 再生導入拡大に向けた事業環境整備について P4） https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denyoku_gas/denyoku_gas/pdf/036_06_00.pdf	
福島県会津若松市	40	Peer to Peer (P2P：個人間取引)における計量法に基づく特定計量器による電気計量の緩和	個人や企業が地産地消となる電力を融通・販売	【社会的効果】 広域系統ネットワークに障害が生じた場合でも、その影響を受けにくい(レジリエンスの高い)電力取引が可能となる。【経済的効果】 スマートコミュニティでの電力の融通や販売によって、個人や企業が余剰分を収益化できる。	現状、P2P取引者の双方合意の有無にかかわらず、計量法により、最大需要電力計、電力計及び無効電力計については特定計量器による計量が義務付けられている。	・計量法第16条第1項 ・計量法施行令第2条第11号 ・計量法施行令第2条第12号 ・計量法施行令第2条第13号	P2P取引については、計量法の規制を緩和し、パワーコンディショナーや電気自動車といったコネクテッドカーによるクラウド情報や、系統から購入する分と逆潮流量や電気自動車への充電などの差分取引を可能とする。	経済産業省	令和2年6月に電気事業法を改正し、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備として、電気計量制度の合理化を図る特定計量制度を措置しました。（令和4年4月1日施行）本制度を利用して計量を行う場合は、電気事業法に基づき標準に従って計量を行うことや、国への届出が必要となりますが、計量法に基づく検定を受ける必要等はありません。 また、本年2月の第3回特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会において、差分計量の実施の条件について整理し、資源エネルギー庁のHPのQAを更新しました。 （参考1：特定計量制度） 持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP64） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf （参考2：資源エネルギー庁HP Q & A） https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/faq/	経済産業省		
福島県会津若松市	41	自家消費目的の発電設備の導入における(逆潮流しない場合)、送配電事業者の接続検討の廃止	自家消費目的の発電設備の導入促進	【社会的効果】 オンサイトで自家消費目的の再生可能エネルギー発電設備が増加することで、直接的なCO2削減に寄与する。 【経済的効果】 燃料調整費等の系統電力の変化によらず、発電費用は一定となる。	現状、逆潮流が生じない自家消費目的の発電設備を導入する場合であっても、一般送配電事業者による接続検討の対象となっており、日数を要している。	・電気事業法第17条第4項 ・資源エネルギー庁 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（令和元年10月7日） ・各一般送配電事業者の託送供給等約款、同約款別冊 系統連系技術要件	逆潮流が生じなければ系統に与える影響は極めて小さく、送配電事業者が事前に認定した製品を使用する場合には、接続検討の対象から除外する。または日数を要しない簡易な確認作業によるべきとする。	経済産業省	接続検討は、電源等の新規接続等に伴い、系統増強等の必要性を検討する観点から行われるものです。現状、低圧については接続検討のプロセスは省略されています。特別高圧・高圧についても、逆潮流が無い発電設備の場合は、接続検討は行われません。 ただし、契約申込等において、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」や「電機設備の技術基準の解釈」、これら内容を具体化した「系統連系規程」、一般送配電事業者が定める「系統連系技術要件」に適合しているかを確認する必要があります。これは系統の電力品質や他の系統利用者の設備等に悪影響を及ぼさないことを確認する観点から、接続検討の実施要否に依らず重要なプロセスです。 なお、接続する機器が技術基準に適合していることが一般財団法人電気安全接続機器が技術基準に適合していることがJET認定において事前に確認されている場合には、一般送配電事業者との間で行われる確認作業が簡素化される仕組みがあります（JET認定）。	経済産業省	管轄の一般送配電事業者に改めて確認を行いました。逆潮流無しの場合、系統アクセス上は必要設備に該当するため、接続検討は実施されていません。ただし、必要設備内に発電設備がある場合は、技術要件に適合しているかを確認するため、接続検討に準じた事前検討が行われるケースがあり、この中で、設備の技術基準を満たすことを確認するための「技術検討」が行われることがありますが、こうした技術検討は系統運用の安定性・安全性を保つために省略することは出来ません。なお、この際も、JET認定がある場合には、技術検討に係る確認は簡素化されます。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	42	自家用蓄電池、EV蓄電池の逆潮流利用時の接続検討の簡素化	蓄電池の逆潮流利用の促進	【社会的効果】蓄電池の利用による電力系統の安定化や、EVによる電気の持ち運びといった新たな価値を提供する。 【経済的効果】電力の裁定取引といった新たな取引機会への参加が可能となる。	企業や個人が持つ自家用蓄電池からの逆潮流を行う場合には、一般送配電事業者による接続検討の対象となっており、協議に日数を要している。	・電気事業法第17条第4項 ・資源エネルギー庁「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」 ・各一般送配電事業者の託送供給等約款、同約款別冊 系統連系技術要件	送配電業者が事前に認定した製品を使用する場合には、接続検討を簡素化する。	経済産業省	接続検討は、電源等の新規接続等に伴い、系統増強等の必要性を検討する観点から行われるものです。自家用蓄電池等から逆潮流を行う場合においても、現状、低圧については接続検討のプロセスは省略されていますし、特別高圧・高圧についても、逆潮流が無い発電設備の場合は、接続検討は行われていません。 ただし、接続検討を必要とする場合にも、契約申込において、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」や「発電設備の技術基準の解釈」、これら内容を具体化した「系統連系規程」、一般送配電事業者が定める「系統連系技術要件」に適合しているか確認する必要があります。これは系統の電力品質や他の系統利用者の設備等に悪影響を及ぼさないことを確認する観点から重要なプロセスです。 なお、接続する機器が技術基準に適合していることが一般財団法人電気安全環境研究所の認証において事前に確認されている場合には、一般送配電事業者との間で行われる確認作業が簡素化される仕組みがあります（JET認証）。	自家消費のケースとは異なり、逆潮流が発生するケースを想定しています。自家用蓄電池やEV蓄電池からの逆潮流の場合には、接続検討は行われるものと認識です。その場合、当然に、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」や「発電設備の技術基準の解釈」、これら内容を具体化した「系統連系規程」、一般送配電事業者が定める「系統連系技術要件」に適合している必要はあります。その上で、JET認証等の機器を使用する場合や一般送配電事業者が事前に認定した機器との逆潮流を伴う接続検討について、日数短縮等の緩和措置を希望します。	経済産業省	逆潮流有りの場合は、発電設備の技術基準を満たすことを確認するための「技術検討」だけでなく、JET認証の有無に依らず、「接続検討」（系統増強等の必要性などの検討）が必要となりますので、JET認証等の機器を使用することにより、接続検討の日数の大幅な短縮に繋がるとはございません。なお、JET認証を取得した機器を利用した場合には、前者の「技術検討」について簡素化する仕組みが既に整備されており、その分の検討に要する時間の短縮は見込まれることから、こうした機器をご利用いただくことを推奨致します。
福島県会津若松市	43	自己託送要件の緩和と発電設備出力比率の自己託送	発電側および需要側の設備の所有比率(出資比率)に応じた自己託送制度の適用	【経済的効果】設備の所有比率(出資比率)に応じて自己託送制度を利用することで、出資者は電力供給のメリットを充分に受けられる。	政府が許容している自己託送の範囲（「密接な関係」を有する者の範囲）が、現状、自家発電保有者のグループ会社（支配関係あり）に限られており、支配権を想定していない、発電所設備への自家発利用目的の出資者が出資比率に応じた発電容量を、自己託送により自己利用することが困難。	・電気事業法第2条第1項第5号 ・電気事業法施行規則第2条 ・電気事業法施行規則第3条第1項 ・資源エネルギー庁「自己託送に係る指針」	出資比率に応じて、電気の配分を行う。 例えば、70%出資者は70%引き取り、30%出資者は30%引き取りを可能とする。	経済産業省	第36回電力・ガス基本政策小委員会において、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入促進に向けた環境整備を検討しました。 需要家が再生電力を直接調達する、オフサイト型PPAによる自己託送（他社融通）スキームについては、令和3年11月18日に電気事業法施行規則が改正され、組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないと認められる組合型の電気の取引であることや、FIT/FIP制度の適用を受けない新設の脱炭素電源による電気の取引であること、といった要件を満たした場合には、自己託送による供給形態が認められることとなりました。 （参考：電力・ガス基本政策小委員会 再生導入拡大に向けた事業環境整備について P4） https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_06_00.pdf			
福島県会津若松市	44	一般ごみのリサイクル促進および焼却ごみの削減	中間処理業者による民間中間処分場（リサイクル施設）の設置を促進し、新規参入を促進させ、焼却ごみ以外のリサイクルのルートを増やす取組	【社会的効果】中間処理業者が民間中間処分場の設置や新規参入を促進させる。リサイクルの細分化を行うことで、新たなごみのリサイクルの仕組みが生まれる。 【経済的効果】小規模自治体への民間中間処分場の投資が促進される。	現状、民間の中間処分場を設置する場合には、市町村毎の施設規模が決まっており（処分規制）、小規模な市町村では中間処分場の設置が進まず、リサイクルされずに焼却されることになる。加えて、市町村を跨いだ中間処分は、市町村間の協定が必要となり、運搬規制や処分規制にそれぞれ許可が必要となっていることから、広域でのリサイクルが進みづらい。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項	一般ごみの民間中間処分場の設置許可や、運搬および処分に関する許可について、市町村単位ではなく、市町村を跨いだ広域での許可を実現する。	環境省	「市町村毎の施設規模が決まっており（処分規制）」との記載の意味するところが必ずしも明らかではないが、市町村を跨いだ処理において、必ずしも一般廃棄物の収集・運搬及び処分業の許可を必要とするものではなく、廃棄物処理法第7条第1項及び第6項に定める一般廃棄物の収集・運搬及び処分業の許可について、同法施行規則第2条第1号及び第2条の3第3号に定めるとおり、市町村の委託を受けて業を行う場合には、許可を要しない。なお、市町村を跨ぎ収集・運搬及び処分について、関係市町村間の協定は廃棄物処理法令上必須ではないが、市町村は区域内の一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、同法第6条第1項の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保する必要があること、同法第6条第3項に定めるとおり、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めること、各関係市町村が定めている一般廃棄物処理計画に齟齬が生じ、当該市町村の区域内における一般廃棄物の適正な処理に支障を来さないようする必要がある。	一般廃棄物は、市町村の直営又は委託並びに許可事業者により収集・運搬が可能であるが、提案の趣旨は民間主導でのごみ削減とリサイクル推進であり、市町村の委託によるケースは想定が異なる。具体的には、ごみを利用した民間発電所を想定しており、地方都市の事業所から一定の規模と品質の生ごみ等のごみ/資源を継続的に収集したいニーズと、地域の安価な近隣町村に発電所を設置したいニーズを両立させたい。この際、小型家電リサイクル法のように広域に認可する仕組みを本市参加の一部事務組合構成市町村に適用可能となるように規制緩和（新法の適用）を頂くか、原料のごみを専ら物に加えることにより、民間主導による取組が実現可能。	環境省	市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有しており、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行われる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。 かかる市町村の処理責任の趣旨に鑑み、委託又は許可等の手法により、各地方公共団体において適切に判断された。なお、一般廃棄物処理施設の設置許可権者は、都道府県知事又は政令市長である。
福島県会津若松市	45	教育目的における著作物共有の自由化	地域・民間企業によるプロジェクト型授業や、会津大学との連携による実践的な先端技術教育、他地域児童生徒との遠隔コミュニケーション授業等、社会的スキルを身に付ける教育をオンライン授業も含めて実施	【社会的効果】教員等教育を担任する者が製作した遠隔教育用デジタル教材や子どもが作成した著作物の学校間共有による社会的スキル教育の広域展開ができる。 【経済的効果】学校ごとに教員等がデジタル教材を作成した場合の教員の負担削減ができる。	地域・民間企業による授業等社会に開かれた教育を普及するためには、教員等教育を担任する者が製作したデジタル教材についても、授業目的の公衆送信補償金制度の対象として、権利者許諾不要とすべきだが、現行法令上対象となっていない。 ※教材を製作した教員以外が教材の使用不可	・著作権法第35条	著作権法第35条 教員等教育を担任する者が製作した遠隔教育用教材についても、他の教員等が使用できるように、授業目的の公衆送信補償金制度の権利者許諾不要の対象とする。	文部科学省	著作権法上、他人の著作物を利用するには原則著作権者の許諾を得る必要がありますが、著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性と著作物利用の実態を踏まえた必要性に鑑み、特に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。 その際、著作権者の経済的利益と衝突しないために、必要と認められる限度において、教育を担任する者と授業を受ける者による複製や公衆送信のみに対して本条の適用が認められるとされており、教員間の送信はこれに当たらないため同条の適用外となっています。また、同条が適用される場合においても著作権者の利益を不当に害しないよう著作物の送信先を限定する等、著作物の市場への影響に配慮する必要があります。 同条が適用されない場合であっても、著作権者の許諾を得ることにより、他人の著作物を利用できます。なお、許諾が必要な場合でも、著作権分野毎の著作権等管理事業者が著作権の集中管理を進め、包括ライセンスの準備をし、できる限り円滑に著作物の利用ができるような取組が行われています。 また、教員間の資料の送付等については、授業目的の公衆送信補償金の管理を担う文化庁の指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」において、一元的に権利処理を行えるライセンス制度が検討されています。	文部科学省	・本提案は社会に開かれた教育を普及するため、教員または民間企業社員や地域住民等、教育を担任する者が製作したデジタル教材も、授業目的の公衆送信補償金制度の対象として、教員等間での送信や活用に、権利者許諾不要と出来なかつたものである。 ・具体的にはデジタル教材を活用し、製作に携わった以外の教員等が会津若松市内の小中学校で、例えばディスカッション型授業によるコミュニケーション力の育成等での活用を想定 ・改正著作権法第35条適用指針の授業目的の公衆送信補償金制度に関する参考資料P38の①初等中等教育を対象とした許諾の対象となる利用（ア）の早期の実現を希望する	
福島県会津若松市	46	小中学校における対面指導の原則の緩和	地域・民間企業によるプロジェクト型授業や、会津大学との連携による実践的な先端技術教育、他地域児童生徒との遠隔コミュニケーション授業等、社会的スキルを身に付ける教育をオンライン授業も含めて実施	【社会的効果】生まれた地域や通う学校等空間や場所に捉われず、子ども一人ひとりの興味関心・志向性に合わせた先端教育プログラムの提供を実現できる。 【経済的効果】地域・民間の人材活用による教員の負担軽減ができる。	個別最適された教育や社会的スキル教育を遠隔で行うためには、教員が配信側にいない「スタジオ型」の遠隔教育も正規授業として認められる必要があるが、不登校や健康上の理由を除き、正規の授業として認められない。 ※現在新型コロナウイルス対策のため時限的に緩和中	・学校教育法施行規則第56条及び第77条の2 ※法令上授業は直接対面が前提となっており、例外的記載あり	学校教育法における遠隔授業の正規認定する。（「スタジオ型」遠隔指導において、教員と生徒が直接対面していない場合であっても、授業としての教育効果を有する場合には正式な授業として認める。）	文部科学省	今般ご提案いただいた、民間企業や大学と連携した授業や、他地域の児童生徒とのコミュニケーションを遠隔・オンラインを用いて行うに当たっては、現行制度においても、例えば、民間企業や大学の研究者（配信側）が遠隔・オンラインを活用し、教師と児童生徒がいる教室（受信側）に対し授業を行うことは可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、詳細をお伺いさせていただきたいと思っております。			
福島県会津若松市	47	教員が授業を実施する原則の緩和	地域・民間企業によるプロジェクト型授業や、会津大学との連携による実践的な先端技術教育、他地域児童生徒との遠隔コミュニケーション授業等、社会的スキルを身に付ける教育をオンライン授業も含めて実施	【社会的効果】先端デジタル企業及び大学教授などのワークショップ実施機会・オンライン授業視聴等、教員以外の地域・民間の人的資産活用を促進できる。 【経済的効果】教員の専門的な教育（プログラミング等）に要するスキル研修の省略化により費用削減ができる。	地域・民間の人的資産活用により社会に開かれた教育の推進が期待されるが、現行法令上、教員職員は各相当の免許状を有する者でなければならずという規定があり、教員の立ち合いが無い場合授業を実施できない。	・教育職員免許法第3条	教育職員免許法第3条 教育職員の同僚無教員以外の人が授業を実施することを可能にする。	文部科学省	御提案は一部の授業において外部人材を活用することを念頭に置いていると推測されますが、現行制度においても教科の領域の一部を担当する場合であれば免許状を持たず教員の立ち合いも年に年間を通じて指導を行うことのできる特別非常勤講師制度が設けられており、活用する方法によっては特設の規制改革は不要であるため、具体的な活用方法も含めて検討いただければと思います。 なお、教育課程を担当する教員については、授業を受ける児童生徒が適切に学ぶことができるようその教員の資質の保持を図るため、教育職員は免許状を有する者でなければならないとしており、仮に区域指定されたとしても当該地域の学校で学ぶ児童生徒の教育を確保する観点から免許状を有しないこととする特例を設けることは困難であると考えています。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	51	農業関連データの幅広い利活用の促進	農業関連データを農業分野以外で活用できるよう、ポータビリティの確保やルール・制定の実施を行う。	【社会的効果】 鳥獣被害や農業事故など、農業分野外で必要となった際にデータを提供し、安心・安全に貢献する。	データ受領者は予め定めた利用目的の範囲内でのみ活用が制限されているため、地域において公益性の高い用途であってもデータ提供が制限がされており、農業分野外での必要に応じたデータ利活用ができない。	農業分野におけるデータ契約ガイドライン	農業データを扱う生産管理システム（営農支援システム）に関して、相互の互換性やポータビリティの確保を実現し、公益性の高い用途に関しては、事前に農業者の承諾を得た上で、必要な際に迅速に活用できるルールを制定する。	農林水産省	①農林水産省では、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を受けて、各都道府県に対し「鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道陥没等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することが可能」である旨の通知を发出済です。 ②「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」は、「あくまでも契約で定めておくべき事項等を示すにとどまり、契約の自由を制約するものではない」という経産省ガイドライン（「A I・データ契約ガイドライン データ編」：経済産業省）の視点を踏襲したものであることに加え、データの利活用目的について、あくまで「特定する」ことが望ましく、「利用目的が農業関係者にとって予測し易い平易な文言で特定され、（中略）農業関係者の理解と同意が得られているのであれば、利用目的の範囲を広げるについては問題がないし、むしろそうすることで、データ受領者側で、提供データ等を様々な目的に利用することができ、提供データなどの価値を増大させるという役割も期待できる」としており、利用目的を制限しているものではありません。 上記①及び②を踏まえ、各地域において、その必要性に照らして公共性の高い用途を特定し、農業者の理解と承諾を得た上でデータの利活用推進を図っていただきたいと考えます。			
福島県会津若松市	52	住民税の二自治体への分割納付	市外からの長期滞在者に対して、滞在期間に応じた住民税の支払い	【経済的効果】 滞在实际に応じた滞在者に対し住民税を課すことで、市民の平等な納税を図る	・市町村住民税の納付義務者は、市町村内に住所を有する個人に課される	・地方税法第294条	本業所得から算出した住民税を住民票の所在する自治体へ、副業企業の所在する自治体（住民票の所在する自治体以外の自治体）で得た副業所得から算出した住民税を当該自治体へ、それぞれ第二住民税として納付することを可能とする。	総務省	・個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。 ・多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。 ※個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。			
福島県会津若松市	53	自動運転等遠隔監視者による、モビリティ利用者等への情報提供	遠隔監視者の別業務の提供。 現状わき見運転と同等の扱いとなる遠隔監視者の別業務について緩和し、街の楽しさを紹介するインフルエンサー等としてサービスを提供可能とする。	【経済的効果】 自動運転等の実施において必須となる遠隔監視機能は人件費等のコスト負担が発生する。AI等を活用し、遠隔監視業務を軽減し、複数台を同時に遠隔監視できるなど技術的には可能な状態となっている。 また自動運転の技術の進展により、トラブルによる停止機会も少なくなってきた。 AI等との連携が前提となるが、自動運転車両が安全走行をしている間に遠隔監視者が、モビリティを利用する来訪者等との会話の機会（顧客接点）を持つことなどにより、来訪者がより多くの体験価値をその場で受け取ることができ、それが客単価の向上やリピート率の向上に寄与すると考えられる。	道路交通法における「運転者の義務」の規制に基づく内容は、「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」、自動運転の遠隔監視者についても同等の義務を有するものとされている	・道路交通法第70条、第71条第5項5	道路空間再編事業で自動車等の侵入規制を行っている空間において、AI等を使った監視能力の向上を図ったうえで、モビリティ利用者や来訪者に対する情報提供を遠隔監視業務と並行して行えるよう、遠隔監視者の安全運転義務を緩和する。	警察庁	道路交通法第2条第1項第1号に定める道路に当たらない場所では、同法の適用を受けないため、自由な形で実証実験を実施することが可能です。また、道路運送車両法第41条第2項の規定に基づき国土交通大臣が使用条件を付した自動運転装置を使用する場合であって、道路交通法第71条の4の2第2項各号のいずれにも該当するときは、携帯電話使用等禁止規定（同法第71条第5号の5）の適用を除外することされています。 なお、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの変り方について、警察庁で検討を進めているところです。			
福島県会津若松市	54	自動宅配ロボットの公道走行に関する基準緩和と先行事例を活用することによる関連協議の簡素化について	道路空間再編事業により構築される人を中心とした空間を走行する自動宅配ロボット等についての道路運送車両の保安基準の緩和等を会津若松で先行実施した場合に、それを先行事例とし、各地域で同様の実証の際の関連協議の簡素化を推進する。	【社会的効果】 無人で走行する宅配ロボットの最適な保安基準は現状明確となっており、有人運送車両の保安基準を基に要・不要の基準緩和を実証の際に申請することとなっている。会津若松で先行事例を作り、そのモデルを標準として、他の地域で実証する場合はそれに準ずれば監督官庁との交渉などが省略されるなどを期待	道路運送車両の構造や装置について、安全確保および環境保全上の技術基準が定められている。	・道路運送車両法第40条-第46条	実証段階の車両に関する保安基準項目の一部不適合箇所について緩和する。 (第61条制御装置、第62条前照灯/後照灯、第64条警音器、第66条乗車装置など)	国土交通省	自動配送ロボットについても、道路運送車両の保安基準第55条及び第67条に基づき保安基準の緩和が可能である。 本制度を活用し、2020年秋より全国各地で自動配送ロボットの公道実証が実施されている。 なお現在、内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、今春を目途に制度の基本方針を決定予定。令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。			
福島県会津若松市	55	自動運転機能付き電動車の隊列運用時の搭乗者無し車両の取り扱いの緩和	自動運転等の技術の進展により、電動車いすの隊列走行などが可能となっている。電動車いすの人が載っている場合は歩行者の扱いとなるが、人が載っていない場合は車両扱いとなり、車道走行が前提となってしまう。	【社会的効果】 【経済的効果】 電動車いすの隊列走行により、運転免許を持たない子供が先導して、複数高齢者を店舗に誘導するなど実現でき、新たな移動サービス担い手づくりが可能となる。人中心の道路空間では低コストで移動サービスを実現することで導入のハードルを大きく下げることが可能となる。	道路交通法における電動車いすの取り扱いについて、人が載っている場合は歩行者、人が載っていない場合は車両となり、走行可能なエリアが変わってしまう状況が発生する	・道路交通法第2条第3項	人に追従し、隊列で有人電動車いすも無人電動車いすが混在で歩道等を走行しているといった人混在空間において、柔軟性高く運用できる規制にする	警察庁	電動車椅子に人が乗車していない場合であっても、電動車椅子のごく近傍に、電動車椅子を押していると同視できる者がいれば一体として歩行者として走行することが可能です。また、そのような者がいない場合にも、安全確保措置等の対策を講じることなどにより、警察による審査を経て道路使用許可を受ければ、公道を走行することが可能です。 なお、身体障害者用の車椅子の大きさや構造に収まる自律走行するモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
福島県会津若松市	56	自動配送ロボット活用	サービスモデル多様化に伴う顧客の要求レベルの高度化、ドライバーの人員不足、配送費の高騰化など、地域メーカー、地域商社、地域物流事業者を取り巻くビジネス環境は厳し。テクノロジーを活用した自動化・高度化へ取り組むと共に、地域物流における規制緩和を推進する。	【社会的効果】 誰もがゆったりと楽しめるまちなか空間づくりにあたって、路線便の貨物が店舗まで届かない場所や、ドライバー人員を確保できない場所でも配送可能。（ラストマイル配送対策） 【経済的効果】 公共交通機関等と物流事業者の共同事業化など地域事業者、タウンマネジメント会社（まちづくり会社）を軸とした新規事業創出も見込まれる。	道路交通法第62条以下に記載がある。「道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しない車両等を運転させてはならない、または運転してはならない」と記載があり、道路運送車両法の保安基準等を満たさなければ公道を走行することができない。	・道路交通法第62条、第70条	自動配送ロボット車両の道路走行を許可する。（道路交通法全般的に運転手の存在が前提の法律となっているため、運転手がいなくても、車両のみで自動で走行できるよう規制・制度改革が必要。）	警察庁	「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、手順に沿って道路使用許可を受ければ、運転席のない自動配送ロボットについても公道走行が可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	57	道路空間のオープン化に向けた制度検討	ニュージランドオークランド市では、歩行者・公共交通が主体の都市構造へ転換するために、中心市街地の複数の道路をシェアスペースへと再編する事業を進めている。歩行者主体の道路を面的に展開することで、歩行者ネットワークの強化が図られている。 一方、国内の制度では、道路利用の主体は車となっており、歩行者は道路の端を利用する制度となっている。 地域活性化の観点からは、一部入出を大きくしていきたい地域については、オークランドのような取組が必要と思料。	【社会的効果】 道路空間上ににぎわい創出のための様々な装置を設置することができるようになり、コミュニケーション空間の増設や小規模店舗の出店の容易性などが実現し、路上の入出が増えたとともに、沿道の空き店舗等の活用などにも大きな効果が期待できる。	道路交通法では、車は車道、歩行者は歩道または路側帯を通行しなければならないと規定されている。そのため、歩行者が道路空間全体を自由に歩き回れる、かつ、車も（低速で）進入できる、といった空間は現行法では実現できない。 道路空間全体を歩行者優先とするためには、道路の位置づけを新たに制度化する必要がある。 オークランドのシェアスペースの法制度化が参考になる。	・道路法第48条13第3項、第48条15第3項 ・道路交通法第8条、第4条 ・都市計画法 第11条	現行制度での歩行者優先の道路空間の実現策の検証と人中心の道路空間でのあるべき制度を検討する。	警察庁 国土交通省	道路を歩道と車道に区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されているところ、これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものです。 これらを踏まえ、国土交通省の回答にもあるような、自動車の速度を抑制する措置が講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある歩車共有道路については現行法上も認められているものと承知しているものの、更に進んで、御提案のように、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に（低速で）進入できるようにすることについては、歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。			
福島県会津若松市	58	Connected Manufacturing Enterprises(CMEs)の加速度的全国展開	地域の中小製造業が共通で利用可能な業務プラットフォームを整備することで、地域企業の生産性向上を面的に実現。	【経済的効果】 中小製造業企業の生産性が25%向上する。	本プロジェクトで地方の生産性が動的に改善することは確実に日本全国に展開していく必要がある。 早期に日本全国に展開するためにも、まずは会津地域で着実な効果を実証する必要がある。 一方で中小企業においてデジタル化に対するひっ迫感が乏しく、必要性は理解しても前に進まない企業が多い。 本プロジェクトに参画する企業の法人税等の優遇措置を実施することで、加速度的に展開を進めたい。	・DX投資促進税制 ・中小企業経営強化税制 ・中小企業投資促進税制	・CMEsを利用して企業間取引や生産性向上に取り組む中小企業群に対して、CMEsをDXによる中小企業の経営力強化に期するソフトウェアと認定し、税額控除や特別償却等の税制優遇を実施する。 ・税制優遇の効果を最大化するために、初期投資や移行費用のみではなく、クラウドサービスの利用料を税制優遇の対象とする	経済産業省	・DX投資促進税制では、申請事業者が、全社レベルのDXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して適用される税制措置ですので、お尋ねのCMEsも対象になり得ます。 ・中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、中小企業の設備投資に関して適用される税制措置であり、一定のソフトウェアに対する投資も対象です。このため、中小企業がCMEsの利用等のためにクラウドソフトウェアに対する投資は、両税制措置の対象となり得ます。なお、設備投資に対する税制措置のため、クラウドサービスの利用料について対象とすることは困難です。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	1	公職選挙でのインターネット投票の可能化	マイナンバーカードと共通デジタルIDを活用した公的個人認証による一人一票の担保と、ブロックチェーン技術による秘密が守られ改ざん不可能で透明性を持ったインターネット投票を、スマートフォン等から行えるようにする。	投票所への移動が困難な高齢者や障害者の投票が容易になるほか、若年層の投票率の向上も期待できる。また、感染症対策にもつながる。	公職選挙法において、投票立会人や投票所における投票が必須とされている。	公職選挙法第44条 第45条 第46条 第48条の2 第68条	公職選挙法第44条による投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。 第45条による投票用紙の交付について、インターネット投票については適用除外とすること。 第46条による自書・投函義務について、インターネット投票については適用除外とすること。 第48条の2による期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。 第68条による無効投票について、インターネット投票については適用除外とすること。 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条による電磁的記録式投票機による投票について、インターネット投票については投票所以外にも認めること。	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは是非、セキュリティ対策など選挙の公正確保等の観点から課題があると考えている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。	ご回答について承知しました。国会での議論を喚起するためにも、インターネット投票に関するこれまでの経験等を踏まえ、是非ともまずはつくば市に限って特区として実施させていただきたいと考えます。	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきではないと考えます。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
茨城県つくば市	2	公的個人認証に係る住所変更後の電子証明書の自動書換可能化	分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築する。 住民の希望（オプトイン型）により、属性情報に基づき個別化された情報発信も行う。 さらに、マイナンバーカードを活用し、行政への様々な申請・手続をアプリ上から行えるようにする。	マイナンバーカードを活用するためのJ-LIS電子証明書は住民が転居届を出す「書換」でなく「失効」される。 そのため、住民は転居届だけでなく証明書再発行申請も行わなければならない。また、関連民間サービスもすべてマイナンバーカードの再認証が必要となるが、「書換」が可能となることにより、行政手続に係る住民の負担軽減や感染症対策にもつながる。	マイナンバーカードを活用するためのJ-LIS電子証明書は住民が転居届を出す「書換」でなく「失効」される。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 第15条第1項第2号 第34条第1項第2号	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 第15条第1項第2号 第34条（利用者証明用電子証明書の失効）第1項第2号による利用者証明用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。 第34条（利用者証明用電子証明書の失効）第1項第2号による利用者証明用電子証明書の失効等による利用者証明用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。	総務省	マイナンバーカードの電子証明書は、異動等があった際に失効する仕組みによって、氏名や住所等の記載事項の真正性を担保しており、これによってオンラインでの確実な本人確認を可能としていることから、異動等の際に失効させないことは適当ではない。 また、マイナンバーカードの電子証明書は改ざんできないよう、一度発行されたものを後から修正できないこととしており、失効せず、電子証明書の内容を変更することも適当ではない。 さらに、電子証明書による本人確認は地域を限定して行われるものではなく、特区を設置し、他の地域と異なる失効事由で運用することは、電子証明書の送信を受けて本人確認を行う他の行政機関等や民間事業者の混乱を招くことが懸念される。	ご回答について承知しました。ただし、転入時、転居時、世帯変更時には、マイナンバーカードに記録される公的個人認証の電子証明書が失効し、市役所において対面で再発行を申請する必要があることから転入届、転居届及び世帯変更届のオンライン化の障壁となっており、感染症拡大防止の観点からも、上記の届出前に本市に対して新カードの発行申請を可能とするなど、届出時に電子証明書を使用できる仕組みの早期構築をお願いいたします。（旧カードは、申請と同時に市役所へ送付し、新カードと交換）なお、上記を特区で実施することで他市町村の事務に混乱が生じる場合には、全国的な制度改正についてもご検討をお願いいたします。	総務省	オンラインで届出を行う際に本人確認のため用いる署名用電子証明書は、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項が記録されており、これらの事項を認証の基盤（トラストアンカー）として発行されるものであるところ、旧住所地からの転出後、転入届を行う前はこれらの事項が記載された住民基本台帳が存在しないため、有効な署名用電子証明書を発行することはできません。 なお、自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナンバーからオンラインで転出届と転入予約を行うことについて、今後、デジタル庁を中心に、公営自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスが検討される予定となっております。
茨城県つくば市	3	住民異動届手続のオンライン化	マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行えるようにする。	公的個人認証による本人確認を行うことにより、住民に関する正確な記録を担保することや住民の行政手続における負担の軽減、職員業務効率化といった効果が期待できる。また、感染症対策にもつながる。	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）において、届出人が書面により届出すること（書面規制）、対面による本人確認が必須（対面規制）となっている。	住民基本台帳法第27条 住民基本台帳法施行令第26条 住民基本台帳法施行規則第52条	住民基本台帳法第27条及び住民基本台帳法施行令第26条による書面規制並びに住民基本台帳法施行規則第52条による対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。	総務省	個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。 一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 さらに、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要があり、これらについても窓口での手続を要することとなる。 また、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。 また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。	ご回答について承知しました。ただし、転入時、転居時、世帯変更時には、マイナンバーカードに記録される公的個人認証の電子証明書が失効し、市役所において対面で再発行を申請する必要があることから転入届、転居届及び世帯変更届のオンライン化の障壁となっており、感染症拡大防止の観点からも、上記の届出前に本市に対して新カードの発行申請を可能とするなど、届出時に電子証明書を使用できる仕組みの早期構築をお願いいたします。（旧カードは、申請と同時に市役所へ送付し、新カードと交換）なお、上記を特区で実施することで他市町村の事務に混乱が生じる場合には、全国的な制度改正についてもご検討をお願いいたします。	総務省	オンラインで届出を行う際に本人確認のため用いる署名用電子証明書は、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項が記録されており、これらの事項を認証の基盤（トラストアンカー）として発行されるものであるところ、旧住所地からの転出後、転入届を行う前はこれらの事項が記載された住民基本台帳が存在しないため、有効な署名用電子証明書を発行することはできません。 なお、自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナンバーからオンラインで転出届と転入予約を行うことについて、今後、デジタル庁を中心に、公営自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスが検討される予定となっております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答			
茨城県つくば市	4	非識別加工情報に関する仕組みの緩和	「行政ビッグデータ」の種類と数を様々な主体へ提供できるようにすることで、データ分析や可視化を住民や企業等が自ら行うことを可能とすることにより、住民や企業等が主体的に活動できるようにする。	企業側が活用したい行政機関非識別加工情報が提供されるようになるため、活用範囲が拡大し、マーケティングのみならず製品開発・研究等が活性化される。	マーケティングや研究・開発に有効な税等の個人情報ファイル簿が行政機関非識別加工情報の提案募集対象になっておらず、行政機関非識別加工情報の活用範囲が極度に狭くなってしまっており、官民データ活用が進まない。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4	個人情報保護委員会	行政機関の長は、非識別加工情報を用いて行う事業に関する提案の募集をするに当たり、ご指摘の「機微情報」を含む個人情報ファイルを含め、その保有する個人情報ファイルについて、情報公開請求があった場合に部分開示されること、行政の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内であること（情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が極めて限定的で、提案募集を行う実質的な意義がなく情報公開請求すれば足りる場合を含む）等、行個法第2条第9号各号の該当性を判断の上、これらの要件のいずれにも該当する個人情報保護ファイルを提案募集の対象としています。 個人情報ファイルを構成する保有個人情報のうち、法人その他の団体に関する情報等、情報公開法第5条第2号から第6号までの不開示情報に該当するものについては、個人の権利利益以外の保護法益の保護の観点から、非識別加工情報の加工対象から除外されていますが、それ以外の保有個人情報については、非識別加工情報の加工基準に沿って加工した上で、提案をした事業者者に提供されます。 個々の個人情報ファイルについて、非識別加工情報としての利用に関心があるにも関わらず、当該個人情報ファイルが提案募集の対象になっていない場合は、当該個人情報保護ファイルを保有する行政機関等又は個人情報保護委員会にお問い合わせください。						
				行政機関の取扱事務の分類でなく、住民や企業側が活用したい情報の単位で行政機関非識別加工情報が提供されるため、AIによる機械学習のインプットデータへの活用など、活用範囲が拡大し、エリアマーケティングのみならず製品開発・研究が活性化される。	現状は、行政機関が公開している個人情報ファイル簿の単位での提案となっており、当該個人情報ファイル簿は各行政機関が各々の取扱事務の都合で自由に単位を定めているため、行政機関によって同じ個人情報ファイル簿名であっても差異があることや、住民や企業が必要とする情報が複数の個人情報ファイル簿に分散して格納されているケースの場合に、受領側では行政機関非識別加工情報の結合は不可能であるため利便性が極度に低下する。国民健康保険と介護保険など、市区町村の業務の単位でデータは分割されているので、例えばどういった病気の人がどんな介護サービスを受けているのかを分析する際には、当該データを個人単位で連結した上で匿名加工を実施しないと、分析目的が達成できない。なお、基本的には同一の行政機関内の異なる事務間のデータ連結を想定している。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4第4条の5	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4	個人情報保護委員会	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4による行政機関非識別加工情報の提案募集について、住民や企業が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案については、当該行政機関が保有している個人情報ファイル簿を連結して受領できるように提案を可能にすること。						
				行政機関非識別加工情報の利用手数料が安価になる。また、同情報の悉皆性や正確性が担保される。さらに、行政オープンデータの有効活用が進み、1.2兆円と試算される新市場が創出される。	行政機関非識別加工情報は、受領側では匿名加工情報であるため個人情報には該当しない。そのため、本来不要と考えうる当該オプトアウト照会を実施することで、非識別加工情報の提供に関する手数料が高額になるだけでなく、オプトアウトを勧奨することによってデータの悉皆性や正確性が欠損し、非識別加工情報の有用性を著しく減じることになる。 また、当該加工情報に含まれる個人全員に対して郵送で調査することを想定し、1人あたりのコストを200円程度（82円×2（4往復）＋事務手数料等）と仮定すると、10万件のデータであれば、2,000万円にもなり、それがデータ提供時の事務費に上乗せされることになると、データ利活用の障壁になる。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8	個人情報保護委員会	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8による第三者に対する意見書提出の機会との付与等について、行政機関が非識別加工情報を企業等へ提供する場合には当該匿名加工情報に含まれる個人に対する意見照会（オプトアウトの伺い）については、これを不要とすること。						
				マーケティングや研究・開発に必要不可欠な消費要素データが結合された状態で非識別加工された行政機関非識別加工情報が提供されることで、AIによる教師機械学習のインプットデータへの利活用が拡大し、AIによるビッグデータ分析が加速し経済活性化に寄与する。	行政機関側ではマーケティングや研究・開発に必要不可欠な消費要素のデータが存在しないため、そのことで行政機関側で保有している情報と企業側で保有している情報の相関分析などができない。行政機関非識別加工情報の活用範囲が極度に狭くなってしまっており、官民データ活用が進まない。例えばクレジットカード決済等によって本人が特定可能なギフト食品等の購買履歴のデータを提供し、これに健康診断結果を結合して、非識別加工した上で受領し、安全性や効果の検証を悉皆的に行うことなどが考えられるが、当該結合を受領側で実施しようとする、本人を特定する意図でのデータ結合となり、個人情報保護法違反になる可能性がある。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10	個人情報保護委員会	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10による行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案を行う際に、企業から行政機関へ個人情報を入力時約款やオプトアウトに基づき提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。						

総務省

総務省

個人情報保護委員会

ご回答について承知しました。なお、特例措置として、「行政機関個人情報保護法第3条に基づき、国の行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な範囲内で定めた利用目的の範囲内で個人情報を保有することとされている。そのため、国の行政機関が企業から個人情報を取得するにあたっては、上記の利用目的の範囲内で取得することとなり、また、取得した個人情報については当該利用目的の範囲内で利用することとなるため、御提案に係る企業からその保有する個人情報の提供を受けることができるか否かはこの法の規定を踏まえて判断する必要がある。

行政機関個人情報保護法第3条に基づき、国の行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な範囲内で定めた利用目的の範囲内で個人情報を保有することとされている。そのため、国の行政機関が企業から個人情報を取得するにあたっては、上記の利用目的の範囲内で取得することとなり、また、取得した個人情報については当該利用目的の範囲内で利用することとなるため、御提案に係る企業からその保有する個人情報の提供を受けることができるか否かはこの法の規定を踏まえて判断する必要がある。

非識別加工情報制度は、行政機関がその保有している個人情報ファイルについて提案を募集（行個法第44条の4）し、民間事業者は当該個人情報ファイルに対して提案を行い、（行個法第44条の5）、提案に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報（行個法第2条第9項、第44条の10）を提供するものです。
したがって、民間事業者から提供を受けた個人情報、個人情報ファイルを構成する場合には、当該個人情報、個人情報ファイルは加工の対象となります。ただし、企業側の利活用ニーズに即して複数の個人情報ファイルの結合を求められた場合において、結合作業が行政機関にとって膨大な業務となるときは、行個法第2条第9項第3号（行政の適正かつ円滑な運用に支障のない範囲）に該当する可能性があり、行政機関の長がそのように判断した個人情報ファイルは、行政機関非識別加工情報の対象となりません。
なお、行政機関非識別加工情報を取得した民間事業者が、識別行為の禁止義務（個情法第38条）に反しない範囲において、当該民間事業者が有する他の情報と組み合わせる分析等を行うことは可能です。

ご回答について承知しました。なお、特例措置として、「行政機関個人情報保護法第3条に基づき、国の行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な範囲内で定めた利用目的の範囲内」に、「国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画に記載された事業をその実施主体が実施するために必要な範囲で定めた利用目的の範囲内」を加えていただくようお願いいたします。

行政機関個人情報保護法（以下「法」という。）では、国の行政機関が保有する個人情報について、利用目的の範囲内で保有（法第3条）、利用目的外の利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、法第8条第1項の「法令に基づく場合」や、各行政機関の長の判断において法第8条第2項各号に掲げる事由に該当する等、一定の要件を満たす場合には、利用目的外の利用・提供が許容されているところである。
国の行政機関が、個人情報の保有にあたり利用目的を特定するにあたっては、当該国の行政機関の法令で定める所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、その個人情報どのような事務の用に供され、どのような目的に使われるかを具体的、個別的に特定する必要がある（法第3条）。
そのため、当該個人情報の具体的な利用行為が、上記で特定した利用目的の範囲内であるか否かについては、当該個人情報保有する国の行政機関において判断されるものであり、全ての国の行政機関に適用される一般法である行政機関個人情報保護法において、特例措置を定めるものではない。
また、自治体が保有する個人情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法は適用されず、各自治体の条例に照らして判断されることとなる。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	5	車両の認可基準の運用の弾力化	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。子育て世代向けに、ペDESTリアンデッキに接する公園を、自動運転パーソナルモビリティで結ぶこともMaaSサービスを導入する。	移動が困難な高齢者、障害者等の交通弱者やこども連れでも安心・安全に外出することができる公共交通環境が構築できる。自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共でのアクセスが向上し、住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	走行実証を行う実験車両単位で審査が必要で、同一車種・同一の変更であっても車両単位の審査となり、時間とコストを要している。	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条	国土交通省	道路運送車両の保安基準第55条に基づく自動運転に関する保安基準の緩和について、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、同じシステム等を搭載外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていくべきである。どの方向性が示されており、自動車以外の車両や搭乗型移動支援ロボット等においては、どのような検討がなされているかご教示ください。	国土交通省	超小型モビリティについては、すでに地方公共団体以外の方による申請を可能としており、また認定実績のある車両と同一の構造であれば審査の簡略化を可能としているところ。また、搭乗型移動支援ロボットについても、国家戦略特別区域で実施される場合には「地方公共団体承認証明書」を省略可能とするなど、簡素化を図っているところ。今後とも、ご要望や警察庁の検討結果等を踏まえて、制度の見直しを検討していく。	
茨城県つくば市	6	運賃の完全キャッシュレス化	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。子育て世代向けに、ペDESTリアンデッキに接する公園を、自動運転パーソナルモビリティで結ぶこともMaaSサービスを導入する。	移動が困難な高齢者、障害者等の交通弱者やこども連れでも安心・安全に外出することができる公共交通環境が構築できる。自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共でのアクセスが向上し、住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	現金しか持たない乗客を拒否できない。	道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条	道路運送法第13条による運送引受義務について、現金しか持たない乗客については、運送の引受けを拒絶することを可能とすること。	国土交通省	河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和3年4月6日）において完全キャッシュレスである旨の周知徹底等の利用者への配慮について述べられております。運送におきまして、現金利用者への十分な配慮とは、当該要旨のとおり、「周知徹底」を指すという理解がよろしいでしょうか。仮に「周知徹底」を指す場合は、具体的な事例についてご教示ください。（例えば、広域での周知、シンボルマークによりバス停等での案内、バス車体デザイン等で完全キャッシュレスバスと容易に識別可能とする、等）なお、例えばバス車内で現金でのICカード販売等、完全キャッシュレスの効率化を阻害するため、行うことは想定しておりません。	国土交通省	令和3年4月28日付の通達（「無人自動運転移動サービスの実用化に向けた『完全キャッシュレス』の取扱いについて」）において示されているとおり、無人自動運転における「完全キャッシュレス」の運行を実施するにあたっては、事前周知を徹底する等の利用者への配慮が重要である。適切な周知方法その他の利用者への配慮方法は、当該バスの利用者の実態や実際の運行を通じて明らかになった課題等に即して適切に検討・選択される必要があるが、「広報での周知」等の例示いただいた方法は選択して合理的なものと考えられる。なお、まずは21条等による実証実験を通じて、利用者への配慮に係る課題等を検証し、それを踏まえて適切な周知方法その他の現金等の利用者への配慮方法を検討していくことが望ましいと見られる。また、「完全キャッシュレス」バスの本格運行に当たっては、事前の周知徹底が重要であるのみならず、乗客の利便を阻害することがないよう、「完全キャッシュレス」を定めた運送約款の認可を受けなければならないという観点から、例えば、スマホやクレジットカードを所有していない又は忘れてしまった利用者であっても、後日精算可能な仕組みを取り入れるなどの工夫が望ましいと考えるので、このような対応については引き続き相談に応じて参りたい。	
茨城県つくば市	7	タクシーの相乗りの解禁	新たにタクシーの相乗り制度を導入する。	タクシーの弾力的なサービス提供が可能となり、利用者新たな選択肢を提供できる。	タクシーは「一般旅客自動車運送事業」に該当し、「1回の運送につき1つの運送契約」のため相乗りサービスができない。	道路運送法第3条第1号ハ	道路運送法第3条第1号ハの旅客自動車運送事業の種類について、一般乗用旅客自動車運送事業については、「一個の契約にわける国土交通省令で定める乗車定員未滿の自動車賃貸し切で旅客を運送する」を「一又は複数個の契約」にも適用範囲を広げるか、又は相乗り制度を新設すること。	国土交通省	相乗りタクシーについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めていくところであり、導入時期を調整中である。（※令和3年11月1日施行）よって、御提案については今後、対応可能となる予定。	国土交通省	タクシーの相乗りについては、令和2年3月パコメのとおり、運送開始前に特定の各旅客の同乗について互いに承諾した一団の旅客であって、費用負担、事故時の補償などについて公正な条件の下で運送に係る契約（配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約を含む。）を共同して締結する者の運送については、運送途中に不特定の旅客が乗車しないことを前提とするものであり、「乗合旅客」の運送に該当しないものと道路運送法を運用することとしており、制度導入時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら検討することとしている。	
茨城県つくば市	8	パーソナルモビリティの公道走行及び無人自動走行の実現	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路運送法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	パーソナルモビリティは、原動機を用いる身体障害者用の車椅子を除き、道路運送法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、道路使用許可なしでは歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路運送法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項	道路運送法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティ（保護者や介助者が同乗することも想定した複数人が搭乗するものを含む）については、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	警察庁	有識者検討会においては、一人乗りのモビリティを前提として検討がなされているものと承知しています。一方、本構想では、保護者や介助者が同乗することを想定した複数人乗りモビリティについても原動機付の車椅子と同様に歩行者の範囲に含めたいと考えておりますので、併せて検討をお願いいたします。また、同検討会の中間報告では、パーソナルモビリティの無人走行に関して、通行場所等について更なる検討が必要であると示されていますが、検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、パーソナルモビリティの無人走行によるシェアリングサービスの技術的、制度的及び事業的な観点での検証を実施すべきであると見られます。	
茨城県つくば市	9	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の最高速度の引き上げ	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路運送法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）は、最高速度が時速6kmと低速であるため、長距離の移動の負担が大きい。	道路運送法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第2号ロ	道路運送法施行規則第1条の4の原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、つくば市内で実施している搭乗型移動支援ロボットの歩行領域における実証実験では、最大で時速10kmで走行し、約37kmにわたって約10年間無事故であることを踏まえ、歩行領域における速度の上限については、これを時速10kmとすること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、歩道を通るモビリティの最高速度を含め、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	警察庁	有識者検討会の中間報告では、時速6km程度までのモビリティを、歩行者と同様に歩道等を通行できる歩道通行車として区分し、その速度を超えるものは小型低速車として歩道走行を認めないとして示されています。一方で、中間報告では、歩道通行車の最高速度の引き上げについては、安全性を検証しながら、最高で時速10kmとすることの適否を今後更に検討するとされていますが、検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、時速6kmを超える速度での走行について検証を実施すべきであると見られます。	
茨城県つくば市	10	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の高さ要件の撤廃	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路運送法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	高さ要件のため、障害物の検知や道路状況を把握し、安全な走行を支援するためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。	道路運送法施行規則第1条の4第1項ハ	道路運送法施行規則第1条の4第1項による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っており、歩道を通るモビリティについては、高さ制限を設けない方向で検討しています。（令和3年7月時点）	警察庁	有識者検討会の中間報告においては、歩道通行車の車体の高さについては要件として定める必要はないとの考えが示されているものと承知しています。については、できる限り早期に関連法令の改正をお願いいたします。一方、本構想では、保護者や介助者が同乗することを想定した複数人乗りモビリティについても原動機付の車椅子と同様に歩行者の範囲に含めたいと考えておりますので、同様に歩道走行を可能とするために、複数人が安全に搭乗するため、高さのみならず、車体の幅及び長さについても緩和をお願いいたします。なお、これらの検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、先行的に検証を実施すべきであると見られます。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	11	シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装化	つくば駅周辺、周辺部、70街区（グリーンフィールド）において、複数の道路からなるシェアードスペースのエリア設定を行う。	シェアードスペース（歩車共存空間）として、歩行者がゆったりと歩くことを楽しみ、車がスピードを出しづらい空間デザインを導入することで、以下の経済的社会的効果が期待される。 ・道路の利活用によるコミュニティの賑わいが導出される。 ・住民が主体的に道路の使い方を考えることで、地域の住民による道路管理が進み、長期的に維持管理コストが削減される。 ・通行車両の平均速度低下による、細街路における歩行者の交通事故・人身事故が減少する。	現行の道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定される道路は、第一種から第四種からなるが、低速車両と歩行者が同一空間を使用できる区分がない。 歩行者利便増進道路（道路構造令第41条）においても、街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工造物を必要としており、既存の道路をそのまま活用することを想定されていない。	道路構造令第3条 道路交通法第9条	道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が一時間に付き15km以下である道路では、特別な通行帯を設けず自動車、自転車及び歩行者が通行できるものとする。また、車道面を隆起させたハンプを設置する等、車両の速度を抑制する対策を講ずることを定めること。 道路交通法第9条による歩行者用道路を通行する車両の義務について、歩車共存道路については、これを通行する車両に同様の義務を定めること。	警察庁	道路を歩道と車道とに区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されているところ、これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものです。 御提案の「歩車共存道路」は、国土交通省の回答にもあるように、自動車の速度を抑制する措置が講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある道路であるものの、歩行者の通行空間と自動車の通行空間が完全に重なっているものではないと承知しています。 他方で、仮に、御提案が、上記の「歩車共存道路」からさらに進んで、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に（低速で）進入できる空間を指している場合は、道路交通法第9条のように、特に歩行者に注意して徐行する義務を車両に課すとしても、上記の歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。	警察庁 警察庁 警察庁	道路交通法で定める歩行者の通行方法は、歩行者の通行の安全を確保することを目的としています。 御指摘の右側通行については、歩行者、特に聴覚が弱い者が、その後方より進行してくる車両に気付かずこれと衝突することが最も危険であると考えられ、左側通行である車両と対面して通行することが最も安全な方法であると考えられているためです。 御提案の「歩車共存空間」は、現行法上の歩行者用道路において、例外的に一定の車両が通行できることとする事で実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしており、歩行者の右側通行義務はなくなることから、御提案の内容は、既に現行法で規定されております。	
茨城県つくば市	12	ドローンの住宅地における目視外飛行の制限緩和	つくば駅周辺の大型スーパーから70街区までの中距離範囲において、食料品・日用品等のドローン配送を行う。	住宅地におけるドローン配送ができるようになることで、子育て世代等の買物困難者の支援ができるようになる。	人又は家屋の密集している地域の上空で、無人航空機を飛行させる場合、国土交通大臣の許可が必要となる。（国家戦略特別区域法第25条の5の適用を想定） 無人航空機を飛行させる者は、目視により常時監視して飛行させる必要がある。	航空法（昭和27年法律第231号） 132条（新設される無人航空機の機体認証制度・無人航空機操縦者技能証明制度も関連） 132条の2	航空法第132条の2の飛行の方法について、ドローンの目視外飛行については、これを解禁すること。また、利用シーンに即した実効的な管制システム、機体認証、操縦ライセンスを規定すること。	国土交通省	【航空法について】 現行においても、目視外の飛行については、申請していただくことで飛行が可能です。 機体認証や操縦ライセンスの具体的な内容については、今後詳細を検討してまいります。			
茨城県つくば市	13	ドローンによる携帯電波等の上空利用の許可	つくば駅周辺の大型スーパーから70街区等の中距離範囲において、食料品・日用品等のドローン配送を行う。	従来の制御で使用していた無線LANは近距離しか電波が届かないため、ドローン飛行距離に制約があった。携帯電話の通信網を利用することで、中距離で安定したドローン飛行が可能となる。	ドローンは、陸上移動機として認められていないため、地上の電波を利用できない。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項	電波法施行規則第4条第1項による無線局の種別及び定義について、ドローンの飛行については、簡易な手続で、携帯電話ネットワークを利用できるようにすること。また、携帯キャリアと連携し、地上の携帯電話利用へ影響を及ぼさないような範囲内で、地上電波の利用を認めること。	総務省	・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験用の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
茨城県つくば市	14	荷物搬送ロボットの公道走行及び無人自動走行の実現	自動配送ロボット、追従型荷物搬送ロボット等を含む歩行領域において荷物の搬送を支援する原動機付の車（以下「荷物搬送ロボット」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えば買物後の重い荷物の搬送を追従型荷物搬送ロボットが支援するなどの革新的な搬送サービスを実現する。	荷物搬送ロボットによる革新的な搬送サービスにより、高齢者や障害者等の交通弱者や時間にゆとりのない子育て世代等の買物困難者の買物の負担軽減につながる。	荷物搬送ロボットは、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、道路使用許可なしでは歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法第2条第1項、第3項	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同3項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。	警察庁	低速・小型の自動配送ロボット等については、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。	警察庁	自動配送ロボットを含む自動運転技術を用いるロボットについては、当庁が開発する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、その交通方法等について検討しています。（※令和3年10月時点） 令和3年4月に公表した中間報告書においては、これらのロボットについて、一定の大きさ、速度以下のものであれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の方針が打ち出されたところ。現在の開発状況を踏まえ、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。なお、現行法下においても、道路使用許可を受けず、遠隔監視・操作者なしの実現を求めるものです。	
茨城県つくば市	15	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の寸法要件の緩和	スーパーが近くにない周辺部において、移動スーパーの利用に係る利便性を向上する。例えば、原動機を用いる身体障害者用の車椅子で自宅から移動スーパーへ移動し、買物後の荷物も原動機を用いる身体障害者用の車椅子に乗せて自宅まで移動する。	免許を持っていない高齢者等の居宅近傍エリアにおいて買物ができるように、日常生活の利便性が向上する。	高さ要件のため、安全かつ確実に走行させるためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。 長さ要件のため、積載できる荷物の量が少ない。	道路交通法施行規則第1条の4第1項イ及びハ	道路交通法施行規則第1条の4による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さ要件については、これを撤廃すること。また、長さ要件を自転車と同じ190cmに緩和すること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開発する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	警察庁	有識者検討会の中間報告においては、歩道通行車の車体の高さについては要件として定める必要はないとの考えが示されているものと承知しています。一方で、高齢者が買物後の荷物を歩道通行車で運搬できるようにするため、高さ以外の車体の大きき要件についても緩和をお願いいたします。併せて、荷物搬送ロボットを含む自動歩道通行車については、現行の原動機付の車いすの大きき要件を想定されていると承知していますが、より多くの荷物を効率的に運搬するため、これについても車体の大きき要件の緩和をお願いいたします。なお、これらの検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、先行的に検証を実施すべきであると考えます。	
茨城県つくば市	16	医薬品の対面販売の原則緩和	自宅で遠隔医療を受診し、処方された薬を移動スーパーで運搬する。	在宅で診療、服薬指導を受けた患者に対し、居宅近傍エリアにおいて処方医薬品を受け取ることを可能とすることで、患者の負担を軽減することができる。	一般用医薬品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により、一定の条件下、郵送又は配送が認められているが、処方医薬品は対面販売が原則。ただし、厚生労働省通達において、オンライン服薬指導の際、一定の条件下、郵送又は配送が認められている。	薬生発0331第36号（令和2年3月31日） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（オンライン服薬指導関係）第2（4）④	薬生発0331第36号（令和2年3月31日） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（オンライン服薬指導関係）第2（4）④	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視する程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組みすることとなります。	厚生労働省	ご回答について承知しました。一方で、薬局がオンライン服薬指導における薬剤の配送に参入しやすくなるよう、貴省でご検討されている薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化については、早期のガイドライン等の策定をお願いするとともに、薬局に過度の負担がかけられないよう配慮をお願いいたします。また、すでにガイドライン等の策定をご検討されている場合には、公表の時期についてもご教示ください。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	17	健康サポート薬局の開設基準（薬剤師の相談対応時間）の緩和	健康サポート薬局（検体測定室）の開設基準を緩和し地域内の店舗数の増加につなげることで、住民がセルフチェックと同時に薬剤師等の専門家に薬や健康食品等の幅広い健康に関する相談ができる環境整備を進め、生活習慣病の早期発見につなげる。	糖尿病や動脈硬化の重症化予防につながる。また、透析を必要とする慢性腎不全は、保険診療点数全体に占める割合が大きい。つくば市では当該疾患による後期高齢者医療の外来診療の標準化保険診療点数が、全国比約1.7倍と大きく、この削減が期待できる。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第29号）第1号へにより、健康サポート薬局の開設には、薬局の開設時間外にも薬剤師が相談対応することとされており、健康サポート薬局の開設が困難となっている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1号へ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1号へ	厚生労働省	健康サポート薬局については、開店時間外であっても、患者が安心して相談を受けられるよう、過去の服薬情報等を十分に理解したかかりつけ薬剤師が対応することを求めており、認められません。	ご回答について承知しました。薬局において「検体測定室」を普及させ、そこで得られた検査結果を医師や保健師等の専門家と共有し、診療や健康相談に活用することで、生活習慣病の早期発見につなげていきたいと考えています。一方で、「検体測定室」に関するガイドラインでは、「検体測定室」で得られた検査結果は、診療の用に供しないことを前提としています。このことから、検体測定室で得られた検査結果についても、医師の判断の下で診療の用に供することができるよう緩和をお願いいたします。	厚生労働省	医療機関等での医師の診療に用いる検体検査については、その検査精度が著しい影響を与えることから、外部委託する場合は、検査精度を保つための一定の基準を満たした衛生検査所等で行うものとしており、検体測定室で診療の用に供する検査を行うことは認められません。検体測定室を、健康意識の醸成や健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から利用者が検体を探知し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるようなサービスであり、診療の用に供しない検体の測定を実施するものとしています。また、受検者に対しては、測定結果が当該検体測定室の用いる基準の範囲内であるか否かに関わらず、特定健康診断や健康診断の受診勧奨をするものとしています。
茨城県つくば市	18	初診からのオンライン診療の恒久化	感染症予防の観点や身体障害などの理由で医療機関の利用が困難な住民に対し、訪問看護師が付き添い、病状等を正確に医師に伝達可能なオンライン診療体制を構築する。	医療機関の利用が困難な住民の医療に対するアクセシビリティを向上することで病状重症化や医療費増大リスクを避けることが期待できる。また、不要不急の救急搬送を減少させ、医療体制の圧迫や社会保障費の削減が期待できる。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際してのオンライン診療に係る初診対面原則の緩和が行われ、感染症予防の観点に限らず、医療機関の利用が困難な住民の医療に対するアクセシビリティが向上したが、当該時限的な特例措置である。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療の時間的・特例的な取扱いについて」（令和2年厚生労働省）	「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療の時間的・特例的な取扱いについて」（令和2年厚生労働省）	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時間的措置において明らかとなった課題や患者の利便性を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時間的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時間的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめ、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
茨城県つくば市	19	診療情報の提供方法の電子化	医療・介護情報等、利用者に関する外部情報と、センシングした利用者の身体情報に基づき、専門スタッフや身体機能向上プログラム実施を連携でサポートする。	利用者が、居宅で簡便に自らの身体機能の維持改善に取り組むことで、自立度の維持・改善、介護者の時間的拘束や身体的負担の軽減が期待できる。さらに、医療・介護・福祉の社会保障コストの抑制が期待できる。	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第57号）第9条には、保有個人データの開示方法は「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と規定されている。また、診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省通知 平成15年9月12日医政発第0912001号）には、診療記録の開示方法は医療機関の管理者が指定できることになっている。	個人情報の保護に関する法律施行令 第9条 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）7(3)③	個人情報の保護に関する法律施行令 第9条 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）7(3)③	個人情報保護委員会	令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。	ご回答について承知しました。なお、提供方法の指定及び電磁的記録の受領を非対面で実施できるようにするため、ご教示ください。	個人情報保護委員会	提供方法の指定及び電磁的記録の受領を非対面で実施できる、以下のような事例があります。 事例2）電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法 事例3）会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法 ＜参考＞ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-8-2 保有個人データの開示 https://www.pgc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf
茨城県つくば市	20	健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用範囲拡大	自治体や医療機関等の各機関に分散する健康関連データをマイナンバーにより紐づけし、クワチンの接種記録や処方箋、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。	住民の属性や状況に応じたきめ細かい健康増進サービス等を効率的に提供することが可能となり、健康寿命の延伸、医療費抑制が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報は特定個人情報としての扱いとなり、利用用途が限定的であることや、本人同意の下でも口頭でのマイナンバーの伝達を認められないなど様々な制約を受け、データ管理者の負担が膨大になる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条 8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条 8項	内閣府	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。これは、「個人番号は、匿名性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」からとされる。このため、本人又は本人が同意した事業者に対するものであっても、マイナンバー法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報の第三者提供を認めることは困難である。	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の策定時期についてご教示ください。つくば市としては、ガイダンスの策定に先立って、特区として実施することが望ましいと考えます。	厚生労働省 個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号、以下「改正法」という。）により、保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できることとしており、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」について見直しを行いました。なお、改正法の施行前においても、請求を行った者が同意している場合には電子メール等によって開示を行うことが可能です。
茨城県つくば市	21	先端技術を活用したインフラ維持点検の自動化	橋梁等のインフラの維持管理について、成果運動型民間委託契約方式（PFS）のうち、民間からの外部資金調達を行うソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）方式によって予防保全の初期費用を確保し、ドローンやロボット等の先端技術を活用したインフラ維持点検を実施する。	先端技術の導入により維持管理コストを下げることで、税収減少の中で行政負担を軽減し、削減分を行政独自の施策等に充てることができる。	トンネルや橋の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、必要に応じて、5年に1回の頻度で行うこととされているため、ドローン等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検が実施できない。	道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の6	道路法施行規則 第4条の5の6	国土交通省	道路分野では、定期点検においてドローン等の新技術が活用できるよう、平成31年2月に定期点検要領を改定した。この改定にあわせて、点検支援技術系カタログのほか、新技術を利用する際のガイドラインを策定しています。これら点検業務への新技術の活用については、令和3年度より、道路メンテナンス事業補助制度において優先的に支援してまいります。			
茨城県つくば市	22	「自己託送」が認められる相互関係の拡大	ソーラーシェアリングや遊水地等で発電した電力を、自己託送制度を利用して、公的施設等へ供給する自己託送型オサイトPPAを適用する。また、住宅の屋根補強と同時に太陽光パネルオサイトPPA送電を適用する。	再エネ分散型エネルギーシステムの拡充につながり、社会ニーズに合致したカーボンニュートラル、レジリエンス強化に貢献することができる。公共施設のCO2削減につながることで、住民に広くCO2削減効果を波及させることができる。住宅屋根の再エネ活用により、レジリエンス強化に貢献することができる。	「自己託送」が認められる相互関係が「密接な関係」として「生産工程における関係、資本関係、人的関係を有する者」と「取引等により一企業の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者」と限定的である。	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号口 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第2条及び第3条 「自己託送に係る指針」（資源エネルギー庁平成26年4月1日）	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条並びに「自己託送に係る指針」2. により自己託送を利用することができる者の範囲について、自己託送が認められる相互関係については、 ①公共施設に託送する場合 ②市の防災協定（避難施設等）を行った場合 ③補助金適用を受けた発電装置から任意の相手のPPAによる場合等に拡大すること。	経済産業省	第36回電力・ガス基本政策小委員会において、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入促進に向けた環境整備を検討しました。その中で組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないと認められる組合型の電気取引であること前提に、FIT/FIP制度の適用を受けない脱炭素電源による自己託送を新たに認める方向で制度設計を進めています。 （参考）電力・ガス基本政策小委員会 再エネ導入拡大に向けた事業環境整備について P4 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_06_00.pdf	ご回答について承知しました。なお、第36回電力・ガス基本政策小委員会においてご検討されている新たな自己託送に係る「組合型の電気取引」について、「組合」に必要な要件をご教示ください。	経済産業省	「組合」に必要な要件につきましては、令和3年1月18日に改正された電気事業法施行規則第2条第3号のとおり、電気料金の決定方法が組合の定款等で明らかになっているなど、需要家の利益を阻害しない取引であることが明確になっていること、FIT/FIP制度の適用を受けない新設の脱炭素電源による電気取引であることなどが要件となっております。
茨城県つくば市	23	水素の最大貯蔵量の緩和	再開発、地域開発に水素利用分散型エネルギーシステムを設置し、エリア内に電力、熱エネルギー供給事業を行う。住民の利用ニーズに応じたスポーツ施設や温浴施設等の健康増進施設に関わる温水プール、温浴施設への電力、熱エネルギー供給事業を行う。	水素利用分散型エネルギーシステムの拡充などにより脱炭素社会が促進される。これらの施設を災害時の避難収容施設とすると水素による脱炭素レジリエンスが実現される。	建築基準法（昭和25年法律第201号）により可燃性ガスである水素の最大貯蔵量の制限が定められており、エネルギー供給に必要な水素貯蔵に限界がある。	建築基準法 第48条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条 第130条の9	建築基準法第48条並びに建築基準法施行令第116条及び第130条の9による危険物の数量について、水素の貯蔵量については、上限値を撤廃すること。	国土交通省	建築基準法第48条において、用途規制を定めておりますが、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。 ・国家戦略特別区域法第15条を活用する手法。 ・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。 ・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。 ・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。	本構想では、水素発電を賄うための必要量の水素を貯蔵するため、最大貯蔵量の上限撤廃をお願いしています。一方、これを実現するため、建築基準法第48条ただし書き許可を活用するとしても、その条件である「環境を害するおそれがない」かどうかを判断する基準（技術的助言）がないため、許可を出せない、あるいは許可を出すとしてもかなりの時間を要することが見込まれます。そこで、高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなしていただくようお願いいたします。	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられているものであり、高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たしたとしても、許可する観点が異なります。建築行政は自治事務であること、また、許可権者と認定権者が別であることから、内閣総理大臣の認定をもって許可があったものとみなすことは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	24	銀行又は銀行子会社・兄弟会社による不動産関連業務の一部解禁	金融機関による地域の未利用地（70街区）を活用した地方創生に資する再開発事業や不動産仲介業への参画を可能にする。	都市機能の強化による地域住民の利便性向上や再開発を通じた産業誘致・オープンイノベーションの促進により、産業創出や雇用創出が期待される。	銀行は、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条、第11条、第12条その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。また、子会社対象会社の範囲も制限されている。	銀行法第12条第16条の2	銀行法10条による業務の範囲について、地方創生に資する不動産関連業務については、同条第2項各号に列記する銀行業に付随する業務に追加すること。同法第16条の2による銀行の子会社の範囲等について、銀行業高度化会社の「一定の高度化等業務」（※）については、地方創生に資する不動産関連業務を追加すること。	金融庁	銀行における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針における、金融機関の所有不動産の有効活用に關して、「銀行店舗を新設する際、国や地方自治体、公共的な役割を有する主体からの要請があれば、あらかじめ他の事業者のスペースを確保して建築し、賃貸することが可能なケースもある」との当局コメントが示されています。地域の未利用地を活用した地域活性化に取組むまでは、上記解釈に照らし、「地方自治体が関与する運営受託等が図られる案件に限り、地域金融機関の参画を認める」ことで、地域金融機関がもつ地域内ネットワークや信用補充機能といった「ハブ機能」の活用を通じて、地域社会の参画や地方創生の実現に繋がることを期待されます。	金融庁	ご指摘いただいた当局コメントは、平成29年9月28日に公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.5かと思われますが、当該箇所は、その他付随業務として認められる不動産賃貸事例に関するものであり、広く不動産業務に關してコメントしたものではありません。銀行における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。
茨城県つくば市	25	研究開発目的で補助金で整備されたインフラの民間事業者との協業利用の事前承認不要化	研究機関が国からの研究開発目的の補助金で整備した施設及び設備の利用について、民間事業者との協業で本来の目的外で利用することを補助金を所管する各府省庁の長への個別の申請と承認なしに認めるもの。	研究機関が保有する最新鋭のインフラを本構想に供することが容易になるほか、事業の予見性に欠け参加を見送っていた民間事業者の参加意欲を高めることが期待できる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用、貸し付けはならないとされている。当然、各省庁ではインフラの有効活用を目的といたし、調整が複雑かつ時間を要すること、承認を得られることの見通しに欠け民間事業者の幅広い参加を困難としている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第22条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の財産の処分制限について、目的外での使用及び貸付に係る各省庁の長の承認については、本構想に参加する研究機関における民間事業者との協業における承認を不要とすること。	財務省	本件における割り振り先省庁は財務省ではなく、文部科学省とすべき。その理由は以下。 ・御提案内容を見たとく、文部科学省所管の補助対象財産であるものと理解。そのため、承認基準の緩和を目的に、「補助金等適正化法第二十二條の規定に基づき各省各庁の長の承認について」（平成20年4月10日財計第1087号）（以下「処分適正化」）を根拠として文部科学省と交渉すべき。 ・処分適正化は補助対象財産の目的外利用に關して各所管行政省庁に裁量を持たせている。補助金等は国民の貴重な財産で賄われていることを踏まえれば、交付後一定期間を経ず用途変更を認めることや包括承認制を適用することは適切ではないと考える。	補助金適正化法第22条により、補助事業等により取得した財産については、各省等の長の承認を受けることで目的外使用が可能とされていますが、JAXAの先例では承認まで約2年を要しています。国家戦略特別区域基本方針では、『世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指すスーパーシティ構想の実現を図る必要がある」とされています。財産ごとに個別に各省等と交渉していくこととするのは、かつて構想の減速につながりかねないことから、国家戦略特別区域に係る区域計画に記載した財産の目的外使用については、計画に係る内閣総理大臣の認定をもって承認を受けたものとみなす等の特例措置をお願いいたします。	財務省	・国家戦略特別区域法における特例措置については、当該法律を所管する省庁において検討されるものと思料。 ・繰り返されるが、補助金等は国民の貴重な財産で賄われていることを踏まえれば、交付後一定期間を経ず用途変更を認めることや包括承認制を適用することは適切ではないと考える。
茨城県つくば市	26	国有財産処分条件の緩和	公務員宿舍跡地等を活用した官民共同でのイノベーション拠点を創出する。	研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした新たな交流の場や最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場を創出することで、イノベーションが誘発され新たなビジネスが生まれることが期待される。また、研究学園都市の理念を踏まえ、科学技術により社会課題の解決を行うことにより、世界のモデルとなる持続可能なまちを実現することが期待される。	国有地については、国有財産法（昭和23年法律第73号）にて処分することができることとされており、その手続は、会計法（昭和22年法律第35号）及び予算決算及び会計令に基づき、公用又は公用又は公益事業の用に供するために必要な物件を直接に公共団体又は事業者へ売却し、貸し付け又は、信託する場合は、民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備に制約がある。	国有財産法第20条 会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号	国有財産法第20条、会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号による普通財産の貸付について、同号の「公共用、公用又は公益事業の用に供する」という条件については、官民共同によるイノベーション創出に向けたフィールドの確保及び整備についても適用すること。	財務省	国有財産（普通財産）については、国有財産法第20条の規定により貸し付け等することができることとされており、会計法29条の3第5項に規定する政令である。予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第21号の規定により、「公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者へ売却し、貸し付け又は信託するとき、随意契約によることができる」とされている。 予決令第99条第21号については、公共用、公用又は公益事業の用に供するため（つまり、私益を目的とせず公益上の目的に供するため）、必要な物件を直接に公共団体又は事業者へ随意契約することができる規定である。そのため、ご提案の「官民共同によるイノベーション創出に向けたフィールドの確保及び整備」について予決令第99条第21号を適用することの可否については、その具体的な用途や目的等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。 なお、つくば市に所在する国家公務員宿舍跡地については、平成26年5月につくば市と関東財務局との間で、つくば市が定めた地区計画等に沿った地区計画型一般競争入札又は二段階一般競争入札により計画的に民間事業者へ売却していくことで合意し、順次売却を進めているものと承知している。 以上より、本提案については、まずは上記入札の結果を踏まえ、その必要性があれば提案の詳細を確認し、対応について検討して参りたい。	財務省	ご提案の「つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として転賃する場合」に於いては、提案26（1）のとおり、まずはつくば市に対して、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第21号に基づき随意契約が適用可能か検討する必要がある。 なお、予決令第99条第21号については、公共用、公用又は公益事業の用に供するため（つまり、私益を目的とせず公益上の目的に供するため）、必要な物件を「直接に」公共団体又は事業者へ随意契約することができる規定であることから、転賃を認める場合も、本来地方公共団体がやるべきものに代わって実施する場合など、限定的に認めているのが現状であり、転賃人の範囲の拡大については慎重に検討する必要がある。 なお、つくば市に所在する国家公務員宿舍跡地については、平成26年5月につくば市と関東財務局との間で、つくば市が定めた地区計画等に沿った地区計画型一般競争入札又は二段階一般競争入札により計画的に民間事業者へ売却していくことで合意し、順次売却を進めているものと承知している。 以上より、本提案については、まずは上記入札の結果を踏まえ、その必要性があれば提案の詳細を確認し、対応について検討して参りたい。	
			公務員宿舍跡地等を活用した官民共同でのイノベーション拠点を創出する。	研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした新たな交流の場や最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場を創出することで、イノベーションが誘発され新たなビジネスが生まれることが期待される。また、研究学園都市の理念を踏まえ、科学技術により社会課題の解決を行うことにより、世界のモデルとなる持続可能なまちを実現することが期待される。	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条は、普通財産の減額譲渡又は貸付ができる範囲は、地方公共団体において、学校、公民館、図書館等と用途を限定列挙している。	国有財産特別措置法第3条	国有財産特別措置法第3条による普通財産の減額譲渡又は貸付ができる用途の範囲について、つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として借り受ける場合については、当該用途に含めること。	財務省	国有財産は、国民全体の貴重な財産であることから、財政法上、法律に基づく場合を除き、適正な対価なくして譲渡若しくは貸し付けしてはならないとされている。 減額譲渡又は貸付については規定している国有財産特別措置法は、普通財産を公共の利益の増進、民生の安定等に有効適切に寄与させるために設けられている特例であり、特に公共性又は公益性の強い事務、事業等の用に供される場合に限って地方公共団体等に対しその適用を認めることとしているものである。このことから、国有財産特別措置法に本提案の施設を含めるか否かの検討に当たっては、その対象となる施設の性質あるいはその及ぼす効果について、国の財政援助全体との均衡を考慮するなど慎重に検討する必要があるものと考えている。 なお、つくば市に所在する国家公務員宿舍跡地については、平成26年5月につくば市と関東財務局との間で、つくば市が定めた地区計画等に沿った地区計画型一般競争入札又は二段階一般競争入札により計画的に民間事業者へ売却していくことで合意し、順次売却を進めているものと承知している。 以上より、本提案については、まずは上記入札の結果を踏まえ、その必要性があれば提案の詳細を確認し、対応について検討して参りたい。			
茨城県つくば市	27	研究開発スタートアップにおける研究開発及びその社会実装を促進するための国有財産の活用	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人発のスタートアップが、文部科学省研究交流センターの施設・設備を利用して研究開発及びその社会実装を推進する。	本提案の先進的サービスのさらなる高度化や、未解決の社会課題の解決に資する新たな先進的サービスの提供が可能となる。	国有財産法第28条において、国有財産の処分が制限されているため、研究交流センターの施設を市が取得して、スタートアップの利用に供することに支障がある。	国有財産法第28条	国有財産法第28条による普通財産の譲与について、当該譲与が国の研究開発向上に資する場合については、地方自治体に対して無償で譲与できるようにすること。	財務省	ご指摘の文部科学省研究交流センターは文部科学省が管理する行政財産であり、行政財産については、国有財産法第18条第1項の規定により、売り払いや譲与等を行うことができないとされている。 なお、国有財産法第18条第6項の規定により、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。とされており、当該施設を管理する文部科学省に対して使用が可能かどうかの調整を行っていただきたい。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	28	研究機関における研究開発を促進するための物品等の調達の制限の緩和	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人において、将来的にスーパーシティの先端的サービスに資する可能性のある研究開発を実施する。	本提案の先端的サービスのさらなる高度化や、未解決の社会課題の解決に資する新たな先端的サービスの提供が可能となる。	世界貿易機関政府調達協定付属書I付表3において、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人は、10万SDR相当額（現在は1,500万円）以上の物品を調達する場合等に、政府調達の手続きをとらなければならず、迅速な試験研究設備の導入が妨げられていることにより他国の研究機関との研究競争の重荷となっている。	世界貿易機関政府調達協定、協定付属書I付表3、及び政府調達手続きに関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ、令和2年12月25日一部改正）	世界貿易機関政府調達協定、協定付属書I付表3、及び政府調達手続きに関する運用指針等についてによる国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人が実施する試験研究設備の調達について、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達手続きに関する運用指針等についてから除外すること。	外務省 内閣官房、内閣府、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	以下の理由により対応困難。 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人など世界貿易機関政府調達協定（以下、「協定」） 付属書I付表3に掲載されている機関は、協定上、13万SDR相当額（現在は1,900万円）以上の物品等を調達する場合等に、協定上の手続きに沿って調達を行う義務を負っている。 ただし、協定では以下が認められている。 ・協定が定める要件を満たす場合に限り、入札期間を10日以上期間に短縮すること。 ・調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、限定入札（随意契約）を行うこと。 なお、協定には米国、EU等他の主要な先進国も加入しており、各国は同じルールの下、政府調達手続きを行っている。	世界貿易機関政府調達協定に米国、EU等他の主要な先進国も加入しており、各国は同じルールの下、政府調達手続きを行っていることは承知しています。しかしながら、米、英、独、仏等の先進国は、同協定付属書I付表3に国立の大学や研究機関が掲載されていません。我が国が自主的措置としてこれらの機関を付表3に掲載することは迅速な試験研究設備の導入が妨げられ、他国の研究機関との研究競争の重荷となっていることから、他国同様に国立の大学や研究機関の除外をお願いします。	外務省 内閣官房、内閣府、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	世界貿易機関政府調達協定を含む我が国が締結済みの国際約束は、締約国間で相互に合意されたもので、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っています。したがって、我が国の一存で削除することができるものではありません。日本国内における政府調達手続きに関する要請は、まずは規制所官庁にご相談いただくことをおすすめします。
								内閣官房、内閣府、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	運用指針は、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに、透明性、公正性及び競争性の高い調達手続きの実現を目的として定められているものです。この運用指針の例外を設けることは、内外の供給者の利便性を損なうことから、困難であると考えます。	「内外の供給者の利便性を損なうことになる」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、政府調達手続きに関する運用指針1.適用範囲（2）において、世界貿易機関政府調達協定付属書I付表3に掲載されていない機関であっても、別紙に記載されている物品の調達については、運用指針が適用されており、対象機関について、協定と運用指針との間で既に差が生じている状況です。同協定が求める以上の自主的措置を大学・研究機関に適用することは、迅速な試験研究設備の導入が妨げられ、他国の研究機関との研究競争の重荷となっていることから、適用範囲からの除外をお願いします。	内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	ご指摘のとおり、対象機関については、協定と運用指針との間で差異が生じています。これは、協定の対象機関の全てが運用指針の対象機関ではあるものの、運用指針のうち特定分野の調達手続きにおいては、その目的に応じて、対象機関を上乗せしているからです。運用指針は、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに、透明性、公正性及び競争性の高い調達手続きの実現を目的とするものです。この点、ご指摘の調達について運用指針から除外するという例外を正当化し得る地域の特長事情があると考えられず、また代替措置もないことから、ご要望に応じることは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	1	学習指導要領にとらわれないカリキュラム編成の実現	・小中高大一貫校の制度を利用し、学習指導要領・設置基準に捉われない一貫通貫した教育カリキュラムを提供 ・秘密分散・秘密計算技術を活用し、本人が特定されない形で学習データを分析し自身の才能を見える化 ・個別最適化の学習で自身の才能を芽吹かせ未来人材を育成	・すべて人々の学びを個別最適化し、オンラインで誰でもどこでも学習できる環境を提供することにより、バーチャルとリアルの両面から、思い通りの学びを追求することができる ・秘密分散・秘密計算技術により、才能を見える化できる ・自分の学習履歴に係るデータを、自身で管理・閲覧できるようにする	・学校教育法の学習指導要領に基づかない授業を履修した場合に、単位認定されない点 ・現行の学校教育法施行規則が想定する「特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例」では、特別支援、障害、長期欠席、日本語困難、不登校、年齢超過に関わる児童生徒に限られている点 ・オンライン授業で単位認定するのは36単位まで。R3.3月、文科省から「入院やコロナ禍での修業に限り、36単位上限を緩和する方針」が示されたが、高等学校に限られている点	1.学校教育法施行規則 第56条、第56条の2、第56条の4、第79条、第86条、第108条第1項、第132条の3、第132条の5、第138条、第140条 2.学校教育法施行規則 第96条第2項	1.学校教育法施行規則 ・あらゆる人に対応できる包括的な「教育課程の特例制度」を作れるよう施行規則の追加（拡充） 2.学校教育法施行規則 ・「修得すべき74単位のうち、オンライン授業は36単位を超えないものとする要件を撤廃するとともに、この取扱いを高校生のみならず、全ての児童生徒に拡充	文部科学省	「あらゆる人に対応できる包括的な「教育課程の特例制度」の意味するところが明らかでないため、現時点で明確な回答はできませんが、現行制度でも既に、 ・各学校において、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること また、小学校及び中学校においては、単位制ではないところ、新たな措置として授業のあった「修得すべき74単位のうち、オンライン授業は36単位を超えないものとする要件を撤廃するとともに、この取扱いを高校生のみならず、全ての児童生徒に拡充」の意図するところが明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に当たって、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄について、明確にしていきたいと思います。 なお、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。	教育再生実行会議の提言を踏まえ、前橋市がめざす「誰一人取り残さない」「個人最適化」した教育により創造性を軸とする未来人材の育成に向け、修得主義を基礎とする教育の在り方への転換を模索することが必要です。そのためには、現状認められている10例（不登校児等）に加えて、あらゆる生徒や児童に対して「包括的な教育課程の特例制度」を拡充することが必要であると考えています。具体的には、学校教育法施行規則第51条（別表第一）で規定される授業時間数の履修に拠らず、修得状況に応じて、先の学年・学校の内容の学習や学び直しによる基礎の習得を可能にしたいと考えています。	文部科学省	既に回答申し上げたとおり、現行制度においても既に、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成することが可能となっているところであり、ご提案の内容は現行制度でも実現可能かと思われませんが、詳細については御相談ください。
群馬県前橋市	2	オンライン授業に対する単位認定の拡充	・誰でも、いつでも、どこでも、いくつになっても学ぶことができる環境の整備 ・海外の教育機関や世界各国の日本人学校との連携、教育データの連携 ・「めぶき場」を通じて海外にいても日本の高等教育をオンラインで受講できる仕組みの構築 ・オンラインの「めぶき場」に加え、リアルの「めぶき場」を整備し、市民の学習意欲を高め相互学習を促進	・海外にいる日本人が、海外からでも日本の高等教育を受講・単位取得ができる ・日本にいながら、海外の教育機関の授業が受講でき、単位を取得できる ・外国人であっても、日本で自身の母国語で学習ができる	・学校教育法3条の各学校設置基準により、オンライン上で授業を受けた場合は、単位認定されない点 ・学校教育法施行規則第88条の3「高等学校は、授業を多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる」 ・現行制度では、遠隔授業で単位認定されるのは36単位までとなっているが、文部科学省からR3.3月に出された方針では、入院やコロナ禍での修業に限り、36単位上限を緩和する方針が示されたが、海外居住者は含まれていない状況である点	1.学校教育法 第3条（学校設置基準） 2.学校教育法施行規則 第88条の3、第96条第2項	1.学校教育法 ・オンラインによる授業に参加した場合に、通常出席と認める 2.学校教育法施行規則 ・施行規則で認めるオンライン授業での単位認定を、海外居住者まで拡充する	文部科学省	同時双方向型の遠隔授業については、学教法施行規則第88条の3に基づき実施が可能となっており、また、学教法施行規則第96条第2項において、修得すべき74単位のうち、遠隔授業は36単位を超えないものとしていますが、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、全日制・定時制課程における遠隔授業を活用して修得する単位数のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととしており、卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となっています。（また、学校設置基準には遠隔授業に係る要件を規定するものではありません。） なお、海外居住者については、通信制課程の利用が考えられるところであり、オンライン等も活用して単位の修得を行うことは、通信制課程において開設される科目等を履修することで可能となっています。	現在、高等学校における同時双方向型の遠隔授業については、学校間をつなぐものとしていますが、中教審答申において、「高等学校段階において、家庭における同時双方向型オンライン学習を授業の一部として特例的に認め、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を検討」することが述べられたところであり、前橋市は、これを特例ではなく恒常的に可能とすると、さらには、小中学校段階においても同様可能とすることを求めるものです。また、海外在住の児童生徒についても通信制課程でもなく、通学生の学校に遠隔で参画することで協働的な学びの提供が可能となるため、オンライン授業に係る規制緩和が必要と考えます。	文部科学省	（高等学校段階における遠隔授業について） 文部科学省としては、ご指摘の中央教育審議会答申も踏まえ、令和4年度概算要求において「創制的教育方法実践プログラム」を要求しているところであり、教科書構造的な学びの実現のため、遠隔・オンライン教育や質が確保された通信教育を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する予定としております。 また、現在の高校教育制度においては、海外に居住する生徒に対しては、通信制課程の利用が考えられております。これは、時差や居住環境等の現地における通信制課程が生徒にとって最も負担が少ないと考えられるためです。 （小中学校段階における遠隔授業について） 小中学校においても、児童生徒等の発達段階に応じてオンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒に寄り添い、室の高い教育が行われるようにつなぐなければなりません。学校がこれからの社会でさらに必要性を増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要な細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒同士が直接触れ合うことが基本であることなどを踏まえる必要があります。（「教育現場におけるオンライン教育の活用」令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）及び文部科学大臣合意より）
群馬県前橋市	3	飛び級を実現するための学校修業年限の撤廃	・小中高大一貫校の制度を利用し、学習指導要領・設置基準に捉われない一貫通貫した教育カリキュラムを提供 ・個別最適化の学習で自身の才能を芽吹かせ未来人材を育成	・各個人の能力に応じて、自分の興味関心のある分野の学習を、いつでもどこでも自分のペースで、先取りすることができる	・学校教育法で学校ごとに修業年限が定められている点 ・学校教育法の学習指導要領により、学年ごとの学習内容が決まっており、「飛び級」ができない点	1.学校教育法第32条、第47条、第56条	1.学校教育法 ・第32条に定める「小学校修業年限」、第47条で定める「中学校修業年限」、第56条で定める「高校修業年限」といった修業年限を撤廃	文部科学省	小・中学校、高等学校段階における飛び級については、「知育に偏ったり、受験競争が過熱化して保護者に無用の焦りを招くなど問題も指摘されていること」に加え、国民的 understanding が得られている状況ではないと考えており、これまでも中央教育審議会等で議論されてきましたが、実現には至っておりません。 また、学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないと思いますが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。	提案1-1と同様に、学校教育法施行規則第51条（別表第一）で規定されている詳細な学年・教科ごとの授業時間数の履修に拠らず、その学習内容の修得状況に応じて、先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、修得主義を前提とする学校の在り方を模索したいという趣旨です。その結果として具体的な、修得が早く進む生徒については高校生段階において現行の学校教育法施行規則第153条の「飛び入学」の要件を超えることもあり得ることから、現状の「高校2年以上在籍したことを」とし、「高校1年以上在籍した者」への緩和を求めるものです。	文部科学省	（教育課程について） 学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないと思いますが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。 また、教育課程特例校制度を活用し、一定の要件を満たした上で、特別の教育課程を編成することも考えられます。 （大学入学資格について） 現行の飛び入学制度は、相当年齢に応じて教育課程を編成して学習させる現行の初等中等教育制度を前提としており、高校段階までの学習を早期に修了させて大学へ入学するものではなく、特定分野で特に優れた資質を有する者について高校等を卒業していても大学への入学の道を開くものです。このため、ご指摘の「修得が早く進む」とこと「高校生段階において現行の学校教育法施行規則第153条の「飛び入学」の要件を超えることは直接的な関連性はありません。 その上で、現行の大学への飛び入学制度については、その制度の適切な運用及びその活用の在り方等について「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会」が設置され、平成19年に報告書がまとめられています。同報告書では、「大学入学年齢の低年齢化は、生徒の全人格的成長を妨げないか、受験競争の低年齢化を招かないか、いわゆる「受験エリート化」を助長することにならないか、大学入学後における大学生生活に円滑に対応できるか、等の面も考慮する必要がある」としつつ、「現在の飛び入学制度はまだ十分に評価ができる段階にまでその取組が定着しておらず、また、社会的認知度も低いとして、飛び入学に係る年齢要件については慎重な検討が必要と結論付けています。飛び入学制度は制度創設から20年以上が経過していますが、令和3年5月時点において、飛び入学制度を導入した大学は10大学（2大学募集停止中）に留まり、飛び入学者も144人に留まるなど、取組が広く定着しているとは言えず、また、我が国の初等中等教育制度が学習内容の習得と併せ、相当年齢での全人格的成長を促す仕組みとなっていることを踏まえると、現時点で飛び入学に係る年齢要件を引き下げることは適当ではありません。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	4	高度外国人材の就労促進に向けた制度設計	・外国人であっても「まえばしID」があれば「めがき場」を通じて母国語で自身の興味のある分野の勉強が可能 ・外国人IT人材との連携	・我が国のIT人材不足を補い、国際競争力の確保と地域活力の向上を図る	・高度外国人材の認定条件が厳しい点	1.出入国管理及び難民認定法 別表第一の2の表	1.出入国管理及び難民認定法 ・高度人材ポイント制に前橋市独自の加算項目（指定企業への就労）を設置	法務省	御提案内容の詳細が明らかではないですが、法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を出されています。しかしながら、日本語検定（N2相当）は難易度が高く、外国人にとっては高いハードルとなっており、本市の提案事業では、まえばしIDを活用した「めがき場」で、日本文化や社会風土、日常生活等を受講することが可能となり、国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業を定めており、当該機関が契約機関又は活動機関である高度外国人材については、高度人材ポイント制におけるポイントの合計に10点を加算することとしています。本事業の全国展開については、成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）において、令和3年度中に結論を得ることとされています。	前橋市では、ICT人材不足の対策として「バスタ」のICT人材の受入に向けて調整を試みる動きが出てきています。しかしながら、日本語検定（N2相当）は難易度が高く、外国人にとっては高いハードルとなっており、本市の提案事業では、まえばしIDを活用した「めがき場」で、日本文化や社会風土、日常生活等を受講することが可能となり、国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業を定めており、当該機関が契約機関又は活動機関である高度外国人材については、高度人材ポイント制におけるポイントの合計に10点を加算することとしています。本事業の全国展開については、成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）において、令和3年度中に結論を得ることとされています。	法務省	高度人材ポイント制は、専門的・技術的分野の外国人の中でも特に我が国の経済成長やイノベーションへの貢献が期待される人材である高度外国人材に対して、ポイント制を活用して出入国留管理上の様々な優遇措置を与えることによって、高度外国人材の受入れ促進を図ることを目的としています。 各ポイント項目においては、高度の専門的な能力を有する人材に関する基準を設けており、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号）第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄においては、日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができることとされていることを試験により証明されていることを基準としており、日本語能力試験N2合格者又はBJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上を得たことを、日本語運用能力を認定し、+10点の加算を認めています。
群馬県前橋市	5	オンライン投票の実現	・オンラインを活用した住民コミュニケーションプラットフォームの充実により市政に対する関心・会話を活性化 重要な政策決定について、スマートフォン経由で意思表示を行うオンライン住民投票の導入 ・市議会議員選挙や市長選挙の際、まえばしIDと連携したオンライン選挙を実施	・投票者が選挙期間中、時間や場所を問わず、投票が可能となり、利便性が向上する ・投票場・立会人・開票作業などが不要となり、コスト削減が図れる	・現行の公職選挙法では、「選挙人は投票所において、投票用紙に候補者1人の氏名を自書して、投票箱に入れなければならない」とされており、紙投票が前提となっている点 ・現行の制度では、地方選挙に限り、電子投票が行えるものの、インターネット回線につながらない電磁記録式投票機を設置して投票することになっており、オンライン投票を想定していない点	1.公職選挙法 第38条、第44条、第45条、第46条、第62条 2.地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電磁記録投票法） 第3条、第4条 3.電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（電子署名法）	1.公職選挙法 ・投票立会人、投票所での投票、投票用紙の交付、自署による投票、開票立会人の有無に関する条件を緩和 2.地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 ・インターネット接続下での電子投票を実施できるように改正 3/電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・まえばしIDとの連携に係る規制緩和（投票時の本人担保）	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは、セキュリティ対策など選挙の公正確保等の観点から課題があると考えている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。	いつでもどこでも自分の意見を反映できる仕組みが先進的スマートシティに必須であり、また、今後は「部門最適化から全体最適化へ移行」とともに、「全国一律から地域最適化への移行」も必要と認識しています。今回の総務省回答で、国政選挙の対応についてはさらなる理解の促進や協議が必要となることも再認識しました。そのため、条例制定等の住民合意を得た上で、電磁記録投票法の規定に則り、地方公共団体の議会議員及び長の選挙において、オンライン投票を進める考えとし、同法第4条第2項の「電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならないとする規定を緩和し、電気通信回線下での投票の実施に向け再提案します。	総務省	インターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものである選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特反として実験的に行うべきものではないと考える。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
群馬県前橋市	6	ライフラインデータの目的外使用の解禁	・スマートメーターで収集・管理する「ひと・うち・まちのライフラインデータ」を組合せた形での迅速な異常検知・かけつけによる高度な見守り環境の実現 ・傷病や交通事故等の緊急事態の発生時には無意識下での本人確認・搬送ルート最適化による緊急対応体制の構築 ・災害時には交通・道路・インフラ等の状況の迅速な把握や、まえばしIDを活用した避難所チェックイン・避難誘導指示を実施	・高齢者・障害者が、意識せずに安心して生活できる（孤独死などの予防） ・設備の異常予兆検知による火災などの被害拡大防止	・電気事業法第23条「収集した情報の目的外利用の禁止」 ・警備業法 第3条（警備業の要件） ・警備業法 第2条1項 1号（住宅、事務所等における盗難等の事故の発生）、4号（人の体に対する危害の発生）に該当する業務であって、他人の需要に応じて、「警戒」、「防止」する業務	1.電気事業法 第23条第1項 2.警備業法 第2条、第3条	1.電気事業法 ・本人の承諾とセキュリティの確保を条件に目的外利用の許可 ・2022.4施行の改正電気事業法にて「情報の目的外利用」の除外規定が設けられる。同運用については、本人同意を「認定電気事業者情報利用等協会」が行う案となっているが、認証方法は「電子署名法」に基づく電子署名によることを要望 2.警備業法 ・「警戒」だけでなく、警備業法に抵触しないが、家族の事前同意など、特別な理由を含む場合における「防止」する業務は、各都道府県公安委員会による警備業の認定は不要とするなどの措置	警察庁 経済産業省	事業の実施主体や具体的な事業内容等が明らかではないため、警備業法の規制対象となるか否かについて判断することは困難ですが、同法第2条1項第1号又は第4号における「警戒」、防止するとは、事故又は危害の発生につながる情報を把握する目的を持った活動を行い、事故又は危害の発生につながる情報を把握した場合には、その発生を防止するために必要な措置を行い、事故又は危害が発生した場合には、その被害の拡大を防止するために必要な措置を執ることを含むものと解されます。 ただし、緊急通報サービスを行う民間事業者が、同法第2条第1項第1号及び第4号に該当する警備業務を行わない旨が業務委託契約等で明らかになるとともに、当事者の意思及び業務の実態から、当該警備業務を行うものではないと認められる場合には、当該民間事業者は警備業の認定を必要としないと解されます。 ・昨年成立した改正電気事業法において、需要家の使用電力履歴等のデータについて、電気事業の目的外に利用できる制度を新設し、2022年4月の施行に向け、制度の詳細設計を行っているところです。 ・なお、同制度に基づき、個人データを利用する際には、原則、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、当該個人の同意の取得が必要となりますが、同意の取得にあたっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によることとされており、その方法について限定はされていません。	電気事業法改正によって可能になる個人情報を含む電力データを活用し、見守りを希望する住民に異常が推定された場合、電話、電子メール、訪問等により保護や支援の必要性を確認し、必要に応じて行政等の対応箇所へ連絡を行うものを想定しています。この行為は、機械による継続的な監視と、事業者側の判断による訪問及び声かけを行うことから、警備業法の第2条1項第4号にあたる考えられますが、感染症拡大や災害激甚化等社会不安が広がる状況下において、社会全体で困難している住民を支援することが求められることから、本事業のような随便な手段による見守り行為を警備業法上の例外と認めて頂きたい。 改正電気事業法において、個人データを利用する際の同意の取得にあたっては電子署名によることを認めて頂きたい。 また、単身世帯の孤独死防止等の社会的必要性が認められるケースにおいては、対象者の選定および情報の取り扱いに厳密なルールを定めた上で、明確な同意の取得なしに使用することを認めて頂きたいとするものです。	警察庁 経済産業省	警備業は、人の生命及び身体に危険を及ぼし、又は財産に損害を及ぼすおそれのある犯罪、事故その他の危険な事態の発生を警戒し、防止するという業務の性質上、その業務の実施の適否が国民生活の安全に大きな影響を与えることから、警備業法によって、必要な規制を定め、もって警備業の適正を図ることとされていることとなります。 仮に警備業法に基づく各種義務が履行されることなく、不適切な警備業務が行われた場合には、業務を提供する事業者及び依頼者の双方に重大な不利益を及ぼすおそれがありますので、国家戦略特区制度に基づき提案であることを踏まえ、警備業の認定を受けない事業者が警備業務を行うことを認めることは困難であると考えられます。 改正電気事業法による新制度に基づく個人データ利用については、同意の取得方法も含め、そのプラットフォームの在り方をデータ利用希望者中心に「認定協会設立準備WG」の中で、今後議論していく予定です。当該WGについては、具体的なデータ利用計画を持つ利用希望者であれば、自治体も含めてどなたでも参加することが可能ですので、必要に応じて御参加を御検討ください。 ※令和3年9月時点

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答			
群馬県前橋市	7	多様な交通の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド交通、自動運転バス、タクシー補助に加え、JR、私鉄、バス、シェアサイクルを加えた多様な交通 ・まえばしIDにより、市民認証割引、高齢者割引、車内の見守り、キャッシュレス決済など市民の手間と負担のない交通機能サービスを提供 ・全ての情報をつなぐMaaSプラットフォームの運用により、データの取得とその分析によるダイナミックプライシングを含めた料金政策や交通政策への反映や、商業連携や病院連携による移動とその他のサービスを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通資源を活用することにより、効率的な交通モードの提供が可能となる ・デマンド交通の空き時間や空きスペースを効率的に活用することができ、デマンド交通の維持に寄与できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアライドの場合、事業者が仲介料を受取できない点 ・福祉車両の活用について、道路運送法の定めによりデイス事業者は運賃を受取することができない点 ・シェアライドの場合、運行計画・運賃等について、柔軟な変更ができない点 ・過疎地域以外において貨客混載ができない点 	<ul style="list-style-type: none"> 1.道路運送法 第6条、第9条、第15条の3 2.道路運送法 第70条 	<ul style="list-style-type: none"> 1.道路運送法 ・デイス事業者の送迎車と移動希望者の相乗りが成立した場合に、デイス事業者がマッチングの仲介料を受取できるように規制改革が必要 ・乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和 ・輸送・配送のさらなる効率化の観点から、貨客混載について貨客混載実施可能な地域要件を緩和 ・ダイナミックルーティング、ダイナミックプライシングの適用、乗務員、車両、路線、バス停等の複数事業者による共有化 ・増車、減車のリードタイムの緩和 ・車両等における安全運転義務を緩和し、自動運転バスの実現につなげる 	警察庁	<p>本提案に係る自動運転バスの自動運転レベルが定かたではないため、具体的な要領を明らかにして個別に警察庁に御相談いただきたいと思いますが、自動運行装置を正しく使用している場合は、自動運行装置が作動する使用条件外となる場合に直ちに運転を引き継げる状態である限り、運転者が常に前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行わなくとも、安全運転義務違反には当たらず、携帯電話等の保持通話やカーナビの画像注視の禁止規定の適用は除外されます。</p>	<p>現在、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。</p> <p>なお、高精度地図作成のためのデータ収集や試験走行等の事前準備については、運転者に運転手が乗車した状態で、当該実験車両を用いて行う場合や、一般車両にデータ収集用のセンサー等を搭載して行う場合は、通行禁止措置等を行うことなく実施することが可能です。</p> <p>また、令和2年に最新版を公表している「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」や、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」に従って手続を行えば、「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の対象となる車両のほか、低速・小型を超える速度や大きさの車両についても、道路使用許可を受け、遠隔型の実証として、車道において走行させることは可能ですので、警察庁に御相談ください。</p>	警察庁	<p>（地域公共交通会議の運営）</p> <p>提案内容については明確化を要するが、地域公共交通会議の運営については、地域公共交通会議の下に幹事会を設けて、中心的なメンバーにより論点を絞って意見交換を行うとともに、幹事会の検討結果を活用して、地域公共交通会議の構成員間の調整を円滑化することが可能となっているため、このような開催方法も活用して頂きたい。</p> <p>（デイス等送迎車両の有効活用策について）</p> <p>運送の対価を受取して旅客運送を行う場合は、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益を保護する観点から、運送の対価の多寡を問わず、道路運送法上の許可・登録が必要となる。ご提案の共同送迎については、福祉有償運送の登録を検討されたい。</p> <p>また、自家用有償旅客運送で旅客から受取る対価は、実費の範囲であると認められること、営利を目的として認められない適当な範囲内であること等の要件が道路運送法施行規則第51条の15において定められており、その具体的な基準として当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること」が通達において示されているところである。したがって、現行の福祉有償運送制度においても、タクシー運賃の1/2相当の利用料を受取ることは可能である（なお、「タクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2」とはあくまで目安であり、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき1/2を超える運送の対価を設定することも可能である）。</p>			
群馬県前橋市	8	オンライン服薬指導とドローンによる調剤薬の配達の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・病院での定期健診データをオンライン化し診療時には医療関係者間での簡便な情報連携を実現 ・病院は福祉Moverを活用し、薬もドローン配達で薬局に行く手間と時間を削減 ・病气、障害に関する障壁の撤廃に加えて、ジェンダー等の多様な・受容性のある生活の実現 ・健診データや服薬情報、バイタルデータなどのPHRを市民自身がいつでも簡便に確認できると共に、まえばしIDと連携し必要に応じて保健師や保険会社等第三者に真正性を持った情報提供が可能 ・ゲム解析を基に、アレルギー反応を記こさず、効果が最大限見込める、個人に最適化された形で薬剤リスクのない薬を発見 ・まえばしIDと連携した電子処方箋、電子お薬手帳、オンライン服薬指導、お薬宅配の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって、素早く都合の良いタイミングで物が届けられストレスフリーな生活ができる ・デマンド交通の運行エリア外や乗降地点から離れているポイントにはドローンで宅配することにより、きめ細かなサービスが提供可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品の販売について、第1種〜第3種はネット販売が認められているが、処方箋については認められていない点（対面販売が前提） ・医薬品医療機器等法9条の3第1項に「薬局開設者は、薬剤師に、対面かつ書面を用いた服薬指導を行わなければならない」との定めがある点 ・ドローンの飛行は、人口集中地区の上空では禁止されている他、目視で確認可能な範囲内、かつ人、車、建物等から30m以上離して飛行させることが必要であるなど、制約が多い点 ・現行の「電子処方箋の運用ガイドライン」に係る要件のハードルが高い点 	<ul style="list-style-type: none"> 1.薬剤師法 第25条の2及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第9条の3 2.医師法第22条電子処方箋ガイドライン第2版 3.航空法 第132条、民法 第132条、206条、207条及び道路運送法第77条 4.道路運送法 5.電子処方箋ガイドライン第2版 	<ul style="list-style-type: none"> 1.薬剤師法、医薬品医療機器等法 ・服薬指導に関する規定及び対面かつ書面を用いた服薬指導に関する規制緩和 2.医師法 ・医師の処方箋交付義務を撤廃し、電子処方箋を運用可能な形に改正 3.航空法、電波法、民法、道路運送法 ・ドローン飛行の条件、①人口集中地区上空の飛行禁止、②目視確認範囲内での飛行、③人・車・建物等から30m以上離れて場所での飛行について、当該規制を緩和 4.道路運送法 ・デイス送迎車と移動希望者の相乗りが成立した場合、デイス事業者がマッチングの仲介料を受取できるように規制を緩和 ・乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和 ・輸送・配送の効率化の観点から、貨客混載実施可能な地域要件を緩和する 5.電子処方箋ガイドライン ・第2版の適用要件を緩和 	厚生労働省	<p>1. 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。</p> <p>3. ドローンによる医薬品の配送については、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」について（令和3年6月22日付発生総発0622第2号医政総発0622第3号）により明確化しています。</p> <p>5. 電子処方箋については、オンライン資格確認等システムを基盤とし、全国的な仕組みとして令和4年度に運用開始することとしています。</p>	厚生労働省	<p>【航空法について】</p> <p>現行においても、人口集中地区での飛行、目視外の飛行等については、申請していただくことで飛行が可能です。</p> <p>【輸送・配送の効率化の観点から、貨客混載実施可能な地域要件を緩和する】について</p> <p>貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 <p>など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。</p> <p>このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところ、制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。</p>	国土交通省	<p>人口集中地区での飛行、目視外の飛行等については、申請内容に応じた許可が検討されるものの、目視外補助者無し飛行に関しては、当面の間「①飛行させる場所」・「②機体の信頼性」に関して要件が定められていると理解しています。このうち①は「第三者が存在する可能性が低い場所」となっており、人口密集地域における目視外補助者無し飛行は認められないため、住民サービスとしての運行には支障がある（例：市街地における薬局等から自宅までのドローン配送は一定期間ごとに人員を配置しない限りサービスを導入できない）と想定しており、「目視外補助者無し飛行」が認められるために必要な事業者側の安全基準等について検討をお願いします。</p>	国土交通省	<p>レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認める制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	10	デジタルガバメントに向けたオンライン行政手続の実現	<p>・まえはしIDにより、必要な時に世帯や個人情報、口座情報など、様々な情報と連携し活用することが可能となる</p> <p>・パーソナライズされた行政手続が案内され、全ての手続きがオンライン上で完了できる仕組みを構築</p>	<p>・アフターコロナの時代に市役所に来ず、待たせず、行政手続が可能となり、市民や事業者の安心感と利便性の向上が図られる</p>	<p>・マイナンバーカード申請・交付手続や住所異動（転入・転出）、パスポート申請等の手続では、市役所窓口において本人の出頭（対面手続）が義務づけられている点</p>	<p>1.住民基本台帳事務処理要領 2.戸籍法第27条の2 3.旅券法第3条、第8条 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）施行令第13条</p>	<p>1.住民基本台帳法 2.戸籍法 3.旅券法 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・上記法律における事務手続上の本人出頭の条項を廃止するもの</p>	外務省	<p>旅券については、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和4年度中にオンラインによる申請等を可能とすることを検討している。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナンバーなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める考え。</p>	<p>マイナンバーカードは主に行政関連利用を想定した堅牢で優れた制度・仕組みですが、これに民間発の法的根拠を持つスマホID（まえはしIDは電子署名法の認定認証局が発行する電子証明書が基礎）を補完的に組み合わせることで、行政手続及び民間利用両面で、スマホで安全に利用できる利便性の高いものになると考えています。電子署名法の認定電子証明書の利用により行政手続や規制のある民間利用（銀行取引他）が可能になるよう、マイナンバーカードの利用を広範に適用した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」と同様の施策を行っていただくことで、行政・民間双方のデジタル化が一気に進む契機となると考えます。</p>	外務省	<p>前回回答のとおり、旅券については令和4年度中にオンラインによる申請を可能とし、その制度設計にあたってはマイナンバーカードを利用することとしている。具体的には、オンラインによる申請における本人確認の方法についてはマイナンバーカードの公的個人認証機能等を活用し、更には、申請者はマイナンバーカードを読み取り申請情報を入力すること等とすることを検討しており、どこからでも申請を受け付けることができる必要性や費用対効果などの要素を総合的に勘案し、マイナンバーカード以外の活用は想定していない。</p>
								総務省	<p><住所異動に伴う届出について> 個人番号カードの交付を受けている者による転届については、既にオンラインで行うことが可能である。</p> <p>一方、転入届、転居届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。</p> <p>さらに、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要がある。これらについても窓口での手続を要することとなる。</p> <p>ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。</p> <p>また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。</p>	<p>マイナンバーカードは主に行政関連利用を想定した堅牢で優れた制度・仕組みですが、これに民間発の法的根拠を持つスマホID（まえはしIDは電子署名法の認定認証局が発行する電子証明書が基礎）を補完的に組み合わせることで、行政手続及び民間利用両面で、スマホで安全に利用できる利便性の高いものになると考えています。電子署名法の認定電子証明書の利用により行政手続や規制のある民間利用（銀行取引他）が可能になるよう、マイナンバーカードの利用を広範に適用した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」と同様の施策を行っていただくことで、行政・民間双方のデジタル化が一気に進む契機となると考えます。</p>	総務省、デジタル庁	<p>自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナンバーからオンラインで転届と転入予約を行うことについて、令和3年度にデジタル庁を中心に、公署自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスを検討したうえで、令和4年度内に全自治体でのサービス開始を目指しております。</p> <p>なお、マイナンバーからオンラインで転届を行う場合、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第2項の規定に基づき、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名」を用いる必要があることとされています。</p> <p>また、「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においては、令和3年12月28日に報告書を公表しました。</p>
								法務省	<p>（「2. 戸籍法」について） 戸籍の届出は、郵送によって提出することが認められており、本人の出頭が義務づけられているものではない。</p>	<p>自治体の現場では多くの方が戸籍の郵送請求に対する手続きの煩雑さに対する不満があることを認識していることから、オンライン手続き（デジタルガバメント）で完結する手法が必要であると考えています。</p>	法務省	<p>戸籍の届出及び戸籍証明書の交付請求に係るオンラインシステムの導入については、市区町村長において判断される事項です。</p> <p>なお、既にオンラインシステムを導入している市区町村もあるところ、全連（全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会）の機関誌「戸籍」において、オンラインシステムの導入事例に関する記事を掲載しています。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	11	分散型スマートエネルギー実現のための新たな制度設計	・スマートメーター等を活用し、市民の生活状況を把握し異常が発生した場合には機器の点検・整備 ・AIや遠隔制御を活用した最適なエネルギーの利用による脱炭素社会の実現 ・「みどり」による炭素貯蔵量や雨水流出削減量の見える化を通じた緑化の推進	・市民にとって、電気火災ゼロ、人命・財産の保護の実現 ・市にとって緊急出動の削減、計画作業化の実現	・分散型の仮想発電所を構築するための制度設計がない点 ・分散型グリッドの事業化に関する制度設計がない点	1.電気事業法 【VPP：仮想発電所】 ・VPPに関して、複数の低圧需要家（家庭用が主体）の分散型電源から電力系統に流れる電力（逆潮流）を集約（アグリゲーション）する制度が現在はないため、この制度設計が必要 ・V P P では、調整電力量等の評価が必要となるが、その評価を受電点ではなく機器側で行える制度設計を要望 ・上記計量計に関しては、検定を 経たものは高コストとなり V P P の普及の障壁となり得るため、例えば P C S（ハブコン：現状でも殆どの分散型電源機器に搭載されている）で代替できるような認可を要望 【分散型グリッド】 ・分散型グリッドの事業化に対しては、現状は配電網利用ルールの明確化や規制緩和などがなされていないためその制度確立が必要 ・地域マイクログリッド事業者のライセンス制度の創設と事業規制の整備 ・配電設備（現在は旧一般電気事業者様が所有する既存の配電設備）の第三者への貸出制度の 新規 創設 ・安定運用のルール（グリッドコード）や接続規制（送電線につなぐ容量 制約 など）等をグリッド対象区域内で柔軟に運営できる環境整備 ・新規事業者が地域マイクログリッドの事業を行う中で、配電網の維持管理コスト、維持計画、開放条件、運用方法等の情報などを、一般送配電事業者から必要に応じて情報開示を受けられる精度の整備	1.電気事業法 【VPP：仮想発電所】 ・VPPに関して、複数の低圧需要家（家庭用が主体）の分散型電源から電力系統に流れる電力（逆潮流）を集約（アグリゲーション）する制度が現在はないため、この制度設計が必要 ・V P P では、調整電力量等の評価が必要となるが、その評価を受電点ではなく機器側で行える制度設計を要望 ・上記計量計に関しては、検定を 経たものは高コストとなり V P P の普及の障壁となり得るため、例えば P C S（ハブコン：現状でも殆どの分散型電源機器に搭載されている）で代替できるような認可を要望 【分散型グリッド】 ・分散型グリッドの事業化に対しては、現状は配電網利用ルールの明確化や規制緩和などがなされていないためその制度確立が必要 ・地域マイクログリッド事業者のライセンス制度の創設と事業規制の整備 ・配電設備（現在は旧一般電気事業者様が所有する既存の配電設備）の第三者への貸出制度の 新規 創設 ・安定運用のルール（グリッドコード）や接続規制（送電線につなぐ容量 制約 など）等をグリッド対象区域内で柔軟に運営できる環境整備 ・新規事業者が地域マイクログリッドの事業を行う中で、配電網の維持管理コスト、維持計画、開放条件、運用方法等の情報などを、一般送配電事業者から必要に応じて情報開示を受けられる精度の整備	経済産業省	・令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業・特定卸供給事業（アグリゲーター制度）を位置づけたところ（令和4年4月1日施行）。配電事業者は一般送配電事業者等から譲渡、貸与された設備を運用して事業を行うことができます。また、配電事業者の託送供給等約款（系統連系技術要件を含む）は届出制であり、変更命令基準に抵触しない限り、その供給区域内において、届け出た託送供給等約款に基づき事業を実施することが可能です。接続については、既存系統を有効活用することで早期に再エネ導入を進める観点から、ノンファーム型接続等の取組を進めています。特定卸供給事業者は分散型リソース（家庭用の低圧リソースを含む）を集約し、小売電気事業者等に供給する事業を行うことができます。 （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ 配電：P22以降、アグリゲーター：P55以降） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf ・特定計量 令和2年6月に電気事業法を改正し、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備のため、電気計量制度の合理化を図る特定計量制度を措置しました。（令和4年4月1日施行）本制度を利用して計量を行う場合は、電気事業法に基づく基準に従って計量を行うことや、国への届出が必要となりますが、計量法に基づく検定を受ける必要等はありません。 （参考：特定計量制度） 持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP64） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf ・各市場での活用にあたっては、「電気計量制度の合理化を図る特定計量制度」を踏まえ、需要・発電計画や精算方法等、託送供給に係る約款や、機器側計測におけるセキュリティ担保方法等を一般送配電事業者等とも連携を図りつつ、検討を進めていきます。 ・「地域系統独立運用（地域マイクログリッド）」は、平常時の系統運用は一般送配電事業者が実施し、災害時に自立的な電力供給を一般送配電事業者と連携し、新規事業者が実施するものです。仮に当該新規事業者が、来年度以降、配電事業を実施する場合、配電事業者が災害等緊急時に系統の独立運用を実施することも考えられます。この際、配電事業者の事業性検証のために配電網の維持管理コスト情報が必要となりますが、その点については、参入許可の申請準備段階において、事業採算性等を判断するために必要な、①参入予定エリアの総需要や時間 帯別の需要などの統計情報、②設備の譲渡料・貸与料や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額、③その他競争関係を阻害しない情報であったり配電事業者の検討に必要な情報を、一般送配電事業者から提供を受けられることやその手続きフロー等を配電事業参入の手引き（ガイドライン）の位置づけである「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」に明記しました。 （ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bunsan.pdf ）これらを通じて、系統の独立運用等を実施する配電事業の環境整備を進めてまいります。	VPP/DRについては、国の技術検証が開始されているが実証試験段階であり、事業を行ううえでガイドライン等の詳細が定められていない。本事業は家庭用等の高圧リソースをVPPに活用し、エネルギーの地産地消・カーボニュートラル・地域レジリエンス強化を目指すものであるため、VPPに家庭用等高圧リソースを活用した事業化に向け、ガイドラインの策定等ルール作りと計量の弾力運用を要望します。また、需要側の電化、調整力、エネルギーサービスの拡がりの観点から、EV充電器、蓄電池の公道設置や空き家の非常時間開放等弾力的な活用、調整力リソース配置の原資とするため屋外広告物法に基づく広告規制の緩和を求めます。	経済産業省	VPP/DRについては、国の技術検証が開始されているが実証試験段階であり、事業を行ううえでガイドライン等の詳細が定められていない。本事業は家庭用等の高圧リソースをVPPに活用し、エネルギーの地産地消・カーボニュートラル・地域レジリエンス強化を目指すものであるため、VPPに家庭用等高圧リソースを活用した事業化に向け、ガイドラインの策定等ルール作りと計量の弾力運用を要望します。また、需要側の電化、調整力、エネルギーサービスの拡がりの観点から、EV充電器、蓄電池の公道設置や空き家の非常時間開放等弾力的な活用、調整力リソース配置の原資とするため屋外広告物法に基づく広告規制の緩和を求めます。
群馬県前橋市	12	携帯通信サービス実現に向けた空中線電力の許容値の拡大	・プライベートLTE（sXGP方式）、MVNO、ローカル5Gによる前橋市民向け携帯通信サービス「まえばしmobile(通信網)」の提供	・前橋市が主導する格安かつ安全安心して使える携帯通信を市民に提供し、市民の携帯料金に係る家計の負担を軽減し、かつ、スーパーシティ構想における課題であるデジタルデバイドを解消	・現在、sXGP方式を利用した前橋市民向け携帯通信サービスにおいて、以下の課題がある ①基地局の空中線電力が200mWに制限されており、広範囲かつ高効率なエリア設計を実現することが困難となっている ②基地局の利用場所が同一の構内、船舶、航空機、列車に限定されており、屋外利用が認められていない ③電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）によって、音声伝送携帯電話番号が、基地局免許（周波数免許）を持つ事業者のみ割り当てられることとなっている。	1.無線設備規則 第14条、第49条の8の2の3 第2号ハ 2.電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3 音声伝送携帯電話番号 第3 1	1.無線設備規則 sXGP方式における基地局の空中線電力が200mWの許容値を、2Wの許容値へ変更 sXGP方式の親機（基地局）において前橋市の人口密集地を中心にエリアカバレッジを確保するため、「同一の構内、船舶、航空機及び列車」以外の屋外においても利用できるように制限の緩和 2.電気通信番号規則 基地局免許（周波数免許）を持つ事業者以外への音声伝送携帯電話番号を付与できるように制限の緩和	総務省	<1 について> ・sXGPは、1.9GHz帯の「デジタルコードレス電話」であり、広域利用を目的とした無線システムではなく、同一構内の利用を目的とした無線システムである。 ・1.9GHz帯では、様々な無線システム・多数の利用者が各々小さい電力で共存しており、ここに10倍（200mW→2W）の電力の無線システムが入ってきた場合、既存の無線システムが混信を受け、使えなくなる恐れがある。 ・このため、事前に提案者の域内（前橋市内）及び電波の影響が及ぶ周辺自治体において運用中の無線システムの混信対策が必要であり、提案者がその対応（全ての無線システム利用者との事前協議・合意の取得、機器改修・交換等）を行う必要がある。 ・また、隣接する周波数は携帯電話が利用しており、sXGPの電力増加は携帯電話に影響を与えるため、提案者は携帯電話事業者と事前協議を行い、利用に向けた合意を取得することが必要である。 ・その他、更なるchの増加や広帯域化等についても、提案者は既存の無線システムや携帯電話事業者との事前協議を行い、合意を取得することが必要である。 ・なお、ご提案は「広域で利用することが可能なプライベートLTE」の実現とのことより、地域BWA等の広域的に利用可能なLTE方式の無線ブロードバンドシステムが他にもあることから、それを使用されることも一案と考える。	ご指摘にあるような技術的課題(混信等)や他の事業者との調整は実務的対応が必要であると認識しており、地域でMEG（Medical, Education, Government：医療・教育・行政）分野における公共的通信網を構築するために、携帯キャリアが当該地域で使用していない空き周波数の地方自治体との共用、携帯キャリア基地局に対する自治体施設等の貸し出しやその場合の携帯電話事業者以外への携帯電話用周波数を用いる無線設備の免許等の議論を継続させていただきます。	総務省	技術的課題や他の事業者との調整の必要性については、共通認識ができていないものと考えます。公共的通信網の構築のためには、例えば、携帯電話事業者のネットワークを用いずに地域で広域的に利用できる地域BWA（同システムは、今後、総務省において音声利用も認める方向で検討予定。）やローカル5Gの活用も考えられる。今後とも、貴市のMEG分野における公共的通信網構築に向け、ご意見を前向きに捉えて、貴市と議論を継続させていただきますこととさせていただきます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
群馬県前橋市	13	まえばしIDの導入	<ul style="list-style-type: none"> 鍵ペア(秘密鍵と公開鍵)とハッシュ値を組み合わせた電子署名の活用により本人証明と非改ざん証明の機能を実現 高度化・巧妙化するサイバー犯罪から秘密鍵を保護するためには、ソフトウェアのみでなくハードウェアを用いた秘密鍵の管理方法を実現 FPoS(SIMカードなどのスマホ搭載の電子証明書を活用した認証及び署名手続き)によるHSMを利用することで高いセキュリティを担保 	<ul style="list-style-type: none"> パーソナルデータの活用範囲が飛躍的に拡大する 	<ul style="list-style-type: none"> 各種の法令において、本人確認や意志表示の方法として書面や対面等による方法しか認められていない点 	【規制緩和の対象】 【その他関連する法令】 1.電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法) 2.電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法) 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)	電子署名法の認定を受けた電子証明書による電子署名が、犯罪収益移転防止法で定めるものと同様に、様々な法律によって適切な本人確認の方法として認められるように関連法令の規制緩和	内閣府 法務省 総務省 経済産業省	マイナンバー法においては、マイナンバーカードのICチップに記録された電子証明書をを用いてオンラインで本人確認を行うことが認められている。 本人確認の方法は本人確認手続を定めるそれぞれの法律において定められているものであり、「規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容：様々な法律によって適切な本人確認の方法として認められるように関係法令の規制緩和」とされているように、当該規制緩和が求められる法律を所管している省庁へ検討を要請された。	マイナンバーカードは主に行政関連利用を想定した堅牢で優れた制度・仕組みですが、これに民間発の法的根拠を持つスマホID(まえばしIDは電子署名法の認定認証局が発行する電子証明書が基礎)を補完的に組み合わせることで、行政手続及び民間利用両面で、スマホで安全に利用できる利便性の高いものになると考えています。電子署名法の認定電子証明書の活用により行政手続や規制のある民間利用(銀行取引他)が可能になるよう、マイナンバーカードの利用を広範に適用した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」と同様の施策を行っていただくことで、行政・民間双方のデジタル化が一気に進む契機となると考えます。	法務省、デジタル庁	御指摘の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」は、「デジタル社会形成基本法」に基づく、いわゆる「整備法」であって、その内容は、マイナンバーカードの通用範囲について一般的な法規範に基づき、その通用範囲の拡大を図るものである。 したがって、繰り返しになるが、当該規制緩和を一般化する法規範が前提となり、それが無い現状では、いわゆる整備法によることはできないことから、個々の緩和の対象となる取引等を規定する法律を所管している省庁へ検討を要請されたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
神奈川県鎌倉市	1	ロードプライシング	ETCSシステムを活用した料金徴収	車両の流入抑制による域内交通の最適化及び公共交通機関利用への転換	地域への流入車両抑制策等として道路通行への課金をする場合、「道路無料公開の原則」との関係の整理が必要となる	道路無料公開の原則	道路法との関係も含め、「地域への流入車両に課金する」ことを可能とする新たな法的枠組みの構築が必要となる。	国土交通省	ご提案の地域における道路通行への課金については、課金の根拠となる新しい法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられる。その際、道路通行への規制という観点から、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要となることが想定される。	地域外の車両が流入する事への対価として、一般道路で道路使用料を徴収するには、「道路無料公開の原則」が障壁となる。道路法第25条「有料の橋又は渡船施設」の規定と同様に、「観光渋滞が著しい地域に車両で流入する場合、自治体は渋滞対策のため有料にできる」旨を同法に規定する。又は、限定列挙を削除し「道路の機能を維持する等に必要場合は有料にできる」旨を規定する等、一般道での課金を可能とするよう法改正を求め、また、徴収した道路使用料の用途は、道路整備の解釈を拡大し、地域内の環境整備等に充たしたい。ロードプライシングの実現に向け必要な措置を、道路法や道路交通法等の諸法令へ位置づけることを検討願いたい。	国土交通省 警察庁	ご提案の地域における道路通行への課金については、課金の根拠となる新しい法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられる。その際、道路通行への規制という観点から、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要となることが想定される。
神奈川県鎌倉市	2	ロードプライシング	ETCSシステムを活用した料金徴収	車両の流入抑制による域内交通の最適化及び公共交通機関利用への転換	有料道路とは、道路法上の道路のうち道路整備特別措置法により料金を徴収するものをい、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令は、その料金の徴収事務についての取扱いを定めたものである。そのため、一般道路に流入する際にETCSシステムを活用する場合には、一般道路にETCSシステムを使用して料金徴収が可能となる当該省令の改正や条例の制定等も含め、新たなルールづくりが必要となる。	有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令	ロードプライシングとして、一般道路に流入する際にETCSシステムを活用する場合には、一般道路にETCSシステムを使用して料金徴収が可能となる当該省令の改正や条例の制定等も含め、新たなルールづくりが必要となる。（域内の道路を道路整備特別措置法により料金を徴収する有料道路とする場合には、特段見直しは発生しない。）	国土交通省	「有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令」は、ETCの活用を有料道路における使用のみに限定する規制ではなく（現に、有料道路以外にETCを活用している事例は存在）、有料道路の料金徴収にETCを使用する場合のルールを決めているものではないため、ご提案の実現に向けて制度面での阻害要因はならないものと思料。（なお、一般道における課金等にETCを使用する場合、別途何らかのルールを定めることは想定されう。）	地域外の車両が流入する事への対価として、一般道路で道路使用料を徴収するには、「道路無料公開の原則」が障壁となる。道路法第25条「有料の橋又は渡船施設」の規定と同様に、「観光渋滞が著しい地域に車両で流入する場合、自治体は渋滞対策のため有料にできる」旨を同法に規定する。又は、限定列挙を削除し「道路の機能を維持する等に必要場合は有料にできる」旨を規定する等、一般道での課金を可能とするよう法改正を求め、また、徴収した道路使用料の用途は、道路整備の解釈を拡大し、地域内の環境整備等に充たしたい。ロードプライシングの実現に向け必要な措置を、道路法や道路交通法等の諸法令へ位置づけることを検討願いたい。	国土交通省 警察庁	ご提案の地域における道路通行への課金については、課金の根拠となる新しい法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられる。その際、道路通行への規制という観点から、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要となることが想定される。
神奈川県鎌倉市	3	遠隔診療・服薬指導	オンライン等の遠隔での診療や服薬指導を初回から可能とする	本市は、少子高齢化が進展し、かつ交通不便地域が複数存在している。初回から遠隔による診療や服薬指導が可能となることにより、高齢者や障害があり通院が困難な市民に対する充実した医療体制が構築できる。また、昨今の新型コロナウイルス等の感染リスクの減少にもつながる	現在COVID-19の感染拡大に伴い、厚生労働省令2年4月10日事務連絡・同年5月1日事務連絡により、オンライン診療の拡充を認めた措置が認められているが、あくまで限定的な特例措置である。オンライン診療の適切な実施に関する指針では、オンライン診療について、初診は原則対面とすることが記載されており、また、オンライン服薬指導についても、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項により、対面での服薬指導が義務づけられている。また、本市を含む県域全域については国家戦略特区であり、規制改革メニューの一つとして、対面による服薬指導が困難な場合には薬剤師遠隔指導等を行わせることができる特例措置があるが、本市の特徴からこの特例措置に加えて区域外の患者についても適用を拡大されたい。	オンライン診療の適切な実施に関する指針 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項	本市を含む県域全域については国家戦略特区であり、規制改革メニューの一つとして、対面による服薬指導が困難な場合には薬剤師遠隔指導等を行わせることができる特例措置があるが、本市の特徴からこの特例措置に加えて区域外の患者についても適用を拡大されたい。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。			
神奈川県鎌倉市	4	ドローンによる物資輸送	ドローンを活用した物資の配送を行うもの	配送車両の減少による市内交通の混雑緩和、配送ドライバーの担い手不足の解消等	航空法第132条の2第1項第7号及び航空法施行規則第236条の6の規定により、人または物件と30m未満の距離で無人航空機を飛行させるためには、第三者物件の所有者から許諾を得たとしても、国土交通大臣の承認が必要となる。そのため、ドローンによる物資配送の際に都度国土交通大臣の承認を得ることは困難な状況。	航空法第132条の2第1項第7号 航空法施行規則第236条の6	ドローンを活用した物資の輸送については、航空法第132条の2第1項第7号及び航空法施行規則第236条の6の適用除外としていただきたい。	国土交通省	【航空法について】 物資輸送の場合に限り当該規定を適用除外することは対応できませんが、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
神奈川県鎌倉市	5	ドローンによる物資輸送	ドローンを活用した物資の配送を行うもの	配送車両の減少による市内交通の混雑緩和、配送ドライバーの担い手不足の解消等	民法第207条の規定により、土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及び、ドローンを活用し民家上空を経由して物資の輸送をする場合、上空の輸送ルートの土地所有者すべてに許可を得ることは困難。	民法第207条	ドローンを活用した物資の輸送については、民法第207条の適用除外としていただきたい。	内閣官房	民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及び。」（第207条）と規定されているが、その所有権が及ぶ土地の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解される。その上で、ドローンを活用した物資の輸送について、更なる措置を要するかどうかについては、慎重に検討する必要がある。詳細については、下記資料を参照いただきたい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf			
神奈川県鎌倉市	6	若年層の政治参画の促進	若年層の被選挙権の引き下げ	これからの鎌倉をつくり、支えていく若年層の政治参画を促進し、鎌倉らしさの確実な継承と、新たな価値を創造	公職選挙法第10条第1項第5号において、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものと定められている	公職選挙法第10条第1項第5号	公職選挙法第10条第1項第5号を改正し、例外規定として市町村の定める条例により、被選挙権の年齢要件を独自に定めることができる旨を追加していただきたい。	総務省	被選挙権年齢のあり方については、民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わるものであることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	1	市が任用したデジタル人材を市内中学校の教員として配置できるよう教員免許免状法の規制を撤廃。	本市においては、令和2年度から順次全面実施された新学習指導要領や「GIGAスクール構想」のもと、児童・生徒1人1台の学習用端末や校内の高速無線LAN環境の整備に取り組んでいる。今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機として、その取組を大幅に加速し、「日本最先端の教育環境」を目指して、市長部局と教育委員会が共同で、市内公立中学校の科目に「デジタル」を創設するとともに、デジタル技術等に精通し、実務経験を有する人材を市長部局において任用したうえで、当該科目を担当する正教員として市内中学校で子どもたちの指導・教育を行うこととし、本市のデジタル教育の水準を引き上げ、子どもたちの豊かな未来を実現する。	本市のデジタル教育の水準が向上することで、子どもたちがデジタルに親しみ、能力を向上させ、今後ますますデジタル化が進むと見込まれるのが国の社会において自らの夢、希望を実現することができるようになる可能性が高まる。併せて、デジタル社会において必要となるデジタルに係る知識・技術を習得する当該科目においては、社会での実務経験を有する教員による指導は、単なる知識、技術の習得に留まらず、子どもたちの課題解決能力や考える力を向上させることと期待される。同時に、学校や子どもたちから波及する形で市民全体、市全体のデジタル能力が向上することで、「クリーン&スマート城下町odawara」の実現に資する。また、デジタル人材が教育現場での指導・教育のほか、市のデジタル施策や学校のデジタル化にも関与することで、デジタル施策やデジタルインフラの向上も可能とする。さらに、デジタル人材が学校のデジタル化を進めることで、他の教職員の負担が軽減され、子どもたち一人ひとりに向き合うことや授業を充実させることが可能となり、本市の教育水準を向上させるとともに、教育が充実した都市として子育て世代の転入増加等にもつながる。	本市中学校で「デジタル科目」を担当する教職員は、人事制度上（県教育委員会が任用した教職員を市内中学校へ配属）も実務上（中学校が独自にデジタルに精通した人材を募集・任用することは困難）も中学校で確保することは困難であることから、本市市長部局において任用したうえで、本市中学校において正教員として子どもたちを指導・教育することを想定している（※1）。しかしながら、教育職員免許法の規制により、現行制度の下では中学校の教員の免許状を有する者でなければ正教員として子どもたちを指導・教育することができず、教員免許を取得しており、デジタルの知識に精通し、一定以上の実務経験を有する人材を、市内中学校に十分な水準で配属するために必要な人数確保することは、市長部局においても困難と見込まれる（※2）。	教育職員免許法第三条	本市で新設された「デジタル科目」を指導・教育する教職員を任用する場合には、教育職員免許法第三条に規定された免許状の所有を不要とする（※3）。（※3）規制改革後、中学校における「デジタル科目」の新設と教職員としてのデジタル人材の活用は本市と教育委員会が責任を持って実施するものであり、当該制度を大に活用することを計画している。	文部科学省	教育課程を担当する教員については、授業を受ける児童生徒が適切に学ぶことができるようその教員の資質の保持を図るため、教育職員は免許状を有する者でなければならないという現行教育免許法等の理念をご説明くださっていますが、本市はまさに当該規制の緩和を提案する観点から当該地域の学校で学ぶ児童生徒の教育を確保する観点から免許状を有しないこととする特例を設けることは困難であると考えています。研究開発学校制度を用いた新科目の創設の事例等では、創設された科目に近接する科目の教員免許状を持つ教員が授業を担当しているため、デジタル人材に「デジタル科目」に近接する科目の特別免許状を授与することも考えられます。なお、特別免許状については、令和3年5月11日に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂し、より柔軟な授与が可能となっているため、デジタル人材の登用にも活用いただければと思います。さらに、当該教育課程を一人で担当するのではなく、二人で担当するチームティーチングの場合は免許状は不要であり、また、一人で担当する場合でも教科の領域の一部を担当する場合であれば免許状を持たず年間を通じて指導を行うことができる特別非常勤講師制度が設けられており、活用する方法によっては、同様の規制改革は不要であるため、具体的な活用方法も含めて御検討ください。	文部科学省は「教育職員は免許状を有する者でなければならない」としてありますが、これは、教職の専門性にかんがみ、教育職員になる者に対して教員免許状の所有を要件とすることにより、教育職員の資質の確保と向上を図り、もって全国の学校教育の水準の維持・向上を図ろうとするものです。そのため、教員免許状は学校教育という公の性質を持つ教育活動を行う教育機関の職員の資格として必要なものであり、一部区域における規制緩和であっても免許状を有しないこととする特例を設けることは適切ではないと考えております。なお、特別免許状は授与に係る教育職員検定で担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有しており、社会的信用があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と意欲を持っている者であることを確認する必要があります。教育職員の資質の確保と向上を図るものであることを確認する必要があります。一方、普通免許状とは異なる知識経験を有する者であるという点は普通免許状と同様です。また、特別免許状は授与に係る教育職員検定で担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であることと、学校の職務を多様な専門性・柔軟性を供した組織的なために都道府県教育委員会等により一層の活用を文部科学省としても目指しているところです。今回ご説明いただいた提案については、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者に対して授与される特別免許状の趣旨にも沿うものかと思えます。また、構造改革特別区域法第十九条の規定により、認定を受けた市町村において特別免許状の授与が可能となる制度の活用も検討いただければと思います。	文部科学省	現行制度においても対応可能と考えられるところ、現行制度の具体的な活用方法等も踏まえて検討ください。
神奈川県小田原市	2	「農地」のままで太陽光発電等を行うことが可能となるよう、農地転用制限を撤廃。	本市においては目指すべき将来像を「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」（小田原市エネルギー計画（H27.10））と掲げ、EVを活用した新たな地域エネルギーマネジメント（R元環境省補助採択）、地域マイクログリッド構築事業（R2経済産業省補助採択）をはじめとした地域でのグリーンエネルギー発電と脱炭素型地域交通の推進等について、国や民間とも連携して計画的に取り組んできた。今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機として、その取組を大幅に加速し、「日本一の環境都市」を目指すこととしている。具体的には、耕作放棄地を中心とした農地等を活用して、「太陽光発電等一蓄電一活用（売電を含む）」を一貫して行う「小田原スーパーソーラー」を市内各地域に整備するとともに、EV充電や災害時のライフライン確保等のために「小田原スーパーソーラー」が市内全域をカバーできるようネットワークを構築することを計画している。	市内全域で太陽光発電等で発電された電気が活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「クリーン&スマート城下町odawara」が実現する。特に、市内どこでもEVの充電が可能となり、市内におけるEVの活用が大幅に進展する（なお、本市はEVを2025年までに市内のEV台数を2500台とすることを計画している。）（※1）。また、耕作放棄地等が活用され、農村の環境改善、農家の経営安定につながる。加えて、電気を使用して高付加価値の農作物の生産が可能となり、農家の経営改善につながるほか、それらを活用した観光資源の開発による六次産業化（地元産の高品質な農作物を活用した「美食のまち小田原」の実現、土産物の開発等）、海外輸出なども可能となる。さらに、市内各所に蓄電設備やEVが配置されることで、災害時には避難所等においてそれらを電源とした電気の使用が可能となり、ライフラインの確保による「災害に強いまちづくり」が進展する。（※1）本市がスーパーシティ構想に基づき進めるEVカーシェアリングやEVオンデマンドバスの導入促進の基盤となる。	「小田原スーパーソーラー」は本市農村に点在する耕作放棄地や手入れの行き届かない農地を活用することを想定している（※2）、農地法の規制により、現行制度の下では農地のままで太陽光発電等を行うことができない（※3）。農地から転用すれば可能であるが、転用には手間も時間もかかり、許可が受けられない可能性もあるほか、「先祖代々の農地を守りたい」という意思を有する農家の方々には高いハードルとなっている（理論上は、一度転用した農地をまた農地に戻せば課題は解決されるが、実態としては極めて困難である。）。（※2）所有者が希望すれば農地として活用されている土地に「小田原メガソーラー」を設置することを排除するものではない。しかしながら、農家として安定した経営を行っている所有者が農家を中心としてそれを希望する可能性は低いと見込んでいる。（※3）「営農型太陽光発電」であれば転用許可は不要であるが、一時転用許可は必要であり、また、農業を継続しながら発電が前提となるため、耕作放棄地等には不相当である。	農地法第四条、第五条	本市で農地を活用した太陽光発電・蓄電等を行う場合には、農地法第四条、第五条に規定された都道府県知事等の許可を不要とし、農地のままで太陽光発電・蓄電等を行うことができるようにする（※4・5）。なお、当該太陽光発電・蓄電等施設・設備を設置することが、周辺農地や住宅地をはじめとする地域環境に悪影響を及ぼすことがないよう、市長が事前に審査を行い、必要な場合には設置等を差し止めることができるものとする。（※4）「営農型太陽光発電」を行う場合も、一時転用許可の取得が必要であり、「非営農型太陽光発電」を行う場合との均衡を失うことがないようにする必要があることから、一時転用許可を不要とする。（※5）本市は市の環境政策等もあって環境に係る市民の意識が高く、市の補助制度もあることから、現行制度の下でも26件（営農型12件・非営農型14件）の実績がある（R3.4.16時点）。規制改革が行われた場合には、同制度も活用し、太陽光発電等に取り組む事例の更なる増加が見込まれる。	農林水産省	農地法上の農地とは、耕作の目的に供される土地をいふことから、現に太陽光発電設備が設置され、発電事業の目的に供されている土地については、営農型太陽光発電として下部の農地において耕作が行われるものを除き、農地法上の農地には該当しません。また、営農型太陽光発電の支柱部分や、恒久的な太陽光発電設備の設置に際しては、ご提案で述べられているように、周辺農地への影響がないことを担保することが必要であるため、農地転用の許可が必要です。一方で、優良農地の確保を前提として、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であることから、農林水産省としても、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用することにより、再生可能エネルギーの導入を促進していくこととあります。このため、① 既に森林の様相を呈している荒廃農地の非農地判断については、農地台帳からの迅速な除外を周知徹底するとともに、市町村長が職権で一括して法務局へ地目変更の申出を行っている事例を模倣展開することや、② 営農型太陽光発電の促進に向け、荒廃農地を再生する場合には、パネル下部農地の減収2割未満の基準を緩和し、③ 農山漁村再生可能エネルギー法の転用の特例の対象となる荒廃農地の要件を、再生利用可能な第1種農地であっても、耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないものであれば対象とする（R3.4.16時点）。規制改革が行われた場合には、同制度も活用し、太陽光発電等に取り組む事例の更なる増加が見込まれる。 ※ 農地転用の可否については、具体的な事業計画等に関し判断することとなります。	農林水産省は「農地法の農地とは耕作の目的に供される土地」という現行法令をご説明くださっていますが、農地転用の規制は農地法の規定に準拠して行われるものであり、農地法上の農地には該当しません。また、営農型太陽光発電の支柱部分や、恒久的な太陽光発電設備の設置に際しては、ご提案で述べられているように、周辺農地への影響がないことを担保することが必要であるため、農地転用の許可が必要です。一方で、優良農地の確保を前提として、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であることから、農林水産省としても、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用することにより、再生可能エネルギーの導入を促進していくこととあります。このため、① 既に森林の様相を呈している荒廃農地の非農地判断については、農地台帳からの迅速な除外を周知徹底するとともに、市町村長が職権で一括して法務局へ地目変更の申出を行っている事例を模倣展開することや、② 営農型太陽光発電の促進に向け、荒廃農地を再生する場合には、パネル下部農地の減収2割未満の基準を緩和し、③ 農山漁村再生可能エネルギー法の転用の特例の対象となる荒廃農地の要件を、再生利用可能な第1種農地であっても、耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないものであれば対象とする（R3.4.16時点）。規制改革が行われた場合には、同制度も活用し、太陽光発電等に取り組む事例の更なる増加が見込まれる。 ※ 農地転用の可否については、具体的な事業計画等に関し判断することとなります。	農林水産省	農地は、国内の農業生産の基盤であり、地域の貴重な資源であることから、国民に対する食料の安定供給の観点からその基礎的資源として重要です。このため、農地法では、農地の権利移動や転用を規制するとともに、農地の農業上の利用を確保するため、遊休農地に関する措置等を講ずるとともに、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者は、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務を有することとしております。また、税制面においては、農地の確保や有効利用を後押しするため、農地の取得や保有に関して負担軽減が図られています。ソーラーパネルを設置し専ら発電設備の用に供されている土地を農地として位置づけることについては、農業生産機能を有していない土地であるにも関わらず、農地として農地法の規制を受けることとなることや、農地以外の土地にソーラーパネルを設置している場合と土地の現況が同じであるにも関わらず、課税上の評価や税負担が相違する等の不公平が生ずることといった問題が生じることとなります。また、農地へのソーラーパネルの設置については、土砂の流出、崩壊等の災害による周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがあるとともに、立地によっては、農地の集積・集約化の阻害要因ともなうおそれがあります。このため、農地転用許可において、こうした問題が生じないか確認することが必要です。なお、耕作者を確保することができないため、今後耕作の用に供される見込みがない荒廃農地については、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受けることにより、第1種農地であってもソーラーパネルを設置することが可能となり、かつ、この場合は、農地転用許可手続は不要となつていくことから、同法を活用することについてもご検討ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	3	建物内にEVカーシェアリングのための施設を設置した場合、当該部分が建物の容積率に算入されないようにする等の建築基準法の制限の緩和。	<p>日本有効な観光地として多くの観光客が訪問し、また、古からの城下町であるため交差点や陰路が多い本市においては、増大する自動車交通量に対応して、交通渋滞を緩和し、また、交通弱者の安全を守るため、市街地への通過交通の流入を回避させるなど、広域的・総合的な道路網の整備や交通安全対策等に取り組んできました。</p> <p>また、市内でEVを活用したカーシェアリング事業を行う民間事業者や国（環境省）と連携して、脱炭素型の地域交通モデルの構築事業を目指すなど、EVを中心としたカーシェアリングと、EVを「動く蓄電池」と捉えた地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントにも取り組んできました。</p> <p>今般、「スーパースティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、EVを活用した「日本の環境都市」を目標として、EVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立の実現に取り組む。</p>	<p>市内全域でEVカーシェアリングが活用され、脱炭素化が大幅に進捗し、「グリーン&スマート城下町Todawara」が実現する。</p> <p>加えて、市内全域でEVカーシェアリングのための施設が設置されることで、市民の環境意識の向上につながることも期待される。</p> <p>また、EVカーシェアリングが活用されることで、市内、特に人口が密集する中心市街地の自動車交通量が減少し、交通渋滞が緩和されるとともに、交通弱者が安全に生活することができ、都市環境が向上する（※1）。</p> <p>併せて、観光客がEVカーシェアリングを利用することにより、市内観光地の周遊が容易となり、観光地としての本市の魅力が向上し、観光客の増加・滞在時間の増加による経済的効果（中心市街地活性化等）と都市環境の改善との両立が見込まれる（※1）。</p> <p>さらに、市内各所に「動く蓄電池」の効果有するEVが配置されることで、災害時には電気の使用が可能となり、ライフラインが確保できる。</p> <p>（※1） 同時に推進するEVオンデマンドバスの導入促進等との相乗効果も期待される。</p>	<p>EVカーシェアリングを推進するためには、車両使用者の環境意識を高めていただくことが最も重要であるが（※2）、行政による啓発や補助金の交付のみでは限界があり、コストも大きい（※3）。このため、住宅、特に集合住宅を建設する事業者や多くの人が集まる商業施設、娯楽施設の運営事業者等が導入に協力しなければ、EVカーシェアリング導入の飛躍的進展は実現困難であるが、現行制度上、環境意識という「善意」に頼らざるを得ない状況である（※4）。</p> <p>（※2） 広域的な自動車交通需要に対応するための施策について、交差点改良、連続立体交差事業、左右折レーンの設置等のポルネック解消施策では、個々の事業の効果は限定的であり、自動車交通量そのものの減少が最も効果的である。</p> <p>（※3） 本市は、市民・事業者への啓発や、環境省補助金を活用した駅前施設、民間事業所、市役所等へのEVの段階的導入を実施しており、更なる取り組みを進めていく方針であるが、別観点からのアプローチも行う必要性を感じている。</p> <p>（※4） 具体例として、現行制度上、事業者等が建物内に車両用車を設置する場合、容積率算定に当たり、自動車車庫等部分については総面積の1/5までは建物の床面積に算入されないものの、個人・家庭用のガソリン車とカーシェアリング用のEVで取り扱いに差がないため、事業者の導入意欲につながらない。</p>	建築基準法第五十二条第一項	<p>本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第五十二条第一項及び建築基準法施行令第2条第二項第四号に規定された制限が緩和され、当該施設・設備部分の建物の容積率に一切算入しないものとする。</p> <p>また、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に特段の効果を挙げると市長が特に認めた施設・設備を設置する場合には、容積率を更に緩和することができるものとする（※5）。</p> <p>なお、市長は審査を行うに当たり、当該容積率の緩和を行うことが都市環境に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮することとする。</p> <p>（※5） 集合住宅や商業施設、娯楽施設において容積率が緩和されることは、事業者にとっては経済的メリットが大きく、また、環境に配慮した施設としてのPR効果もあるため、規制緩和後には当該制度が大いに活用されることが見込まれる。</p>	国土交通省	<p>本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六項、別表第2（イ）（ハ）に規定された用途制限並びに生産緑地法第八條第一項、第二項、生産緑地法施行令第五条、生産緑地法施行規則第二条第一号、第二号に規定された行為制限を緩和する（※4）。</p> <p>なお、市長は審査を行うに当たり、当該緩和を行うことが周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮することとする。</p> <p>（※4） 具体的には、用途制限が課されている第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域にEVカーシェアリング用の単独自動車車庫等を設置すること、生産緑地にEVカーシェアリング用の駐車場やステーションを設置することが可能となる。これまでは設置することができなかった駐車場等の施設を設置することができるとは、EVカーシェアリング事業者にとってはメリットが大きく、事業者の増加や経営環境改善によるEVカーシェアリングの推進が見込まれる。</p>	<p>容積率を算定する際に、建築基準法施行令第2条第1項第4号及び第3項により、床面積の合計の1/5まで緩和されており、また、建築基準法第52条において、容積率を定めおますが、以下に掲げる容積率緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅にあっては、国家戦略特別区域法第16条を活用する手法。 ・建築基準法第59条の2に基づき総合設計制度を活用し、容積率の割増しを実施する建築物に自動車車庫として「EVカーシェアリング等のための施設・設備」の設置を誘導する手法。 	国土交通省	<p>本提案は、本市全域でEVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立を目的としています。国土交通省が示される国家戦略特別区域法第16条は住宅用途限定であり、商業施設等では対応することができません。また、建築基準法第59条の2では、前面道路幅員6m以上や敷地面積500㎡以上の条件があり限定的であるため全ての建築物に対応できません。このため、本市が「スーパースティ構想」の中で進めようとしている、市内全域におけるEVカーシェアリングの強力な推進を実現するためのポルネックとなるものであり、改めて本市の提案をお認めくださることを要望いたします。</p> <p>容積率制限は、建物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の供給能力ないしは処理能力とバランスを保つことを目的として行われており、もって市街地環境の悪化の防止を図るものです。また、駐車場については建築物の中で行われる通常の経済活動等により発生する交通量を処理する上で必要な範囲内のものについては、床面積に算入しないものとし、建築物から発生する駐車需要をできるだけ建築物側で処理することを誘導しようとするものです。貴市からのご意見の中で、EVカーシェアリングの強力な推進等により交通渋滞が緩和する意図が分かりかねますが、通常、新たに駐車場が設けられますと交通負荷は増加しますので、EVカーシェアリングであること理由に容積率を緩和することは困難です。</p>
神奈川県小田原市	4	EVカーシェアリング等のための施設を設置した場合、建築基準法の用途制限・生産緑地法の行為制限の緩和。	<p>日本有効な観光地として多くの観光客が訪問し、また、古からの城下町であるため交差点や陰路が多い本市においては、増大する自動車交通量に対応して、交通渋滞を緩和し、また、交通弱者の安全を守るため、市街地への通過交通の流入を回避させるなど、広域的・総合的な道路網の整備や交通安全対策等に取り組んできました。</p> <p>また、市内でEVを活用したカーシェアリング事業を行う民間事業者や国（環境省）と連携して、脱炭素型の地域交通モデルの構築事業を目指すなど、EVを中心としたカーシェアリングと、EVを「動く蓄電池」と捉えた地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントにも取り組んできました。</p> <p>今般、「スーパースティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、EVを活用した「日本の環境都市」を目標として、EVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立の実現に取り組む。</p>	<p>市内全域でEVカーシェアリングが活用され、脱炭素化が大幅に進捗し、「グリーン&スマート城下町Todawara」が実現する。</p> <p>加えて、市内全域でEVカーシェアリングのための施設が設置されることで、市民の環境意識の向上につながることも期待される。</p> <p>また、EVカーシェアリングが活用されることで、市内、特に人口が密集する中心市街地の自動車交通量が減少し、交通渋滞が緩和されるとともに、交通弱者が安全に生活することができ、都市環境が向上する（※1）。</p> <p>併せて、観光客がEVカーシェアリングを利用することにより、市内観光地の周遊が容易となり、観光地としての本市の魅力が向上し、観光客の増加・滞在時間の増加による経済的効果（中心市街地活性化等）と都市環境の改善との両立が見込まれる（※1）。</p> <p>さらに、市内各所に「動く蓄電池」の効果有するEVが配置されることで、災害時には電気の使用が可能となり、ライフラインが確保できる。</p> <p>（※1） 同時に推進するEVオンデマンドバスの導入促進等との相乗効果も期待される。</p>	<p>EVカーシェアリングを推進するためには、車両使用者の環境意識を高めていただくことが最も重要であり（※2）、本市としても行政による啓発や補助金の交付等に取り組んでいる（※3）。</p> <p>一方で、EVカーシェアリング導入の飛躍的進展を進めるためには、別観点からのアプローチも行うことも必要である。</p> <p>（※2） 広域的な自動車交通需要に対応するための施策について、交差点改良、連続立体交差事業、左右折レーンの設置等のポルネック解消施策では、個々の事業の効果は限定的であり、自動車交通量そのものの減少が最も効果的である。</p> <p>（※3） 本市は、市民・事業者への啓発や、環境省補助金を活用した駅前施設、民間事業所、市役所等へのEVの段階的導入を実施しており、更なる取り組みを進めていく方針である。</p>	建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六項、別表第2（イ）（ハ）（ホ）（ヘ）	<p>本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六項、別表第2（イ）（ハ）に規定された用途制限並びに生産緑地法第八條第一項、第二項、生産緑地法施行令第五条、生産緑地法施行規則第二条第一号、第二号に規定された行為制限を緩和する（※4）。</p> <p>なお、市長は審査を行うに当たり、当該緩和を行うことが周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮することとする。</p> <p>（※4） 具体的には、用途制限が課されている第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域にEVカーシェアリング用の単独自動車車庫等を設置すること、生産緑地にEVカーシェアリング用の駐車場やステーションを設置することが可能となる。これまでは設置することができなかった駐車場等の施設を設置することができるとは、EVカーシェアリング事業者にとってはメリットが大きく、事業者の増加や経営環境改善によるEVカーシェアリングの推進が見込まれる。</p>	国土交通省	<p>【建築基準法について】 建築基準法第48条において用途規制を定めておりますが、単独自動車車庫については、建築基準法第48条ただし書き許可を活用している実績が複数あります。また、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法第15条を活用する手法。 ・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。 ・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。 <p>【生産緑地法について】 生産緑地法第8条では、市町村長の許可を受けなければはならない行為を定めていますが、同条第1項ただし書き公共施設等（※）の設置若しくは管理に係る行為については、許可不要で行うことができる旨が規定されており、都市計画に定められた駐車場等公共施設として整備される駐車場については、許可を要さず設置可能です。</p> <p>（※）都市計画法第4条第6項第1号に定める都市計画施設（駐車場等）についても含まれる。）等</p>	<p>建築基準法について、国土交通省が示されている緩和は、特別許可、特定区域における緩和であると理解しています。本市が想定しているのは市内全域の緩和であり、個別の緩和を積み上げて全域の緩和につなげることは、制度の趣旨・内容に沿わないものと考えます。生産緑地法については、国土交通省が示されている特例は、公共施設としての駐車場を緩和対象としていると理解しておりますが、本市が想定するのは営利企業が経営する事業用資産であり、公共施設としての位置付けは困難であると考えています。改めて、本市の提案を受け入れていただきますようお願いいたします。</p> <p>（※）都市計画法第4条第6項第1号に定める都市計画施設（駐車場等）についても含まれる。）等</p>	国土交通省	<p>【建築基準法について】 建築基準法第48条において用途規制を定めておりますが、単独自動車車庫については、建築基準法第48条ただし書き許可を活用している実績が複数あります。また、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法第15条を活用する手法。 ・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。 ・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。 <p>【生産緑地法について】 ○生産緑地は、現に農業の用に供されている農地等であり、継続的に農林漁業を営むために必要となる施設の設置又は管理に係る行為が良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるものに限り市町村長の許可を受けて設置することができることとしており、営農の継続を前提に都市の農地を保全することを目的としたものです。</p> <p>○また、生産緑地は都市農地を計画的に保全することに加えて、市街化区域を今後計画的に整備していくために必要な公共施設等の用地をあらかじめ確保することも目的としています。公共施設等の設置又は管理に係る行為について許可不要としております。</p> <p>○そのため、公共の用に供する施設及び公益性が高いと認められる施設以外の施設の設置を認めることは生産緑地制度の目的に反するため、公共施設等としての位置づけをしない場合は、生産緑地内に駐車場を設置することはできません。</p> <p>○なお、運営主体が民間事業者であったとしても、事業内容が地方公共団体が策定する都市計画の内容に適合している等の条件を満たせば駐車場等の公共施設等を都市計画に位置付けることは可能であり、貴市において当該駐車場を公共施設等として都市計画に位置づけていただくことで、生産緑地においてご提案にある駐車場の設置が可能となります。</p> <p>○ただし、生産緑地地区内の農地等の全部又は一部が公共施設等の敷地の用に供された場合には、当該部分を生産緑地地区内から除外するための都市計画の変更を行う必要があります。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	5	建物内にEVカーシェアリングのための施設を設置した場合、大規模小売店舗立地法（大店立地法）に定める駐車場の台数基準の緩和。	日本有数の観光地として多くの観光客が訪問し、また、古くからの城下町であるため交差点や隘路が多い本市においては、増大する自動車交通量に対応して、交通渋滞を緩和し、また、交通弱者の安全を守るため、市街地への通過交通の流入を回避させるなど、広域的・総合的な道路網の整備や交通安全対策等に取り組んできた。 また、市内でEVを活用したカーシェアリング事業を行う民間事業者や国（環境省）と連携して、脱炭素型の地域交通モデルの構築事業を目指すなど、EVを中心としたカーシェアリングと、EVを「動く蓄電池」と捉えた地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントにも取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、EVを活用した「日本の環境都市」を目標として、EVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立の実現に取り組む。	市内全域でEVカーシェアリングが活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「グリーン&スマートシティ」が実現する。 加えて、市内全域にEVカーシェアリングのための施設が設置されることで、市民の環境意識の向上につながることも期待される。 また、EVカーシェアリングが活用されることで、市内、特に人口が密集する中心市街地の自動車交通量が減少し、交通渋滞が緩和されるとともに、交通弱者が安全に生活することができ、都市環境が向上する（※1）。 併せて、観光客がEVカーシェアリングを利用することにより、市内観光地の周遊が容易となり、観光地としての本市の魅力が向上し、観光客の増加・滞在時間の増加による経済的効果（小規模小売事業者を中心とする中心市街地活性化等）と都市環境の改善との両立が見込まれる（※1）。 さらに、市内各所に「動く蓄電池」の効果を使用するEVが配置されることで、災害時には電気の使用が可能となり、ライフラインが確保できる。 （※1） 同時に推進するEVオンデマンドバスの導入促進等との相乗効果も期待される。	EVカーシェアリングを推進するためには、車両使用者の環境意識を高めていただくことが最も重要であるが（※2）、行政による啓発や補助金の交付のみでは限界があり、コストも大きい（※3）。 このため、多くの人が集まる商業施設の運営事業者等が導入に協力しなければ、EVカーシェアリング導入の飛躍的進展は実現困難であるが、現行制度上、環境意識という「善意」に頼らざるを得ない状況である（※4）。 （※2） 広域的な自動車交通需要に対応するための施策について、交差点改良、連続立体交差事業、左右折レーンの設置等のポルトネック解消施策では、個々の事業の効果は限定的であり、自動車交通量そのものの減少が最も効果的である。 （※3） 本市は、市民・事業者への啓発や、環境省補助金を活用した駅前施設、民間事業所、市役所等へのEVの段階的導入を実施しており、更なる取り組みを進めていく方針であるが、別観点からのアプローチも行う必要性を感じている。 （※4） 具体例として、現行制度上、大規模小売店舗を設置する者が大店立地法及び告示に基づき確保しなければならない駐車場の台数について、個人・家庭用のガリン車とカーシェアリング用のEVで取り扱いに差がないため、事業者（設置者）の導入意欲につながらない。	大規模小売店舗立地法（大店立地法）第四条第二項第二号イ	本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めたEVカーシェアリング等のための施設・設備を設置した場合には、大店立地法第四条第二項第二号イ及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき大規模小売店舗設置者が確保しなければならない駐車場の台数の基準を緩和することができるものとする（※5）。 なお、市長は審査を行うに当たり、当該駐車場の基準緩和を行うことが周辺道路における交通等に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。 （※5） 大規模小売店舗において、駐車場設置台数の基準が緩和されることは、事業者にとっては経済的メリットが大きくなり、環境に配慮した施設としてのPR効果もあるため、規制緩和後は当該制度が大いに活用されることが見込まれる。	経済産業省	・駐車場の台数については、ご指摘のとおり、法4条第2項2号イの規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下、指針）において、具体的な台数の目安が記載されています。 ・指針の序文に記載のとおり、指針の内容は運用を行う上での基準を示すものであり、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用が行われるところが期待されているところです。 ・従って、ご要望については、小田原市における立地法の法運用主体である神奈川県にも共有いただきたくお願いします。 ・なお、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）において、充電インフラについては、商業施設への設置を促進するため、大規模小売店舗立地法の自治体における運用について、柔軟な方策を促すと明記されました。国としても充電インフラ普及を支援すべく、法運用主体のみならず意見交換を行ってまいります。			
神奈川県小田原市	6	屋上に設置する太陽光発電設備については、建物の高さに関する建築基準法の制限の緩和。	本市においては目指すべき将来像を「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」（小田原市エネルギー計画（H27.10））と掲げ、EVを活用した新たな地域エネルギーマネジメント（R元環境省補助採択）、地域マイクログリッド構築事業（R2経済産業省補助採択）をはじめとした地域でのグリーンエネルギー発電と脱炭素型地域交通の推進等について、国や民間とも連携して計画的に取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、「日本の環境都市」を目指すこととしている。 具体的には、「太陽光発電—蓄電—活用（売電を含む）」を一貫して行い「小田原スーパーラー」をはじめ、発電・蓄電施設を市内各地域に整備するとともに、EV充電等を行う施設・設備が市内全域でフォローできるようなネットワークを構築することを計画している。	市内全域で太陽光発電で発電された電気が活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「グリーン&スマートシティ」が実現する。 特に、市内どこでもEVの充電が可能となり、市内におけるEVの活用が大幅に進展する（なお、本市はEVを2026年までに市内のEV台数を2500台とすることを計画している。）（※1）。 また、市内各所に発電・蓄電設備やEVが設置されることで、災害時には避難所等においてそれらを電源とした電気の使用が可能となり、ライフラインの確保による「災害に強いまちづくり」が進展する。 さらに、太陽光発電システムによる発電量の表示モニターなど、教育現場において環境教育を促進することにより、子どもはもちろん、学校や子どもたちから波及する形で市民全体、市全体の環境への意識の啓発・向上も期待できる。 （※1） 本市がスーパーシティ構想に基づき同時に進めるEVカーシェアリングやEVオンデマンドバスの導入促進の基盤となる。	本市においては小中学校をはじめとする多くの公共施設の屋上に太陽光発電施設・設備が設置され、民間のマンションや商業施設等の屋上にも設置を推奨しているところである。 しかしながら、建築基準法の規制により、現行制度の下では建物の建築面積の八分の一を超える場合は建物の高さとして算入されるため、同法等が定める建物の高さの基準に抵触してしまい、屋上への太陽光発電施設・設備の設置が進みにくい。	建築基準法第五十五条第一項、第五十六条第一項、建築基準法施行令第2条第一項第六号	本市で建物の屋上に太陽光発電・蓄電に係る施設・設備を設置した場合には、建築基準法第五十五条、第五十六条及び建築基準法施行令第2条に規定された制限が緩和され、当該設置部分を建物の高さは一切算入しないものとする（※2）。 当該設置を行うことが、周辺住宅地をはじめとする地域環境に悪影響を及ぼすことがないよう、市長が事前に審査を行い、必要な場合には設置等を差し止めることができるものとする。 （※2） 本市は市の環境政策等もあって環境に係る市民の意識が高く、市の補助制度もあることから、屋上への太陽光発電・蓄電に係る施設・設備の設置についての意欲が高い傾向になる。 規制改革が行われた場合には、同制度も活用し、太陽光発電・蓄電に取り組む事例の更なる増加が見込まれる。	国土交通省	建築基準法第55条及び第56条において、高さ制限等を定めておりますが、以下に掲げる場合は対応できる可能性があります。 ・建築基準法施行令第2条第1項第六号及び技術的助言（国住指第4936号 平成23年3月25日）により、該当する太陽光発電設備である場合。	国土交通省が指摘されている技術的助言等は、太陽光発電設備等を高さで参入（屋上部分として算定する場合を含む。）しても、建築基準関係規定に適合する場合に太陽光発電設備等を設置することができる旨を示しているものと理解しております。本市が想定しているのは、脱炭素に強力かつ計画的に取り組むため、周辺環境に悪影響を及ぼさないことを前提として、建築基準法等の高さ制限を超えて太陽光発電設備を設置することができるようにするものであり、技術的助言において想定されているケースとは条件が異なるものです。このため、改めて本市の提案をお認めくださることを要望いたします。	国土交通省	高さ制限については、道路上空の開放性や周辺建築物の日照・採光などを確保することを目的としています。技術的助言は太陽光発電の設置による周辺環境への影響を踏まえて太陽光発電設備の取扱いを明確化したものですが、現在、社会資本整備審議会において、形態規制について、太陽光発電設備の設置も含めた建築物の更なるエネルギー消費性能の向上と市街地環境の保全を両立させるためにはどのような措置が考えられるかを論点として議論しているところです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
石川県加賀市	1	次世代型まちづくりのための都市計画制度等の改革 (P.4の「アジャイル型まちづくり」に適用)	加賀温泉駅前における都市OS（デジタルツイン基盤）の持続的運営に向けた財源確保と、これによるアジャイル都市開発の実現	都市OS（データ連携基盤）の財源（地方税関係）を確保し、データを利用した次世代型まちづくりの推進	都市計画税は、使途を限定された目的税となっており、今後のスマートシティに対応した都市計画で重要となる都市OSに充当できない。	地方税法第702条、都市計画法第4条第15項 等	都市OSの整備を都市計画事業として位置づける、又は地方税法の改正などにより、都市OSに対する都市計画税の充当を可能とする。	総務省	都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税である。充当範囲の拡大については、目的税としての都市計画税の性格を踏まえれば困難である。				
石川県加賀市	2	次世代型まちづくりのための都市計画制度等の改革 (P.4の「アジャイル型まちづくり」に適用)	加賀温泉駅前における都市OS（デジタルツイン基盤）の持続的運営に向けた財源確保と、これによるアジャイル都市開発の実現	都市OS（データ連携基盤）の財源（交付金関係）を確保し、データを利用した次世代型まちづくりの推進	現行のまちづくり補助制度はハード中心となっており、今後の都市計画で重要となる都市OSへの支援は不十分であり、スマートシティに対応した都市計画制度に対応していない。	都市再生特別措置法第46条、47条、社会資本整備総合交付金法等	都市再生特別措置法等の改正により、都市再生整備計画に都市OSの整備を記載できることとともに、社会資本整備総合交付金等の補助対象に追加する。	国土交通省	都市OS（データ連携基盤）については、社会資本整備総合交付金の以下に該当する事業において支援出来る可能性があります。 ○社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 第1章 イ-10 都市再生整備計画事業 表10-(1) 第1項～第3項に掲げる事業（提案事業）				
石川県加賀市	3	柔軟なまちづくりのための財産処分承認の緩和 (P.4の「アジャイル型まちづくり」に適用)	スーパーシティに関するMaaS等の事業の進展に伴った、補助事業により整備を行っている加賀温泉駅前広場の整備内容の柔軟な変更を実現する。	業態を横断したMaaSの実装状況や、各種施設や道路の利用状況及び駅の乗降客に関するデータ、都市OSを利用した都市整備の変更を可能にし、都市の最適な利用を促すことができる。	各補助金等交付規則により、補助事業等により生じた財産に対して、処分制限期間が定められており、交通環境等が変化しても、整備方針を変更できず、アジャイル都市開発ができない。	都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について2申請手続の特例（包括承認）(1)①	スーパーシティ事業計画が認定された場合に限り、計画で記載された範囲で補助事業等により取得した財産について、補助金の返還なく変更を認め、柔軟な財産計上の変更を実現する。	国土交通省	財産処分承認については、必ずしも全ての処分において国庫納付を求めている内容が不明であり、ご提案に記載の内容が財産処分区分に該当するか不明ですので、予定している内容を以て北陸地方整備局へご相談願います。				
石川県加賀市	4	旅館等が保有するマイクロバスなどの産業用遊休資産車両の活用促進 (P.38の「先端的サービス②」に適用)	・温泉旅館や福祉施設等が保有する自家用マイクロバスを貸し出し、活用する。 ・温泉旅館が保有する自家用マイクロバス（定員29名以下）の地域交通課題解決に向けた貸し出し活用を図る。 ・貸し出された車両は、タクシー事業者などの交通事業者により運航管理されることを想定。 ※対象車両は、「中型（車両総重量8t以下、～10人乗）」、「大型（車両総重量8t超、11～29人乗）」のいずれも想定。 ・地域での運送について、交通事業者も含めて車両の活用が図れない状況の解消を図る事業	・市民や観光客にとって、移動不便が縮小される。 ・交通事業者にとって、新たな車両購入をせずに、旅客能力増を実現できる一方で、温泉旅館にとって、遊休資産活用による料金回収が見込める。 ・旅館等で長期に渡り、優良な運転を継続的にしていることを客観的に証明できる者を、旅館等の事業に限定せず、タクシーの交通事業者の監督下において、一種免許での運転を可能とすることで、地元の雇用促進にもつながる。 （中型一種の旅館ドライバーや、普通二種のタクシードライバーの転用活用が困難。）	①自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業の許可が無い温泉旅館は、有償での車両貸し出しができない。 ②白ナンバー（自家用）車での有償で一般旅客自動車運送事業を行うことはできず、緑ナンバー（事業用）車に登録変更する必要がある。（有償での貨物自動車運送事業での活用する場合でも同様の問題あり。） ③万が一、正しい車両登録となっていない場合、自賠責保険や任意保険のスムーズな適用に支障をきたし、（車種に合わせた正しい保険料になっていないなど）、被害者救済面で問題が生じる恐れ。 ④有償での旅客運送事業を行う場合、29人乗りのマイクロバスの場合、中型二種免許の保有者に限られる。 （中型一種の旅館ドライバーや、普通二種のタクシードライバーの転用活用が困難。）	①道路運送法第80条第1項 ②道路運送法5条、6条等に定められた一般旅客自動車運送事業に関する体制整備等に関する条項への抵触（貨物自動車運送事業法3条、4条等） ③道路運送法第86条	①スーパーシティ計画で認定された区域で、レンタカー事業の許可なく、有償での車両貸し出しを可能とする特例の設定。 ②スーパーシティ計画で認定された区域で、白ナンバーのままでの営業を可能とし、保険適用時にも支障をきたさない措置の設定。 ③一定期間、例えば旅館等での稼働証明に加え、5年間無事故の公的記録による証明が可能な旅館ドライバーであること、ドラコなどICT活用による運行管理や、特定の講習受講など、一定条件クリアすることで、中型一種や普通二種のドライバーでも運転可能とする特例措置の設定。	警察庁	御要望の事業について、道路運送法に定める自家用有償旅客運送では、一定の要件の下、第一種免許のみを保有する者が、自家用自動車により、有償で旅客を運送することが認められており、このように旅客自動車運送事業に該当しない形態で事業を行う場合は、第二種免許は不要となります。 一方、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転する場合は、旅客等の安全確保のため、第二種免許が必要となります。 また、普通第二種免許で運転することができる旅客自動車の種類は普通自動車のみとなっていますが、普通自動車とマイクロバス等では運転特性が大きく異なり、マイクロバス等の旅客自動車を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転する場合には、旅客等の安全確保のため、当該自動車の運転に必要な適性、技能及び知識を有していることを運転免許試験により確認する必要があります。大型第二種免許又は中型第二種免許を取得していただく必要があります。	国土交通省	（①について） 事業として有償での車両貸渡を行う場合は、一般の自家用自動車よりも多頻度で使用されることから、利用者の安全確保を図るため、適切に安全コストを負担して、車両の管理・整備等を行うことのできる事業者に許可を与え、事業を運営させることとしている。また、有償貸渡で使用する自動車については、無許可営業の抑止の観点から、利用者や関係機関による識別を容易にするため、通常の自家用自動車とは異なる区分の自動車登録番号を用いることとしている。また、共同使用契約の締結により、当事者間で共同使用を行うことについては、事業許可は不要だが、使用料の設定方法等について、有償での車両貸渡と実質的に変わらない場合はレンタカー事業許可が必要となる。 貸渡内容については明確化を要するが、内容から推察すると、特定の車両について、複数の利用者から貸渡の対価を得て、多頻度で使用される事業であると考えられること、不適切な車両管理等により、利用の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可を得て事業を実施する必要がある。 なお、道路運送法第80条第1項は、自家用自動車の有償貸渡しに関する規定であり、当該自家用自動車を、交通事業者の管理下において事業用自動車として使用することはできない点も留意されたい。 （②について） 御提案は、市民や観光客の地域の移動手段の確保といった課題の解決に関して、温泉旅館等の保有するマイクロバス等を有償での運送に活用することと併せて、道路運送法78条2号に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた運送を行うことは現行制度上で可能と考えられる。例えば、市町村や（旅館組合等の）非営利団体が運送主体となり、旅館の保有する車両を保有した上で、自家用有償旅客運送に活用することも可能であり、当該自家用有償旅客運送の運行管理や車両整備管理について、旅客自動車運送事業者の協力を得る事業者協力型自家用有償旅客運送で実施することも可能である。	当初の提案では活用可能な方法（イメージ）が提示できておらず、補足資料の提示をお願いいたします。主旨としては、市内に遊休の自家用車両が多数存在する一方、交通事業者においては慢性的な運転手の不足と採算による経営の悪化が生じており、増便したくもリソース不足によってできない事業が発生しています。このことから一定のルールを設けて安全な運行の担保を前提としながら、市内の公共交通事業者等に遊休の自家用車両を貸出して活用できるようにすることを提案するものです。なお、本市では交通空白地は存在せず、過疎地も一部区域に限られているため現行の自家用有償運送の制度は適用できません。	現行制度においても、例えば以下のスキームによりご提案の目的は達成可能と考えられるため、検討されたい。 ①市町村や（旅館組合等の）非営利団体が運送主体となって自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録を受けた運送を行う。この際、その運行管理や車両整備管理について、旅客自動車運送事業者の協力を得る事業者協力型自家用有償旅客運送で実施することも可能である。 なお、道路運送法等において「交通空白地」は過疎地等に限定されていない。地域公共交通会議等において、バス・タクシーによることが困難であること及び地域住民の生活のために必要な輸送であること（例えば公共交通事業者が「増便したくもリソース不足によってできない状況であり時間的な交通空白が生じている等）について協議が図られた場合には交通空白地有償運送の登録を受けることが可能である。 ②旅館等が保有している遊休車両を前述した上記自家用有償旅客運送において使用する。この際、旅館等が運送主体と車両の共同使用契約を締結し、運送主体に使用割合に応じた車両維持費を負担してもらうことによって、旅館等は車両維持費の軽減を図ることが可能である。
石川県加賀市	5	即時性の高いドローンサービスの実現 (P.22の「先端的サービス②」に適用)	ドローン利用の活性化	・インターネット通販の普及や昨今のコロナウイルスによる巣ごもり需要の影響による配達需要が急増しており、新たな物流により、迅速な物資の輸送が可能になる。 ・加賀市では、物流以外にもP21の都市整備分野等に記載のとおり、市内全域を網羅するドローンAI管制プラットフォームを構築を行うことから、様々なドローンサービスを円滑に実施できる。	①航空法により、人口集中地・夜間・進入/転降表面周辺でドローンを飛行させる際には、ルート毎に航空局への許可申請が必要。 ②改正法において、人口集中地区等の上空飛行に関して、運行者の技術証明と機体認証を受けた場合は許可不要とされているが、現状では適合する機体が非常に少なく高価となる。また、許可を得た場合の目視外飛行の要件も限定的なものとなっている。	現行の航空法第132条第2項第2号、第132条の2第1項第6号、並びに改正航空法第132条の8第5第1項等	①ルート毎でなく本サービスを導入する範囲全域に対して許可を取得可能とする（現行法のみならず、改正法において許可を得る場合も含む）。 ②スーパーシティの区域内において、人口集中地区上空を飛行させる場合に、耕作放棄地や耕作中でない農地を判定し、飛行経路の下に第三者がいない航路を生成する管制システムの導入し、また、風速計等で入手した周辺気象情報を、管制システムで共有することにより、技術証明及び機体認証の制限等を免除し、飛行可能とするよう規制緩和を行う。	国土交通省	【航空法について】 現行において、特定の飛行方法については飛行の経路を特定をしなくても申請することは可能であります。 第三者上空以外を飛行する場合においては、現行の許可・承認制度は継続します上で、機体認証や技能証明を取得していない場合でも飛行は可能であります。				

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
石川県加賀市	6	モビリティサービス事業者間における包括的な共同運行制度の導入（P.38の「先端的サービス②」に適用）	旅館バスやドライバーなど遊休資産の活用の際の運行責任サービス主体をバス・タクシー事業者とすることで安全性を担保しつつ、地域の移動全体を包括的にマネジメントする仕組みを実施する。	共同運行による公共交通サービスとしての質を落とさず、全体のコストダウン効果が図れることから地域交通の事業性が改善される	バス事業者及び鉄道等の公共交通事業者については、独占禁止法の適用除外の整備がされているが、バスとタクシーを跨ぐ連携にはカルテル規制の適用除外の整備がされていない。	独占禁止法第3条 並びに地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基幹的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律第9条	スーパージョイの事業申請において認定された範囲において、タクシー事業者も含めた共同行為に対する独占禁止法の適用除外	国土交通省	独占禁止法特例法により、乗合バス事業者と他の公共交通事業者（鉄道事業者、軌道事業者、タクシー事業者、定期航路事業者等）との間で共同運行に関する協定の締結を行うことが認められており（第9条）、現行制度下で対応可能。	当初の提案では活用の具体的な方法（イメージ）が提示できておらず、補正資料のとおり再提案させていただきます。市内全域の公共交通とその他の遊休車両の運行状況や空き状況のデータを取りまとめる「マスコントローラ（システム）」を活用して、「マスコオペレーター（民間団体）」が立案する、運行計画、ダイヤ、運賃に基づいて、運行事業者が実際に運行する新しい事業モデルを構築しております。通常は運行事業者が共同経営計画を提出するもので、このモデルでも運行事業者が主体となりますが、マスコオペレータが調整に関与し、地域全体の調整を行う場合でも共同経営計画で対応可能が不透明であることから提案するものです。	国土交通省	独占禁止法特例法に基づく共同経営計画について、計画区域を地域全体とし、MaaSオペレーターに参加する公共交通事業者と共同で作成し認可を受けることにより、現行制度下で対応可能と考えられる。 なお、MaaSオペレーターに公共交通事業者以外が関与することにより、他の交通事業者に対する競争制限が働く場合や、地域住民の利便性が損なわれる場合も想定されることから、MaaSオペレーターの具体的な権限や構成員について検討が進んだ際にはご相談いただきたい。
石川県加賀市	7	「e-加賀市民」及び移住者に対する空き家情報提供および販売促進に係る宅地建物取引業者への報酬緩和策（P.19の「先端的サービス①」に適用）	現地調査等を要する空き家の売買に関する調査報酬の上限規制の緩和による空き家の流通促進加賀市においても、宅地建物取引業者との連携して、居住等に関するより充実した情報提供と、引渡し等に関するワンストップサービスを提供する	観光地としての景観向上及び市外からの多拠点居住者、移住者の呼び込み促進 市外者においては、加賀市の市内の物件の調査等が困難であり、居住地を選択しにくい課題を解決する	宅建業法において、現地調査等を要する空き家の売買に関する報酬の上限が規定されているが、現地調査等に要する費用が高額で、実際に得られる報酬が少なくなるケース（18万円が限度）が多く、空き家に関する業務を実施するインセンティブが不動産業者に働かにくい。	宅地建物取引業法 4 6 条第 1 項、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（国交省告示）第 7	特に重要とされる地区（山代・山中・片山津の各温泉地区）に立地し、空き家バンクに登録された空き家については、認定区域内に所在し、「e-加賀市民」及び移住者に対して移住等のサービスを提供する宅地建物取引業者の認定業務に関する報酬上限を一定の範囲（最大現状の2倍まで）で緩和する。	国土交通省	空き家バンクに登録するための情報の収集や引渡し等のワンストップサービス、単なる情報提供行為それ自体は、基本的には宅地建物取引業法上の媒介にあらず、報酬告示の対象とならないと解される。なお、媒介報酬額そのもの見直しについては、宅地建物取引業者や消費者といった取引関係者のみならず、不動産市場全体にも与える影響が多岐にわたることから、消費者保護の観点も含めた慎重な検討が必要である。	本市では、人口減少・超高齢化が進む中、空き家という大きな問題を抱えている。空き家を取り扱う宅地建物取引業者にとっては、老朽化した空き家は現地調査等に通常より多くの調査費用等がかかるにも関わらず物件価格が低く、成約してもあまり利益が見込めないことから、空き家の流通が促進されていない。空き家は放置することで地域の空洞化や倒壊の危険性も高まることから流通を高める必要があり、改めて、宅地建物取引業者の認定業務に関する報酬上限を一定の範囲（最大現状の2倍まで）で緩和することを提案する。消費者保護の観点については現時点で十分な購入支援を行っているが、影響がある場合は拡充も視野に入れている。	国土交通省	平成30年に、空き家の流通等を促進する観点から、低廉な空き家等であって、通常より現地調査費用等を要するものについては、従前の報酬額の上限に加えて、当該費用等を考慮した額の報酬を売主から受領できるような措置を行ったところ。媒介報酬額そのもの見直しについては、宅地建物取引業者や消費者といった取引関係者のみならず、不動産市場全体にも与える影響が多岐にわたることから、消費者保護の観点も含めた慎重な検討が必要である。
石川県加賀市	8	市民及び「e-加賀市民」に向けた法人設立の推進（P.19の「先端的サービス①」に適用）	市民及び「e-加賀市民」に対する法人登記サービスのワンストップ化の実現 加賀市が、英語他多言語で、押印等を求める書面の作成を求めなく、利用者から見てオンライン完結での登記申請を行う。	市民及び「e-加賀市民」の法人登記に係る手続きをワンストップ化を実現し、産業振興を図り、もって、関係人口増加を図る。 設立後は、加賀市が外国語対応等を行うほか、法人設立後のサービスについては、地元の司法書士、行政書士との連携も図り、最終的に関連士業等の業務増加も図る。	法人設立事務等の行政サービスがオンラインワンストップ化しているとは言えず、多拠点および移住の促進につながらない。	商業登記法 第14条	市民または「e-加賀市民」の法人設立に際して、地方公共団体が窓口として、外国語及びオンラインでの申請内容の受領を行い、地方公共団体の委嘱登記の方法により、法人登記に関する他の行政機関又は自治体等に対して手続き（登記手続など）を実施可能とする。	法務省	御提案の対象は法人の「設立登記」についてであると承知しております。規制等の根拠法令として挙げられている商業登記法第14条は、登記の申請方法に関して規定したものであるところ、商業登記は当事者の申請又は官庁の囑託によって行われることとされているものです。 御提案にある「委嘱登記」において提供されるサービスの内容が、具体的にどのような態様のサービスとなるかが不明ですが、一般的に法人の設立登記を含む各種登記の申請の代理や、その申請書等の作成は、司法書士の専属業務とされています（司法書士法第3条）。 なお、令和3年2月からマイナポータル法人設立ワンストップサービスにおいて、法人設立後の手続きに加えて、設立登記の申請も行うことができるようになりました。（参考：法人設立ワンストップサービス） https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/			
石川県加賀市	9	加賀市への転入転出ワンストップサービスの実現（P.19の「先端的サービス①」に適用）	「e-加賀市民」に対する行政サービスのワンストップ化の実現	「e-加賀市民」の多拠点居住、移住、登記に係る手続きのワンストップ化を実現し、移住及び起業促進を図る。	住民基本台帳法及び総務省通達において、転入届については、市町村窓口において対面での確認を行うことが必要とされている。	住民基本台帳法第22条、24条の2、27条2及び総務省通達	加賀市が新設する「e-加賀市民」登録した場合に限り、対面での転入届提出を不要とする。	総務省	転入届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引継ぎワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。 また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び民間連携制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。			
石川県加賀市	10	農地調査のデジタル把握（P.32の「先端的サービス⑥」に適用）	農地パトロール調査および作付け調査をデジタル化することができる。現在、農地法に基づき、毎年1回目視で全農地を状況把握している状況を衛星データで把握することができる。	・加賀市農業委員会における、①地図作成業務、②利用状況調査、③データ入力業務について、大幅な費用削減効果を見込める。加賀市内においては、年内に空撮での市内地図のデジタル情報が収集される予定であり、このようなデータの利活用を図ることができる。 ・加賀市個人情報保護条例により解決する部分は加賀市において対応するが、全国的な農地情報の把握、対応を推進することで、他の地域と連携しての農業に関する施策が実施できるようになる。	・農地パトロール要綱における目視調査の義務があるため、農業委員会は、農地パトロール調査を毎年1回全筆調査を行わなければならない。 ・農地台帳や水田台帳などにおいて個人情報レベルが低い情報を先端的サービスにオープンAPI化させることが現在困難となっている	・農地法第30条、第51条の2、第52条、農地パトロール（利用状況調査）実施要領Ⅱの3及び4④ ・農地法等における規定の新設	・目視外でのデジタル技術を活用した農地パトロールを可能とする。また、現況が非農地である部分に関して、過去における一定の現況確認を前提に、毎年一回農地の調査を行う義務を緩和する。 ・農地に関する情報を農業委員会が把握して公開するものとして、提供できる範囲を内容毎に精査し、民間事業者におけるサービス利用をできることについて、農地法等においてデータ収集、利用に関する規定を新設する。	農林水産省	【農地パトロール】 利用状況調査は、基本的に農地一筆ごとの状況を確認する必要があることから、農地利用最適化推進委員会が農地の状況を目視により確認することとしているところですが、森林の様相を望むなど一見して農地に復元することが難しく困難な場合には、一筆ごとに確認の必要はありません。 また、非農地判断を行った場合には、直ちに農地台帳から削除するよう指導を行っているところであり、農地台帳から削除された場合には利用状況調査の対象外となります。 【農地情報】 農業委員会では、農地に関する情報について、農地の権利関係や利用状況、所有者の意向などを調査・把握し、農地台帳に記録しています（農地法第52条の2）。このうち、個人情報に関するものを除き、農地台帳を地図化した全国農地ナビで公表しております（農地法第52条の3）。 また、全国農地ナビで公開されている情報は、農業データ連携基盤（WAGR1）を通じて民間団体等へAPIで提供されております。			
石川県加賀市	11	公職選挙における電子投票の実現（P.43の「先端的サービス⑩」に適用）	・市民が投票所に行かず投票できる仕組みの構築 なお、電子投票を推進するが投票所での開票も並行して認める想定。 ・2025年の加賀市長及び加賀市議会議員選挙から実施する。	投票所へ行き、投票を行うという市民のコストを削減でき、選挙の投票率の向上を図る。	公職選挙法により、投票所での投票や投票用紙を交付し、候補者の氏名を記入するなど、電子申請ができない記述となっている。	公職選挙法における投票票に関する規定全般（新設含む）、同法第38条、44条、45条、46条1項～3項等が関連する。	マイナンバーカードによる個人認証を行うなど、本人性を担保したうえで、電子投票を可能にする規制緩和を行う。	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは、セキュリティ対策など選挙の公正確保の観点から課題があると考えている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
石川県加賀市	12	山間部も含めた市全域で利用可能な低コストIoT情報通信基盤の実現 (P.67,73の「通信基盤の整備」に適切)	特殊な利用技術が必要とせず端末依存性のない様々なIoT機器等を接続可能な共通通信基盤を山間部等の条件の悪い地域も含めて低価格で実現する。	新規サービス、ビジネスモデルの開発。既存サービスの適用地域の増加と低廉化。	端末やシステムの開発上利点の大きいWi-Fi通信の利用可能範囲が、現行の周波数割当てにおいては限られている。	電波法第26条第1項	周波数割当て、使用に関する条件の変更により、IEEE802.11ah方式による旧MCA割当て周波数を利用可能とする。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 新たな無線システムの導入にあたっては、電波法第26条第1項に定める周波数割当て計画の変更だけでなく、無線設備の技術基準や免許制度の整備が必要となる。 現在、デジタルMCAはサービス中であり、サービスの終了時期は未定である。 IEEE802.11ahについては、現在、デジタルMCAに隣接する周波数である920MHz帯において、その導入に向けた検討を総務省・情報通信審議会において開始したところである。 今後、検討を経て技術的条件が定められた際には、デジタルMCAのサービス終了前、920MHz帯でIEEE802.11ahの使用、すなわち、提案内容の実現が可能と考える。 なお、将来のデジタルMCAのサービス終了を念頭に、デジタルMCAの周波数で新たに導入を希望している無線システムが複数あり、現在、総務省において、それらシステムの導入方法・共存方法に関する調査検討についても実施中である。この中にはIEEE802.11ahも含まれており、今後、調査検討の結果を踏まえ情報通信審議会にて技術的条件の検討が行われる予定である。 	加賀市は11ah推進協議会との実験を通じ920MHz帯のIEEE802.11ahの可能性には大きな期待を寄せているものの、いくつかのアプリケーションにおいては実効速度の不足を懸念している。また、MCAが移行し、その周波数帯が利用可能となるまでには10年以上を要するものと考えており、今回のスーパーシティ関連事業には間に合わないものと認識している。本提案は、MCA移行後の周波数の割当てが済み利用されるまでの期間において、他との混信や送信時間率の点で有利な通信環境を実現し、広域かつ広帯域な通信が可能となる研究開発用通信インフラを構築することで、スーパーシティ関連事業に活用しようとするものである。	総務省	ご提案の実証実験のための実験試験局は、他の無線局の運用に妨害を与えず、他の無線局からの混信を容認する場合は開設可能と考える。希望される具体的な無線局の情報についてお伺いさせていただき、開設に向けてご相談させていただきます。
石川県加賀市	13	ドローン運送事業の事業者許可制度の導入 (P.22の「先端的サービス②」に適切)	ドローンによる日常的な生活用品等の配送を、市内企業が担う。	ドローンにおける物流事業は、既存の事業者と異なり、少額の設備投資で可能となることから、市内企業が新規に事業を開始しやすいメリットがある。また、市内企業が物流を担うことで、災害発生時などにおける緊急支援物資輸送などが、即座に可能となる。	現状運送業は、鉄道、自動車、船舶、航空機による旅客、貨物の運送業を営む事業者を指しており、ドローンでの物流業は事業者の定義が無い。法の適用は航空局への飛行申請の範囲のみであるため、事業者要件を検討する必要があると考えられる。一方で、運搬を依頼する側の運送事業者への信頼確保、安定的な社会運用に当たっては、ドローンを利用した運送業の体制整備が必要である。	航空法100条、101条等が関連するが新設を要すると思われる。	ドローン運送事業の事業者要件として他の運送事業者同様、資金、要員、資格、場所などの事項の、無人航空機に即した一定の体制整備がされている事業者を審査により可能とする。	国土交通省	【航空法について】ドローンを使った物流事業は、現在実証実験の段階にあり、今後各事業者の創意工夫により、新しいビジネスモデルが形づくられていくものであることから、現時点で事業者を特定する型にはめるようなことはせず、今後の事業の実態を踏まえながら、事業規制のあり方を検討してまいります。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
長野県松本市	1	生涯健康情報の電子データ化	<p>アナログ情報の電子データ化、データ連携</p> <p>出生前から終末期までの情報を電子データ化し、本人、医療機関、介護施設、薬局などが常に最新情報にアクセスできるようにします。</p> <p>⇒健診結果等の保存年限を撤廃</p> <p>⇒アナログ原則の撤廃</p>	<p>・健診結果等の保存年限を撤廃することでデータの消失を防ぎます。</p> <p>・文書通知などのアナログ原則を撤廃することで効率化が図れるとともにコスト削減につながります。</p> <p>・マイナンバーカードに、病歴、調剤データなどを連携することにより、病院での問診票記入が不要となり、待ち時間が短縮されます。</p> <p>・医療機関や介護施設でその都度同じ説明をしたり、同じ内容を記入しやすくなることとなります。</p> <p>・紙媒体関連コストがゼロとなります。</p> <p>・紙媒体ではないので過去の予防接種記録などを紛失することが防げます。</p>	<p>以下の情報は、保存年限が定められています。</p> <p>・学校健康診断票 5年間</p> <p>・事業主健康診断個人票 5年間</p> <p>・診療録 5年間</p> <p>・処方箋 3年間</p> <p>など</p> <p>文書での通知が原則となっているため、コストがかさみ、通知が遅延しています。</p>	<p>・学校教育法施行規則第28条及び学校教育健康安全法施行規則第8条第4項</p> <p>・労働安全衛生規則第51条</p> <p>・医師法第24条第2項</p> <p>・薬剤師法第27条</p> <p>・保険薬局及保険薬剤師療養担当規則第6条</p> <p>など</p> <p>労働安全衛生法第66条の6</p>	<p>健診結果等の法定保存年限の撤廃</p> <p>事業主健診結果等の文書通知のようなアナログ原則の撤廃</p>	厚生労働省	<p>特定健診・特定保健指導の情報は、保険者が保健事業等を行うにあたり、個人の長期的な健康状態の経年変化等を分析するために必要である。一方で、長期保存にかかる保険者の負担の観点から、他の制度の保存年限も考慮し設定しているものであり、ただちに保存期間を延長することや無期限とすることは困難である。</p> <p>また、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」においてお示ししているとおり、通知様式については、一覧性や可搬性を考慮した場合、紙へ印刷し送付する形が分かりやすいが、長期保管や分析等の場合は、データファイルでの受領が効率的であり、文書通知を原則とするものではない。なお、データの電子化や連携の重要性を踏まえ、令和3年10月より、医療機関や本人がマイナンバー等を通じて特定健診情報を閲覧することを可能としている。</p> <p>労働安全衛生法第66条等に基づく健康診断の結果については、事業者が労働者に対して、適切な健康診断の結果に基づく就業上の措置を行うため、同法第103条及び労働安全衛生規則第51条等において、最低保存年限を定め、保存することを事業者が義務づけている。これらの健康診断の結果の記録の保存や本人への通知については、電子データによる保存・通知を妨げず、また、健診機関等外部機関における保存についても妨げられません。法定の保存期間も最低保存年限であることから、現行制度においても、ご提案の事業は実施可能です。</p> <p>医師法第24条第2項の規定は診療録の最低保存年限を定めるものであり、電子データによる保存を妨げるものではないことから、ご提案の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等に該当しません。</p> <p>処方箋の取扱いに関しては、オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムを、全国的な仕組みとして令和4年度に運用開始することとしています。薬局において、調剤済みとなった処方箋については、現行においても、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、電子的な保存が可能となっております。</p> <p>乳幼児健診については、受診の有無等に関する電子化情報について転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナンバーを活用した個人の健康情報履歴を一元的に確認できる仕組みを構築しています。</p>	<p>乳幼児健診、特定健診における「マイナンバー」を活用した個人の健康情報履歴を一元的に確認できる仕組みについてご回答いただきました。松本市の構想は、この延長線上にあります。健診結果等の永年保存を義務付けることによりデータの消失を防ぎます。病歴、薬歴など生涯にわたる健康データをマイナンバー、マイポータルによって管理・活用することで医療費の適正化を図るものです。現行制度においても実施可能とご回答いただきましたが、法定の保存期限を経過したものは廃棄されているのが実態であり、データが消失しております。</p> <p>また、電子データによる通知は「乳幼児健診」「妊婦健診」といった他の健診についても可能でしょうか。</p>	厚生労働省	<p>保存期間については前回の回答のとおり。</p> <p>また、乳幼児健康診査及び妊婦健康診査の結果については、電子データによる通知を妨げない、保存年限については、各自治体の判断で差し支えない。</p>
								文部科学省	<p>「法定保存年限はあくまで最低限保存すべき年限であり、それ以上の保存を妨げるものではない」とのことですが、法定保存年限が定められているために、年限を過ぎると、データが消去されている、破棄されているという実態があります。松本市の提案は、健診結果等の永年保存を義務付けることにより、データの消失を防ぐことを趣旨としたものです。永年保存の必要性については、「昭和37年度から53年度生まれの男性への風疹の抗体検査」および「B型肝炎給付金請求」の例を挙げて説明しております。</p>	文部科学省	<p>法定保存年限が定められている文書であっても、なお保存の必要があると認められる場合は、御提案の自治体における文書管理に係る条例・規則等に基づき、保存年限を超えて当該文書を保存できると認識していますので、御提案の自治体において、必要な対応をとっていただきたいと考えています。</p>	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
長野県松本市	2	出かける医療機器による地域医療の高度化	移動医療サービスを段階的に高度化【第1段階】 車両を用いないオンライン診療・服薬指導	・オンライン診療により、病院や診療所内の混雑が緩和され、院内感染等の2次感染リスクが軽減されます。 ・従来の「対面診療」に加え、「車両を用いないオンライン診療」、「車両を用いたオンライン診療」、「移動する診療所」と計4つのメニューをそろえることで多様な医療ニーズにごたえます。	※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（0410事務連絡）において、初診からの情報通信機器を用いた診療の実施や処方箋の取扱いについて示されていますが、取扱いは時限的・特例的なものとなっております。0410事務連絡の恒久化に向けた措置を提案します。 原則、初診は対面診療のみとなっています。（0410対応下では可） オンライン服薬指導は、同一内容の処方箋により調剤された薬剤で、あらかじめ、当該患者に対面指導を行っていただくことがないと行えません。（0410対応下では可） など	・通達薬生発0331第36号（R2.3.31）第2-(3) ・薬機法第9条の3第1項 ・薬機法第15条の13第2項（参考：0410事務連絡：2.(2)） など	初診の対面診療、初回の対面服薬指導などの原則を条件付、段階的に緩和(0410事務連絡の恒久化に向けた措置)	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての特例的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた、時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その資格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）としております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に「医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。			
長野県松本市	2	出かける医療機器による地域医療の高度化	【第2段階】 車両を用いたオンライン診療・服薬指導 看護師が車両に乗り込み診療をサポート。サポート拡大のため、派遣看護師を登用。		オンライン服薬指導を受ける場所は、対面服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全かつプライバシーが保たれる空間でなければなりません。 正規雇用でない派遣看護師は、診療所、居宅等において診療サポートができません。	・通達薬生発0331第36号（R2.3.31）第2-(4)-(5) ・労働者派遣法第4条1項 ・労働者派遣法施行令第2条 ・保健師助産師看護師法	車両を用いたオンライン服薬指導を可能とする措置 正規雇用でない派遣看護師も診療所、居宅等での診療サポートを可能とする措置	厚生労働省	ご指摘が患者がオンライン服薬指導を受けられる場所についてか、薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所についてか不明確ですが、患者がオンライン服薬指導を受けられる場所については、車両内であるか否かに関わらず、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全であり、かつ、プライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であるかどうかを勘案し、個別具体的に判断されるものです。一方、薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所については、薬局における調剤と服薬指導は、薬剤師が患者の状況を把握し、処方内容の確認や疑義照会を行うこと、確認された処方に従い薬剤の調製を行うこと、調剤した薬剤を患者に交付し必要な情報提供や指導を行うことという一連の行為の中で行われるものであり一体として考える必要があるという点、またプライバシーの保護や患者情報等の確認が必要であるという点から、薬局外での実施は困難です。 また、労働者派遣法上、地域によっては医療従事者の確保が困難であり、医療従事者確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、令和3年4月1日より、へき地の医療機関への看護師派遣については、例外的に認められています。これについては、労働者が正規雇用であるか非正規雇用であるかを問いません。 提案主体である長野県松本市はへき地に該当するため、長野県松本市であれば、現在においても許可を得ている派遣元事業主から看護師の労働者派遣を受け入れることは可能です。	松本市の提案は、「薬局にいる薬剤師が車両内にいる患者に対してオンライン服薬指導を行う」とです。現在、患者がオンライン服薬指導を受けられる場所は個別具体的に判断されることになっておりますので、車両内においてオンライン服薬指導を受けることができるよう明確な基準の整備を要するものとします。	厚生労働省	患者がオンライン服薬指導を受けられる場所については、車両内であるか否かに関わらず、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全であり、かつ、プライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であるかどうかを勘案し、個別具体的に判断されるものとします。
長野県松本市	3	再生可能エネルギーの導入促進	配電系統へのN-1電制による再エネ接続	系統の空容量のない地域において、より多くの再エネ電源を接続することができる	N-1電制は配電系統（6,600V）より上位の系統のみ導入	・医療法第1条の2第2項 ・医療法施行規則第1条 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針V-2-(2)-(①) ・医療法第23条 ・医療法施行規則第16条第2項 ・医療法施行規則第1条の11第2項第3号ハ ・薬機法第23条の2の5 ・薬機法第23条の2の5第8項第1号に規定する医薬品又は体外診断用医薬品の区分を定める省令	車両において医療を提供するための措置 医療機器を車両搭載する場合の安全基準等の整備	厚生労働省	（車両における医療提供について） 車両内において医療行為を提供できるかについては、当該車両が医療上の「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかによることとなります。この点、「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかについては、患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し、個別具体的に判断されるものとします。 （医療機器を車両搭載する場合の安全基準等について） 医療機器を車両搭載する場合についても、医療機関における場合と同様に、病院等の管理者は、医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医療機器の安全使用のための責任者を配置し、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施、医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施、医療機器の安全使用を目的とした改修のための方策の実施を行わせる措置を講じた上で実施することが可能です。	松本市の提案は、医療機器を搭載した車両自体を、移動する診療所（医療提供施設）とするという趣旨のものです。医療法第1条の2第2項では、医療を提供する場所として「病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設、医療を受ける者の居宅等」と定めています。車両を診療所として開設する場合、住所が存在しないため、移動する診療所としての医療提供施設の開設に必要な基準を整備することを要するものとします。 また同様に、医療機器を車両搭載する場合の安全基準等についても、必要な基準を整備することについて要するものとします。	厚生労働省	「巡回診療の医療法上の取扱いについて」（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）において、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には、診療を行うことができる構造となっている巡回診療車において医療を提供することが可能であると明示しているところです。 巡回診療車を活用した医療提供は広く実施されており、改めて基準を整備することは不要であると認識しております。
長野県松本市	4	異周波数エリア間の電力融通	電気バスによる電力融通	電気バスには一般EV車より大きな蓄電池を搭載しており、より効率的に給電できる	電気自動車等の出力は、機器の能力に関わらず10kW未満に制限されている	電気設備の技術基準の解釈第199条の2	電気自動車からの出力制限の緩和	経済産業省	N-1電制とは、本線と予備線が整備された送電線において、本線で断線等した際により出力制御等を受けるとを前提に発電所を接続するシステムを指します。この予備線を利用し、新たな発電所を接続する取組（N-1電制による再エネ接続等）を特別高圧の系統の一部で実施しておりますが、配電系統（主に6,600V以下の高圧・低圧の系統）については、本線のみで予備線が存在しないことから、予備線を利用した新たな発電所の接続（配電系統へのN-1電制による再エネ接続）を行うことが出来ません。	松本市の構想は、機会損失費用を負担することにより、低圧系統から東京電力需給線へのN-1電制による系統接続を可能にするものです。「流通設備の整備計画の策定（送配電等業務指針第5条5条）におけるN-1電制の先行適用の考え方について（電力広域的運営推進機関）」のP8に記載されている「N-1電制の本格適用後においては、高圧系統に接続される電源は、電制適用対象となった特高電源に対し、N-1電制に伴う機会損失費用等を負担することで、設備増強せずに系統接続することが可能となる」ということ、低圧系統への適用を要するものです。	経済産業省	現在、低圧系統への接続に関しては接続検討の手続きが省略されており、基本的に接続を希望される発電事業者は全て系統への接続が可能となっておりますので、現時点において、低圧系統にN-1電制を適用する特段の必要性はないものと承知しております。その上で、仮にN-1電制を低圧系統に適用する場合には、費用精算システムの回収や追加の機器設置が必要となりますので、その費用対効果など慎重な検討が必要になるものと考えております。
長野県松本市	4	異周波数エリア間の電力融通	60Hzエリアに電力融通するための蓄電池からの売電	東西周波数の境界に位置する場所において、低コストで事業展開できることから、東西電力融通を強化することができる	蓄電池から逆潮流できない	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号ロ	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売電を可能とする措置	経済産業省	電気自動車から一般用電気工作物（低圧で受電する設備、一般家庭等）に電気を供給する場合、一般用電気工作物の設置者は必ずしも電気の知識を有していない者であることから、詳細な施設方法を国において規定しており、その中で小出力発電設備の容量を基本として出力制限を設けている。 一方で、事業用電気工作物（高圧以上で受電する設備、ビル、工場等）への電気供給の場合には、当該電気工作物は自主保安の原則のもと電気主任技術者の監督下で保安確保が図られているため、特段の容量の規制は定められていないところ。 FIT制度は、支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。蓄電池からの逆潮流について、認定当初から設置し、FIT以外の電気が混入することのないように区分計量できる設計としていけば、特段規制を設けておりません。 また、事後的な蓄電池による蓄電分についても、①蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも系統側に設置する場合、②逆変換装置よりも太陽電池側に設置するが、計量器の設置によりFIT発電設備からの発電量から切り分けて的確に計測できる構造である場合、については価格変更を伴わず、蓄電分を非FITで供給することは可能です。	松本市の提案は、系統に直結する大型蓄電池を周波数間の電力融通に用いるもので、再生可能エネルギーの豊富な市内50Hzエリアで発電した電気を大型蓄電池に蓄電し、需要量の多い市内60Hzエリアに給電するものです。FIT特定卸供給契約などFIT電気のトッキングが技術的に可能となっております。したがって、認定の前後にかかわらずあるは計量器の位置にかかわらず、非FITではなくFIT電源として供給できるよう要するものとします。	経済産業省	太陽光発電設備に蓄電池を併設して逆潮流しようとすることは、再生可能エネルギーの利用の拡大や、系統安定化に資する面があります。一方で、FIT認定取得後、事後的に設置した蓄電池を用いて売電するといった取組を、認定時点の調達価格のままで行うと、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになります。このため、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT売電する場合には、最新の調達価格に変更することとしています。 なお、前回の説明の通りこれらの制限は、FIT認定を新規に申請する段階での過積載や蓄電池併設を妨げるものではありません。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
長野県松本市	5	仮想発電所(VPP)の導入	太陽光発電+蓄電池+EVをVPPで制御	電力負荷の平準化を図ることで、電力の安定供給に寄与する	蓄電池から逆潮流できない	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号ロ	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売買取電を可能とする措置	経済産業省	FIT制度は、支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。蓄電池からの逆潮流について、認定当初から設置し、FIT以外の電気が混入することのないように区分計量できる設計としていけば、特段規制を設けておりません。 また、事後的な蓄電池による蓄電分についても、①蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも系統側に設置する場合、②逆変換装置よりも太陽電池側に設置するが、計量器の設置によりFIT発電設備からの発電量から切り分けて的確に計測できる構造である場合、については価格変更を伴わず、蓄電分を非FITで供給することは可能です。	松本市の提案は、太陽光発電や小水力発電などのFIT電源を含む再生可能エネルギーを蓄電する蓄電池をVPPシステムの中で機能させるものです。VPPシステムでは、ネットワーク内にある各発電設備からの発電量、各需要家の使用電力量をタイムリーに把握できます。したがって、認定の前後にかかわらずFIT電源として供給できるよう要望するものです。	経済産業省	太陽光発電設備に蓄電池を併設して逆潮流しようとすることは、再生可能エネルギーの利用の拡大や、系統安定化に資する面があります。 一方で、FIT認定取得後に、事後的に設置した蓄電池を用いて売電するといった取組も、認定時点の調達価格のままで行うと、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになります。 このため、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFITで売電する場合には、最新の調達価格に変更することとしています。 なお、前回の説明の通りこれらの制限は、FIT認定を新規に申請する段階での過積載や蓄電池併設を妨げるものではありません。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
長野県茅野市	1	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うオンライン服薬指導の時間的、特例的な取扱いの一部制度化	対面診療を行った患者の処方箋データに基づき、薬の配送を行うとともに、映像及び音声の送受信が可能な設備（パソコン、タブレット端末等）が、映像及び音声の送受信が可能な設備（パソコン、タブレット端末等）がない患者に対して電話による服薬指導を可能にする。	映像及び音声の送受信が可能な設備（パソコン、タブレット端末等）がなく、オンライン診療を受けることができず、対面診療を受ける高齢者等に対し、電話による服薬指導が可能になることで、病院から薬局への移動がなくなるとともに、薬局での待ち時間も少なくなり、通院に対する身体的、精神的負担が軽減され、積極的な受診と病状の改善等が期待される。	現在（令和2年9月1日）制度化されたオンライン服薬指導は、「映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話」することが条件であり、こうした設備を持たない高齢者等は利用できないサービスとなっている。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うオンライン服薬指導の時間的、特例的な取扱いにおいては、電話による服薬指導が認められている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項	対面診療の患者に対して、電話による服薬指導を可能にする。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。なお、オンライン服薬指導の実施にあたっては、音声のみならず映像の送受信によって相手の状態を相互に認識しながら通話することが必要であると考えています。	厚生労働省	ご指摘の、患者に対する服薬後のフォローアップについては、個人情報保護やセキュリティが確保される前提で、その手段について特段の規制はございません。薬学管理料のうち服薬情報等提供料については、保険薬局において調剤後も患者の服用量の情報等について把握し、保険医療機関等へ必要な情報提供等を行った場合に算定できるとしており、その把握方法については特に規定はありません。なお、服薬情報等提供料については、保険医療機関等へ必要な情報提供等を行った場合に算定できるものであり、薬剤師と患者のやりとりを評価するものではありません。	
長野県茅野市	2	タクシー事業者による薬の配送	病院から処方箋データが薬局とタクシー事業者へ共有され、調剤と、それを配送する車両の手配が同時に行える。	病院から薬局への移動がなくなるとともに、処方箋を待つ時間も短縮され、病院と自宅との往復だけが受診が可能になるため、積極的な受診と、病状の改善等が期待される。	タクシー事業者が貨物運送を行える地域は、発地又は着地が過疎地域（一般貨物自動車運送事業）を行える区域は、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定に依り過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの）とされており、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすることとされている。	貨物自動車運送事業法第3条（一般貨物自動車運送事業の許可）に係る「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国土安第97号、国土旅第128号、国土貨64号）	タクシー事業者が貨物運送を行える区域について、貨物運送のみを行う場合、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合、ともに、発地及び着地を過疎地域に限定しない。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念もあり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところ。制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。	国土交通省	一般的に、タクシー事業者が新たな乗合事業の許可を取得して、乗合事業として旅客の運送を行う場合には、道路運送法第82条に基づき、旅客輸送に付随して少量の貨物を運送することが可能である。	
長野県茅野市	3	栄養指導・運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者の条件緩和	厚生労働省の定める特定健診・特定保健指導における「動機づけ支援」「積極的支援」をAIが代行し、手軽に保健指導等が受けられる。	日々、健康状態が把握され、自身で手軽に確認できるとともに、指導内容に反映されフィードバックされることにより、支援対象者に対する健康指導のハードルを下げることで、特定健診・特定保健指導の実施率と継続率の向上が期待される。	健康状態の自覚や生活習慣の改善にあたっては、日々自身の健康状態が的確に把握され、指しとしてフィードバックされる必要があるものの、特定健診・特定保健指導における「動機づけ支援」「積極的支援」は、現状、医師、保健師又は管理栄養士による対面指導が条件になっており、時間的制約や指導現場への移動等のコストの面で支援対象者の負担になっている。	平成19年厚生労働省告示第10号、平成20年3月10日付け健発第0310007号・保発第0310001号 平成19年厚生労働省告示第10号、平成20年3月10日付け健発第0310007号・保発第0310001号	「動機づけ支援」「積極的支援」を有資格者（医師、保健師、管理栄養士、看護士等）の最終承認のもとにAIが代行することができるように緩和する。	厚生労働省	厚生労働省では、第3期特定健康診査等実施計画期間（2018年度～2023年度）における特定健診・保健指導の運用の見直しにおいて、積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導の「モデル実施」を導入（選択制）した。一定の要件（初回面接の実施、一定の範囲及び体重の減少等）を満たす限り、特定保健指導の方法の詳細は保険者に委ねることとしており、制度上、すでに有資格者の関与のもとにAIが代行する保健指導を実施することも可能である。今後、「動機づけ支援」「積極的支援」においても、利用者の利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるよう、第4期特定健康診査等実施計画期間（2024年度～2029年度）に向けた見直しの中で検討を進めてまいります。			
長野県茅野市	4	予防に係る診療の評価療養への追加	保険診療と併せ複たきりの主要な原因である認知症、高血圧、フレイルに対する診療を受けた患者に対し、その保険診療分について保険給付が受けられる。	生活習慣病に起因する認知症、高血圧、フレイルの傾向を把握し、顕在化する前に医療者が介入することで複たきりになることを防ぎ、介護に必要な期間を減らすことで健康寿命と平均寿命の差を減らし、医療費・介護費の減少が期待される。	自由診療のうち保険診療との併用が認められるのは、「評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養）」と「選定療養」のみとされており、（健康保険受給権確認請求事件。平成23年10月25日最高裁第3小法廷）健康寿命延伸の妨げとなる生活習慣病に起因する疾患には適用されない。	健康保険法第86条（保険外併用療養費）	認知症、高血圧、フレイル等の複たきりの主要な原因に対し、特に効果の認められる診療を自由診療の特定療養の項目に追加する。 特に高血圧患者に対するCPXの利用に対する保険適用を追加する。	厚生労働省	医療保険制度においては、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療の扱いであり、治療と疾病の関係が明らかでない場合、または治療の有効性・安全性等が確立していない治療について、より多くの治療を集め有効な治療法を確立するため、医師と患者が同意した診療行為を、いわゆる「混合診療（評価療養）」として認めていただきたいと考えているものですが、いかがでしょうか。	厚生労働省	医療保険制度においては、一連の診療として保険適用外の治療と保険適用の治療を組み合わせて行った場合（いわゆる混合診療）、安全性・有効性等が確認されない医療が行われるおそれがあること等から、原則としてこれを禁止している。 ただし、先進医療会議で審査を受けた先進的な医療技術や、医薬品医療機器等法に基づく治験に係る診療等については、現行制度において、すでに評価療養の枠組みの中で保険診療との併用を認めているところである。	
長野県茅野市	5	AIによる処方量決定	利尿剤や抗不整脈剤等、継続的に服用する必要がある治療薬について、AIの判断により日々の処方量を指示し、患者がその判断に従って服薬することができる。	処方薬剤は、体重や健康状態によってその処方量を変える必要があるが、都度医師が患者を診察し、処方量を決めることができない。患者の体重や血圧、血糖値も含めた健康状態、前服用時の血中濃度などのデータに基づき、AIが総合的に処方量を判断することで、必要以上の薬を服薬することなく、また、副作用も少なくなることが期待される。また、患者の生活習慣やバイオリズムにより、より効果の出やすい時間帯に服薬するよう勧められることも期待される。	診療、治療等の主体は医師であり、処方せんの交付は、医師が自ら行う必要がある。AIは、診療プロセスの中で医師主体判断のサブステップにおいて、その効率を上げて情報を提示する支援ツールに過ぎず、判断の主体は少なくとも当面は医師であるとされていることから、AIが患者のデータに基づき処方量を決定することは認められていない。	医師法17条（医師でなければ、医療をなしてはならない）、医師法20条（医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検査をしないで検査書を交付してはならない。）	あらかじめ医師が決めた処方量の範囲において、患者の状態をデータに基づきAIが判断できるものとする。ただし、医師は判断の内容を事後に必ず確認するものとし、その最終的な責任は医師が負うものとする。	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負うこととお示しいています。医師があらかじめ決めた処方量の範囲で事後に確認する場合であっても、A Iに処方量の最終的な判断を委ねることは、医師がその最終的な判断の責任を果たしているとはいえず、A Iの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。	厚生労働省	ご回答のとおり、当市も指示を行った医師が最終的な責任を負うものと考えます。本提案の趣旨は、本来、患者の体調等に合わせた処方量が調整されるべきところ、医師による外来日ごとの処方量を調整せざるを得ない現状を、医師の負担なく改善することを目指すものです。医師の知見等のデータを蓄積したAIの支援のもと、医師が指定した処方量の範囲内においてであれば、重大な健康被害を生じさせるとなく薬剤師が処方量を調整することは可能と考えていますが、いかがでしょうか。なお、この場合でも、処方量の範囲を定めた医師が全ての責任を負うものとし、医師が指定した範囲を超える場合には、必ず医師が診療を行うことを前提としています。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
長野県茅野市	6	河川等への水位計の設置に係る許可までの手続きを大幅に短縮	河川に水位計を設置して水位を計測し、そのデータをリアルタイムでLPWA通信技術でサーバに送信。降雨量データとの連携、分析により、水位予測を行う。	水位予測が可能になることで、特に短時間で局地的な大雨が降った際には、水害発生リスクの把握が可能になり、迅速な避難行動につなげることができる。	市内各所の河川への水位計の設置に際しては、河川法等に基づく許可が必要になるが、その手続きが複雑である。また、書類作成や官公庁とのやり取りで多くの時間を費やしてしまい、より精度の高い水害発生予測を行うために必要と思われる場所への水位計の設置がスムーズに進んでいない。	河川法第24条（土地の占用の許可） 河川法第26条第1項（工作物の新築等） 森林法第34条第2項（保安林内の作業許可） 砂防法（砂防指定地内において、長野県砂防指定地管理条例第3条第1項に該当する制限行為を行うための許可） 自然公園法施行規則第10条	所有者が国県市町村の場合は、申請に対して即日許可を行う。それ以外の場合は、地権者同意を得るだけで設置可能にする。	環境省 国土交通省	自然公園法においては、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、国立・国定公園を指定し、工作物の新築等の各種行為について一定の制限をしている。国定公園特別地域内においては当該都道府県知事の許可を得なければならないこととなっている。 本件提案の水位計についても、仮に国定公園内に設置する場合、設置場所や形態・色彩等によっては風致景観の保護上支障が生じる可能性があることから、法の目的に照らして内容の審査が必要である。内容及び書類に不備等なければ数日～1ヶ月程度（各都道府県が定める標準処理期間による）で許可されたと考えられ、複数案件まとめての申請や他法令の申請と並行して手続きも可能である。国定公園内の許認可事務は都道府県の自治事務であり、審査期間の短縮は各都道府県の判断であるため、長野県に相談頂くことが適切と考えられる。 洪水からの避難確保を図るため、市町村が河川へ水位計を設置することの重要性は認識しています。そのため、市町村から水位計設置の申請があった場合には、手続きの迅速化に努めるよう各河川管理者に指導、助言をするとともに砂防指定地の管理者である都道府県に助言する通知を发出します。 具体的には、市町村が将来にわたって水位計を設置する計画を有している場合など、水位計の設置が構想段階であっても協議に応じ、申請書類作成のサポートや必要な添付資料、関係者との調整手続き等について具体的な適切なアドバイスを実施することで、正式申請後速やかに許可が出来る体制を整えるよう記載することを考えています。 水位計を設置する場合、水位計本体のほか、電力供給のための建柱、データ送信のためのケーブル敷設等を伴うことから、設置先の河川の状況を踏まえ、治水上の支障がないか構造等の審査を適切に行う必要があります。したがって、審査そのものの省略は出来ない旨ご理解ください。				
長野県茅野市	7	地方公共団体以外の主体がポイント（第三者前払式支払手段）を発行する場合の登録の適用除外	地方公共団体以外の主体が第三者型前払式支払手段として「健康ポイント」及び「ひかりが丘ポイント」を発行する。	全市民的な取組としてポイント取得を人の健康行動のインセンティブに据えることで、その人のみならず地域全体の健康に対する意識の高揚と、健康増進が図られる。 また、ポイントを介在させて地域に眠る資源を掘り起こし、それを活用することで、地域資源の最適化が図られ、持続可能なまちづくりにつながる。	地方公共団体以外の主体がポイント（第三者前払式支払手段）を発行する場合には、登録が必要になるため、いわゆる地域ポイントの推進に当たり、地域で運営主体の受け手を協議する際のハードルになっている。	資金決済に関する法律第4条	地方公共団体が承認する主体に限り、地方公共団体と同様の扱いで同法の適用除外とする。	金融庁	前払式支払手段については、発行者の規制対応コスト等を考慮しつつ、利用者保護を図る観点から、6か月ごとの基準日における未使用残高を基に算出された額を保全する義務が課されています。 発行者が国等に準ずる法人である場合に保全義務が課されていないのは、信用力の点において国等に準ずるものであれば利用者保護に支障は生じないと考えられるためであり、それ以外の発行主体について同様の取扱いとすることは困難です。 なお、産業競争力強化法上の新事業特別制度に基づく規制の特例措置により、財産的基礎等に係る所定の要件を満たす商工会議所又は商工会は、新事業活動計画の認定を受けることにより、資金決済に関する法律上の保全義務の適用を受けることなく、最長で有効期間3年の前払式支払手段を発行することが可能です。				
長野県茅野市	8	地域リソースを総動員した地域公共交通の再編・最適化	旅館・ホテルの送迎バスを、自社施設利用者以外の移動手段として地域公共交通の分野で活用する。	当市においては、利用状況が低迷する市内19路線の路線バスを維持するために年間8千万円の公費を投入している。一方で、JR茅野駅と琴科等の宿泊施設間の顧客送迎に運行している宿泊施設の送迎バスは、60台を超えているが、各施設の顧客に限った非効率的な運行を行っている。近隣施設が送迎バスの共同運行を行うと共に同一方向へ向かう市民の移動手段として活用することにより、地域公共交通の最適化が図られる。また県境面ではCO2削減につながる。	旅客運送事業を行うには国土交通大臣の許可が必要であり、家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。	道路運送法第4条 同第78条	道路運送法第78条に規定する例外規定に次の内容を加え許可を要することなく自家所有運送を可能にする。 「最速で持続可能な地域公共交通を実現するために当該地域における地域公共交通会議が認めた自家所有旅客有償運送」	国土交通省	御提案は、市民や観光客の地域の移動手段の確保といった課題の解決に関して、旅館等の保有する送迎バス等を有償での運送に活用することと併せて、道路運送法78条2号に規定する自家所有旅客運送の認定を受けた運送を行うことは現行制度上で可能と考えられる。例えば、市町村や（旅館組合等の）非営利団体が運送主体となり、旅館の保有する車両を待込で自家所有旅客運送に活用することも可能である。				
長野県茅野市	9	旅行業登録における登録要件の緩和	宿泊事業者のうち、主たる営業所または隣接市町村等に所在するDMOから認定を受けた者が旅行業の登録を行う際は、「観光圏内限定旅行業者代理業者」に準じた取り扱いとする。	地域内のアクティビティや飲食店の紹介や交通手段の手配を手数料を得ながら行う宿泊事業者が増えることにより、地域内の事業者が連携し、域内経済循環の促進につながる。	旅行業の登録要件として営業保証金15万円（旅行業協会に加入している場合には3万円）、基準資産100万円が必要であるため。	旅行業法第2条、第3条	宿泊事業者のうち、主たる営業所または隣接市町村等に所在するDMOから認定を受けた者について、地域限定旅行業の取り扱いを行う際、登録要件である営業保証金及び基準資産の要件を免除するとともに、旅行業務取扱管理者の要件を研修修了者で代替可能とする。 （DMOが認定する宿泊事業者については、「観光圏内限定旅行業者代理業者」に準じた取り扱いを求めるもの）	国土交通省	○「観光圏内限定旅行業者代理業」は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、滞在の拠点となる宿泊施設における宿泊者へのサービス向上を目的として、国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者（ホテル・旅館等）が、旅行業者代理業者として、宿泊者に対してのみ旅行商品を販売することができることとする特例制度である。 ○他方、「地域限定旅行業」については、「観光圏内限定旅行業者代理業」と異なり、自らが旅行商品を企画し幅広い消費者に販売することで、営業保証金の供託等を通じて旅行業者の責力を担保することで消費者の債権の保護を図っている。このように、両者は旅行業法上、全く異なるもの（地域限定旅行業の方がより大きな責任が求められる）であることから、「観光圏内限定旅行業者代理業」に準じた取扱いをすることは困難である。 また、地域限定旅行業においては、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業の遂行に関して必要かつ正しい知識を備えていることを確実に担保する観点から、旅行業務取扱管理者の選任を要件としているところであり、これを不要とした上で「地域限定旅行業」を行うことを可能とするとは、旅行業法の原則である消費者保護の観点に反するものであり、また、実際に旅行業法を遂行している旅行業界からも強い反発が想定される。 ○なお、地域限定旅行業は地域における受入環境整備のための規制緩和に伴い近年設けられた制度であり、地域の事業者の負担を少なくするため、営業保証金の額を15万円（旅行業協会に加入している場合は3万円）とし、第1種旅行業、第2種旅行業及び第3種旅行業に比べて非常に低く抑えたほか、旅行業務取扱管理者制度についても、地域に限定した知識のみで取得可能な資格制度を創設したところ。	課題：観光圏整備法による「宿泊施設による旅行業者代理業の特例」は計画行政の域を出ず「稼ぐための観光地経営」を誘発していない（経営主体不明な協議会設置の義務付け、実施計画の有効期限、特例宿泊施設が販売したい旅行商品と委託元の旅行業者とのミスマッチ等）。 提案：域内の様々な観光資源を知る宿泊施設が独自旅行商品の販売ができるよう一定の要件に従い「地域限定旅行業」の登録を認める。要件：①地域DMOが第2種旅行業以上の登録をしている。②特例を受ける宿泊施設は当該DMOの会員である。③②の宿泊施設は旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて一定の研修を修了する。④登録要件である営業保証金を免除する			○「観光圏内限定旅行業者代理業」に準じた取扱いとの提案であるが、その内容は旅行業者代理業の要件をもって旅行業そのものの営業を認めるものであり、「準じた」取扱いになっておらず、むしろ格上げの取扱いを求めるものであるため、本末転倒である。 ○当庁から回答したとおり、旅行業法は旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律である。消費者保護のための各規定については、旅行業者間の競争条件の公平性の観点も含めて、遵守されるべきものであり、代理の要件をもって本業の営業を認めることは消費者保護を図ることができないためご提案を認めることはできない。 ○なお、旅行業法上の必要必置資格である旅行業務取扱管理者については、平成29年、特定の地域内における宿泊事業者等に限り、国家戦略特区での要望を踏まえ、全国的な地理知識等を求めない特例措置を講じたところである。さらに、平成30年には、国家戦略特区特例制度に近い形で全国展開するものとして、地域限定旅行業務取扱管理者を創設し、着地型旅行商品の造成の一層の拡大につなげている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	1	医療MaaS（遠隔診療について） 健康情報を活用した生活習慣病予防	移動診療車を活用したオンライン診療サービス ・看護師が医療機器などを搭載した移動診療車で患者の自宅付近まで訪問し、車内内のテレビ会議システムを通して医師が遠隔地から患者を診察する。 ①「寄り添い」を重視したオンライン×人工透析予防特化型重症化予防プログラム ② 医療データ解析・重症化予防事業 ③ PHR活用サービスの導入 ④ PHRと健康マイレージ	・市民の健康寿命延伸とQOL向上（通院断念率の低減、バイタルデータ取得/蓄積、車両/医療人材の効率的シェアリング） ・ウェルネスとの連携（医療の早期タッチポイントの構築、予防接種や簡易相談の実施、健康診断再検査率の向上） ・生活習慣病の予防に伴う市民QOL向上（人工透析予防、重症化イベント発生率改善） ・医療費の適正化による国民健康保険組合の財政健全化	情報通信機器を用いた診療については、R2.4.10付厚生労働省事務連絡において、一定の条件を満たせば、初診からの診療による診断や処方差支えなどとしたところであるが、あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての限定的・特例的な取り扱いとされており、今後安定的に事業を実施していくにあたっての不確定要素となっている。	・医師法第20条 ・医師法第20条 ・情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（H9.12.24 厚生省健康政策局長通知） ・オンライン診療の適切な実施に関する指針 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限定的・特例的な取り扱いについて（R2.4.10厚労省労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	コロナ禍の緩和措置の事例を踏まえ、患者の安全性や医療の質の確保、財政への影響等に関する検証を行ったうえで、初診を含むオンライン診療・服薬指導の恒久化を実施していただきたい。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを検討を行うこととしております。			
静岡県浜松市	2	健康情報を活用した生活習慣病予防	健康情報を活用し、様々なデータに基づく、栄養指導や健康づくりによる生活習慣病予防を行う。	・生活習慣病の予防に伴う市民QOL向上 ・医療費の適正化による国民健康保険組合の財政健全化	・民間企業が現在治療通院中の方の健康づくり支援を行う場合、医師の承諾・指示のもと実施しなければならない。また、この承諾・指示は書面を前提としており、オンライン診療にて治療中の方では取得が困難となっている現状がある。（2020年5月厚労省確認）	「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（H29.5.30改正厚労省・経産省）	医師による承諾・指示は書面だけでなく、データでも可能とする。	厚生労働省	御提案の「医師による承諾・指示」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省）2.（1）＜基本的な考え方＞において「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言を書面又は電子データ等の形で発出すること」としており、「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言」を電子データによりやりとりすることは可能です。	保険者による保健事業として、保険者若しくは保険者から委託を受けた事業者が、生活習慣病保有者に対して生活習慣改善支援をオンラインで実施する場合、現在通院中の方の支援は、医師の指導・助言のもと実施する必要があります。この「医師の助言・指導」については、生活習慣病保有者の病状等が要配慮個人情報であることから、現在は、医師が本人同意のもと民間企業へ直接提供する場合に文書で提供することとなっているが、メールやクラウドを介したデータ連携による電子媒体でのやり取りも可能とすることを求める。	医師が出す運動又は栄養に関する指導・助言（以下「医師の指導等」という。）に基づき、民間事業者が運動指導又は栄養指導を行う場合、医師の指導等を、患者の同意の下で、民間事業者に対してメール等の電子データで送付することは、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省、以下「健康寿命延伸ガイドライン」という。）上、可能です。 なお、健康寿命延伸ガイドライン2.（1）＜基本的な考え方＞において、「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言を書面又は電子データ等の形で発出すること」→行われなければならない。としており、医師の指導等を電子データにより発出することが可能であることを明示しております。	
静岡県浜松市	3	デリバリープラットフォーム活用による配送	・タクシーなど既存の配送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。	・主に飲食事業者などコロナ禍で売上減少に直面する事業者のビジネスチャンス拡大。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。	・タクシーなど既存の配送インフラを活用したデリバリープラットフォームサービスを提供したいが、現在、タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可については、限定的・特例的な取り扱いとされている。	・貨物自動車運送事業法第3条 ・タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取り扱い等について（R2.9.10国土交通省自動車局長通知） ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（R2.4.21事務連絡）	タクシー事業者の本業への影響や、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点から、大きな問題等が生じていない状況を踏まえ、措置の恒久化について取り組んでいただきたい	国土交通省	現在、令和2年10月より開始したタクシーによる食料、飲料の運送については、現在、安全性確保や荷主保護の観点からモニタリング、検証を実施しているところであり、その結果を踏まえ適切な対応について検討してまいります。			
静岡県浜松市	4	デリバリープラットフォーム活用による配送 ドローンやタクシーによる医薬品輸送	・タクシーなど既存の配送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。 ・将来的にはドローンや自家用車、自動運転車なども配送インフラとして活用したデリバリー網を拡充させることを構想。	・主に飲食事業者などコロナ禍で売上減少に直面する事業者のビジネスチャンス拡大。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。	自家用自動車を配送インフラとして活用したいが、自家用自動車の有償運送には、事業主体や用途に厳しい制限があり、事業への活用ができない。	・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第48条、49条	・道路運送法及び同法施行規則に定める自家用有償運送の主体、目的について、営利事業の用に供することができるよう緩和する。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。	浜松市のデリバリープラットフォームでは、一般的な買い物代行のスキームを想定しており、貨物自動車運送事業法の適用外として整理したいと考えている。なお、整理が行われるまでの移行期間として、貨物自動車運送事業法の適用を受ける場合は、以下の考え方で運用するため緩和を求めらる。 ①貨物運送に適した車両の確保は、貨物の範囲をフード類及び日用品に限定し、個々に保有する普通乗用車・軽自動車と運送。 ②貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置は、株式会社「PNO」法人単位の参画を想定しており、適切な運行管理のできる体制を整備。 ③貨物運送に適用される損害保険への加入は、全体での加入又は参画事業者との調整のうえ対応。	国土交通省	事業として有償で貨物運送を行う際には、輸送の安全性確保や荷主保護が不可欠であり、そのためには ・貨物の運送に適した車両の確保 ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 ・適正な運送約款の整備 ・損害賠償責任保険等への加入 等が必要であるところ、これを担保するために、貨物自動車運送事業法による規制が設けられている。 自家用車は、事業用トラックと比較して1千万km走行当たりの事故発生件数が2倍であるなど、輸送の安全性の確保等に懸念があるため、1次回答のとおり、貨物自動車運送事業法の許可等をもたない地域住民による有償での貨物運送を認めることは困難である。 については、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するかが、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるため、個別にご相談いただきたい。
静岡県浜松市	5	自動運転車両を活用した移動支援	・オンデマンド型移動サービス 超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムの組み合わせた顧客の移動ニーズ合わせた移動支援 ・路線バス型移動サービス 自動運転シャトルバスを活用したサービス、グリーンスローモビリティ等の車両と、自動運転システムの組み合わせによる移動支援、車両走行から得られるデータ等を活用した新サービスの創出	・高齢化等により運転が困難となった方の移動支援、ラストワンマイルのケア ・個人の車両保有が減少することによる事故の減少 ・車両から得られるデータの活用によるインフラ管理、事故予防 など	レベル4の無人自動運転については、現在はまだ認められていない ※令和2年改正道路運送法により、自動運行装置を使ったレベル3の自動運転に関する規定が初めて追加された。（R2.4.1施行）	道路運送法第71条の4の2第2項第3号	レベル4の無人自動運転に関する法整備	警察庁	遠隔型自動運転システムを用いた実証実験については、道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。 また、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところ。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
静岡県浜松市	6	自動運転車両を活用した移動支援 パーソナルモビリティの活用	・オンデマンド型移動サービス 超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムの組み合わせた顧客の移動ニーズ合わせた移動支援 ・路線バス型移動サービス 自動運転シャトルバスを活用したサービス、グリーンスローモビリティ等の車両と、自動運転システムの組み合わせによる移動支援、車両走行から得られるデータ等を活用した新サービスの創出 ・電動モビリティパーク実証実験（複数社の様々なモビリティを集め、特定施設内で実証実験を行う。センシングデータを活用した健康年齢判定や普及に必要な環境整備等を実施。）	・高齢化等により運転が困難となった方の移動支援、ラストワンマイルのケア ・個人の車両保有が減少することによる事故の減少 ・車両から得られるデータの活用によるインフラ管理、事故予防 など ・モビリティを通じた健康増進によるQOLの向上 ・自由な移動によるコミュニティ活性化 ・産官学連携チャレンジによる世界に通用する技術力の育成	・道路使用許可申請手続きに非常に多くの時間と手間を要すること	・道路運送法第77条～79条、同法施行令第10条、同法施行規則第40条、41条	・道路使用許可申請手続きの簡素化、承認審査等に係る期間の短縮	警察庁	「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成28年5月）に従って実施する場合は、同法に規定する道路使用許可の手続きは不要です。 道路使用許可が必要な公道走行に際しては、円滑に手続きできるように支援しているところであり、詳しくは警察庁ウェブサイトを御確認ください。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	7	自家用旅客運送	・地域住民の自家用車を活用した新たな共助型の交通システムを導入 ・個人が保有する自家用車を活用し、相互に補完し合うことで、移動手段の提供を行う。	・地域の生活を支える交通網の維持 ・中山間地域における持続可能な地域交通を確立 ・住民同士の共助の意識が高まり、平常時のみならず、災害時などの緊急時における高齢者等の相互支援につながる。	・道路運送法第78条、同法施行規則第48条、第49条に規定する自家用旅客自動車運送の用途、実施主体の制限	道路運送法第78条、同法施行規則第48条、第49条	自家用旅客自動車運送の用途、実施主体について、地域住民による交通の相互補完のため、一定の収益範囲内に収まるものについて、その基準を緩和する。	国土交通省	自家用有償旅客運送は、運送主体による安全面の担保が必要不可欠であることから、一定の法人が運送主体となることを求めているものであり、個人が主体となることはできないが、非営利団体等に参画するなどして、住民主体の運送を行うことは可能と考える。また、当該自家用有償旅客運送に個人の所有する自家用自動車を持込んで使用することは現行制度上可能である。加えて、收受する対価については、営利とは認められない実費の範囲内において、地域の関係者間の協議により具体的に定めることが可能となっている。 なお、この枠組みを超えて、自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」を実施することは、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としていることから、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるため、道路運送法上、許容されない。			
静岡県浜松市	8	交通オンデマンド化	・地域の交通資源を活用した新たな共助型の交通システムを導入 ・企業等が保有するスクールバスや特設の送迎バス等地域の交通資源を活用し、相互に補完し合うことで、遊休資産の活用と移動手段の提供を行う。	・地域の生活を支える交通網の維持 ・中山間地域における持続可能な地域交通を確立 ・遊休資産を活用した新たなビジネスモデルの確立により、中山間地域の事業者参入ハードルを下げる。	・道路運送法第3条、第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の制限	道路運送法第3条、第43条	特定旅客自動車運送事業の用に供するために購入したスクールバス等の資産について、本来の用途を制限しない範囲内で、自家用有償送用車両としての目的に活用できるようにする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、自家用有償旅客運送において、スクールバス等を活用することや、運送事業者が保有する事業用自動車を持込んで使用することは、当該事業者の運行計画、事業計画に支障のない範囲において、現行制度上も可能である。 ただし、特定旅客自動車運送事業については、特定の運送需要者の需要に応じて運送事業を行っているため、当該運送需要者の需要を考慮する必要がある。			
静岡県浜松市	9	交通オンデマンド化	・地域の交通資源を活用した新たな共助型の交通システムを導入	・地域の生活を支える交通網の維持 ・持続可能な地域交通を確立	天候や運行データ等に合わせ路線バスの自国を柔軟に変更し、公共交通の利便性を向上させたいが、バスの停留所には発車時刻の掲示が必要である。	旅客自動車運送事業運輸規則第5条、第6条	より実態にあったダイヤ改正を短期的に行い、公共交通の利便性向上につなげるため、掲示義務を緩和。 路線によっては週1回程度の短期的なダイヤ改正により時刻表を更新することとし、利用者は停留所のQRコードや交通事業者HPで時刻表を確認することを可能とする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、柔軟なダイヤの設定は、現行制度でも地域公共交通会議を活用し路線不定期や区域運行として実施することが可能である。	想定は、毎日ダイヤを改正するというよりも、現在（年2回）よりも短いスパンでダイヤを改正することである。路線不定期運航であれば柔軟なダイヤ改正は可能であるが、実態は定期運航にもかかわらず、多くの路線を不定期運航の区分に変更することは難しいと考えている。市内には1,000ヶ所以上バス停がありダイヤ改正の都度、紙の張替え作業が発生し、ダイヤ改正の回数を増やすことは負担が大きい。ディスプレイ表示型のバス停であれば表示を容易に変更可能だが、インシャルコスト等の観点から難しい。このため、路線定期運航の時刻表掲示義務を緩和し、QRコードやホームページ掲載を時刻表掲示の代替措置として認めるよう緩和を求める。	国土交通省	路線定期運行の乗合バスにおいては、利用者利便を確保する観点から運行系統ごとの発車時刻（時刻表）を停留所に掲示することとしている。時刻表をQRコードやホームページによる掲載のみとすると、スマートフォン等を利用しない旅客が発車時刻を確認できない等、利用者利便を阻害するおそれがあることから困難である。
静岡県浜松市	10	自動運転車両を活用した移動支援 パーソナルモビリティの活用	・オンデマンド型移動サービス 超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムの組み合わせた顧客の移動ニーズ合わせた移動支援 ・現行法のみなし歩行者の定義に該当しない速度で走行する新たなパーソナルモビリティの開発	・モビリティを通じた健康増進によるQOLの向上 ・自由な移動によるコミュニティ活性化 ・産官学連携チャレンジによる世界に通用する技術力の育成	パーソナルモビリティは、現行法ではみなし歩行者の定義に該当しないため、原動機付自転車や自動車として実験を行う場合には、道路運送車両保安基準の緩和について、地方運輸局へ申請が必要となる。これらの許可を得るまでには、複雑な手続きと認定までの長い期間を要する。	・道路運送車両法第40条～46条 ・道路運送車両法第40条～46条 ・道路運送車両の保安基準第55条 ・道路交通法第2条 ・道路交通法施行令第1条 ・道路交通法施行規則第1条	・道路運送車両保安基準の緩和申請手続きの緩和 ・道路運送車両保安基準の緩和申請手続きの緩和 ・歩行者とみなす速度制限（6km/毎時）の緩和 ・歩行者とみなす車体の大きさ、構造等の緩和	警察庁 国土交通省	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当局が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点） 保安基準緩和申請手続きについて、必要書面を省略できるよう公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について」を改正し、申請者の負担軽減を図っている。			
静岡県浜松市	11	農地・林野台帳デジタル化	・別々に管理されている農地台帳、水田台帳の紐づけを行い、それら情報をデジタル地図に反映する。 ・衛星データを活用し、農地の状況（耕作放棄地かどうか）を自動で検出可能とする。 ・山林を衛星データを基にデジタル情報化して、2D、3Dデータに統合する。	・デジタル地図を作成することで農地全体の状況把握を簡易的に行うことができる。 ・耕作放棄地かどうかの確認が可能になり、農地法で定める利用状況調査の効率化が図れる。 ・行政が森林状況を把握できるとともに、木材の流通事業者も活用することでの確的な間伐等が可能となる。	・農地法で定められる農業委員会による年1回の利用状況調査は（通称：農地パトロール）、道路等から調査員が目視で確認することが義務付けられており、衛星データでの調査は認められていない。	・平成21年12月11日付け農林水産省通知「農地法の運用について」の制定について	・農林水産省通知の内容を変更し、目視以外の方法での調査も可能にすることで衛星データの活用ができる。 ・なお、農林水産省の「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する検討会取りまとめ（令和2年3月17日）では、衛星データの利活用等の必要性に言及されており、今後、目視外の利用状況調査が可能となる可能性がある。	農林水産省	利用状況調査は、基本的に農地1筆毎の状況を確認する必要があることから、農地利用最適化推進委員等が農地の状況を目視により確認することとしているところですが、森林の様相を呈するなど一見して農地に還元することが難しく、困難な場合には、一筆ごとに確認する必要はありません。	農地法第30条により、農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（利用状況調査）を行わなければならないとされている。 農林水産省より市町村農業委員会事務局へ提供される農地パトロール実施要領Ⅲ-5-(2)-④-アに記載の農地パトロール実施方法が「道路からの目視」に限定されている部分を緩和し、デジタル技術等を用いた農地パトロール調査を実施できるよう求める。欧州では現地確認に人工衛星を活用し、必要に応じて現地訪問をしている事例があることから、衛星データやドローン等のデジタル技術を活用した農地利用状況把握を行い、一部農地に対してのみ利用意向調査のため目視確認実施に緩和を求める。	農林水産省	利用状況調査における一筆ごとの農地の調査について、利用するドローン等のデジタル技術の解像度、精度等が、耕作をされていることが明らかでない農地とそれ以外の農地を判別することが可能な水準である場合に、当該技術を用いて一次的な調査を行うことは有用であると考えております。 一方で、その結果、①遊休農地のおそれがある農地、②遊休農地であるか否かが判然としない農地については、利用状況調査の結果によって、後続する措置（所要の手続きを経て、都道府県知事の裁定により、本人の意向にかかわらず農地中間管理機構へ利用権を設定）の対象となりうるため、最終的な遊休農地の判定のために、農地利用最適化推進委員等が目視により確実に確認を行うことが必要と考えております。 これらのことについて、御指摘の「農地パトロール実施要領」を作成している全国農業会議所と考え方を整理・共有するとともに、国としても運用通知等で考え方を明確化してまいります。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
静岡県浜松市	12	ドローンによる農業散布/ドローンと組み合わせたスマート農業	・ドローンで農地を撮影し、農地の地形や農産物の生育のバラつきを観測する。 ドローンを用いて撮影し分析した地図データ、作物栽培状況データ等を基に、AIが適切な作業計画や農薬散布量を判断し、ドローンによって量を調節しながら農薬を散布する。	・農産物の品質の向上や労働負担の軽減、生産性の向上が見込まれる。				国土交通省	【航空法について】 第三者の人や物件に対する安全の観点から規制緩和について、困難ではありますが、現在においても、必要書類において一部簡略化できる項目があり、また、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。	高さ150m未満で農地内みの飛行の場合、第三者の人や物件が存在することは限られることから、FISS登録を含めて許可・承認手続きを不要とするよう求める。 特に、無人航空機での薬剤等散布飛行は作物上2-4mであり、地上からも10mにも満たない高度での飛行であるため、有人航空機と接触する可能性は限りなく低く、地上散布と同等とみなし飛行許可申請は不要とするよう規制緩和を求める。	国土交通省	FISSへの登録については、事故発生時の対応やゼロ等防止するため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。 なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人等の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を予定しています。	
		ドローンによる鳥獣害対策	春野町地域の三次元データとドローンを活用鳥獣害対策を実施する。山間地をドローンで巡回し、害獣を検知、三次元データにより取得したインフラ情報との連携により、安全・高速度で移動できるルートを選んでドローンが飛行する。検知した情報を防災無線等に連携させ、音・光等により害獣を撃退する。	市民の安全・健康被害の減少、農作物の被害の減少などが期待される。	・150m以上の高さの空域、人口密集地区の上空空域において、無人航空機を飛行させることは航空法132条で禁止されている。 ・上記空域以外で飛行させる場合も夜間飛行や目視外飛行、30m未満の飛行、物件投下（葉の投下）などが航空法第132条の2で禁止されている。 ・航空法第132条、132条の2で禁止されている事項でも国土交通大臣の許可があれば、飛行させることが可能であるが、原則、飛行の都度の申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。原則、飛行の都度申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。また、書類が膨大である。さらに飛行経路について飛行情報共有システム(FISS)の登録を要する。	・航空法132条、132条第2項、132条の2、132条の2第2項 ・航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6、第236条の8	・ドローン（無人航空機）を150m以上の高さの空域及び人口密集地区の上空空域で飛行させて、運搬する場合、当該空域での飛行禁止について規制緩和が必要。 ・上記の空域に該当しない場合も夜間飛行、目視外飛行、30メートル未満の飛行、物件投下を可能とする規制緩和が必要。 ・上記規制緩和がなされない場合においても都度申請する必要のない包括的な許可申請を可能にする必要書類の簡略化などにより、申請者の負担の軽減を図る必要がある。	国土交通省	【航空法について】 第三者の人や物件に対する安全の観点から規制緩和について、困難ではありますが、現在においても、必要書類において一部簡略化できる項目があり、また、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。	昨年と同じ申請内容であれば簡易申請のみ（更新のみや複数年申請など）とするなど、FISS登録を含め、許可・承認手続きの簡素化あるいは不要とすることを求める。	国土交通省	FISSへの登録については、事故発生時の対応やゼロ等防止のため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。 なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人等の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を予定しています。	
		ドローンやタクシーによる医薬品輸送	タクシーなど既存の運送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。 ・WEB上でオーダーが可能な一気通貫なシステムを提供。サービス応用することで医療機関との連携や処方箋データのリンクにより、外出することなく必要な医薬品の調達を可能にする	・旅客需要が減少するタクシーなどの事業者の新規事業確立。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。 ・リモート診療、治療の確立による感染拡大防止と医療崩壊回避					国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
		ドローンによるインフラ・建築物点検、ドローンによる橋梁点検	・橋梁・トンネル等の道路構造物や、住宅・倉庫・ビル等の建物を三次元地図データを基にドローンで簡易点検を行う。 ・高精細カメラや夜間撮影可能な赤外線カメラを搭載したドローンを活用して橋梁点検・建物外調査を行う。	・補修・交換対象の発見の早期化、早期対応による市内のインフラの強靱化、点検負担の軽減（本当に必要なものだけに絞って人力点検を実施）、人件費の低減につながる。 ・人が入れない場所等の点検も可能となり、人の目で得にくい情報の収集が可能となる。					国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。	河川の上や、トンネル周辺など特定の範囲で、飛行範囲に人がいる可能性が低い場所については、FISS登録を含め許可・承認手続きの不要とすることを求める。	国土交通省	FISSへの登録については、事故発生時の対応やゼロ等防止のため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。 なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人等の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を予定しています。
		ドローンの防災活用	・災害発生時にドローンでいち早く状況を把握し、保険支払迅速化や救助に活用（河川の残留者検知、変状の自動解析、火災の状況確認） ・人が入りにくい場所での災害発生予測のための計測、及び災害発生時の迅速な状況把握	各種許可申請の簡略化 目視外飛行許可（事業範囲の拡大）					国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
静岡県浜松市	13	ドローンやタクシーによる医薬品輸送	・タクシーなど既存の運送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。 ・WEB上でオーダーが可能な一気通貫なシステムを提供。サービス応用することで医療機関との連携や処方箋データのリンクにより、外出することなく必要な医薬品の調達を可能にする	・旅客需要が減少するタクシーなどの事業者の新規事業確立。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。 ・リモート診療、治療の確立による感染拡大防止と医療崩壊回避	・薬機法改正によりオンライン診療と服薬指導について、一部認められているが、処方箋や薬剤の種類、調剤時の取り扱い等に制限がある。 ・医薬品配送は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（R2.4.10事務連絡）」により限定的にしか認められていない	・薬機法第9条の3第1項 ・薬機法施行規則第15条の13 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いの実施要件の設定	・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いの実施要件の設定	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととあります。 ドローンによる医薬品の配送については、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」（令和3年6月22日付薬生総発0622第2号医政総発0622第3号）により明確化しています。				

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可又又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	14	薬局における健康チェック	薬局併設型検体測定室における検査や薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導・栄養指導の拡充	生活習慣病等や介護予防等に対する意識を高め、市民の健康を増進し、健康寿命の延伸を図る。 かかりつけ薬局におけるPHR（個人健康記録）が補完され、未病対策の推進につながる。 電子お薬手帳アプリ「お薬手帳プラス」から取得した電子的PHR情報と、薬局における健康チェックで取得したPHR情報の双方を浜松市のデータ連携基盤と連携させ、地域包括ケアの一助とする。	・検体測定室における 1)測定に際しての説明 2)測定項目 3)測定結果の報告 4)地域医療機関等との連携等	検体測定室に関するガイドラインについて（平成26年4月9日厚生労働省医政局長発出通知） 第2 検体測定室の指針について	1)検体の測定結果について、受検者による判断に加え、薬剤師が判断できるものとする 2)現在の測定項目に9項目（骨密度、心電図、尿酸値、ケトン体、Cr（クレアチニン）、eGFR、BUN、アルブミン、ヘモグロビン）を追加する 3)測定結果の報告は、結果と基準値のみに留めるのではなく、基準値に比べどうであったかを伝えられるものとする 4)測定結果によって、特定健康診査や健康診断の受診勧奨に加え、医療機関受診勧奨ができるものとする	厚生労働省	1) 3) 4) について 医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得した者でなければ医療を行ってはならないこととしております。ご提案の「薬剤師が判断できるものとする」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、医師以外の者が医行為にあたる診断を行い、それに基づく受検者への診断結果の通知や医療機関への受診勧奨等を行う場合、受検者の医療機関への受診が遅れ、適切な治療の機会を逸する恐れがあり、適切ではないものと思料します。 2) について 御提案の事業において、受検者が自ら採取した血液を検体とし、尿酸値、ケトン体、Cr（クレアチニン）、eGFR、BUN、アルブミンの測定を行うことについて、当該検査を行う施設は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号ホに掲げる施設に該当するため、衛生検査所登録は不要です。 ・ただし、厚生労働省は、検体測定室が感染防止や健康被害防止等の安全性を確保しつつ適切に運営されるよう、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知別紙）を发出し、内容の遵守を求めているところです。検体測定室は、国民の健康意識の醸成や、健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から、利用者が検体を採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるような簡易な検査を行う施設のため、ガイドラインにおいて、検査可能な項目を、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目（同条第4項の規定により同条第1項第7号の規定による検査を行ったものとみなされる場合の項目を含む。）としており、尿酸値、ケトン体、Cr（クレアチニン）、eGFR、BUN、アルブミンについては、測定項目とはしていません。 ・また、ヘモグロビンの測定は血液学的検査になるため、検査を実施する場合、衛生検査所登録が必要となります。 ・なお、「検体測定室に関するガイドライン」は検体測定室における検体検査に係る基準を示すものであるため、骨密度の自己測定については、当該ガイドラインの対象としておりません。	1) 3) 4) について 今回の提案は、薬剤師・管理栄養士が医療行為に当たる「診断」を実施することではなく、あくまで検査結果に基づく受診勧奨等を提案するものである。遠隔医療での薬剤師の介入が認められるアメリカでは定期的な健康チェックを薬局薬剤師が実施しており糖尿病等の病の重症化を防ぐ効果があると発表されている。薬剤師・管理栄養士による健康チェックは、未病段階での健康増進に寄与出来ると考えている。	厚生労働省	1) 3) 4) について 受診勧奨を行う際に、医学的判断が伴わないもの（医行為に該当しないもの）については、医師法上、規制の対象とはなりません。ただし、当該行為を行うにあたっては、利用者が医師の行う診断と誤認することのないよう、疾患の見落としや病院にかかる機会の抑制につながらないう留意する必要があるため、検体測定室に関するガイドラインにおいては、受検者に対して、測定結果が当該検体測定室の用いる基準の範囲内であったとしても、特定健康診査や健康診断の受診勧奨をすることを求めています。
静岡県浜松市	15	遠隔服薬指導	中山間地域等を始めとした遠隔地に対し、オンラインでの服薬指導を行い、医療が必要な全ての市民に薬局サービスを提供することで、オンライン診療、オンライン服薬指導、MaaS連携し、保険薬局からデマンド交通利用による自宅への薬剤配送・決済の一連の流れをシームレスに完結できる未来型医療の構築につなげる。	人口減少・高齢化における在宅医療分野への支援の充実やパンデミック時における医療体制の確保	法令①②③においてオンライン服薬指導の実施に係る要件を規定 令和2年4月10日厚生労働省事務連絡④においてオンライン服薬指導の実施に係る要件を緩和（コロナによる特例） 法令⑤⑥において、販売・授与目的の調剤は処方箋（原本）によるものと規定	①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（薬機法）第9条の3 ②薬機法施行規則第15条の13 ③薬機法等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局長発出通知） ④新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課発出事務連絡） ⑤薬剤師法第23条 ⑥保険薬局及び保険薬剤師診療担当規則第8条	②の実施要件の撤廃 ④の時限的・特例的な取扱いに類する実施要件の設定 ⑤⑥の規制の緩和（処方箋原本によらない調剤を可能とする）	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年要目として「医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。	処方箋原本を所持していない状況下での調剤行為は、現在、時限的措置としてのみ認められており、この時限的措置が解除されれば、オンライン服薬指導の浸透が遅延する要因の1つとなり得ます。 処方箋の原本規制についても明確に見直し事項とされているのか。	厚生労働省	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた時限的措置として、患者が薬局で電話等服薬指導を希望する場合、薬局が原本を入手するまでの間は医療機関から薬局へ直接FAX等で送付された処方箋を原本とみなせることとしております。時限的措置の実績等を踏まえ、薬機法に基づくルールの見直しについて具体化を進め、処方箋の扱いについても検討予定ですが、なお、2023年1月より運用開始予定の電子処方箋システムにより、オンライン服薬指導を行う場合においても電子的に処方箋原本をやり取りすることが可能となります。
静岡県浜松市	16	一包装調剤業務の集約化	保険薬局間における連携体制（大型薬局へ調剤業務の一部を委託）を構築することで、地域薬局における業務改革を実現（調剤業務にかかる労力を軽減し、薬剤師が在宅医療業務やオンライン服薬指導業務などに注力できる体制を整備）し、地域包括ケアへ積極参画する体制を整備する。	常勤薬剤師が1人である薬局は全国的に4割を超えていることから、市内の保険薬局が地域連携基盤を通じて情報連携し、特に負担が重い一包装調剤業務を大型薬局がサポートすることにより、地域薬局の薬剤師が在宅医療業務やオンライン服薬指導等の新たなICT活用業務を活用したケアに注力できる地域医療の構築につながる。	法令①において薬局における調剤（調剤の求めがあった場合、当該薬局の薬剤師がその薬局で調剤すること）を規定 法令②③において、販売・授与目的の調剤は処方箋（原本）によるものと規定	①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11 ②薬剤師法第23条 ③保険薬局及び保険薬剤師診療担当規則第8条	①に調剤業務（特に一包装調剤業務）を他の薬局に委託可能とする旨の規定を追加 ②③に業務の一部委託による調剤は、電子媒体等による処方箋の副本を参照することで調剤可能とする旨の規定を追加	厚生労働省	薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。 患者への薬剤の適切な交付は、委託元へ一包装された委託品を渡し、そこから患者宅へ配送するフローと、委託先（分包装センター）から患者宅へ直接配送するフローの2種類を検討しており、患者や委託元のニーズに合わせた対応が必要と考えている。 以上より、ご指摘の点は明確化できるところから緩和を求めます。	責任の所在は、例えば、「一包装した医薬品の品質に関しては委託先（分包装センター）、一包装した医薬品以外の調剤医薬品（外用等）や処方監査、服薬指導等は委託元にする。」「患者宅への配送は、委託先から配送するか、委託元から配送するかで切り分ける。」など明確化することは可能と考えている。 患者への薬剤の適切な交付は、委託元へ一包装された委託品を渡し、そこから患者宅へ配送するフローと、委託先（分包装センター）から患者宅へ直接配送するフローの2種類を検討しており、患者や委託元のニーズに合わせた対応が必要と考えている。 以上より、ご指摘の点は明確化できるところから緩和を求めます。	厚生労働省	薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。
静岡県浜松市	17	オンライン障がい児通所サービス	障害をもつ児童に対し、通所サービスとテレビ電話等を活用した遠隔での支援サービスを組み合わせ、各児童の状況に合わせたサービスの提供とする。	①発達障がい児への社会的な関心、研究機運の高まり ②現在の障がい児支援事業の意図と新しい生活様式対応での限界 ③GIGAスクール構想の加速化と発達障がい児支援への遅れICT化	児童福祉法が「通所」前提であること。 人員配置や設置基準が、児童福祉法に則って「通所」を前提とした基準（人員、設備、運営）で定めている。 遠隔オンライン支援は、「コロナ禍での代替手段」として厚生労働省事務連絡で認められているのみ。	児童福祉法第6条の2の2	「通所」を前提とした基準に加え、オンラインによる支援も選択可能とする	厚生労働省	障害児通所支援である児童発達支援、放課後等デイサービスについては、児童福祉法第6条の2の2において、施設に通わず以下のような支援を行うこととされている。 ・児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること ・放課後等デイサービス：生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること これらは施設に通所し、職員や他の児童等との集団での相互交流等により提供できるものと考えており、オンラインによる支援を対面とすることはできない。 なお、コロナ禍において認められているオンラインによる支援については、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、利用者が事業所へ通うことを控えている場合における代替措置として、オンライン等の機器を活用しながらできる限りの支援を行った場合には、報酬上の評価を行うものである。	提案は支援の全てを遠隔支援にだけにするという提案ではなく、対面での支援をしつつ、必要な場合に遠隔支援の選択肢も認めていただきたいというものである。提案事業者は、2020年4月以降全国で延べ3万回近隣の遠隔オンライン支援をしており、利用者への調査を実施したところ、実際に遠隔支援を利用した多くの人がコロナ終息後の社会にも必要と考えている結果が出た（利用した人のうち、77.8%）。子どもや親の体調、天候等で通えない場合などに遠隔支援を受けることができるメリットは大きく、新型コロナウイルス感染症対策としては、ICT社会に必要な、新しい支援の在り方として求める方が多いため、緩和を求めます。	厚生労働省	障害児通所支援については前回の回答でお示したとおり、集団生活への適応訓練や社会との交流の促進等の支援について、施設に通わず職員や他の児童等との集団での相互交流等により提供できるものと考えており、コロナ禍において認められているオンラインによる支援は、利用者が事業所へ通うことを控えている場合に代る代替措置として、臨時的に認めているものである。 提案主体が提示した民間事業者の調査は、新型コロナウイルスが蔓延している2020年5月18日～26日に行われ、新型コロナウイルスの特例として行っている代替的支援についての保護者の受け止めを反映したものであり、通常時の支援として行われることを前提としたものではなく、通所による通常の支援に対するICTを活用した支援の有効性を単純に示したものは考えられない。 また、提案主体が提示した調査結果にもあるように、タブレット等の端末の前に子どもを座らせるために、保護者に対して負担を強いものであるとあり、ICTを活用した支援について、通所による支援と同様の評価を行うことはできない。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	18	内水氾濫における浸水予測/気象情報と災害情報のリスク	<p>①リアルタイムな浸水情報の提供（浸水危険地域の道路脇、排水路等に水位計、冠水センサーおよびカメラを設置し、リアルタイムな浸水情報を提供する。）</p> <p>②浸水エリアの推測（水位データと国土地理院の数値標高データの組合せにより、地域の浸水状況推測し、地図上に表示する。）</p> <p>③浸水の予測（代表地点に雨量計を設置し、水位データ、実雨量データと気象庁の予測雨量データの組み合わせにより、6時間先までの浸水を予測する。）</p> <p>④浸水発生プロセスの解明（各地点の水位の時系列データより浸水発生プロセスを解明する。）</p> <p>⑤データ連携（土木スマホ通報システムとの連携：投稿データ画像の位置情報よりクラウド上のGISへの反映、浜松市防災マップとの連携：早期の通行止め規制） ⇒浸水被害の軽減、浸水による交通への影響の軽減 ・事故データや、データベンダーの持つ天候情報やSNS、位置情報等、リアルタイム性を重視した多角的なデータを取得・分析し、災害モニタリングツールを通じて情報提供</p>	<p>①浸水被害の軽減</p> <p>②浸水による交通への影響の軽減</p> <p>③浸水プロセスを解明できるため、浸水に対する防災対策立案の理論的根拠とすることができる</p>	<p>自然現象の予測情報を一般公開するには気象庁長官の許可を受ける必要があり、予測には気象予報士が介在しなければならない。このため、提案サービスのようなソフトウェアによる自動的な予測は住民公開できない。</p> <p>「洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しないとなっており、内水氾濫の予報業務許可を得ることはできない。</p> <p>ただし、予測情報を一般公開せず、予測を正しく認識可能な組織内で利用する場合はこの限りではない。そこで、次のような条件の下で規制対象から外すことができれば、地域住民への公開が可能となる。</p>	<p>気象業務法第17条および第19条の3（自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない。）</p> <p>気象等の予報業務の許可等に関する審査基準（気象等の予報業務の許可等に関する審査基準</p>	<p>自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない規程の撤廃、</p> <p>予測情報を一般公開せず、予測を正しく認識可能な組織内で利用する場合はこの限りではない。そこで、次のような条件の下で規制対象から外すことができれば、地域住民への公開が可能となる。</p> <p>・限定公開：非公開URLでのID、PASSWORD認証方式</p> <p>・予測情報の説明：性質および信頼性の説明の表示</p> <p>・気象庁や国土交通省等の国の機関、自衛隊、県、NexcoやJR等の交通インフラ、中部電力やガス等のインフラ会社、市町村等の限られた関係機関の間のみでの予報及び利用の許可</p>	国土交通省	<p>○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないよう、予報業務許可制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報士に行わせること等を義務付けている。</p> <p>○提案にある洪水の予報業務については、防災との関連が高いこと及び、純粋な気象現象の予測だけでなく、その時々々の河川の状態等の様々な要因によって影響され、気象庁以外の者において技術的に適確な予報を行うことが困難であったことから、現在まで許可を行っていない。一方で、近年のシミュレーション技術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していくため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）において、気象庁以外の者における洪水の予報業務の許可のあり方について検討を進めているところ。この中で、気象予報士の介在の必要性についても議論いただいている。</p>	<p>検討している事業内容は、避難指示等の発出業務ではなく、予測という注意報である。予測雨量は気象庁などのデータを活用し、設置した冠水のセンサー情報と組み合わせ、冠水予測という注意報を限定された地域に出すことにより、地域住民の生活向上に役立てることを考えている。防災情報をピンポイントの狭いエリアにタイミングよく出すことにより、人的、物的被害の軽減につながる。地域住民にその情報の特性を理解し納得していただき、有用な情報にしていきたいものであり、規制の緩和を要望する。</p>	国土交通省	<p>○洪水の予報に関しては、「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）の検討結果を踏まえ、今後、許可制度の具体設計を行い、民間気象事業者等による洪水の予報業務許可を新たに設けるよう検討を進めている。</p> <p>○なお、同検討会では、事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれを理解・同意することが重要との指摘をいただいている。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県・常滑市共同	1	事業用自動車の複数事業者による利用	①自動運転・自動搬送サービス（旅客自動車運送事業について特定事業者間の貸し借りを認める）	事業用自動車の同一車両の複数用途利用（複数事業者による利用）を容認することで、当該車両の無駄のない利用や事業者の採算性向上を実現する。	現行法では、乗合事業者等の所有する事業用自動車他事業者へ貸渡し、当該事業者が有償運送を行うことは認められないため、現時点においては高額な自動運転車両を効率的に活用できない。	道路運送法第33条	一定の要件の下、乗合事業者等が旅客運送事業用として所有する車両を特定の事業者が利用して有償運送（旅客・貨物）を行うことを認める。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところ、制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。 道路運送法では、輸送の安全性確保等の観点から事業の事前許可制を設けており、同法の許可等を持たない者による有償での旅客運送は、これらの観点から重大な懸念があるため、認めていないが、許可を受けた事業者間において、個別の事業計画に応じて、適切な事業計画のもとで、車両の貸し借りがなされる場合には対応可能。	貴省からのご回答は、既存の制度をご説明いただいているに留まっているものと思慮します。私どもは、自動運転車両の社会実装を前提にビジネスモデルを検討しておりますが、別添補足資料について、現行規定では対応不可とされていることから、規制の緩和を求めているものです。 【補足資料番号：1】	国土交通省	使用車両が自動運転車両が否かに関わらず、一般乗合旅客運送事業者は、貨物自動車運送事業法の許可を取得することなく、道路運送法第82条に基づき、旅客輸送に付随して少量の貨物を運送することが可能である。また、旅客の手荷物の運送など、一般的に旅客運送に付随する運送として整理でき、貨物自動車運送事業として独立した運送行為と認められない場合には、貨物自動車運送事業法の許可等は不要である。については、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触する場合は、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるところ、頂いた情報のみでは判断ができなかったため、個別にご相談いただきたい。
愛知県・常滑市共同	2	乗合バスと貸切バスの区分撤廃（または許可の切り替えの簡素化）	③スマートモビリティサービス（乗合バス車両による貸切バス事業を認める）	同一車両で乗合バス事業と貸切バス事業の兼業を事実上容認することで、利用側の需要に応じた車両運用が可能となり事業者の採算性向上を実現する。	現行法では、経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別に許可を得る必要があり、乗合バスとして申請した営業車両のうち、貸切バス事業に転用できるものは、予備車に限られることから、現時点では高額な自動運転車両を効率的に活用できない。	道路運送法第4条、第5条	一定の要件の下、乗合バスとして配置した営業車両を用いて貸切バス事業を行うことを認める。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、現行制度でも、乗合・貸切双方の事業許可を受けている事業者がそれぞれの事業間で車両の流用を行うことは認められている。	貴省からのご回答については、承知いたしました。しかしながら、現状の法令の下においては、乗合・貸切の切替時の運行指示を行う場合は、一度営業所に戻らなければならない（実施できるような指示を営業所に戻ることなく実施できるような制度の簡素化をお願いします。切替時の点呼については、電話やオンラインを活用することにより、必要な安全性を確保することは可能と考えております。この制度の見直しをいただくことで、連続的な車両の運用が可能となり、燃料費や人件費の節約が可能となり、採算性を向上させることが可能となります。これにより、自動運転車両の社会実装を念頭においてビジネスモデルの策定の前進につなげることができそうです。	国土交通省	懸念の全く異なる乗合・貸切の切替時の運行指示については、運行指示の内容が大きく異なるため、乗合・貸切の切替時に新たな運行指示を行う場合には、切替時に行う呼称で改めて運行指示を行い、乗務員に内容を理解させた上で新たな指示に基づく運行指示書/運行表を携行させる必要がある。このため、営業所に戻ることなく安全運行を担保することは困難である。ただし、国土交通省としても、現行制度と同等以上の確実性が確保されることを前提に、営業所ではない過疎地におけるICTを活用した点呼を実施出来るよう、慎重に検討しているところである。
愛知県・常滑市共同	3	運送事業者による貨客混載営業	①自動運転・自動搬送サービス（乗合バス車両による有償貨物運送を認める）	貨客混載による運送事業を可能とすることで、空港における待機車両の利用率や事業者の採算性の向上を実現し、持続可能な移動・物流サービスを実現する。	国土交通省自動車局長通知では、タクシーによる貨物自動車運送事業を許可する対象が、人口3万人以下の過疎地域に限られている。	旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について（国土交通省自動車局長通知平成29年8月7日）	タクシーによる貨物運送を可能とし、空港におけるタクシーの稼働率向上を実現するため、過疎地域以外でも貨客混載事業の導入を認めることとする。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところ、制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。	貴省からのご回答は、既存の制度をご説明いただいているに留まっているものと思慮します。私どもは、自動運転車両の社会実装を前提にビジネスモデルを検討しておりますが、別添補足資料について、現行規定では対応不可とされていることから、規制の緩和を求めているものです。 【補足資料番号：2】	国土交通省	使用車両が自動運転車両が否かに関わらず、一般乗合旅客運送事業者は、貨物自動車運送事業法の許可を取得することなく、道路運送法第82条に基づき、旅客輸送に付随して少量の貨物を運送することが可能である。また、旅客の手荷物の運送など、一般的に旅客運送に付随する運送として整理でき、貨物自動車運送事業として独立した運送行為と認められない場合には、貨物自動車運送事業法の許可等は不要である。については、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触する場合は、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるところ、頂いた情報のみでは判断ができなかったため、個別にご相談いただきたい。
愛知県・常滑市共同	4	自家用自動車での有償貨物運送等	①自動運転・自動搬送サービス（自家用自動車での有償貨物運送を認める）	ホテル事業者等の自家用自動運転自動車を活用した有償運送サービス（旅客運送、貨物運送）を認めることで、利用側の需要に応じた車両運用が可能となり、既成概念にとらわれない様々なモビリティ活用のあり方を実現する。	現行法では、自家用自動車での有償貨物運送は、公共福祉を確保するためやむを得ない場合に限り認められているが、具体的には繁忙期の引越越し業者等に限定されている。このため、ホテル事業者等が地域のニーズに応じ、一時的に有償運送サービスを行う自動運転車両に対する投資を回収するというビジネスモデルが構築できない。	道路運送法第78条	一定の要件の下で自動運転車両の普及のため、「公共福祉を確保するためやむを得ない場合」に該当することとし、自家用自動車による有償運送を可能とする。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。	貴省からのご回答は、既存の制度をご説明いただいているに留まっているものと思慮します。私どもは、自動運転車両の社会実装を前提にビジネスモデルを検討しておりますが、別添補足資料について、現行規定では対応不可とされていることから、規制の緩和を求めているものです。 【補足資料番号：3】	国土交通省	事業として有償で貨物運送を行う場合には、輸送の安全性確保や荷主保護を担保するため、貨物の運送に適した車両を確保していただくほか、 ・安全性確保に係る従業員への指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の安全を確保するための適正な点検及び整備管理体制の確保 ・適正な運送約款の整備 ・十分な損害賠償能力の確保 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備が必要であるところ、これは、事業において自動運転車両を活用する場合にも同様にその必要性が認められると考えます。 そのため、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、1次回答のとおり、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。
愛知県・常滑市共同	5	自動運転事業に必要な手続のワンストップ化等	①自動運転・自動搬送サービス ③スマートモビリティサービス（自動運転事業に必要な路側施設に要する占用料は不要とする）	次世代モビリティによるサービス提供の実現性を高め、自動車産業の国際競争力の強化を実現する。	自動運転車両の走行には、路側施設（センサー、安全確保のため注意喚起表示等）が必要となるが、それらに対する道路占用については、各道路管理者が減免の対象とするか否かを個別に判断しており、煩雑かつ時間を要する。	道路法第39条	スーパーシティ型特区の指定区域内においては、自動運転車両用の路側施設に係る道路占用については手続をワンストップ化するとともに、自動運転車両用の路側施設を道路施設の一部とみなすことを明確化するなど、路側施設が道路占用料の政策的減免の対象となり得ることを明確化する。	国土交通省	（路側施設に係る道路占用についての手続きをワンストップ化） 直轄国道においては、占用手続きについて「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化（平成23年12月28日 国土通知第18号、第19号）」等により緩和措置を講じ、ワンストップ化を図っている。 （路側施設を道路占用料の政策的減免の対象とする） 直轄国道においては、自動運転補助施設（路面施設）の占用料について、持続的な公共交通網形成が難しい地域等への自動運転サービスの普及促進のため、令和13年3月31日までの間免除としている。地方公共団体が管理する道路について、政策減免の対象を含む占用料の額及び徴収方法は、条例で定めることになっていることから、国の取扱いを各地方公共団体に通知しているところ。なお、直轄国道においては、提案内容にあるような、その他の自動運転に必要な施設については、現時点、検討していない。			
愛知県・常滑市共同	6	歩車混在道路の認可	③スマートモビリティサービス（自動運転車両の歩道走行及び歩行者の車道通行を認める）	小型自動搬送車や無人移動販売車等の歩道走行が可能となることで、歩道を活用した多様なサービス提供が可能となり、次世代モビリティによる地域活性化を実現するとともに、歩行者が自由に行き交う人間中心の都市空間を実現する。	現行法では、道路に歩道と車道の区別を設け、その区分がある道路においては、原則、車両は歩道を走行できず、歩行者は車道を通行できないこととしている。	道路交通法第10条 道路交通法第17条 道路構造令	安全性の確保された完全自動運転車両のみが走行することを前提に、車両の通行区分、歩行者の通行ルールを適用しないこととする。	警察庁	道路を歩道と車道に区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されているところ、これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものです。 創提案の「小型自動搬送車や無人移動販売車等」の具体的な大きさや速度、構造、形態等が定かではありませんが、自動車の速度を抑制する措置が講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある歩車共存道路については現行法上も認められているものと承知しています。他方、更に進んで、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に進入できるようにすることについては、歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。 なお、新たなモビリティを含む多様な交通主体全体としての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点） 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県・常滑市共同	7	路面サイネージ・発電舗装の敷設	①自動運転・自動搬送サービス（歩車へ情報提供する路面サイネージ・発電舗装を許可する）	路面における歩車への情報提供の技術をトランジストモータや歩道での自転車や超小型モビリティの共存等と併用し、歩行者中心としたまちづくりの新たなインフラ提供を実現する。	現行政令では、路面サイネージの埋設について基準が定められていない。また、太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあることされており、発電設備を公道の路面に敷設出来ない。	道路法施行令第11条の6 道路構造令	道路敷へのデジタルサイネージや太陽光発電設備の埋設設置を可能とするよう基準を改める。	国土交通省	（道路へのデジタルサイネージや太陽光発電設備の埋設設置） 車道においては、安全かつ円滑な交通を確保するために舗装へのものとされているため、現時点では路面サイネージや太陽光発電設備の路面への敷設はできないが、舗装と同等の性能を確保する等の技術開発の進展により、安全が確保される場合は対応可能となる場合がある。			
愛知県・常滑市共同	8	道路運送法に規定された事業計画及び運行管理者に係る定め	①自動運転・自動搬送サービス（サービス提供の簡素化）	サービスを提供する営業区域における営業所や車庫、および運行管理者の設置要件を緩和することで、多様な事業者によるサービス提供を実現する。	道路運送法第5条に定める事業計画には、営業区域内における主たる事務所及び営業所の位置や自動車車両の位置及び収容能力の記載が義務づけられていることから、自動運転車両を効率的に運用するためであっても営業区域外に車庫等を設けることができない。また、運行管理者については、同法23条に基づき省令により運行管理者の人数や選任基準が事細かに定められているため、自動運転車両の能力の如何に関わらず一定の人員を配置しなければならない。	道路運送法第5条、第23条 道路運送法施行規則第4条 旅客自動車運送事業運輸規則第49条の9	自動運転・自動搬送サービスに係る場合など、一定の要件の下で、営業区域外に設置した営業所や車庫による運行を可能とするともに、運行管理者に係る選任基準を緩和する。	国土交通省	（運行管理者の選任基準について） 事業者には、輸送の安全確保の観点から、営業所ごとにその運転者と車両の管理を行う運行管理者を選任することを義務付けているところ、自動運転・自動搬送サービスにおいて運行管理者の選任基準を緩和することは、車両の適切な管理を進め輸送の安全性確保を損なう懸念があるため、対応することは困難である。 （営業区域について） 規制改革事項について明確化を要するが、営業所は運行管理や車両整備、利用者の安全確保に係る対応を行う事務所であり、営業所が営業区域外に設置された場合、迅速な事故対応、効率的な車両整備が実施できないことにより安全面に支障が生じるため、認められない。	国土交通省	私もでも、営業拠点と車両保管場所が同一の場所ではないケースを想定しております。こうした場合であっても、出退勤管理、点呼・運行指示をリモート方式により実施することで、営業拠点と車両保管場所が同一の場合と同等のガバナンスを確保できるものと考えております。また自動運転車両を前提としているため、車両の状態については各種センサー等により随時把握することができ、車両整備の効率性には支障はございません。事故対応については、事故現場から最寄りの営業所より駆けつけることで、迅速な対応が可能です。つきましては、自動運転車両を前提とし、高額な車両を効率的に運行する観点に立った制度の見直しをお願いいたします。	
愛知県・常滑市共同	9	道路運送車両の保安基準の緩和	①自動運転・自動搬送サービス（乗合バス事業者による同一車両での有償貨物運送を認める）	利用用途に応じた座席レイアウトの変更を可能とする。旅客・貨物のそれぞれに適したレイアウトへの変更手順を簡素化することで、車両の無駄のない利用や事業者の採算性向上を実現する。	現行法では、車両等を新たにその事業の用に供するときは、省令で定める公共交通移動等円滑化基準に適合させなければならないとされている。また、告示において座席のレイアウトなどについても、事細かに規定されているため、自動運転による乗合バス車両を開放期や深夜等に貨物輸送車両として転用するなど、自動運転車両のシームレスな運用ができない。	道路運送車両法第40条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第8条、第9条 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）を定める省令第40条 移動等円滑化のために必要なバス車両の構造及び設備に関する細目を定める告示	自動運転車両の運用効率を高めることにつながる同一車両による旅客運送・貨物運送の一元化を実現するため、公共交通移動等円滑化基準を柔軟に取扱うことで、乗合バス車両の手すり等高齢者、障害者等の移動の円滑化に資する設備の一時的な取り外しを容易にする。また、併せて、座席レイアウトなど詳細にわたり事細かに規定した告示を改める。	国土交通省	同一車両における旅客運送・貨物運送を可能にする可動式手すり等の設備を備えることのみをもって、車両が公共交通移動等円滑化基準に不適合であるとするものではないと考える。また、同基準は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進を目的とした基準であることから、対象となる車両等は旅客運送を行うための事業の用に供する車両等であり、貨物運送車両には、同基準は適用されない。なお、記載の提案内容のみからは明確ではないが、移動等円滑化のために必要なバス車両の構造及び設備に関する細目を定める告示については、座席レイアウトを詳細にわたり事細かに規定しているものではない。			
愛知県・常滑市共同	10	公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化の適用除外	①自動運転・自動搬送サービス（乗合バス事業者による同一車両での有償貨物運送を認める）	乗合バス用途における設備基準を緩和することにより、車両の無駄のない利用や事業者の採算性向上を実現する。	現状では、乗合バスにおけるバリアフリーを目的とした車両の設備基準が省令及びガイドラインにより、事細かに定められている。このため、自動運転車両を貸切運行や貨物輸送等、乗合用途以外で使用することを想定して、例えば可動式の手すりを設けたり、床面に可動部分を設けてバリアフリーの代替機能を持たせるなどの措置を講じても一時的な転用を行うことができず、現時点では高額な自動運転車両を効率的に活用できない。	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第8条、第9条 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条 公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン車両等編）	バリアフリー基準については、省令やガイドラインにおいて、事細かに定めるのではなく、営業用車両の多目的運用を念頭に、実情に応じた基準を新たに定める。	国土交通省	同一車両における旅客運送・貨物運送を可能にする可動式手すり・可動式床等の設備を備えることのみをもって、車両が公共交通移動等円滑化基準に不適合であるとするものではないと考える。また、同基準は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進を目的とした基準であることから、対象となる車両等は旅客運送を行うための事業の用に供する車両等であり、貨物運送車両には、同基準は適用されない。なお、バリアフリー整備ガイドラインは同基準に基づく内容を除いて、ガイドラインに従うことを義務付けるものではなく、高齢者、障害者等の多様な利用者の多様なニーズに応えるための整備の具体のあり方を示したものである。			
愛知県・常滑市共同	11	ダイナミックプライシングによる運賃設定	①自動運転・自動搬送サービス（スマートモビリティサービス（一般乗用旅客自動車運送事業における運賃・料金設定方法の見直し、ダイナミックプライシングによる運賃設定を認める）	ダイナミックプライシングによる運賃・料金設定が採用されることで、利用者の行動変容を促し、混雑時の利用減や安定的な利用確保につながり、利用者の利便性・安全性や交通事業者の採算性の確保等を実現し、持続可能な移動・物流サービスを実現する。	現行法では、旅客の運賃及び料金を変更しようとする時は国土交通大臣の認可を受けなければならないが、かつ、能率的な経営の下における適正利潤を加えたものを超えないことが求められている。	道路運送法第9条の3、第10条	上限金額の設定にあり、混雑時のプレミアム料金の乗せなど、行動変容を促すための価格設定を認める。	国土交通省	タクシーのダイナミックプライシングについては、現在検討を進めているところであり、今後、実車による実証実験を行う予定であることから、これにより対応することが可能。 （※令和3年10～12月に実証実験を実施）	国土交通省	【タクシー】 タクシーにおける変動運賃制の導入については、公共交通機関としての役割をしっかりと果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからず変動しないよう、条件を設定する必要はある。このため、国土交通省としては、まずは、令和3年10月から実証実験を行うことで、運用上の課題を抽出し、今後の制度化に向けた検討の材料とすべく検討を進めているところ。 ※詳細については、国土省HPに掲載されておりますので、以下URLをご参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidoshah03_hh_000334.htm また、タクシーの相乗り導入時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら検討することとしている。（※令和3年11月1日施行） 【路線バスのダイナミックプライシング】 混雑状況、繁忙／閑散期に柔軟に対応可能な運賃設定は、いわゆるダイナミックプライシング制度ではなくとも、現行制度でも地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。	
愛知県・常滑市共同	12	既存バス停の利用許可	①自動運転・自動搬送サービス（自動運転車両の既存バス停の利用に際して、自家用有償旅客運送自動車以外の既存バス停の利用を可能とすること）	既存のバス走行ルートを活用した運用を円滑に実施することで、実装までの期間短縮につながり、自動車産業の国際競争力の強化を実現する。	現行法では、バス停に当該バス事業者のバス以外の停車を禁止している。自家用有償旅客運送事業者の車両については、規制緩和によりバス停への停車が認められたところであるが、その他の車両については依然としてバス停の利用が認められておらず、自動運転車両を既存のバス停に停車させることができない。	道路交通法第44条 規制改革推進会議投資等WG提出資料（令和2年12月15日開催：警察庁交通局）自動運転の公道実証実験の安全かつ円滑な実施に向けた対応について（令和3年1月7日付、警察庁交通局事務連絡）	令和3年1月7日警察庁交通局事務連絡「自動運転の公道実証実験の安全かつ円滑な実施に向けた対応について」では、バス停を設置した路線バス事業者の実証実験への参画が前提とされているが、実証実験期間内における自動運転車両や特定旅客自動車運送事業（社員バス等）に対し、既存バス停の利用を許可することを明確化する。	警察庁	自動運転バスの公道実証実験において、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに「駐車可」の標識を設置することなく、既存バス停に駐車することが可能。 以上の回答に際し、本提案に係る記載内容のみでは定かでない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
愛知県・常滑市共同	13	遠隔監視者等の免許制度の確立	①自動運転・自動搬送サービス（遠隔監視による無人自動運転サービスの実施において遠隔監視者等の第二種運転免許を不要とする）	遠隔監視による無人自動運転サービスの実施が可能となり、ドライバー不足が深刻な交通・物流事業者の社会課題の解決を実現する。	ガイドラインでは、遠隔監視者について「第二種運転免許を受けた者に限定する」等の資格要件を定めているが、乗務員については何ら定めがなく、有償運行サービスの事業化に際し、乗務員に求められる資格要件が明確化されていない。	道路交通法第86条第1項 限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン（令和元年6月国土交通省自動車局）自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月警察庁）	国土交通省から認定を受けた事業者の教育プログラム等に合格していることを条件とし、遠隔監視車両の運行における運転者ではない遠隔監視者や、乗務員に対し、第二種運転免許が不要であることを明確化する。	警察庁、 国土交通省	現在、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府と目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提しない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところ。	警察庁	従来「運転者」の存在を必ずしも前提しない場合における交通ルールの在り方について、当庁における検討の進捗状況は、随時、警察庁ウェブサイト（トップページ→「各部署から」→「交通局」→「自動運転」→「調査検討委員会」→「委員会の開催状況はこちら」）において公表しております。いずれにいたしましても、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現を可能とする政府目標を踏まえ、検討を進めているところです。	
愛知県・常滑市共同	14	自動運転車両における運行前点検の効率化	①自動運転・自動搬送サービス（自動運転車両の運行前点検に関する技術基準を緩和する）	事業者のメンテナンスコストの低減につながり、持続可能な自動運転社会を実現する。	ガイドラインでは、交通事業者による無人自動運転移動サービスに係る車両及びシステムの点検を求めており、車載式故障診断装置等の診断装置を使用して車両等の点検を行う必要がある。	限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン（令和元年6月国土交通省自動車局）	車両側システム上での自動点検により、正常/異常を知らせるヒューマン・マシン・インターフェース（HMI）を搭載し、サービス事業者は、HMI部分のみを確認することで対応すること等の対応が可能である旨、ガイドライン等に明示する。	国土交通省	自動運行装置については、道路運送車両法第47条の2に基づく日常点検（運行前点検）の対象となっていないが、「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」において、「自動運転システムについては、自動車製作者等が定める各車両に固有の点検整備方式にも十分に配慮して、これらが適切に行われるようにすることが必要」と記載しているところ、HMIにより、当該ガイドラインに沿って自動運転システムの点検が可能であれば、これを実施することは差し支えない。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
愛知県・常滑市共同	15	遠隔監視システムによる自動運転の運行管理の実現	①自動運転・自動搬送サービス (システムの常時監視による自動運転運行管理を認める)	システムの常時監視による運行管理を可能とする ことで、遠隔監視・操作者の負担軽減と必要人員の削減が可能となり、事業の実現性を高め、自動運転社会を実現する。	現行基準では、「遠隔監視・操作者が、映像及び音により、通常の自動車の運転者と同程度に、実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握できる」とが求められている。	自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月警察庁）	直ちに必要操作が可能形で、常に人が監視することは、遠隔監視・操作者への過大な負担を強いることとなる。また、複数台の監視が出来ないことで事業性が悪化してしまうため、遠隔監視・操作者に対する複数のカメラを監視する義務は課さず、システムを活用した常時監視とし、非常時はシステムアラート等を活用した運用を可能とするよう、基準を改める。	警察庁	自動運行装置を正しく使用している場合は、緊急時等に直ちに運転者に運転を引き継げる状態である限り、常時監視の必要はありません。遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可については、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月）」に基づき、1人が複数台の車両を遠隔監視・操作する実証実験は可能です。以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁	貴庁からご回答いただいた「緊急時等に直ちに運転者に運転を引き継げる状態である限り、常時監視の必要はない」等の文言を「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」に明記いただくことで、遠隔監視システムによる自動運転の運行管理の実現に資することと考えます。つきましては、当該文言について、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」へ早急に明記いただきますようお願いいたします。	警察庁	令和2年9月に「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を改訂し、P6に記載の3(3)アにおいて、「自動運行装置に付された使用条件で同装置を使用して走行させる場合には、監視・操作者は、実験車両が走行している間、必要に応じて実験車両の周囲及び走行する方向の状況や実験車両の状態を監視し、直ちに必要操作を行うことができる状態を保持すること。」と、同趣旨について明記しております。なお、「常時監視の必要はない」と記載することにより、「監視する必要がない」と誤解されるおそれがありますので、「必要に応じて…監視し」と記載いたします。
愛知県・常滑市共同	16	複数台走行する場合の審査基準の緩和	①自動運転・自動搬送サービス (実証実験において一度に複数台の自動運転車の導入を許可する)	実証事業開始までの期間の短縮が可能となり、実証事業のコスト低減とスケジュール短縮を実現し、自動運転技術の社会実装を早期実現する。	現行基準では、「実験車両の数を増やす場合は、原則として1台ずつ増やすとし、都度、新たな実証実験として道路使用許可申請を行うこと」を求めており、複数台を走行させる実証実験モデルを他地域に横展開する際、一度に複数台を導入することができない。	自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月警察庁）	他地域にて同スキームの事業化モデル・走行方法等が確立されている場合は、はじめから複数台の走行を許可できるように基準を改める。	警察庁	公道において遠隔型自動運転システムを用いて自動車も走行させる行為等については、いまだ技術的な安全性が確立されていないことから道路使用許可を受ける必要があり、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月）」に基づき、安全確保措置や実験車両の構造等を個別に確認し必要な条件を付しています。他地域において走行方法等が確立されている場合であっても、新たな実施場所においては走行環境や通信環境が異なることから、安全に公道を走行させることを確認するため、同時に監視・操作する実験車両については、原則として1台ずつ増やすこととしていますが、個別の事情によって合理化できる場合もあることから、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁	貴庁からのご回答によれば、個別の事情によっては申請を合理化できる場合もあるとのことですが、どのような場合に申請を合理化出来るのか、例えば、交通量が少い地域において、1名の監視・操作者が複数台の実験車両を走行させている実証実験経験の有無、走行方法等が確立されている場合において、これまでより交通量が少なく、遠隔型自動運転システムの実証実験が容易に行えるような道路環境において、新たに実証実験を行う場合は、合理化できる場合もあると考えられます。現時点では事例の蓄積が少なく、どのような場合に合理化できるのか類型的にお示しするのは難しいところ、どのような場合であれば合理化できるのか、当庁として検討するためにも、新たに実証実験を行う場合には個別に御相談ください。		
愛知県・常滑市共同	17	緊急時対応に求められる事業実施体制の必要水準の緩和	①自動運転・自動搬送サービス (緊急時対応に求められる事業体制の必要水準を緩和する)	事業関係者に求められる事業実施体制を緩和することで、実証実験あたりの必要人員やコストの低減につながり、事業の実現性が高まることで自動運転社会を早期実現する。	現行基準では、「監視・操作が困難な状態となり得ることを踏まえた安全対策」が必要であることを規定しており、運用上、安全確保措置として、緊急時に事業関係者が現場に急行できる体制であることを求めているため、遠隔監視の場所を近接して設けなければならない。また、求められている急行できる体制について、緊急時から何分以内に現場へ到着する必要があるかの定義が明確になっていない。	自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月警察庁）	実証実験の内容に応じ、ロードサービス会社や警備会社などによって現場に急行させるなど、事業関係者の現場への急行以外の安全確保措置を認める運用とする。	警察庁	「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月）」では、安全確保措置として「交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められたときには、実験の関係者が現場に急行できるような体制を整備していること」を求めています。事業関係者に限らず委託業者等において適切に対応していただくことは可能です。以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。				
愛知県・常滑市共同	18	乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和	③スマートモビリティサービス (乗合バス事業者の運行計画、運賃等の許可申請手続の簡素化)	運行計画・運賃等の許可や変更を柔軟に実行できるようにすることで、利用者のニーズや需要の変化に即応することが可能となり、利用者の利便性・満足度向上や事業の実現性を高めることになり、持続可能な移動サービスを実現する。	道路運送法第5条では、事業者が乗合バスの許可を受けるに際しては、路線、停留所、運賃等を記載した事業計画を事前に運輸局へ申請する必要があることを規定しており、同法第15条では、事業計画の変更にあたり、認可若しくは届出が義務づけられている。これらについては、標準処理期間が設けられているが、いずれも長期期間を要するため、市場や社会情勢に応じた柔軟な路線変更や価格設定等を困難としている。【標準処理期間例：事業計画の変更認可（路線変更）：2カ月、上限運賃料金の認可：3カ月】	道路運送法第5条、第15条	利用者のニーズや需要の変化に即応できるように、スーパーシティ型特区の指定区域内では、乗合バス事業者の運行計画・運賃等の柔軟な変更を可能とする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、現行制度においても、運行計画や運賃設定、標準処理期間の短縮など、地域公共交通会議を活用して柔軟な対応が可能である。				
愛知県・常滑市共同	19	ヘリポート・場外離発着場の要件緩和	②空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス (空飛ぶクルマ用ポートの許可基準の合理化を行う)	空飛ぶクルマ用ポートの許可基準の緩和により、街中でのポート設置が容易となり、離発着場所の選択幅が拡大することで、多様な利用目的に応じた技術実証・実装を実現する。	現行法では、航空機の発着場所は国土交通大臣の許可を要することとされている。現行の許可基準は、既存の航空機やヘリコプターを想定しており、街中等での使用を想定する空飛ぶクルマ用ポートを想定したものとなっていない。	航空法第79条但し書き 地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準（国土交通省航空局長通知：平成29年2月13日）	空飛ぶクルマ用ポートについて、必要に応じて新たな基準を設ける。	国土交通省	【航空法について】 2023年の事業スタートに必要な基準について、事業者や地域において、運航体制の整備や機体開発などが円滑に進むよう、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表してまいります。	国土交通省	貴省の回答について承知したところですが、運行体制の整備に向けた関係者との調整や機体開発には、一定の時間を要することが見込まれることから、官民協議会での議論の後、速やかにその結果を公表いただきたいと思います。	国土交通省	「空の移動革命に向けた官民協議会」での検討資料等は国土交通省及び経済産業省HP内、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」での検討資料等は内閣官房HP内にて速やかに公開しております。
愛知県・常滑市共同	20	最低安全高度の緩和	②空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス (空飛ぶクルマの最低安全高度を緩和する)	空飛ぶクルマの飛行可能高度が拡大することで、活用幅が広がり、利便性と実用性が高まり、社会実装を実現する。	現行法では、国土交通大臣から許可を受けた場合以外の最低安全高度が150m定められており、空飛ぶクルマを近距離で運用することが困難となっている。	航空法第81条、第132条 航空法施行規則第174条	空域管理システムによる監視について、新たな基準を設ける	国土交通省	【航空法について】 2023年の事業スタートに必要な基準について、事業者や地域において、運航体制の整備や機体開発などが円滑に進むよう、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表してまいります。	国土交通省	貴省の回答について承知したところですが、運行体制の整備に向けた関係者との調整や機体開発には、一定の時間を要することが見込まれることから、官民協議会での議論の後、速やかにその結果を公表いただきたいと思います。	国土交通省	「空の移動革命に向けた官民協議会」での検討資料等は国土交通省及び経済産業省HP内、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」での検討資料等は内閣官房HP内にて速やかに公開しております。
愛知県・常滑市共同	21	残燃料基準の緩和	②空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス (空飛ぶクルマの残燃料基準を緩和する)	同一スペースでの飛行可能距離の拡大に寄与するため、機体あたりの費用対効果の向上につながり、利便性と実用性を高めることで、社会実装を実現する。	現行法及び省令では、空飛ぶクルマについても回転翼航空機として、残燃料の基準を「最も長い距離を飛行することができる速度で20分間飛行することができる燃料の量、当該着陸地までの飛行を終わるまでに要する時間の10%に相当する時間を飛行することができる燃料の量及び不測の事態を考慮して国土交通大臣が告示で定める燃料の量を加えた量」と定められており、短時間、近距離での運用が想定されていない。	航空法第63条 航空法施行規則第153条	空飛ぶクルマの活用ケースに応じた残燃料基準を設定する。	国土交通省	【航空法について】 2023年の事業スタートに必要な基準について、事業者や地域において、運航体制の整備や機体開発などが円滑に進むよう、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表してまいります。	国土交通省	貴省の回答について承知したところですが、運行体制の整備に向けた関係者との調整や機体開発には、一定の時間を要することが見込まれることから、官民協議会での議論の後、速やかにその結果を公表いただきたいと思います。	国土交通省	「空の移動革命に向けた官民協議会」での検討資料等は国土交通省及び経済産業省HP内、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」での検討資料等は内閣官房HP内にて速やかに公開しております。
愛知県・常滑市共同	22	空飛ぶクルマの飛行試験に係る運行関連の各許可手続の簡素化	②空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス (空飛ぶクルマの飛行試験に係る運行関連の各許可手続を簡素化する)	空飛ぶクルマの飛行試験を行うまでに要する時間とコストの削減が可能となり、技術開発のスピードを加速するとともに多くの事業者が実証環境を提供することが可能となり、空飛ぶクルマの社会実装を早期実現する。	現行法では、空飛ぶクルマの飛行試験にあたっては、運行関連の許可（場外離発着場、最低高度以下での飛行、無操縦者航空機の飛行）を取得する必要がある。	航空法第79条、第81条、第87条	一定のエリアにおける空飛ぶクルマの飛行試験に関して、事業認定制度を設けることで、運行に関する許可手続を簡素化する特例を設ける。	国土交通省	【航空法について】 今後本格的に実施される試験飛行に関する許可基準を明確にし、具体的な実証実験の計画を踏まえ、2021年度中に、試験飛行のガイドラインを新たに策定・公表します。	国土交通省	貴省の回答について承知したところですが、出来るだけ速やかに、新たな試験飛行のガイドラインをお示しいただくとともに、事業者からの意見を表明する機会をご用意いただければ幸いです。	国土交通省	試験飛行のガイドラインについては、2021年度中に新たに策定・公表しますので、まずは初版をご確認ください。
愛知県・常滑市共同	23	空飛ぶクルマの飛行試験に係る機体の試験飛行許可手続の簡素化	②空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス (空飛ぶクルマの飛行試験に係る機体の試験飛行許可手続を簡素化する)	空飛ぶクルマの飛行試験を行うまでに要する時間とコストの削減が可能となり、技術開発のスピードを加速するとともに多くの事業者が実証環境を提供することが可能となり、空飛ぶクルマの社会実装を早期実現する。	現行法では、空飛ぶクルマの飛行試験にあたっては、耐空証明を持たない機体として、機体ごとに試験飛行許可を取得する必要がある。	航空法第10条、第11条但し書き	一定のエリアにおける空飛ぶクルマの飛行試験に関して、事業認定制度を設けることで、耐空証明を持たない機体であっても試験飛行許可手続を簡素化する特例を設ける。	国土交通省	【航空法について】 今後本格的に実施される試験飛行に関する許可基準を明確にし、具体的な実証実験の計画を踏まえ、2021年度中に、試験飛行のガイドラインを新たに策定・公表します。	国土交通省	貴省の回答について承知したところですが、出来るだけ速やかに、新たな試験飛行のガイドラインをお示しいただくとともに、事業者からの意見を表明する機会をご用意いただければ幸いです。	国土交通省	試験飛行のガイドラインについては、2021年度中に新たに策定・公表しますので、まずは初版をご確認ください。
愛知県・常滑市共同	24	道路の点検に関連する法律緩和	④次世代アセットマネジメント (遠隔目視による道路点検が可能であることの明確化)	ドローンを用いた道路保守管理を実現し、インフラ管理の効率化・高度化やドローン技術の社会実装を実現する。	現行法及び省令では、道路の維持又は修繕（法定点検）に関する技術的基準として、トンネル等の点検には必要な知識及び技能を有する者が近接目視により行うことを基本としている。国土交通省要綱によれば、ドローンを用いた法定点検も道路管理者の判断により可としているが、国家賠償法第2条の無過失責任に見られるような公物管理の責任とも相まって、その導入に消極的な要因となっている。	道路法第42条 道路法施行規則第4条の5の6	道路の法定点検等について、ドローンを用いた遠隔目視点検の導入を加速させるため、ドローン利用目的のホワイトリストを作成し、遠隔目視による道路点検をそのリストに位置付けるなど、公物管理におけるドローン活用を明確化する。	国土交通省	道路分野では、定期点検でドローン等の点検支援技術の活用を検討する場合の参考資料として、点検支援技術性能カタログを取りまとめています。また、第14回道路技術小委員会（令和2年11月12日）において、定期点検の更なる効率化・合理化に向けた取組として、部位・部材ごとの最適な点検手法を検討の方向性として提示し、検討に着手したところです。				

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県・常滑市共同	25	河川・港湾・海岸保全施設の点検に関連する基準の明確化	④次世代アセットマネジメント（遠隔目視による河川・港湾点検・海岸保全施設管理が可能であることの明確化）	ドローンを用いた河川・港湾管理・海岸保全施設の管理を実現し、インフラ管理の効率化・高度化やドローン技術の社会実装を実現する。	河川管理施設の維持又は修繕（法定点検）に関する技術的基準として、河川管理施設の点検は目視その適切な方法により行うこととされており、ドローンの使用の適否が明確化されていない。また、港湾施設については、技術基準対象施設の維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることが標準とされているが、維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるとされているのみであり、港湾施設の維持管理に際し、ドローンの使用の適否が明確化されていない。「適切な時期に、海岸保全施設の巡視を行う」と等が定められており、管理マニュアルでは、「巡視（ロボット）」においては、陸上からの目視踏査や近接的な目視等により、変状の進展状況を確認するものとする。」とされており、海岸保全施設の維持管理に際し、ドローンの使用の適否が明確化されていない。	河川法第15条の2第2項 河川法施行令第9条の3第2項 港湾法第56条の2の2 省令第4条 技術基準対象施設の維持に必要事項を定める告示 海岸法第14条の5 海岸法施行規則第5条の8 海岸保全施設維持管理マニュアル（平成30年5月農林水産省、国土交通省）	河川管理施設、港湾施設、海岸保全施設の法定点検等について、ドローンを用いた遠隔目視点検の導入を加速させるため、ドローン利用目的のホワイトリストを作成し、遠隔目視による河川管理施設、港湾施設、海岸保全施設をそのリストに位置付けるなど、公物管理におけるドローン活用の根拠を明確化する。	国土交通省、農林水産省	【河川管理施設について】 河川管理施設の点検等において、「その他適切な方法」としてドローンの使用を不可能としている規制等はありません。 また、平成31年4月に改定した「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」及び「同参考資料」において、「点検にあたっては、従来技術の向上や、近年の新技术の進展を踏まえ、必要に応じて、モバイルマッピングシステム（MMS：Mobile Mapping System）、レーダー空洞探査による護岸背面の非破壊検査、航空レーザーを用いた河川地形モニタリング技術、無人航空機（UAV：Unmanned Aerial Vehicles）を用いた地形測量技術等を活用するものとする。」としており、活動を促しているところ。 現在、新たな技術の開発や、既存の新技术等について性能や活用できる現場条件等を評価しているところであり、一定の水準を満たした技術がどの様な場合であれば点検等に採用できるかを明瞭化し、ホワイトリストとして点検要領等へ具体的に記載していく考えです。 【海岸保全施設について】 海岸保全施設の点検等に関する標準的な要領を示した「海岸保全施設維持管理マニュアル」を令和2年6月に改訂し、効率的に点検診断できるように新技术等（点検に関する技術の例）の活用を積極的に推進することとしているほか、同マニュアルの参考資料－2「点検に関する技術の例」において、UAV搭載型カメラによる空中写真測量や水中ドローンによる水中部の動画撮影など、ドローンを用いて点検を行うことができる対象施設や点検区分などの適用範囲を示しています。引き続きドローンを含めた新技术の活用を積極的に促していく考えです。 【港湾分野】 港湾の技術基準対象施設の点検診断の方法等の考え方を定めた「港湾施設の点検診断ガイドライン」を令和2年3月に一部変更し、点検診断において、「ドローン等により目視と同等に変状の把握ができ、劣化度を判定できると点検診断を実施する者が判断する新技术による場合も目視とみなす」とドローンの活用を事例として明記しています。なお、同ガイドラインの参考資料として、「点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）」を新たに作成し、ドローンによる護岸の被災調査、ドローンやナローマルチームを活用した3次元測量などの事例を紹介しています。また、令和2年度に「港湾施設の新しい点検技術カタログ（案）」をとりまとめ、ドローンを含めた新技术の活用を積極的に促しています。			
愛知県・常滑市共同	26	水素を低圧供給するパイプラインを敷設する際の付与義務の廃止	④グリーンエネルギー（付与義務の廃止）	不特定多数への供給を念頭においた低圧水素の供給網を構築することで、燃料電池の普及を促進する。	省令では、低圧により供給されるガスについては、付与義務が定められているが、付与水素は燃料電池を浸食するおそれがあるため、パイプラインを敷設して低圧水素を供給した場合、付与成分の除去装置が必要となり燃料電池普及促進の支障となり得る。	ガス事業法第21条 ガス工作物の技術上の基準を定める省令第22条 ガス工作物技術基準の解釈例第77条	水素を低圧供給するパイプラインを敷設する際には、一定の安全対策を講じることを前提に、付与義務を見直す。	経済産業省	都市ガスにおいては、地域住民等のガス漏れによる臭気発生通報が、ガス漏れ事故の把握における重要な契機となっている。 ガス事業法における付与義務を廃止するためにはガス漏れを把握するための代替手段が必要となるが、都市ガスでは未だ付与措置に変わる代替技術が開発されていない。 水素供給においては、水素ガスが漏洩した場合の被害は都市ガスを遙かに上回ることが予想されることから、都市ガスにおける代替技術開発の動向等を踏まえ対応を行う必要がある。	貴省のご回答では、「都市ガスにおける代替技術開発の動向等を踏まえ対応を行う必要がある」とのことですが、都市ガスにおけるガス漏洩検知の代替技術として、別途補足資料に掲載する技術が考えられるところ。また、都市ガスと水素では、気体の拡散性が著しく異なることから、漏洩時の危険性については、一概に比較することが難しく考えております。そのため、別途補足資料に掲載したような新技术を導入することを条件に、段階的な規制の緩和を検討していただく存じます。 【補足資料番号：5】	都市ガス事業で使用されている導管材料で水素を供給する場合の技術的課題等について調査し将来整備されると考えられる水素導管供給に関する技術基準等の検討に反映させることを目的として、導管材料の調査、漏洩検知の調査、外管・内管の調査、付与措置・付与代替技術の調査、安全性評価等に関する調査事業を行ってきた。 付与の代替措置については、付与相当の保安レベルが維持されることが必要であり、水素について今年度実施する調査研究において引き続き検討を進めていきたい。	
愛知県・常滑市共同	27	輸送時の圧縮水素の最高充填圧力の引き上げ	④グリーンエネルギー（圧縮水素容器の上限圧力を緩和する）	トローラー1台あたりの水素輸送能力を高めることで、水素供給コストの低減につながる水素ビジネスの事業性を高め、水素社会を実現する。	現行の保安規則では、技術革新の途上にある圧縮水素容器についても上限圧力を具体的に45MPaと定めており、輸送コストの低廉化を目指して、例えばFCV自動車と同等の70MPaに耐えられる容器の開発を妨げている。	高圧ガス保安法に基づく容器保安規則	45MPaに規定されている容器の上限圧力を、技術に応じて引き上げられること、規則を改める。	経済産業省	容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）において、圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPEC-S 0005（2013）-一般社団法人石油エネルギー技術センター）を例示基準とすることを定めている。同基準において、最高充填圧力が45MPaとなっているところであるが、容器検査等事前評価申請を行うことなどにより、同基準によらない容器の製造をすることは可能。	貴省から頂きました「現行制度」で対応可能という回答については承知いたしました。しかしながら、事前評価制度への対応には、場合によっては数千円以上の費用を要するデータ取得実験等（試験品製作込み）が必要であり、依然として水素事業への高い参入障壁となっています。つきましては、特区内においては、別途補足資料のとおり、安価な海外使用機器（または同仕様様の国内製作品）を活用可能な柔軟な技術基準を策定していただきたいと考えております。 【補足資料番号：4】	容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）では、業界規格等を、容器検査における容器の規格などの機能性基準の例示基準として定めています。そして、例示基準として規定するに当たり、当該基準の妥当性を確認するため、高圧ガス保安協会による審査を実施しています。また、業界規格等を定め例示基準にすることが困難な場合等を想定して、容器検査等事前評価申請を行うことなどにより、同基準によらない容器の製造をすることを可能としています。 さらに、高圧ガス保安法においては、都道府県知事等が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って高圧ガスを充填する場合には、刻印のない容器であっても充填することを認めていますので、このような制度のご活用をご検討いただければと思います。	
愛知県・常滑市共同	28	都市部における水素貯蔵量の上限規制の緩和	④グリーンエネルギー（建築基準法における水素貯蔵量上限を緩和する）	都市部における水素貯蔵能力を高めることで、水素供給コストの低減につながる水素ビジネスの事業性を高め、水素社会を実現する。	建築基準法施行令では、水素などの可燃性ガスについて、用途地域に応じた上限貯蔵量を設定している。また、上限貯蔵量は可燃性ガスと圧縮ガスに異なるが、1MPa以下の水素は可燃性ガスに当たるとされ、保安措置の如何に関わらず、より厳しい上限規制が適用される。（ただし、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、建築基準法に基づく圧縮ガスに係る規制は適用除外となっている（規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定））	建築基準法施行令第130条の9	水素については一律の上限規制を設けるのではなく、保安性等に応じた貯蔵を可能とする基準を改める。	国土交通省	建築基準法第48条において、用途規制を定められていますが、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。 ・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。 ・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。 ・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。	貴省回答により、複数の方法で建築基準法48条の用途規制を緩和し得ることが分かりましたが、都市部において、水素スタンドを設置する際のコスト計算の確実性を高め、事業計画策定の段階で予見可能性を十分なものとするため、これらの手法を用いることで、どの程度の緩和がなされるのかご教示を頂きたい存じます。	国土交通省	どの程度の緩和がなされるかは、周辺環境等の様々な要因により異なると考えられるため、一律に回答することは困難です。
愛知県・常滑市共同	29	水素導管の技術基準の明確化	④グリーンエネルギー（水素導管の技術基準の明確化）	水素導管に係る技術基準について明確化すること、水素導管の建造に係るコストが明確になること、水素エネルギー供給体制の整備を促進する。	現状、他のガス導管とは異なり、水素導管については、統一的な技術・保安基準が定められていない。そのため、水素導管を用いる事業の目的に応じ、業所管庁等から異なる技術・保安基準を求めらるおそれがあり、水素供給システムの整備促進を阻んでいる。	高圧ガス保安法第23条 一般高圧ガス保安規則第51条 コンビナート等保安規則第9条 ガス工作物技術基準の解釈例	水素導管に係る技術・保安基準について、統一的な基準を定めるとともに、その運用について、水素導管を供する事業の目的に左右されることがないように、取扱いを明確化する。	経済産業省	水素導管による水素ガス供給については、これまでいくつかの実証的な事業が実施されており、また、オバワ選手村跡地における、我が国初のガス事業法に基づく水素ガス供給事業が今後実施される予定となっている。 現在、ガス事業法に基づく水素ガス供給事業は実施されておらず、当該事業における技術的な要求事項等が未確定なことから、技術基準等の策定に当たっては、上記のような水素ガス供給事業者の動向等を踏まえ対応を行っていく必要がある。 なお、現状、使用が想定されている低圧状態の水素ガスについては、高圧状態のガスの取扱い等における安全確保を目的としている高圧ガス保安法は適用されない。	今後、水素の発電利用、高圧ガスとしての供給の可能性を考えると、別途補足資料のとおり懸念がございますことから、水素導管技術に係る技術・保安基準については、統一的な基準を定めるとともに、その運用について水素導管を供する事業目的により規制内容が変容することがないよう、取扱いを明確化いただく存じます。 【補足資料番号：6】	自家用の高圧ガスとして水素ガス供給を行う場合、液体を使用して常用圧力の1.5倍以上の耐圧試験を行います。液体を使用することが困難な場合は1.25倍以上の耐圧試験を行う必要があります。また、ガス事業法に基づく供給を行う場合には、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力で耐圧試験が必要となる。 このように、同じ水素導管設備であっても各法において供給対象や使用用途等が大きく異なることからそれぞれ要求される技術基準を定めているところであり、統一的な基準とした場合、利用者が冗長な設備を抱えることによるデメリットが生じるケースも想定される。 いづれにしても、現在、パイプライン輸送を含めた水素利用上の主要なバリューチェーンにおける規制内容、関連する課題をクリアするための方法等について、経済産業省として整理しており、前述のようなデメリットも考慮しつつ、課題解決に向けた検討を進めていきたい。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県・常滑市共同	30	有機ハイドライド化された水素を用いた水素ステーションを設置するための基準の明確化	⑥グリーンエネルギー (有機ハイドライドオンサイト水素ステーションの設置に係る基準の明確化)	有機ハイドライド化された水素を用いることで、水素の可燃性を向上させることにつながるから、水素エネルギーの普及に資することが出来る。	現行の高圧ガス保安法が前提としている水素ステーションは、圧縮水素ガスによる充填を前提としており、有機ハイドライドオンサイト水素ステーションについては、その設置基準が明確ではない。	高圧ガス保安法第15条 一般高圧ガス保安規則第7条の3	有機ハイドライドオンサイト水素ステーションの設置に係る基準を明確化するとともに、有機ハイドライドオンサイトステーションを効率的に運営できるよう、脱水素施設を水素ステーションに併設できる基準を設けること。	消防庁	有機ハイドライド方式で水素を製造する施設は、消防法上の一般取扱所に該当する。(「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成28年3月1日付け消防第37号)) 有機ハイドライド方式で水素を製造する施設と水素スタンドの間に耐火構造の壁等を設ける措置を講ずることにより、両施設の併設が可能である。(「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防第40号))	貴庁からご回答いただいた内容につきましては、既に承知しております。しかしながら、一般取扱所に該当する施設は、可燃物等の貯蔵庫に係る既存の規制を踏まえると工業専用地域等への設置が建築基準法上、基本とされているものと認識しております。今後、商業ベースでの検証を進めていくにあたり、建築基準法上の工業地域あるいは工業専用地域にしか設置が認められていないことについて支障がございますことから、その規制を緩和するとともに、基準を明確化することを求めています。 【補足資料番号：7】	国土交通省	用途規制の緩和につきましては、提案番号28-1でも回答しましたが、複数の方法があります。 なお、水素ステーションは様々な形態があるため、立地可能な地域を一概にお示しすることは難しいですが、例えば、水素貯蔵の有機ハイドライド方式については、その化合物は第1石油類に該当すると考えられますが、この場合は消防法など他の法令に適合した上で、地下貯蔵により貯蔵されている場合には、第二種中高層住居専用地域から工業専用地域において設置可能と考えられ、また、圧縮水素スタンドについては、高圧ガス保安法に基づき基準に適合し都道府県知事の許可等を受けたもの(R3国交告134号)は、第一種住居地域から工業専用地域において設置可能と考えられます。一方で、水素ステーションについては様々な形態があり、安全面や技術面に関する内容を確認させていただく必要があるため、別途ご相談ください。
愛知県・常滑市共同	31	天然ガスと水素の混合率に応じた防爆等級の新設	⑥グリーンエネルギー (天然ガスと水素の混合率に応じた防爆等級の新設)	天然ガスと水素の混合率に応じた防爆等級を新たに設けることで、既存インフラを活用した水素エネルギー供給の早期の社会実装を推し進めることが出来る。	工場電気設備防爆指針では、爆発性ガス等級を定めているが、混合気体を念頭においておらず、混合気体に対する防爆指針が不明瞭である。	労働安全衛生法第115条の2 労働安全衛生規則第261条、第280条 工場電気設備防爆指針	既存インフラを活用した水素エネルギーの普及促進の手段の一つである天然ガスと水素の混合気体による水素供給方法について、早期に社会実装するため、天然ガスと水素の混合率に応じた防爆等級を新たに設ける。	厚生労働省	電気機械器具防爆構造規格(昭和44年4月1日労働省告示第16号)第4条に防爆等級の定義を示しており、事業者や防爆機器メーカー等において、IEC60079-20-1を参照する等により設定されたい。	当方の提案趣旨は、水素が少量でも混合されたガスの爆発等級が上がることがないよう、水素混合ガスの爆発等級判断の基準の設定を求めるものです。今後、水素の利活用を考えていく上では、既存天然ガス導管への水素の混合も有望な手段であり、天然ガスと水素の混合気体について、合理的な爆発等級を設定していただきたいと考えます。貴省の回答を踏まえ、水素混合気体の爆発等級については、湿度、混合気体ごとに火炎逸走限界の測定等により判断の必要がありますが、気体の温度によって火炎逸走限界が変化するため、事業者の検証環境によって検証結果が異なる可能性が否定できず、混合気体の安全性を一律に担保することが困難であることから、安全性を担保するため、例えば水素混合率が20%までは爆発等級2とするなど、国において一律に判断可能で明確な基準の設定が必要と考えます。貴省の見解をお示しください。	厚生労働省	国は構造規格に防爆等級の定義を定めるものの、ご要望の混合気体を個別の気体に係る防爆等級を定めていない。事業者の検証環境については、IEC60079-20-1に定める試験基準に従うことで支障は生じないと考えられるところ、製造メーカー等において防爆等級を設定されたい。
愛知県・常滑市共同	32	一定の基準のもとでの民生用通信機器の防爆危険区域内における使用	⑥グリーンエネルギー (民生用通信機器の防爆危険区域内における使用)	一定の基準のもと、民生用通信機器を防爆危険区域内において使用できるようにすることで、水素を取扱う施設の施設整備の迅速化による安全性確保、低コスト化に資する。	スマートフォン、タブレット端末、Wi-Fiなど、通信用機器に係る防爆基準が明確ではない。また、諸外国における防爆基準に適合した通信機器についても国内での使用認証に時間を要している。	労働安全衛生法第115条の2 労働安全衛生規則第261条、第280条 工場電気設備防爆指針	通信用機器に係る防爆基準を明確化(可燃性ガス検知器併用や危険区域レベルによる使用可能条件等)するとともに、諸外国において防爆基準に適合した通信機器については、国内での使用認証の手続きを簡略化する。	厚生労働省	現在、IECにおいて非防爆ポータブル機器の危険箇所への持込みについて検討が進められているところ、当該動向を踏まえつつ、国内導入について検討してまいりたい。なお、防爆危険箇所の定量的判断基準については、令和3年2月18日付け保安発0218第1号「引火性の物の蒸気又はガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所の方法及び範囲の判定の方法に関する運用について」により示したところである。			
愛知県・常滑市共同	33	エネルギー供給施設たる水素関連施設について、工場立地法適用対象外であることの明確化	⑥グリーンエネルギー (水素関連施設について、工場立地法適用対象外であることの明確化)	エネルギー供給施設たる水素関連施設については、工場立地法の適用対象外とすることで、既存の工場等における水素エネルギー導入を促進することが可能となる。また、水素エネルギーの普及に伴い、水素エネルギーに係るコスト削減が見込める。	工場立地法FAQ集において、太陽光発電、地熱発電といった新エネルギーについては、工場立地法の適用除外であることが明示されている一方、環境負荷が低いエネルギー供給源たる水素関連施設については、工場立地法の適用対象が否か明示されていない。そのため、既存工場等においては、工場立地法の緑地基準に抵触するおそれがあるため、水素関連施設を新設することができず、化石燃料の代替エネルギーとして、水素エネルギーの普及を進めるための支障となっている。	工場立地法第4条 工場立地法第2条 工場立地法FAQ集	エネルギー供給施設たる水素関連施設については、工場立地法の適用対象外であることを明確にする。	経済産業省	水力発電施設・地熱発電施設・太陽光発電施設については、周辺の地域における生活環境の保持に及ぼさない施設として、工場立地法施行令第1条において工場立地法上の届出の適用対象外としています。 一方、水素関連施設については、同施行令第1条の適用対象外となる業種として定められていないことから、現在は、工場立地法の適用対象となります。水素関連施設を適用対象外とすべきかについては、工場立地法が環境保全を図りつつ適正に行われるという工場立地法の法目的に照らし、水素関連施設が周辺の地域における生活環境の保持にどのような影響を及ぼすか評価を行い、産業構造審議会の意見も踏まえ検討すべき事項と考えており、現時点でお答えすることは困難です。	貴省のご回答によれば、「水素関連施設が周辺の地域における生活環境の保持にどのような影響を及ぼすか評価を行う、産業構造審議会の意見も踏まえ検討すべき事項」とのことですので、速やかに同審議会において議論を開始するとともに、底炭素社会実現の観点から、水素関連施設が工場立地法の適用除外となるよう、ご検討いただきたいと思います。	経済産業省	工場立地法の適用対象となる業種は、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業(以下「製造業等」という。)とされており、現在、水素関連施設として、様々なものが運用・開発されているものと承知しておりますが、水素関連施設が工場立地法の対象となるか否かにつきましては、個々の施設の種別ごとに、実際の設備で行われている業務内容等を踏まえ判断することとなり、その上で製造業等に該当する業務を実施しているのであれば、工場立地法の規制対象となります。 なお、先の質問でも回答させていただきましたとおり、水素関連施設を水力発電施設・地熱発電施設・太陽光発電施設と同じ形で適用対象外とすべきか否かにつきましては、工場立地法が環境保全を図りつつ適正に行われるという工場立地法の法目的に照らし、水素関連施設が周辺の地域における生活環境の保持にどのような影響を及ぼすかについて、施設の種別ごとに評価を行い、産業構造審議会の意見も踏まえ検討すべき事項と考えております。
愛知県・常滑市共同	34	医療情報を匿名加工して活用する事業者の要件緩和	①健康情報管理システムによるヘルスクエア(医療情報の取扱い事業者の対象を拡大する)	医療情報を活用するために必要な匿名加工に要するコストを削減することで、医療情報を活用したビジネスの事業性確保や新たなサービス創出につながり、医療費の削減や健康寿命・平均寿命の延伸を実現する。	医療機関に責任が残らない形で医療情報(匿名加工情報)を第三者が活用するには、国が定める認定事業者との契約関係が必要となる(認定事業者からデータ提供を受ける)。そのため、現状は認定事業者を介さずに第三者が医療情報を大量に解析することは困難である。一方、現行のガイドラインでは認定事業者が自ら取得することが可能である医療情報の規模について事業開始時点において年間100万件以上とするなど、取扱う医療情報のみに着目した事業規模の下限を定めている。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第8条、第28条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第5条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン	医療情報だけでなく生活・行動・食事・遺伝などの情報を取り集し匿名加工の上分析し、サービスに活用しようとする事業者について、一定の条件下で規模の要件を緩和する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	医療情報の規模及び内容に関する基準は、申請者において、日本の医療分野の研究開発に資するよう、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に進められるものと認められる旨の認定を受けるに足りる程度に、本人又はその遺族、医療情報取扱事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者を始めとする国民の信頼が得られるかどうかを確認する趣旨であることから、匿名化レベル情報・匿名特定健診等情報データベース、匿名診療等関連情報データベース等を取り扱っていないような診療行為の実施結果(アウトカム)を含む医療情報を自ら取得することが可能である規模について、匿名加工医療情報作成事業開始後1年間で年間100万人以上に達し、かつ、匿名加工医療情報作成事業開始後3年間で年間200万人以上に達することを基本としています。	貴省のご回答では、既存制度のご説明をいただいているに留まっているものと承知しています。私どもでは、常滑市域での事業実施を検討しておりますが、常滑市の人口が6万人以下であることから、現行の規制・下限には届かないというのが実情です。これはベンチャー企業などによるイノベーションによって障害要因となると考えます。つきましては、医療情報を匿名加工して活用する事業者の要件を緩和し小規模な自治体を前提とした匿名個人情報の加工を認めいただくことを強く望むものであり、この実現により初めて自治体単位での先進的な医療情報サービスが実現、普及するものと考えております。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	次世代医療基盤法では、多様な医療分野の研究開発ニーズに柔軟に答えることが可能な一定以上の規模で医療情報を収集し、高い情報セキュリティを確保した上で十分な匿名加工情報を有するなど一定の基準を満たした、医療情報の管理や利活用のための匿名加工を適正かつ確実に進められる事業者を認定することとしており、匿名加工医療情報作成事業を適切かつ確実に進められる規模及び内容については、匿名加工医療情報作成事業開始後1年間で年間100万人以上に達し、かつ、匿名加工医療情報作成事業開始後3年間で年間200万人以上に達することを基本としています。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県大府市	1	・初診からのオンライン診療（電話での診療を含む。） ・初回からのオンライン服薬指導（電話での指導を含む。）	PHRを管理・運用し、医療（診療・処方）の効率化や安全性の向上を図るとともに、地域医療連携により、市民を支える最適な医療サービスを提供する。	・医療へのアクセシビリティを確保し、最適な医療を得る機会が増える。 ・通院が困難な高齢者や多忙な現役世代の治療継続につながる。 ・高血圧症、糖尿病などの慢性疾患により定期的な通院が必要な方の利便性を高め、治療継続率の向上が図られる。 ・感染症拡大など、様々な非常事態（リスク）に対応できる。	厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日）」（以下、「F0410事務連絡」という。）	・医師法（昭和23年法律第201号）第20条 ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第9条の3第1項	・0410事務連絡を継続的な対応として、初診からのオンライン診療とともに、電話診療を行うことを可能とする。 ・また、データ連携基盤によりかかりつけ医・地元の病院等から患者情報が共有できる場合に限り、過去に受診歴のないケースであっても初診からのオンライン診療を可能とする。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを検討を行うこととしております。			
愛知県大府市	2	自動運転レベル（レベル4）の実装化	自動運転・Maasによる回診・送迎による訪問医療・介護を促進する。データ連携基盤の整備によるオンライン診療と合わせ高齢者などが自宅で医療・介護を受けられる体制を整備する。	・医療・介護の専門職が通院が困難な高齢者などが自宅を中心とした医療・介護サービスを受けることができる。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項	道路運送車両法の保安基準に自動運転レベル（レベル4）の基準を加える。	国土交通省 警察庁	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」・「予測」・「判断」・「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。 「官民ITS構想-ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。			
愛知県大府市	3	介護機器貸与モデル事業（地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業）	新たに商品化された福祉・介護機器について、介護保険の給付対象でないものについても、有識者等で構成する認定機関を設置し、認定されたものを介護機器の貸与の対象とする。	・新製品・サービスの販路拡大とデジタルヘルスケア産業の早期の産業化につながる。 ・最先端の福祉・介護機器を活用し高齢者の支援や介護者の負担軽減が図られる。	厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発第0606001号）（以下、「地域支援事業実施要綱」という。）は介護機器貸与モデル事業について、明確に規定していない。	「地域支援事業実施要綱」	将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施する。（岡山市総合特区「介護機器貸与モデル事業」と同様の措置）	厚生労働省	市町村独自の福祉用具貸与の項目の追加については、岡山県岡山市で総合特区で実施されている「介護機器貸与モデル事業」のように、特区の枠組みのなかで、地域支援事業を活用して一定の要件の下、実施することが可能となっています。その要件は次のとおりです。 ○事業の実施により、高齢者の自立支援につなげること。 ○厚生労働省老健局に、実績データ等の情報を提供すること。 ○貸与事業の対象とする介護機器は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第93号）に定める機器ではなく、また、厚生労働省老健局が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」の要件をすべて満たすこと。 ○貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。 ○貸与事業に係る利用者の負担を介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同等とするなど、介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則って行うこと。 なお、福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、介護保険給付の対象とし、福祉用具貸与と種目を定めているところです。介護保険給付対象としての福祉用具貸与と種目の追加・拡充にあたっては、厚生労働省が開催する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」での評価検討を行う必要があります。			
愛知県大府市	4	特区医療機器事業戦略相談（国家戦略特別区域法第37条の6）の拡充	ウェルネス/レーン関連機関の病院等のニーズを基に研究・開発する革新的医療機器について、PMDA職員が出張して現場で面談する「特区医療機器戦略相談」を実施する。	・ウェルネス/レーン発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進することができる。 ・デジタルヘルスケア産業の早期の産業化につながる。	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第37条の6は、「特区医療機器戦略相談」の対象を臨床研究中核病院と規定している。	・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第37条の6 ・平成27年11月20日厚生労働省通知 薬生発1120第3号	革新的な医療機器をより早く開発、実用化するため、特区医療機器事業戦略相談の対象に厚生労働省所管の国立研究開発法人を加える。	厚生労働省	特区医療機器事業戦略相談制度は、革新的かつ医療上の必要性が極めて高い医療機器を対象としているため、このような医療機器の臨床開発が可能である医療機関として、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う「臨床研究中核病院」に対象施設を限定しています。厚生労働省の所管の国立研究開発法人も、臨床研究の中核病院の指定を受ければ、本制度の対象となります。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	1	土地利用の規制緩和	耕作放棄地におけるアジヤル型の市街地整備	防災モールを中心とする防災・減災・防災スパーシティの実現	都市計画法による市街地形成の規制 農業振興地域による除外制限	都市計画法 (第7条・第18条の2・第19条3項・ 第34条10項) 農振整備法 (第13条) 農地法 (第5条)	人口密度論を前提とする土地利用基準についての特例 大規模耕作放棄地に対する特例 農地法適用除外	国土交通省	都市計画は、都市計画法第2条において、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、(中略)定めるものとする。」とされています。区域区分については、都市計画法第13条第1項第2号より、「区域区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、(中略)定めること」とされ、都市計画運用指針においても、「市街化区域の設定は、(中略)人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式(いわゆる人口フレーム方式)を基本とすべきである。」とされており、地域の実情に即しつつ適正な将来人口密度を想定して設定することが望ましいとしています。なお、同指針においては「都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。」と人口フレーム方式以外の方法による市街化区域の設定も想定されており、いずれに致しましても、区域区分の都市計画決定権者である愛知県により適切に判断することとなっております。	都市計画法第34条に規定する市街化調整区域内での開発における同条第10号の地区計画制度の活用は区域面積が20haを超えることはできないこととされているが、本事業は、40ha規模であるため、この土地計画制度を活用できない。また、市街化区域編入は、愛知県の権限であるが、愛知県からは都市計画運用指針を踏まえ、人口フレームに基づき市街化区域編入を検討すべきことと主張されている。したがって、人口フレームによらないものも認められることを改めて通知等も明確化していただきたい。	国土交通省	市街化調整区域における地区計画の策定について法令により1区域当たりの面積の上限値は設けておりません。また、都市計画運用指針では都市計画法第12条の5第1項第2号の例示として「市街化調整区域における、20ha以上の一団の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実と実施されると見込まれるものに関する事業」を挙げておられるところであり、1区域当たりの面積が20haを超えることも想定しているところです。市街化区域の設定については、前回回答のとおり、都市計画運用指針において、人口フレーム方式を基本とすべきとした上で、「都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。」と人口フレーム方式以外の方法による市街化区域の設定も想定されることを既に周知しているところです。
愛知県幸田町	2	都市公園内に宿泊施設整備を解禁する規制緩和	防災公園内にコンテナ式応急仮設住宅建設	平時においてはワーケーション等施設利用、防災時においては避難施設	都市公園内において宿泊施設整備を制限している	都市公園法 第6条 都市公園法施行令 第8条第4項	都市公園法施行令 第8条第4項(宿泊施設の制限) 除外にする特例	国土交通省	ご提案の防災モールを中心とする防災・減災・防災スパーシティといった新たな市街地を形成することについては、都市的土地利用の拡散を防止し、まとまりのある良好な市街地の形成を図る観点から、都市計画法に基づく市街化区域への編入等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが最も適当と考えます。一方、農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業振興地域制度により農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等としています。また、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の作成による特例措置、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用の調整が図られた土地については、農用地区域からの除外及び農地転用許可が可能としており、ご提案の施設については、これらの仕組みにより設置が可能となるものと考えられます。※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。大規模耕作放棄地に対する特例のご提案につきましては、既に山林原野化し、非農地判断された土地については、農地法の適用を受けないこととなりますが、令和3年4月に非農地判断の徹底に関する通知を发出し、再生利用が困難な農地に係る非農地判断手続の迅速化を周知徹底するとともに、農業委員会から非農地通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局へ地目変更の申出を行う事例について周知したところです。また、当該土地の農用地区域からの除外については、令和3年3月に農業振興地域制度に関するガイドラインを見直し、当該土地を農用地等以外の用途に供する目的で農用地区域から除外する場合の除外の要件の判断に当たっては、当該土地が農地に該当しないと判断されていることに鑑み、効率的かつ迅速に行うこととしています。	本計画地内には、昭和50年代に農業投資された一団の農地が10ha以上あり、多くが耕作放棄地となっているもの優良農地として扱われるため農振除外5要件に合致できない。農地転用については、非農地判断手続迅速化及び3つの特例(地域再生土地利用計画特例、農村地域産業導入促進特例、地域経済牽引事業促進特例)について、すでに緩和措置もなされているものの、今後の構想は、中山間地域の振興や産業振興と一線を画し、防災・防疫の面から、スピード感をもって対応する必要があることから、特例の適用がそぐわないと思われる。よって本計画に基づく防災型のスパーシティ特区内の農地については、特例的に農地転用が認められることとしていただきたい。	農林水産省	御提案の構想においては防災・防疫の面でスピード感を持って対応する必要があることから、非農地判断手続や地域再生法等の特例の適用がそぐわないとのことですが、まちづくりを進めるため農用地区域から除外し開発するのであれば、農業上の土地利用の調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等により計画的にまちづくりを進めることが適当であると考えます。なお、過去に農業公共投資が行われた一団の農地であっても、具体的な転用目的があり、農振法第13条第2項の要件に適合している場合は、農用地区域からの転用が可能となっているところです。農地転用についても、前回回答で例示しました各種特例は、必ずしも中山間地域の振興や産業振興を目的としたものに限られているわけではなく、また、農地法上も公益性が高い施設である場合や地域農業の振興に資する施設などについては優良農地であっても転用が可能となっていることから、これらの仕組みを活用できる余地は十分にあると考えます。また、非農地判断の迅速化についても、利用状況調査実施後、再生利用が困難と判断された場合は、直ちに非農地として農地台帳から除外するものとしており、こうした非農地として判断された土地を活用することで、未利用地の有効活用と御提案の施設の用地を迅速に確保できる可能性があると考えます。
愛知県幸田町	2	都市公園内に宿泊施設整備を解禁する規制緩和	防災公園内にコンテナ式応急仮設住宅建設	平時においてはワーケーション等施設利用、防災時においては避難施設	都市公園内において宿泊施設整備を制限している	都市公園法 第6条 都市公園法施行令 第8条第4項	都市公園法施行令 第8条第4項(宿泊施設の制限) 除外にする特例	国土交通省	提案内容にある「応急仮設住宅」が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に応急的救助を行うために必要な施設等である場合は、都市公園法第7条第1項第5号の「非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物」として、公園管理者の許可を受け設置することが可能です。宿泊施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項の規定により都市公園に設置することが可能となっておりますが、都市公園法施行令第8条第4項では「都市公園の効用を全うするために特に必要がある認められる場合のほかこれを設けてはならない。」とされており、これは、都市公園の効用に関係なく、もっぱら営利目的で運営される恐れがあることから、その設置について特に慎重を期すため設けられたものです。提案内容にある「平時はワーケーション施設、災害時には避難施設」となる施設が都市公園内に設置することが可能な宿泊施設に該当し得るが、公園管理者が判断することとなります。	エリア限定の防災型スパーシティでは、平常時においても仮設工作物コンテナハウスを設置してワーケーション等を行いながら防災意識の向上を高めるものである。公園管理者が許可をする上でも事前選定住宅として設置する規定が必要である。なお、防災産業として地方創生するものであり、パークPFI同様に営利目的での設置許可の規定も必要である。特に応急仮設住宅の場合、土地に定着した建築物として扱われるため防災時には特例があるが、平常時には認められない状況にある。このような都市公園の防災機能の向上に資するような施設について、公園施設として認められることを明確化していただきたい。	国土交通省	災害時に限らず、平時も宿泊可能な施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項に定める宿泊施設に該当すれば、営利目的の宿泊施設であっても、都市公園の効用を全うするものである限り都市公園に設置することが可能です。これにより、「平時におけるワーケーション施設」及び「防災時における避難施設」のどちらについても、最終的には公園管理者の判断によるものの、制度上設置が可能と考えられます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	3	自動走行の規制緩和	既存集落内における歩車混合での自動走行によるモビリティ形成	ラストワンマイルゆくり自動走行によるまちまるごとバリアフリーの実現	道路構造令による道路構造基準規制 車両制限令による道路交通及び貨客混載規制	道路交通法 (第10条・第18条)等	既存集落内における既存道路の構造維持による特例 ひと・もの・情報の積載特例	警察庁	道路を歩道と車道に区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されているところ、これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものです。 御提案の「歩車混合」や「ラストワンマイルゆくり自動走行」の内容が定かではありませんが、自動車の速度を抑制する措置が講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある歩車共存道路については現行法上も認められているものと承知しています。他方、更に進んで、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に進入できるようにすることについては、歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。 なお、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。(令和3年7月時点) 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	【貨客混載規制】について 貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認められているところであるが、エリア限定の防災型スーパーシティにおいては、「人・もの」の情報の移動円滑化が平常時と防災時にも滞りなく実施できる「デュアルモード」のまちづくりとすることが必要であり、防災車両と人・物の救助という観点においても区分けすることなく移動できるモビリティとして構築するものである。以上のことから防災型スーパーシティの特例として例外規定を適用したい。	貨客混載規制については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認められているところであるが、エリア限定の防災型スーパーシティにおいては、「人・もの」の情報の移動円滑化が平常時と防災時にも滞りなく実施できる「デュアルモード」のまちづくりとすることが必要であり、防災車両と人・物の救助という観点においても区分けすることなく移動できるモビリティとして構築するものである。以上のことから防災型スーパーシティの特例として例外規定を適用したい。	国土交通省	災害のため緊急を要する場合には、道路運送法第78条第1号に基づき、旅客車両や自家用車を有償で貨物運送の用に供することが可能である。また、一般的には、旅客運送に付随する運送して整理でき、貨物自動車運送事業として独立した運送行為と認められない場合には、貨物自動車運送事業法の許可が不要となる。 については、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するも否かは、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるところ、頂いた情報のみでは判断できなかったため、個別にご相談いただきたい。
愛知県幸田町	4	住宅建築にあつた建蔽率および室内空気環境の規制緩和	電動車が住宅の一室として組み込まれた住宅の開発	快適な居住空間の柔軟な移動による地域経済の活性化	容積率の規制 建蔽率の規制 換気のための開口部設定の規制	建築基準法 (第52条) (第53条) (第28条)	E V等の環境車両を住宅の一室とみなした場合の特例 (排ガスがなく、駐車場スペースを必要としないため)	国土交通省	規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス・電気等の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうか)等から判断して、電動車が随時かつ任意に移動出来る場合、建築物に該当しないと考えられます。	電動車においては、モビリティ空間として建築物に該当しないが、平常時には居住空間として固定することを想定しているため建築物になる可能性がある。トレーラハウスにおいては、「車輪を利用した工作物」として、給排水・電気・ガス・電話・冷暖房等の設備配管が工具を使用しないで取り外すことができない場合等は建築物となっている。一方、取り外しができる場合には建築物とはならず車輪としての道路運送車両法で保安基準の範囲内であれば車検付きトレーラとなる。その場合には車輪として格納することとなり、車輪としての内装制限等基準の明確化が必要となる。このように平常時には居住空間として固定し、災害時には分離して車両となる場合の取り扱いを明確にする必要がある。 また、平常時には随時かつ任意に移動することに支障のある階段・ポーチ・ベランダ等があり建築物として扱うことが想定され、その場合には固定資産税が課税されることとなることから、平常時と災害時の取り扱いを明確化する必要がある。	国土交通省 総務省	前回回答のとおり、規模、形態、設置状況等から判断して、電動車が随時かつ任意に移動出来る場合、建築物に該当しないと考えられます。 固定資産税の課税対象となる家屋については、不動産登記法における建物とその意義を同じくするものであることから、不動産登記規則における外気分析性、土地定着性及び用途性の3要件のいずれかを満たさない場合には、家屋に該当することはなく課税対象とならないものと考えられます。なお、課税対象となる家屋に該当するかどうかは、風課税日現在の状況によって判定されるものです。
愛知県幸田町	5	改造車両による自動運転への許可申請簡素化	改造車両による自動運転	改造車両による自動運転の実施が容易化し、社会全体の自動運転拡大	市販の車両を改造して遠隔型自動運転(レベル2)以上の自動運転実証実験に際し、車両毎に実証実験の許可を受けなければならない	道路運送車両保安基準第55条	改造車両による自動運転への許可申請簡素化	国土交通省	道路運送車両の保安基準第55条に基づく自動運転に関する保安基準の緩和について、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると想定される車両の場合は当該部分の再度の審査を省略するなど、審査手続きの合理化について、周知・徹底済みである。	自動運転のための改造車両の構造がこれまで認可を受けた車両と同様の場合は許可申請手続きが簡素化されているものの、許可申請手続きについてはさらなる効率化が求められる。具体的には、エリア限定として自動運転車両はナンバープレート無し、あるいは、専用のナンバープレートを付す等の簡略化を認めて頂きたい。	国土交通省	ご指摘の「ナンバープレート無し」の趣旨が、安全基準に適合しない自動車を何らかの代替の安全措置をとること無く自由に走行させたいと言ふことであれば、車内の乗員や周辺の歩行者等を生命の危険にさらすこととなり、容認できない。 一方で、ご認識の基準緩和認定制度により、代替の安全措置を条件に基準緩和を行うことで、公道走行が可能である。本基準緩和手続については、当初の回答の通り審査の簡略化を図っており、今後とも、ご要望や実態等を踏まえて合理化を検討していく。
愛知県幸田町	6	遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービス	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービスの実現と拡大	事業者の有償運行は、運転者2種免許が必要となる	道路交通法第85条	レベル4の場合(運転、運転責任はシステムが負う)運転者とはならない遠隔監視者(認知・判断者)や乗務員(車室内サービス)の2種免許不要とする。 また、遠隔監視だけでなく、見守りサービスやコールセンターサービスにも2種免許不要とする	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみ無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。	官民ITS構想・ロードマップ2020には、レベル4からレベル5に向けた道筋が示され、一部地域では、遠隔監視の下で自動走行する無人自動運転移動サービスが実証されているものの、遠隔監視の下で安全な自動走行・無人自動運転を実施するには、実際の走行環境における天候や交通量の多寡等を最新技術によりセンシングしながら、かつ、効率的な運用体制を確保するうえで、乗務員や遠隔管理者の条件を緩和する必要がある。今後、高齢者等地域の移動手段の安心・安全および効率的運用の両立から、完全自動運転導入下においても、ある程度の管理監督者の関与が求められるため免許保有者の制限を軽減する特例を認めて頂きたい。	警察庁	従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性を含めて、警察庁で検討を進めているところです。
愛知県幸田町	7	バス停付近へのオンデマンド交通車両等の駐車許可	オンデマンド交通車両等による、バス停付近を活用したモビリティサービス	既存バス停を活用し、効率的なオンデマンド交通などの実現、拡大	バス、路面電車の停留所の標識板から10メートル以内部分への駐車禁止	道路交通法第44条	オンデマンド交通サービス等での既存バス停利用許可	警察庁	道路交通法第44条第2項第2号の規定により、道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。)又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車、乗合自動車等の停留所において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、一定の条件下で、道路交通法第44条第1項に規定する停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外されています。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、「オンデマンド交通サービス等」の該当する道路運送法上の事業等の種類等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	8	キャッシュレス決済を利用しない乗客の乗車を拒絶できる特例	キャッシュレス決済専用のオンデマンド自動運転モビリティサービス	キャッシュレス決済の促進 オンデマンド自動運転車両等における支払いをキャッシュレスに限定することによる、釣り銭用意等のコスト減	一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がある場合を除き、運送の引受を拒絶してはならない	道路運送法第13条運送引受義務	住民同意を前提とする、キャッシュレス決済非利用者の乗車拒否を可能とする特例	国土交通省	無人自動運転移動サービスにおける完全キャッシュレスの取扱いについて、令和3年4月に通達において明確化したところであり、現金利用者への配慮を十分に行った上で、完全キャッシュレスによる自動運転サービスを行うことは可能である（道路運送法13条に基づく運送引受義務との関係についても整理済み）。			
愛知県幸田町	9	オンライン医療・健康相談の規制緩和	オンラインでの医療・健康相談を通じた受診勧奨およびOTCの推奨	病院や薬局まで足を運ばない住民の健康増進・QOLの実現	経済上の利益の提供による誘引の禁止（症状に応じて、特定の医療機関への受診勧奨を実施することはできない）	保険医療機関及び保険医療費担当規則（第2条の4の2）（昭和32年厚生省令第15号）	症状に応じた医療機関を紹介（患者紹介の対価に経済上の利益の提供を得ず）特定の医療機関への誘導を可能にし、早期発見早期治療を可能とする	厚生労働省	保険医療機関以外の者が患者に対し、対価を得ずに特定の医療機関を紹介することは、保険医療機関及び保険医療費担当規則第2条の4の2違反には該当せず、保険医療機関についても、対価を得ずに患者に対して特定の医療機関を紹介することは同条違反に該当しない。			
愛知県幸田町	10	オンライン服薬指導の規制緩和	病院受診後のオンライン服薬指導の実施 施設在宅におけるオンライン服薬指導の実施 対象疾患適用拡大	病院や薬局まで足を運ばない住民の健康増進・QOLの実現	処方医等がオンライン診療を行った際に交付した処方箋にのみ限定 複数の患者が居住する介護施設等へのオンライン服薬指導の禁止 オンライン服薬指導の対象疾患が限定的	改正薬機法（第9条の3第1項及び改正薬機法第15条の13第2項）	通常の診療を行った際に交付した処方箋でもオンライン服薬指導の実施 サービス高齢者住宅へオンライン在宅服薬指導実施 コロナ禍における0410特別措置期間中に利用が拡大されていた疾患への適応拡大	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、オンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず実施可能とする予定です。			
愛知県幸田町	11	配電事業者によるマイクログリッドの運営について	・電気事業法で定められている一般送配電事業者および特定送配電事業者に加え、マイクログリッドを運営できる新たな配電事業者について法令に定める必要あり（エネ庁にて継続議論中）	・配電事業について、一般送配電事業者等に依存しない、より独立性の高い系統運転が可能となり、地産地消による、省エネ・省CO2や、災害時の電力早期復旧に繋げることが可能。	・一般・特定送配電事業者が所有する配電系統について、第三者が運営できる制度が無い（電気事業法上に記載がない）。	電気事業法（引継計画の承認等）第27条の12	配電事業ライセンス制の導入と、配電系統の運営に係る運用面および制度設計面での議論が必要である（エネ庁にて継続議論中）。	経済産業省	令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業を位置づけました。（令和4年4月1日施行） （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ P22以降） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf			
愛知県幸田町	12	一般送配電事業者又はその特定関係事業者による配電事業の兼業規制緩和	・一般送配電事業者又はその特定関係事業者による、配電事業の兼業（小売事業・発電事業）を可能とする	・一般送配電事業者又はその特定関係事業者が営む配電事業において、託送事業・小売事業・発電事業を一体的に運営することで、効率的な運営を実現可能。	・一般送配電事業者は小売電気事業・発電事業を営んではならない。	電気事業法（兼業の制限等）第22条の2	・一般送配電事業者又はその特定関係事業者が営む配電事業において、託送事業・小売事業・発電事業を一体的に運営を可能とする措置。	経済産業省	令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業を位置づけました（令和4年4月1日施行）。配電事業者の兼業規制の適用除外基準として、「配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5万軒を超えないことを原則とする。」と等を法令で整備しました。 （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ P37） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf			
愛知県幸田町	13	災害時の道路占用許可の緩和	地震災害等、被害が面的に発生する場合は、ガス管の復旧工事のための道路占用許可申請を事後申請とする。また、一定の基準を満たした仮設工法や仮復旧材料の使用を認める。	大規模災害時にガス管の入替工事が必要となった場合、早期に復旧（工事着手、ガス供給再開、道路開放等）が可能。	道路法や道路交通法に従う。	道路法第32条、第36条の1、第40条 施行令第15条 等 道路交通法第77条	緩和いただくための具体的事項を予め定める。	警察庁	緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行うとまがないうような場合においては、口頭（電話を含む。）により道路使用許可の申請を行い、事後に申請書を提出することも可能と解されます。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	大規模災害が発生した際、被害を受けた占有物件の復旧にかかる取扱いの通知を发出することで届出の簡略化を可能とされており、今後も同様の対応をされる予定とあることであるが、防災型スーパーシティでは「事前復興」をキーワードとしており、いつ発生するかわからない災害に対し可能な限りの事前準備を行うことで、被災時の被害の最小限化と復旧の最速化を目指すものである。被災時の届出簡略化の基準を明確にし、被災後すぐに、簡略化された届出のもと復旧活動を開始できる仕組みの構築を提案する。	警察庁	占用工事の手続きにおける届出は、これを行うことが原則であり、災害時に届出の簡略化を可能とする通知を发出する際には、発災の度、災害の態様、被災状況、届出簡略化の必要性等を勘案して個別に判断しているところ。 そのため、届出簡略化の基準を設けようとする定性的なものにならざるを得ず、道路管理者によって適用の判断が分かれるおそれがあることから、届出簡略化については、発災の都度、関係道路管理者に対して一律に通知することが迅速な対応に資すると考える。 いづれにせよ、これまでも、このような通知は発災直後に发出されており、速やかな占有物件の復旧に支障は生じていないものと認識している。 なお、道路使用許可の申請については、現状においても、緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行うとまがないうような場合においては、口頭（電話を含む。）により当該申請を行うことで、復旧活動を開始することができ、事後に申請書を提出することも可能と解される。
						国土交通省	（災害時の道路占用許可の緩和） 東日本大震災や令和2年7月豪雨の際には、被害を受けた占有物件の復旧にかかる取扱いの通知を发出し、届出の簡略化を可能としていたところ。 今後、大きな災害が発生した際にも同様の対応とする予定のため対応可能。	大規模災害が発生した際、被害を受けた占有物件の復旧にかかる取扱いの通知を发出することで届出の簡略化を可能とされており、今後も同様の対応をされる予定とあることであるが、防災型スーパーシティでは「事前復興」をキーワードとしており、いつ発生するかわからない災害に対し可能な限りの事前準備を行うことで、被災時の被害の最小限化と復旧の最速化を目指すものである。被災時の届出簡略化の基準を明確にし、被災後すぐに、簡略化された届出のもと復旧活動を開始できる仕組みの構築を提案する。	国土交通省	占用工事の手続きにおける届出は、これを行うことが原則であり、災害時に届出の簡略化を可能とする通知を发出する際には、発災の度、災害の態様、被災状況、届出簡略化の必要性等を勘案して個別に判断しているところ。 そのため、届出簡略化の基準を設けようとする定性的なものにならざるを得ず、道路管理者によって適用の判断が分かれるおそれがあることから、届出簡略化については、発災の都度、関係道路管理者に対して一律に通知することが迅速な対応に資すると考える。 いづれにせよ、これまでも、このような通知は発災直後に发出されており、速やかな占有物件の復旧に支障は生じていないものと認識している。		

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	14	点検時・災害時のドローンの使用（手続きの簡素化等）	要員が現地調査している道路上のパトロール（ガス管近傍の未照会工事の発見）や、地震時の建物・ガス設備の被害状況確認をドローンにて遠隔で実施。	・広範囲を短時間かつ継続的に確認することが可能となり、未照会工事によるトラブル（ガス管損傷等）を防止。ガスの供給継続性を高める。 ・大規模地震時の建物・ガス設備の被害状況を早期に把握し、効率的かつ迅速な復旧作業が可能。	・ドローンを使用するには事前に許可が必要。 ・民地上空の場合には所有者の許可が必要。	航空法第132条、第132条の2 道路交通法第77条 民法第207条 等	ガス事業の用に供する場合のドローンの使用許可手続きの簡素化や災害時には手続きを不要とする。	内閣官房 警察庁 国土交通省 法務省 経済産業省	<p>【ガス事業法について】 本提案は、ガスの供給継続性を高めることや、大規模地震時の建物やガス設備の被害状況を早期に把握し、効率的かつ迅速な復旧作業を可能とすること等を目的としたものと理解しますが、ガス事業法上、当該地域及び目的でドローンを飛行させる際に手続きを定める規定はありません。</p> <p>【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。 また、一定の空域かつ一定の飛行方法で技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることとしています。</p> <p>現在においても、オンライン申請の活用や必要書類において一部簡略化できるようなり手続きの簡素化を行っております。また、航空法の第132条の3に基づいて災害時は、自治体等の要請においてドローンを飛行させることは可能です。 https://www.mlit.go.jp/common/001364116.pdf</p> <p>【民法について】 民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」（第207条）と規定されているが、その所有権が及ぶ土地上空の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解されます。その上で、ガス事業の用に供する場合のドローンの活用等について、更なる措置を要するがについては、慎重に検討する必要があります。 詳細については、下記資料を参照下さい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf</p> <p>【道路交通法について】 道路の上空においてドローンを単に飛行させるという行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害とならないこと、原則として、道路使用許可を要しません。 他方、道路において、ドローンの離発着、操縦及びこれらに付随する作業を行うおとしたり、ドローンの飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起するための補助者の配置、ドローンの飛行を周知するための立看板等の工作物の設置等を行うおとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおとしのほかに、ドローンを利用して、道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような操縦等を行うおとしの場合については、道路使用許可が必要となる場合があります。 なお、緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行うとまがないうような場合においては、口頭（電話を含む。）により道路使用許可の申請を行い、事後に申請書を提出することも可能と解されます。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、ドローンの飛行形態、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。</p>	<p>「緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行うとまがないうような場合においては、口頭により道路使用許可の申請を行い、事後に申請書を提出することも可能と解される。」とされているものの口頭での情報伝達に不確実性や事後検証に懸念がないと言えない。事前に町内数拠点を定めて緊急時（別に定義）当該地点からの離発着については許可する内容のルールを防災スーパーシティ特区でお認め頂きたい。また、機体認証、操縦ライセンス等の新たな制度導入をはじめ、随時行われている手続きの簡素化について都度確認し、オンライン許可申請サービス「DIPS」を活用のうえ、効率的に飛行許可承認手続きを行っていく。</p>	警察庁	緊急を要する事態が発生する前に、あらかじめ、所轄警察署長に対し、緊急時における道路使用許可に係る相談をすることも可能であるところ、こうした事前相談により、現に緊急事態が発生した場合における口頭での申請に係る情報伝達の不確実性等を低減させることや、道路使用許可を要しないドローンの離発着場所、運用方法等について検討することは可能であると考えます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
三重県多気町等6町共同	1	【医療ヘルスケア分野】オンライン健康相談・診療・服薬指導アプリケーション	VISON内におけるオンライン診療クリニックや、移動式遠隔診療車両による地域住民へのオンライン診療。(地域住民への適正な診療機会の提供)	今後、高齢化に伴う、医療アクセス不良者に対し、大幅な負担軽減と重篤化予防策に大きな効果が見込める。	医療は病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならない。これはオンライン診療においても同様とされている(右記「オンライン診療の適切な実施に関する指針」)。しかし、医師が同乗しない診療用車両について、医療提供施設又は居宅等に該当するか、法解釈上明確ではなく、自宅にオンライン診療のための設備がない場合、代替手段として医師が同乗しない診療用車両を派遣して、医師と診療用車両をオンライン接続する形で診療が許容されない可能性があると考える。 ※現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、初診時のオンライン診療要件が緩和されているが、時限的な措置である。	医療法1条の2第2項、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について(平成24年10月1日医政発1001第7号)	左記のような、医療機関と医師が同乗しない診療用車両を接続したオンライン診療(健診を除く)は、現行法規制下で実現できるか明確ではない。したがって、診療用車両や地域の公民館等と接続したオンライン診療を可能にするよう明確にする規制緩和が必要。 ただし、診療用車両にごだわらず、設備のない家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備配送・レンタルする方法により代替の可能性などは並行して検討を進める。	厚生労働省	御提案のような診療用車両においてオンライン診療を実施することについては、診療用車両が医療法上の「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかによることとなります。 この点、「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかについては、患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し、個別具体的に判断されるものです。	オンライン対応が難しい高齢者などを対象として、ワゴン型多目的車両を活用した、移動式のオンライン健康指導及び診療の実証実験を今年度開始します。本実証実験において、有効性や事業性を確認し、本運用を検討していくなかで、本取組が、ご回答いただいた、『患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し療養生活を営むことができる場所』に当たるかどうかを個別判断では定常的な事業運営は難しいと考え、例えば、事前説明の上、多目的車両に乗車することを持って本人合意とする等、条件面や運用面でのルール策定をお願いします。	厚生労働省	「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知)において、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には、診療を行うことができる構造となっている巡回診療車において医療を提供することが可能であると示していること等です。 巡回診療車を活用した医療提供は広く実施されており、改めて基準を整備することは不要であると認識しております。 なお、⑥のただし書で記載いただいている、「家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備を配送・レンタルする方法」によって、患者の自宅においてオンライン診療を行うことは医療法上問題ございません。
三重県多気町等6町共同	2	【医療ヘルスケア分野】移動型車両による無人薬剤の配送	デジタルキーBOX型の薬剤配送により、個人の受け取りを担保した形で、処方薬の自動配送を実現する。	健診受診後の精査放置がもたらす、潜在的慢性疾患患者の増加と未病対策・予防医療実践の機会損失を抑制し、地域の医療費を低減。高齢化に伴う医療アクセス不良と、将来的な地域医療の過疎化懸念	処方薬は、ほとんどが薬局医薬品であるところ、一般用医薬品以外の医薬品(薬局医薬品及び要指導医薬品)は、対面で薬師指導したうえで販売・授与しなければならない(薬機法36条の4及び34条の6)。しかし、対面薬師指導実施後であれば、薬局医薬品及び要指導医薬品を、自動投入・払出装置に保管したうえで、患者本人への確実な授与が確保される方法で授与することは認められている(クレーン・解消制度に基づく照会に対する回答)。 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、処方薬についてはオンライン薬師指導が認められているが、時限的な措置にとどまるものである(右記事務連絡②)。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)4条5項、8条、36条の第1項、36条の第1項及び36条の10第1項	処方薬の配送は、対面薬師指導実施後であれば、現行法規制下でも実現可能。 ただし、配送方法など、厚労省が基準を明確にしていけない点もあることから、患者本人への確実な授与が確保される方法であること、及び医薬品の品質を適切に管理できる方法であることを確保した上で、事前に厚労省の見解を得るなど慎重な対応が必要である。 他方で、オンラインによる薬師指導等については、現行制度下では、新型コロナウイルス感染拡大による特例として認められているにとどまるため、将来にわたって実施する場合には、規制緩和が必要と考えられる。	厚生労働省	薬局におけるオンライン薬師指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年を目標として医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを検討を行うこととあります。 御要望の内容が不明確ですが、薬局におけるオンライン薬師指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。なお、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組むこととしてあります。			
三重県多気町等6町共同	3	【モビリティ・サービス分野】自動運転車両の走行	完全自動運転車両の走行をVISON内から実装化。段階を経て、VISON外の公道へ展開。	人口減少による、中山間地域における交通空白地増加の課題解決	自動運転レベル3に対応した改正道路運送車両法が2020年4月1日に施行されたが、完全自動運転車両であるレベル4には対応していない。そのため、レベル4自動車は道路運送車両法に定める保安基準に適合せず、レベル4相当の完全自動運転車両については、「道路」で走行させることができない(道路交通法62条)。 「道路」とは、「一般交通の用に供するその他の場所」を含み(道路法2条、道路交通法2条1項1号)、私有地であることのみでは道路性は否定されず、コンビニエンスストアの駐車場や、私立大学の構内が、「一般交通の用に供するその他の場所」と判断されているケースも存在する。	①自動運転車両に関する法規制：道路運送車両法40条、41条、42条、46条 道路運送車両の保安基準：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 自動運転車両の安全技術ガイドライン 道路交通法2条1項1号、62条等 ②運送に関する法規制 道路運送法4条 貨物自動車運送事業法3条 廃棄物処理法7条、14条	現行法下では、一般的には自動運転車両を使用した移動サービスの提供はできないが、国土交通省は、限定地域における無人自動運転サービスについてガイドラインを公表し、かつ2020年12月に閣議決定された、成長戦略会議「実行計画」では、「2022年度自他に限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現」を目指すこととしており、近年、急速に規制緩和が進んでいる分野である。 よって、規制緩和ではなく、下記ガイドラインなどに従った個別事案として実行する方法を検討する。 国土交通省「自動運転車両の安全技術ガイドライン」	国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「予測」「判断」「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。			
三重県多気町等6町共同	4	【モビリティ・サービス分野】広域6町連携AIオンデマンド・モビリティサービス	6町連携して、行政区域を超えた公共交通の最適化を目指す(オンデマンドの運行含む)	6町広域連携することで、効率化や、各町の既存公共交通負担金の軽減	一般旅客自動車運送事業者は、個別に運賃の認可を得なければならないため、原則として共通運賃を設定できない。また、運賃・料金について、照合する事業者間で協議、調整を行った場合、カルテルとして独占禁止法に違反する(独占禁止法3条)。	①営業区域に関する法規制 道路運送法20条2号 道路運送法79条の2 道路運送法施行規則18条の2、51条の4第2項 ②共通運賃に関する法規制 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)3条 道路運送法9条、9条の2、9条の3 地域公共交通活性化再生法2条16号、36条の3	地域公共交通活性化再生法の改正(2020年11月27日施行)により、「新モビリティサービス事業」として共同で認定を受けた交通事業者は、「共通乗車船券」を発行することで、共通運賃を設定することが可能となる。また、同法の施行に伴い、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の特例に関する法律」に基づき認可を受けた場合に限り、独占禁止法のカルテル規制の適用が除外される。	国土交通省	ご想定されている事業内容にもよりますが、乗合バス事業者を含む交通事業者同士で共同して実施する路線・ダイヤ・運賃に係る取組については、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の特例に関する法律」に基づき認可を受けた場合に限り、独占禁止法のカルテル規制の適用が除外される。			
三重県多気町等6町共同	5	【地域情報発信基盤】防災情報サービス「マイハザード」	緊急時及び人命にかかわる際における、個人情報目的外利用(アウトアウト情報利用)	被災時の等の緊急時におけるより正確な避難経路や避難情報の発信	本人同意のもとに知りえた個人情報は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。	個人情報の保護に関する法律2条1項1号、17条1項、18条1項、23条1項、28条～30条等	緊急時及び人命にかかわる際に限定し、個人情報の目的外利用を可能とする規制緩和の提案	個人情報保護委員会	個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができ(以下)の事例等が想定されます。 1) 急病その他の事態が生じたときに、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合 なお、自治体が保有する個人情報は、個人情報保護条例に従って取り扱うことが求められますのでご留意ください。			
三重県多気町等6町共同	6	【地域産業活性化分野】地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISON敷地内に次期開発計画として、大規模木造建築を建設し、美術館として活用する。	地域の基幹産業である林業の活性化(収益向上、森林の若返り促進) 関係人口(観光入れ込み客数)の増加	美術館の用途は、学校等に分類される(建築基準法施行令115条の3)。3階以上の階を美術館とする又は延床面積3000㎡などの条件に該当する場合、建築基準法に定める耐火建築物としなければならない(その他1000㎡以上の場合には外壁、軒裏などを防火構造とするなどの対応が求められる)。この条件未済でも、高さ16m超又は美術館に供する延床面積が2000㎡以上などの条件に該当する場合などには準耐火建築物その他法令に定める基準を充たした防火措置をとらなければならない。 また、耐火建築物とする場合、耐火構造や防火構造の区画を設ける必要があり、これには認定耐火集積材・鉄筋コンクリートを用いなければならない。	建築基準法 ◆21条(大規模建築物の主要構造部等)2項 ◆27条(耐火建築物等)1項 ◆告示第255号 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件 第1項 三	耐火性能と区画面積を緩和するため、設計時には、3Dデータを活用したマルチエージェントシミュレーションを使用して、耐火性能に応じた時間内に不特定多数の来場者が避難を行う時間を検証し、利用者の安全性を担保した設計を行う。 また、必要に応じて、消防設備に加え、温度、画像センサーを施設内各所に配置し、これらの信号を解析することで、有事における最速避難誘導を実現する仕組みの導入を行う。	国土交通省	建築物の防火・避難規定は、国民の生命、財産の保護を図る観点から、在館者の避難安全性はもちろんのこと、火災による倒壊、建築物の内部での延焼や建築物の外部への延焼を抑制することを目的としています。 建築基準法第21条第2項については、平成26年の法改正により、延床面積3,000㎡を超える木造建築物等については、壁や柱などの主要構造部を耐火構造とする以外に、床面積3,000㎡ごとに壁等による区画を設ける設計法も可能としております。 また、同法第21条第1項及び第27条第1項については、平成30年の法改正等により性能規定化されており、告示に定める検証法や国土交通大臣の認定を受けることにより、各計画に応じた合理的な設計が可能となっております。 なお、耐火建築物とする場合でも、建築基準法第2条第9号の二は性能規定化されているため、告示に定める検証法や国土交通大臣の認定を受けることにより、各計画に応じた合理的な設計が可能となっております。			
三重県多気町等6町共同	7	【地域産業活性化分野】地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISON敷地内に次期開発計画として、大規模木造建築を建設し、美術館として活用する。	地域の基幹産業である林業の活性化(収益向上、森林の若返り促進) 関係人口(観光入れ込み客数)の増加	中大規模建築物は、建築基準法により主要構造部JAS材の使用が定められているため、地元産材の非JAS認定材を使用する範囲が限られる。また、非JAS認定材はJAS認定材より材用強度が低く設定されているため実際には良質材料であっても不利な扱いとなっている。	建築基準法 ◆46条(構造耐力上必要な軸組等)第2項第一号イ ◆昭和62年告示第1898号 構造耐力上主要な部分である柱及び横材材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 ◆平成12年告示第1452号 六 木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFVsを定める件	中大規模木造建築物の建設にあたり、非JAS認定工場の材料であっても物性データ(強度等)の明確な材料が使用できるよう、地域の工場で製材が加工される木材の物性データを地域で一元管理できるトレーサビリティシステムを構築する。 検査データには簡易強度試験の結果を含み、ミルシートとしてデータ管理され、ユーザーがアクセスできるようにすることで、非JAS認定材の利用を可能にする。	国土交通省	使用する製材がJAS規格に適合することが確かめられれば、非JAS認定工場であっても、平成12年建設省告示第1452号各号に定められた基準強度を用いることが可能です。 なお、JASと同等以上の強度及び品質を有することが確かめられれば、同告示第六号に基づき(国土交通大臣の指定を受けることによっても、各号に規定された基準強度の数値以外の値によって当該材料の使用が可能となります。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
三重県多気町等6町共同	8	【地域産業活性化分野】 林業の活性化	耕作放棄地など、山林に近い農地を林地として活用	・増加する耕作放棄地や所有者不明農地の有効利用 ・林野庁の推進する早生樹による森林整備のモデル化と他地域展開 ・木質バイオマスの原料に活用されることで地産地消エネルギーへの貢献	農地を農地以外に転用する場合には、原則として都道府県知事等の許可が必要。現行の許可基準に基づけば、市街地外であり一定程度の面積であるなど集団での営農可能な土地については、転用許可が認められにくい。 また、所有者不明農地の集約化は農業経営基盤強化法による後押しがあるものの集約後の土地利用目的が農業に限定されている。	農地法4条および農業振興地域の整備に関する法律17条 農業経営基盤強化促進法第15条（認定農業者等への利用権の設定等の促進）	耕作放棄地や所有者不明の農地の林地への適用	農林水産省	既に森林の様相を呈するなど農地に復元することが難しく困難な土地については、所有者不明土地も含めて、非農地判断を行い速やかに農地台帳から除外するよう指導しております。農地台帳から除外された場合、農地転用の手続きは不要のため、農業経営基盤強化促進法の制度によらず、林地として活用することができます。 また、ご提案の林地化については、地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設整備計画の作成による特例措置において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が整った土地については、農用地区域から除外し、第1種農地であっても地域農林水産業振興施設として森林整備を行うことが可能です。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。 なお、既に山林原野化し、非農地判断された土地については、農地法の適用を受けないこととなりますが、令和3年4月に非農地判断の徹底に関する通知を发出し、再生利用が困難な農地に係る非農地判断手続の迅速化を周知徹底するとともに、農業委員会から非農地通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局へ目変更の申出を行う事例について周知したところです。また、当該土地の農用地区域からの除外については、令和3年3月に農業振興地域制度に関するガイドラインを見直し、当該土地を農用地等以外の用途に供する目的で農用地区域から除外する場合の除外の要件の判断に当たっては、当該土地が農地に該当しないと判断されていることに鑑み、効率的かつ迅速に行うこととしています。			
三重県多気町等6町共同	9	【地域産業活性化分野】 林業の活性化	保安林の行為制限の緩和	・保安林内の伐採、再造林の活性化 ・森林の若返り	・伐採の許可・届出 保安林における立木の伐採は、一部例外を除き、原則として都道府県知事の許可が必要（森林法34条1項） また、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、土地の形質の変更についても、都道府県知事の許可が必要（森林法34条2項） ・再造林時の植栽樹種の制限 保安林の立木を伐採した森林所有者は、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間、樹種の定めに従い、伐採跡地に植栽しなければならない（森林法34条の4）。例外は、非常災害により現況に著しく変化が生じた場合、不適当でない都道府県知事が認めるとき（森林法施行規則72条）。	森林法34条、34条の2、34条の3、34条の4	民間事業者による保安林の指定施業要件変更の提案制の導入。 （現状：指定施業要件変更権限は農林水産大臣又は都道府県知事） ・デジタルデータを活用し、保安林にかかる申請手続きを簡素化。 ・再造林時の樹種指定を規制緩和 など	農林水産省	・保安林の指定施業要件変更の提案制の導入については、現行制度下でも市町村長や土地所有者等による申請を可能としています（森林法第33条の2第2項）。 ・申請手続の簡素化については、現在整備中の「農林水産省共通申請サービス」によりオンライン申請を可能にするなどの対応を検討しております。 ・再造林時の植栽樹種として早生樹などを指定することについては、保安林の指定目的や現地状況等から再造林に適切であるかについて、必要に応じて学識経験者の助言等を得る等した上で指定することも可能となっています。			
三重県多気町等6町共同	10	【多目的ツーリズム分野】 ワーケーション時における他拠点納税制度の導入	ワーケーションなど、長期滞在する地域に滞在日数に応じて、住民税を分割して納税する制度の構築	税収増加による地方自治体の財務体質改善	個人の住民税（道府県民税及び市町村民税）の課税期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、同日の住所によって課税権の帰属（どの市町村、都道府県が課税するか）が決定される。	地方税法39条、同法318条	年度内に住所・居所が移転した場合に、個人住民税を分割して納税する（又は納税された個人住民税を案分する）ため、パーソナルデータに基づく滞在日数を試算し、データに基づく他拠点納税を行う新たな制度改革が必要。	総務省	・個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。 ・多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。 ※個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、既に、居住実態に応じて複数の団体が課税することした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	1	○医療機器の広告宣伝に係る規制の緩和	・住民見守りデバイス開発（ウェアラブルデバイスなどの医療機器の開発に参加する被験者の募集を容易にし、医療機器の開発促進を図るもの）	医療機器の開発が円滑に行われることで、医療機器の開発コストが抑えられ、安価な医療機器の普及により利用者の健康増進に寄与することが見込まれ、健康寿命の延伸が期待できる。	ウェアラブルデバイスなどの医療機器の開発にあたっては、多種多様な媒体を通して周知し、多くの被験者を確保する必要がある。しかし、未承認の医療機器は、医療機器と誤認する効果効用を謳うことや用語を用いることを禁止しているため、効果効用を伝えながら多くの被験者を集めるための周知が困難となっている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条	指定区域内の事業者による医療機器の開発製品については、当該サービスに係る事業目的利用の範囲内において、広告規制の特例（より明確にガイドライズ）を求める。	厚生労働省	「治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて」（平成11年6月30日） 「医療機器第65号監視指導課長」で「商品名を特定しない範囲で情報提供を行うことは可能」とある旨を通知しており、「その性能を明示した上で臨床試験への参加を募る」とは現状可能です。	現在は未承認の医療機器として販売されているウェアラブルデバイスについて、当該商品から得た改良点に基づき製品改良を行い医療にも使用することを考えており、この改良のためには、できる限り多くのN数を確保し当該取得データ数を最大化することが極めて有用であると考え。一定の認知のある商品の名称を用いて被験者を取得する広告活動を行うことは、N数の確保を容易にし、より安全性、効用性の向上に寄与するものであるため、当該利用目的を明らかにし、医療機器ではないことを明示したうえで商品名を表示することにつき、特例設置の検討を願いたい。	厚生労働省	・未承認医療機器の品質、有効性及び安全性は確認されたものではなく、公衆衛生上の懸念が生じるおそれがあるため、未承認の医療機器の広告は認められません。 ・医薬品等の広告は、「業事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号監視指導課長）で示しているとおり、①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、③一般人が認知できる状態であること、のいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しています。 ・積極的に効果効果について情報提供を行うことは、例えば臨床試験等の目的であることを明示したとしても、①及び③に該当することが否定できません。また、対象の未承認の医療機器名を明示することは、②に該当します。 ・以上から、対象の未承認の医療機器名を明示し、かつ、性能を明示した上で被験者を募る行為は、上記①～③のいずれも満たすため広告に該当し、薬機法第68条に抵触するため、これを認めることは困難です。 ・なお、未承認医療機器の販売は、薬機法第64条で準用する第55条第2項に抵触するおそれがあるため、そのような行為を現認しているのであれば、都道府県業務主管課に通報するなど、薬機法に基づき適切に対応ください。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	2	○遠隔医療（遠隔診療・服薬指導）に係る電子処方せん利用	・遠隔医療サービス事業	保険者は疾病管理や保健指導を通じた重症化防止が可能となり健康寿命の延伸が期待できる。	電子処方せんが利用できないため遠隔医療の普及促進の障害となっている。	医師法施行規則第21条他	遠隔医療の実施に際して「電子処方せん」の利用を可能とする措置を求める。（参考資料参照）	厚生労働省	遠隔医療を行う際に電子処方せんを利用することは、制度上は可能です。他方、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、「処方箋等、医師等の国家資格の確認が必要な文書について電子署名を利用する場合には、当該資格の確認が必要であることを前提としつつ、従来から利用が普及しているH P K Iに加えて、これ以外の電子署名の利用に資するよう、当該資格の確認方法や確認の際の考え方について明らかにする。その際、医師等の国家資格の確認方法として、電子署名を施す者及び電子署名を検証する者の双方にとって負担とならない方法についても、医師法等の法令や医療現場のニーズを踏まえ検討する」としてあります。	医師法施行規則第21条では、医師に「記名押印」を求めており、e文書法厚労省令第7条では、記名押印に変わるものは、電子署名法第2条第1項に示す電子署名名として、厚労省ガイドライン6.1.2では、「厚生労働省の定める準拠監査基準を満たす保健医療福祉分野 PKI 認証局又は認定特定認証事業者等の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すこととしている。しかし、組織自身が信頼できるのであれば、組織が「認証業務」をすることで対応可能なのではないか、或いは、自然人にしか発行されない「電子署名」ではなく、組織が発行される「電子証明書」で十分対応できるのではないかと考えており、再検討願いたい。	厚生労働省	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）に基づき、処方箋を電子化する場合に電子署名を施す必要があります。 現在、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの見直しを行っており、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子署名名について、利用者の指示に基づき電子署名サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスも可能であると明記する方向性で検討しています。なお、資格確認については、医療機関が資格を確認する方法も明記する予定です。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	3	○混合診療における、保険診療と保険外診療併用の特例の拡大	・遠隔医療サービス事業（生体データに基づいた診療を行う場合、時間外であっても保険診療として扱いを可能とするもの）	生体データに基づいた診療行為が普及することで利用者は疾病管理を通じた重症化防止や在宅診断が可能となり、早期退院・通院不要など健康寿命の延伸が期待できる。また、保険者は疾病管理や保健指導を通じた重症化防止が可能となり健康寿命の延伸が期待できる。	ウェアラブルデバイス等から得られる生体データに基づいた診療を行う場合、比較的時間を取れない時間外診療、予約診療が考えられるが、この診療行為は複合医療（保険外診療）とされるため、生体データに基づく診療行為の普及の障害となっている。	厚生労働大臣の定める評価審査、患者申出審査及び選定審査（厚生労働省告示第495号） 選定審査に導入すべき事例等に関する提案・意見募集の結果への対応について（追加資料）（中医師 総-3 29.11.1）	時間外診療、予約診療が考えられる診療行為について複合医療（保険外診療）という枠組みではなく、初手から保険診療とする特例の拡大を求める。	厚生労働省	救急等のやむを得ない場合ではなく、患者の自由な選択と同意がなされた上で行われる時間外診療及び予約診療については、保険適用外であるが選定審査として保険診療との併用が認められている。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対症疾患に関する要件を廃止するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。 なお、保険医療機関で初診を受けた患者について、再診以後、当該患者又はその看護に当たっている者から直接又は間接（電話又はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーションによる場合を含む）に、治療上の意見を求められた場合には、必要な指示をしたときには、再診料を算定できる。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	4	○服薬指導場所の条件緩和	・遠隔医療サービス事業（薬局外においてもオンラインで服薬指導を行うことを可能とするもの）	薬剤師の感染拡大防止および労働環境の改善、患者の利便性及び服薬アドヒアランス（患者による治療方針への積極的参加）の向上につながる効果的な医療サービスの提供による健康寿命の延伸が期待できる。	薬剤師が服薬指導を行うことができるのは、その調剤を行った薬局内の場所とすることが義務付けられているため、患者が指導を希望する適切なタミングでオンライン服薬指導を行うことが困難となっている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（業生発0331第36号、2020年3月31日）	調剤を行った薬局と同程度の通信環境およびセキュリティが確保されていることを前提として、当該薬局の薬剤師が、当該薬局外においてもオンラインで服薬指導を行うことができるよう、服薬指導場所の条件の緩和を求める。	厚生労働省	オンライン服薬指導については、保健衛生上支障が生じることがないよう、また、プライバシーの保護や患者情報等の確認が必要であるため、薬局外での実施は困難です。 なお、薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略ロードマップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしてあります。	厚生労働省	提案内容について当初、「当該薬局の薬剤師が、当該薬局外においてもオンラインで服薬指導を行うことができるよう、服薬指導場所の条件の緩和を求める」と記載していたが、本旨としては、主体が薬剤師ではなく、患者側の規制緩和を求めたいという趣意である。改めて、当方が提案するのは、車内で行う遠隔医療サービスが、DtoPwithNを前提とし、オンライン診療実施後に、医療機関から薬局へ処方箋を送付した後に、車内にいる患者と薬局にいる薬剤師がオンライン服薬指導を実施する想定である。指導側の薬剤師の服薬指導場所の緩和ではなく、患者側が薬局外（車内）で服薬指導を受けることを可能にする規制緩和について、再検討願いたい。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	5	○医療機器審査手続きの緩和	・遠隔医療サービス事業（AIを活用した医療機器の開発実情に合わせた審査手続きを行うことで最新の医療機器をスピーディに市場へ提供するもの）	AI活用などの成果を迅速に反映させた最新の医療機器（プログラム）をスピーディに市場へ提供することが可能となり、医療機器分野における新産業の創出と国際競争力の強化が期待できる。	AIを活用した医療機器（プログラム）の開発においてはデータを蓄積しながら開発するものであるが、一度認可申請をすすと審査が完了するまでは、審査中にデータの追加蓄積により新たな改良されたとしても変更申請できず、結果として改良された製品を市場に提供することが遅れてしまっている。	「医療機器及び体外診断用医薬品に係る承認事項一部変更承認申請中の変更申請の取扱いについて」（平成21年7月13日 薬食機発0713第3号） 事務連絡「承認事項一部変更承認後の製品切替時期設定に関する質疑応答集（Q&A）」について（平成29年3月31日）	サービスにおいて使われるAIを用いた医療機器プログラムに対し、新規申請あるいは変更申請中であっても、性能改良における変更申請を受取り、審査することを求める。	厚生労働省	承認事項一部変更承認申請中の医療機器に係る承認事項一部変更承認申請（一変申請中の一変申請）は、現在でも認められています。なお、令和元年の医薬品医療機器等法の改正により、AIを活用した医療機器プログラム等、初回承認後に継続的な改良が見込まれる医療機器を対象として、予め承認事項の変更計画の確認を受けおくことで、届出による迅速な承認事項の変更が可能となる制度（変更計画確認手続制度（IDATEN））が導入され、令和2年9月に施行されています。	厚生労働省	患者がオンライン服薬指導を受ける場所については、車内であるか否かに関わらず、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全であり、かつ、プライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であるかどうかを勘案し、個別具体的に判断されるものです。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	6	○医療データの取得・活用に係る医療機関等が行う義務要件の緩和	・各種PHRと医療機関の情報を連携させた情報基盤を整備（医療機関等が行う義務を自治体が行うことで医療情報の収集・活用が拡大を図るもの）	医療情報の収集・活用が拡大することで医療費の増加抑制、医療サービスの向上、新産業の創出等の効果が期待できる。	次世代医療基盤法においては、医療機関等はあらかじめ本人に通知し、本人が拒否しない場合、医療機関等は外部（認定匿名加工医療情報作成事業者）へのデータ提供ができるが、医療機関が行う一連の手続きが同法に「義務」として課せられており、参加する医療機関が増加しない（医療情報の収集・活用が進まない）主因となっている。	次世代医療基盤法30～34条	医療機関等が行う一連の手続きを医療機関以外の団体でも行えるよう規制緩和を求める。（当該団体からPHR/EHR/厚生労働省事業者へ委託することができれば、医療機関等の負担がなくなり医療情報の収集・活用が進む）	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	本人に対する通知（法第30条第1項及び第2項）や医療情報の提供の停止の求め（法第30条第1項）に関する取扱いなどを認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱委託事業者が医療情報取扱事業者の委託を受けて代行する取扱いとしても差し支えありません。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	医療情報取扱事業者が保有する医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供するに当たって、当該医療情報取扱事業者以外の当該医療情報を保有していない者が本人に対する通知や医療情報の提供に係る記録の作成の責任主体となる場合、例えば、医療情報の提供に係る記録が適切に行われず、本人等による提供停止の求めを受けた場合に、既に認定匿名加工医療情報作成事業者に提供された医療情報の削除が正確に行われないことや、漏えい等が生じた際に医療情報の移転記録が追跡できないなどが想定され、本人の権利利益の保護を適切に行う観点から適切ではないことから、次世代医療基盤法では、これらの手続きは、提供を行う医療情報取扱事業者が主体となって行うこととしています。 なお、医療情報取扱事業者が行うこれらの手続きは、認定匿名加工医療情報作成事業者若しくは認定医療情報等取扱委託事業者又はそれ以外の第三者への委託が可能です。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	7	○医療データの取得・活用に係る患者に対する通知要件を緩和	・各種PHRと医療機関の情報を連携させた情報基盤を整備 (患者からの医療データの取得を容易にすることで医療サービスの高度化・効率化を図るもの)	患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化が実現されるが、現在は患者の医療データを外部へ提供する場合、初回受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増につながる。医療機関から外部(認定匿名加工医療情報作成事業者)へのデータ提供が難しい。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン(平成30年5月内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)		データ利用者が不適切な情報の取り扱いをした場合の罰則を厳格にする等、患者本人の権利利益の保護に適切に対応することを前提として、通常のアウトアットを可能とする患者に対する通知要件の緩和を求める。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	本人に対する通知(法第30条第1項及び第2項)の時期及び手段については、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱状況に応じて適切に対応することが求められます。これを踏まえ、医療情報取扱事業者が医療機関等である場合には、医療情報取扱事業者が本人に対する通知(法第30条第1項及び第2項)を実施するに至った以降での最初の受診時に書面を交付する方法を基本として、医療情報取扱事業者ごとに適切な方法を選択する必要があります。その上で、本人との関係に応じ、最初の受診時にのみならずその後の受診時にも本人に対する通知(法第30条第1項及び第2項)を実施するなど、更に丁寧な取扱いとするかどうかは、医療情報取扱事業者の判断によります。また、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱状況によっては、書面を交付する方法のほか、書面を送付する方法(例えば、郵便等)、電磁的記録を提供する方法(例えば、電子メール等)、窓口で画面を提示する方法(例えば、タブレット端末、オンライン資格確認端末等)等も、想定されます。			
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	8	○被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の制限緩和	・各種PHRと医療機関の情報を連携させた情報基盤を整備 (定期健診等の個人の健康データと医療データを被保険者記号・番号で紐付けし、罹患症状の把握・管理や重症化予測を高精度化するもの)	罹患症状の把握・管理や重症化予測を高精度化することができ、症状の予測が難しい口内や新興・再興感染症の治療においても有効となることから社会的安心感の醸成による経済活動の活性化が期待できる。	症状の把握・管理や重症化予測を高精度化するには、学校健診情報や企業の定期健診情報等の保険医療分野外のデータも含めた個人の健康データを可能な限り集約し、より多くの医療データと照合することが欠かせないが、「告知要求制限」のため、市区町村や学校設置者、企業の健康保険組合等が上記情報を管理する際にIDとして被保険者番号を活用することができない。	健康保険法第194条の2		被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又は当該事業に関連する業務の遂行以外の目的での告知要求を禁止(告知要求制限)している。この際、保険者や保険医療機関等が健康保険各法に基づく事務を行う場合のみならず、それ以外の者が健康保険事業又は当該事業に関連する事務を遂行する場合についても告知要求制限の対象外としている。この「健康保険事業又は当該事業に関連する事務」の具体的な内容については、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上に資する等、医療保険の各法に照らして総合的である場合が含まれるものと解し、次世代医療基盤法の認定事業者が匿名加工医療情報作成事業等を行う場合や、大学、研究機関等が疾病の原因並びに疾病の予防、診療及び治療の方法に関する研究等を行う場合等も含まれる旨を厚生労働省令に規定している。	告知要求制限の対象外となる場合には、学術(研究)目的に限定されており、医療サービスを実施するために利用することは許されていない。例えば、医療サービスの実施にあたり、他県では住民のPHRを集めるため自治体から取得する場合は、被保険者記号・番号を取得しているが、被用者加入加入の住民に対しては保険者でないとの立場から、本人同意が得られても被保険者記号・番号の収集ができず、本来地域全体での公的施策を立案するにあたり活用できるデータの収集が不十分で医療サービスの効果を得ることが困難となっているため、再検討願いたい。	厚生労働省	地方自治体である「提案主体は健康保険法194条の2第1項に定める厚生労働大臣等に該当し、被用者加入加入の住民に対しても、医療機関等から診療データ等(EHR)を、自治体や企業等から健診データ等(PHR)をそれぞれ取得の上、その各個人のデータを被保険者記号・番号を利用して紐づけることでデータベースを構築することは、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のため必要がある場合には、告知要求制限の対象外となります。また、ご提案主体から委託を受けた医療・医療サービスを行う事業者が、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上に資する等、医療保険各法の理念に照らして総合的である場合には、告知要求制限の対象外となります。なお、この「健康保険事業」とは健康保険法等を通じた医療サービスの給付や特定健診、特定保健指導の実施などの健康保険法に基づき実施される保険給付に関する事業や保健事業、福祉事業をいふものであり、この範囲を超えて個人単位の被保険者番号を収集・活用することについては、被保険者番号を基に被保険者の特定健診情報や薬剤情報も含めた個人情報と本人同意なしに集約することや、プライバシーの侵害となる可能性がある。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	9	○DTX製作における臨床評価に関する要件緩和	・DTX製作支援事業 (医療データを活用したDTX製作を支援し、スピーディな機器提供を促進するもの)	医療データを活用したDTX製作を支援することで革新的な医薬品・医療機器をスピーディに社会へ提供することが可能となり、利用者の拡大による医療費の増加抑制、医療サービスの向上、新産業の創出等の効果が期待できる。	DTX関連の医療機器はソフトウェアを活用した治療用アプリであり、一般の医療機器に比べて人体に対するリスクは低いにもかかわらず、以下の事項について一般と同様の取扱を受けるため、スピーディな医療機器の提供が困難になっている。 ・治療実施計画書は実施医療機関とPMDAへの提出が求められる。 ・精密な臨床評価を実施する為に最初のステップから検証を求められる。 ・治療実施機関には、治療責任医師をはじめ看護師や検査技師など十分な人員及び設備が確保できることが求められるため医療機関での実施が必要となる。	・GCP省令 第6条(実施医療機関) ・GCP省令 第54条(実施医療機関の要件)		・治療実施計画書は実施医療機関への提出のみとすることを求める。 ・類似製品の文獻に規定の安全性・有効性による文獻評価により、当該製品の安全性・有効性を担保し、治療実施を進めるよう検証要件の緩和を求める。 ・DTX等の治療において人体に対するリスクが低いものについては治療者の状態をモニタリングする手段を講じた上で医療機関以外(例えば介護施設や在宅等)での治療実施ができるよう緩和を求める。	医薬品医療機器等法では、新医療機器又は改良医療機器の治療の依頼をしようとする者又は自ら治療を実施しようとする者に対し、治療計画書の提出を求めている(法第80条の2第2項)、医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、この届出を受け保険衛生上の危害の発生を防止するために必要な調査を実施しています(同条第3項)。クラスII以上の医療機器プログラムである治療用アプリは、人体に直接作用する医療機器ではありませんが、出力する情報等を通じて人体に影響を及ぼすことには少ないと考え、PMDAに対する治療計画書の提出は必要です。治療用アプリに求められる臨床評価については、対象疾患やアプリの特性によって異なるため、事前にPMDAに相談してください。治療用アプリの治療では、一般的に医師により、被験者の診断、アプリの処方及び使用方法の説明、併用する治療、有効性・安全性の評価等を実施する必要があります。定期的な通院が必要になりますが、アプリの使用自体は医師の指導の下在宅で行うことができる場合もあります。治療のプロトコルの妥当性については個別にPMDAに相談してください。	治療用アプリは、一般の医療機器に比べて人体に対するリスクは低いにもかかわらず、それと同様の取扱を受けるため、スピーディな治療用アプリの普及拡大の障害となっている。ご指摘の問題は、例えば、治療用アプリの承認に必要となる机上試験(人を使わない実験)の項目を定め、治療計画書に準拠した仕組みを伴うことにより出力する情報等を通じて人体に影響を及ぼすことには少ないと考え、さらに、治療用アプリを上市後、使用目的と対象患者を明確にし、医師による的確な判断で処方することで、そのリスクを下げることは可能。任意の机上試験項目に基づき治療用アプリを承認認可後、医師により処方された在宅患者を含む治療用アプリ適用者に医師を含む関係者を含む資格を持つ管理者を設置し、逐次評価することで治療用アプリの評価を行う仕組みを提案する。	厚生労働省	いわゆる治療用アプリについては、個々の機能がどの程度臨床的アウトカムに影響するかを評価することが難しいため、その臨床の有用性を示すためには、一般に臨床試験(治療)を実施して標準治療群等と有効性(臨床的アウトカム)を比較する必要がある場合が多いと考えられます。一方で、治療用アプリを含むプログラム医療機器については、その特性を踏まえた承認制度が必要であるとの指摘があることから、厚生労働省において、プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略)を策定し、これに基づき新たな承認制度について検討しているところです。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	10	○医師が同乗していない車両内で医療サービスを受けることを可能とする規制緩和	・地域医療MaaS事業 (地域医療MaaSの実現に必要な車両内で医療サービスを受けることを可能とするもの)	高齢化による医療ニーズの増加が見込まれることを踏まえ、限られた人員リソース(医師や設備)においてデジタル技術を使い効果を最大化することが可能。特に国の医療計画における重要な取り組みに「へき地医療」が掲げられており、モビリティ・オンライン診療を組み合わせた形によって医師のリソースを節約しながらも看護職によるモート検査サポートなどを加えることにより、Face to Faceに近いレベルの診療を提供することができるため高い社会的効果が期待できる。	(イ)医療行為は、病院、診療所などの医療提供施設に限定され「(イ)車両内」にて医療行為(医療機器による検査など)が可能であることが明記されていない。 (ロ)薬剤師は、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされており、車両内(＝医療機関・薬局以外)において薬の調剤・処方が可能であることは明記されていない。	医療法 第1条2項 薬剤師法 第22条	(イ)車両内での医療行為(医療機器による検査など)を行うことが可能となるように規制緩和を求める。 (ロ)車両内において薬の調剤・処方が可能となるように規制緩和を求める。	厚生労働省	(イ)車両内において医療行為を行うことができるかどうかについては、当該車両が医療法上の「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかによることとなる。 この点、「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかについては、患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し、個別具体的に判断されるものです。 (ロ)保健衛生上の観点から、適切に調剤等を行うための構造設備、体制等が必要であることから、調剤は薬局において行うこととしており、特定の所在地において薬局開設の許可を受けることが必要となります。	(イ)車両内で提供する医療行為(＝検査等行為)はDtoPwithNを前提とし、医師は車両に同乗せず、オンラインによる医師の指示のもと看護師による超音波検査機や心電図モニター等を使用した簡易検査や、採血等の処置を行うことを想定しており、車両内でDtoPwithNで提供する当該医療行為(検査等行為)の対象や具体的な行為に対する指針を明確にしたい。 (ロ)本提案ではオンライン診療を行った直後に、その場(＝車両内)で薬剤師による調剤・服薬指導を行うことで、より迅速な医療の提供を行うものである。そのため、一般的な薬局開設の要件ではなく、(イ)の車両によるオンライン診療が提供する医療行為と併せ、車両内での薬剤師による調剤等の設備要件緩和を求めるものである。	厚生労働省	(イ)当該車両内が「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかについては個別具体的に判断されることとなります。なお、巡回診療の形式で医療を提供する際には、実施場所に実施責任者たる医師を置く必要があります。 (ロ)「療養生活を営むことができる場所」において、薬剤師は、処方箋を交付した医師の同意を得て、当該処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤することが可能です。なお、巡回診療の形式で医療を提供する際には、薬剤師は、当該実施場所において、調剤等することが可能です。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	11	○損害保険会社設立に係る保険業法の緩和	・保険料割引サービス事業 (健康に対する取組に応じて保険料を割引する地域ニーズに応じた保険商品を提供できる保険会社の設立を可能とするもの)	地域のニーズに応じた保険商品や損害保険会社が設立できると、新規産業の創出による域内経済の活性化が期待できる。また、利用者の健康に関する意識が向上することで疾病リスクが減少し、健康寿命の延伸が期待できる。	保険業法では、保険会社の資本金等について10億円を下回ることが認められていません。他方で、少額短期保険業法においては、資本金額は1000万円ですが、保険商品として、【疾病による重度障害・死亡】300万円以下、【疾病金額：疾病・傷害による入院給付等】80万円以下など保証メニューが限定され、健康と保険金額を連携させた様々な地域保険商品の提供や保証メニューを限定しない場合は高額の資本金が必要であり保険会社の設立が困難となっている。	保険業法第6条1項、2項(資本金の額又は基金の総額)、少額短期保険業法第2条第1項第2号イにより、保険業法における規制の対象とはなりません。 また、保険業法上、少額短期保険業法については、以下の点を踏まえ、保険商品の制約に関する規制が導入されています。すなわち、少額短期保険業者については、事業規模が小さい者でも参入可能となるよう登録制であり、最低資本金額が1,000万円であるほか、セーフティネット制度の対象外となっているなど保険会社と制度的な違いがあります。こうした少額短期保険業法の建付けを踏まえ、少額短期保険業者が取り扱うことのできる保険商品については、保険金額1,000万円以下(保険商品ごとの上限額は、政令で個別に規定)、保険期間2年以内の商品に限定されています。 この少額短期保険業者における保険商品に関する規制については、保険引受けによる過度の集積リスクを回避し、保険契約者等を保護する観点から設けられているものです。 したがって、こうした趣旨を踏まえ、少額短期保険業の保険商品の制約の緩和については困難と考えられます。 なお、保険料の割引については、保険業法第300条第1項第5号において禁止されていることについて留意下さい。	金融庁	ご提案の内容について、地方公共団体がその住民を相手方として保険の引受けを行う場合には、保険業法第2条第1項第2号イにより、保険業法における規制の対象とはなりません。 また、保険業法上、少額短期保険業法については、以下の点を踏まえ、保険商品の制約に関する規制が導入されています。すなわち、少額短期保険業者については、事業規模が小さい者でも参入可能となるよう登録制であり、最低資本金額が1,000万円であるほか、セーフティネット制度の対象外となっているなど保険会社と制度的な違いがあります。こうした少額短期保険業法の建付けを踏まえ、少額短期保険業者が取り扱うことのできる保険商品については、保険金額1,000万円以下(保険商品ごとの上限額は、政令で個別に規定)、保険期間2年以内の商品に限定されています。 この少額短期保険業者における保険商品に関する規制については、保険引受けによる過度の集積リスクを回避し、保険契約者等を保護する観点から設けられているものです。 したがって、こうした趣旨を踏まえ、少額短期保険業の保険商品の制約の緩和については困難と考えられます。 なお、保険料の割引については、保険業法第300条第1項第5号において禁止されていることについて留意下さい。	損害保険引受けの主体は民間事業者を想定。当該事業は、一定の地域を対象に取得した生体データを、人口動態、生活環境、社会環境等を軸に分析し、類型化・傾向化したうえで、地域特有のライフスタイルの中の健康リスクが存在するリスクを可視化し、そのリスクの予防、または既に疾病を抱えている患者に対してアラート等を提供することに対して、機動的に備えるものであり、その受け皿・主体としての地域保険会社という意図を有している。大手保険会社では、このような地域に密着した機動的で、きめ細かいサービス体制の構築は困難であると思料。保険引受けによる過度の集積リスクの回避、保険契約者等の保護については、必要な対策を共に検討させていただきたい。	金融庁	保険業法上、保険契約者等の保護の観点から、保険業を行う場合には、各種の規制(例：免許制、登録制、資本金等の総額、商品認可)が設けられています。 ご提案にたいしては事業内容が必ずしも明らかではありませんが、そのリスクや規制上の課題を把握するため、まずは少額短期保険業法制度の枠組みのもとで実施することが検討していただくことが望ましいと考えられます。 (なお、地方公共団体がその住民を相手方として保険の引受けを行う場合には、保険業法における規制の対象とはならず、一部の地方公共団体では、地域住民を対象として、共同で共済制度を運営している事例もありますので、ご参考としていただければ幸いです。)	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	12	○自動運転車の公道走行に関する規制緩和	「けいはんなオープンイノベーションセンター」等に完全自動運転による自動パーキングシステム及びEV車を対象とした非接触充電を導入した駐車場を整備する次世代パーキング事業を実施。	自動パーキングシステム、および、EV車を対象とした非接触充電を導入した駐車場を整備する次世代パーキング事業を展開が可能となり、CO2排出の削減と地域の活性化の両立を実現。高齢者等の安全な外出支援や、交通事故の3割を占めると言われる駐車場内の事故ゼロを目指す。(通常の自動運転も含む)	自動パーキングシステムは、自動運転レベル4(限定領域において、システムが責任)に相当すると考えており、また、対応車両が発表されていないため、保安基準における自動運行装置が自動パーキングに対応していない可能性がある。また、今回乗降場と駐車場の間に、一般公道を通過する箇所が含まれており、自動運転レベル5(限定のない領域において、システム責任)に対応する法律・法令が必要になってくる。(通常の自動運転も含む)	・道路交通法(昭和35年、2019年5月改正、国土交通省)第77条 ・道路運送車両法(昭和26年、2019年5月改正、国土交通省) ・道路運送車両の保安基準(昭和26年、2020年4月改正、国土交通省)	今回の提案では、一般公道を一部だけ通過するため、自動運転レベル4に対応する法律・法令の解釈を拡大する、もしくは自動運転レベル5の緩和を求める。	警察庁	警察庁における限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの検討は、遠隔監視のモニターを自動運転車両の中からモニタリングすることを想定していると思われるが、当方の提案は、一般公道にモニタリングするためのカメラやセンサーを設置して、複数の自動運転車を路側から遠隔監視および遠隔操作する方法の実施を検討したいと考えているものである。この規制緩和が実現することで、例えば、乗降場と駐車場が分かれば、乗降場と駐車場の間に、自動パーキングを前提とした開発が進んでいき、広い普及効果が期待されるため、再検討を求める。	警察庁	従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところ。検討に当たっては、御指摘の「遠隔監視のモニターを自動運転車両の中からモニタリングすること」を想定しているものではないが、遠隔監視のモニターを自動運転車両から離れた遠隔監視室等においてモニタリングすることを想定しており、御意見中の「一般公道に遠隔監視」する方法がこれに該当するか否かは一概に判断できませんが、「遠隔操作」は想定しておりません。公道における「遠隔操作」による走行については、まだ技術的な安全性が確立されていないことから道路使用許可を受ける必要があり、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準(令和2年9月)」に基づき、安全確保措置や実験車両の構造等を個別に確認し必要な条件を付しています。以上の回答に關し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、警察庁に御相談ください。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	13	○機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準に自動駐車サービス可能とする項目の設定	「けいはんなオープンイノベーションセンター」等に完全自動運転による自動パーキングシステム及びEV車を対象とした非接触充電を導入した駐車場を整備する次世代パーキング事業を実施。	自動パーキングシステム、および、EV車を対象とした非接触充電を導入した駐車場を整備する次世代パーキング事業を展開が可能となり、CO2排出の削減と地域の活性化の両立を実現。高齢者等の安全な外出支援や、交通事故の4割を占めると言われる駐車場内の事故ゼロを目指す。(通常の自動運転も含む)	「駐車場法施行規則」第4条で、特殊の装置に関する安全基準についての言及があり、「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」の第2条第1項に、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全般とされているが、自動パーキングシステムが該当するが明記されていないため、事業展開の障害になっている。	・駐車場法(昭和32年、国土交通省) ・駐車場法 施行令(昭和32年、国土交通省)第15条、第8条、第13条 ・駐車場法施行規則(平成12年、国土交通省)第3条第2項、第4条 ・機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年、国土交通省)第2条第1項	「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」と同等の位置付けとして、「自動パーキング式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(仮称)」を、新規に定める。これにより、自動パーキングに関する許認可は、機械式駐車装置と同様に、地方整備局が国土交通大臣の委任を受けて許認可実施が可能になる。	国土交通省	駐車場法施行令第15条は、施行令7条から14条に規定する技術的基準により難い装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣が上記の施行令で定める構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合は、これらの技術的基準を適用しないことを定めているものです。ご提案の内容については、「自動パーキング式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(仮称)」を、新規に定めるしていますが、施行令7条から14条に規定する技術的基準により難い装置を用いる路外駐車場とは想定しえないことから、制度面での阻害要因とはならないものと思料します。	国土交通省	運転者の存在を前提としないレベル4相当の自動運転についても、すでに道路運送車両法上では対応済みである。 なお、運転者の存在を前提としないレベル4相当の自動運転については、国土交通省は所管していないところ、回答は差し控えます。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	14	○市街地に立地する場合の植物工場敷地の農地としての適用	大気から回収したCO ₂ を利用した世界トップレベルの植物工場による高機能性野菜の製造、賞味期限を伸ばし廃棄ロスを低減させる次世代カット野菜製造等に関する研究開発・実用化。	消費者は植物工場が消費地(市街地)に立地することで新鮮な生野菜を安定的に購入することが可能となり、野菜摂取増による健康増進が可能となり医療費の削減が期待できる。また、植物工場からの輸送ルートが短縮されることから、輸送車両から発生するCO ₂ の削減が期待できる。	植物工場は消費地(市街地)に立地する方が販売コストが抑えられるが、市街地に立地する場合は野菜の生産を行う場所であるにもかかわらず、その敷地は農地として扱われない(宅地並に課税される)ため植物工場で生産された良質な食料の合理的価格かつ安定的供給の障害となっている。	農地法第2条	植物工場であっても農地と同様に野菜を生産する場所である場合は、生産状況の透明化に関する措置を講じた上で、「農地」と定義されるよう求める。	農林水産省	市街化区域内に立地する農地は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域内の土地として、宅地化することが予定されている農地であるため、土地の資産価値が宅地並みとなっております。このため、市街地に立地する農地に設置される植物工場の敷地について、農作物栽培高度化施設の要件を満たし「農地」とみなされた場合であっても、固定資産税の評価において、宅地並みの評価とさせていただきます。なお、市街化区域内に立地する農地については、固定資産税の評価において農地評価となります。	農林水産省	農地への植物工場の建設は、農地法の規定に基づき都道府県知事等の許可を受け、又は農業委員会に届け出て「農地転用」を行うことで可能です。なお、農作物栽培高度化施設(農作物の栽培の効率化を図るためのもの)のうち周辺の農地に係る営業条件に支障を生ずるおそれがないもの)の用に供する場合には、事前に農業委員会に届け出ることにより、当該農地を引き続き農地とみなすこととされています。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	15	○農地に立地する場合の植物工場の施設条件(「農作物栽培高度化施設」)の緩和	大気から回収したCO ₂ を利用した世界トップレベルの植物工場による高機能性野菜の製造、賞味期限を伸ばし廃棄ロスを低減させる次世代カット野菜製造等に関する研究開発・実用化。	国内農業従事者の高齢化に伴い、自給率が低下している中、人工光型植物工場は、「異常気象にも影響なく安定生産が可能」「農業を使わずに栽培可能」「若い世代への農業参入を促進」「地産地消が可能」等の社会課題の解決が期待できる。	植物工場は農地に立地する場合、も厳しい施設条件(例えば、棟高は8m、軒高は6mを上限とし、平屋構造に限る)がかり植物工場施設設立条件を満たす事業拡大の障害になっている。	農地法第43条第2項	農地に立地する場合の植物工場の施設条件(「農作物栽培高度化施設」)の緩和(例えば、閉鎖型植物工場に、棟高は10m~20m)を求める。	農林水産省	農作物栽培高度化施設の高基準は、周辺の農地における日照や通風など営農条件に支障を生じないものとするため、実態調査や専門家の意見を踏まえ、全国一律の基準として定めたいと考えています。また、これを緩和することは適当ではありません。	農林水産省	農地への植物工場の建設は、農地法の規定に基づき都道府県知事等の許可を受け、又は農業委員会に届け出て「農地転用」を行うことで可能です。なお、農作物栽培高度化施設の高基準は、農地転用許可を不要とする代わりに、転用許可の要件となっている「周辺の農地における日照や通風など営農条件に支障を生じないこと」が担保されるよう、実態調査や専門家の意見を踏まえ、全国一律の基準として定めたいと考えています。このため、農作物栽培高度化施設のみならず効果如何によって、当該施設の周辺の農地の農業上の利用に支障を生ずるおそれがある施設を農作物栽培高度化施設として認めることは、農地法の趣旨に照らして適当ではないと考えております。	
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	16	○食品表示定義の拡大	周辺の大学・研究機関・企業等と連携して低カロリー・ヘルシーな健康増進・疾病の改善等に効果のある機能性食品や加工食品などを研究開発。	食品に科学的根拠に基づいた機能性表示がされ、消費者は安心して商品を購入することが可能となり、販売量が拡大し消費者の健康増進による医療費の削減と機能性食品を生産するバイオサイエンス企業の成長による我が国の産業の活性化が期待できる。	低カロリー・ヘルシーな機能性食品の機能性表示食品の定義は、「疾病に罹患していない者を対象に機能性成分と成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健目的が期待できる旨を科学的根拠に基づき」とされている。疾病に罹患している者に対する特定の成分を削減した食品は、機能性表示食品として認められず、消費者に十分な効果を伝えられない。	食品表示法第2条第3項第1号	疾病に罹患している者に対し特定の成分を削減した食品の機能性表示ができるよう食品表示法の定義の拡大を求める。	消費者庁 厚生労働省	健康の維持増進に資する特定の目的が期待できる旨の表示が行うことができる機能性表示食品制度は、疾病に罹患していない者を対象とした表示制度です。一方、病者用等の特別な用途に適する旨の表示を行える制度として、健康増進法において、特別用途食品制度があります。特別用途食品のうち病者用食品については、定められた要件を満たすことにより、医学的・栄養学的根拠となる資料とともに申請を行い、許可を受けることで、病者用に適する旨を表示することが可能となります。なお、疾病の治療等に使用されることを目的とされている食品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品等に該当します。	消費者庁 厚生労働省	機能性表示食品は、安全性や機能性に科学的根拠の情報を届出することにより、疾病に罹患していない者に対し、健康の維持増進に資する特定の保健目的が期待できる旨の表示が行うことができる制度です。疾病に罹患していない健康な者については、WHOのガイドラインにおいて成人の血圧や脳血管疾患等のリスクを減らすために、食物からのナトリウム摂取量を増やすことを強く推奨しています。このため、腎機能が正常の範囲の者に対して、当該成分を低減した食品の摂取により健康の維持増進に役立つ科学的根拠を示し得ないものではないかと考えます。なお、カリウムの含有量が低い旨を強調表示することについては、その内容が正しいものであれば、現状においても可能です。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	17	廃棄物処理に係る設置許可要件の撤廃	自動走行型ゴミ収集車に効果的にゴミ収集。垂臨界水処理により、有機廃棄物を低分子化、感染症医療廃棄物も減菌・無害化し、エネルギー生成・活用も可能。	大規模排出事業者による「自ら処理」（オンサイトでのゴミ処理）が進むことになり、①廃棄物を運搬することによって生じる温室効果ガスの削減、②自治体処理する事業系一般廃棄物が減少することによって、自治体が運営する廃棄物処理施設の延命化や更新にあたっては従前の施設よりもコンパクトな設計に道を開くことになる。	当社装置は廃棄物を垂臨界状態の水を用いて、完全滅菌したうえで、加水分解して燃料化を可能にする一定性状の生成物を作るものであり、投入される廃棄物が産業廃棄物であれば、法15条1項および施行令7条で定める廃棄物処理施設に該当しないため、排出者が自ら廃棄物処理する場合には許可が不要とされている。一方、投入廃棄物が事業系一般廃棄物の場合には、法8条1項および施行令5条1項の規定により、1日の処理能力がトンを超えた場合には、施設の設置許可が必要とされている。生産工程や事業構造が複雑化している昨今において、生産過程から排出される廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物を明確に峻別することは困難である。	産業物処理法8条2項、施行令5条1項	生産過程から生じる廃棄物を自ら処理する場合は、施行令5条1項の規定を撤廃する	環境省	一定規模以上のごみ処理施設等を設置しようとするときは、生活環境の保全に十分に配慮されたものとして設置する前にも許可を受けるものとする。一般廃棄物処理施設の構造上の安全性、維持管理の確実性や信頼性等の確保を図る必要がある。	垂臨界水処理で用いる第一種圧力容器は、各段階での労働局等による検査や使用開始後は年に1回登録性能検査機関による性能検査が義務付けられている。一定性能を満たさなければ製造や設置はできず、不具合があった場合は補修完了後に利用再開するため、安全性の検証は客観性を有している。垂臨界水処理は蒸気(水)を用いて最大200℃程度で行うため、ダイオキシンは発生せず、設備費用が低廉で、また、圧力容器に義務付けられていない耐腐食性のある特注素材を用いており、騒音や振動等も少ないため、生活環境の保全を担保し、低コストかつ衛生的な処理が可能。本提案は設備規模が小さく処理量も限られる小型装置であるので、一定規模未満の処理量において、規制緩和を求める。	環境省	一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果の添付を義務付けているほか、設置に関し利害関係を有する者による意見提出の機会を設けており、これらの手続きにより施設の構造上の安全性や維持管理の確実性等を確保している。ご意見のとおり、生活環境影響等に影響がなく、全ての許可基準を満たしていることを示し、適切に許可を受けた上で、適正に処理いただきたい。なお、ご意見にある一定規模未満の処理量については、現行法令においても規模要件を設けているところである（廃棄物処理法施行令第5条第1項）。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	18	産業廃棄物の処理に係る特例拡大適用	自動走行型ゴミ収集車に効果的にゴミ収集。垂臨界水処理により、有機廃棄物を低分子化、感染症医療廃棄物も減菌・無害化し、エネルギー生成・活用も可能。	地域単位でゴミからエネルギーを生成する取り組みが進むことにより、①産業物を運搬することによって生じる温室効果ガスの削減、②災害に強い強靱なエネルギー供給体制を構築することが可能となる。	法12条の7の「二以上」の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例はあくまで産業廃棄物のみを対象と、一般廃棄物には適用されない。	産業物処理法12条の7	この特例規定を一般廃棄物にも適用されることを要望すると同時に、都道府県知事等が認める一定区域内であれば「親子会社」に限定されず規制緩和の対象として規制を緩和	環境省	産業物処理法第12条の7の規定による「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例」については、同法第11条第1項の規定により排出事業者がその産業廃棄物を「自ら処理」する場合の取扱いを、排出実態が変わらないまま分社化等を行った場合にも適用するための特例である。一般廃棄物は市町村の統括的処理責任により処理されるものであるため、業として処理を行うとする者に対しては個別に一般廃棄物処理業の許可を与える等の措置により、適切に対処されたい。	環境省	一般廃棄物は市町村の統括的処理責任ではあるものの、判断基準に明確な指針がない中での個別判断となることから、自治体によっても判断が異なり、前例や規定に明記されていないことに対しては許可を認めない現状が顕著となっている。特例規定を一般廃棄物に適用するを要件付きで認め（取扱い）することは産業物処理法の基本原則である「自ら処理」事業者は、その事業活動に伴って生じた産業物を自らの責任で適正に処理するに侵害するとは考えにくく、産業物処理法に緩和と条件を明記したことで、市町村の判断も適切になされるものとするので、規制緩和を求める。	市町村は、自ら策定した一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物について、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。この一般廃棄物処理計画については、市町村が自ら実施する一般廃棄物のみならず、事業者自ら処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならない。こうした制度趣旨に鑑み、業として処理を行うとする者に対しては個別に一般廃棄物処理業の許可を与える等の措置により、適切に対処されたい。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	19	一般廃棄物の手数料上限規制の撤廃	自動走行型ゴミ収集車に効果的にゴミ収集。垂臨界水処理により、有機廃棄物を低分子化、感染症医療廃棄物も減菌・無害化し、エネルギー生成・活用も可能。	一般廃棄物のリサイクル率が大きく向上することが期待できる。また、事業活動によって生じる産業物は企業の責任において適正なコストで処理しなければならぬところ、一般廃棄物であれば実際の処理コストよりも低い負担で処理できる（差額は公金で賄われている）という不公正は是正もつながら。	法7条12項は、一般廃棄物は原則として市町村が手数料を徴収し処理することとしており、市町村に代わって民間が処理する場合であっても、市町村の手数料を超えることはできないと規定している。市町村が設定する手数料は民間で行うには採算が取れないような低価格であることが一般的である。	産業物処理法7条12項	一般廃棄物でも民間によるリサイクルが進展するように、この規定を撤廃	環境省	産業物処理法第7条第12項に定める手数料に係る規定を撤廃した場合、オフセットの発行も不要で手間やコストが省け、ユーザーからの費用徴収も可能。スーパーで回収したペットボトル等は、回収段階で産業廃棄物とみなされ、環境省も容認している。多くの産業廃棄物は回収ルートがない、あるいは事業系一般廃棄物として排出する方がコストが抑えられるため、一般廃棄物として排出されているので、産業物回収後にリサイクルやエネルギー利用等の資源化を行う民間事業者の場合は、この規定の適用対象外とする規制緩和を求める。	環境省	既に一部の製品や自主回収では、採算が取れる処理が産業物処理法の特例で認められており、同法特例の広域認定では、メーカーなどは収集運搬業や産業物処理業の許可なく回収でき、マフレッツの発行も不要で手間やコストが省け、ユーザーからの費用徴収も可能。スーパーで回収したペットボトル等は、回収段階で産業廃棄物とみなされ、環境省も容認している。多くの産業廃棄物は回収ルートがない、あるいは事業系一般廃棄物として排出する方がコストが抑えられるため、一般廃棄物として排出されているので、産業物回収後にリサイクルやエネルギー利用等の資源化を行う民間事業者の場合は、この規定の適用対象外とする規制緩和を求める。	市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合等に限られており、当該市町村による処理を補充するものである。したがって、当該許可に伴う処理料金については、当該市町村における処理料金との公平性を保つ必要があると考えられる。なお、より望ましい形で資源化を促進する観点から、左記の「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討するとともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、産業物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨を周知することを予定している。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	20	圧力容器の取り扱い要件の拡大	自動走行型ゴミ収集車に効果的にゴミ収集。垂臨界水処理により、有機廃棄物を低分子化、感染症医療廃棄物も減菌・無害化し、エネルギー生成・活用も可能。	ゴミからエネルギーを生成する装置が機動的に運用されることから、災害発生時した場合には、迅速に被災地域に電気やエネルギー、飲料水などを供給できる体制が整う。	装置全体を可搬型（あるいは車載型）にしたうえで、機動的な運用も想定しているが可搬型装置を運用するうえで、労働安全衛生法の規制を受けるのは、ボイラーおよび第一種圧力容器である。ボイラーに関しては、ボイラー及び圧力容器安全規則11条では「移動式ボイラー」の場合には「報規10条と異なる取り扱いを行っており、同規則10条と異なる取り扱いを行っており、同規則56条の規定があるだけで、「移動式」は想定されていない。	労働安全衛生法88条1項、ボイラー及び圧力容器安全規則11条、ボイラー及び圧力容器安全規則56条	圧力容器に関しても「移動式ボイラー」と同様の取り扱いを希望する。	厚生労働省	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）第56条（第一種圧力容器の設置届）の解釈（昭和47年12月8日付基発第780号）に、移動して用いる第一種圧力容器は移動式ボイラーに準じて取り扱い、製造後最初に使用する場所を設置と見做す旨を示しているところである。	厚生労働省	今回の事業では、①第一種圧力容器とボイラーをセットで使用する製品だけでなく、②第一種圧力容器を単体で使用する製品を車載し移動処理する事業も想定。移動式ボイラーは、ボイラー及び圧力容器安全規則11条で報告のみで移動先での運転が可能であり、移動先ですぐに利用できるが、第一種圧力容器（これを移動させて使用する場合は、利用開始三十日前までに、移動先の労働基準監督署への届出が必要である）となっており、①のよう、第一種圧力容器と移動式ボイラーを組み合わせた場合には、第一種圧力容器は移動式ボイラーの付帯物とみなされるため移動式ボイラーの規制に準じ、報告のみでの運転が可能とされているが、②のように、第一種圧力容器単体の場合は利用開始三十日前までの届出が必要であるため、規制緩和を求める。	労働安全衛生法第88条第1項に基づく第一種圧力容器（移動式を含む。）の設置届については、急を要する工事についての適用として、計画の届出をすまやかに審査し、安全衛生上問題がない判断される場合には、計画の届出後30日を経過しない間に工事を開始しても差し支えない旨を示しているところ（昭和48年3月19日付基発第145号）、必要に応じ、所轄労働基準監督署まで相談されたい。なお、移動して用いる第一種圧力容器は、製造後最初に使用する場所を設置と見做し届出を行うことにより、移動先において届出不要で運用可能である。このことは移動式ボイラーの報告の場合も同様である。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	21	個別最適な学習による各教科等の標準的な授業時数の柔軟な増減及び教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化	個別最適な学習により各教科等の標準的な授業時数を増減。例えば、生み出した時間を新たな教育・交流活動に充て、子供たちが実際に手を動かし科学技術を使って課題解決するといった探求・プロジェクト型学習を取り入れ、子供たちの創造性や好奇心・探求力を育成する。	各学校および地域の特色を生かした学校運営が可能。また、ICTの活用・個別最適な学びの環境を整備することにより、習得のために要する授業時数を短縮することが可能になり、確保できた時間を、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて協働的に学ぶ機会の創出に活用することが可能になる。	小学校の各学年における各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は学校教育法施行規則によって定められている。また、学校又は地域の特色を生かした学習指導要領等によらない特別教育課程を編成・実施できる「教育課程特例校制度」があるものの、その指定を受けるには、計画書等を添えて国へ申請する必要があり、書類審査等に時間を要することから、この制度を積極的に活用することが難しくなっている。	学校教育法施行規則第50条・第51条・第52条・第55条の2	各教科等の標準的な授業時数を柔軟に増減するとともに、教育課程の特例校制度の事務手続を簡素化するため、該当法令を緩和する。	文部科学省	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日中央教育審議会）において、「総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特異性を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。その際、この制度を利用する学校は、家庭・地域に対して特別の教育課程を編成・実施していることを明確にするとともに、他の学校や地域のカリキュラム・マネジメントに関する取組の参考となるよう、教育課程を公表することとするべきである。」と提言されたところであり、当該制度の創設について検討を進めているところである。※令和3年6月時点	文部科学省	当該答申では、「各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じた責任を持って柔軟に判断できるようにすることが重要」とあるが、あくまでも各学校ごとの裁量についてであり、当提案は、個別最適な学習を一体的に取り組むことにより、各学校として柔軟に授業時数を配分すると、学習ログやAIを活用した独自の個別最適な学習による個々の学習情報を各学校間で共有し転載や進捗後も個性に応じた細やかな学びを継続して提供すること、企業にも学習ログを共有し、広く民間サービスも活用して個別最適な学びの機会を創設することを旨とするため、規制緩和を求める。	（授業時数について）標準授業時数は、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば単的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に欠かせないものであるが、標準授業時数を確保することは必要です。その上で、個に応じた指導を充実することは重要であり、児童生徒や教職員の負担にも配慮しつつ、標準授業時数に上乗せする形で、児童生徒の実態に応じた補充的な学習や発展的な学習を行っていただくことが考えられます。なお、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう効果的な教育を実施するため、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で教科等ごとの授業時数の配分を変更することを認める「授業時数特例校制度」が令和3年7月に創設されたところです。
京都府・精華町・木津川市・京田辺市共同	22	海外日本人研究者への研究助成の柔軟化	XR技術を活用し、けいはんなバーチャルラボ「Japan XR the Institute」を設立し、国際共同研究を展開。世界の若手日本人研究者の知見を結集させ、新型コロナウイルス等の社会的課題の解決に貢献する。	日本人研究者が赴任する国の特許法や勤務機関での規則上の問題がない範囲で、帰国後の研究費補助金取扱い等により研究費等の公的資金に申請可能となり、国境を越えた研究活動が加速化する。また、海外赴任しても当国研究が中断しはならず、継続した研究が可能となり、日本人研究者の研究環境が改善する。	日本人研究者が海外赴任する場合、科学研究費補助金取扱い等により研究費等の公的資金に申請することが容易ではなく（日本人研究者を想定）、また海外赴任による研究中断（科研費執行不可）が障害となっている。	科学研究費補助金取扱い規程等	海外日本人研究者への研究助成を柔軟にするため、科学研究費補助金取扱い規程等を緩和する。	文部科学省	④に記載の内容につきましては、以下のとおり現行の科研費制度において対応可能です。>日本人研究者が海外赴任をする場合、科学研究費補助金取扱い規程により科研費等の公的資金に申請することが容易でなく（日本人研究者を想定）⇒日本の研究機関に所属し科研費応募資格を与えられていない場合は、海外赴任中（科研費執行不可）が障害となっている。⇒また海外赴任による研究中断（科研費執行不可）が障害となっている。⇒上述のとおり、日本の研究機関に所属し科研費応募資格を与えられていない海外赴任しても研究中断しなく選択することも可能です（研究機関が海外での執行を認めた場合）。	文部科学省	現行制度では、申請者は「日本の研究機関に所属し科研費応募資格を与えられていること」が必要とされている理由は、公的資金の適切な管理を研究機関に行うことと定められているためです。そのため、海外で研究を行う日本人研究者であっても、日本の研究機関に所属し科研費応募資格を与えられていない場合は、科研費の応募は可能です。また、他の申請条件や手続き等については以下のとおり対応しております。・原則、応募手続きに関する書類は全て紙版で作成されております。・申請書等手続きに関する書類は全て電子化して提供しております。・「帰国発展研究」の応募対象者には令和2年度公募から「ポストドクター」という身分の若手研究者の応募も可能としております。・研究費の執行については、研究機関の規程等に従って管理いただくこととしております。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ①	データ等の活用による交通量予測にもとづくピークシフト誘導	建設現場に車両をあらかじめ登録・把握し、カメラ等による一般交通及び物流交通を重ね合わせた交通量を予測・可視化し、工事関係者へ提示することで、各現場に対して工事車両の時間及びルートシフトを促す。	交通混雑の改善	カメラやETC路側機、サイネージの路上設置に関する法規制	道路法第32条、第33条（道路の占用許可） 道路法施行令第34条の3（道路の附属物）	・公道上に設置する交通カメラ、ETC路側機、サイネージ等の扱いの明確化を要望 ・道路占用及び使用に関わる条件、手続きの緩和を要望 ・国、行政の道路附属物として扱うかの明確化を要望	国土交通省	（交通カメラ、ETC路側機、サイネージの（占用物件・道路付属物としての）扱いの明確化） 以下の理由により、対応済み。 理由：提案自治体が表示「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明確ではないが、一般的に、提案内容にあるような機能を有する物件の占用物件及び道路付属物としての扱いは、現行制度上、明確であるため。 （道路占用にかかわる条件、手続きの緩和） 以下の理由により、対応済み。 理由：提案自治体が表示「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明確ではないが、既に同種占用物件が多数存在するところ、現行の占用許可にかかる運用を踏まえ、提案事業の実施において現行許可基準が支障となるとは考えられないため、また、占用手続きについては「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化（平成23年12月28日 国道利第18号、第19号）」等により緩和措置を講じており、提案事業の実施において現行占用手続きが支障となるとは考えられないため。			
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ②	位置情報及びデータ分析にもとづく車両誘導	カメラやETC路側機、スマートフォン等のGPS機能などを活用し、工事関係車両の位置情報を把握 周辺道路の混雑状況に応じて、工事関係車両の適切な誘導を実施することで、当日の混雑状況に応じたリアルタイムでの渋滞緩和を実現	交通混雑の改善	カメラやETC路側機、サイネージの路上設置に関する法規制	道路法第32条、第33条（道路の占用許可） 道路法施行令第34条の4（道路の附属物）	・公道上に設置する交通カメラ、ETC路側機、サイネージ等の扱いの明確化を要望 ・道路占用及び使用に関わる条件、手続きの緩和を要望 ・国、行政の道路附属物として扱うかの明確化を要望	国土交通省	（交通カメラ、ETC路側機、サイネージの（占用物件・道路付属物としての）扱いの明確化） 以下の理由により、対応済み。 理由：提案自治体が表示「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明確ではないが、一般的に、提案内容にあるような機能を有する物件の占用物件及び道路付属物としての扱いは、現行制度上、明確であるため。 （道路占用にかかわる条件、手続きの緩和） 以下の理由により、対応済み。 理由：提案自治体が表示「交通カメラ、ETC路側機、サイネージ」が必ずしも明確ではないが、既に同種占用物件が多数存在するところ、現行の占用許可にかかる運用を踏まえ、提案事業の実施において現行許可基準が支障となるとは考えられないため、また、占用手続きについては「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化（平成23年12月28日 国道利第18号、第19号）」等により緩和措置を講じており、提案事業の実施において現行占用手続きが支障となるとは考えられないため。			
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ⑥	駅及び共同駐車場からのシャトルバス・デマンドバスの運転管理	通勤客（将来の観光客も含め）など不特定多数の乗客に対して、有償でオンデマンド乗合バスなどを運行し、乗降場も自由に設定	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	・道路上での乗降場設置には許可が必要 ・都心部などでは、地方公共交通会議の同意取得に時間を要するなど、許可取得のハードが高い。	道路法第32条、第33条 道路運送法第4条 道路運送法施行規則第9条の3	・道路占用及び使用に関わる条件、手続きの緩和を要望 ・地方公共交通会議の同意取得時間の短縮を要望	国土交通省	【道路法について】 （道路占用にかかわる条件、手続きの緩和） 以下の理由により、対応済み。 理由：提案自治体が表示「道路上での乗降場」が必ずしも明確ではないが、既に同種占用物件が多数存在するところ、現行の占用許可に係る運用を踏まえ、提案事業の実施において現行許可基準が支障となるとは考えられないため、また、占用手続きについては「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化（平成23年12月28日 国道利第18号、第19号）」等により緩和措置を講じており、提案事業の実施において現行占用手続きが支障となるとは考えられないため。 【道路運送法について】 規制改革事項について明確化を要する。			
			同じ事業用車両（緑ナンバー車両）を、ある時間帯は定時路線、ある時間帯ではオンデマンド運行といった異なる目的で使用。料金なども一括決済できるようにする。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	複数交通モード毎に運賃制度が異なり、一括決済による割引など、事前一括決済ができない。	道路運送法第9条ほか	利用者の利便性向上には、複数交通モードでの事前一括決済を普及促進できるよう手続きの簡素化を要望	国土交通省	規制改革事項について明確化を要する。			
			同じ事業用車両（緑ナンバー車両）を、ある時間帯は定時路線、ある時間帯ではオンデマンド運行といった異なる目的で使用。料金なども一括決済できるようにする。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	現行法では、複数の交通事業者間で車両の貸し借りすることができない。	道路運送法第33条	事業化を見据え、対応できる交通事業者を限定せずに輸送効率化を検討できるよう、名義の利用や事業の貸し借りを可能とするよう要望	国土交通省	道路運送法では、輸送の安全性確保等の観点から事業の事前許可制を設けており、同法の許可等を持たない者による有償での旅客運送は、これらの観点から重大な懸念があるため、認めないが、許可を受けた事業者間において、個別の事業計画に応じて、適切な事業計画のもとで、車両の貸し借りがなされる場合には対応可能である。			
			夢洲内外・夢洲内オンデマンドシャトルバス（自動運転バス、EVシャトル）を運行する。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	シャトルバスの運転には大型二種免許が必要だが、有資格者を多く確保することが困難	道路交通法第86条	限定領域内での自動運転（レベル2程度）導入時のシャトルバス等の必要免許の規制緩和を要望（大型一種免許等）	警察庁	「限定領域」がどのような場所が定かではありませんが、道路交通法第2条第1項第1号に定める道路に当たらない場所では、同法の適用を受けないため、自由な形で実証実験を実施することが可能です。 走行場所が上記の道路に当たる場合にあっては、そもそも二種免許は、多数の乗客を運送することを目的とする旅客自動車の運転について、乗客の安全確保のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること等を踏まえて設けられているものであること。 ・自動運転レベル2程度の車両は、システムが安全運転を支援しつつも、飽くまで運転操作の主体は運転者であることが前提となっていること。 ・同車両は、運行設計領域外ではシステムの支援等なしに通常と同様の運転操作が必要となること。 等から、実証車両が、旅客自動運送事業に係る旅客を運送する目的で運行される場合には、二種免許が必要である。 一方、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの方針については、現在、「官民ITS構想-ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ二種免許の要否も含め、警察庁で検討を進めているところです。 以上の回答に關し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	・夢洲における万博関連工事の関係者は、車ではアクセスできない交通環境にある。また、その交通アクセスは夢洲大橋と夢洲トンネルのみであり、交通渋滞の緩和を図る為、工事関係車両の削減が必須となっている。 ・本サービスは、建設作業員の通勤車両削減の為、夢洲外の駅及び共同駐車場と現場を結ぶシャトルバスサービスを実施するもので、主に臨港道路を走行し、利用者は工事関係者に限定した旅客輸送を検討している。 ・そこで、バス運転手の確保の為、レベル2の部分運転自動化のシャトルバスによる限定されたエリア内、利用者であれば、大型一種免許等で運転できるよう再提案する。	警察庁	走行場所が道路交通法第2条第1項第1号に定める道路に当たる場合にあっては、 ・多数の乗客を運送することを目的とする旅客自動車の運転について、乗客の安全確保のため、通常より高度の運転技能や知識が必要であること。 ・自動運転レベル2程度の車両は、システムが安全運転を支援しつつも、飽くまで運転操作の主体は運転者であることが前提となっていること。 ・同車両は、運行設計領域外ではシステムの支援等なしに通常と同様の運転操作が必要となること。 等から、御提案のシャトルバスが、旅客自動運送事業に係る旅客を運送する目的で運行される場合には、当該シャトルバスの大きさに応じた二種免許が必要である。
			パーク&ライドも含め、自動運転によりヒト・モノを運搬する。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	自動運転の公道実証実験に必要な道路使用許可の有効期間は、現行制度上最大6か月となっている。	道路交通法第77条（自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準 警察庁）	事業化を見据え、期間中に道路工事で著しい交通環境の変化がある場合を除き、6か月以上を超えて許可を取得できるよう要望	警察庁	「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月）」では、許可期間を原則として最大6か月の範囲内としておりますが、事業内容によっては6か月を超える許可期間を定めることも可能です。 以上の回答に關し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要件を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
			パーク&ライドも含め、自動運転によりヒト・モノを運搬する。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	自動運転の実証実験に使用する車両の保安基準の緩和条件の一つに、テストドライバーの他に保安員の配置の義務付けがあり、遠隔監視による無人自動運転のミッドが活かせない。	道路運送車両の保安基準第55条	車両に搭載カメラやセンサー類によって車外環境を十分に把握することが可能な場合は、保安員の義務配置の緩和を要望	国土交通省	道路運送車両の保安基準第55条に基づき自動運転に関する保安基準の緩和において、保安要員の配置を義務付けていないところ、安全性が確保されているれば、保安要員の配置を不要とすることは可能。改めて、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、安全性が確保されている場合は保安要員を不要とするよう、周知・徹底済みである。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲⑦	建設工事現場内及び夢洲内でのパーソナルモビリティの導入	夢洲地区内のい4自動運転によるオンデマンドモビリティサービスを実現。運用当初は監視員の同乗を行うが、将来的には無人運行をめざす。	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	現行法では実証実験を可能とする必要最小限の改正がなされているが、実運用に関する基準が未整備となっている。(自動運転中小型モビリティの法規制)	道路交通法第2条第1項11の3、第17条 道路運送車両法第2条	中小型モビリティの無人運転を可能とする条件の緩和、PMVを歩行者とみなし歩道走行を可能とする条件の緩和や無人回送に関する規制緩和を要望	警察庁	現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難ですが、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトでご公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、自律走行するパーソナルモビリティについても、遠隔監視・操作による無人での公道走行が可能です。また、令和3年2月5日付け事務連絡により、原動機を用いる歩行補助車等の判断基準について示しています。またパーソナルモビリティが遠隔監視・操作の機能を備えれば、道路使用許可を受けて無人回送することも可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備について、警察庁で検討を進めているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトでご公表したところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたない部分もあるため、実施されたい走行の様態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
					現行法では自動運転専用レーンの設置や路側設備設置に関して規定されていない。	道路法第2条、第32条、第33条	自動運転専用レーン設置、路側設備設置に関する許認可の緩和、申請手続きの簡略化を要望	国土交通省	【路側設備設置に関する許認可の緩和、申請手続きの簡略化】 路側設備がどのようなものか不明ではあるが、許認可の緩和については、道路法第33条第2項第5号において、自動運転補助施設の占有基準の特例措置を設け、無余地性の基準の適用を除外している。 また、占有手続きについては、「道路占有許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化（平成23年12月28日 国通利第18号、第19号）」等により緩和措置を講じ、ワンストップ化を図っている。			
					運賃については許可又は届出が必要となり、状況に応じた柔軟な運賃設定が難しい。	道路運送法第9条	運賃変更に関する許認可の緩和（届け出制への意向も含む）、申請手続きの簡略化を要望	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、柔軟な運賃設定は、現行制度でも地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。			
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲⑧	BIM/CIM等を活用した建設工事の効率化	各建築物BIM データをもとにしたデータ連携基盤（空間情報に照らしたデータの見える化やシミュレーションのもととなるデジタルツイン）を構築	デジタル空間とリアルサービスを結びつけるアプリケーションにより、夢洲で働く人々のオンデマンドニーズに応えることが可能	建築確認申請等における電子申請の取扱いについて、BIM データの利用権が、知的財産を含む建築主等に制限される可能性	建築基準法第6条	夢洲では、予めBIM データの公表範囲と活用目的等に関する基準等を整備し、建築主からのデータ開示、データ活用事業者の認定手続き等について円滑に運用できるよう要望	国土交通省	建築基準法第6条において確認申請書類の知的財産権については規定していないことから、建築基準法が事業の実施を不可能又は困難とさせている規制にはあたりません。			
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲⑨	データ及びセンシングによる局所的な気象予測及び防災情報提供	高解像度気象シミュレーション×AI技術による短中期予報（3時間～7日間程度）と、観測データ×AI技術による短時間予報（～3時間）サービス事業	・効率的な工事や作業員の安全性確保、資材運搬の計画立案に寄与 ・津波／高潮の到来や、ゲリラ豪雨等の局所的な豪雨を予測により、工事の円滑化及び建設作業員の円滑な避難に寄与	・予報の自動化が認められていない。 ・観測用気象計について規制がある。 ・洪水に関する予測業務は防災との関連性の観点から現状認可されるのが難しい状況のため、津波／高潮予測についても、認可されるのが困難と想定される。	気象業務法第9条、第19条の3	・予報自動化に関する緩和を要望 ・観測用気象計に関する緩和を要望 ・洪水等に関連する予測業務の認可の促進を要望	国土交通省	○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じ、予報業務許可制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報士に行わせること等を義務付けているとともに、予報業務に用いる観測を行う場合には、技術上の基準に従って実施することとしている。 ○提案にある洪水の予報業務については、防災との関連が高いこと及び、純粋な気象現象の予測だけでなく、その時々々の河川の状況等の様々な要因によって影響され、気象庁以外の者において技術的に適確な予報を行うことが困難であったことから、現在まで許可を行っていない。一方で、近年のシミュレーション技術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していくため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）において、気象庁以外の者における洪水の予報業務の許可のあり方について検討を進めているところ。この中で、気象予報士の介入の必要性についても議論いただいている。 ○近年のIoTセンサーの普及やシミュレーション技術の向上に伴い、自動予報の実施やIoTセンサーの活用についてのニーズが増していることから、現在、自動予報のあり方や、IoTセンサーによる観測の成果の予報業務への利用について気象庁内で検討を進めているところ。利用者を混乱させないよう一定の措置を検討する必要がある。 ○なお、津波及び高潮については、利用者を特定し、利用上の留意事項を予め説明すること等の措置をとること等を条件に、予報業務を許可しており、随時ご相談いただきたい。	・本サービスは高解像度シミュレーションとAI技術による短中期予報（3時間～7日間程度）、観測データとAI技術による短時間予報（～3時間）の夢洲周辺エリア限定の気象予測サービスを工事関係者に限定して提供することにより、建設作業員の安全確保、遊憩工程や輸送計画の効率的な立案等に寄与するものである。自動予報のあり方等について、国による検討動向とも合致していることから、予報自動化に関する緩和について再提案する。	国土交通省	○気象の予報に関しては、不確実性が内在しており、局地的な気象要素の予測であっても、それを左右する台風・前線等の大規模な気象現象との関係に注意し予測を作成する必要があり、これには気象学の知識のある気象予報士が関与することが適当であると考えられる。一方、近年の予測の計算技術の進展により、気象予報士が事前に予報に用いる計算アルゴリズムをチェックし定期的に確認することで、一定の予報水準は確保できると考える。 ○このため、現在、気象予報士の設置人数については、研究向けや降水の短時間予報に限って緩和しているところ、この適用範囲の拡大について検討を進めております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ④	ドローンを活用した測量・工事管理	大型無人航空機、中小型ドローンを使用した、測量は工事管理	空撮による効率化/省人化	日の出前または日没後の飛行には、国土交通大臣の承認が必要	航空法第132条の2（夜間飛行）	夢洲建設現場周辺の夜間飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					原則、人口集中地区の飛行禁止であり、飛行には承認が必要	航空法第132条第1項第2号、航空法施行規則第236条の2（人口集中地区の上空）	夢洲建設現場周辺の飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					飛行許可取得に1カ月程度を要するため、臨機応変な飛行が困難	航空法第132条第2項第2号	飛行許可取得期間の短縮を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用等により許可取得期間が短縮できるようにしております。			
					第三者物件から30m離す法規があり、第三者物件の所有者許諾があっても、申請が必要	航空法第132条の2第1項第7号	第三者物件の所有者許諾がある場合の飛行高さの緩和を要望	国土交通省	【航空法について】 当該飛行に関係する者の物件であれば、申請が不要です。			
					長距離で電波通信を行う場合、通信によっては使用する機器単位で申請/承認が必要であり、時間と費用がかさむ。	電波法第27条の18	ドローン活用時の専用または既存の携帯電波による運用を要望	総務省	・提案内容の詳細が不明であるが、ドローンを含むロボットの専用周波数として無人移動体画像伝送システム（169MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯）を制度化しており、無線局免許を取得することで使用可能である。 ・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
最大離陸重量が機体、荷物を含め25kg以上となる場合、機体のより厳しい審査基準が必要	航空法第132条（最大離陸重量25kg以上の無人航空機の機能及び性能に関する規制）	運搬資材により最大離陸重量を超過する場合の基準の明確化を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、審査要領の内で最大離陸重量が25kgを境に基準を分けております。								
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ④	ドローンによる建設現場の見守り	ドローンを活用し、夢洲の建設現場全体の見守りを実施	建設現場の円滑な把握に寄与	日の出前または日没後の飛行には、国土交通大臣の承認が必要	航空法第132条の2（夜間飛行）	夢洲建設現場周辺の夜間飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					原則、人口集中地区の飛行禁止であり、飛行には承認が必要	航空法第132条第1項第2号、航空法施行規則第236条の2（人口集中地区の上空）	夢洲建設現場周辺の飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					飛行許可取得に1カ月程度を要するため、臨機応変な飛行が困難	航空法第132条第2項第2号	飛行許可取得期間の短縮を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用等により許可取得期間が短縮できるようにしております。			
					第三者物件から30m離す法規があり、第三者物件の所有者許諾があっても、申請が必要	航空法第132条の2第1項第7号	第三者物件の所有者許諾がある場合の飛行高さの緩和を要望	国土交通省	【航空法について】 当該飛行に関係する者の物件であれば、申請が不要です。			
					長距離で電波通信を行う場合、通信によっては使用する機器単位で申請/承認が必要であり、時間と費用がかさむ。	電波法第27条の18	ドローン活用時の専用または既存の携帯電波による運用を要望	総務省	・提案内容の詳細が不明であるが、ドローンを含むロボットの専用周波数として無人移動体画像伝送システム（169MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯）を制度化しており、無線局免許を取得することで使用可能である。 ・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
最大離陸重量が機体、荷物を含め25kg以上となる場合、機体のより厳しい審査基準が必要	航空法第132条（最大離陸重量25kg以上の無人航空機の機能及び性能に関する規制）	運搬資材により最大離陸重量を超過する場合の基準の明確化を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、審査要領の内で最大離陸重量が25kgを境に基準を分けております。								

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ⑤	ドローンによる資材等の運搬、作業現場域内の高所等への資材配送	複数の資材運搬用ドローンを活用し、昼夜を問わず建設現場内及び高所へ資材の配送を行う。	資材輸送の利便性向上に貢献	日の出前または日没後の飛行には、国土交通大臣の承認が必要	航空法第132条の2（夜間飛行）	夢洲建設現場周辺の夜間飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					原則、人口集中地区の飛行禁止であり、飛行には承認が必要	航空法第132条第1項第2号、航空法施行規則第236条の2（人口集中地区の上空）	夢洲建設現場周辺の飛行に関する包括許可を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
					飛行許可取得に1カ月程度を要するため、臨機応変な飛行が困難	航空法第132条第2項第2号	飛行許可取得期間の短縮を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用等により許可取得期間が短縮できるようにしております。			
					第三者物件から30m離す法規があり、第三者物件の所有者許諾があっても、申請が必要	航空法第132条の2第1項第7号	第三者物件の所有者許諾がある場合の飛行高さの緩和を要望	国土交通省	【航空法について】 当該飛行に関係する者の物件であれば、申請が不要です。			
					長距離で電波通信を行う場合、通信によっては使用する機器単位で申請/承認が必要であり、時間と費用がかさむ。	電波法第27条の18	ドローン活用時の専用または既存の携帯電波による運用を要望	総務省	・提案内容の詳細が不明であるが、ドローンを含むロボットの専用周波数として無人移動体画像伝送システム（169MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯）を制度化しており、無線局免許を取得することで使用可能である。 ・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験用の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
最大離陸重量が機体、荷物を含め25kg以上となる場合、機体のより厳しい審査基準が必要	航空法第132条（最大離陸重量25kg以上の無人航空機の機能及び性能に関する規制）	運搬資材により最大離陸重量を超過する場合の基準の明確化を要望	国土交通省	【航空法について】 現在においても、審査要領の内で最大離陸重量が25kgを境に基準を分けております。								
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ⑥	シャトルバスを活用した資材運搬（貨客混載）	夢洲に出入りするバス・タクシーなどの旅客運送事業者、トラックなどの貨物運送事業者、人の乗合や貨客混載輸送の建設関係者ニーズを伝達	工事車両の削減、島内の渋滞緩和	タクシーは乗合禁止。旅客運送・貨物運送掛け持ちは人口3万人以下の「過疎地域」に限って許可されている。	道路運送法第21条、第82条（旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について 国土交通省 自動車局長）	・貨客混載事業に関わる要件緩和を要望 ・夢洲外へ内を行き来する建設関連運送車両の貨客混載輸送を「過疎地域」同等以上に認めるよう 要望 ・タクシー事業者が乗合事業を申請しやすくするよう要望	国土交通省	・夢洲への交通アクセスは夢洲大橋と夢洲トンネルのみであり、交通渋滞の緩和を回る為、工事関係車両の削減が必須となっている。本サービスは、建設作業員の通勤用のシャトルバスにて、昼間には夢洲外に設置した集配所と現場間に限定した貨客混載による資材運搬を行い、配送車両の削減を図るものである。 ・本サービスは、貨物輸送に適した車両の確保や貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置、貨物運送に適用される損害保険への加入など、輸送の安全性確保や荷主保護の観点からの諸条件を満たした上で貨客混載の実施を検討していることから、過疎地域に限定した条件の緩和について再提案する。	国土交通省	個別の運送方法や運賃収受の形態をみて判断する必要があるが、工事現場等で使用される工事資材や事務用品、工事関係者向けの弁当等の運送が、工事関係者の旅客輸送に付随する運送と捉えることができ、貨物自動車運送事業としての独立した運送行為と認められない場合には、貸切バス事業の許可の取得のみで工事資材等の運送が可能であり、貨客混載の問題にはならず、貨物自動車運送事業法の許可は不要と見られる。	
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ⑧	遠隔型自動運転ロボットを用いた道路走行による物資運送	建設資材等の倉庫から建設現場の中まで夜間人通りが少ない時間帯に公道及びみなし公道を通して資材を自律走行する自動配送ロボットなどで無人・自動搬送する。	・昼間行人及び作業ロボットによる建設工事（加工・取付など作業）が朝一にスタート、作業に専念出来る為生産性が劇的に向上 ・搬送が無人となり物流効率が向上	車道・歩道・路側帯を走行する自動配送ロボットが、「近接監視・操作型の実証実験」しか認められておらず、「遠隔監視・操作型」「完全自動運転型」の実証、また実装が認められていない。	道路交通法第2条、第71条の4の2 道路運送車両法第41条第2項 航空法第132条の2	ロボットの公道走行に伴う規制緩和、手続きの簡素化等を要望	警察庁	「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、遠隔監視・操作型の自動配送ロボットについても、公道走行が可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備について、警察庁で検討を進めているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトで公表したところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊1 夢洲 ②	建設現場での遠隔診療・遠隔投薬	・夢洲内で専属産業医の選任規定を工事全体に適用 ・夢洲内で産業界によるオンライン診療を認めるとともに、薬の処方箋発行による医薬品宅配により、建設期間中の受診・薬の受け取りを可能とする。	建設現場での建設作業員の安心・安全な環境の構築に寄与	1,000人以上の事業場毎に専属産業医の選任が必要	労働安全衛生法第13条 オンライン診療の適切な実施に関する指針（V1（2）②ii「初診の原則対面」、V1（5）②i「新たな疾患の処方の対面診療」等）	夢洲内工事全体で適用し、遠隔診療も可能となるよう規制緩和を要望	厚生労働省	（専属産業医の選任規定について） （専属産業医の選任規定について） 労働安全衛生法第13条は、事業者は使用する労働者数が50人以上の事業場ごとに産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせることを義務づけており、特に労働者数が1,000人以上（又は特定の業務に従事する労働者が500人以上）の場合は、当該事業場に専属の産業医を選任することとしています。 複数の事業場の産業医を兼務すること及び専属産業医の選任を要しない事業場で専属の産業医を選任することは妨げておらず（ただし専属の産業医が他事業場の産業医を兼務することについては一定の要件有り。）、当該要件の範囲内であれば、現行制度下でも、例えば元請け事業場で専属の産業医を選任し、現場内の産業医の選任を要する各事業場においても、当該産業医を非専属の産業医として選任すること等は可能です。 ただし、事業場の規模や業務内容によって産業医の業務も異なることから事業場規模と業務内容に応じて産業医の選任を義務づけているところであり、現場全体を一の事業場とみなして専属の産業医を選任することは、事業場ごとの特性に応じた産業医業務が適切に行われなくなる可能性があることから、不適切であると考えています。 （オンライン診療について） オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時間的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時間的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時間的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年内を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 （薬剤の配送について） 御要望の内容が不明確ですが、薬局におけるオンライン・服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組みこととしております。			
大阪府・大阪市	別冊2 うめきた2期 ①	ヒューマンデータとAI分析等によるエビデンスに基づき健康増進プログラム	・温泉利用型健康増進施設にてヒューマンデータとAI分析等によるエビデンスに基づく健康増進プログラムを提供。 効果を数値化してデータに還元することで循環型の健康サイクルを形成する。	・これまで主観や経験に頼りがちだった健康維持活動において、エビデンスに基づく健康維持に向けた提案が可能になり、医療を必要とする対象者の減少につながり、ひいては社会保障費の低減が期待できる	・厚労大臣認定健康増進プログラム（医師の処方に基づいて実施）の医療費控除適用を受けるには、温泉地での療養を前提としており、1週間程度の連続的な利用を想定しているため近距離で手軽に利用可能となる都市型の湯治の場合は要件を満たしにくい。	【所得税法】 第73条 【法令解釈通達（平成2年3月23日付健医発第393号照会に対する回答）】	・厚労大臣認定健康増進プログラムの医療費控除適用について、都市湯治の場合の利用日数要件の緩和を要望 ・例えば「週1回を数か月継続」3か月で7日」というような多様な利用の仕方も認めて頂きたい。	厚生労働省 財務省	・療養指示に関する「おおよそ1か月以内に7日以上の利用」という点については、通常温泉治療の効果期待されるものについては連続して1週間以上の療養であるという規程策定当時の見解をもとにしている。 ・このため、当該要望については、まず現行の療養指示が改善の余地があるという医学的・科学的エビデンスを示していただく必要がある。	・環境省が平成30年～令和2年にかけて実施した「全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト」【委託先（一財）日本健康開発財団】において、長期間の温泉地滞在ではなくても日帰りや1泊2日、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで心身の良い影響が見受けられるとの効果が示されている。 ・規定策定当時の見解に基づき運用上「連続して1か月以内に7日以上」を医療費控除の適格要件とされていると認識しているが、医療費控除にあたっての税務署に提出する「温泉療養証明書」には「連続して」等の記載はないことから、「連続して」や「1か月以内」といった条件の撤廃など弾力的な運用を再提案する。	厚生労働省 財務省	・温泉利用型健康増進施設の医療費控除要件緩和に向けては、今回ご提案いただいた調査結果に加えて、温泉療養効果に関する医学的・科学的なエビデンスが必要と考える。 ・エビデンス構築・調査研究にあたっては、厚生労働省・環境省・その他関係部局が連携して取り組んでいるところであり、その結果も踏まえ検討したい。
大阪府・大阪市	別冊2 うめきた2期 ③	ビーコンによる日々の運動量や運動履歴、人流、位置情報等による健康増進支援	・安価・軽量・電源長寿命なビーコンをシューズに内蔵することで、スマホ所有率が低い高齢者や子供にも広く利用可能な健康サービスの展開、日々の運動量や運動履歴、人流、位置情報等による健康増進支援や見守り、迷子の防止、災害時の避難支援等のサービスを提供を予定。	・これまで主観や経験に頼りがちだった健康維持活動において、エビデンスに基づく健康維持に向けた提案が可能になり、医療を必要とする対象者の減少につながり、ひいては社会保障費の低減が期待できる	・未病段階での健康維持サービスに対して健康保険が適用されないことから、健康増進を志す利用者の負担が大きい。	【健康保険法】 第52条	・データ活用やエビデンスに基づく健康増進サービス利用に	厚生労働省	当該事業は規制を受けているものではなく、自治体で実施可能と考える。 なお、公的医療保険制度においては疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスは保険給付の対象外としている。			
大阪府・大阪市	別冊2 うめきた2期 ④	パーソナルモビリティによるエリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上	・エリア内（街区や公園、道路等）の回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上に繋がるパーソナルモビリティのシェアサービス	・エリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性等のユーザビリティ向上、円滑かつ活発な都市活動、エリア間での相互送客への寄与等が期待される	・未病段階での健康維持サービスに対して健康保険が適用されないことから、健康増進を志す利用者の負担が大きい。 ◀再掲▶	【健康保険法】 第52条 ◀再掲▶	・データ活用やエビデンスに基づく健康増進サービス利用に かかる健康保険の適用を要望 ◀再掲▶	厚生労働省	当該事業は規制を受けているものではなく、自治体で実施可能と考える。 なお、公的医療保険制度においては疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスは保険給付の対象外としている。			
大阪府・大阪市	別冊2 うめきた2期 ④	パーソナルモビリティによるエリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上	・エリア内（街区や公園、道路等）の回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上に繋がるパーソナルモビリティのシェアサービス	・エリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性等のユーザビリティ向上、円滑かつ活発な都市活動、エリア間での相互送客への寄与等が期待される	・電動キックボードは原動機付自転車とみなされていることから、本サービスの実施に当たっては過度と思われる保安基準が定められている。	【道路運送車両法】 第44条	・電動キックボードに対する保安基準の緩和を要望。具体的には、後写鏡（ミラー）や方向指示器の設置基準の緩和等を要望	国土交通省	道路運送車両の保安基準において、最高速度20km/h以下の電動キックボードについては、方向指示器等の設置が不要となり、令和2年9月には、番号灯の設置を不要とした。			
大阪府・大阪市	別冊2 うめきた2期 ④	パーソナルモビリティによるエリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上	・エリア内（街区や公園、道路等）の回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上に繋がるパーソナルモビリティのシェアサービス	・エリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性等のユーザビリティ向上、円滑かつ活発な都市活動、エリア間での相互送客への寄与等が期待される	・ヘルメットの着用や免許の取得が必要となっている。	【道路交通法】 第2条第1項第10号 第71条の4第2項 第85条	・ヘルメットの着用や免許取得義務の緩和を要望	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当局が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところ。（令和3年7月時点）			
大阪府・大阪市	別冊2 うめきた2期 ④	パーソナルモビリティによるエリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上	・エリア内（街区や公園、道路等）の回遊性やラストワンマイルの移動快適性の向上に繋がるパーソナルモビリティのシェアサービス	・エリアの回遊性やラストワンマイルの移動快適性等のユーザビリティ向上、円滑かつ活発な都市活動、エリア間での相互送客への寄与等が期待される	・車道を走行しなければならず、自転車道や歩道を走行することができない。	【道路交通法】 第17条第1項 第3項	・車道ではなく、自転車道や歩道の走行についての規制緩和を要望	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当局が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところ。（令和3年7月時点）			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊 2 ume きた2期 ⑤⑥⑦⑧	画像解析を用いた施設管理 (AIカメラやビーコン、センサー等) ICTを活用した「みどり」管理 (ICT,ロボット等の活用) ICTを活用した設備・エネルギー管理 (人の位置情報や環境情報を基にスマートな設備制御) ICT (ドローン、ロボットなど) を活用したテリバー・点検	・画像解析やドローン、自動走行ロボット等の先端技術を用いた公園内・建物内における施設管理、配送などのマネジメント高度化 ・ICTを活用した自動配送サービスの提供や点検作業等におけるドローンの活用を行う	・建物や公園の維持管理・運営業務に画像解析や各種センサー、ドローン等の技術を導入することで、人の常駐により行っていた業務の省人化による人手不足への対応や、最新技術を活用したデータ取得・解析により管理の質の高度化が見込まれる	(ドローン関連) ・市内全域が人口集中地区であり、飛行禁止区域である	【航空法】 第132条	・人口集中地区内であっても、スーパージョウ域内での飛行を可能とすることを要望	国土交通省	【航空法について】 現行においても、人口集中地区での飛行については、申請していただくことで飛行が可能であります。			
					・夜間飛行や目視外飛行、第三者 (人・物) の30m未満、イベント上空等での飛行は禁止となっている。	【航空法】 第132条の2	・夜間飛行や目視外飛行、第三者 (人・物) の30m未満、イベント上空等での飛行について規制の緩和を要望	国土交通省	【航空法について】 現行においても、夜間飛行等での飛行については、申請していただくことで飛行が可能であります。			
					・低空飛行により交通に影響を与える可能性がある場合は管轄する警察署長の許可が必要	【道路交通法】 第77条	・警察署長への許可手続きの緩和を要望	警察庁	道路の上空においてドローンを単に飛行させるといった行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害とならないことからは、原則として、道路使用許可を要しません。 他方、道路において、ドローンの離発着、操縦及びこれらに付随する作業を行うおとしたり、ドローンの飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起するための補助者の配置、ドローンの飛行を周知するための立看板等の工作物の設置等を行うおとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおとるときは、ドローンを利用して、道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすおとを撮影等を行うおとす場合については、道路使用許可が必要となるおとがあります。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かたではないおと部分もあるおとため、ドローンの飛行形態等を具体的に明らかたして個別に警察庁に御相談ください。			
					・自動走行ロボットの公道走行は現在制度上定義付けされておらず、道路使用の禁止行為に当たる可能性がある	【道路交通法】 第76条第3項	・自動走行ロボットが公道を走行できるおとこの定義付けの要望	警察庁	「自動配送ロボット (近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型) 公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトでお公表してあり、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、自動配送ロボットについても公道走行が可能おとです。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているおとです。 自動走行するロボットを運用する計画等が明らかたしたら、具体的な内容等をお明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
大阪府・大阪市	別冊 2 ume きた2期 ⑨⑩	デジタルサイネージやLEDビジョン等を用いた感性をシェアする空間の創造 先端的な技術や先駆的サービスを通じた「様々な体験価値」を市民や来街者へ提供し、市民のQOL向上とライブデザインイノベーションを実現する仕組みの提供	・公園施設における多様な企業活動の展開や来街者が最先端の商品を購入・見学できる形式のユーザー体験の向上、公園におけるデジタルサイネージやLEDビジョン等を用いたインフォメーションや広告、アート展開 (イメージミュージアム等) 等の弾力的な運用等による感性をシェアする空間の創造 ・みどりのリビングラボにおいて、健康医療・エンタメ・管理運営等の多様な分野で実証実験ができる仕組みを官民で実現	・知的生産性の向上や、健康促進に向けた行動変容が促される。 ・都心の公園で世界に繋がる様々な体験に出会うおとで、感性を高めるおと、利用者のQOLの向上を図る。 ・官民連携してみどりのリビングラボを実現するおとで、多様な実証実験が行われ、市民のQOL向上、健康寿命・社会寿命の延伸に貢献する先端的サービスの実装・産業化が促進される。	(施設管理関連) ・建築物や建築設備、消防設備の点検周期や、室内の空気環境の測定等の周期が定められているおとため、先端技術の導入により施設管理の高度化を図るおとでも経費節減効果が十分に見込めない。	【建築基準法】 第12条 【消防法】 第17条の3の3 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】 第4条	・先端技術の導入により設備故障等の検知や衛生的環境の確保等がよりの確に行うおとが可能となるおと場合における点検等周期の緩和を要望	厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項で定める建築物環境衛生管理基準は、定期的な①空気環境測定等、②飲料水等の水質管理、③排水設備の維持管理、④清掃、⑤ねずみ等の防除の実施することおとで、特定建築物維持管理権原者に当該特定建築物を適切に維持管理することおとを求めているおとであり、必ずしも人の常駐を求めたり、特定建築物内を巡視することおとを求めているおとはありません。ご提案いただいた技術は、①から⑤のいずれの措置に活用可能かを判断できないおとため、御回答が困難おとです。なお、仮にドローン等にCO2センサー等を搭載することにより、空気環境測定を自動化することが実現可能であれば、①の空気環境測定のおと代替手段として認められるおと可能性はあります。一方で、先端技術の導入し、空気環境測定等をおと的確にできるようにしたおと場合であっても、衛生的環境の確保のためには、測定等の周期を緩和することは困難おとと考えます。			
					・仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物を建築する場合において、建築基準法により満たすべき要件が過度であるおとから、建築コスト等がかかりイベント等の収支が見込みにくい。	【建築基準法】 第85条第5項	・仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物を建築する場合に建築基準法の規定が一部緩和されているおとが、その緩和要件の拡充を要望	国土交通省	建築基準法第85条第5項では、仮設興行場や仮設店舗などが臨時に設置されるおとであることを考慮し、利用者の安全性確保を前提に、特定行政庁の許可に基づき、すでに可能な範囲で構造・防火・避難関係規定の一部、集団関係規定などは適用しないおととしています。			
					・仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物を建築する場合において、建築の許可期間が1年以上おと決まっているおとから、建築コスト等がかかりイベント等の収支が見込みにくい。	【建築基準法】 第85条第5項	・仮設興行場、仮設店舗などの仮設建築物を建築する場合における建築許可期間の緩和を要望	国土交通省	建築基準法第85条第6項においては、国際的な規模の会議又は競技会への用におと供することおと他の理由により1年を超えて使用するおと特別の必要がある仮設興行場等について、特定行政庁が、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ公益上やむを得ないと認められるおと場合には、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することが可能おとです。 なお、「国際的な規模の会議又は競技会」は例示であり、国内の会議・競技会や、大規模な文化・芸術活用の用におと供するため1年を超えて使用するおと特別の必要があるおと場合を排除しているおとはありません。			
大阪府・大阪市	別冊 2 ume きた2期 ⑪⑫								・建築基準法第85条第6項については、第5項に加えて「公益上やむを得ない」という条件が付けられており、適用されるケースがかなり限定されるおとと認識しており、本提案では第85条第5項における建築許可期間の緩和を求めたおと。 ・第85条第6項に求められる「安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ公益上やむを得ないと認められるおと」とは何か、具体的にご教示いただきたたい。	国土交通省	安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないおとについては、対象となる建築物の規模、形態、設置状況等をおと鑑みて、各特定行政庁におといてご判断をいただくおととしております。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府・大阪市	別冊 2 うめきた2期 ⑧	リアルタイム・オンラインサービスを支えるローカル5Gの整備	・膨大な情報量を扱う多様なリアルタイム・オンラインサービスを支えるローカル5Gの整備	・ローカル5Gの広域的な利用が可能になれば、産業利用だけでなく用途に多様性が生まれ、各種5G対応機器の普及が進むことで、コスト削減効果も期待される。	・多様な体験や実証実験を行うに当たり次世代通信環境が求められるが、ローカル5G通信網は自己土地内での構築が求められている。	【電波法】 【総務省ローカル5G導入に関するガイドライン（令和2年12月最終改定）】 2.ローカル5G導入に係る電波法の適用関係（7）提供範囲	・現在免許制度としてローカル5G運用では認められていない「他者土地利用」について、エリア内で複数にまたがる所有区分を一つの区域として一体的にカバーする「広域的な利用（他者土地利用）」を可能とする運用の緩和を要望	総務省	<p>・ローカル5Gについては、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とするため、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所有者等（賃借権や借地権等を有し、当該建物又は土地を利用している者を含む、以下同じ。）が自ら構築することを基本とする5Gシステムである。また、当該所有者等からシステム構築を依頼された者（依頼状等証明書を取得）も、依頼を受けた範囲内において、自己土地利用として免許取得が可能である。</p> <p>・冒頭の主旨を踏まえ、他者の建物又は土地等での利用（当該建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼されている場合を除く。）については、固定通信（原則として、無線局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定することによって利用可能となっている。また、自己土地利用が他者土地利用より優先されることから、他者土地利用については、他の自己土地利用が存在しない場所であれば利用可能であるとともに、他者土地利用者同士のカバーエリアもしくは調整対象区域が重複する場合であっても、両者での事前調整で合意できれば、利用可能となっている。</p> <p>・なお、他者土地利用であっても、当該建物等の所有者等からシステム構築を依頼されている場合（依頼状等証明書を取得）であれば、自己土地利用として扱い、上述の他者土地利用制限がかかるとなく、利用可能となっている。また、各種要望等を踏まえ、他者土地利用の場合であっても、以下のような一定の条件下においては、自己土地利用として扱う措置も実施しているところ。</p> <p>1) 大学のキャンパスや病院等の私有地の敷地内の道を公道や河川等が通っている場合等の自己土地周辺にある狭域の他者土地について、別の者がローカル5Gを開通する可能性が極めて低い場合</p> <p>2) 近隣の土地の所有者が加入する団体によって、加入者の土地において一体的に業務が行われる場合</p> <p>・上述の条件を満たすことにより、他者土地利用であっても利用自体は可能であるとともに、他者土地利用を自己土地利用と扱うことも可能である。</p>	<p>・ご回答の内容については把握しているところであり、うめきた2期区域内については地権者間で一体的に業務を行うなどが想定されることから、指定の条件を満たす可能性はあるが、一方で、都心部においては隣接する他者土地にも容易に電波が届くことから「広域利用」とみなされる可能性も高い。</p> <p>・総務省においては電波政策懇談会報告書において、2025年に向けて広域利用に関する検討を進めていくこととされているが、都心部での多様な公共サービスや通信環境の提供が早期に可能となるよう、広域利用における条件整備などについて検討の前倒しを再提案したい。</p>	総務省	<p>ローカル5Gの広域利用については、令和3年8月31日に公表された「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」において「ローカル5G免許が最初の再免許を迎える2025年頃に向けて、現行制度下の利用状況などを踏まえた上で、広域利用に関する検討を進めていくことが適当である。」と記載されているところであるが、今回の再提案を踏まえ予定を大幅に前倒しし、総務省の審議会等において、広域利用の論点も含むローカル5Gのあり方について、検討を開始する。</p> <p>上記と並行し、大阪市から今回提案があった地域において、現行制度上の実用局に対し悪影響がないこと等の条件を満たすという前提で、先行モデルとして、実験試験局免許による実験的なローカル5Gの広域利用を認めることについて検討する。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	1	地方税法・地方財政法における法改正（地方自治体による地方税減税）	地域住民による地域課題解決に向けた行動促進およびコミュニティ形成に向けた地域通貨・ポイント事業の導入。 地域の課題解決のための行動（健康増進、住民共助、環境配慮、地域の特長性維持など）に対してインセンティブを発行、地域内消費促進のためプレミアムを付与、利用がないプレミアムが時間とともに減価する地域通貨を発行する。 この地域通貨・ポイントを地域内店舗での消費、地域内モビリティの利用料金の支払い、行政サービスの利用料支払や納税に利用可能とする。	インセンティブ付与により、「健康・住民共助・環境配慮・地域内消費などの行動変容を促進」地域内で利便性の高いキャッシュレス手段となることと、地域外への消費活動の流出抑制 地域内店舗での主要なキャッシュレス手段として成長することで、「他のキャッシュレス手段の普及による手数料等の流出抑制」 また、「減価」は消費促進効果も期待でき、過去の実証では30%程度の利用単価増加が確認された。流通すれば、域内での経済循環が活発化、地域の経済が活性化される。	③の効果発現。地域内の主要なキャッシュレス手段となるためには、住民および地域内店舗などでの利用促進が欠かせない。 一方で、多様なキャッシュレス手段が先行する中で、地域通貨・ポイントを利用する強力なインセンティブが必要。その1つの手段として、地域通貨利用者を対象に地方税（個人住民税、法人事業税・法人住民税）の減税が有効。しかし、地方分権における「課税自主権の確立」は、「増税」に重きが置かれ、「減税」については国の専管事項となっている。	(1)地方税法…地方税法上、地方公共団体が課税することができる」と規定されている税（第5条の6）。 (2)地方財政法…地方債についての関与の特例（地方財政法第5条の4）。	左記(1)について、幅広い任意税率の採用を必要とする必要がある。 左記(2)について、「許可」から「協議制」とする必要がある。	総務省	・地方税法上、不均一課税の規定が設けられており、公益上その他の事由により必要がある場合においては、ある一定の範囲の納税者に限り、条例により一般の税率と異なる税率で課税することは可能となっている。 ・また、公益上の理由等により課税を免除等した場合においては標準税率を下回る課税をしたことにはならないと解されていることから、貴団体の事業の内容によっては、協議団体と同様に地方債の発行が可能。			
大阪府河内長野市	2	オンライン診療における診療報酬点数の改善	住民所有のスマートフォンもしくは訪問看護師のタブレット端末を利用して、オンライン診療およびオンライン在宅診療をおこなう。	病院が遠方にある地域に居住している患者が受診しやすくなる。 また、訪問診療の代替も可能であり、医師の移動時間の削減や、体力・時間的に訪問診療困難な地域の課題解決につながる。	診療報酬点数が、通院による外来診療と比較して低く設定されているという点が医療機関において導入のネックとなっている。特に在宅診療では、従来の往診する対面の診療に対し、オンライン診療では1/10程度の診療報酬にしかならず、事業化を難しくしている。	令和2年度診療報酬改定	オンライン診療の診療報酬点数を通院診療と同等とする。	厚生労働省	オンライン診療の診療報酬のあり方等については、次期診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、議論してまいりたいと考えている。	本市が計画する遠隔診療は、日常健康データの活用や、電子聴診器、5G環境等を活用し、現状のオンライン診療による診療の高度化を図り、その高度化された診療内容に応じた診療報酬点数が加算されるべきであると考えております。また、診療報酬点数の改善により、オンライン診療の普及が期待できると考えております。 これらの内容を加味した診療報酬点数改訂に向けて、中央社会保険医療協議会にてご議論いただき、コロナ禍の中においても機能するオンライン診療の仕組みとしても認めていただきたいと思います。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。
大阪府河内長野市	3	施設基準から緊急時対応の"30分ルール"の緩和	住民所有のスマートフォンもしくは訪問看護師のタブレット端末を利用して、オンライン診療およびオンライン在宅診療をおこなう。	病院が遠方にある地域に居住している患者が受診しやすくなる。 また、訪問診療の代替も可能であり、医師の移動時間の削減や、体力・時間的に訪問診療困難な地域の課題解決につながる。	診療報酬改定にて本要件（＝"30分ルール"）が削除され、日常的に通院や訪問を行っている患者であれば、通院や訪問に一定の時間を要する場合はオンライン診療の対象として良いことが明確化された。 しかし、日常的に通院または訪問による対面診療が可能な患者として、「目安としておおむね30分以内に通院や訪問が可能な患者を想定している」との見解が示されたことから、状況は変わっており、30分以内で通院可能という規制の緩和をしたい。	「疑義解釈資料の送付について（その1）」 厚生労働省保健局医療課事務連絡 R2.3.31	"30分ルール"の緩和	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、「医療機関と患者との距離が概ね30分以内」といった条件は設定しないこととしている。			
大阪府河内長野市	4	16km圏域外の往診を認める基準の緩和	特養など高齢者施設の入居者は、夜間に容態悪化し、37.5度以上の発熱があれば、現状、配置医に連絡されるが、配置医は電話診療で多くが救急搬送される。これをオンライン診療可能な医師が対応することで、80-90%の救急搬送を回避する。（2019年の日本救急医学会）	救急車の出動回数を激減させることによる医療費の削減。 特養など高齢者施設の経営改善。100室の施設で概ね年間2,000万円を改善。 念のための検査入院等による医療費削減。さらに、入院により健康状態の悪化を招く場合も多く、これにともなう医療費増も低減効果も期待される。	在宅医療において、保険医療機関と患者との距離が16kmを超える往診・訪問医療については絶対的な理由がなければ保険診療として算定認められず、高齢者施設と医療機関間で配置医契約をする際も、施設と医療機関の距離が16km以内でなければならぬこととなっている。	診療報酬点数表 c000 往診料	"16kmルール"の緩和	厚生労働省	効率的な医療提供の観点、緊急時の対応、地域における他の施設との連携などによる適切な医療の提供等の観点から、保険医療機関の所在地と患者の所在地との間の距離を原則として十六キロメートル以内としているところである。 一方で、「患者の所在地から半径十六キロメートル以内に患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない場合や、患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しているが当該保険医療機関が往診等を行っていない場合などのやむを得ない理由のある場合には、保険医療機関の所在地と患者の所在地との間の距離が十六キロメートルを超える場合でも算定できるとしている。			
大阪府河内長野市	5	オンライン診療時の調剤薬局指定の許可および調剤薬局内へのオンライン診療室の設置による調剤薬局のワンストップ・メディカルセンター化	医院でのオンライン診療後、薬局への処方箋通知もオンラインで行い、処方薬をドローンで届配する。 また、調剤薬局内にオンライン診療室を併設し、電子聴診器、心電計、モバイルECG等の機器を遠隔操作することによりワンストップ・メディカルセンターとする。オンライン診療後にすぐに処方薬を受け取れる住民サービスを提供する。 慢性疾患の方は、毎回、病院に行かなくとも、調剤薬局で完結する仕組みとする。	よりオンライン診療の利用が高まる。 新型コロナウイルス禍、医療サービスの受けられる施設を分散することにより三密を回避できる。 例えば、訪問薬剤師が電子聴診器などの医療機器を持参し患者宅を訪問した際、患者に容態悪化が見受けられる場合にはオンライン診療を勧めるなど、調剤薬局からも地域包括ケアを推進、予防医療につなげ、医療費の削減の効果が期待できる。	医薬分業の方針により、医療機関は、特定の薬局への誘導が禁止されている。 オンライン診療の受付・受診・処方箋のドローン届配・服薬指導を実現するには、システムや運用を整備した医院・薬局でないと対応が難しい。	「保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正等に関する実施上の留意事項について」（平成28年3月8日、保険発第22号）	該当地域において、オンライン診療時の調剤薬局指定の許可	厚生労働省	患者の自由な選択を確保する等の観点から、保険医療機関及び保険医療費担当規則においては、保険医療機関及び保険医が患者を特定の保険薬局に誘導することを禁止している。	本市が計画する遠隔診療は、現在の地域住民の生活の実情を考慮し、診療所の受け付けから薬の受け取りまで自宅にいながらできる仕組みの構築を目指しております。「保険医療機関及び保険医が患者を特定の保険薬局に誘導することを禁止している。」の回答をいただきましたが、診療所側のオンライン診療システムとシステム連携できている薬局は非常に限られることが予想されることから、オンライン診療時に限定し、システム連携する特定の保険薬局（2つ以上ある場合はその中から選択）から薬が配送されることを認めていただきたいと思います。ご検討いただける余地はございますでしょうか。	厚生労働省	最終的には個別のケースに応じた判断になるが、当該診療所のオンライン診療システムと連携可能な薬局以外でも調剤が可能である等当該患者に説明し、同意を得た上で当該薬局を紹介する場合は、当該行為をもって、患者の自由な選択を阻害しているとは必ずしも解されず、ただちに保険医療機関及び保険医療費担当規則第2条の5に抵触するものではないと考えられる。
大阪府河内長野市	6	聴診音を用いたAI診断・受診促進	聴診音を採取しAIを用いた解析結果によって、医療機関への診断を促す	誰でも心音採取しやすい新しいタイプの聴診器により、患者自身が聴診行為を医師の指導の下行うことができ、コロナ対策を取ったうえでの遠隔診療に聴診音を活用できる 通院時の診察では未発見の不調などの発見のきっかけとなる	AIによる診断には学習期間が必要で、確率的に正しい判断（正確性の担保）ができない可能性があるため、不確かな情報を患者に伝えてしまう可能性がある。このことを前提にしたシステムは前例が少ないため法令に沿った形であるか確認するのが難しい 医療機関への受診を促す形になるだけでも実現できないかを検討しているところ	厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の489の第10条の2	AIによる医療機関への受診促進については行ってよいと定義してほしい	厚生労働省	医療機器で得られたデータ加工・処理し、診断又は治療に用いるための指標等を作成するプログラムは医療機器に該当するものと考えられます。医療機器として流通させるためには疾病診断用プログラムとしての承認を受けていただきますようお願いいたします。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	7	低速電動カートの運転における、エリア限定・低速車限定免許に関する規制改革	免許の返納を行った地域住民が、低速電動カートを運転することができる	免許返納を行った高齢者がシェアリング等で低速電動カートを利用し自由に域内を移動できる事ができ、さらに低速電動カートのサイバースカートのドライブとして活動でき、地元住民主体の運行がしやすくなり、社会参加の機会が増加し、高齢者の精神的・身体的健康寿命の延長に寄与する。	現在の免許制度には、普通免許返納後に切り替え可能な、エリアや低速車に限定した免許が存在しないため、実施が困難。	道路交通法 ・第6章 自動車及び原動機付自転車の運転免許 ・第85条 第1種免許	普通免許返納後に切り替え可能な、第1種免許に新たにエリア、低速車に限定した運転免許の創設が必要。	警察庁	御指摘の低速電動カートがどのような車両が明らかではありませんが、当該車両が普通自動車に該当する場合には、普通自動車免許により運転することが可能です。 自主返納制度は、本人の自主的な申請に基づき運転免許証を返納する制度であるところ、御指摘のような新たな種類の第一種運転免許を創設し、返納した上で当該運転免許を新たに取得していただく負担を課すこととする必要性や社会的要請があるのかどうかについては、慎重な検討を要するものと考えます。 また、当該車両が小型特殊自動車又は原動機付自転車に該当する場合には、普通自動車免許を自主返納した後も、それぞれ小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許により運転することが可能です。(小型特殊自動車は15キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造のもの、原動機付自転車は最高速度が30キロメートル毎時とされており、いずれも一般的な普通自動車よりも低速の乗り物となっています。小型特殊自動車については、道路交通法上、電動機の出力についての制限はありません。原動機付自転車の電動機の出力については、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものは定格出力0.6キロワット以下、その他のものは定格出力0.25キロワット以下とされています。) 普通自動車免許を保有している方については、当該普通自動車免許を自主返納する際に、新たに小型特殊自動車免許や原動機付自転車免許を試験なしで受けることができます。 なお、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。(※令和3年7月時点)	本市では、国交省・環境省等の推進するグリーンスローモビリティの枠組みで、電動ゴルフカートベースの車両を、南花台地区にて地域住民が主体となり運用中です。本提案は、今後の高齢者の移動問題・免許返納問題の解消に向け、南花台地区のエリア限定で、高齢者が普通免許返納後も当該車両を運転できる免許制度の創設を検討したいという趣旨になります。現行車両は現時点では20kph、定格出力は3.5kWのため、小型特殊や原動機付き車両に該当しないため、免許制度の改定自体はハードルが高いと承知していますが、車両規定の変更でこれらの免許範囲内の運転を認めて頂く可能性も含めてご検討いただきたいと思います。	警察庁	御指摘のようなカートが普通自動車に当たる場合、運転には飽くまで普通免許が必要となります。この点、御指摘のように、新たな種類の第一種運転免許を創設し、返納した上で当該運転免許を新たに取得していただく負担を課すこととする必要性や社会的要請があるのかどうかについては、慎重な検討を要するものと考えます。 また、小型特殊自動車又は原動機付自転車と普通自動車とは、制限速度、交通ルール、車体の大きさ等が異なり、また、運転に必要な知識、技能等も異なるため、現行では普通自動車に区分される車両について、これを小型特殊自動車又は原動機付自転車に改められることについては、交通の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。
		免許の返納を行った地域住民が、低速電動カートの遠隔監視・操作者を担う。	免許返納を行った高齢者が低速電動カートの遠隔操作・監視者として活動することにより、地元住民主体の自動運転車両の運行がしやすくなり、社会参加の機会が増加し、高齢者の精神的・身体的健康寿命の延長に寄与する。	現在の免許制度および自動運転実証実験のガイドラインでは、遠隔操作・監視者は普通免許を所持する必要があるため、実施が困難。	道路交通法 ・第6章 自動車及び原動機付自転車の運転免許 ・第85条 第1種免許 警察庁 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準 ・1 許可に係る審査の基準 ・(5) 監視・操作者となる者 (イ)	普通免許返納後に切り替え可能な、第1種免許に新たに遠隔操作・操縦に限定した運転免許の創設が必要。	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。				
		18歳未満の地域住民が、低速電動カートを運転することができる	高齢者と同様、地域の高校生がボランティア等で運行に参加することで、社会への参加意識が得られ、社会貢献が可能となる	現在の免許制度では、種別に応じて取得可能な年齢制限が設けられているため、実施が困難	道路交通法 ・第6章 自動車及び原動機付自転車の運転免許 ・第88条 免許の欠格事由	16歳以上で取得可能な、第1種免許に新たにエリア、低速車に限定した運転免許の創設が必要。	警察庁	御指摘の低速電動カートがどのような車両が明らかではありませんが、当該車両が普通自動車に該当する場合には、普通自動車免許により運転することが可能であり、普通自動車免許の資格年齢は18歳以上とされています。 四輪以上の自動車を運転するための運転免許の資格年齢については、我が国が批准している道路交通に関する条約(いわゆるジュネーブ条約)にも規定されているように、国際的には、おおむね18歳以上とされています。我が国における普通自動車免許の資格年齢については、このような国際慣習に準拠しつつ、交通事故実態等を踏まえて定められているものであり、これを16歳以上に引き下げることは、慎重な検討が必要であると見ます。 なお、当該車両が小型特殊自動車又は原動機付自転車に該当する場合には、それぞれ小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許により運転することが可能であり、いずれの運転免許も資格年齢は16歳以上とされています。(小型特殊自動車は15キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造のもの、原動機付自転車は最高速度が30キロメートル毎時とされており、いずれも一般的な普通自動車よりも低速の乗り物となっています。また、小型特殊自動車については、道路交通法上、電動機の出力についての制限はありません。原動機付自転車の電動機の出力については、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものは定格出力0.6キロワット以下、その他のものは定格出力0.25キロワット以下とされています。) なお、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。(※令和3年7月時点)				
大阪府河内長野市	8	低速電動カートの運行における、自家用有償旅客運送に関する規制緩和	自家用有償旅客運送による運行で、住民主体の低速電動カートの運行事業を継続可能な収益を得られるようになる。	普通免許で運転可能になるため、2種免許保持者を雇う必要がないため低運賃での運行が可能になり、また、収益を得ることで地域課題等の解決ができれば健康的(身体的、経済的)な街づくりが実現できる。	自家用車有償旅客搬送は対価は実費の範囲内または国土交通省令で定められたものと決められており、運営・管理に必要な費用が徴収できない。	道路運送法 ・第5章 自家用自動車の使用 ・第78条の8 旅客から收受する対価の公示等 ・第2項	旅客から收受する対価を、地域住民による運営・管理できるだけの収入(地域通貨・ポイントを含む)が確保できるように緩和する。	国土交通省	自家用有償旅客運送において旅客から收受する対価については、現行制度でもその運営・管理に必要な実費の範囲内で、地域公共交通会議等を活用して、設定することが可能である。			
大阪府河内長野市	9	高齢者の移動問題における道路交通法等の適用要件の緩和	【ヒューマンセンターなモビリティサービス】 ・拠点間の自動運転・シェアリングによるスムーズな移動 ・低速電動カートを活用した高齢者移動の円滑化	・移動の自由度向上による若者世代の移住 ・居住者のラストマイル問題解消 ・高齢者の日常移動の問題解消	・公道のレベル3・4の自動運転車両の走行	・道路交通法 ・道路運送車両法	⑤の適用要件の緩和による下記の実現 ・自動運転グリーンスローモビリティの優先レーンおよびインフラ整備(電磁誘導線・RFID敷設) ・自動配車システムによるオンデマンド移動	警察庁	現在、優先通行帯は、その趣旨に鑑み、交通量が多く、路線バス等の運行に著しく支障があり、路線バス等の優先通行を確保する必要が認められる道路等を対象に、一般交通、沿線住民等への影響も十分に考慮した上で設けることとしています。 この点、いわゆるグリーンスローモビリティについては、一般に最高時速が20km毎時未満と一般的な自動車よりも速度が遅いことから、優先通行の必要性について通常の路線バス等と比べて慎重な検討を要すると考えられます。 いずれにしても、以上の回答に關し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な計画等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」・「予測」・「判断」・「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	10	●道路空間の多用途化における道路交通法の適用要件の緩和	【開採なまちづくり・経済活動】 ・地域経済活動を支援する道路空間の多用途化 ・地域コミュニティを育てるイベント事業によるにぎわい創出	・地域経済活性化 ・若年層の経済活動誘致 ・多世代の活躍・交流 ・地域コミュニティ形成の促進 ・密の回避	・道路占用許可における対象物件の縛り ・道路使用許可による活動の制限 ・歩道の車両走行	・道路交通法 ・道路法 ・道路占用許可基準 ・食品衛生法	⑤の適用要件の緩和による下記の実現 ・多様な地域活動に対応する歩車道幅員の配分変更や新しい概念のレーン設置・駐車スペースの確保(道路空間の広場の利用・商業利用) ・多様な地域活動を促進する可変式・可動式道路施設(横・ホールド・ベンチ・植栽・照明・WiFiサインージ等)	警察庁	道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路を使用する行為が収益を伴うものであること、継続的かつ反復的に行われるものであることなどの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことはなく、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案し判断しているところである。 また、地域活性化に資する社会的意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベントについては、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を行っているところである。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
大阪府河内長野市	11	歩行者と共存する時速5km以下の超低速自動走行モビリティ「Iino」運行のための規制緩和	歩行者空間において周辺の歩行者と共存しながら安全に人やモノを輸送する。	・人手を介さない非接触型の輸送サービスを実現する。 ・歩行速度で走行するため、新たな視点での価値提案や回遊性の向上による地域活性化が期待できる。 ・新たな交通手段の創出による交通弱者の歩行利便性の促進する。	歩行速度で走行する安全性の高いモビリティであるにもかかわらず、現状の法律では、画一的に車両（軽自動車もしくは軽車両）と認定されるため、私有地を除く道路での走行が困難である。	・道路運送車両法2条 ・道路運送車両法施行規則1条2項 ・道路交通法1条 ・道路交通法施行規則1条	歩行速度で自動走行するモビリティについては、「原動機付軽車両」の扱いは新たな車両区分とする。 歩行速度で自動走行するモビリティに対する保安基準を緩和する。	警察庁	警察庁では、原動機を用いる軽車両の判断基準について示しており、道路交通法施行規則第1条の2の2の規定に該当するもので、かつ、運転者が、当該車両をすぐに停止させることができる距離より離れた場合には原動機がすぐに停止するものは、原動機を用いる軽車両として公道を走行することが可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備について、警察庁で検討を進めているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトで公表したところです。 以上の回答に関し、本記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な計画等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
大阪府河内長野市	12	歩行者と共存する時速6km以下の超低速自動走行モビリティ「Iino」運行のための規制緩和	歩行者空間において周辺の歩行者と共存しながら安全に人やモノを輸送する。	・人手を介さない非接触型の輸送サービスを実現する。 ・歩行速度で走行するため、新たな視点での価値提案や回遊性の向上による地域活性化が期待できる。 ・新たな交通手段の創出による交通弱者の歩行利便性の促進する。	歩行者専用道路において、歩行補助モビリティであっても、車両に該当するとして、走行が困難である。	・道路交通法17条1項	走行目的や安全対策措置が一定の基準を満たした場合については、歩行者専用道路であっても走行を認める。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）			
大阪府河内長野市	13	・ハンド型電動車いす（YNF-01）におけるエリア限定、制限速度の規制緩和	・免許の返納を行った地域住民が、YNF-01を運転することができる ・YNF-01を活用した高齢者移動の円滑化 ・拠点間移動した先のシェアリング	・外出機会が増加し、高齢者の精神的・身体的健康寿命の延長に寄与 ・居住者のラストマイル問題解消 ・高齢者の日常移動の問題解消	・健康な高齢者にとって、徒歩の長距離歩行は辛いのが、既存法規の時速6キロでは遅すぎる。 ・歩行者扱いのため、自転車レーンでの走行ができない（出来ても速度差がありすぎる）	・道路交通法 ・道路法 ・JIS T9203	・時速6キロ超12キロ未満に限定した運転免許の創設が必要 ・速度に見合った車両としての規格化（原付以下）と点検、保険の法整備	警察庁 国土交通省 金融庁	今般、速度に見合った車両としての規格化をご提案頂いておりますところ、当該提案に関しましては、道交法が改正となり、電動車椅子の最高速度が変更された場合に、それに基づいてJISの改正について議論を行う形と考えております。 新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点） 上記検討会における議論を踏まえ、車両の規格についても関係省庁で連携し検討を行います。なお、最高速度が20km/h未満の原動機付自転車については、一部の保安装置の装備義務は適用されません。 自動車損害賠償保障法により、道路運送車両法上の原動機付自転車については、自動車損害賠償責任保険の加入が義務づけられております。			
大阪府河内長野市	14	振動センサ：道路及び歩道の外部設置や埋め込み、正解データ取得のためのカメラ録画	埋め込み型振動センサの設置により、交通量観測や道路の異常検知・劣化診断の機械化を実現する。 また、歩行者・自転車・自動車等の移動情報を取得し活用することで、自動運転車の交差点情報支援や、人の流れの最適化や観光支援を行う。	交通量観測や道路の異常検知・劣化診断の機械化では、人手計測・点検の削減、修繕工事の最適化を推進する。 また、自動車の移動情報取得により、自動運転車の交差点の安全性を向上させる。	埋め込みによる常設を行うことで振動音の変化を抽出できれば、より精度の高い異常・劣化診断が可能になるが、埋め込み型振動センサの設置には道路法第32条の規定により道路管理者による道路の占用許可が必要である。 道路交通法第77条の規定により所轄警察署長から道路使用許可を受ける必要がある。 正解データ取得のためのカメラ録画では個人情報保護法を遵守し、プライバシーに配慮する必要がある。	・道路法第32条 ・道路法第32条第1項 1号 地上(路上)施設または物件 2号 地下管路類 ・道路交通法第77条 道路交通法77条（道路の使用の許可）1項 個人情報保護法第16条第1項	規制緩和、制度改革の必要はございませんが、常設設置できるように推進していただきたいです。 また、カメラの録画では利用目的を明示することで、撮影の許可をいただきたいです。	警察庁	道路使用許可の期間については、行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間としており、御提案のような工作物の設置については、道路占用許可と同一の期間とすることもあります。 また、当該許可の期間の満了後であっても、再度道路使用許可を受けることにより、継続して当該工作物を設置することが可能となります。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	（道路及び歩道への埋め込み型振動センサの設置） 先方提案の振動センサがどのようなものかは不明だが、現行道路法の一般工作物に該当し、かつ道路占用の許可基準に合致するものであれば設置可能であるため緩和すべき規制は存在しない。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	15	河内長野市における無人航空機（ドローン）の人口集中地区上空飛行、完全目視外飛行に向けた航空法適用要件の緩和	域内を対象にドローン飛行のための3Dマップを作成（河内長野デジタルサインとの連携）し、飛行ルート（河内長野市）の自動設定、複数ドローンの自動運転制御が可能なAI管制システムを導入する。 その情報をもとに、本サービス導入範囲全域に対して、土地所有者・管理者からの飛行許可を包括的に取得し、エリア内については航空局からの包括許可承認を取得可能とするような手続きの簡略化の検証を行い、即時に飛行可能な空域を整備することを目指す。 また、精緻な地図データを整備することにより、前提の許可等で飛行が難しい空域については、AI管制システムで飛行ルートとしない設計を行う。	第三者上空でのドローンの自動航行の実現により、様々な用途での利活用が期待できる。 現在ドローンの活用においては、操縦者がいることが前提の運用になっており、飛行申請、当日の運用における人件費の拡大や用途の拡大に限界がある。 しかし、第三者上空でのドローンの自動航行の実現により、ドローンに様々なタスクを付与すると、運用費の大幅なコスト減、住民サービスの拡張、行政サービスの置き換えが期待できる。 （活用イメージ） ドローンによる日常の買い物支援、医薬品配送、子供の見守り、インフラ点検	無人航空機の不具合等による落下により危害を及ぼす蓋然性の高い人・家屋の密集地域において、人および物件の安全を確保する目的で、人家密集地域（人口集中地区・DID地区）では、無人航空機を、人家密集地域の上空で飛行させてはならない。 ただし、規制の例外として、安全を損なうおそれない飛行は認められている（国土交通大臣の許可（航空法第132条第2項第2号））。	○根拠法 航空法第132条第1項第2号 航空法施行規則第236条の2 ○所管官庁 国土交通省	○対象規制 航空法第132条第1項第2号 航空法施行規則第236条の2 ○提言 レベル4（有人地帯（第三者上空）での目視外飛行（補助者の配置なし）を想定し、特区としての包括的な許可を取得する。 また、安全運航ガイドライン上、店舗・住人・管理組合の許可、消防署の許可が必要であるが、そちらも包括的な許可の取得を目指す。	国土交通省 内閣官房	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。 【住民・管理組合等の許可について】 現行において住民・管理組合等の許可は法律で規定されておられません。一方で、無人航空機に対する社会受容性を高めるためにも生活妨害を及ぼさないよう配慮が必要と考えます。	本市が計画するドローンによる物流は、日常における薬をはじめ買い物などのあらゆる物流を担うことを想定しておりますが、その安全性の確認が必要不可欠であること認識しており、ご回答いただきました機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設は本取組みにとっても意義あるものと考えておりますが、これまで必要とされた飛行計画等の扱いは個別ではなく、包括的に許可いただけることが、日常での活用を現実化できます。 個別の飛行計画等の手続きの緩和も含めてごめられるものと解釈してよろしいでしょうか。	国土交通省	飛行計画の通報については、今後の航空法改正により特定飛行を行う場合には義務化されたところ、今後予定している航空法施行規則の改正の中で通報の方法などの詳細について検討を行ってまいります。
大阪府河内長野市	16	行き届いたみまもりソリューションから地域住民にとって魅力ある街へ	高齢者セキュリティサービスにある緊急通報機能の駆け付け用途によって使い分けに対応を行う。 異常信号（急な体調不良やケガ）を受信した時に駆け付けられるのは警備会社であるALSOKが対応。 お客様からの異常信号を受信していない場合においては、お客様からの要請を承諾して出勤することができる（有償）。	地域コミュニティの形成強化 防犯強化から治安安定 ↓ 住民のQOL向上 ↓ 住みやすい街として評価向上 ↓ 住民の満足度があることで新規居住者が増える	現在は警備業法により人/建物の盗難等（生命の危機や保安）の事故の発生を警戒し防止する業務における駆け付けに関しては、警備業の認可を受けた企業の定められた教育を受けた警備員が対応することが定められている。 また即応体制の整備から速やかに現場に駆け付けが必要となることも定められている。	警備業法第二条一、四 警備業法第二条五 警備業法第四十三条	急な体調不良やケガの事故の発生を警戒する内容に関してはこれまで通り実施をして、その他の用途は駆け付けの対応内容を明確にしておく必要がある。	警察庁	事業の実施主体や具体的な事業内容等が明らかではないため、警備業法の規制対象となるか否かについて判断することは困難ですが、機械警備業務については、基地局で受信できる情報が断片的なものにすぎないことから、必要な措置として何をすべきかを迅速に判断するため、速やかに現場における警備員による事実確認を行うことが必要です。 なお、緊急通報サービスを行う民間事業者が、同法第2条第1項第1号及び第4号に該当する警備業務を行わない旨が業務委託契約等で明らかになるとともに、当事者の意思及び業務の実態から、当該警備業務を行うものではないと認められる場合には、当該民間事業者は警備業の認定を必要としないと解されます。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
兵庫県養父市	1	マイナンバーカード機能のスマートウォッチ等ウェアラブル端末への搭載	オンラインによる高度な本人確認が可能な機能をウェアラブル端末に搭載し、カード利用手順の簡素化や、各手続のデジタル化を推進することで利用者の利便性向上を図る。	保険証等各種書類手続きにおける機能の統一化についてマイナンバーカードを活用する取組みが推進されているが、その機能を拡張し、かつ、より扱いやすい身近な腕時計等に集約することで、マイナンバーカードの普及と市民生活の利便性向上に寄与すると推察される。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）における「個人番号カード（第13-18条）」では、カードに搭載される個人情報等が書き込まれるIC以外は規定がない。このことから、マイナンバーカードは現在使用されているプラスチックの板状である必要はなく、カードの形状や材質についても柔軟に対応できるのではないかと考えられる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第13～18条	・当該法律施行令に附則を設けて、現施行令に準拠したICやセキュリティ仕様を付した腕時計をマイナンバーカードとして活用すること ・マイナンバーカードには本人写真が券面に記載されているが、腕時計においては本人写真の記載を外して代替措置によって本人認証すること	総務省	マイナンバーカードは、行政機関や民間事業者が、対面で、マイナンバーの確認と身元確認を1枚で行うことができる唯一の顔写真付き本人確認書類として、物理的なカードとして発行することとされている。また、これは、地域を限定せず本人確認書類として使用されるものであることから、ご提案は特区になじまないものとする。	現状、マイナンバーカードの趣旨を理解し活用しようとしている市民は少なく、物理的なカードという形で受け取っても自宅に置いたままであるケースが多いため、常に身に着けていることが可能な時計型にするなど、利用促進を図ることができる。また、運転免許証など今後の一体化が検討されているものに加え、VISAタッチ、地域通貨などの少額決済機能のほか、本人の健康状態等有事の際にも円滑に活用できる機能を搭載することで、より安心安全で便利な暮らしを実現できる。実証等を重ね、様々な可能性に挑戦し、利便性を高めるために規制緩和を考慮するのが特区である。ぜひマイナンバーカードのウェアラブル端末への搭載を実施したい。	総務省 デジタル庁	ウェアラブル端末にマイナンバーカードの機能を搭載するにあたっては、搭載される情報が改ざん等されないことや、端末から読み出された情報が偽造されたものでないことを担保するなど、厳格なセキュリティの確保が必要と考えられる。現在マイナンバーカードについては、耐タンパ性を有し、国際的なセキュリティ基準であるCC認証を取得する等、厳格なセキュリティ対策を講じており、仮にウェアラブル端末にマイナンバーカードを搭載することになったとしても、これに匹敵するセキュリティ対策が必要である。なお、マイナンバーカードの利便性にも配慮し、マイナンバーカードの信頼性を基礎として、マイナンバーカードの電子証明書がスマートフォンへ搭載することを予定しており、スマートフォンのみでオンラインでの行政手続が可能となる仕組みを作ることとしている。この際、国際的なセキュリティ基準を満たした安全なICチップを有するスマートフォンを用いることとしている。また、生体認証については、スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、その課題を整理し、検討を進めることとしている。
兵庫県養父市	2	市民総合ポータル(市民向けサービスを統合管理できるスーパーアプリ)	デジタルPFIによる市民総合ポータルweb/アプリの提供により以下内容が実現可能。 ・行政サービスの手続オンライン完結(以下バーチャル市役所) ・ICTを活用した地域課題解決型サービス(=先進的サービス)の集約(お散歩アプリ・空き家対策、MaaS等) 本ポータルを素地とした各種サービスへの拡張が可能であり、より多くの事業者による柔軟なサービス提供の場として活用できる。	バーチャル市役所では、初回手続(ワンストップ)を行えば、その後個人端末から「いつでも」「どこでも」簡単に手続処理を行える。 本事業による効果について、住民利用者の利便性の向上、自治体職員の手間/判子文化等の削減とコストの双方をカット可能である。これにより、今度より深刻化する少子高齢化社会でも持続可能な行政を実現することができる。 また様々なサービスを連携することにより、住民、自治体、民間企業など、それぞれの主体で利便性・効率性の向上等の効果が期待できる。	書面化義務により電子契約手続きが利用不可能となっている。	・宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 ・借地借家法22条、38条、39条 ・マンション管理法73条 ・特定商取引法第4条、第42条ほか ・金融商品取引法第37条の6	書面化義務を撤廃もしくは規制を緩和し、電子契約手続きの利用を可能にする。	金融庁 消費者庁 経済産業省	金融商品取引法第37条の6に基づき金融商品取引契約の解除については、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(令和3年5月26日公布)において、電磁的記録によることを可能とする改正を行っており、公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日から施行予定です。 御指摘の契約書面の電子化を盛り込んだ消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案が成立したところです。 契約書面等を電磁的方法により提供することができることについては、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に認められるものですが、今後、消費者委員会の建議等も踏まえて、電磁的方法による提供の在り方について、消費者の承諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法について、オープンな場で消費生活相談の関係者等を含めて広く丁寧に意見を聴取する検討の場を設けて検討を行ってまいります。			
兵庫県養父市	3	地元企業・店舗の地域ポイント普及推進	養父ポイントを市内の多くの企業・店舗へ対応可能とするために参入障壁を下げる。病院、飲食店、交通等で利用可能となる。	資金決済法の前払式支払手段について、自治体が承認する事業者に限り自治体同様の扱いで適用除外になることができれば、キャッシュレスや地域ポイントなどの事業実施が推進される。 適用除外に際し、発行保証金の供託など条件付きも考え得る。	・地方公共団体が発行する場合適用除外となる。 ・第三者型前払式支払手段の発行の業務は、財務局長等へ申請を行い、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。 ・前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が千万円を超えるときは、その未使用残高の二分之一以上の額に相当する額の発行保証金を法務局に供託しなければならない。	・(資金決済法4条3号) ・(資金決済法第7条、第8条、第104条、同施行令29条) ・(資金決済法第14条、同施行令第6条)	資金決済法の前払式支払い手段について、自治体が承認する事業者に限らず、自治体同様の扱いで適用除外を行う。(有効期間の拡張、再申請の簡略化等)	金融庁	前払式支払手段については、発行者の規制対応コスト等を考慮しつつ、利用者保護を図る観点から、6か月ごとの基準日における未使用残高を基に算出された額を保全する義務が課されています。発行者が国等に準ずる法人である場合に保全義務が課されていないのは、信用力の点において国等に準ずるものであれば利用者保護に支障は生じないと考えられるためであり、それ以外の発行者主体について同様の取扱いとすることは困難です。 なお、産業競争力強化法上の新事業特別制度に基づく規制の特例措置により、財産的基礎等に係る所定の要件を満たす商会議所又は商工会は、新事業活動計画の認定を受けることにより、資金決済に関する法律上の保全義務の適用を受けることなく、最長で有効期間3年の前払式支払手段を発行することが可能です。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
和歌山県・すさみ町合同	1	食品衛生法上の施設基準の緩和	<住民満足度による次世代おもてなし及び受け入れ環境の構築> 「どこでもランチ」 民泊利用者に対し、地域住民が家庭用台所で調理した郷土料理等の食事を提供	飲食店が少ない地域での受入環境を強化するとともに、民泊利用者と地域住民との交流の場を創出し、地域住民の生きがいがつくりや、地元食材活用による地域経済活性化に寄与する。さらに、交流を通じ「すさみ町ファン」から移住者を生み出し、人口増加につなげる。	食品衛生法及び同法施行規則で、住居その他食品等を取り扱うことを目的とした空間又は場所が同一の建物にある場合、それと区画されていること規定されている	(食品衛生法) (食品衛生法施行規則) 第66条の7 別表第19	民泊利用者に限定して地元住民が提供する食事については、農林漁業体験民泊等と同等の食品衛生法の要件緩和を行った食品営業許可を行うこと。 また、民泊利用者以外に対しても、客と同居して自ら調理した料理を食べる形式で営業を行う場合は、家庭用台所で調理したものを提供するところを認めること。	厚生労働省	規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、家主滞在型の住宅宿泊事業（以下「家主滞在型民泊」という。）の用に供する住宅が飲食店営業の許可を取得する際求められる施設基準について、家庭用台所で営業で用いる調理場所の併用の弾力的な運用が可能である旨、令和3年度中に地方公共団体に通知する予定である。 これは、家主滞在型民泊において宿泊者に料理を提供するに当たり、一般的な飲食店と同様の施設基準が求められることにより、飲食店営業の許可が取得できず、料理を提供できないとの指摘があったことから、家主滞在型民泊が、一般的な飲食店と異なり「現に人の生活の本拠として使用されている住宅」での事業を前提としているという特殊性に鑑み、宿泊者に料理を提供する場合には、弾力的な運用が可能である旨の通知を行うものである。 そのため、民泊宿泊者以外の者に対して料理を提供する行為は、一般の飲食店と同様の行為であり、当該行為を行う家主滞在型民泊を、通知で示す弾力的な運用の対象とすることは考えていない。	すさみ町は当該域内に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や南紀熊野ジオパークなど、著名な観光資源を有しており、年間約90万人（R元）の観光客が来訪している一方、飲食店が10数件（夜の営業は10件未満）と非常に少なく、観光客等に食事を提供できる施設が絶対的に不足している。また、人口3,800人の小さな町ということもあり、安定的な飲食需要が見込めるものではなく、飲食店の新規出店も事業採算性の問題から難しいのが現状である。こうした過疎地域特有の実情を鑑み、観光客等の来訪者への食事提供の場を確保するため、民泊施設や農家民泊施設において、当該施設宿泊者以外の者への食事提供を認めていただきたい。	厚生労働省	民泊施設で宿泊者以外の者に対して料理を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、宿泊者への食事提供とは業態等、前提条件が異なることから、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。
和歌山県・すさみ町合同	2	家主同居型民泊の日数上限の撤廃	<住民満足度による次世代おもてなし及び受け入れ環境の構築> 「どこでも民泊」 地域の空き家および空き部屋を活用し、観光客等の宿泊場所として提供	宿泊施設の少ない地域において恒常的な民泊利用可能な状態をつくることで受け入れ態勢を強化する。 また、民泊利用者と地域住民との交流の場を創出し、「どこでもランチ」と同様に、関係人口増加につなげる。 またすさみ町の空き家率が13.5%（平成28年度調査）となっており、適切に管理されず放置された地域に悪影響を及ぼしているものもあり、空き家の有効活用により、空き家問題の解決を図る。	民泊の年間提供日数を180日以内としている。	(住宅宿泊事業法) 第2条第3項	所有者が家屋を住居の用に供しながら、空いている部屋等を有効活用する目的で行う「家主同居型」の民泊については、提供日数（180日）の制限を撤廃すること。 また、空き家民泊についても、防災・防犯等の問題解消を目的とした有効活用であるため、提供日数の制限を撤廃すること。	国土交通省 厚生労働省	住宅宿泊事業は、住宅を用いて一時的に人を宿泊させる事業を実施するものであるため、年間べースの営業日数に限る必要がある。このため、住宅宿泊事業法では1年間を180日を超えないものとの制限を設けるとともに、規制の合理化の観点から旅館業において採られる許可制ではなく、届出制を採用しているところ。いたいたご提案内容も含め、1年間を180日を超える日数について、人を宿泊させる場合には、公衆衛生リスクの観点からも、旅館業法に基づき許可を受けた上で営業を行うことが適当と考える。	すさみ町には、通常は当該住宅で生活していないもの、お盆や年末年始などの限られた期間のみ使用されている空き家が多く、こういった住居を民泊で活用することは防災や防犯の観点からも有用であると考えている。これらの空き家を「住居」であることをもって、その使用実態を問わず一律に180日で営業日数を制限する必要性は低いと考えるが、ご検討をお願いしたい。	厚生労働省 国土交通省	住宅宿泊事業は、住宅を用いて一時的に人を宿泊させる事業を実施するものであるため、通常営業の旅館業と比較して公衆衛生上のリスクが相当程度低減されることから、規制の合理化を行いつつ、旅館業法から切り出した営業類型として新たに住宅宿泊事業法を創設したため、このため、同法において、規制の合理化の対象となる事業については営業日数が180日を超えないこと等を要件として求めている。これを超える場合には、原則として旅館業法に基づき許可事業を行う必要があると考えている。
和歌山県・すさみ町合同	3	路線バスのオンデマンド化および多目的車両化	・既存のコミュニティバスを活用してスタートし、将来的には小型で低速のEV車両を活用し路線運行事業を行い、移動需要の変動により、時間や場所を特定しないオンデマンドにより輸送を行う。 ・乗客のいない時間帯には、オンデマンドの注文を受け入れ、人や荷物運ぶラストマイル走行を実施。バスにも、タクシーにも、モノを運ぶ運用も1台で担う運用を実現する。	・都会と違い、特定少数の乗客が想定されるすさみ町内において、オンデマンド輸送が最も効率的かつ乗客ニーズに沿った運行となり、運営側も長期的な継続が可能となる。 ・特に平日等の閑散期において、タクシーやモノ輸送として活用すれば、少ない台数で広いニーズに対応することができ、効率的かつ長期的な運営が可能となる。	・道路運送法第5条1項3号、道路運送法施行規則4条で路線・時刻を決めなければならないとされている。 ・道路運送法第3条及び4条で、運送事業を行う際には、営業する車両ごとに、旅客運送のバスやタクシー、または貨物運送のいずれかに申請し当局から許認可を頂く必要があり、1台の車両に対し、複数事業許可を取得することは認められていない。 ※平成29年6月から過疎地域において一定条件のもと自動車運送事業者の「かかげち運送」が認められている。	(道路運送法) 第5条1項3号 (道路運送法施行規則) 第4条 (道路運送法) 第3条、4条 H29.6.30国土交通省自動車局による措置	・地域で公平な利用機会が担保される場合は、道路運送法、道路運送法施行規則、例外規定を設けるなど、時間場所を自由に設定できるようにすること。 ・「かかげち運送」の取り扱いは条件（運送できる荷量など）を緩和し、自由度を高めること。	国土交通省	(地域で公平な利用機会が担保される場合の例外規定について) 規制改革事項について明確化を要するが、柔軟なダイヤの設定は、現行制度でも地域公共交通会議を活用して路線不定期や区域運行として実施することが可能である。 〔「かかげち運送」の取り扱い条件（運送できる荷量など）を緩和し、自由度を高めること。について〕 貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところである。 特に、貨客混載に係る積載量の規制は、貨物運送に適した車両の確保等の体制整備を許可の大前提とする貨物自動車運送事業法の制度趣旨に鑑み、道路運送車両の保全、道路交通の危険の防止、車内の安全等の観点から対応することは困難である。			
和歌山県・すさみ町合同	4	路線バス・デマンドバスにおける変動運賃制の導入	・町内で運行する路線バス・デマンドバスの運賃を、繁忙期の観光客向け運賃を高く、平常時に地元住民向け運賃を安くするなど、需給により変動させる運賃を採用	・運行会社の事業継続性が担保され、すさみ町民や観光客の公共交通手段の長期的な維持が可能になるとともに、ニーズにあわせた多様なサービスの提供による利便性の向上が期待できる。	・道路運送法第9条により、路線バス・デマンドバスは、あらかじめ確定した運賃で運行しなければならない（ただし、高速バスを除く）。	・道路運送法第9条に基づき「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」	・IT等を活用し、合理的かつ明確な手法に基づき算出した場合、変動運賃額を採用すること。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、需給により変動させる運賃は、現行制度でも地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。			
和歌山県・すさみ町合同	5	完全自動運転によるバスの運行	バスに運転手が同乗しない完全自動運転バス（レベル4自動運転）の運行（最初は観光客向け短路線から始め、将来的には住民の定となる町内路線バス運行をめざす）	完全自動運転バス運行による観光誘客に加え、全国に先駆けて超高齢社会（老年人口比率が70%を超える地域も存在）を迎えているすさみ町において完全自動運転が可能となれば、少人数ローコストで運行が可能となり、継続的な高齢者等の移動支援（通院、買い物等）につながる	道路運送法第2条第1項第18号に規定する「運転者」は、自然人を想定している（答弁書第52号【大久保参議院議員が提出した質問主意書に対する答弁書】H28.2.23）	(道路交通法) 第2条第1項第18号 第71条の4の2 (道路運送車両法) 第41条第2項	「運転者」の定義に、「自動運行装置」を含めること。	警察庁	現在、「官民ITS構想-ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの変り方について、警察庁で検討を進めているところである。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施された走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「予測」「判断」「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。	
和歌山県・すさみ町合同	6	自動運転バス運行における完全キャッシュレス化	自動運転バスをすさみ町内で運行する際の運賃収受を、顔認証による完全キャッシュレスに対応	運賃収受を完全キャッシュレスにすることで、上記の乗務員なしでのスムーズな運行が可能となり、ロードコストでの継続的な運営につながる。また、非接触での運賃収受のため、感染症対策につながる	道路運送法の運送引受義務として、現金しか持たない乗客を拒否できない	(道路運送法) 第13条	完全キャッシュレスに限定した自動運転バスの運行を許容すること (道路運送法第13条の例外規定に加えるなど)	国土交通省	無人自動運転移動サービスにおける完全キャッシュレスの取扱いについて、令和3年4月に通達において明確化したところであり、現金利用者への配慮を十分に行った上で、完全キャッシュレスによる自動運転サービスを行うことは可能である（道路運送法13条に基づき運送引受義務との関係についても整理済み）。			
和歌山県・すさみ町合同	7	一般公道における「フリーポートゾーン」の設置	最高速度60km/hを前提とした、量産型車両電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）、低速である超小型モビリティの電動ハイブリッドバイク、休日の遊休公用車を観光客と住民でシェアするため、ワンウェイカーシェアの貸し出し返却場所を公道の路肩または歩道に設置	交通手段の少ないすさみ町内において、乗り捨て可能なワンウェイ型カーシェアサービスを実現することで、観光客の利便性が高まり、観光誘客につながる。また、地域住民の活用も見込め、利便性向上につながる	道路運送法により駐車禁止場所が指定されている	(道路交通法) 第44条、45条、47条、48条	・駐車禁止場所として規制されている場所を規制緩和の対象とすること ・本サービスが、駐車禁止の例外及び許可対象に含まれるよう、規制緩和すること	警察庁	道路上のカーシェアリングステーションについては、その設置条件、構造等を勘案し、当該場所における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせないおそれがないと評価できる場合には、当該場所における駐車車を可とする交通規制を実施することのほか、道路交通法第47条に定める停車又は駐車の方法の規定を適用しないこととすることも可能です。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、カーシェアリングステーションの構造等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
和歌山県・すさみ町合同	8	超小型の電動ハイブリッドバイク運転時の	超小型モビリティの電動ハイブリッドバイクを町内で運送する場合は、ヘルメット着用を可能とする	町内での近距離移動に適している超小型モビリティの電動ハイブリッドバイクをフリーポートゾーンなどでシェアリングするためには、ヘルメットの保管方法の課題がある。	道路運送法上、超小型モビリティ（電動ハイブリッドバイク）は、原動機付自転車に分類され	(道路交通法)	交通量が少なく安全と認められた地域において、走行能力が自動車と同程度の電動ハイブリッドバイクが、同十乗客の	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの変り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
町合同		けるヘルメット着用義務の緩和		けるヘルメット着用義務の緩和 は、利用者(観光客、地元住民)の利便性が高まる。 また、利便性が高まることにより電動バイクの普及が進み、CO2削減にもつながる	ヘルメット着用義務が義務化されている	第71条の4第2項	ヘルメット着用義務を免除すること	国土交通省	【国土交通省の認可について】 記載の提案内容について明確化を要するが、原動機付自転車の型式認定については、関係法令の改正状況等を踏まえて、見直しの要否について検討が必要。			
和歌山県・すさみ町合同	9	AI自動航行ドローンによる第三者上空飛行の解禁	・山間部過疎地における最適化された陸と空の物流網の構築 ・すさみ名物である「ケンケン鯉」など、時間単位の鮮度が重要となる食材をホテルや飲食店にAI自動航行ドローンで配送 ・現在は翌日以降の配達となっている地方夕刊紙を集会所等にAI自動航行ドローンで配送。将来的には住民の生活用品、観光客のお土産など、幅広い物資の配達に対応。 ・診療所での出張診療の際に処方された医薬品を、国保すさみ病院から診療所までAI自動航行ドローンで配送	・より鮮度の高い食材を観光客に提供することで観光誘客につながる。 ・地域の主要な情報源である地方紙を即日配達することで、地域の利便性が向上 ・ドローンにより日用品の配達を行うことで、物流事業者の人手不足に対応し、過疎地域でも物流網を維持できる。 ・小さな診療所しかなく、交通手段も乏しい地域において、医薬品のドローン配送実現により、都市部と同程度の医療を受けることが可能となる ・AI自動航行ドローンを活用することで、ドローン操縦者の工数を削減し、多数の物流需要に対応	航空法第132条の2は操縦者がいる前提で定められており、操縦者なしでの自動航行は認められていない。 また、第三者上空飛行は禁止されており、夜間飛行や目視外飛行は事前承認が必要。(承認期間は原則3か月まで) ※航空法改正案(令和3年3月9日閣議決定)では、一定の要件のもと夜間飛行・目視外飛行等の事前承認は不要となるが、危険物輸送や第三者上空飛行については事前承認が必須とされている。	航空法132条の2	・操縦者なしでのAI自動航行 ・日時、経路の事前承認なしでの第三者上空飛行	国土交通省	改正航空法では、有人地帯(第三者上空)での飛行(いわゆるレベル4)が可能となるが、事前承認が必要であり、運用の際にその都度事前申請が必要なため現実的ではない。そのため、第三者上空に關しても飛行ごとの許可・承認ではなく、運用体制全体での許可・承認をいただき、同一のサービスを行うための飛行であれば申請なしでの飛行を認めることについて提案しているが、その内容に関して回答を頂きたい。 ドローンが将来的に普及し発展するためには操縦者(緊急時に介入する者も含む)がいらない状態での運用、つまり、緊急時でもシステムでのフェールセーフ機能を持ち操縦者を必要としない体制での運用を可能にする必要がある。そのため、機体及び運用で安全性を担保した場合における操縦者なしでのドローン飛行の解禁についても提案しているが、その内容に関して回答を頂きたい。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を補助者なしで目視外飛行するリスクの高い飛行であることから、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合であって、その運航管理体制について個別の許可・承認を受けなければ実施できません。レベル4飛行の実績を踏まえて今後包括的許可・承認が安全上可能かどうか検討してまいります。 操縦者なしでのドローン飛行については、操縦者(飛行させる者)は必要であるものの、遠隔操作を目視外で行わない自動操縦での飛行も可能です。	
			・南トラフ地震に備えた空から見護る防災強化 ・平時からAI自動航行ドローンでインフラ等の状態を定期的に取得し、危険箇所の分析を行うとともに、災害時の状況と差分分析を実施することで、被災状況を瞬時に把握 ・災害発生時に住民及び来訪者全員が迅速かつ確実に避難するための避難誘導をスピーカー搭載ドローンにより実施	・AI無人飛行ドローンにより、人が立ち入れない場所でも日常からデータ収集・分析を行い、危険箇所を把握することが可能となる。 ・被災状況を瞬時に把握することで、人命救助や復旧・復興活動を迅速に行うことができる。 ・飛行しながら放送することで、従来の設置場所固定の防災無線に比べて、多くの人に対して的確な避難誘導を実施できる。 ・無人飛行ドローンを活用することで、操縦者の工数を削減し、他の災害対応に注力できる。	・ドローンが道路上空や周辺を飛行する場合、単に道路上空の飛行は道路使用許可が不要とされているが、「一般交通に著しい影響を及ぼす」場合についての基準が明確でないため、同一の飛行内容でも操縦者や担当者により許可の必要性の判断が異なる	・道路交通法 77条1項 ・国家戦略特区等提案検討要請回答(警察庁) 提案管理番号062040	・道路上空及び周辺の飛行について、道路使用許可が必要となる基準(飛行高度等)を明確にすること	警察庁	道路の上空においてドローンを単に飛行させるという行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害とならない限り、原則として、道路使用許可を要しません。 他方、道路において、ドローンの離発着、操縦及びこれらに付随する作業を行うおとしたり、ドローンの飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起するための補助者の配置、ドローンの飛行を周知するための立看板等の工作物の設置等を行うおとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおとしり等のほか、ドローンを利用して、道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行うおとしりする場合については、道路使用許可が必要となる場合があります。 以上の回答に加え、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、ドローンの飛行形態等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
和歌山県・すさみ町合同	10	副業・兼業の労働時間の通算に関する特例	すさみ町内でのワーケーション実施を促進させつつ、ワーケーション実施者の町内での副業・兼業を促進する	高齢者率が高い町内において労働者不足が課題であり、副業兼業での労働人材確保ニーズが高い。そのため、ワーケーション実施者が町内で副業兼業することは、町内の産業の維持につながる。ワーケーション実施者が町内で地域の事業に携わることにより、地域に貢献でき、他では得られない、デュアルライフの充実につながる。	労働者が、事業主を異にする複数の事業場において、「労基法に定められた労働時間規制が適用される労働者」に該当する場合には、労基法第38条第1項の規定により、それらの複数の事業場における労働時間が通算される	(労働基準法) 第38条第1項	すさみ町でワーケーションを行うとともに、地域の企業等での副業・兼業する場合、「労働時間の通算」の適用を除外すること ※ワーケーションはワークとケーションを組み合わせたもので、休暇を前提としているため、長時間労働とならないため	厚生労働省	異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要がある。労働者の過重労働防止のため、働き方改革関連法により労働基準法に時間外労働の上限規制が設けられたが、この上限規制についても、同様に、労働時間を通算して適用されることとなっている。 このような状況の下、企業も労働者も安心して副業・兼業を行うことができるよう、「成長戦略実行計画(令和2年7月17日閣議決定)」を踏まえ、労使に議論いただき令和2年に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働時間管理のルールの明確化を行ったところである。 以上の経緯も踏まえ、労働時間の通算をしないこととするについては、過重労働防止の観点から、困難であるが、今後もこのルールの周知をしっかりと行い、企業も労働者も安心して副業・兼業を行うことができる環境を整備していく。なお、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考え。	令和2年に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、労働時間の通算が割増賃金の支払義務に繋がることが明確化された。これにより、企業において、副業・兼業の労働者を雇い入れることは通常の雇用より割高になるといったことが明確になり、副業・兼業者を雇うメリットが失われている。人口減少社会、特に過疎地域において人材確保は喫緊の課題であることから、副業・兼業を含めた多様な働き方を進めるためにも、副業・兼業時の労働時間の通算は適用除外とすることが適当と考えるが、ご検討をお願いしたい。	厚生労働省	労働者の過重労働を防止し労働者の保護を徹底する観点から、異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要があると考えている。また、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考え。
和歌山県・すさみ町合同	11	時間単位年次有給休暇の取得制限の撤廃	すさみ町内での継続的なワーケーションや長期滞在型ワーケーションの実施を促進	現在のワーケーションは、短期型が主流であり、長期滞在型のワーケーションを促進することで飲食・観光等の地域消費が増加し、地域経済の活性化および関係人口増加につながる	・長期滞在型のワーケーション促進には、柔軟な休暇取得が必要不可欠である。労働基準法において労使協定で定めることにより時間単位での取得が認められているが、累計5日間までに制限されている ・それ以上の有給休暇は原則一日単位での取得となる	(労働基準法) 第39条の④の二	すさみ町内におけるワーケーション実施時に限り、時間単位年次有給休暇の取得制限を撤廃すること ※ワーケーション実施は労働者の身心のフレッシュに有効であり、時間単位有給休暇の取得による長期滞在型ワーケーションは、年次有給休暇制度の趣旨である労働者の休養の目的と合致している。	厚生労働省	役場への届出や幼稚園等への子供の送り迎え・学校行事への参加など、以前であれば「家族に代わり行ってもらう」といったことが可能であったものが、女性の社会進出や核家族化の進展により困難になっている。また、テレワークやワーケーション、副業・兼業等、働き方の多様化が進んでいる。これらの社会情勢の変化を鑑み、より柔軟に年次有給休暇を取得できるよう、時間単位の取得上限は撤廃すべきと考えるが、ご検討をお願いしたい。	厚生労働省	前回ご回答としたり、「規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)」において、「取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の方について検討すること」とされており、またもった日数の休暇を取得するという年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、今後、有効な活用の在り方について検討を行う。 なお、その場合であっても、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考え。	
和歌山県・すさみ町合同	12	「高度プロフェッショナル制度」に関する特例	町内におけるサテライトオフィス等で勤務するIT企業関連の従業員の「高度プロフェッショナル制度」活用を促進	働く時間帯の選択や時間配分を自ら決定することができる「高度プロフェッショナル制度」の活用により、進化した続けるスーパーシティを支えるIT人材の確保につながる。 また、優秀な人材が町内に集まることにより、特に産業面や教育面において活性化が期待できる	【年収要件】 対象者の年収が、「基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準」である1,075万円以上	(労働基準法) 第41条の2第1項第2号ロ	対象者の年収を和歌山県の令和元年の基準年間平均給与額の248.1万円の3倍を相当程度上回る水準として、750万円以上に緩和すること。	厚生労働省	高度プロフェッショナル制度は、多様で柔軟な働き方の選択肢として必要な方に利用していただくために整備した制度であり、事業場の労使で十分に話し合った上で、真に必要な方に制度を有効に活用していただきたいと考えている。この制度については、平成31年4月に施行されてから約3年が経過したところであるが、引き続き制度の導入状況を注視していくとともに、制度が適正に運用されるよう制度の導入を検討する企業に対する相談・支援に丁寧に取り組む。なお、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考え。	厚生労働省	高度プロフェッショナル制度は、年収要件等の一定の要件を満たした労働者について労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度であり、自律的に働くことのできる、高度専門職の方で創造的な仕事を行う方といった、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応えるために設けられたものである。 ご指摘の年収要件に関しては、この制度創設の趣旨にあった労働者を対象とするために設けられた要件の一つであり、賃金の低廉な労働者の生活の安定等を目的として定められた最低賃金とは趣旨が異なるものであるため、ご意見のような制度とすることは困難である。 また、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考え。 いづれにせよ、この制度は、平成31年4月に施行されてから約3年が経過したところであり、制度が適正に運用されるよう制度の導入を検討する企業に対する相談・支援に丁寧に取り組む。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
和歌山県・すさみ町合同	13	農地にワークスペース機能を有する農業用ハウスを設置する場合の農地転用許可の特例	ワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設の導入によるワーケーション型グリーンツーリズムの推進	農業に関心のある方に向けて農業者等が体験交流施設を設置することで、関係人口の増大につながる。 来訪者が農家民泊等の観光サービスを利用することで、農業者等の所得増大・雇用の創出が期待できる。 また、「日本のレラス栽培発祥の地」としてのブランディングにも資するものである。	都道府県知事の許可を受けなければ、農地を農地以外のものとするはできない。	(農地法) 第4条第1項、第5条第1項	農業者等がワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設を整備することで、地域の農業振興を図ることができると市町村長が認定した場合、農地の転用許可を不要とすること	農林水産省	ご提案にある農業用ハウスの設置について、当該施設が農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設に該当する場合には、施設の底面をコンクリート敷にした場合であっても当該施設において行われる農作物の栽培は耕作に該当するものとみなされることから、農地転用の許可は不要となります。 他方、併設されるワークスペース部分や、ワークスペース部分と農業ハウスが一体となった複合施設の場合には、農業用施設に該当しないこととなるため、現行では、原則として農地転用許可を受ける必要があります。 なお、農林水産省においては、6月18日に閣議決定された成長戦略に基づき、市町村が定める農山漁村の活性化を図るべき区域において、事業者が市町村の認定を受けた施設整備計画に従って、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合には、農用地区域からの除外手続を迅速化するとともに、農地転用許可を取得しなくてもよいものとする方向で検討することとしております。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			
和歌山県・すさみ町合同	14	農地以外の場所にワークスペース機能を有する農業用ハウスを設置する場合の固定資産の評価の特例	ワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設の導入によるワーケーション型グリーンツーリズムの推進	農業に関心のある方に向けて農業者等が体験交流施設を設置することで、関係人口の増大につながる。 来訪者が農家民泊等の観光サービスを利用することで、農業者等の所得増大・雇用の創出が期待できる。 また、「日本のレラス栽培発祥の地」としてのブランディングにも資するものである。	不動産登記の地目が農地以外（宅地等）の場所を、当該地目で評価し課税	(地方税法) 第388条、固定資産評価基準（昭和38年12月25日付自治省告示第158号）	農業者等がワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設を整備することで、地域の農業振興を図ることができると市町村長が認定した場合、不動産登記上の農地以外の場所に設置されていたとしても、固定資産課税上は農地として評価すること	総務省	固定資産税の土地評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、現況の地目によるものとされている（固定資産評価基準第1章第1節一）。したがって、現に農地として適切な肥培管理が施されており、かつ、一時的に耕作の用に供されているものでない土地の地目は農地として認定することになる。ただし、固定資産評価基準における農地の範囲は、農地法上の農地の範囲と基本的には同様であり、提案されている施設の存する土地を農地として評価することは困難である。 一方、当該施設の存する土地は、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する農業用施設用地に該当する余地もあり、その場合は、当該土地の評価は、付近の農地の価格を基準として求めた価格に、造成費相当額を加算して求めることとされており、農地に準じた評価が行われることになる。 いづれにしても、本提案については、農業振興を図ることができると市町村長が認定する基準等についても整理する必要が考えられ、固定資産評価基準だけでなく、農地法上の扱いをどうするかなど、農地関連の法令等との関係も整理した上で検討することが必要である。			
和歌山県・すさみ町合同	15	初診を含めたオンライン診療の恒久化	・地域外からの来訪者が、すさみ町の雄大な自然を満喫した結果、身体と心とにどのような変化をもたらされるのか、旅行前から旅行後に至るそれぞれのバイタルデータ等を取得し、満足感を定量的に分析 ・来訪者が健康に不安がある場合や住民への医療提供のため、地域の病院でのオンライン診療を実施	・疾病リスクのある人を早期に発見することにより悪化を防ぎ、医療費を抑制 ・過疎地域での医療体制の堅持	無診察治療等の禁止	医師法第20条	現在は「時限的措置」としてオンラインや電話による初診が認められているもの（令和2年4月10日厚生労働省通知）、慢性的に医師が不足し、過疎化と高齢化が加速する地区での早期の課題解決のため恒久化すること	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめ、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
和歌山県・すさみ町合同	16	初回を含めたオンライン服薬指導の恒久化	地域外からの来訪者又は住民に前買記載のオンライン診療を実施した場合に、必要に応じ、調剤時の服薬指導をオンラインや電話で行う。	・疾病リスクのある人を早期に発見することにより悪化を防ぎ、医療費を抑制 ・過疎地域での医療体制の堅持	調剤時のオンライン服薬指導に、対面による服薬指導の実施を求めていること	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項 同法施行規則第15条の13第2項第1号乃至第3号	現在は「時限的措置」としてオンラインや電話による初回調剤時の服薬指導が認められているもの（令和2年4月10日厚生労働省通知）、過疎化と高齢化が加速する地区での早期の課題解決のため、恒久化すること	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを検討を行うこととしております。			
和歌山県・すさみ町合同	17	AI自動航行ドローンによる災害時の危険物輸送の解禁	<南海トラフ地震に備えた空から見護る防災強化> ・災害時に危険物（蓄電池・ガソリン等）を含む救援物資を孤立集落にAI自動航行ドローンで輸送	・土砂崩れ等による孤立集落が発生した場合、道路の寸断・電気の復旧が長期化したとしても、必要な電力や燃料を確保できる。 ・無人航行ドローンを活用することで、操縦者の工数を削減し、他の災害対応に注力できる。	航空法第132条の2は操縦者がいる前提で定められており、操縦者なしでの自動航行は認められていない。 また、危険物輸送は事前承認が必要。（承認期間は原則3か月まで） ※航空法改正案（令和3年3月9日閣議決定）では、一定の要件のもと夜間飛行・目視外飛行等の事前承認は不要となるが、危険物輸送や第三者上空飛行については事前承認が必須とされている。	航空法132条の2	技術的に安全性が担保された機体については、日時、経路の事前承認なしで、自治体による災害時の危険物輸送を可能とすること。 ※AI自動航行・第3者上空飛行についてはNo9で提案	国土交通省	【航空法について】 災害時には適用除外を設けております。	災害時の適用除外規定である航空法施行規則第二百三十六条の十において、「法第百三十二条の三の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。」とされているが、災害時に地方公共団体又はその依頼により、無人航空機で孤立集落や避難所等に救援物資（燃料等の危険物を含む）を搬送することは、同規定における「捜索又は救助」に当たると解してよいか回答を頂きたい。	国土交通省	本規定における「捜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危険のおそれがある場合において、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置（調査・点検、捜査等の実施を含む。）を指しており、当該措置を目的として無人航空機を飛行させる場合については、本特例が適用されることとなります。 【参考】無人航空機に係る規制の運用における解釈について https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
岡山県吉備中央町	①A	医療データ連携による高度医療・救急支援サービス	・大学病院と連携した先進遠隔医療の病病、病診、病業、病介連携によるシームレスな医療データの利活用による救急患者に対する救命支援 ・救急患者による搬送先医療機関の照会の際の患者情報伝達を音声からテキスト化し、医療機関に伝送 ・救急車/消防ヘリでの患者搬送中の映像を含む情報を搬送先の医療機関と共有 ・妊産婦や老人介護施設から施設間搬送時の情報連携に向けた緊急搬送補助システム「Picss」の提供	・情報共有・活用より、搬送患者に対して①処置や治療、指示的的確性の向上 ②救急隊から医師への情報伝達の効率化 ③医療機関での治療開始の早期 ④救急隊到着後の対応時間の短縮化を期待できる。 ・前項の結果、搬送患者の救命率、その先の社会復帰率が向上する。 ・救命率・復帰率の向上により①医療費の削減 ②社会復帰した患者による経済活動の維持を期待	・救急搬送におけるリアルタイムの情報共有は重要だが、ヘリコプター内での携帯電波の利用は制限されている。	・航空法施行規則第164条の16第4項、国空安企第333号	・携帯電波による消防ヘリ・救急車での情報を共有するシステムを構築する。	国土交通省	本提案事項は航空法施行規則第164条の16第4項の「正当な理由」に該当します。つきましてはシステム構築に関して運航者のご調整ください。				
岡山県吉備中央町	①B	AIを活用した遠隔リハビリサービス(関節可動域・歩行など)	・自宅で撮影した動画をもとにした、AIによる関節可動域推定結果情報及び、自宅で歩行を行った際のジャイロセンサー値号波形の特徴情報を、クラウドサービス基盤と連携し、障害者申請に必要な診断書記載の効率化や、来院や訪問診療が困難な状況であってもオンラインでのリハビリテーション医療の提供を可能とし、医療リハビリテーションセンターをはじめ、介護施設や障害者施設、吉備中央町との円滑な情報共有を可能とするサービス	・コロナ禍におけるオンラインでのリハビリテーション医療提供による院内または地域の感染拡大防止 ・身体障害者申請に必要な関節可動域計測にかかる所要時間及び診断書作成にかかる時間の短縮(約50%削減)	・オンラインでのリハビリテーション医療に関する診療報酬制度の規制緩和	・診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)リハビリテーション令和2年厚生労働省告示第57号	・医療保険上においてオンライン診療料は月1回の算定が認められているが、リハビリテーション料については算定が認められていない。 ・オンラインでのリハビリテーション医療を充実させるために、リハビリテーション料の一部でオンラインでも診療報酬の算定が可能となるよう規制緩和を求める。	厚生労働省	・我が国においては、国民皆保険の理念の下、必要かつ適切な医療を保険診療とすることとしている。 ・オンラインを活用したリハビリテーションについては、保険適用の検討にあたっては関係学会等においてデータエビデンスが集積・検討され、安全性・有効性等の確認が必要であると考えている。 ・リハビリテーションを含めた診療報酬の在り方については学会等の意見等や効果等に係るエビデンス等を踏まえ、必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討してまいります。				
岡山県吉備中央町	①C	オンライン診療	・通院困難住民に対して在宅によるオンライン診療・訪問診療を提供 ・救急患者に対して大学病院と連携した先進遠隔医療の提供 ・IoT医療機器を住民宅へ貸出し、オンライン診療に利用	・オンライン診療の精度を上げることによる、不要な通院の防止や必要な治療の早期開始の実現が、結果として医療費の削減に支援する。 ・通院していなかった住民へオンライン診療で早期医療を提供、住民の状態悪化を防止することで医療費削減ができる。 ・住民の悪化防止をすることで要介護者になることを防ぐことで、働ける住民を確保し、税収増にもつながる。 ・子どもの急病への対処等の際に、遠くの医療機関に通院することなく、自宅に居ながら精度の高い診療を受けられることで、住民への安心・安全を提供する。	・診療報酬制度 ・対象疾病(難病又はがん)に限定されている。	・医科 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B 0 0 5 - 11 遠隔連携診療料	・住民の多くがかかっている疾病で大学病院などの高度な診療を必要とする疾病を遠隔連携診療の対象とする。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。 今後の遠隔連携診療料のあり方については、関係学会等の御意見を伺いつつ、引き続き検討してまいります。				
岡山県吉備中央町	①D	オンライン服薬指導	・通院困難住民に対して在宅での服薬指導を提供	・医療機関の疾病や検査結果などが把握できると患者へ適切な服薬指導ができる。 ・他医療機関からの処方情報を把握することでポリアーマシーや重複投与の防止ができる。 ・住民への適切な処方を実現することで住民の状態悪化の防止に加え医療費を削減できる。	・一度は受診が必要。さらに、過去に処方した内容と同じもの又は同一成分・同一機能のみオンライン服薬指導が可能。薬が変更したらオンライン服薬指導はできない。 ・医療機関を受診した患者の処方箋に対してはオンライン服薬指導できない。	・薬機法 第9条の3第1項(3) オンライン服薬指導の実施要件 対面指導との関係 当該薬局の薬剤師に、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤についてオンライン服薬指導ができる。 ④対象となる薬剤 (ア) 処方医等がオンライン診療を行った際に交付した処方箋に対してオンライン服薬指導ができる。	・0410対応(新型コロナウイルス)のように初診からオンライン服薬指導を可能とする。 ・初回の処方箋及び処方変更時にもオンライン服薬指導を可能とする。 ・患者が通院した医療機関からの処方箋に対しても、オンライン服薬指導を可能とする。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年度を目標に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを検討を行うこととしております。				
岡山県吉備中央町	①E	画像解析AIによる遠隔診断支援サービス	・CT画像より疾病の罹患状態をAIの画像解析を行い、診断を支援する。(共同研究中) ・医療リハビリテーションセンターで撮影したCT画像データを岡山大学病院と共有し、診断までの時間短縮を行う	・診断までの時間短縮による重症化の抑止	・遠隔画像診断に対する診療報酬点数の低さ ・薬事申請の効率化：改良医療機器(臨床あり)の区分での承認までの短時間化と基準の不明瞭さ	・「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成28年3月4日 厚生労働省告示第52号)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日 保医発第0304第3号) ・薬事申請の効率化：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(薬機法)	・遠隔画像診断に対する画像診断管理加算などの診療報酬点数の増。 ・薬事申請の効率化、短期間化	厚生労働省	改良医療機器(臨床あり)区分の承認審査の標準的事務処理期間は9か月です。これは、医療機器業界との協議を経て策定された「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画」(令和元年7月)において設定された目標値であり、5年に一度それまでの実績を踏まえて見直されます。 なお、「プログラム医療機器の開発及び承認審査の迅速化については、昨年11月に「プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略」を策定し、これに基づき、承認審査の考え方の整理・公表、プログラム医療機器の特性を踏まえた新たな承認審査制度の検討、承認審査体制の整備等を進めています。 また、ご指摘の遠隔画像診断に関するご要望については、診療報酬改定時に、有効性・安全性等に関するデータ等を踏まえ、専門家のご意見等もよく聞きながら、中央社会保険医療協議会で議論することとなります。	厚生労働省	ご指摘の「特区医療機器戦略相談」等の相談制度をご活用いただき、承認申請前に申請資料の充足性等をPMDCに相談しておくことで、承認申請後の審査がスムーズに進み、結果として審査期間の短縮に繋がることが期待されます。なお、プログラム医療機器の開発及び承認審査の迅速化については、昨年11月に「プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略」を策定し、これに基づき、承認審査の考え方の整理・公表、プログラム医療機器の特性を踏まえた新たな承認審査制度の検討、承認審査体制の整備等を進めています。また、AIを活用した医療機器については、一度承認を受けた後にもデータを追加して学習を行うことで性能の向上が図られるという特性を有するため、このような性能の向上に迅速に対応できる承認制度として、令和元年の医薬品医療機器等法の改正により、変更計画確認手続制度(IDATEN)が導入され、令和2年9月に施行されています。		
岡山県吉備中央町	①F	歯科と住民をつなぐ口腔ケア指導・予防サービス	・歯科診療所や病院で実施した口腔ケアの状態を患者と共有する。住民はスマホやタブレットから、現状の口腔情報、経過などが確認できることで予防医療を促進する。(生活習慣病の予防効果)	・健康向上による人口減少の削減 ・健康向上による生産年齢人口の増加 ・未病により医療費削減につながる。	・オンラインでの口腔指導に対して診療報酬の設定	・診療報酬制度	・オンラインでの口腔指導に対して診療報酬の算定が可能となるよう規制緩和を求める。	厚生労働省	健康保険法においては、被保険者の疾病又は負傷に関する療養の給付という観点から、疾病を予防するための評価については、慎重に検討していくことが必要であると認識している。	厚生労働省	本サービスでは「歯科と住民をつなぐ口腔ケア指導・予防サービス」というようにオンラインでの口腔ケア指導を行う医療行為と、口腔ケアの予防、予防という観点からは診療報酬の改定を望んでいません。オンラインでの口腔ケア指導を行う医療行為について診療報酬を算定できるようお願いできないか、ということをおためご提案いたします。	厚生労働省	ICTを活用した歯科医療の評価のあり方については、必要に応じて、中央社会保険医療協議会において、議論してまいりたいと考えています。
岡山県吉備中央町			・歯科診療所や病院で実施した口腔ケアの状態を患者と共有する。住民はスマホやタブレットから、現状の口腔情報、経過などが確認できることで予防医療を促進する。(生活習慣病の予防効果)	・歯の本数(カルテ一号用紙に記載)などの診療情報について、医師や歯科衛生士以外、カルテへの記載ができない。	・医師法：第24条 歯科医師法：第23条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。 ・保険医療機関及び保険医療費担当規則：第22条 保険医は、患者の診療を行った場合には、遅滞なく、様式第1号又はこれに準ずる様式の診療録に当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。	・医師や歯科衛生士以外(歯科助手など)が診療情報をカルテに記載することを可能とする。	・医師や歯科衛生士以外(歯科助手など)が診療情報をカルテに記載することを可能とする。	厚生労働省	歯科診療に係る診療録は、診察した歯科医師が作成する書類であり、作成責任は歯科医師が負うこととされていますが、歯科医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員等が歯科医師の補助者として記載を代行することも可能です。				

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岡山県吉備中央町	①H	AI母子健康促進支援サービス（母子手帳のデジタル化）と予防医療拡充による次世代社会モデルの創成	・母子手帳は、母子保健分野で世界に誇れるレガシーであるが、現代においても本邦では母子手帳情報のデジタル化が普及していない。 ・妊娠時の生活環境は産後の母子の予防医学の側面に大変重要な因子であるが、現行の母子手帳では網羅されていない。 ・本事業では、 (1)既存の冊子型母子手帳をデジタル化させ往古来今の母子手帳データベースを構築する。 (2)疾病発症に重要なエビデンスに寄与する妊娠・産後の母子の生活環境データの収集を実現する「別冊母子手帳の刷新」を行う。 (3)「AIを用いたデジタルデータの精度向上と医療ビッグデータの利活用」による新産業の創生を行う。 ・(1)(2)(3)の実装は、デジタルヘルス時代に合う次世代社会モデルに通じる。	・70年間成しななかった母子保健データの詳細のデジタル化を達成でき、SDGsに根差した将来の疾病予防やオーダーメイド医療、先制医療への懸け橋となる。 ・災害時など、バックアップデータとして各個人の母子保健情報やワクチン接種の状況をユーザーに還元することができる。 ・母子健康手帳のデジタル化の手段として、県外利用の促進、電子母子手帳業界活性化となる。 ・不定形資料のOCR精度向上は、一般業務で作業を大幅に削減させ、postコロナ時代の総務の改善につながる。 ・OCRを用いたAI学習を用いたDeep Learningは、一度ヒトの目を通したデータを教師データとしてフィードバックするよう体系が必須である。 ・吉備高原都市内の障害者の労働機会を得る。また岡山大学と連携し、コロナ禍の就労困難な学生の雇用機会、日本語学習を希望している発達障害上の有能な海外労働者の雇用にも繋がる。	・妊産婦や小児に対する妊婦健診ならびに保険診療とエビデンス関連に対する除外対応（自費診療や対応）の混合利用の緩和 例）保険診療により判明した家族的な疾病リスクに対し、血縁者等の予防医療は、自費診療となる。	・健康保険法第44条（特定療養費制度） 混合診療の禁止について、健康保険法上直接に規定した条文はないが、昭和59年の健康保険法の改正において特定療養費制度を設けたことで結果として混合診療の禁止の趣旨が明確となる。 ・保険医療機関及び保険医療費負担当規則第5条及び第5条の2（根拠法令：健康保険法第43条、第44条第1項及び第43条、第46条第1項） ①第1項：健康保険法の規定による金額の徴収（一部負担金、入院時食事療養費の標準負担額等） ②第2項：健康保険法の規定による金額を超える部分の徴収（特定療養費制度における差額徴収）	・妊産婦関連時期で将来の疾病リスクが判明した際には、血縁者や当事者の保険外対応（自費診療や対応）時の混合診療の規制緩和	厚生労働省	医療保険制度においては、一連の診療として保険適用外の治療と保険適用の治療を組み合わせを行った場合、安全性・有効性等が確認されない医療が行われるおそれがあることから、原則としてこれを禁止している。 なお、現に疾病や負傷が生じていない状態で、任意に受けることができる疾病予防は保険給付の対象外である。	当方の提案に際し現行制度内での対応は、省庁様の回答に異論はございません。一方、本構想では、先進国のドックスであるDOHaD関連の多数報告から妊産婦・胎児・幼児の健診で得られる医療・生活・環境の情報収集とデータ連携を通じて、当事者及び家族の将来の疾病リスク予想や未病評価を行います。知り得た情報は先制医療となり世代を超え未病を実現する可能性が異なります。後押しするエビデンスは多数存在しますが、本邦では得られた情報は予防医療の範疇であり保険外診療です。妊娠・子育て関連で生産年齢が頻りに病院を受診する時期でもあり、将来の疾病リスクを認める当事者は、未病に通じる混合診療を許可いたしたいです。	厚生労働省	現に疾病や負傷が生じていない状態で、任意に受けることができる疾病予防は保険給付の対象外であり、ご提案の状況では、保険診療の対象となる診療がそもそも存在しないものと思われるものから、一連の診療として保険適用外の治療と保険適用の治療を組み合わせを行う混合診療の問題は生じていないものと考えます。
岡山県吉備中央町	②A	ドローン配送における航空法の規制改革	利用者が自宅や自宅周辺にないが医薬品も受け取ることができる手段の一つとして、診療後の医薬品が必要な時にドローンを携帯電波を利用して、吉備高原都市内にあるアイン薬局から自宅近くのドローンポートまで自律飛行し運び、また利用者が受け取ったら、薬局に自律飛行で戻るドローン配送サービスを提供する。	利用者が自宅や自宅周辺にないが、医薬品を受け取ることができ、利便性とQOLを向上させることができる。	今回計画しているドローンによる配送サービスは、操縦者または補助者の目視の範囲外での飛行や、住民宅や小売店等から30m以内に近接した飛行が想定されることから、航空法第132条の2第2項第2号に規定する国土交通大臣の承認を受ける必要がある。 ・航空局長通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」では、特に第三者及び第三者が所有する物件の上空は、原則として飛行させないこととしている。（審査要領4-3-1（1））やむを得ない飛行は、運用上飛行経路直下の居住者や土地・家屋の所有者からの同意が求められている。なお、ドローンの運航者や運航の依頼者は、ここである第三者には該当しないとされている。 ・また、補助者を置かず目視外飛行を行う場合、道路や鉄道の上空の飛行は、やむを得ない場合の一時的なものに限られている。（審査要領5-4（3）c）ア）このため、道路・鉄道の上空飛行の際は、道路管理者、鉄道事業者の了解を得たうえで補助者を配置せざるを得ないが実態であり、鉄道事業者等の理解を得られない場合の運航の断念や、運航の際の人員費の増加を招いている。	航空法第132条の2第2項第2号 審査要領4-3-1（1） 審査要領5-4（3）c）ア）	・住民への十分な説明を行い、住民合意を通じて地区全体をドローン運航の当業者とみなし、目視外による地区内の家屋等の上空飛行を可能とする。一度の飛行エリア申請によりエリア内に設置された複数箇所のドローンポートへの飛行を可能にする。なお、注意喚起を徹底し、安全確保に万全を期する。 ・道路上空飛行について、横断飛行ルートを限定し、道路管理者に十分説明の上、同意を包括的に取得する。なお、個別の運航について道路管理者への情報提供を徹底するとともに、カメラの配置等により、補助者の配置によらずとも道路上の飛行の安全を確保する。 上記、規制の特例措置を通じて未来社会の先取りを実現する。また、目視外・第三者上空飛行（レベル4）相当の飛行を先行して実現することで、現在国において検討中の、対応する法制度実現に必要な運航ノウハウやデータを蓄積する。	国土交通省 内閣官房	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行される。 また、一定の空域かつ一定の飛行方法で技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることといたします。 なお、本来、運航当事者（操縦者、補助者）には、ドローンの運航管理など、高度な安全対策の責任が求められるところですが、ドローンの安全性が十分に確保されない段階で、一般住民を一律に運航当事者とみなし、その上空を飛行させることは、安全確保の観点から望ましくありませんが、レベル4施行後の運用方法等については、随時、御相談に応じます。 また、飛行許可承認審査要領4-3-1（1）においては「やむを得ない飛行は、運用上飛行経路直下の居住者や土地・家屋の所有者からの同意が求められている。なお、ドローンの運航者や運航の依頼者は、ここである第三者には該当しないとされている。」といった記載はなく、また、この趣旨の指導等も行っていない。 さらに、ドローンの上空通過に伴う道路交通法及び道路法の扱いについては、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.2.0（令和3年6月）」のとおり、原則手続不要。			
岡山県吉備中央町	③A	助け合い交通における道路運送法の規制改革	吉備高原都市のヒト・モノの移動ニーズを把握し、助け合い交通を交通事業者の質を向上させたライドシェアで運用してボランテア運転者や既存のタクシーを最適に組み合わせ移動を実現させるマッチングを行う。 区域外にある岡山駅や岡山空港への交通手段として、目的地的なライドシェアとオンデマンド交通を実現する。	環境負荷低減と安全性向上を図り、交通弱者対応と住民の利便性向上につなげる。	・自家用有償旅客運送制度には特例の有償運送として、対象地域が交通空白地のみ「市町村運営有償運送・交通空白輸送」、「公共交通空白地有償運送」と、利用対象者が要介護者等のみの「市町村運営有償運送・市町村福祉輸送」、「福祉有償運送」を認めている。 ・自家用自動車を使用した有償ライドシェアは、災害のため緊急を要する場合、市町村や特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、公共の福祉を確保するため区域内の住民の運送などを行う場合を除き禁止されている。	・道路交通法第86条および道路運送法施行規則第51条の15第3号 ・道路運送法第78条	・自家用有償旅客運送制度には特例の有償運送として、対象地域が交通空白地のみ「市町村運営有償運送・交通空白輸送」、「公共交通空白地有償運送」と、利用対象者が要介護者等のみの「市町村運営有償運送・市町村福祉輸送」、「福祉有償運送」がある。この特例に加え、利用者のニーズに応じて有償運送を可能とする。 ・自家用自動車を使用した有償ライドシェアは、災害のため緊急を要する場合、市町村や特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、公共の福祉を確保するため区域内の住民の運送などを行う場合を除き禁止されている。 ・さらに今回のスパーシティ対象区域外への目的地限定運送も可能とする。	警察庁 国土交通省	提案名及び根拠法令に道路交通法が明記されているところ、御提案の詳細な内容が必ずしも明らかではありませんが、本提案は、自家用有償旅客運送制度について定める道路運送法令に関するものであると認識しております。 自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から道路運送法上、許容されない。 また、スパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。 「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることがないように対応すること。」 なお、規制改革事項について明確化を要するが、自家用有償旅客運送は対象地域が交通空白地の場合や利用対象者が要介護者等の場合に運行されているところ、例えば時間帯等によって一時的に交通空白になる場合も交通空白地に該当する場合があるなど、自家用有償旅客運送が活用できる場合に該当することも少なくないと想定されるところ、利用者ニーズを踏まえ、地域関係者で協議をして頂き、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送の導入を検討して頂きたいと考えます。			
岡山県吉備中央町	③B	移動診療車における救急救命士法の規制改革	移動診療車に乗車している看護師または救急救命士の補助のもと患者と遠隔の医師との遠隔診療を実施する。	遠隔診療の操作が単独で困難な患者に対し、患者宅付近まで移動診療車を派遣して、介助者を介して遠隔での診療を可能にする。 このような住民ニーズの高まりに対応すべく、介助者を看護師だけでなく、救急救命士も対応可能とすることで、迅速に対応できる体制を整える。	救急救命士法：救急救命士は、病院又は診療所に搬送されるまでの間の処置が役割	救急救命士法	救急救命士法：救急救命士は、病院又は診療所に搬送されるまでの間の処置が役割だが、看護師と同様な役割を可能とする。	厚生労働省	移動診療車で救急救命士が対応する件についてはご指摘の通りです。 救急救命士は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（重度傷病者）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの（救急救命処置）を行うことを業とする者であり、重度傷病者以外への対応、救急救命処置以外の処置について、その養成課程でも習得しておらず、御提案の遠隔診療の補助を実施することは困難です。	厚生労働省	移動診療車に搬送される件については、安全性を確保する観点から、慎重な議論が必要となります。そのため、厚生労働省では、委託事業として「救急救命士法に基づく救急救命士を配置し、都道府県メディカルコントロール協議会等からの要望・提案を受け、新たに救急救命士に加入する項目について客観的に評価を行う過程を設けています。 貴自治体にご提案いただいた、救急救命士による超首長検査についても、患者の安全の確保の観点から、救急救命士という職種全体が行うべき処置として適切かどうかについて地域的な備の無い中で慎重な議論を行う必要があり、ひとつの自治体で特区制度を用いてその妥当性について検証するのではなく、当該検討委員会にて議論すべき事項と考えます。 なお、貴自治体が実施を検討されている現在の養成基準以上の高度な養成指導につきましましては、厚生労働省として規制は設けておりません。	
岡山県吉備中央町	④	備考：将来的に「バーチャル小学校」がメインとなる場合 バーチャル小学校における学校教育法の小学校設置基準の規制改革	「吉備高原バーチャル小学校」を設立し、リアルな学びの場に加えてオンライン学習、ハイフレックス型授業でも学ぶことができるようにする。これにより、導入済みGIGAスクール環境をフル活用して児童の資質能力を育成する。また同区域内にある岡山県総合教育センターの全面支援により、吉備高原小学校をモデル校として最先端の教育を行い、その成果をもとに他の中山間地区の小学校へも積極的に展開する。	基礎自治体は、必ずしも児童の通学圏に学校を設置する必要がなくなる。（または通学のためのスクールバスを設置する必要がなくなる） ・校舎設備を維持するためのコスト削減 ・教職員の人件費削減 ・パンデミックや災害があっても学びを止めない。	バーチャル小学校を設立するにあたり、現行法では小学校設置基準に従った設置をしなければならない。	・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条 ・小学校設置基準（文部科学省令第十四号）	小学校設置基準に規定されている学校の設置基準に充足しないバーチャル小学校の設立認可	文部科学省	ご提案の「バーチャル小学校の設立」の示すところが明らかではないため、現時点での回答は困難です。今後詳細が判明したところで、回答させていただきます。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
広島県東広島市	1	自治体による行政手続代行サービス	・スマートフォンといった身近なモバイル端末を活用して自治体行政手続をワンストップ代行。 ・ペーパーレス及び非接触を実現するとともに、申請漏れや必要な手続きをお知らせし、誰一人取り残さない社会を実現。	・学生や外国人の転入手続きに要する時間の減少。 (30分⇒10分) ・職員の入力作業に伴う人件費の削減。 (10人⇒5人)	○住民基本台帳法施行令（届出の方式）第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日に記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面で行わなければならない。	○住民基本台帳法施行令（届出の方式）第二十六条	署名し、又は記名押印した書面で行わなければならないという部分について、自治体が行う場合は考慮して欲しい。	総務省	個人番号カードの交付を受けている者による届出については、個人番号カードによる電子署名を付すことにより、既にオンラインで行うことが可能である。 一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に確認することが不可欠である。 さらに、転入及び転居時には、住所変更等に併い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要がある。これらについても窓口での手続きを要することとなる。 このように届出届以外の届出については、市区町村による署名の代行の可否に関わらず、ご提案の「モバイル端末」等によりオンラインで行うことは適当ではない。 ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続きの利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。 また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。			
広島県東広島市	2	予防接種支援サービス	予防接種の手続きの電子化	・接種漏れ等による将来の医療費の減 ・紙資源の削減 ・母親の予診票記入に係る時間の削減 ・病院及び自治体の請求事務に係る経費の削減	予防接種を行った場合、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載する必要がある。	予防接種法施行規則（予防接種済証の様式） 第四条第3項	電子的な記録として保存し参照できる場合は、母子健康手帳への記載を省略できる。	厚生労働省	母子健康手帳の意義として、妊娠前から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理されるということがあります。 また、接種者の接種の促進には、母子健康手帳への記載の助行、乳幼児健診における確認や推奨の徹底などを図る事が重要であることから、予防接種の記録についても母子健康手帳に記載するよう、母子健康法施行規則及び予防接種法施行規則で定めています。 提案の予防接種の手続の電子化に当たり、予診票の電子化、保護者への電子通知、病院及び自治体間での請求処理の電子化といったことの実現においては、母子健康手帳への接種記録の記載が障害となることはなく、ご要請の緩和がなとも可能という認識です。 一方で、母子健康手帳への接種記録の記載を省略した場合、上記で述べた予防接種情報を母子健康手帳へ記載する趣旨が阻害されることになり、保護者及び乳幼児の健康管理への影響が大きく、適切でないと考えます。			
広島県東広島市	3	自動運転	・広島大学-西条駅間の自動運転走行	・公共交通投資、補助金の削減 ・交通事故の削減 ・自動運転実施に伴う関連ステークホルダーの参入、投資 ・運転手不足の解消 ・運賃授受業務の効率化（電子マネーの積極的導入等） ・人荷混載による渋滞緩和、カーボンニュートラル促進	・道路使用許可基準に伴う遠隔操作者の要件、教護義務に伴う無人、遠隔監視での教護体制、旅客乗降に伴う乗降場所の制限 ・L4車両型式認定要件・試験 ・L4事故時賠償責任 ・L4旅客運送の安全性・利便性確保 ・運賃の設定/ダイナミックプライシング	・道路交通法、ジュネーブ条約 ・道路運送車両法 ・道路運送法	・自動運転実施エリアのL4関連法規整備	警察庁 外務省	現行法上、運転者席に緊急時の必要な操作を行う者がいるなど「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）」に準拠すれば、特段の許可や届出なしに公道実証実験が可能です。 また、遠隔型自動運転システムの実証実験についても道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。 現在、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。 なお、高度・完全自動運転とジュネーブ条約との整合性については、自動運転とジュネーブ条約との整合性について、国連の道路交通安全グローバルフォーラム（WP1）等における国際的な議論に参画するとともに、外務省と検討を進めているところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」「予測」「判断」「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。			
広島県東広島市	4	新市街地開発	次世代型学園都市の構築 ～地域社会における課題の解決を起点として、新たな機能の検討を行っている。これらの機能は、「大学と一体となったまち」の中で有機的にデザイン、配置されマネジメントされることが必要と考えている	・ビジネス創出 ・居住機能 ・教育機能 ・情報分析・データ活用促進機能 ・コミュニティ形成機能	（都市計画法）市街化調整区域のままとする場合 ・市街化区域編入の要件が整わない場合は市街化調整区域のまま開発していくことになる。 ・その場合、「泉知事同意が不要の小規模な行為（法 29 条 1 項）」と「知事許可を得られれば開発可能行為（法 34 条）」が開発可能な用途として参照すべき事項となる。	広島県では法 34 条 1. 2. 4. 7. 9. 11. 12. 13号について「都市計画法（開発許可制度）」に基づく「処分の審査基準」として、取りまとめられており、これらの基準以外は原則として許可されない。	スーパーシティとしての実証区域は都市計画法に抵触することなく、新開発エリアとする	国土交通省	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、当該区域における開発行為は、原則として都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当する場合に認められています。開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において、具体の計画を踏まえて個別具体的に判断することとなります。 なお、東広島市における開発許可権者は東広島市です。東広島市では都市計画法第34条に関する審査基準（都市計画法（開発許可制度）に基づく「処分の審査基準」、東広島市広島県開発審査会提案基準）を定めており、当該審査基準に記載がないものであっても、同条各号のいずれかに該当する開発行為であれば、許可の対象となります。			
					農業振興地域制度における農振農用地は、農業振興のため「農地を守る」立場で設けられており、農用地区域内の農地は、現在及び将来においても農用地として積極的に利用されるべきもので、原則として除外できない。	東広島市農用地利用計画の変更に係る審査基準第2条農用地区域の変更 1 変更（除外）に対する基本方針		農林水産省	ご提案の次世代型学園都市といった新たな市街地を形成することについては、都市的土地利用の拡散を防止し、まとまりのある良好な市街地の形成を図る観点から、都市計画法に基づく市街化区域への編入等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが最も適当と考えます。 一方、農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業振興地域制度により農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等としています。 しかしながら、国土が狭小な我が国においては合理的な土地利用も必要であることから、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の作成による特例措置、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が図られた土地については、農用地区域からの除外を可能としており、ご提案の施設については、これらの仕組みにより設置が可能となるものと考えられます。 ※ 農用地区域からの除外の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
広島県神石高原町	1	移動式ローカルLTE基地局によるドローンの活用支援	中山間部等へ移動式のローカルLTE基地局を設置し、ドローン利用エリア拡大の支援を実施する	ドローンを利用した先進的サービスの促進が期待される	sXGP方式を利用した無線サービスにおいて、以下の課題がある (1)基地局の空中線電力が200mWに制限されており、広範囲かつ高効率なエリア設計を実現することが困難である (2)基地局の利用場所が同一の構内、船舶、航空機、列車に限定されており、屋外での利用が認められていない	(1)無線設備規則第四十九条の八の二 第二号八 (2)令和2年総務省令第113号（無線設備規則第14条）	(1)sXGP方式における基地局の空中線電力が200mWの許容値を、2Wの許容値へ変更する (2)sXGP方式の親機（基地局）において中山間部への設置が必要であることから、「同一の構内、船舶、航空機及び列車」以外の屋外においても利用できるように制限の緩和を求める	総務省	・sXGPは、1.9GHz帯の「デジタルコードレス電話」であり、広域利用を目的とした無線システムではなく、同一構内の利用を目的とした無線システムである。 ・1.9GHz帯では、様々な無線システム・多数の利用者が各々小さい電力で共存を回っており、ここに10倍（200mW→2W）の電力の無線システムが入ってきた場合、既存の無線システムが混信を受け、使えなくなる恐れがある。 ・このため、事前に提案者の域内（神石高原町内）及び電波の影響が及ぶ周辺自治体において運用中の無線システムの混信対策が必要であり、提案者がその対応（全ての無線システム利用者との事前協議・合意の取得、機器改修・交換等）を行う必要がある。 ・また、隣接する周波数は携帯電話が利用しており、sXGPの電力増加は携帯電話に影響を与えるため、提案者は携帯電話事業者と事前協議を行い、利用に向けた合意を取得することが必要である。 ・その他、更なるchの増加や広帯域化等についても、提案者は既存の無線システムや携帯電話事業者との事前協議を行い、合意を取得することが必要である。 ・なお、ご提案は「広域で利用することが可能なプライベートLTE」の実現のことより、地域BWA等の広域的に利用可能なLTE方式の無線ブロードバンドシステムが他にもあることから、それを使用されることも一案と考える。			
広島県神石高原町	2	J-ID (Jinseki Kogen ID)	マイナンバーカード×スマートフォン×顔認証の3つ要素を組み合わせたJ-IDをスーパーシティの様々な先進的サービスにおける本人認証基盤として活用する	全ての町民におけるデジタルデバイドを解消することで、町民におけるデジタルサービスの利用促進・生活利便性向上が想定される	課題(1)：個人情報管理の過程でJ-IDとマイナンバーカードの紐づけを検討している。具体的には、マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書に記載されるシリアル番号を取得し、当該シリアル番号とJ-IDの紐づけを行うことを想定している 課題(2)：電子署名法に基づく認定認証業務に係る電子署名は、犯罪収益移転防止法における特定取引時の本人確認や携帯電話不正利用防止法の契約時の本人確認等に利用できるが、同様の効力を他の法律にも拡大することを希望する	課題(1)：公的個人認証法（またはマイナンバー法）が対象となる 課題(2)：規制緩和が求められる法律について、本構想の実現の過程で検討する	課題(1)：公的個人認証法における署名用電子証明書の利用用途の拡大が求められる（またはマイナンバー法におけるマイナンバーの利用用途の拡大）が対象となる 課題(2)：規制緩和が求められる法律については、本構想の実現の過程で検討する	総務省 法務省	(1) 公的個人認証法においては、署名用電子証明書の利用用途について、特段の制限はない。 ご指摘いただいた、犯収法や携帯電話不正利用防止法にかかる「認定認証の電子署名の効力」については、電子署名法ではなく本人確認手続を定めるそれぞれの法律において定められているものであり、「課題(2)：規制緩和が求められる法律については、本構想の実現の過程で検討する」とされているように、当該規制緩和が求められる法律を所管している省庁へ検討を要請したい。			
広島県神石高原町	3	見守り医療連携サービス	高齢者が安心して過ごせて、働けるため、生体情報デバイスを利用した日々の健康管理をクラウドで実施。クラウドではAIによる診断を行い、正常時と違う数値になったとき、医療サービスと連携してコミュニケーション、また登録している家族へ通知する	高齢者が安心して過ごせ、働ける環境を整えることで、住みやすい街になり人口増加につながる	屋外の無線のネットワーク構築することを困難とさせる「電波法」 ・5.2GHz帯の屋外利用 ・登録月の手続き申請	総務省告示第223号	定められた条件を満たし、技術適合認定を得ている装置であれば、免許不要となる特例措置があるとい	総務省	5.2GHz帯無線LANは他の無線システムとの共用条件に基づき、屋内利用に限っている。また屋外で利用する場合には、登録局扱いとしている。よって、免許不要局として、屋外利用を希望する場合には、2.4GHz帯無線LAN及び5.6GHz帯無線LANの利用について検討頂きたい。			
広島県神石高原町	4	予防医療における医療との連携	ナショナルデータベースの活用	自動計測した個人のデータを共有することで、医療機関を受診する際に連携がスムーズになり、検査項目の省略や遠隔検診が可能となる ナショナルデータベースにより、個人の健康の可視化がより具体的になり、今後の健康の目安や目標になる	個人の計測データは医療データではないことから共有は困難とされる 情報提供までに時間がかかる	厚生労働省 高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2	迅速な共有が不可欠なため、情報のワンストップ化が必要となる	厚生労働省	「自動計測した個人のデータ」については、医療保険等に係るデータではないため、国で把握していません。 なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条の2に基づき第三者に提供している匿名医療保険等関連情報（以下「NDBデータ」という。）は、NDBに格納されている医療保険セプト情報並びに特定健診情報及び特定保健指導情報を匿名化したデータのことを指しており、ご指摘の個人の計測データは対象としていません。			
広島県神石高原町	5	未病デバイスの取り扱い	未病デバイスを申請なしで活用する	医療機器ではないので、申請不要となることで誰でも取り扱うことができ利便性が増す	本来未病デバイスは雑貨の扱いだが、医療機器クラス1とされているデバイスでは申請の有無がわからなかったり、測定する側の取り扱いも難しく、利用者に誤解されることがある	厚生労働省 薬機法第2条第7項	申請が必要な場合、申請方法の簡素化を要望する 未病デバイスを健康雑貨の扱いに特定することを希望する	厚生労働省	「未病デバイス」の意味するところが不明であるため、想定している使用場面や対象疾患があれば、御教示ください。			
広島県神石高原町	6	遠隔連携医療サービス	神石高原町の医療機関と中核医療機関の専門医との間を8K映像信号で結び、対面でない日常に専門的な医療を受診できることになり、遠方の中核医療機関に足を運ばなかった方々に対して、より高度で専門的な遠隔診断が可能となる	地域間の医療格差の解消に繋がる 日常的に専門的な医療を受診できることで小児科では重症化の減少、高齢者では健康寿命の延伸を期待することができる	・医師以外の医療関係者の診療類似業務の提供 ・小児科に対する遠隔連携医療の容認	根拠法令 ・医師法第17条 「医師でなければ、医業をしてはならない」 ・医師法第20条 「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わずに出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診察中の患者が受傷後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない」 ・遠隔連携診療料が算定可能な患者は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又はてんかん（外傷性てんかんを含む。）の疑いがある患者に限ること（令和2年医科診療報酬）	遠隔医療連携サービスによる医師からの指示のもとで、医師以外の医療従事者が、遠隔で医療行為をおこなうことを認めるため、現在の遠隔診療の内容を拡大する目的で、対面診療を併用することを応用できる基準等をより明確化し、医療機関の少ない地域で、診療内容の幅広い活用ができるよう緩和する	厚生労働省	関係法令や「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月：令和元年7月一部改訂）等に基づき、オンライン診療時に、患者の同意の下、患者といる看護師等が医師の指示による診療の補助行為を行うことは、現行制度上も可能です。 また、オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年度を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしています。 今後の遠隔連携診療料のあり方については、関係学会等の御意見を伺いつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
広島県神石高原町	7	「2050年には温暖化ガスの排出量実質ゼロ」へ向けて	小型バイオマス発電機を市内の各所に設置し、カーボンニュートラルを実現する そのための森林管理方法について革新的取り組みにチャレンジする	(1)林業が活発化し、若者にも魅力ある業種となる (2)森林が生き生きと育成され、自然災害の防止や地域で暮らす方々の健康人生にも寄与する (3)EV普及により経営の厳しくなるガリソンランドは、ベレット販売で売上げを確保できる (4)種々な雇用が発生し、地域創生の原動力となる	(1)森林管理にドローン飛ばす場合、航空法の壁と土地所有者の所有権の上下の範囲が問題となる (2)非常用自家発電設備は、一般負荷への電力供給ができない場合がある (3)所有者が不在/不明の森林の管理に多大な労力と時間がかかる (4)国有林の入札は安値で落ちることが多く、無理な作業や経営にも悪影響がある	(1)航空法と民法の地上権がバッティングする (2)消防法ないし建築基準法が該当する (3)、(4)森林管理をスムーズに行うために、森林所有者に何らかの義務を課し、履行しない場合その森林はその地区ないし国が、入札に最低価格を設定するなど何らかの対策を講じ、伐採作業者の事故防止や健康管理の向上に繋げ、林業のイメージ改善を図りたい	(1)については、森林管理のドローン飛行は上限を外すなど、法改正が必要である (2)については、弾力的な運用ができないか、農者のご意見を伺いたい (3)車検制度の様な仕組みや、所有者不明の圃場管理の様なやり方を設定を提案する (4)国がその森林の状況を精査し、最低価格を提示するのが最善と考える	国土交通省 内閣官房 総務省 農林水産省	【航空法について】 航空法における飛行高度の規制については、既存の航空機との間における安全性の観点から設けている。 なお現行法においても、150m以上の飛行については、事前に申請していただくことで飛行が可能。 民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」(第207条)と規定されているが、その所有権が及ぶ土地との空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解される。その上で、ドローンを活用した森林管理について、更なる措置を要するかどうかについては、慎重に検討する必要がある。 詳細については、下記資料を参照いただきたい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougai_dai16/betten4.pdf (2)消防法令上義務付けられている非常電源については、消防用設備等が有効に作動するための容量が確保されていなければいけなくなっている。また、専用とすることを求める規定はついておらず、他の用途に使うことができるものとなっている。 (3) 平成31年4月施行の森林経営管理法では、森林所有者の責務を明確化した上で、所有者自ら経営管理を実施できない場合は、市町村が森林所有者に対して意向調査を実施し、経営管理する権利を取得することを可能としております。 また、意向調査を通じて、市町村が所有者の所在を把握できなかった場合については、市町村が探索等の一定の手続きを経ることで、経営管理を行う権利を取得できる特例が同法に措置されています。 なお、同法及び同法施行令では、不動産登記記録や戸籍・住民情報等から探索を行うものとするなど、探索範囲の合理化を図っております。 (4) 国有林の入札においては、最低価格を事前に提示することは、当該価格近傍へ入札が誘導され適正な競争を損ねる弊害が生じうることから、適切ではないと考えています。 なお、 ・予定価格が1,000万円以上の事業について、価格のみではなく安全対策など価格以外の要素も含め総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式を導入 ・入札参加資格の審査の際、一定期間内に国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定(安全対策の項目を含む)を受けた事業がある場合、当該事業に係る評定点の平均が一定点以上であるかを確認するなど、安全対策も加味した入札を実施することにより、伐採事業者の事故防止等を図っているところです。			
広島県神石高原町	8	EVカーの公道走行	EVカーによる公道走行を可能にすることで、市街地公道レースの開催や移動手段としてのEVカーを利用可能とする	市街地公道レースという話題性によるメディア露出効果、及び全国のモータースポーツファンへの認知拡大による旅行客の増加及び地域活性化を狙うEVカーに自動運転技術を連携させ特定地域内の移動手段として利用することで、山間地における新たな移動手段を確立する	レーシングカート(排気量100cc以上クラス)の公道走行は道路交通法で認められていない(排気量50cc超はナンバープレートが交付されないため)	レーシングカートは道路交通法の第三条に定められている自動車の種類に当てはまらず、公道を走行するために必要なナンバープレートが交付されない	市街地レースを実現するために、限定された地域、限定された車両に関して公道でのEVカー走行を可能とする	警察庁 国土交通省	御提案の「レーシングカート」の詳細が定かではありませんが、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものであれば、道路交通法上は「自動車」に当たり、同法第3条に規定する自動車の種類のいずれかに該当するものと考えられます。 御提案の「レーシングカート」が公道を走行できる御提案の公道におけるカーレースを実現するためには、道路使用許可を受ける必要がありますが、当該道路使用許可の可否については、警察署長が道路交通法第77条第2項の規定に基づいて個別具体的に判断することとなります。 なお、道路におけるカーレースの実施については、長期間にわたり、広範囲の道路において、車両及び歩行者の全面通行止めを実施する必要があるほか、沿道住民や沿道の建築物等に危険を及ぼす可能性も否定できないことから、当該道路使用許可の可否の判断に当たっては、地域住民、道路利用者等の合意形成や、関係者等の安全性の確実な担保が前提となること御留意ください。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)において、運行の用に供する車両は保安基準を満たす必要があり、同保安基準を満たす場合、自動車登録番号(ナンバープレート)が発行されます。一方で、道路使用許可を受け全面通行止めを実施した道路においては、一般交通の用に供されていないことから、当該場所においてのみ用いる場合、保安基準を満たす必要はなく、また、ナンバープレートの掲示義務もありません。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
山口県山口市	1	マイナンバーの多目的利用に向けた規制緩和	①データの管理としては、「マイナンバー（地域ID）」をキーとして、基本4情報・顔情報・口座番号（または地域ポイントカード）を紐づけることで、確実かつ正確に個人を特定し、様々な分野のデータと連携することで、いまだ見てこなかった課題を可視化し、その課題をデータ活用で効率かつ迅速に解決に繋がる。 ②通信、ポイント、クーポン等をデジタル化し、利用をキャッシュレス化すると同時に、個人に「地域ID」を付与し、これとマイナンバーと連携したデータ連携基盤の構築の一部を担う。	①地域内での生活活動や各種サービスの提供を受ける際には、マイナンバーの提示を行わず、マイナンバーに紐づけられた生体情報をもとに、生体認証機能を活用することで、顔や手のひら静脈等の「生体情報」をキーとして、手ぶらでの買い物・移動などを可能とする。 ②地域外に「お金とデータ」が流出しなくなり、地域内で資金とデータが循環することにより、事業の発展性が向上されやすくなる。 ・地域IDに集約されるデータとマイナンバーに紐づけられるデータを連携させ、AI等でデータ解析することで、更なる高品質な市民サービスの提供が可能となる。さらに、そのサービスの提供による効果等のデータを取得し、AI等でデータ解析し新たなサービスを提供する循環型サービス提供システムの構築が可能となる。	更なる高品質な市民サービスを提供するため、マイナンバーに紐付けされるデータ連記は必要不可欠であるが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規制により困難である。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条（提供の求めの制限）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）	各条項における制限を緩和する。	内閣府	マイナンバー制度では、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する。②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する。③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられている。こうした措置は、マイナンバーが全住民に普遍的に付番され、他の識別子に比べて識別強度が高く、情報のマッチングや集積した情報の名寄せなどによるプライバシー侵害を防止する必要があることから、住基ネット最高裁判決を踏まえ講じられたものであり、これを緩和することは困難である。				
山口県山口市	2	中山間地域内限定的移動手段の確保に向けた規制緩和	①不足する交通事業者の運転士を確保するために、地域の有志等（地域団体を想定）を「地域内限定ドライバー」として、地域内の送迎等をデマンドによる移送を行う。 ②地域外や遠方までの運転は不安でも、よく知る地域内の運転であればできるという方もいることから、地域内の移動に限定した車両を導入する。運転には普通自動車免許が必要だが、運転講習等を受講してもらい適性がある者であれば、免許を保有していない者も運転可能とする。地区内での買い物、通院、イベント等へ自分の運転で参加することが可能となり、遠方までの外出には、地域内にパークアンドライド駐車場を設置して、公共交通へ乗り換えて目的地へ移動。	これまで、高齢者の方でバス停や鉄道駅まで歩いていくことが難しい方は、近隣の方や家族にお願いして目的地まで連れて行ってもらうことが、都合が悪くなった場合にはその用事をあきらめてしまっていることが多い。左記の事業を実施することで、高齢者の方も気兼ねなく、外出機会が増えることが見込まれ、地域内の活動、経済効果が一定程度見込まれる。 ①タクシー事業としてこれまで地域の需要に応えられなかった運送が可能となるため、一定の収入増が見込まれる。 ②免許返納をされた方、免許を保有していない学生等の移動手段の確保につながり、外出機会の増加が見込まれる。 また、当該地域を含む東地域は広域であるため、タクシー配送のための回送が非常に長い距離を要する。そうした課題を解決するために、地域内の指定箇所までは超小型車両で自ら運転し、そこからはタクシーにより目的地に行くといった相乗効果につながる。	①タクシー事業などの一般旅客運送事業を行う場合の事業用車両の運転は、第二種運転免許を受けた者でないとできないことから、現行では取組が不可能 ②公安委員会の運転免許を受けずに自動車の運転はしてはならないことになっており、現行では取組が不可能。	道路運送法（運転者の制限）第二十五条 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令三号 道路運送法（第二種免許）第八十六条（無免許運転等の禁止）第六十四条	地域内限定免許の創設 ①道路運送法第二十五条及び道路運送法第八十六条の規制緩和。交通量が少なく指定した地域内の一般旅客事業（タクシー事業）について、地域内の住民等が運転講習等を受講し、運転の適性が認められ、安全性が見込まれる場合に限り、タクシー事業の運転免許を交付され、当該地域内の一般旅客事業（タクシー事業）の運転が可能となるもの。 ②道路運送法第六十四条の規制緩和。交通量が少なく指定した地域内における小型車両の運転について、地域内の住民が運転講習等を受講し、運転の適性が認められ、安全性が見込まれるものについては、地域内限定の運転免許を交付され、地域内の運転が可能となるもの。	警察庁 国土交通省	御提案の事業について、道路運送法に定める自家用有償旅客運送では、一定の要件の下、第一種免許のみを保有する者が、自家用自動車により、有償で旅客を運送することが認められており、このように旅客自動車運送事業に該当しない形態で事業を行う場合は、第二種免許は不要となります。 一方、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転する場合は、旅客等の安全確保のため、第二種免許が必要となる。運転免許試験によって確認している自動車の運転に必要な適性、知識及び技能は運転する地域によって異なるものではなく、運転免許試験に合格していない者に自動車を運転することを認めた場合には、歩行者や自動車等の他の交通主体に危険を及ぼすおそれがあることから、地域を限定した場合であっても、異なる手続きで運転免許を与えることはできません。	急速な人口減少、超高齢社会が進展する阿東地域地福地区では、地元タクシー事業者の担い手が不足していることなどにより、地域住民の移動需要に十分に対応することが難しい状況の中、交通空白地ではないことなど、自家用有償旅客運送は難しく、地元の公共交通を維持しながら、地域住民の生活の維持、利便性の向上を図っていく必要があることから、規制緩和により、地域住民が、二種免許非保有者が一定の運転講習を受講したうえで、地域内に限定した旅客運送について、特別に免許を付与されたものとして、臨時ドライバーとして旅客運送の事業を支援できるように、再検討をお願いする。			第二種免許制度は、旅客自動車の運転が、1日の走行距離や輸送人員が多くなること、乗客の動静確認及び安全確保等のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないけいないこと等を踏まえ、運転経験や取得要件について第一種免許よりも厳格な要件を求めるとしているもので、交通安全を確保する上で、重要な意義を有しています。したがって、御提案の事業が道路運送法上の旅客自動車運送事業に該当する場合は、その旅客自動車の運転に当たり、第二種免許を不要とするについては、慎重な検討を要するものと考えます。 一方で、少子化等を背景に、自動車運送業界における運転者不足が深刻化する中で、同業界における運転者不足を解消する必要性があることも承知しており、令和2年道路運送法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（21歳以上かつ普通免許等保有3年以上かつ19歳以上かつ普通免許等保有1年以上以上）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）ので、この制度の活用も検討していただきたいと考えています。（※令和3年10月時点）
山口県山口市	3	通年滞在型のインターンシップに向けた規制緩和	大学生に阿東地域でシェアハウスに居住してもらい、大学の単位を修得しながら、地域課題の解決に向けた生活を送ってもらう。	地域の困りごとを解決することで収入を得ながら、安価な生活費で共同生活をおくってもらいます。中山間地域に居住し、困った人のために働く意義や多くの人と関わることでのお礼と笑顔に対する満足感、地域活性化に対する自信、優良企業への採用時の評価等、自己承認欲求や自己肯定感を充足し、人生を変えるインターンシップを目指します。		大学設置基準第25条第1項 道路運送法第八十六条	大学設置基準第25条第1項の規定については124単位を遠隔授業によって修得することができるようになって欲しい。 学生ドライバーによる高齢者の移動について、道路運送法第八十六条の第二種免許を修得していても、地区内で運転ができるように欲しい。	警察庁 文部科学省	御提案の事業について、道路運送法に定める自家用有償旅客運送では、一定の要件の下、第一種免許のみを保有する者が、自家用自動車により、有償で旅客を運送することが認められており、このように旅客自動車運送事業に該当しない形態で事業を行う場合は、第二種免許は不要となります。 一方、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転する場合は、旅客等の安全確保のため、第二種免許が必要となりますが、令和2年道路運送法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（21歳以上かつ普通免許等保有3年以上かつ19歳以上かつ普通免許等保有1年以上以上）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）。（※令和3年7月時点）				
山口県山口市	4	AIを活用した「避難支援」に向けた規制緩和	①AIが個人向けに避難情報を自動配信 ②オンラインによる避難行動要支援者支援の円滑化	避難の必要性を自分事として捉えることで、適切な避難行動を取り、逃げ遅れにより命を落とす事業が減少する。また、要支援者への避難支援が円滑に行われるようになる。	①市町村長の避難の指示等 ②避難行動要支援者名簿の作成等	①災害対策基本法第60条 ②災害対策基本法第49条の1から13	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立退きが特に必要であると認めるときは、AIの避難情報配信に必要となる情報（位置情報等の個人情報）を取得するにあたり、本人の同意が不要であることを追記。 ②避難行動要支援者名簿の作成及び要支援者への同意確認、名簿情報の利用・提供を全てオンライン化するため、要支援者に係る必要な情報の取扱いを改正。	内閣府	① ○御提案の「A1を活用した避難情報配信」について、貴市がどのような目的で、どのようなシステムを整備する予定かとは定かたではないが、住民等の位置情報は携帯電話を取り扱う電気通信事業者を通じて取得する等が想定されること、その情報提供の可否は、貴市の整備予定のシステムの目的や情報漏えい等への措置等の状況も含め、当該システムへの情報提供が、当該事業者と携帯電話所有者との個人情報取扱約款等において認められる性質のものか否かにより判断されるものと承知しており、災害対策基本法上の措置により解決することができる問題ではない。 ○なお、現在でも、携帯各社において、緊急通報メールにより各基地局のカバーするエリアベースで避難情報が配信されていると承知している。 ○また、内閣府において、昨年12月より、災害対応のデジタル化の課題や施策等について検討するため、有識者からなる「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催し、本年5月にとりまとめられた提言においては、災害対応や平時の災害準備における個人情報の取扱いに疑義が生じることがないよう、今後、各場面における個人情報の取扱いについて整理することとされていること。 ② 災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成や手続をオンラインで行うことを禁じていないところ。				

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
香川県高松市	1	せとうち ちよいスクール (Choice,Cool)	居住地がコンパクトに集結している、島内に自動車が少ない、アートが鑑賞しやすい環境を活かし、大容量通信・デジタル技術のインフラを用い構築された、離島でしかできない学びの場、「アダブテラ・オンライン」「プロジェクト型学習」といった学びを遊びの中で実現する。コンテンツや人材は、様々なバックグラウンドを持つ移住者、企業、学校、地域の協働により提供される。	現役世代の最大の関心事といえる子育て環境の革新により、全国から子どもの学びに関心意識の高い層を離島に呼び込む。AI時代に必要スキルを備えた子どもが育ち、次代の高松市や日本社会を担う。また、子どもを中心とした離島の交流人口・関係人口が増加する。	「せとうち ちよいスクール」のコンテンツや人材の有力な供給者は企業である。特にスキルを持つワーケーション移住者は、その活動や仕事そのものが学びコンテンツになる可能性がある。2020年度に拡充の企業版ふるさと納税（人材派遣型）では、自治体での任用や団体での採用が条件となっており、ワーケーション移住者の活用が企業側のインセンティブとならない。	2020年10月13日内閣官房・内閣府・総務省通知「人材派遣を伴う地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」）の創設について」 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQA&A「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」編>	内閣府	「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」は、企業版ふるさと納税に係る寄附に加えて、寄附企業から人材を派遣する取組を促進するために令和2年10月に創設したものであるが、地方公共団体における任用等が企業版ふるさと納税における税額控除の要件となるものではない。 ご提案の事業における企業版ふるさと納税の活用方法としては、例えば、寄附を活用して実施する事業として、「せとうち ちよいスクール」の運営委託を行い、その委託事業の一部経費として、ワーケーション移住者に学びの場の講師謝礼を支払うことなどが考えられる。				
香川県高松市	2	放課後FACT-ory	好奇心が高い状態にある小学生をターゲット（将来的に、小学生以外（中学生など）を対象に含める）に、子どもの学びの記録とレコメンド、保護者の子どもの成長確認や見守り、コンテンツや地域活動主体とのマッチングを行うアプリを開発する。その結果得られるスタディログや活動データなどを、学校のキヤリアポートとデジタルで連携し、子ども自身がGIGA端末等で活用・管理する。データ連携基盤を通じて各分野のデータと連携する。	偶発的な交流増加による学びの促進、地域資源への接触などの放課後時間の質の向上や、多くの地域活動・業種への理解向上、シビックプライド醸成、地元企業・伝統工芸等の情報伝達、職業選択の意思の発達のほか、キヤリアポートのデジタル化及びその活用によって、地域共有による人材育成に対するレコメンドの活性化、地域で活躍する人材を企業が積極的に登用するなど、本サービスを享受して育った人材が、好循環を発生させることが期待される。 なお、本サービスは、地域の「子育て支援施設」を核として、地域の店舗や公共施設などに子どもが向き、交流する恒常的なプログラムの設定を検討している。 ※本サービス提供の「場」は、一つの施設建屋で完結するのではなく、地域の様々な主体がリソースを提供し、地域内に分散した機能（民間の店舗、オフィス、図書館、公園等）を組み合わせ実現することを想定している。	・本サービスは、一つの施設建屋ではなく、地域内に分散した機能（ex：図書館⇒「図書室」、店舗⇒「遊戯室」、空き店舗⇒「集会所」）を組み合わせ「児童厚生施設」にて実施することを想定しているため、当該設備基準を満たすことができない場合、それらの施設にいる住民/従業員を「児童の遊びを指導する者」として、求められる職員の要件に該当しないことが考えられるため、その規制の緩和を要望したい。 （⇒「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条についての規制改革提案。） ・その上で、児童厚生施設の設備基準を満たすことができる場合、それぞれの施設にいる住民/従業員を「児童の遊びを指導する者」として、求められる職員の要件に該当しないことが考えられるため、その規制の緩和を要望したい。 （⇒「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条についての規制改革提案。）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令第63号第37条、第38条）	厚生労働省	○児童館ガイドラインに示されているとおり、児童館の特性として、子どもが自らの意思で利用でき、遊んだりついたり、年齢の異なる子ども同士と一緒に「過ごすことができ、それを支える「児童厚生員」がいることにより、子どもの居場所となり、地域の拠点となるという「拠点性」があり、1つの敷地・建物に、児童館としての機能・設備などが集積した形を前提としている。これは、子どもの安全管理の観点から必要なもの（地域内に児童館の機能が分散した場合に、子どもの動線も含めた全てのエリアにおける安全管理の難易度は著しく高まる等）と考えられる。 ○その中で、児童厚生施設（児童館）と他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて当該児童厚生施設（児童館）の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。 ○また、児童館の活動内容について、児童館ガイドラインでは、地域の健全育成の環境づくりとして「地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行った文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること」としていることから、「事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果」の欄に記載されている内容については、既存の児童館を活用して地域の店舗や公共施設などに出向いて児童館が行う文化的活動等を実施していただくことも可能である。	児童館ガイドラインに示されているとおり、子どもの意見を尊重し、地域における遊び等を通じて、子どもの心身を育成し、情操をゆたかにすることは、本市提案が目指すべき姿であり、将来活躍する世代を育成するに当たって、極めて重要な施設であると認識している。貴省回答いただいた児童館の「拠点性」が、1つの敷地・建物に、機能・設備が集積した形を前提としているが、安全管理の観点など、必要とされている拠点性の条件については、先進技術の利用やエリアが持つ安全性の個別判断項目の設定など、拠点性の範囲をどの程度拡大できるかについて、継続協議を希望したい。	厚生労働省	○厚生労働省としては、児童館ガイドラインに示されているとおり、児童館の特性として、子どもが自らの意思で利用でき、遊んだりついたり、年齢の異なる子ども同士と一緒に「過ごすことができ、それを支える「児童厚生員」がいることにより、子どもの居場所となり、地域の拠点となるという「拠点性」があり、1つの敷地・建物に、児童館としての機能・設備などが集積した形を前提としている。これは、子どもの安全管理の観点から必要なもの（地域内に児童館の機能が分散した場合に、子どもの動線も含めた全てのエリアにおける安全管理の難易度は著しく高まる等）と考えられる。 ○なお、提案理由や具体的な内容等、書面では必ずしも内容が明らかでない部分もあることから、不明な点がある場合は、直接、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課までご照会いただきたい。	
香川県高松市	3	逃げ遅れゼロ	災害が起きる前提で平時から情報連携の仕組みを運用。 また災害範囲の予測情報などを個人に届く情報提供と、業務標準化やデータ連携により、強くなやかな社会基盤を備える。 避難行動要支援者の個別避難計画をデジタルデータで作成・登録。関係者が共有できるシステムを構築する。	災害が起きることを前提とした情報連携の仕組みにより、自然災害発生時に住民への早期の危険情報伝達による早期避難が可能となり、生命・身体・財産の保護が保たれやすくなる。 災害時における支援者間での情報共有が容易になり、共助による安心で迅速な避難行動が実現される。	重大な災害の起こる恐れのある旨を警告して行う予報は、気象庁（若しくは、気象庁の業務事項を適時受け継ぐことができる市町村の長の独立業務となり、気象庁以外の者が提供することはできない。 個別避難計画の策定に当たって要支援者に身近な存在であるケアマネジャーや相談支援専門員とのかわりが希薄なため、実効性のある計画策定が進んでいない。	気象業務法（第2条、第17条・第23条）又は省令及び付記事項への記載 災害対策基本法（第86条の15）又は省令及び付記事項への記載 災害対策基本法（改正後の第49条の14）又は省令及び付記事項への記載	観測方法、予測手法、報告義務等は一定の基準やルールを策定した上で、気象庁以外の者（自治体、研究機関、民間団体）に予報業務を許認している。 災害時に避難行動要支援者の個人情報に関する適用する利用目的の範囲と利用状況の明確化する。 個別避難計画策定に係るケアマネジャーや相談支援専門員の位置付けと連携について法律上、明記する。	国土交通省	○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないよう、予報業務許可制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報士に行わせること等を義務付けている。 ○提案にある洪水の予報業務については、防災との関連が高いこと及び、純粋な気象現象の予測だけでなく、その時々々の河川の状況等の様々な要因によって影響され、気象庁以外の者において技術的に正確な予報を行うことが困難であったことから、現在まで許可を行っていない。一方で、近年のシミュレーション技術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していくため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）において、気象庁以外の者における洪水の予報業務の許可のあり方について検討を進めているところ。この中で、気象予報の介在の必要性についても議論いただいている。 ○重大な災害の起こる恐れのある旨を警告して行う予報（警報）については、国の出すものと異なる内容のものも発表されると、情報を受け取る国民や企業などの情報に基づき行動すればよいか混乱するおそれがあることから禁止しているものであり、引き続き、国において一元的に発表していく必要がある。	貴省回答内容に対し、科学的根拠に基づき予報業務に関して市町村・研究機関・民間団体が予報を提供できる制度検討が予定されており、本市提案の先端サービス実現に向けて期待が高まっています。「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」報告書内容に関して、市民の安全な避難に向けて、本市は、準用河川・用水路・ため池に関する洪水予報の提供を推進している。全国に先駆けて事実実験を行うにあたり、例えば利用者への事前説明の要件等、市民が緊急時であっても効果的に利用できるようなために課題となる事項について、実態に即した対応には使いやすサービスが実装できるよう継続協議を希望したい。	国土交通省	○洪水の予報に関しては、「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）の検討結果を踏まえ、今後、許可制度の具体設計を行い、民間気象事業者等による洪水・土砂災害の予報業務許可を新たに設けるよう検討を進めている。 ○なお、同検討会では、事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者様が理解・同意することが重要との指摘をいただいている。
香川県高松市	4	スマートエネルギーマネジメント	地域のエネルギーリソース・エネルギーデータを一元的に把握・運用できる最先端の仕組みを構築し、エリア単位でエネルギー利用の最適化を実現。加えて、分野横断でデータの連携や活用を進めることにより、住民・社会の行動変容を促す新たなサービスを生み出し、地方中核都市版の持続可能な低炭素社会モデルを実現する。 実現に向けては、官民一体となって、「再エネ利用拡大」や「電化の推進」に取り組むこととしており、その手段の1つとして、道路空間を活用したEV充電スポットやシェアサイクル・カーシェアスポットの整備などを進める。	EV充電インフラの整備が他県と比較して進んでいない状況において、道路空間の有効活用による充電スポットの拡充をスピーディーに図ることによって、住民・社会の行動変容を促す新たなサービスを生み出し、地方中核都市版の持続可能な低炭素社会モデルを実現する。さらにIoTを活用した最先端のエネルギーマネジメントシステムとの連携により、地域単位でのエネルギー利用の最適化にもつなげる。	道路空間、公道等へのEV充電インフラ等の整備にあたり、法律上への明示あるいはガイドラインが整備されていないため、導入拡大の障壁となっている。	道路法（第32条）道路占用の許可への記載及びガイドラインの整備	国土交通省	（EV充電器・カーシェアスポットの設置に関するガイドライン整備） EV充電器・カーシェアスポットの設置に関しては、現行制度で対応可能である。（EV充電器については、通知により規定済み）				
香川県高松市	5	らくらく買い物支援	利用者が注文した商品を小売事業者から委託を受けて利用者の住所若しくは所在地（スマートフォンの位置情報利用）まで自律走行ロボットが車道を走って無人配送を行うサービスにより、買い物支援を行う。	物流分野における自動運転技術の実用化を経て、人の移動に対する自動運転技術の社会実装を図り、将来的には貨客混載による移動環境の最適化や、近年多発する高齢者の運転による事故リスクを低減するための自動運転技術の汎用化により、安心・安全な移動環境が構築される。	道交法第62条では、道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しない車両等を運転させてはならない、又は運転してはならないと記載があり、道路運送車両法の保安基準等を満たさなければ道路を走行することが出来ない。 道交法第70条では、車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならないと記載がある。	道路交通法（第62条、第70条、全般）	道路交通法全般的に運転手の存在が前提の法律となっているため、運転手がなくても、車両のみで自動で走行できるように制度を緩和する。	警察庁	「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト上で公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、遠隔監視・操作型による無人による自動配送ロボットについても公道走行が可能である。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイト上で公表したところである。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かでない部分もあるため、具体的な運用方法等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			令和2年9月に「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を公表しており、本手順に従って手続を行えば、道路使用許可を受け、低速・小型を超える速度や大きなサイズの機体を走行させることは可能ですので、個別に警察庁に御相談ください。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
香川県高松市	6	わたしのデジタル財布	事前の本人同意のもと、POS情報や決済情報などの地域の買い物に関する情報を集め、オープンデータなど他のデータと連携し、機械学習により分析した情報を個人情報を持たない形で店舗事業者や自治体などの地域のステークホルダーへフィードバックし、消費者や住民ニーズにマッチした新商品や行政サービスを創出する買い物環境を構築する。	店舗事業者にとっては、地域ニーズの変化に合わせた商品の提供や新たなサービスの開発が可能となるほか、自治体にとっては、行政サービスを、必要の人に、必要な時、必要な形でプッシュ型給付や啓発発信が可能となり、効率的・効果的な行政運営が可能となる。	ポイント等の価値の発行事業者が、発行日から6か月を超える現金チャージ（価値の発行）をする。第三者型前払式支払手段発行者となり、財務局への登録が必要となる。 基準日（3月末あるいは9月末）において、発行している前払式支払手段の未使用残高が1,000万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額を最寄りの供託所（法務局）に供託する必要がある。	資金決済法 第7条（第三者型発行者の登録） 第14条（発行保証金の供託） 第37条（資金移動業者の登録） 第43条（履行保証金の供託）	地域通貨やポイント事業は、流通量と流通速度が重要であり、本先端的サービスを民間事業者やコンソーシアムが自主運営するために、本先端的サービスで連携する事業者がポイント等の発行主体となる場合、ポイント等の有効期限を6か月間から1年間へ緩和する。 また、基準日時の未使用残高が1,000万円を超える場合であっても供託金の拠出を不要とするよう緩和する。	金融庁	前払式支払手段については、発行者の規制対応コスト等を考慮しつつ、利用者保護を図る観点から、6か月ごとの基準日における未使用残高を基に算出された額を保全する義務が課されています。 発行者が国等に準ずる法人である場合に保全義務が課されていないのは、信用力の点において国等に準ずるものであれば利用者保護に支障は生じないと考えられるためであり、それ以外の発行主体について同様の取扱いとすることは困難です。 なお、産業競争力強化法上の新事業特別制度に基づく規制の特例措置により、財産的基礎等に係る所定の要件を満たす商工会議所又は商工会は、新事業活動計画の認定を受けることにより、資金決済に関する法律上の保全義務の適用を受けることなく、最長で有効期間3年の前払式支払手段を発行することが可能です。			
香川県高松市	7	バタス —Vehicle of Advanced Tariff And Connection System—	タクシー事業者におけるビジネスモデルの提案として、タクシーにおけるダイナミックプライシングとライドシェアを併用したサービスモデルの構築を進める。 具体的には、タクシーの需給やエリア、配車条件（公共交通への乗継、オフピーク時間帯での乗車、相乗り等）に応じた割引を行うサービスを提供する。	特区により弾力的な運賃の設定が可能となることで、タクシー事業者にビジネスチャンスが生まれることはもとより、利用者においてはサービス水準の高い移動手段の確保、行政においては、範囲の広がる公共交通空白地域を埋めるモードの創出と共に、欠損補てんという持続性の低い事業モデルから、利用者の移動サービスの向上に補助するモデルへと転換が図られることで、持続性の高い移動手段の提供が可能となる。	タクシー事業者において相乗りが実施不可なこと、また、通達により、需要の増減に応じ迎車料金を変動させる制度もあるが、トータルでは、固定迎車料金を変わらないよう変動させること等が条件になっており、弾力的なプライシングの実施が不可能なため、サービスの提供が困難である。	道路運送法 （第3条第1項ハ、第9条の3） 自動車交通局通達 （平成13年10月26日国自旅第100号：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について）	タクシーによる相乗り規制の解禁及び、タクシー運賃の弾力的なプライシングの実施が可能となるよう制度を緩和する。	国土交通省	タクシーへの旅客の乗合については、道路運送法上の乗合許可を受けるとのこと。協議で合意した運賃により、柔軟に対応することが可能。との指摘だったが、一般乗合と一般乗用は事業の種別が違うことから、許可申請について各々の手続きが発生することにより手間が2倍かかる上、タクシー事業の運賃を一時的に捉えることが出来ないことから、マネタイズを目指す上では困難であると考えます。また、一般乗用において国が導入している変動運賃は料金部分であり、変動幅が小さく、需要の変化に繋がりにくいことから、道路運送法第9条4項に規定する一般乗合での協議運賃の設定について、一般乗用への展開が可能となるよう、制度を緩和いただきたい。	国土交通省	乗用許可を受けているタクシー事業者は、地域公共交通会議で協議が調整ば、乗合許可を簡易に取得することが可能。この場合、乗用・乗合の両方の用途で車両を柔軟に運用することが可能であるほか、協議運賃を活用することで、柔軟に運賃を設定することが可能（変動することも可能）。 なお、タクシーにおける変動運賃の導入については、公共交通機関の役割を果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからないまま変動しないよう、条件を設定する必要があるため、まずは、令和3年10月から実証実験を行うことで、運用上の課題を抽出し、今後の制度化に向けた検討の材料とすべく検討を進めているところ。	
香川県高松市	8	寄り道もびりてい	通所介護等の送迎をタクシー協会等に委託し、複数の通所介護利用者の相乗りを可能にするとともに、生活拠点以外の目的地までの送迎を介護報酬の対象とする。	通所介護等を利用する高齢者については、外出機会の創出による生きがいづくりや社会参加の推進につながる。 通所介護事業所については、介護職員の送迎負担軽減による効果的な介護の提供や経費削減のほか、事故リスクの解消が見込まれる。 輸送を担当するタクシー業者等はオフピーク時の活用が図られる。 元気高齢者の増加や健康寿命の延伸が期待できる。	事業所と自宅との送迎でなければ報酬の対象にならない。 報酬の範囲内で委託料を設定しないと事業者は委託できないが、タクシー運賃は法律で定められている。 タクシーの相乗りは原則禁止されている。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表6 通所介護費（注22） 道路運送法 （第9条、第9条の3）	ケアプランに基づく介護保険サービス利用時に限り、送迎時の発着場所を居宅以外の場所も認める。 受託した介護保険サービスの送迎についてのみ、タクシー運賃を通常の運賃とは別の料金設定を可能とする。	厚生労働省	・通所介護事業所における送迎に係る業務については、利用者の処遇に直接影響を及ぼさないのであれば、第三者へ委託等を行うことも可能です。 ・ご提案においては、送迎時の発着場所を居宅以外とすることが求められているが、具体的にはどのような場所を想定されているのかご教示下さい。（医療機関への通院や公的機関での手続のための移動等を想定されているのであれば、訪問介護の通院等乗降介助の活用等も検討され得るものです。）	本市提案は、報酬の範囲内での送迎の第三者委託を前提とした提案である。本提案の効果として、元気高齢者の増加や健康寿命の延伸を想定しており、送迎の発着場所は、医療機関や公的機関のほか、カラオケ等遊戯施設やデパート、文化施設など、趣味や生きがいづくり等の目的の場所を想定している。	厚生労働省	○ 通所介護事業所と利用者の居宅間以外（趣味や生きがいづくり等の目的の場所）の送迎を介護保険給付として行うことについては、地域の実情に応じて行うことができる市町村特別給付（介護保険法第62条）を活用することによって実現可能である。 ○ なお、通所介護は、利用者を事業所に通わせ、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスと定義されており、これらに要する標準的な費用を介護報酬として設定しています。当該報酬は、基本報酬の中に事業所でのサービスの提供と、通所介護事業所－利用者の居宅間の送迎に要する標準的な費用を包括して設定していることから、通所介護事業所－利用者の居宅間の送迎を行わない場合には、送迎減算を適用することとしています。
香川県高松市	9	コンシェルジュ for モビリティ	高松市では、民間交通事業者の発行する交通系ICカードを活用した他モード間を乗り継いだ際の運賃割引施策を行っているが、各モードにおいて、決済が一元化されていることから実現している。 本ストックを更なる他モードに展開することにより、高松市の交通機関における決済ツールの一元化による、シームレスでキャッシュレスな移動サービスの提供を行うとともに、将来的には、交通分野の決済統合を目指し、「他分野」×「交通分野」が有機的かつ持続的に連携しやすい仕組みを作り、分野間連携による高水準な、様々なサービス提供を行う。	利用者はあらゆる移動手段において、一元的にシームレスでキャッシュレスな移動が可能となる。 また、交通事業者においては、基盤情報や決済システムを一元管理することによるコスト抑制が図られることで、安定的な経営につながり、持続可能な公共交通ネットワークの構築が図ることができる。	独禁法の特例法により、協働経営の認可を前提に、事業者間での直接協議による、運賃等サービス水準の弾力的な設定が可能となっているものの、各モード毎の運賃は各交通事業者に適用される法律により、個別に設定するものとなっており、一元的な設定は、また困難である。	独占禁止法及び独禁法特例法（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律） 鉄道事業法 （第16条） 道路運送法 （第9条、第9条の3） 海上運送法 （第8条）	各交通事業者が連合体として運賃等の一元管理を行うため、運賃設定に係る権限を緩和する。 また、運賃の許可申請等に係る窓口のワンストップ化する。	国土交通省	ご提案内容中「各交通事業者が連合体として運賃等の一元管理を行うため、運賃設定に係る権限を緩和」の内容について、明確化を要する。なお、独占禁止法特例法を活用することにより、乗合バス事業者を含む交通事業者同士で共同して一定条件の範囲内で定額運賃を設定することが可能（同法第9条第1項第1号）。 また、交通モードを跨る運賃の許可申請に当たっては、地域公共交通活性化再生法に規定する事業を活用することで、国土交通大臣の認定を受けた事業実施計画に基づき一括、共同して申請を行うことができることとされており（同法第27条の22等）、現行制度下で対応可能。	貴省回答は、「独占禁止法特例法を活用することにより、乗合バス事業者を含む交通事業者同士で共同して一定条件の範囲内で定額運賃を設定することが可能」との指摘だったが、同法は共同経営の認定が前提となっており、本市の提案としては、連合体（コンソーシアム）として運賃等の一括管理を行えるようするものである。また、交通モードを跨る運賃の許可申請に当たっては、地域公共交通活性化再生法に規定する事業を活用することで、国土交通大臣の認定を受けた事業実施計画に基づき一括、共同して申請を行う場合においても、一括・共同して申請を行えるようになるものである。	国土交通省	「連合体（コンソーシアム）として運賃等の一括管理を行えるようにする」とのことだが、コンソーシアムを構成しない事業者に対する競争制限が働かうこと、地域住民の利便性が損なわれることなどにより、独占禁止法のカルテル規制に抵触すると考えられる。このため、提案の実現には独占禁止法特例法に基づく共同経営計画を作成し、認可を受ける必要がある。 また、連合体（コンソーシアム）としての運賃等の一括申請については、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通利便増進事業により、同事業の実施計画に定められた内容（運賃等の変更等）について、道路運送法等の許可等を受けたものとみなす特例を活用することで、交通政策部への一括提出が可能である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福岡県北九州市	1	再生電力・CO2排出削減量の取引プラットフォーム②【P2PによるCO2排出削減量の地産地消取引】	IoT機器により、太陽光発電の自家消費電力量「CO2排出削減量」をプログラム型を活用して効率的に証書化し、取引プラットフォームでP2P(相対)取引を実施。	市内企業へのESG投資の促進やRE100サブプライチェーンへの対応が可能となる。 市内の各主体の進捗に応じた脱炭素の取組みを活性化させる。	<クレジット制度> 2年以内に稼働もしくは指定設備(出力制御対応機能付きパワーコンディショナー、蓄電池、電気自動車、貯湯槽付きヒートポンプ)を追加した太陽光発電のみを証書化の対象とする。 <グリーン電力証書制度> 計量法に適合した電力計測値のみを対象とする。	<クレジット制度> 実施規程2.2、方法論EN-R-002太陽光発電設備の導入 <グリーン電力証書制度> グリーン電力証書基準解説書	<クレジット制度> 設置から2年超の太陽光発電も、正常に発電及び電力量が計測されているものは、証書化の対象とする。 <グリーン電力証書制度> パワーコンディショナーの計測値利用も可能とする。	経済産業省	<グリーン電力証書制度> 令和2年6月に電気事業法が改正され、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備のため、電気計量制度の合理化を図る特定計量制度が措置された(令和4年4月1日施行)。本制度を利用して計量を行う場合、計量法に基づく校定を受ける必要等はなくなるが、電気事業法に基づく基準に従って計量を行うこと及び国への届出が必要となる。 グリーン電力証書制度は民間の自主的取組であるが、制度運営主体の一般財団法人日本品質保証機構(JQA)に対し、本改正に関する情報提供を行うとともに、改正法施行後、特定計量制度に基づくパワーコンディショナーの計量値を利用可能とするかについての検討を促したところ。			
福岡県北九州市	2	スマートごみ収集	産業廃棄物引渡し時に義務付けられている manifests 交付において、電子 manifests 現場支援機能)を使用する際は、排出事業者と収集運搬事業者の現場立会いが基本となっている。 「IoTごみ収集車」と「産業廃棄物情報管理システム」を連携し、産業廃棄物及び収集運搬情報を自動で取得することで、現場立会いを省略し、電子 manifests 登録を自動化する。 また、自動取得した情報は、データ連携基盤上で見える化し、資源循環型まちづくりを促進する。	・産業廃棄物の運搬・処理に関する信頼性の更なる向上。 ・引渡し時の現場立会いの省略及び排出事業者の確認・登録の簡略化により、業務効率化。 ・地区の産業廃棄物発生量やリサイクル率の見える化により、資源循環型都市づくりを加速。	・産業廃棄物を処理委託する場合、排出事業者は引渡し時に manifests を交付しなければならぬ。 ・電子 manifests 登録の場合、排出事業者と運搬事業者が現場立会いし、運搬事業者の電子端末上で示された事前入力 manifests (仮登録)情報を「排出事業者が確認し、登録」することが基本。	・廃棄物処理法第12条の3 ・JWNET_HIP/現場登録支援機能操作マニュアル	運搬事業者の「IoTごみ収集車」と「産業廃棄物情報管理システム」を連携させ、引取り時に、同システムから排出事業者の端末へ「プッシュ通知→承認」を行うことで、現場立会いを必要としない。また、電子 manifests の機能上、現場立会いしないなどにより現場で操作できなかった場合には、後から排出事業者が自分の事務所端末などで操作することが可能であるため、現場立会いを必要とし、提案者の記載に事実誤認がある。	環境省	廃掃法において立会いを求めている。また、電子 manifests の機能上、現場立会いしないなどにより現場で操作できなかった場合には、後から排出事業者が自分の事務所端末などで操作することが可能であるため、現場立会いを必要とし、提案者の記載に事実誤認がある。	環境省	・J-クレジット制度(本制度)は、「追加性」のある二酸化炭素排出削減の取組に対して削減価値をクレジットとして認証する制度であり、太陽光発電などの再生可能エネルギーによって発電された電力であることを証明するための証書を発行する制度ではない。 ・「追加性」とは、本制度がない場合に排出削減・吸収活動が実施されないことであり、すでに設置されている太陽光発電設備については、「追加性」が認められないため、本制度ではクレジット化をすることができない。 ・なお、2年前以前に設置された太陽光発電設備についても、追加的な設備投資をすることでプロジェクト登録が可能となっている。	
福岡県北九州市	3	東田スマートミュージアム	東田エリアに集積するミュージアム群を、多種多様な通信技術を活用したスマート化(AR・VR表示、Wi-Fi強化、トイレの混雑状況等の見える化、各種センサーによる混雑状況等センシング実証)。	施設の魅力及び利便性向上により、集客率向上とエリア全体の活性化を図る。	高速PLCの使用は、一般送配電網における家庭に付随する分電盤に接続された電力線のみに限られている。	電波法施行規則第44条第2項第2号	一般送配電網以外(自営送配電網)における家庭に付随する分電盤に接続された電力線においても利用可能とする。	総務省	電力線搬送通信設備については、電力線は、もともと高周波電流を流すことを想定していないため、電波が漏れ易く、航空・海上通信に係る重要な無線設備をはじめ、他の無線設備に混信・障害を与える可能性があるため、屋内利用及び屋外利用ともに技術的条件を付して利用可能としており、当該技術的条件は、情報通信審議会における審議を経て、定めているものとなります。 御提案は、現在の技術的条件における利用とは異なるため、電力線搬送通信設備からの漏れ電波が無線局に妨害を与えないための技術的条件を検討が必要であると考えます。	総務省	分電盤以後で型式指定の高速PLCを利用する場合、分電盤より上流側の送配電線を「一般送配電事業者以外」が所有している場合であっても、周辺の放射電磁界に特段の影響はないと考えられるが、技術的条件の検討が必要と考える理由をご教示ください。	
福岡県北九州市	4	ダイバーシティ実現スマートタウン①【視覚障害者歩行支援システム】	<メガネ(スマートグラス)及び白杖による支援> ・スマートグラスから取得した周辺画像を、歩行空間ネットワークデータ、位置情報等と併せてスマートフォンで分析。経路・障害物を音声で通知し、対話機能により歩行支援を実施。 ・スマートグラス搭載カメラとセンサーから危険を検知し、白杖の振動により通知することで歩行支援を実施。 <自律誘導型(盲導犬)ロボットによる支援> ロボットが周辺状況をセンシングしながら、障害物等を回避。スマートグラスとの併用により、自律走行で利用者を目的地まで誘導。	盲導犬ロボットの開発を推進し、視覚障害者の移動を支援することで、全ての人が活躍できる社会づくりを促進。	・自律誘導型ロボットの公道(歩道)実証実験には、都道府県警察による道路使用許可が必要となるが、ガイドライン等が整備されていないため、ロボットのスペックや現地の状況等に応じた個別協議を行っており、許可取得に時間を要する。 ・視覚障害者が道路を通行する際は、政令で定めるつえの携行又は政令で定める盲導犬を連れる必要がある。	・道路交通法第77条第1項第4号 ・道路交通法第14条第1項	・自律誘導型ロボットの公道(歩道)実証実験の許可基準を明確化し、許可取得の迅速化を可能とする。 ・盲導犬を代替する自律誘導型ロボットの携行でも可能とする。	警察庁	自律誘導型ロボットがどのようなものか定かではありませんが、現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難です。一方、「自動配送ロボット(近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型)公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト上で公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、各種の自律走行するロボットについても公道走行が可能です。また、警察庁が窓口となって実証実験の方法等を事業者と調整し、都道府県警察本部・警察署に実証実験の進め方や方針を示すことにより、迅速化を図っています。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイト上で公表したところです。 また、道路交通法第14条第1項において、目が見えない者は政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならないと規定されており、ロボットによる代替は認められておらず、まずは、現在のロボットの技術水準を確認する必要があります。自律走行するロボットを監視・操作する者が存在することを前提として、道路使用許可を受ければ、当該技術水準を確認するために実証実験を行うことは可能です。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実証実験の内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁		
福岡県北九州市	5	ダイバーシティ実現スマートタウン②【福祉インテリジェントモビリティサービス】	施設内の3D地図を活用し、自己位置を管理しながら利用者を目的地まで自動運転により案内。 行き先は、利用者の体調及び嗜好に合わせて対話で相談し、将来的な5G導入により遠隔操作による移動支援を実現。	全ての人の自由な移動を可能にし、訪れやすく、生活しやすい環境を実現。	搭乗型自動運転モビリティの公道(歩道)実証実験には、都道府県警察による道路使用許可が必要となるが、ガイドライン等が整備されていないため、モビリティのスペックや現地の状況等に応じた個別協議を行っており、許可取得に時間を要する。	道路交通法第77条第1項第4号	搭乗型自動運転モビリティの公道(歩道)実証実験の許可基準を明確化し、許可取得の迅速化を可能とする。	警察庁	現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難ですが、「自動配送ロボット(近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型)公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト上で公表しており、自律走行する搭乗型自動運転モビリティについても同手順に沿って道路使用許可を受ければ、公道走行することが可能です。また、警察庁が窓口となって実証実験の方法等を事業者と調整し、都道府県警察本部・警察署に実証実験の進め方や方針を示すことにより、迅速化を図っています。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイト上で公表したところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実証実験の内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁		

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福岡県北九州市	6	東田MaaS	観光・商業・文化施設が点在するエリアにおいて、新たなモビリティを導入しサービス機能の連携を図ることで、移動の利便性の向上を図り、来場者の周遊性を高める。	・既存の公共交通機関とも連携し、近隣地域を含めた高齢者等のシームレスな移動を支援 ・来訪者のエリア内外における移動を促進することで、地域経済の活性化に貢献	パーソナルモビリティの自律走行に係る公道（歩道）実証実験には、都道府県警察による道路使用許可が必要となるが、ガイドライン等が整備されていないため、モビリティのスペックや現地の状況等に応じた個別協議を行っており、許可取得に時間を要する。	道路交通法第77条第1項第4号	道路交通法第77条第1項第4号の規定に係る手続きを迅速化するため、パーソナルモビリティの自律走行に係る公道（歩道）実証実験の許可基準を明確化し、社会実装の促進を図る。	警察庁	現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難ですが、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、自律走行するパーソナルモビリティについても公道走行が可能です。また、警察庁が窓口となって実証実験の方法等を事業者と調整し、都道府県警察本部・警察署に実証実験の進め方や方針を示すことにより、迅速化を図っています。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトで公表したところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
福岡県北九州市	7	ドローン実証・実装フィールド【自律飛行型ドローン】	ドローン運航管理システムを活用する等により、自律飛行型ドローンの統制性を高めることで、まちなかの自律飛行型ドローンの高度利用を図る。	・物流の利便性向上 ・人手不足の解消や技術者の安全確保 ・観光分野の新たな取組によるエリアの賑わいづくり	人口集中地区においては、補助者なしでの第三者上空の自律・目視外飛行ができない。	・航空法第132条第1項第2号 ・航空法第132条の2第1項第6号	航空法第132条第1項第2号及び第132条の2第1項第6号の規制内容を緩和し、人口集中地区における補助者なしでの第三者上空の自律・目視外飛行を促進し、まちなかの自律飛行型ドローンの高度利用を図る。	国土交通省	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。			
福岡県北九州市	8	ロボット実証・実装フィールド【インフラ点検ロボット】	ロボットによる点検技術を確認し、メンテナンス体制の強化・効率化を図ることで、公共インフラの長寿命化を推進する。	高度経済成長期に整備された公共インフラの深刻な老朽化、点検技術者の不足、経験に偏った技術伝承等の課題解決を図る。	高速PLC機器は、屋外において移動式発電機等と接続した電力線には使用不可（許可取得が必要）であるため、電力線・通信線の二重配線による過重がロボットの小型化及び調査範囲拡大の障害要因となるとともに、使用範囲等が限定された中で、製品の市場拡大についても阻害している。	電波法第100条第1項第1号	漏洩電磁波の発生リスクが低い電力線通信（平衡度の高い1対1の通信等）については、電波法第100条第1項第1号括弧書きの除外規定に含め、総務大臣の許可を不要とし、屋外の移動式発電機等と接続した電力線にも許可なく使用可能とすることで、ロボットによる点検技術の確立やメンテナンスの効率化等を図る。	総務省	電力線搬送通信設備について、電力線は、もともと高周波電流を流すことを想定していないため、電波が漏れ易く、航空・海上通信に係る重要な無線設備をはじめ、他の無線設備に混信・障害を与える可能性があるため、混信等の発生の事前防止及び発生した場合の迅速な措置等、電波管理上の観点から、同設備の設置にあたっては原則、総務大臣の許可を必要としております。 電波法第100条の除外規定に含めるとのことですが、既に電力線搬送通信設備の内、一定の技術基準を満たすものについては、型式指定の対象とすることで、電波法第100条の規定による個別設置許可を不要としているところです。ただし、この場合にも、御提案は、現行の技術的条件における利用とは異なるため、電力線搬送通信設備からの漏えい電波が無線局に妨害を与えないための技術的条件を検討する必要があると考えます。 <提案書中の「無人移動体画像伝送システム用電波帯（5.7GHz帯）を特定実験試験局で使用可能とする」の記載について> ・当該記載の詳細が不明であるが、実験試験局は、無線局のうち科学若しくは技術の発達のための実験又は電波の利用の効率性に関する試験等に用いるために開設される無線局であり、一般に実用化に至る前の段階で開設されるものであること、「無人移動体画像伝送システム」は5.7GHz帯を含め既に実用局として制度化済みであり、同システムを5.7GHz帯で特定実験試験局として開設する必要はないものと考えられる。	「電波法第100条の高速PLC許可」の除外規定に、分電盤より負荷側の地中、水中に設置される場合は屋内とみなすことが明確化された（告示第210号R3.6.）。また、本市が特区規制改革提案(R1.5)した「独立電源使用時の高速PLC実験許可の迅速化」の協議において、総務省と「地下配管又は水中検査ロボットと独立電源間で高速PLCを利用する場合は、周辺の放射電磁界に特段の影響はない」と合意した。以上2点を踏まえ、地下配管又は水中検査ロボットを独立電源で使用する場合、周辺の放射電磁界に特段の影響はなく、法第100条の許可を不要とできると考えられるが、技術的条件が必要と考える理由をご教示ください。	電力線搬送通信設備については、電波が漏れやすいという特性から、同設備の設置に当たっては、電波法第100条に基づき、総務大臣の許可を必要とし、設置に当たり使用する電力線等については無線設備規則第59条により基準が定められています。同規則第59条のただし書きの規定に基づき、総務大臣が別に告示する実験用の電力線搬送通信設備については、同基準の適用が除外されますが、これについては、提出される実験計画書等を元に、個別の設置許可の審査が行われます。これまでの協議の対象は実験用の電力線搬送通信設備であり、これについては、配管内（地表・地中にあるものに限る）又は水中の電力線の利用を前提とし、更に使用場所と期間が限定された実験であることを考慮し、実験に使用する設備の使用や使用方法等を明確にした上で、事前措置（実験に関する周知、混信等発生時の連絡窓口等）、実験中の対応及び事後措置（混信発生時の迅速な対応等）を適切に講ずることにより、予備実験を不要にするなど、実験用設備の迅速な設置許可を可能にするものです。電力線搬送通信設備の内、情報通信審議会での検討・審議を経て、技術的条件について答申がなされたものについては、型式指定の対象とすることで、電波法第100条の規定による個別設置許可を不要としています。御提案は、現行の型式指定の広帯域PLC設備の使用方法とは異なるものであり、新しい型式指定として電波法第100条の許可を不要とする省令等の改正を行うためには、新たに情報通信審議会における技術的な検討が必要となります。 なお、北九州市において行われた実証実験の結果については、情報通信審議会における技術的な検討において、検討材料として活用されるものと考えます。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
熊本県・人吉市共同	1	照明技術を活用した防災アラートと観光照明設備等設置に係る河川敷地占用許可基準の明確化（ライティング防災アラート）	河川敷や橋梁の欄干、歩道などに、平常時には観光用照明、災害時には一斉に色を変えることで避難行動を促す防災用照明として活用できるLED照明機器を設置。	避難指示等の避難情報については、防災行政無線や防災メールだけでなく、多重化した取組が必要であり、夜間の大雷雨の際、スマートフォンを持っていない住民や観光客などに広く注意を喚起し避難行動を促す効果が期待される。また平常時には、防犯灯として活用可能であることから安心安全なまちづくりへの効果も期待される。平常時には観光資源として活用可能であり、安心安全なまちづくりとして対外的にPRも可能になることから移住定住への効果も期待される。	河川敷地占用許可準則に規定されている許可対象施設の中に、平時は観光用、災害時は防災アラートとして活用可能な照明設備及び分電盤等の電気設備の明確な定めがない。また、河川法第26条第1項及び工作物設置許可基準にも、配管及び架空配線等の表記はあるが、照明設備及び電気設備に関する記載がない。	河川法第24条（河川区域内の土地を占用の許可） 第26条（工作物の新築等の許可） 河川敷地占用許可準則第7条 工作物設置許可基準	事業が円滑に推進されるよう、平時は観光用、災害時は防災アラートとして活用可能な照明設備及び分電盤等の設置について明確化する。	国土交通省	観光用照明については、河川敷地占用許可準則第7条第1項第4号イで定められている、「遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の観水施設」に該当し、防災用アラートについては、河川敷地占用許可準則第7条第1項第3号ロで定められている、「水防倉庫、防災倉庫、その他水防・防災活動のために必要な施設」に該当します。 また、工作物設置許可基準は主な工作物についての基準であり、同基準に示されていない工作物については、同基準の基本的な考え方を準用し、治水上又は利水上の支障、他の工作物への影響等について個別に審査し、許可するものです。実際これら施設についてもこうした対応を行っております。 一方、ご提案のライティング防災アラートが、河川敷地占用準則、工作物設置許可基準に例示されていない施設のため、占用が可能であることが占有希望等に十分認識されていないことに鑑み、河川敷地占用許可準則、工作物設置許可基準に該当することについて、通知を発出します。			
熊本県・人吉市共同	2	ドローン自動航行による観光への利活用及び災害時情報収集のための航空法の緩和	航空法で飛行禁止区域とされている「人家が集中している地域」での飛行及び飛行方法の規制となっている「夜間、目視外、人・もの・建物から30m未満の距離、催し場所の上空における飛行」を行い観光照明設備等との相乗効果を図る。また災害時には自動航行による被害状況を把握することで、人的労力の削減を図りつつ、タイムリーな情報把握が可能となる。	球磨川周辺を照明、イルミネーションで照らす観光サービスを予定しており、そのなかをドローンを飛行させること等により集客の目玉とすることで観光収益の増加の効果を見込むことができる。ドローンによる被害情報の早期収集を人手を介さずに自動航行により行えることで、業務省力化とともに情報収集を実現できる。また経済的（観光）、社会的（防災）な効果を両立させることに本取り組み価値がある。	航空法により、「人家が集中している地域」が飛行禁止区域とされている。また、「夜間、目視外、人・もの・建物から30m未満の距離、催し場所の上空における飛行」が飛行方法の規制対象となっている。	航空法第132条第1項第2号、第132条の2第1項第5号、6号、7号、8号	万が一の落下に備え、球磨川上空での飛行を行うことによる、自動航行の安全性評価を現実実験を通じて十分に評価することを前提に規制の緩和を提案する。	国土交通省	【航空法について】 現行においてもそれぞれの飛行方法については、事前に申請していたことで飛行が可能であります。			
熊本県・人吉市共同	3	複数の酒類製造免許取得の要件緩和	球磨焼酎の製造過程で45度を超える焼酎（スピリッツ）やどぶろく等も製造が可能となるため地域産業の災害復興のために販売可能とする。	本地域の地域産品である球磨焼酎の蔵元において、単式蒸留焼酎の製造過程で、製造可能な複数の酒類について、最低製造数量基準を緩和し、販売を可能とすることで、新商品の開発や、蔵元における採算性の向上等を図る。	球磨焼酎の製造過程で、45度を超える焼酎（スピリッツ）や、どぶろく等が製造可能。しかし、製造販売するためには、それぞれの製造免許を取得する必要がある。免許取得の条件には最低製造数量基準があり、小規模な蔵元での取得では条件が高いため、販売が困難となっている。	酒税法第7条第2項（酒類の製造免許）	製造過程で製造できる酒類については、単式蒸留焼酎（乙類）の製造免許を取得している場合、他酒類の製造免許取得時の最低製造数量基準を緩和する。	財務省	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされている。したがって、既存の免許取得者であっても、品目の異なる酒類を製造する場合には、新たに製造しようとする品目に係る製造免許を取得する必要があるが、この場合に他品目の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないとするのは、困難である。 他方、構造改革特別区域法においては、酒類を自己の営業場において飲用に供する者を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類（いわゆる「どぶろく」）を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないとする特例（特区法25）や、単式蒸留焼酎の製造者が、その製造工程において副次的に生産する高濃度のアルコール飲料（原料用アルコール）を製造する場合には、最低製造数量基準を緩和する特例を設けているところ（特区法26）。こうした特例は、既存の免許取得者であっても活用可能であることから、現行の特例制度の活用をご検討いただきたい。	構造改革特区における現行特例は、「自ら生産した米等を原料とする」（特区法25）「地域の特産物を原料とする」（特区法26）等の前提条件が本提案と異なり、また、本提案で要望するスピリッツは対象外であると認識しているが、当該特例は①単式蒸留焼酎の製造免許を取得しており②製造過程で製造できる他酒類（スピリッツ、どぶろく）を製造する場合の最低製造数量も緩和されていると理解してよろしいか。	財務省	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加に伴う滞納の発生や税務当局の実態把握の困難性など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえて、構造改革特区制度における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているなど、一定の条件が付けられている。 現在、構造改革特別区域法において特例を設けている特定農業者による特定酒類（いわゆる「どぶろく」）の製造事業については、①農家民宿等において農業者が自ら生産した米を原料とした「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、その対象者が農家民宿等を営む農業者に限定されており、②農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、採算性に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたことから、自ら生産した米（又はこれに準ずるものを含む。）を原料とすることを前提として特例的に最低製造数量基準を適用しないこととしたものである。 また、ご提案における45度を超える焼酎は「原料用アルコール」となること、ご理解いただいた通り、地域の活性化や酒税の保全を図るなどの観点から「地域の特産物を原料とする」等の要件が別途設けられているところである。 したがって、こうした制度の趣旨を踏まえると、ご提案については特区としての対応は困難である。
熊本県・人吉市共同	4	地域通貨の二次流通に関する条件緩和	地域通貨の域内二次流通（事業者が受け取った地域通貨を地域通貨のまま仕入れ等の支払いに再利用する等）	地域経済の活性化を目的とした地域通貨において、二次流通の緩和を行うことにより、現行法では域外に流出してしまっていた通貨を域内で循環させることが可能となる。	発行元が金融機関以外の場合は、資金決済に関する法律第37条（資金移動事業者の登録）で登録を得なければ地域通貨の二次流通が不可能。	資金決済に関する法律第37条	地域内での流通を限定し、地域通貨の二次流通を可能とする。	金融庁	ご提案頂いた事業内容が必ずしも明らかではありませんが、資金移動業者については、利用者保護を図る観点から、利用者から受け入れた資金（未達債務）相当額以上の額を保全する義務が課されているところであり、送金・流通先を特定の地域内に限定するとしても、こうした利用者保護の必要性が変わるものではないと考えます。	利用者保護の観点から、資金移動事業者の登録要件等において、財産的基礎を求めているものと理解している。特に履行保証金については、最低でも一千万円の履行保証金を供託しなければならずと理解している。本提案では特にこの部分について緩和をいただければと考えているが、最低額の一千万円という金額の根拠をご教示いただければ幸いです。	金融庁	最低要履行保証額（資金決済法第43条第2項但書、資金決済法施行令第14条第1号）は、①小規模な資金移動業者が、事業開始後に十分な検査・監督を受けることなく廃業し、供託義務が履行されない事態や、②廃業を前提に登録を受け、供託義務を履行せずに利用者から集めた資金を持ち逃げする、といった事態の発生を防止し、利用者保護を図ることを目的として、最低限満たすべき要履行保証額を定めているものです。 なお、資金決済法は、資金移動業者の登録要件として、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有することを求めています（第40条第3号）。 登録審査にあたっては、申請者が、申請する資金移動業の種別・内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを具体的に審査することとしていますが、当初から最低要履行保証額を保全する資金の準備ができていないことが求められます（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14.資金移動業者関係Ⅱ-2-1(2)(4)）。 こうした目的に鑑みると、現行の最低要履行保証額を減額することは適切でないと考えます。
熊本県・人吉市共同	5	地域通貨に関する「投資系」機能における高水準規制の緩和	地域通貨でのクラウドファンディングや証券トークンなどで、地域内での金融資産の流動性を高め、地域内循環を高める。	自らの地域で目に見える投資先に対して、デジタル化することでより小口での投資ができ、シビックライド・相互扶助の醸成に繋がる。	金融商品取引法第2条第2項で「電子記録移転権利」に該当する場合が多く、取り扱いに関し第1種金融商品取引業に限定され、高水準の規制を受ける。	金融商品取引法第2条第2項	地域内での互助的な金融商品、また地域通貨として外部への展開に制限のある仕組みに関しては緩和する。	金融庁	想定されているスキームの具体的内容（セキュリティトークン（ST）を発行する者や発行する権利の種類・内容等）が必ずしも明らかではありませんが、電子記録移転権利の取得動誘等を業として行う場合は、ご指摘のとおり、原則として第一種金融商品取引業の登録が必要となります。 そもそもSTは、既存の有価証券の権利としての性質を変更したり、特別の扱いを定めたりするものではなく、社債等の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券（第一項有価証券）に当てはまり、上記対応が求められています。さらに、匿名組合出資持分等の金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券の権利を裏付けとするSTは、ブロックチェーン技術等の活用により、事実上多くの投資家間で流通する可能性が生じることから、第一項有価証券として位置付けています。 電子記録移転権利の売買等の仲介に当たっては当該業務を適確に遂行する人的構成や必要な体制整備が必要であることから、投資者保護に鑑み、想定されているスキームに照らしてこれらの義務を免除することは適当でないと考えております。 なお、地方公共団体が行う有価証券の取得動誘等の行為は「金融商品取引業」から除外されており、貴市が自ら電子記録移転権利の取得動誘等を行う場合は、第一種金融商品取引業の登録を得る必要はありません。また、電子記録移転権利を発行した者が自らその取得動誘（自己募集）を行う場合は、第二種金融商品取引業に該当し、第一種金融商品取引業の登録を得る必要はありません。			
熊本県・人吉市共同	6	蓄電池を活用したエナジーシステムにおける規制緩和	蓄電池を活用し、需給調整市場への供給事業や卸市場への供給事業を行い、コスト回収を図る	再生可能エネルギーが大量導入されるにあたっての系統安定化、脱炭素	電気事業法において、大型蓄電池単独での系統連系の取扱いが不明確であり、蓄電池から系統への逆潮流ができない可能性がある。	電気事業法施行規則第62条、別表第2	電気事業法上の大型蓄電池について、発電所と同様の位置づけとする。	経済産業省	系統に直接連系する大型蓄電池の位置づけについては、第31回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（令和3年3月10日）において「発電事業」と位置づける方向で検討されている。これを踏まえ、第6回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ（2021年6月15日）で示した方向性に基づき、当該大規模な蓄電池システムの保安規制の在り方については、令和3年度内に調査を実施し、令和4年度中に見直しを図る。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
熊本県・人吉市共同	7	蓄電池を活用したエネマナ事業における規制緩和	蓄電池を活用し、需給調整市場への供給事業や卸市場への供給事業を行い、コスト回収を図る	再生可能エネルギーが大量導入されるにあたっての系統安定化、脱炭素	農地法に基づく農地転用許可手続において、ミニ水力、太陽光発電設備の設置が許可されない可能性がある。	農地法 第4条（農地の転用の制限）	エネルギー・マネジメントシステム構築関連事業に伴う農地転用許可基準への明記。 また、包括して協議を行うことで許可に係る期間の迅速化を図る。	農林水産省	ご提案のエネルギー・マネジメントシステム構築関連事業について、通常の農地転用許可においては再生可能エネルギー設備の設置が認められない第1種農地であっても、農山漁村再生法を活用すれば、①太陽光発電設備については、今後耕作が見込まれない荒廃農地であればその設置を認められることとなり（現行のA.生産条件が不利、イ.相当期間不耕作、ウ.耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなしの3要件を、令和3年7月に、ウみに緩和することを予定）、②小水力発電設備については、他の土地をもって代えることが困難であると認められるものであればその設置が認められることについて、農山漁村再生法の基本方針に明記されているところ。 また、同法を活用すれば、手続のワンストップ化により手続の迅速化を図ることが可能であるとともに、農用地区域からの除外が伴う場合には、関係機関の連携による複数手続（農用地区域からの除外及び農地転用許可手続）の同時並行処理の徹底等について周知徹底を図るべく通知を发出し、当該手続の迅速化に取り組んでいるところ。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			
熊本県・人吉市共同	8	蓄電池を活用したエネマナ事業における規制緩和	蓄電池を活用し、需給調整市場への供給事業や卸市場への供給事業を行い、コスト回収を図る	再生可能エネルギーが大量導入されるにあたっての系統安定化、脱炭素	ミニ水力が必要となる、河川法に基づく水利権許可等の手続において、協議が長期化する可能性がある。（結果として許可が下りない可能性）	河川法 第23条（流水の占用） 第24条（土地の占用の許可） 第38条（水利使用の申請があった場合の通知） 第39条（関係河川使用者の意見の申出）	エネルギー・マネジメントシステム構築関連事業に伴う水利権許可手続等において、包括して協議を行うことで許可に係る期間の迅速化を図り、許可基準を緩和。	国土交通省	発電事業者の参入促進を図るため、平成25年に河川法を改正し、河川の流量等に新たな影響を与えない農業用水等を利用した「従来発電」について、水利権を許可制から登録制に変更し、手続きの簡素化を図ったところ。 （標準処理期間5ヶ月→1ヶ月） また、河川法施行令の改正により、小水力発電（最大出力が1,000kw未満のもの）のための水利使用を特定水利使用から除外するなどの水利使用区分の見直しを行っており、国直轄区間を除けば許可申請のあった区間について現に管理の多くの事務を行いその状況をよく知る都道府県知事等が審査を行うこととなること、また、許可の際の関係行政機関との協議が不要となるなど許可手続が簡素化されることにより、許可までの期間が従来よりも短縮され、申請する者の負担の軽減が図られております。 よって、本提案であります小水力発電にかかる水利権の規制緩和（許可基準の緩和）については、現制度下で対応済みと考えております。			
熊本県・人吉市共同	9	自家用バス（送迎用バス）と事業用バス（観光バスなど）の共同利用のための道路運送法等の特別措置	自家用バス（送迎用バス）と事業用バス（観光バスなど）の共同利用サービス	土日は非稼働の自治体送迎用E.V.バスを地域観光周遊バスとして活用することで、収入の補填が図られ、事業継続性が向上	送迎を主たる目的で導入したバスを一部観光用途で利用する場合、緑ナンバーの取得と旅客運送事業者への委託が必要となりコスト高となる可能性	道路運送法 第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）	自治体が送迎を主たる目的で導入したE.V.バスを地域観光など用途・時間限定で活用する場合の特例措置。	国土交通省	市町村であっても観光バス事業を行うためには貸切バスの事業許可が必要である。道路運送法では、輸送の安全性確保等の観点から事業の事前許可制を設けており、同法の許可等を持たない者による有償での旅客運送は、これらの観点から重大な懸念がある。なお、事業許可を受けた上で、事業に使用しない土日などにおいて送迎用に使用するなど一時的な自家使用は認められる。	自治体にて観光バス事業を行うのではなく、行政が送迎目的で所有している電気バス（白ナンバー）を休日等の非稼働時に事業者に貸与し、地域観光シャトルバスなど運航エリアや時間帯などを限定する前提で、料金徴収を可能とする活用を想定している。	国土交通省	提案内容については明確化を要するが、現行制度においても、自治体が運営主体となって道路運送法78条2号、79条に基づく自家用有償旅客運送の登録を受けることにより、その保有する自家用車を活用した有償旅客運送を行うことは可能である。この際、その運行管理や車両整備管理について、一般旅客自動車運送事業者の協力を得る事業者協力型自家用有償旅客運送で実施することも可能である。 自治体が保有する自家用車を休日等の非稼働時に事業者に貸与することについては、特定の車両について、利用者から貸渡の対価を得て、多頻度で使用させる事業であると考えられるところ、不適切な車両管理等により、利用者の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可（道路運送法第80条第1項）を得て実施する必要がある。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	1)	子ども一人ひとりの学習到達度を総合的に記録・評価・見える化し、学年や小・中毎に定められた内容を越えた学習を認容 小学校への学校設定教科の導入	「学びポートフォリオ」上に連携された学習データにおいて、基礎学力の習熟度を客観的に評価し、見える化する。 この習熟度は、家庭や地域で得た学力を含めて評価し、子どもの習熟度に合わせた学びの提供機会を創出する。 市として、小中学校に新たな教科設定を可能にする。	個別最適な学習機会を得られることにより、子どもの主体的な学びが実現する。先行して学びを進められる子どもは更なる学力向上が、また遅れがちな子どもは学び直しのチャンスを得られる効果が期待できる。 これらにより、教育面で不安等を理由とした市民の転出や単身赴任等を解消し、人口減少を抑制する効果が期待される。	学習指導要領では、小中学校の各学年で学習すべき内容・授業時間を、全ての子どもに一律に規定している。 高校では「学校設定教科」・「学校設定科目」、中学では「その他特に必要な教科」があるが、小学校には同様の仕組みが無い。	教育基本法施行規則 51条 小学校の授業時間数 73条 中学校の授業時間 中学校学習指導要領 総則編 第10節 平成29年度告示 その他特に必要な教科	一年間で実施すべき学習内容を、教科別の授業時間数で一律的に規定するのではなく、少なくとも習得すべき学習内容を規定し、授業時間の増減を認める。 学習が進む子どもには上の学年の学習機会を与え、それをポートフォリオ上のデータとして記載し、データを本人・保護者に帰属させる。 記録内容は次の学年・学校にも連携する。	文部科学省	ご提案の内容の詳細が明らかでなく、現時点で明確な回答は難しいため、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お問い合わせいただきたいと思います。 なお、現行制度でもすでに、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとして、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別的教育課程を編成することが可能となっているところである。	授業時数特例校制度では、各教科の標準授業時数の1割を超えない範囲の授業時数を減じることができることになっているが、本市ではその上限を大きく超える時数で教育課程の独自編成を行いたい。そのため規制改革を求めたい。また、本市では、「学びポートフォリオ」における基礎学力の習熟度の客観的評価に基づき効率的な学習を実現し、効率化が生じた授業時間中で小学校版学校設定教科・科目に相当する「新しい学び」を実現したいが、現行の教育課程特例校制度や授業時数特例校制度では毎年度申請が必要であり、恒常的な独自編成を行うことが困難であるため規制改革を求めたい。	文部科学省	特定の教科の授業時数を削減し、その授業時数を新教科等の授業時数に充てる特別的教育課程を編成したい場合は、教育課程特例校制度の活用が考えられます。同制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして教育課程特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。
宮崎県延岡市	2)	他校や外部と接続した同時双方向遠隔授業の認容 (遠隔教育実施時に配信側・受診側で必要となる教員の規定緩和)	高校では既に認められている同時双方向の遠隔授業を、小中学校でも実現させる。 また、離島や中山間地域を中心に生じている教員の不足に対応する為、他校や外部と接続した同時双方向の遠隔授業を実施する。 さらに、病気や不登校によって学校に通えない子供に対しても、学びの場を確保する。	免許外科目の担当や複数学校を掛け持ちする非常勤教員、複式学級等が解消でき、子どもの学びを大きく改善することが可能になる。 また、今後の人口減少・少子化にあたり、同時双方向の遠隔授業を取り入れることで、学校の統廃合等を含めて持続可能な教育環境・教育サービスの維持方法を検討する選択が広がる。	H27に高等学校の遠隔授業（集合型・同時双方向型）は解禁されているが、小中学校での遠隔授業は基本的には認められていない。 免許外担任の授業を遠隔授業で免許保有教員が支援する場合には認められているが、受償側にも免許保有教員の同席が必要。 制度的に遠隔授業が認められている高校でも、36単位以上上限となる。	「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について（30文科生第417号 平成30.9.20通知） 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（2文科初第87号 令和2年4月10日通知）	新型コロナウイルス感染症対策に合わせた遠隔授業による学習についても、習熟度を判断し、履修を認めることとする。受償側に教員免許を持った教員がいるいないを問わず、子ども自身の習熟を判断することとする。	文部科学省	平成27年度に高等学校で認められた同時双方向型の遠隔授業（教科・科目非実用型）については、既に中学校においても、受償側に当該免許ではない教員を配置したうえで、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる特例制度を設けているところである。 また、病気療養や不登校によりやむを得ず学校に来ることができない子供たちに対する遠隔・オンライン教育についても、GIGAスクール構想の実現を受け、より一層円滑に行うことができるよう、取組を進めているところである。 さらに、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面による授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。 今後ご提案いただいた内容の詳細が明らかでないため、現時点での回答は差し控えています。学校が授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お問い合わせいただきたいと思います。	遠隔教育特例校制度の内容は理解しており、本年度本市においても申請を行い認めたいところである。これは、毎年度申請が必要な特例校制度であり、本市では申請しやすくなるよう同時双方向遠隔授業により、当該校以外の指導者が授業を行うとともに、長期的な視点で立派なカリキュラム設計のもと、評価、履修認定を行うことができる取り組みを行っていきたく考えており、規制改革を求めたい。	文部科学省	遠隔教育特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。
宮崎県延岡市	3)	教員免許取得者以外の人・市民が教育の場に参加させる	単独の学校教員だけでは提供困難な幅広い学び・活動の機会を提供する為、オンラインを活用した同時双方向授業を取り入れ、複数の学校間、学校と社会を繋げた学びの機会を創出する。	市民の生涯学習の機会を飛躍的に増える効果がある。STEM教育を進め子ども達が社会と繋がることになり、「Society5.0時代」に必要な21世紀型のスキル獲得、コンピテンシーの育成となり、教員の部活動指導の負担を解消し、働き方改革にも寄与する。	例外的に免許を持たない人が教壇に立っているのは、教科の一部の領域について優れた知識・技能を持つ場合に限定されている。 また、特別免許は県教育委員会が発行することとなっている。	教育職員免許法 2条、3条（相当免許主義） 教育職員免許法 3条の2（特別非常勤講師制度） 教員免許を持たない人が教科の一部を授業することが可能	免許を有する教員によるオンライン授業を活かす等により、例えば保健室で授業を受けたり、入院病室で自主学習を続けることについても、一定の研修を受けた大人が学びをサポートすることで、習熟度を満たしていれば履修を認めることとする。	文部科学省	平成30年9月20日付け「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠取扱い等について（通知）」により、小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受償側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出欠取扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることと示しています。 また、教員免許取得者以外の人・市民が配信側として授業を担当する場合、現行制度においても優れた知識技能等を有する者に対する教育委員会の審査をもって授与可能な特別免許を取扱った授業を担当することやゲストティーチャーやティームリーダー等が受償側の主担当教員と一緒に授業を担当することが考えられます。 現行制度の活用方法によっては特段の規制改革は不要であるため、具体的な活用方法も含めて御検討ください。	本市が推進する「新しい学び×既存教科」で構成される同時双方向遠隔授業、例えば「防災×理科×社会」「水素社会×理科」「論理コミュニケーション×国語」では、新しい学びに関する専門知識を有する者が、配信側において特別教員免許と受償側の中学校等教員としての身分に依拠して、新しい学びに加えて既存教科の評価・履修認定を行う。教育課程特例校・遠隔教育・授業時数特例校制度は理解しているが、毎年度申請が必要な現行制度では恒常的なカリキュラム編成を行うことが困難である。当該教科の指導要録上の出欠取扱いについては、教育課程の時数ではなく、習熟度による履修認定制度を恒常的に導入したいことから規制改革を求めたい。	文部科学省	教育課程特例校制度、遠隔教育特例校制度、授業時数特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。なお、「当該教科の指導要録上の出欠取扱いについては、教育課程の時数ではなく、習熟度による履修認定制度を恒常的に導入したいことから規制改革を求めたい。」については、お尋ねの趣旨が明らかでないことから、回答は控えさせていただきます。
宮崎県延岡市	4)	特別教員免許を、県から市の教育委員会が発行できるようにする	上記の目的で教員免許を持たない市民が学習を指導する場合には、特別教員免許が必要になる。 この際、高い技術や知見を有する市民には、延岡市教育委員会が特別教員免許を発行して、授業における教員、複数学校をまとめて指導する教員等として活用する。	3)と同じく、STEM教育を進め子ども達が社会と繋がることになり、「Society5.0時代」に必要な21世紀型のスキル獲得、コンピテンシーの育成となり、教員の部活動指導の負担を解消し、働き方改革にも寄与する。	教員免許の発行は、都道府県の教育委員会であり、市の中で独自・柔軟に発行することは出来ない。	教員免許法 5条、6条 (別表) (教員免許を発行する主体)	高い技術や知見を有する市民には、延岡県も未来創造機構が人材を確保した上で、延岡市教育委員会が特別教員免許を発行できるように、実際に学校での授業を行うようにする。	文部科学省	特別免許状の市町村教育委員会における発行はすでに構造改革特区においてメニュー化されている内容であるため、構造改革特区区域計画認定申請マニュアルの文部科学省「830市町村教育委員会による特別免許状授受業務」をご活用ください。	文部科学省	構造改革特区のメニューに位置付けられていることは理解しているが、特別教員免許の発行数は伸び悩んでいる（令和30年度文科省発表では、小学校13件、中学校58件）、小・中学校合わせて43校ある本市としては、特区のような暫定的な措置ではなく、恒常的な取組みとして、市教委による免許発行を行うことが本市が予定する人数規模の教員の人材確保に重要と考えており、規制改革を求めたい。 また、同時双方向遠隔授業の実施や教育課程の時数での習熟度履修制度の取組みなども複合的に行うため特区のメニューにある事業によらずに市教委免許発行を実現させるため規制改革を求めたい。	構造改革特区区「830市町村教育委員会による特別免許状授受業務」については、都道府県教育委員会と同様に認定を受けた市町村の教育委員会により実施される教育職員検定によって特別免許状（ただし、授与した市町村においてはのみ有効）の授与が可能となるものです。なお、特区の認定を受けた場合は、特区計画が大幅に変更する等なければ毎年度申請が必要なものではないため恒常的に活用いただける制度です。 上記の各制度についても毎年度の申請は不要であるため特区のメニューにおいてご対応いただければと思います。 既存制度でも対応可能と考えられるところ、具体的な活用方法も含め御検討ください。
宮崎県延岡市	5)	避難行動要支援者の情報について、災害の発生に備え、歩行が困難な要支援者の情報は、本人の同意が得られない場合であっても避難支援関係者に提供することを可能とする。	避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に努む義務化される見通しの中、本人の同意が得られない場合であっても、歩行が困難な高齢者や障がい者等の要支援者の情報を平常時から、消防機関や県警察、民生委員等の避難支援等関係者で共有することを可能とすることで、平時からの災害の備えや個別避難計画の策定につなげることができる。	歩行が困難な高齢者や障がい者等の要支援者の情報を取り込みシミュレーションを行うことで、具体的なかつ詳細な個別避難計画を策定することができ、これを平常時から避難支援等関係者で共有することができ、誰一人取り残さない防災対策を講じることができる。	災害対策基本法においては、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられているが、この情報を平常時から避難支援等関係者で共有する場合、本人の同意が必要と規定されている。	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） 第四十九条の十一	本条第二項の「名簿情報を提供するに本人の同意が得られない場合は、このかぎりでない。」の部分について、歩行が困難な避難行動要支援者等については、本人の同意を得ることなく情報を共有することができるように改正する。	内閣府	災害対策基本法第49条の11第2項ただし書きにおいて、条例に特別の定めを置くことにより、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できることとする。	シミュレーターで利用する場合には、「こういう特区の、こういう場合には利用できる」という規定を住民基本台帳法や災害対策基本法の中に新たに設ける必要があると考えているため、明確な見解を示して頂きたい。	内閣府	先の回答のとおり、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書きにおいて、条例に特別の定めを置くことにより、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できる旨、既に規定しており、災害対策基本法の改正を行う必要はないものと考えている。
宮崎県延岡市	6)	市が保有する個人情報・過去の被災状況情報の目的外の活用（避難支援等のための活用）を可能にする。 (例えば、固定資産台帳をシミュレーター・インフォグラフィック情報として活用する等)	被災状況をシミュレーションして防災対策を検討するにあたり、自治体が保有している情報には、建物の用途・構造・規模等、市民の住所・家族構成、避難時要支援者名簿等がある。 被災状況のシミュレーション、防災対策の立案において、これら行政が保有する情報を利用して、実際に即したシミュレーションを行う。	被災状況のシミュレーションにおいて、詳細な被害状況の違いを試算することが可能になる。 設定したシナリオの変化がシミュレーション結果に反映されることで、どのような対策を講じる必要があるのか、何をすれば被害を抑制できるのかをリアルに考えることが可能になる。	市が保有する市民の情報は個人情報に該当しており、目的外での利用が禁止されている。 被災状況のシミュレーションでの利用は、個別の情報を取得した目的とは異なっており、目的外利用となるため、行えない。 また、被害想定シミュレーション結果は、シナリオ作成に協力する市民にも開示が必要であり、行政内だけで利用するものではない。	個人情報保護法（基本法） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 延岡市個人情報保護条例（第4条 利用目的の明示）（第8条 利用及び提供の制限）	直接的には条例の規定であるが、条例は国の機関に適用される保護法や基本法に準拠しているため、特区による目的外利用の緩和措置を明記する。 利用できる場合の条件の一つとして法8条に追加的な見解を設ける。	内閣府 総務省	〇市が保有する個人情報の取扱いについては、市が定める個人情報保護条例に基づき判断されるべきものである。 〇なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関が保有する個人情報について利用目的外の利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、各行政機関の長の判断において、本人の利益や社会公共の利益になると一定の場合には利用目的以外に利用・提供することが可能である（同条第2項）とされているところ。 お尋ねの「追加的な見解」の趣旨が不明であるが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では、国の行政機関が保有する個人情報について目的外の利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、各行政機関において、同条第2項各号に掲げる事由に該当する場合と判断される場合には目的外の利用・提供を可能としているところ。各行政機関の目的外利用・提供の状況については、運用上、対外的に公表して説明責任を果たすとともに、法の規定に違反する目的外利用・提供については法第36条第1項第2号に基づいて利用停止請求を行うことが可能となっており、このような仕組みを通じ、適正な運用を確保しているところ。（その上で、自治体が保有する個人情報の取扱いについては、同法は適用されないところであり、お尋ねの運用については各自自治体の条例に照らし判断されたい。）	シミュレーターで利用する場合には、「こういう特区の、こういう場合には利用できる」という規定を住民基本台帳法や災害対策基本法の中に新たに設ける必要があると考えているため、明確な見解を示して頂きたい。 シミュレーターで利用する場合には、「こういう特区の、こういう場合には利用できる」という規定を住民基本台帳法や災害対策基本法の中に新たに設ける必要があると考えているため、明確な見解を示して頂きたい。	内閣府 総務省	ご提案の「シミュレーター」による利用の詳細が明らかでないため、具体的な回答は困難であるが、市町村が備える住民基本台帳は、市町村が行う各種の行政事務処理の基礎として、元来、市町村内の執行機関において利用することが予定されているものです。 ただし、個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、法令で定める事務の遂行等のため必要がある場合に限定することとしている住民基本台帳法第11条等の規定や、住民票の記載事項について市町村長に安全確保措置を義務付けている同法第36条の2の規定の趣旨や貴市の個人情報保護条例の規定を踏まえ、適切に判断いただく必要があるものと考えております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	7)	民間事業者による健康データの分析・結果利用について、現状は医療行為として規制されている高リスク者の検出・通知を可能にする。	罹患リスク・重症化リスクの高い人を割り出すにあたっては、データ分析に基づいて予測を行うことが不可欠となるが、膨大な健康データの中から高リスクの人を割り出すには、高度で専門的な知識が必要となる。 本事業を実現化することで、重症化するリスクのサービスの適用にあたっては、統計分析的な専門知識を有する民間事業者の協力を仰いで、実施する。	市では、様々な健診を行っており、例えば健康増進法に基づく、がん健診等がある。しかし、市民の受診率は低く、一定割合の市民が罹患・重症化することで医療費の負担が増加している。 本事業を実現化することで、重症化するリスクの高い無関心層への働きかけに集中し、市民の健康増進と市の医療費抑制の効果が期待できる。	民間事業者が、健康データ等の分析から重症化リスクの高い人を選定する行為は、医療行為に該当するため、現行制度下では認められていない。	プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて（薬生機審発 0331 第1号、薬生監麻発 0331 第15号 令和3年3月31日） 医薬品医療機器等法 医師法（17条）	データの分析手法、高リスク者の抽出手法、専門の医療機関・研究機関等と共同して開発した後は、個別的分析・判別行為を行って受診を促すサービスを実施可能とする。医療行為ではないものとしての解釈を明示する。	厚生労働省	「健康データ等の分析から重症化リスクの高い人を選定する行為」は医療行為に該当せず無資格者が行うことも可能です。 なお、上記分析結果に基づいて、患者に対して、医学的判断を伴う罹患の可能性の提示や診断を行う行為は、人体に危害を及ぼすおそれがあることから、厚生労働省の回答では明確ではありません。 本提案は、アプリ等により罹患リスクの可能性を通知するとともに、受診勧奨を促すものであり、「人体に危害を及ぼすおそれ」がないことから、「医薬（医行為）」と見なさないという規制改革を求めたい。 ※なお、本提案利用者に対しては、上述に加え、注意書き等が必要になるものと考えております。	厚生労働省	初回回答のとおり、患者に対して、医学的判断を伴う罹患の可能性の提示や診断を行う行為は、人体に危害を及ぼすおそれのある行為であり、これを反復継続する意思を持って行った場合は、医師法に規定する医業に該当するため、無資格者が行うことはできません。 なお、医師以外の者が医行為にあたる診断や患者に対してそれに基づく罹患の可能性の提示を行うことは、利用者がそれらに基づき自身が健康であると誤認した場合、医療機関への受診が遅れ、適切な治療の機会を逸する等の恐れがあり、適切ではないものと思料します。	
宮崎県延岡市	8)	データ分析の結果をもとに健診の受診勧奨を行うシステムについて、医療機器として扱う範囲を緩和する。	市民の健康データを複数のDBを用いて構築し、AIによるデータ分析を行って疾病リスクの高い人、重症化の恐れが高い人を判定し、健診受診を促す。	よりアウトリーチ的な予防を展開することで、市民の健康寿命が延び、安心して暮らせる環境を整えると同時に医療費を抑制する。	プログラムが医療用機器として認定されると、民間事業者の判断で当該業務を行うことが出来なくなる懸念がある。 今年3月にプログラムが医療用機器に該当するかどうかの判断ガイドラインが掲載されている。	プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて（薬生機審発 0331 第1号、薬生監麻発 0331 第15号 令和3年3月31日） 医薬品医療機器等法	プログラムは多種多様にわたっており、容易に判断が出来ないことから、医療機器として扱う範囲を緩和していく。	厚生労働省	ガイドライン別添1のプログラム医療機器該当性判断事例のとおり、「糖尿病のような多因子疾患の一部の因子について、入力された検査結果データと特定の集団の当該因子のデータを比較し、入力された検査結果に基づき、当該集団において当該因子について類似した検査結果を有する者の集団における当該疾患の発症リスクを提示するプログラム（利用者に診断との誤認を与えないものに限る。）」、「特定の集団のデータに基づき統計処理等により構築したモデルから、入力された検査結果データに基づき糖尿病のような多因子疾患の発症リスクを提示するプログラム（利用者に診断との誤認を与えないものに限る。）」、「医療機器に該当しないと考えられます。ご提示のプログラムについて、同様の処理により発症リスクを提示するものであって、健診（健康診断）の受診勧奨を目的とするもの（利用者に診断との誤認を与えないものに限る。）であれば、医療機器に該当しないと考えられます。	厚生労働省	・入力値に類似した検査結果を有する者から構成される集団における、多因子疾患の発症リスクを提示すること、又は健康診断受診を提案することを目的とするプログラムは、個人の健康の有無等を判断するものではなく、概ね診断との誤認を与えないと考えられますが、個別のプログラムの該当性判断に疑問がある場合は、具体的な資料をご準備の上、監視指導・麻薬対策課又はPMDAの一元化相談窓口にご相談ください。 ・また、複数の機能・目的性を有するプログラムの医療機器該当性の判断に当たっては、少なくとも1つの機能・目的性が医療機器プログラムの定義を満たす場合、当該プログラムは医療機器としての規制をうけることとなります。	
宮崎県延岡市	9)	疾病等の予測リスク算出、介入項目の選定等のプログラムを構築した後、実際に生活パターン改善や行動変容を促す取組を、医師以外のサービス事業者が実施可能にする。	疾病と生活パターンの関係性を分析し、その関係性、疾病リスク予測、要因説明モデル等を開発した上で、その後はAIを用いた生活パターン分析等の統計解析的な知見をもとに、より多くの市民を説明モデルに当てはめ、改善の助言を分析事業者から実施する。	移動データに基づく生活パターン分析に代わり、家庭内での家電利用、それに基づく生活パターン分析が出来れば、まちの中での大きな行動特性と、家庭内での行動特性の両面を生活習慣として把握・分析でき、より深い市民の状態を把握してサービスを提供することが可能になる。	民間事業者が、健康データ等の分析から重症化リスクの高い人を選定する行為は、医療行為に該当するため、現行制度下では認められていない。	プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて（薬生機審発 0331 第1号、薬生監麻発 0331 第15号 令和3年3月31日） 医薬品医療機器等法 医師法（17条）	データの分析手法、高リスク者の抽出手法、専門の医療機関・研究機関等と共同して開発した後は、個別的分析・判別行為を行って受診を促すサービスを実施可能とする。医療行為ではないものとしての解釈を明示する。	厚生労働省	「健康データ等の分析から重症化リスクの高い人を選定する行為」は医療行為に該当せず無資格者が行うことも可能です。 なお、上記分析結果に基づいて、患者に対して、医学的判断を伴う罹患の可能性の提示や診断を行う行為は、人体に危害を及ぼすおそれがあることから、厚生労働省の回答では明確ではありません。 本提案は、アプリ等により罹患リスクの可能性を通知するとともに、受診勧奨を促すものであり、「人体に危害を及ぼすおそれ」がないことから、「医薬（医行為）」と見なさないという規制改革を求めたい。 ※なお、本提案利用者に対しては、上述に加え、注意書き等が必要になるものと考えております。	厚生労働省	初回回答のとおり、患者に対して、医学的判断を伴う罹患の可能性の提示や診断を行う行為は、人体に危害を及ぼすおそれのある行為であり、これを反復継続する意思を持って行った場合は、医師法に規定する医業に該当するため、無資格者が行うことはできません。 なお、医師以外の者が医行為にあたる診断や患者に対してそれに基づく罹患の可能性の提示を行うことは、利用者がそれらに基づき自身が健康であると誤認した場合、医療機関への受診が遅れ、適切な治療の機会を逸する等の恐れがあり、適切ではないものと思料します。	
宮崎県延岡市	10)	公共交通機能の一部を代替する為、企業や学校等の送迎バスを利用して、有償での住民混乗を行う	企業、学校、福祉施設の送迎等、特定の顧客（運送需要者）の利用目的で運行されている送迎バスやスクールバスについて、時間やエリアを限定して一般市民が利用できるように開放する。	バス交通ネットワークが不十分のため、公共交通の利便性が低い地域や時間帯において、学校の送迎バス等を利用して公共交通を補完し、実質的にダイヤ本数を拡大するなど、市民の利便性を高め、公共交通の利用促進を図る。	乗合バスと特定顧客だけを相手にするバスでは、登録すべき事業種別が異なっており、相互の利便性が異なる。	道路運送法 第4条 コネクティブバス等は、道路運送法上、一般旅客自動車運送事業	乗合バスとして市民を乗車させる場合の割合、条件（企業や学校の対象乗客が少ななど）を定めて、一定割合までは市民を有償で乗車させられるようにする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、提案内容から推察すると、時間帯によっては交通空白となる状況もあるように思料すること、地域の具体的な実情に応じて、乗合バスの許可を受けずとも、特定旅客自動車運送事業者が自家用有償旅客運送の登録を受けることで、当該事業者の車両を活用し、不特定多数の市民を輸送することも現行制度上可能である。 また、特定旅客自動車運送事業者については、特定の運送需要者の需要に応じた運送事業を行っているため、当該車両を別の用途に活用する場合であっても、当該運送需要者の需要が充足されるよう考慮する必要がある。	自家用有償旅客運送の登録においては、地域公共交通会議の開催や運輸局への手続き等に時間を要するものであり、この手続き等の簡素化し、迅速に市民の移動ニーズへの対応を実現するものである。 そのため、特定旅客自動車運送事業者が新たな許認可や登録等を得ずとも有償での住民混乗を行うことができる規制改革を求めたい。	国土交通省	特定旅客自動車運送事業については、特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業である。限定された旅客を運送する必要があるが、特定旅客自動車運送事業の経営により当該営業区域に関連する他の一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなる恐れがないことが必要となる。 貴市の提案する事業が特定旅客自動車運送事業の規制に抵触するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があること、頂いた情報のみでは判断できなかったため、個別にご相談いただきたい。
宮崎県延岡市	11)	バス事業の運行に当たり、利用者の移動ニーズや需要の変化に即応するため、バス停の位置やダイヤ、路線の変更について、許認可権限の変更を行う	現状、公共交通の便数が少ない、利用したい時間帯に本数が無い、ルートが使えない等の理由で十分に活用されていないが実態。現在、実施している市民の移動情報分析等を踏まえ、市民が利用しやすいダイヤ、バス停、路線による、柔軟に変更しながら最適化を図る	公共交通の最適化により利便性が高まれば、高齢者等もバスを利用しやすくなる公共交通が手放せないため、高齢者の免許返納が進んでこなかったが、最適化された交通網により公共交通の利用が促進、免許返納の返納率が上がる 成人市民の利用も高まることで、脱マイカー・脱炭素に繋がる	バス停、バス路線等の変更については、地域交通会議で合意形成が図られているが、国土交通省に届出が必要となっている	道路運送法第15条（事業計画の変更）・第15条の3（運行計画）	交通会議での合意形成を前提に、バス停や運賃等の変更を市、市内の手続きだけで変更できるようにする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、現行制度でも、地域公共交通会議を活用して運行計画等を変更する場合は、届出の期日を短縮する等の柔軟な対応を行っている。 そのため、本市の実情に応じて、地域公共交通会議の合意を前提とした市の判断で変更を可能とする規制改革を求めたい。	国土交通省	提案内容については明確化を要するが、地域公共交通会議での合意後に進める運行計画や運賃の変更手続きは、認可事項ではなく、届出事項となるため、所定の様式に沿って届出は行われる。	
宮崎県延岡市	12)	ローカル5Gを用いた工業団地等のスマートファクトリー化等のための緩和	資金面の課題等から高速のデータ通信環境が整備できずにいる中小企業等のスマートファクトリー化や遠隔リモートファクトリー化を進め、中小企業等の生産性向上や働き方改革、地域振興、強い地域経済・産業を実現する。 今後進むローカル5Gによる高速通信環境を十分に活かすためにも、屋外でも屋内でも安価にかつ効果的に無線通信サービスとしてIoT機器等に提供する手段として広エリア化かつ高度化を可能とするWi-Fi利用環境を実現する。 なお、さらに、具体例として、「農業や再生可能エネルギーなどのIoT機器がWi-Fiアクセスポイントを兼ねたローカル5G端末につながる」ことなども発展できることから、各分野での今後の新たなローカル5G活用ケースやWi-Fi利用シーンの拡大、利用ニーズの掘り起こしにもつながり、我が国の多くの産業分野での生産性向上や産業構造の変化・貢献も期待でき、国際競争力強化に資する事業である。	Wi-Fiに関する本規制緩和により、ローカル5GやWi-Fiなど様々な無線通信技術基盤を相互に、効果的かつ効果的にネットワークを構築できることから、中小企業等が、安価な高速のデータ通信環境を構築でき、中小企業の生産性向上、サプライチェーンの確保、地方経済の発展に効果を発揮し、地方創生に大いに寄与する。	2019年に改正された電波法は、技術基準適合証明(技術)に相当する技術基準を満たす端末(具体的には米FCC IDなど外国の認証取得機器)であれば、総務省に所定の項目を届け出ることにより、最大で180日間は合法的に電源をオンにして使うことを可能にされたが、さらなる緩和が必要である。	電波法 施行規則第6条の3 無線設備規則第49条の20の2 ほか、関係告示等	2019年に技術未取得機器を用いた実験等の特例制度の特例範囲の拡大がすでに実施されたものの、さらなる緩和が必要であり、⑤で記載した法令等の改正をお願いしたい。 具体的には、第一に、特例適用日数の拡大(180日を365日に拡大)、第二に、現在は、「実験・試験・調査目的」に用途が限定されており、利用目的に「地域振興」あるいは「地域創生に寄与する取組」を追加、第三に、送信電力の出力増強(200mW以下から1000mWに緩和)を要請するものである。	総務省	・技術未取得機器を用いた実験等の特例制度を有しないが相当の技術基準に適合していることを担保に特例として実験等を可能とするものである。万が一電波法第3章に定める技術基準に適合しないものがある可能性を否定できないため、電波環境への影響を鑑み、試験期間は必要最小限の期間とし、制度設計の段階において、これまでのWi-Fi等を用いた開発実証等を考慮し、180日間は十分な期間として設定したものである。 ・今回ご要望をいただいた180日を超える利用は現行制度としては適用は困難と考えている。なお、180日を超える適用日数の拡大に伴う電波法改正に関しては、上記理由から慎重に検討したい。 ・また、実験・試験・調査目的に関しては、電波の電率性の観点などを考慮した制度設計となっており、ご要望をいただいた「地域振興」等実用を目的とする場合には、基本的には、工事設計認証を取得したものをご利用いただきたい。なお、地域振興に資するための実験等を行う場合は、本制度をご利用いただく可能性が低くなります。 ・さらには、送信電力の増強に関しては、上述にあるとおり、技術基準適合証明を有しないが相当の技術基準に適合していることを担保を逸脱するものであり、本制度の根幹条件を満足しないこと、特例制度の趣旨として、実験後に日本国内の実用を行う事を前提としており、国内の無線LANの規定と整合性を取る必要があることから、現在の規定のままにさせていただきたい。(無線LANの出力については、他の無線局への影響等を勘案して決められているところである。)			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	13)	事業承継により技術伝承が地域の産業を保護することに有効と考えられる場合において、自治体が保有する個人情報、匿名化した上で目的外に利用することを認容	事業承継の為に企業価値算定において、一定の条件下で自治体が保有する情報を利用することを認める 例) ・市内中小企業の承継 ・市内企業が承継先 ・従業員数、事業規模	市内では後継者が不在の為に事業のスムーズな承継が出来ず、やむなく廃業していく事業者も多い。 ものづくり産業を中心に、市内様々な産業を守り、技術等を承継していくために、統計情報を始め、匿名化した個人情報等の活用を認めて企業価値算定に協力する。	市が保有する市民の情報は個人情報に該当しており、目的外での利用が禁止されている。	個人情報保護法（基本法） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 延岡市個人情報保護条例（第4条 利用目的の明示）（第8条 利用及び提供の制限）	直接的には条例の規定であるが、条例は国の機関に適用される保護法や基本法に準拠しているため、特区による目的外利用の緩和措置を明記する。 利用できる場合の条件の一つとして法8条に追加的な解釈を設ける。	総務省	お尋ねの「追加的な解釈」の趣旨が不明であるが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では、国の行政機関が保有する個人情報について目的外利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、各行政機関において、同条第2項各号に掲げる事由に該当する場合と判断される場合には目的外利用・提供を可能としているところ、各行政機関の目的外利用・提供の状況については、運用上、対外的に公表して説明責任を果たすとともに、法の規定に違反する目的外利用・提供については法第36条第1項第2号に基づいて利用停止請求を行うことが可能となっており、このような仕組みを通じ、適正な運用を確保しているところ。（そ上で、自治体が保有する個人情報の取扱いについては、同法は適用されないところであり、お尋ねの運用については各自治体の条例に照らして判断されたい。）			
宮崎県延岡市	14)	地域マネー等の推進にあたり、自治体と提携する事業の場合には資金決済法の供託金規定を減免する	紙媒体で実施してきた健康ポイントを電子アプリ化したのに続き、対象を拡大し、チャージ機能を付加して、地域電子マネーに発展させていく計画をしている。 その時の前払式支払手段の発行主体は、まだ確定していないが、3セク等の団体が担うことも十分に考えられる状況。	地域内での経済循環を促進させる目的に加え、ボランティア活動、SDGs活動、健康づくりや定期健診受診などの行動に対し、ポイントをつけて行動促進を図っていく、行動誘発を目標として地域マネーを利用していく計画をしている。 市内の事業者にもポイント発行等の手段として利用してもらうことでデータ基盤やシステムの運営に充てることを計画している。	前払式支払手段に該当する電子マネーの発行には、未利用残高が1000万円を超える時には1/2を供託しなければならない。	資金決済に関する法律 第14条	自治体は本規定を免除されていることから、三セク等の自治体と共同で事業実施する主体についても供託の規定を免除する。	金融庁	前払式支払手段については、発行者の規制対応コスト等を考慮しつつ、利用者保護を回る観点から、6か月ごとの基準日における未使用残高を基に算出された額を保全する義務が課されています。 発行者が国等に準ずる法人である場合に保全義務が課されていないのは、信用力の点において国等に準ずるものであれば利用者保護に支障は生じないと考えられるためであり、それ以外の発行主体について同様の取扱いとすることは困難です。 なお、産業競争力強化法上の新事業特別制度に基づく規制の特例措置により、財産的基礎等に係る所定の要件を満たす商工会議所又は商工会は、新事業活動計画の認定を受けることにより、資金決済に関する法律上の保全義務の適用を受けることなく、最長で有効期間3年の前払式支払手段を発行することが可能です。			
宮崎県延岡市	15)	書面による届け出・発行等が前提とされている手続きについて、データ上での届け出・許可申請等が出来るようにするための緩和（罹災証明の発行、その前提となる住家被害認定のDX化など）	例えば罹災証明書は、災害対策基本法において書面で発行するとされている。 また、手続き申請の根拠となる調査・確認プロセス（住家被害認定）に、ドローンや衛星写真を利用する為の仕組みとルールを整備する。	罹災証明は、発生後1か月を目途に発行すべきとされているものの、被災した全建物を調査する為、数か月かかっている この様な状態から、調査確認プロセスもDX化することにより、証明書発行手続きは大幅に早く発行することが可能になり、被災者の生活再建がスムーズになる	4) 調査方法の概要 住家被害認定は、一見して全壊と分かる場合は航空写真の利用が認められた所であるが、原則として内部立ち入りを含む現地調査、しかも被災者の立会いが必要とされている。 一次調査では全建物を調査することが求められており、個別に申請があった場合の2次調査では改めて全ての調査を行うこととされている	災害対策基本法90条の2 「災害の被害認定基準について」平成13年6月28日府政防第518号 災害に係る住家の被害認定基準運用指針令和2年3月 内閣府（防災担当） 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和2年3月 内閣府（防災担当）	広域の災害になった場合に住家被害認定の現地調査には長期的時間と人手がかかることから、ドローン等の先端技術を用いて調査することを可能にする。 発災時の被災状況収集の為にドローンを利用することについても更なる規制緩和が求められる。	内閣府 国土交通省 内閣官房	（前段部分への回答） ○住家の被害認定調査については、航空写真等を活用した判定のほか、水害時にはサンプル調査による区域判定により、効率的かつ迅速に調査を行うことが可能となっている。 ○また、ドローンやタブレット等の先端技術を活用した調査については、過去の災害対応において既に活用されており、「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」において事例を周知しているところ。 ○なお、罹災証明書交付手続きの更なる迅速化のため、自治体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹災証明書の電子申請やコンビニでの交付にも対応できる基盤的なシステムを令和3年度中に整備する予定としている。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	1	■ハイブリッド資源循環 〔上下中水循環型水インフラの地域一体整備の実現〕	<ul style="list-style-type: none"> ■上中下水道の一体経営：上中下水道の一体整備・運営に加え、資源循環・創エネルギーの収益化による効率経営 ■バイオマス（下水汚泥、生ごみ等）のメタン発酵による発電・発熱：再生可能エネルギーである電力、熱源を域内で活用 ■水資源循環利用：海域に放流されている下水処理水を中水として域内で循環利用 	<ul style="list-style-type: none"> ■上中下水道一体整備・管理による効率経営：建設費及び維持管理費の10%削減 ■バイオマスによる創エネルギー：FITによる電力販売収入により1200万円/年、熱源販売収入により200万円/年 ■下水処理水の循環利用：下水処理水を中水として域内での販売収入により1.36億円/年 ■中水利用、バイオマス発電によるCO2削減：年間590t-CO2の削減量 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道事業：下水道法＞国土交通省＞事業主体として民間事業者が認められていない。上中下水道の一体経営ができない。 ■上中下水道の効率経営：廃棄物の処理及び清掃に関する法律＞環境省＞下水処理場より発生する汚泥の産業廃棄物指定。廃棄物処理費用の負担増が効率経営に影響 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）：第3条 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）：第2条第1項、同条第4項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> ■公共下水道の設置等が市町村に限定されており、一体経営のための事業主体の民間企業への開放をお願いしたい。 ■下水汚泥は産業廃棄物とされているが、本プロジェクトにおける下水には工場排水等が流入しており、有害な産業廃棄物ではない。このため、産業廃棄物の指定解除をお願いしたい。 	環境省	<p>事業活動（公共事業を含む）に伴って生じた汚泥は産業廃棄物に当たらない（廃掃法政令第2条第12号ロ）、生活環境保全上の支障が生じることの無いよう適切に処理しなければならない。また、工場排水等が流入しているが、有害かどうかで産業廃棄物の該当性判断を行うことは不適切である。</p>	<p>「環境汚染源として問題とされる物質」の具体的に意味するところが明らかなでないが、下水汚泥等は悪臭の発生や飛散流出が起きやすい性状であるため、廃棄物処理法の各基準の下、適正に管理すべきと考える。</p> <p>また、「事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるもの」（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行について、昭和46年10月16日厚生省環784号）とあるように、「質」のみならず「量」的な観点から、国民の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物とは区分して、一般廃棄物とは異なる産業廃棄物の処理体系で処理することを原則としている。</p> <p>なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運用に伴う留意事項について（公布日：昭和46年10月25日環整45号）第1の5において「下水道法に規定する下水道から除去した汚濁では、産業廃棄物として取り扱うものである」としていること、扱った排水の種類に関らず、下水汚泥は事業活動に伴って生じた産業廃棄物となる。</p>	環境省	<p>○ 下水道法に基づく公共下水道は、都市の健全な発達・公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全に資することを目的として整備されるものであり、その設置や統廃合については、一般的に、人口推計、地形的・地形的特性、都市計画等の関連計画との整合性等を総合的に勘案し、その必要性を判断するとともに、公衆衛生、都市機能の確保、浸水防止や公共用水域の水質保全等の観点から、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること ・予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること ・公共下水道の配置及び工事の時期が都市計画又は都市計画事業に適合していること <p>等、極めて公共的、専門的かつ技術的な観点により、公共下水道や排水施設の配置、構造や能力等を定める事業計画に基づき行う必要があるものであること、公共主体である市町村等の地方公共団体が行うこととされています。</p> <p>○ この点、ご提案の趣旨が定かではありませんが、ご提案主体が、ご意見にある「本サービスでは・・・近隣エリアの要望によりサービス範囲の拡充の可能性があり、そのための施設の新設や統廃合が見込まれる」との背景により、下水道の設置を民間が行うべきとされているのであれば、前述のとおり、下水道法に基づく公共下水道の設置や統廃合は、単に「近隣エリアの要望によるサービス範囲拡充」等の経営的観点のみを趣旨として行うものではなく、公衆衛生、都市機能の確保、浸水防止や公共用水域の水質保全等の観点から、地域における降水量、人口や環境要因や処理場の配置・能力等を勘案して極めて公共的、専門的かつ技術的な観点により検討・策定された事業計画に基づき行うものであり、下水道法の趣旨に鑑みれば、他事業との手続が複雑化するとのみを理由に同法に基づく下水道の設置を民間事業者が行うことは適切ではないと考えます。（※ 前回回答のとおり、公共下水道ではない下水道施設の設置について、民間事業者が主体となることは、特段の下水道法上の規制はなく、可能です。）</p> <p>○ なお、前回回答のとおり、下水道法では、都市の健全な発達、公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全という法の目的を達成するためには、各家庭や工場等の民間からの下水を確実に公共下水道に流入させることが必要不可欠であるとの観点から、公法として極めて特異な「民間に対する利用の強制」を位置づけており、具体的には、公共下水道設置・供用開始区域内の住民等に対し、排水設備の設置義務や水質規制等の規制を課すとともに、当該規制の実効性を担保するため、立入検査等の公権力の行使も必要とするという特性を有しています。この点、公共下水道の設置判断・設置と、設置に伴い住民等に対して発生する規制については、同一の者が一貫して責を負うべきものであるという観点からも、公共下水道の設置は市町村等の地方公共団体が行うべきであり、民間事業者が行うことは適切ではないと考えます。</p>
沖縄県石垣市	2	<ul style="list-style-type: none"> ■道路空間の新インフラ『ホーク・アイ ポイント』によるエリアの安心・安全・見守り基地 ※ホーク・アイ（鷹の目） 	<ul style="list-style-type: none"> ■街路灯に照明以外に下記機能を搭載し各サービスを展開 ・5Gアンテナ：5G環境の整備、アンテナ設置料の収入 ・デジタルサイネージ：通常時は民間広告による収益化、非常時は避難所への誘導等 ・AIカメラ：防犯用、人流データ取得・解析 ・EV充電器：停車中のEV充電 	<ul style="list-style-type: none"> ■公共空間である道路上での防犯・防災機能の向上、EV利用の利便性向上。 ■ポール設置後も広告収入、基地局設置料やEV充電で維持運営コストを賄うイベント時などで光と映像でまち全体を演出し賑わいを創出する。 ・AIカメラ：防犯用、人流データ取得・解析 ・EV充電器：停車中のEV充電 	<ul style="list-style-type: none"> ■街灯に照明器具以外の設置は基本不可。 ■屋外での民間広告物は基本不可。 ■EV充電スペース内燃機関車が駐車する事により充電の妨げになる恐れがあるが規制する法律がない。 	<ul style="list-style-type: none"> （※道路法（昭和二十七年法律第八十号）） 第三章 道路の占用 第三十二条 道路の占用の許可 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 （※屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）） 第二章 広告物等の制限 第三条 広告物の表示等の禁止 四項 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために貴津陽があるものとして当該都道府県が指定するもの （※道路交通法（昭和三十五年法律第五号）） 第九節 停車及び駐車 第四十五条 駐車を禁止する場所 	<ul style="list-style-type: none"> ■設置機器を拡大へ緩和。 ■災害時は防災表示に切替わる機能搭載を条件に民間広告を許可へ緩和。 ■EV充電を円滑に実施するためEV充電スペースへの内燃機関車の駐車を禁止する条文を新設。 	国土交通省	<p>提案内容にあるような機能を有する物件を道路管理者以外の方が街灯に設置することは、現行制度上可能であり緩和すべき規制は存在しない。</p> <p>屋外広告物法第3条第1項第4号では、都道府県が、条例で定めるところにより、道路又は道路に隣接する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するものについて、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる旨を定めており、道路又は道路に隣接する地域でのデジタルサイネージの表示については、都道府県が地域の現状を踏まえながら個別に判断するものと考えます。</p>	<p>現状においても、道路上の電気自動車充電施設については、その設置条件、構造等を勘案し、当該施設における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせないよう、駐車を可能とする対象について、「充電のための電気自動車」等と限定した交通規制を実施することが可能です。</p> <p>以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、電気自動車充電施設の構造等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。</p>	警察庁	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	3	■地域マイクログリッドの実践 〔エネルギーマネジメント+再生エネルギーによる発電事業+送配電事業+小売電気事業〕	■太陽光発電+蓄電池+V2Xiによる災害時3日分以上の電力供給可能な自立グリッドの構築。 ■シティ全体を一括受電による省エネ、脱炭素、光熱費削減を実現。 ■太陽光発電とEV車の充電電をシティ全体でコントロールし、再生エネを最大限活用。 ■データ活用により省エネ、BCPの効果を最大化。	■カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー活用の最大化と、災害時のBCP電源確保の両立と光熱費の削減によるエネルギーコストの極小化。 ■データ活用によるエネルギー利用効率向上による経済的効果と、災害時のBCP対策の最大化。	■発電事業と送配電事業・小売事業の兼業規制。 ■特定供給における安定電源50%の規制。	■電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）：第22条の2第1項及び第2項 ■電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）：第3条の4第1項第2号	■シティ全体を一括受電し、発電事業・送配電事業・小売電気事業をエリア内に限り、本エネ事業者の兼業を認めてほしい。 ■発電事業者の許可取得の為、最大消費電力の50%発電能力の下限値の低減、発電能力にシティに分散配置された太陽光と蓄電池の加算を認めてほしい。	経済産業省	・令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業を位置づけました（令和4年4月1日施行）。配電事業者の兼業規制の適用除外基準として、「配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5万軒を超えないことを原則とする。」と等を法令で整備しました。なお、本制度においては、供給区域内の最大消費電力の50%以上の発電能力を確保しなければならないなどの制約はありません。 (参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ P37) https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf	経済産業省	電気事業法は、公共安全を確保することを目的として、自家用電気工作物設置者に対し、設備ごとに保安規程の制定及び主任技術者の選任することを義務付けております。 自家用電気工作物の設置者が同一の場合には、保安管理に関する指揮命令系統の構築が可能であるため、統括制度や兼任制度を利用することで一本にまとめることが可能です。なお、保安管理の責任主体や指揮命令系統が異なる場合（例えば、病院やホテル等の設置者が異なる場合）には、設置者単位で保安管理の責任者を配置する必要があります。	
沖縄県石垣市	4	■先進的モビリティ技術を基にした未来都市（水、陸、空の移動が可能な電動モビリティ）	■水陸空の移動が可能な電動モビリティ「Electric Mobility」の導入。 ■災害時に水に浮き、水面移動が可能な4人乗り電気自動車「FOMM ONE」の導入。 ■バッテリー交換式EV給電スタンドによる再生可能エネルギーの活用とオンデマンド型自動車カーシェアリングサービスの導入。	■医療分野における救急対応の強化。 ■小口配送における物流円滑化。 ■観光事業における収益増加。 ■非常用電源(蓄電池)購入費用の削減。 ■災害時における防災対策強化と小型バッテリーによるライフラインの確保。	■陸路:車両登録(道路運送車両法) ■水路:船舶登録(船舶法) ■空路:航空機登録(航空法) 特定の地域における包括的な法整備と手続きの簡素化もしくは一元化が必要。	【登録について】 ■道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）：第7条 ■船舶法（明治三十二年法律第四十六号）：第4条、第5条及び第5条の2 ■航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第3条乃至第9条 その他、運行について ■道路交通法 ■海上交通安全法 ■船舶安全法 ■港用法 ■海上衝突予防法 ■空港法 等の関係法令が存在。	■水陸空の運行が可能なモビリティについての包括的な法整備および手続きの簡素化もしくは一元管理化(特例的措置を含む)を検討してほしい。	国土交通省	【自動車登録、船舶法について】 提案の具体的な内容が明らかでないため、明確化を要する。 【航空法について】 現状そのような機体が存在すると認識しておりませんが、今後そのような機体が出てきた場合は個別にご相談下さい。 なお、ドローンにおける登録については昨年度の法改正が来年度施行されることとなります。	国土交通省	本エアタクシー構想においては、機体は自動車の形状でありながらも水、陸、空路での運行が可能であることから、登録申請やその必要な検査について、用途毎の手続きが必要になることが想定されます。FOMMが既に日本国内で販売を行う、水上移動の機能を備えた電気自動車は、車両としての運行においては道路運送車両法に基づく登録手続きを行い、水上での運行においては小型船舶の登録等に関する法律に基づく手続きが必要になります。本構想の実現にあたり、将来的に空路の運行においても航空法に定める手続きを要する場合、手続きの煩雑さによるサービス普及の機会損失が想定されます。本構想をモデルとして各手続きの一元化をお願いいたします。 現在、添付資料の様な水陸空モビリティを企画しています。また、この機体はドローンではなく、事業用操縦士免許を所持した者が機長となり運行します。	
沖縄県石垣市	7	■健康スマートタウンへデータ共有・利活用による健康都市創造	■生活データ活用による健康促進、サービス提供、研究機会の創出。 ■健康トイ活用(手段)により日々の体調データを取得 ■体調データはプラットフォーム(クラウド)に自動蓄積→改善分析(規制緩和ご提案) ■個人別体調改善アドバイス、服薬指導等オンラインにてドクターが行う(規制緩和ご提案)	■各種データ管理からの生活改善プログラム提供により、未病を促進し、医療費・介護費を削減する。 ■健康寿命延伸を実現する未来都市の実現。	■健康データの取扱い、またはデータ収集から将来の未病提案事業に関して、個人を特定できるデータを第三者が取り扱う可能性があり、個人情報の保護に関する法律への抵触が今後発生する ■オンラインでの服薬指導医療等を実施するに当たり、既存法では対面を前提としている。	(※個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）） 個人情報の保護に関する法律 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務 第二十三条 第三者提供の制限 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号） 第九条の三第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号） 第十五条の十三第二項	◇各種生活データ活用を根拠に生活改善プログラムの一部がオンライン診療（モバイルクリニック対応含む）、服薬指導に至る想定。 未病促進のため、服薬指導など初診対面規制のため時限立法から恒久法としての規制緩和を提案する。	厚生労働省 個人情報保護委員会	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年要を自衛隊・医薬品医療機器等法に基づくルールの見直し検討を行うこととしております。 当該要請は、初診対面規制に係る規制緩和を時限立法での対応から恒久法化するものである。「規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」に個人情報保護法に関する記載はなく、また、記載のある規制緩和要望についても提案趣旨が不明であるため回答は難しい。	厚生労働省 個人情報保護委員会	薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG（令和3年9月10日開催）でお示ししたとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。 ・健康トイで取得した情報を取得する段階で、本人の同意を得た上で、提供医療機関へ第三者提供を行うという点承知しました。 その上で、提供医療機関→関連医療機関への第三者提供について、提案の内容だけでは趣旨が明確でないため、以下の2つの場合に分けて回答いたします。 A.本人の同意に基づく第三者提供の場合 本人から、保有個人データの利用の停止の請求を受け、法第30条の要件に該当する場合には、利用停止を行わなければなりません。 ※ 詳細は下記ガイドライン参照 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsusoku/#a3-5-4 なお、令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、法第30条5項の要件を満たす次の1～3までのいずれかに該当する場合には、保有個人データの利用の第三者提供の停止を行わなければならないものと、留意が必要です。 (1) 当該本人が識別される保有個人データが個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合 (2) 当該本人が識別される保有個人データに係る法第22条の2第1項本文に規定する事象が発生した場合 (3) 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 参考： https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf B. オプトアウト手続きによる第三者提供（個人情報23条2項に規定するオプトアウト届出制度に基づく第三者提供）の場合 (1)要配慮個人情報を含まない場合 関連医療機関への第三者提供に關し、その個人データの提供の停止を要される方に対しては、第三者提供の停止に応じることが必要になります（個人情報23条2項4号）。 個人データを第三者に提供するには、本人の同意を得ることが原則であるところ、オプトアウト手続きによる第三者提供が認められているのは、事後的にも本人の意思を反映できる機会を設けるといって最小限度の手続きをとることを条件としているためです。 その中でも、個人データの提供を停止する手続きは、個人データの第三者への提供の制限を緩和するための必要不可欠な前提となる手続きであり、必要不可欠な規定です。 (2)要配慮個人情報を含む場合 要配慮個人情報を含む場合にオプトアウト手続きは利用できません（個人情報23条2項括弧書き）。 要配慮個人情報においては、第17条第2項により取得の際に原則として本人同意を得ることを義務付けられている趣旨（本人の意図しないところで要配慮個人情報取得され、本人が差別的な取扱いを受けることを防止しようとするもの）に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供はできないとされており、必要不可欠な規定です。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	8	健康チェック住空間～データ共有・活用による健康レジデンス空間創造	<ul style="list-style-type: none"> 健康トイレ活用(手段)により、日々の体調データを取得 体調データはプラットフォーム(クラウド)に自動蓄積～改善分析(規制緩和ご提案) オンライン医療(ドクター)と繋がり、住空間側は健康テレビで日々の健康診断と健康、服薬指導を受けられる(規制緩和ご提案) オンライン医療の応用として車両を用いた移動式クリニックの活用を行う。オンラインドクターからの服薬指導及び看護師等により疾病時の迅速目適切な措置を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種データ管理からの生活改善プログラム提供により、未病を促進し、医療費・介護費を削減する。 未病住空間として(5000人規模の健康創造都市)未来都市の実現 移動式クリニック活用による病院施設と公共交通機関混雑の解消住空間においての身近な医療実現 	<ul style="list-style-type: none"> 健康データの取扱い、またはデータ収集から得た未病提案事業に関して、個人を特定できるデータを第三者が取り扱う可能性があり、個人情報の保護に関する法律への抵触が今後発生する オンラインでの医療等を実施するに当たり、既存法では対面を前提としている。 	<p>(※個人情報保護法(平成十五年法律第五十七号)) 個人情報の保護に関する法律 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務 第二十三条 第三者提供の制限</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第九条の三第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の十三第二項</p>	<p>○オンライン診療(モバイルクリニック対応含む)、服薬指導、提案 オンライン服薬指導と非対面薬剤交付までデータプラットフォーム連携を活用。未来型医療のため、服薬指導など初診対面規制のため時限立法から恒久法としての規制緩和を提案する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。</p>	<p>薬局におけるオンライン服薬指導について、スーパーシティにおける初診対面規制に関わる先行緩和措置要望が本ご提案での主旨となります。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>健康寿命延伸を実現する未来都市を達成するため、住居する一人一人の個人データを健康トイレで取得したうえで、当該個人の同意の下、提携医療機関へ第三者提供します。また、当該提携医療機関は、当該個人データについて、アウトアット手続の下で、必要となる関連医療機関へ第三者提供することを予定しています。これに当たり、住民の中に、上記関連医療機関への第三者提供に際し、その個人データ提供の停止を要望される方が発生し、第三者提供の停止を余儀なくされた場合、住人全員の個人データが取得できず、街全体での未病都市確立が困難となるため、第三者提供の停止の措置を採る必要なくして個人データの取得、活用を行えるよう提案致します。</p>	<p>個人情報保護委員会</p> <p>当該要望は、初診対面規制に係る規制緩和を時限立法での対応から恒久法化するものである。「規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」に個人情報保護法に関する記載はなく、また、記載のある規制緩和要望についても提案趣旨が不明であるため回答は難しい。</p>	<p>個人情報保護委員会</p> <p>健康トイレで取得した情報を取得する段階で、本人の同意を得た上で、提供医療機関へ第三者提供を行うという点承知しました。その上で、提供医療機関→関連医療機関への第三者提供について、提案の内容だけでは趣旨が明確でないため、以下の2つの場合に分けて回答いたします。</p> <p>A.本人の同意に基づく第三者提供の場合 本人から、保有個人データの利用の停止の請求を受け、法第30条の要件に該当する場合には、利用停止を行わなければならない。 ※ 詳細は下記ガイドライン参照</p> <p>https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsuoku/#a3-5-4 なお、令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、法第30条5項の要件を満たす次の1～3までのいずれかに該当する場合には、保有個人データの利用の第三者提供の停止を行わなければならないと規定されています。</p> <p>(1) 当該本人が識別される保有個人データを個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合 (2) 当該本人が識別される保有個人データに係る法第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合 (3) 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</p> <p>参考： https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf</p> <p>B. オプトアウト手続による第三者提供(個人情報法23条2項に規定するオプトアウト届出制度に基づく第三者提供)の場合 (1) 要配慮個人情報を含まない場合 関連医療機関への第三者提供に際し、その個人データ提供の停止を要望される方に対しては、第三者提供の停止に抵触することが必要になります(個人情報法23条2項4号)。 個人データを第三者に提供するには、本人の同意を得ることが原則であるところ、オプトアウト手続による第三者提供が認められているのは、事後的にでも本人の意思を反映できる機会を設けるという最小限度の手続きをとることを条件としているためです。 その中でも、個人データの提供を停止する手続は、個人データの第三者への提供の制限を緩和するための必要不可欠な前提となる手続きであり、必要不可欠な規定です。 (2) 要配慮個人情報を含む場合 要配慮個人情報を含む場合にオプトアウト手続は利用できません(個人情報法23条2項括弧書き)。 要配慮個人情報においては、第17条第2項により取得の際に原則として本人同意を得ることを義務付けられている趣旨(本人の意思しないところで要配慮個人情報取得され、本人が差別的な取扱いを受けることを防止しようとするもの)に鑑み、オプトアウトによる第三者提供はできないとするものであり、必要不可欠な規定です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	10	■「石垣島・日本最先端ビジネス技能訓練校（仮称）」の新設による海外人材の就労支援（多様な人材の活躍推進）	■スーパーシティの運用、発展に必要とされる人材の確保 ■日本語・英語・専門スキルの就業技能と日本の規律・礼節・道徳・文化を習得 ■石垣島を特区と見做した大胆な改革	■地域内の消費向上 ■地域内の税収向上 ■国際化	■職種制限 ⇒職種が決められており、必要に応じて柔軟に対応することが難しい ■在留年数の制限 ⇒3年ないし5年の制限 ■家族帯同 ⇒現状は不可であり、優秀な人材でも帰国してしまう	■外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及びその下位法令等 ■出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及びその下位法令等	■同地域の作業に従事かつ地域内在住の場合 ・職種制限の撤廃もしくは緩和 ⇒必要に応じた作業が可能になる。・在留年数の撤廃 ⇒優秀な人材確保可能・家族帯同許可。 ⇒優秀な人材確保、定住が可能になる。	法務省	○ 特定技能 1 号外国人における家族の帯同については、特定技能 1 号外国人が在留期間を満了 5 年として帰国を前提とした在留資格であり、在留期間に上限のある他の在留資格（技能実習等）と同様にその家族に対して在留資格「家族滞在」を付与しないこととしています。また、特定技能 1 号外国人の方に対しては、我が国で安定的に在留活動を行うことができるようにするため、その生活環境を確保するための各種支援を行う必要があるところ、このような外国人の家族を併せて受け入れることとした場合、その家族に対する支援も行う必要があり、その点については、幅広い観点から国民的なコンセンサスを得る必要があるため、現時点で、家族帯同を認めることは困難です。 一方で、「特定技能 2 号」に在留資格変更した場合、一定の要件の下で家族帯同が認められます。 ○ 特定技能 1 号外国人の在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）で定める在留期間の上限が5年であること、技能実習等の制度で認められている在留期間の上限を参考とするなどして、5年としたものであるところ、御指摘の内容について具体的に検討を行っている状況にありません。 一方で、「特定技能 2 号」に在留資格変更することにより、5年を超えて在留していたことが可能です。 ○ 特定技能外国人の受入れは、技能実習の対象職種に限らず、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（現時点で14分野：介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）において行われます。 特定技能の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度関係機関において検討を行うこととなります。分野を所管する行政機関から申入れがあれば、関係機関と協議し、十分な検討を行ってまいります。 ○ 法令上、（1号）特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められますが、同一産業分野内であっても、必要とされる技能が異なる業務が複数存在し得る分野があります。そのような場合、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）においては、分野内に更に「業務区分」という区分けを設け、必要とされる技能の範囲を画するとともに、当該業務区分に対応する試験等により必要な技能水準を確認することとしています。 このような理由から、業務区分を超えて一律に自由に業務に従事することができるようにすることは困難ですが、他の業務区分に係る試験等に合格した場合には、当該業務区分に係る業務に従事することは可能です。	一定の活動可能な（一定期間日本在留）人材、受入外国人労働者教育施設（日本語や生活習慣等）整備、スーパーシティ内限定在住と家族帯同可能とします。在留資格5年の更なる延長は、開発後の運用段階（宿泊や介護、農業等）、インセンティブ（家族帯同・在留期間緩和）付与により良い人材を確保。特定技能の新たな産業分野は追加せず。開発後の主な就労は介護・宿泊・農業分野等。業務区分を超えた作業は、特に建設分野は様々な業務区分（簡易～一定技術）があり、これらに従事すべく技能実習はS C都市機構が技能試験を実施し高水準を保ち多様な就労を実現。開発後建設業以外の就労は各分野の特定技能試験合格後移行とします。	法務省	○特定技能制度は、政府基本方針において、「人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等により具体的に示す」とこととされています。ここに客観的な指標については、我が国全体の人手不足状況を示す指標であり、当該指標をもって人手不足とされた特定産業分野は、全国一律で人手が不足していると評価されています。 ○これを前提として、全国一律の政策として特定産業分野において外国人人材の受入れを行っていることから、特定の地域のみで特別な取扱いをすることは制度の趣旨に鑑み困難です。 ○また、特定技能 1 号は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められるところ、これら技能についても、上述した制度の趣旨に鑑み、全国統一の試験によって一律に確認できることが保証されることが前提です。よって、特定の地域のみで実施される試験をもって技能水準を確認することは制度上想定されておりません。
沖縄県石垣市	11	■炭素繊維を使った道路床版の実証実験【現状(PC鋼線)→未来都市(PC炭素繊維)】	■国土強靱化の早期実現を促進する為、地球温暖化による異常気象で持たされる今までに経験のない豪雨災害から港湾や河川敷の防潮堤や堤防などの防災基礎整備の強靱化、長寿命化、迅速な工事を実現する新しい工法の普及を目指す。 ①塩害対策・防錆・軽量化・工期短縮を実現するCFRP床版 ②CFRP床版普及の為の実証実験 ③共同溝による無柱化	■約20年前より港湾施設の防潮堤の塩害対策試験が国土交通省で実施されていた。しかし工事コスト等の問題から今だその普及が実現していない現状である。 ただ地球温暖化による未曾有の水害から国民を守る為、早期の国土強靱化を実施し、約半世紀前の都市インフラ・防災施設再整備の実行が望まれている。 ■炭素繊維コンクリート工法はその一助となると思われる。 その普及の障害である工事コストの廉価を目指す為、汎用性ある工法やディテールの研究の実証実験を行う。	■「道路構造令」等土木設計基準には鋼線を使ったプレキャストコンクリート工法の仕様規定は存在するも、炭素繊維を使った炭素繊維コンクリート(CFRP)工法の仕様規定ははまだ認められていない。 本法令整備と新工法への柔軟な規制緩和により、本工法の普及を後押しし、工事コストの廉価により、汎用性が高まると思われる。	■道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第23条 ■車道及び側溝の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第三百号） ■舗装の構造に関する技術基準について（平成13年6月29日国土交通省都市・地域整備局長・道路局長通知）等の土木設計基準	■「道路構造令」等土木設計基準と炭素繊維を使った炭素繊維コンクリート(CFRP)工法の仕様規定との調整。	国土交通省	道路分野では、橋梁の床版などに活用可能な新材料の導入に必要な技術基準類の整備を迅速化するため、令和2年4月に新技術導入促進方針及び新技術導入促進計画を策定しました。本計画において、高強度繊維補強コンクリートを用いた床版技術について、求める性能、性能を確認する方法等の技術基準の検討を進めているところです。	本提案は、スーパーシティ内に限定した提案であること、外国人雇用については、スーパーシティ開発・運用にあり、石垣市（沖縄県）内で確保できない部分に対応するものであることから、労働市場に与える影響は軽微であると考えます。また、雇用管理についてはS C都市機構内で外国人雇用の際、労使間の調整・管理する組織を作る予定であり、適切に管理できると考えており在留資格及び技能試験等の緩和をお願いしたいと考えております。	厚生労働省	本事業に係る制度設計の詳細が必ずしも明らかではない部分があるため、厚生労働省としては、本事業による外国人の受入れが労働市場に与える影響や本事業により受け入れる外国人の適切な雇用管理の実現について、より詳細な制度設計等を踏まえたうえで精査していく必要があると考えている。
沖縄県石垣市	13	■農業・流通の6次産業化（農水産物の海外輸出を促進）	■一般企業による農地取得条件の緩和。 ■農業関連の作業に完全無人の耕作機械、収穫ロボットの利用。 ■植物工場など新しい農業のあり方を農地取得と同様の対応へ。	■大規模農業の実現 ■大企業の農業への参入促進 ■農業就労人口拡大による増収効果 ■地域内の雇用促進 ■農業就労人口減少の補完 ■植物工場など新しい農業のあり方を農地取得と同様の対応へ ■農業生産性の向上 ■企業による新規参入の促進	■完全無人の自動運転を実現するにはレベル4以上が必要であり、現時点では様々な制約から無人機械（ロボット）の活用は難しい。 ■農地を所有するには、農地所有資格法人であることが要件であり、特に農業以外の事業が1/2以下でなければならぬため、一般企業が新規参入するにはハードルが高い。	■自動運転に関連する各種法令等（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）・道路交通法（昭和三十三年法律第五号）等） （※農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号））	■本地域内限定でのレベル4以上の水準の対応を可能へ。 （実証実験も含む） （※農地所有資格法人の要件緩和については既存の国家戦略特区における規制の特例措置の活用を想定）	警察庁	現行法上、運転者席に緊急時の必要な操作を行う者がいるなど「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）」に準拠すれば、特段の許可や届出なしに公道実証実験が可能です。また、遠隔型自動運転システムの公道実証実験についても道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。さらに、農道での実証実験の場合には、農道管理者が「一般交通の用に供しないと判断した場合には、当該農道は道路交通法の適用を受けないため、この場合、農道管理者が行う車両の通行の禁止又は制限等の措置の下、無人の農業用ロボットの公道実証実験について自由な形で実施することが可能です。なお、現在、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスが実現される可能性があるところを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの方針について、警察庁で検討を進めているところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「予測」「判断」「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	15	■環境美化都市の実現に向けた規制緩和	<p>■『遊覧計画や防災訓練などのソフト面でのソリューション』や『ICTを活用した安全システムの構築』による耐火上の制限の規制緩和を受け、木の肌を体感できる大規模木造建築の実現と検証。</p> <p>■グローバルな気候変動や生態系の変化などのリスクに対し、過酷な環境下での木造建築の可能性を検証。</p> <p>■木造建築物の高耐久化や適切な維持管理などの定期的なモニタリングを通じ、新たな『亜熱帯型木造建築モデル』の開発。</p>	<p>■木造建築エリアの拡大（亜熱帯地方）による木材利用促進。</p> <p>■3,000㎡を超える大型木造建築の拡大による木材利用促進。</p> <p>■木の効能のエビデンス取得。</p> <p>■木材利用推進による低炭素社会の実現。</p> <p>■木材利用推進による森林資源の循環、国土保全、水源の寛容。</p>	<p>■国土交通省：建築基準法</p> <p>■建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）より抜粋 ※平成30年9月25日から令和2年4月1日と段階的に施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止（第24条関係） ・木造建築物等の耐火性能に係る制限の合理化（第21条第1項関係） ・大規模建築物の区画に関する規制の合理化（第26条及び第36条関係） ・耐火建築物等としなければならない特殊建築物の対象の合理化（第27条第1項関係） ・長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化（第30条関係） ・防火地域及び準防火地域内の建築物に関する規制の合理化（第61条関係） ・延焼防止性能を有する建築物に関する建蔽率規制の合理化 ・「延焼のおそれのある部分」の定義の見直し（第2条第6号関係） ・吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画（面積区画）（令第112条第1項関係） ・特殊建築物等の内装制限（令第128条の5第7項関係） ・避難安全検証法（令第129条及び第129条の2関係） 	<p>■建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）：第21条</p> <p>■建築基準法施行令（昭和二十五年政令第33十八号）：第49条等</p>	<p>■一定の要件を元に3,000㎡の基準の緩和（例5,000㎡）</p>	国土交通省	建築物の防火・避難規定は、国民の生命、財産の保護を回る観点から、在館者の避難安全性はもちろんだこと、火災による倒壊、建築物の内部での延焼や建築物の外部への延焼を抑制することを目的としています。 <p>建築物の防火・避難規定は、国民の生命、財産の保護を回る観点から、在館者の避難安全性はもちろんだこと、火災による倒壊、建築物の内部での延焼や建築物の外部への延焼を抑制することを目的としています。</p> <p>建築基準法第21条第2項については、平成26年の法改正により、延べ面積3,000㎡を超える木造建築物等については、壁や柱などの主要構造部を耐火構造とする以外に、床面積3,000㎡ごと壁等による区画をする設計法も可能としております。</p>	<p>現在3,000㎡を超える木造建築物はH26年の法第21条第2項改正による「壁等」を用いた設計手法やS26年の住防発第14号「みなし別棟」を用いた設計手法等があり、またH30年の法21条第1項改正等近年木造建築の設計手法の採用は増加しています。一方、「壁等」や「みなし別棟」を設けることにより、プラン制限、デザイン自由度、コスト増加等の要因が木造採用のネックとなっております。本提案は、面積緩和と条件としてICT活用による遊覧ソリューションに加え、延焼防止対策としての外壁緑被対策（灌水・散水設備を消火にも利用）を行うこととし、これらによって環境価値の高い木造建築の拡大に取組みたいと考えています。</p>	国土交通省	ご提案のあった緑被率の規定や散水設備等の消火利用については、建築基準法第21条2項が目的とする周囲への危険防止の効果が現時点で明らかではないため、技術的に安全性を有するか、慎重に検証する必要があります。現行法令では、耐火性能検証法を活用することで建築基準法第21条第2項への適合が可能となるほか、内装制限については、避難安全検証法（R2年度に拡充）を活用することで適用除外とすることが可能です。また、建築基準法第38条に基づき、国土交通大臣が法第21条2項に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては特殊の構造方法又は建築材料を活用することができるため、ご参考ください。なお、建築基準法第21条第2項は、在館者の避難安全性の担保を目的とした規定ではない旨ご留意ください。
沖縄県石垣市	16	■IMGの日本版（スポーツパーク）と教育改革（未来都市のグローバル・国際競争力を高めるための手法にスポーツを活用）	<p>■世界屈指の米国IMGの日本版【スポーツパーク】をスパンシティ構想で展開する。</p> <p>①スポーツ教育機関（中高一貫進学校）のインターナショナルスクール</p> <p>②短期スポーツ留学・短期キャンプのスポーツアカデミー</p> <p>③外国人就労者の門戸を広げるホテル・介護支援養成学校の併設</p> <p>④大胆な教育改革</p>	<p>■日本版IMGにより、スポーツを機軸とした英語教育環境により、国内留学や東南アジア諸国からの日本留学を支援及びホテル・介護支援の外国人就労者の育成を支援。</p>	<p>■学校教育法：インターナショナル中高一貫校の一条項の認定（※日本国内ではスポーツ教育カリキュラムのインターナショナルスクールが一条校として認可された前例がない）。</p> <p>■学校教育法施行規則：</p> <p>①就学期間を9月入学～6月卒業への変更。</p> <p>②学習指導要領等に基づく中で、本校独自のカリキュラム編成の幅広い認可。</p>	<p>■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）：第1条</p> <p>■学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第11号）：第59条、第79条、第104条等</p>	<p>■学校教育法施行規則： ①就学期間4月入学、3月卒業の定めを全校9月入学、6月卒業に変更。 ②教育課程・学習指導要領の中でカリキュラムマネジメントに本校の独自性の認可。例えば、国内外の本校以外の指導者からのリモート授業、英語環境の中でのスポーツ授業と英語授業の同時履修のカリキュラム取得、SDGsを題材にした文理芸術融合のカリキュラム編成の認可。</p>	文部科学省	（インターナショナルスクールの一条校認定及び独自のカリキュラム編成について） 「インターナショナル中高一貫校の一条校の認定」及び「学習指導要領等に基づく中で、本校独自のカリキュラム編成」の示すところが明らかではないため、現時点で明確な回答は難しいですが、独自のカリキュラム編成については、現行制度でも既に、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成すること が可能となっており、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきます。（9月入学について） 「秋季入学」は、社会全体に影響を及ぼすものであり、就学前の子供に与える影響や保護者の理解、学校や市町村など現場の負担、在学期間が延びることへの懸念など様々な課題があることを踏まえ、制度として直ちに導入することは想定していませんが、継続して検討していくべき課題と認識しております。	<p>本アカデミーはアジア・オセアニア諸国からの留学生50%、日本国内からの留学生50%の人員構成を目指す。そのために、現行の学校教育法に定められる学期制を適用せず、海外からの学生が留学しやすい9月入学とする必要がある。留学生の卒業後の進路として最も希望が強いのが、米国の大学への進学希望が考えられるため、同カリキュラム履修者に日本の一条校と同等の卒業資格を付与。</p>	文部科学省	（9月入学について） 「秋季入学」は、社会全体に影響を及ぼすものであり、就学前の子供に与える影響や保護者の理解、学校や市町村など現場の負担、在学期間が延びることへの懸念など様々な課題があることを踏まえ、制度として直ちに導入することは想定していませんが、継続して検討していくべき課題と認識しております。なお、公立の学校の学期は、市町村の設置する学校にあっては当該市町村の教育委員会が定めることとされております（学校教育法施行令第29条第1項）。 <p>（教育課程について） 学校教育法第1条に定める日本の教育課程による必要があります。また、教育課程特例校制度において、学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱うことなどの要件を満たした上で、学校や地域の実態に照らし、特別の教育課程を編成することが可能となっております。例えば、米国のカリキュラムを学習指導要領上の教科等として読み替えて取り扱いたい場合、本制度に申請いただくことをご考えられます。</p>
沖縄県石垣市	18	■災害から命を救済デジタル防災サービス【マイ・ハザード】	<p>■有事の際の位置情報利用に関する事前オプトインにより、パーソナライズされた総合防災サービスを提供。家族情報・日頃の行動情報（通勤ルート等）との連携を図り、高齢者、小学生の見守り機能、避難行動要支援者の安否確認など、各市民の活動状況に即した防災・避難情報の提供を実現。（事前オプトイン範囲に基づき、複数地域間での防災・医療・介護情報の連携を図る）</p>	<p>■住民以外の旅行者等が被災した場合や市民が他地域への旅行中に被災した場合にも、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、位置情報と併せて個人の事前オプトイン範囲に基づき、防災・医療・介護情報を連携することで、最適な避難行動を、全ての滞在者に対して支援可能となる自治体における被災者台帳の整備対応や避難行動要支援者名簿の地域間連携にかかる行政コストの増大抑制及び削減効果が見込める。</p>	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に以下の記載がある。 「第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。」</p> <p>有事の際の位置情報と個人番号に紐づく防災・医療・介護情報の地域間連携まで規制緩和が必要。</p>	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）：第9条第2項</p>	<p>■事前オプトインに基づき、有事の際の位置情報と個人番号、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能とする。</p>	内閣府	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。これは、「個人番号は、匿名性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高いからとされる。マイナンバー法第19条16号は、こうした考え方にに基づき、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」について、特定個人情報の第三者提供を認める旨が規定されており、有事の際の特定個人情報の第三者提供を、事前のオプトインに基づき認めることは困難である。	<p>コロナ禍における災害時の避難について、健康面で特に配慮を要する方は、命の危険にさらされるリスクが高まる。旅行者等の住民以外の方々が被災する可能性もあることから、必ずしも避難者の全情報を事前に整理しておくことは困難であり、災害を含む緊急時に必要な防災・減災活動を行うことは個人側・行政（救助）側双方にとって望ましいことであり、そのため事前にマイナンバー及びマイナンバーに紐づく情報を共有しておき、「いざというとき」にだけ活用する事前のオプトインを行うことは、公共の福祉の増進に資すると考えている。</p>	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。」とされている。また、同法第19条16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」について特定個人情報の提供を認める旨が規定されている。ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討いただきたい。